# 大東文化大学百年史

中

題字　田中節山

# 凡　例

一、年号表記は西暦を主とし、各項の初出などに和暦を併記した。

一、人名など特別な場合を除いて、字体は新字体を用いた。

一、外国人名（中国・台湾・朝鮮・韓国を除く）はカタカナ表記とした。

一、叙述中の数字は原則として漢数字を用いた。ただし、引用文の場合は原則出典通りとした。

一、資料ないし引用は、以下の通りとした。

①　明らかな誤字・誤植は正しいものに改め、それ以外の部分で判断に迷う場合にはママの傍注を振った。

②　読みやすさを考慮して、適宜、句読点を補った。

③　仮名表記および仮名遣いは、原則として現代仮名表記・仮名遣いに改めた。

④　省略箇所および引用文中の注記は、［　］で示した。

⑤　今日では差別的と思われる表現については、歴史資料であることを考慮して原文のままとした。

一、注は付けず、引用等の出典表記は本文中に示した。

一、読みにくいと思われる漢字には、適宜、振り仮名を付した。

一、地域名としての満州は歴史的呼称として括弧で括らなかった。

# 目　次

凡　例……i
目　次……ii
口　絵

**概　観（中巻）**……1

戦後の教育改革と新制大学の設立　2
経済・社会の発展と教育改革の要請　4
中巻の構成　6

## 第四章　戦後学制改革と新制大学の発足

### 第一節　青砥仮校舎への移転と戦後復興……13

一　戦禍による校舎焼失時の状況……13
酒井忠正邸での授業再開　14
大東生の復員　15
教職員の公職追放　17
二　青砥仮校舎時代……19
酒井邸から青砥仮校舎へ　20
青砥仮校舎での生活　21
学費の値上げおよび学生大会の開催　24
戦後復興へ向けて学内の動き　25
寮歌のうたごえ　26
学内整備の過程　27
新制大学への移行準備　29
鵜澤總明　29
土屋久泰（竹雨）　32
**第二節　新制大学の設置と池袋校舎への復帰**……34
占領期改革と「大学」への一元化　34

一　新制「東京文政大学」の発足……38
戦後の教育改革／教育理念の変容　38
寄附行為改正と学則変更改正／新制大学移行への諸条件　39
女子学生の入学　42
新制大学「東京文政大学」の設置認可　44
法人名の変更　48
政治経済学専攻における東亜政経科の学問観の継続　49
二　池袋校地への再移転……50
後期池袋校舎へ　50
教員編成と設備の拡充　52
東京文政大学一期生の入学　53
校名の改称　54
創立三〇周年／「学院歌」「学生歌」の廃止と新校歌の制定　56
**第三節　大東文化大学復興計画と後期池袋校舎での生活**……58
一　大東文化大学復興計画……58
教職課程の設置　59
同窓会の動き　60

漢文存続運動と「漢文科」　62
二　安定的な財政基盤の確立と校地拡大への胎動……64
理事会における学内改革　64
学生不祥事　66
課題解決へ向けて　67
三　研究活動・教育活動・学生活動の活発化……69
書道講座　69
大東文化研究所の開設　70
漢学会・政経学会・日本文学会の発足　71
大東柔道整復専門学校・文政幼稚園の開設　72

**第五章　大東文化大学の振興と運営方針の策定**

**第一節　池袋校舎から板橋校舎への移転と創立四〇周年記念事業**……80
一　学内事務局の人事刷新と理事会の説明責任……80
「健全財政の確立」と「振興建設の推進」　81
二　寄附行為の一部変更について……84
一九五三年の大東文化大学への名称変更にともなう寄附行為変更　84

一九六〇年の法人名変更にともなう寄附行為変更　84
一九六一年の大学所在地変更にともなう寄附行為変更　86
三　大学を含めた大東文化学園の振興建設計画……86
大東文化大学創立四〇周年記念事業建設資金募集の実施　88
大東文化大学後援会ならびに大東文化大学父兄会の組織と連携　89
四　大東文化大学の位置変更届（池袋から板橋への校舎移転）……93
建設工事の進捗状況について　95
平島敏夫学長が抱く社会的な使命感　98
**第二節　新学部（文学部・経済学部）の設立と教育課程**……99
一　一九六一年の大学学部増設認可申請をめぐって……99
一九六〇年の大学学部増設認可申請の取り下げ　99
一九六一年の大学学部増設認可の再申請　101
二　本学の運営方針と教育上の特色（一九六一年）……104
一九六一年の大学の状況について　104
東京文政学院（夜間制）の廃止　105
三　一九六一年度の教育課程……106
大学学則の一部変更の届　106

担当科目の教員配置　108
四　一九六二年度の学部および学科の担当教員……109
一九六二年度の学科目および単位　109
大東文化大学学則　109
教職課程における樫村勝教授の着任　112
五　経済学部経営学科の増設と経済学科の入学定員の変更……114
学内における新学科増設の動き　114
経済学部経営学科の増設と経済学科の入学定員の変更届　115
経済学部の一九六二年度開講科目の時間表　119
経済学部の入学定員変更（一九六三年）　119
六　合同教授会の設置および運営……120
大東文化大学合同教授会の役割　120
一九六三年度の合同教授会での議事内容　122
七　学生の課外活動の一端……124
木曜短歌研究会（同好会）の熱心な活動　124
『歌集　むべの実』創刊号刊行　124
**第三節　東洋研究所・大学院文学研究科**……126

一　東洋研究所の設置と役割……126
学内附属施設のはじめ　126
東洋研究所の関係規程　127
東洋研究所の総合的共同研究　129
二　大東文化大学大学院文学研究科（修士課程）の設置……131
大学院文学研究科日本文学専攻・中国学専攻（修士課程）の設置認可申請　131
大学院文学研究科日本文学専攻・中国学専攻（修士課程）の開講学科目　133
**第四節　附設校（高等学校・各種学校・幼稚園）の開設**……135
一　大東文化大学第一高等学校……135
大東文化大学第一高等学校の開設　135
二　大東医学技術専門学校……137
中央柔道整復師養成所の開設　137
大東柔道整復専門学校の設置　138
大東医学技術整復専門学校への改称　139
大東医学技術専門学校への改称　140
三　大東文化大学附属青桐幼稚園……143
文政幼稚園の廃止と大東文化大学附属青桐幼稚園の開園　143

石井勲園長の漢字教育の取り組み　144
四　大東文化大学附属盈進幼稚園・小学校・中学校・高等学校（盈進学園から大東文化学園へ）……146
盈進学園の教え　146
大東文化学園への合併吸収　147
**第六章　東松山校舎の開校と板橋校舎の整備**
**第一節　東松山校舎の建設**……154
一　東松山岩殿長坂地区の国からの校地払い下げ……154
東松山校舎の建設に至る交渉過程　155
二　東松山・板橋開発計画にもとづく大東文化大学教養部の設置……156
大東文化大学校舎拡張事業にともなう教養部の設置　156
大東文化大学教養部の組織陣容　158
教養部の学科目編成　160
三　教養課程委員会の存在意義……162
教養課程委員会規程の制定　162
酒井清六教養課程委員長の教養教育観　164
四　大東スポーツ振興の画期……165

大東文化大学体育後援会の設置　165
体育部体育課の設置　166
大東文化大学体育連合会の活動充実に向けて　167
一九七〇年代以降の大東スポーツの活躍　169

**第二節　学部学科の増設**……171

一　文学部英米文学科の増設……171
新設の英米文学科の組織陣容　171
二　文学部外国語学科の増設……172
外国語学科増設をめぐる思い　173
新設の外国語学科の組織陣容　174
三　一九六八年度の教育組織……175
教養科目および学部専門科目（教職科目を含む）の教員配置　175
四　大東文化大学名誉教授規程および教員選考基準……175
大東文化大学名誉教授規程　175
教員選考基準　176
五　文学部教育学科の増設……177
新設の教育学科の組織陣容　178

六　外国語学部（中国語学科・英語学科）の設置……179
外国語学部の組織陣容　179
七　法学部法律学科の設置……181
法学部法律学科の組織陣容　182
法学部法律学科設置をめぐる思い　183
**第三節　学生定員の増加**……184
一　文学部英米文学科の新設と文学部・経済学部の学生定員増……184
英米文学科の新設と文学部日本文学科・経済学部の学生定員変更　184
二　文学部外国語学科の新設と文学部の学生定員増……185
外国語学科の新設と文学部中国文学科・英米文学科の学生定員変更　185
三　外国語学部・文学部教育学科の新設と文学部の学生定員増……186
外国語学部・文学部教育学科の新設と文学部日本文学科・中国文学科・英米文学科の学生定員変更　186
四　法学部の新設と経済学部の学生定員増……187
法学部の新設と経済学部経済学科の学生定員変更　187
**第四節　教育課程と大学院・研究所**……187

一　一九六八年三月の入学試験および合否判定について……188
入学試験の出題傾向　189
一九六八年度の入試合否判定　191
一九六八年度の外国人留学生と日本語講座の設置　192
二　大学紛争期における本学の動向について……193
大学紛争と他大学の郊外移転の動き　194
大東文化大学父兄会の動き　195
矢田部順吉講師による学生相談のカウンセリング　199
学生相談室「学生生活調査報告」に見る学生らの声　202
萩谷朴教授の大学論「研究と教育は一体」　205
三　一般教養課程・大学院・研究所……206
一般教養課程　207
大学院　208
研究所　212
**第五節　創立五〇周年と板橋校舎の整備**……216
一　創立五〇周年記念事業……216
大学創立五〇周年記念募金　217

板橋校舎の整備　218
二　大東文化大学父兄会の動き……219
嬬恋ゼミナールセンターならびに大東文化会館の開設　219
三　学園運営管理の基本方針……220
第三期五ヶ年計画　221

**第七章　キャンパス再開発と新学部の設立**

**第一節　東松山校舎の再開発事業**……227
一　学園管理運営指導要領の策定……227
金子昇理事長の学園理事会・評議員会（合同）での講演　229
二　学園の長期事業計画への着手……232
学園長期事業計画（昭和五六～六五年度）の策定　234
東松山キャンパス開発構想　235

**第二節　新学部（国際関係学部）の設立**……237
一　新学部（国際関係学部）の設置認可申請……238
新学部設置に際しての学内コンセンサス形成への動き　240

二　国際関係学部創設時の関係者らの証言……241
国際関係学部設置準備委員らによる新学部設置の抱負　243
三　国際関係学部の教員編成およびカリキュラム……245
**第三節　学生定員の増加と臨時定員増**……246
一　国の一九八六年度以降の高等教育計画……246
二　恒常的定員増の入学定員と臨時定員増……247
本学における臨時定員増　247
三　一九八六年度の入学試験結果……250
学生納付金（一九八六～八九年度）　251
**第四節　教育課程と大学院・研究所の整備、国際交流の充実**……252
一　大東文化大学附属盈進幼稚園・小学校・中学校・高等学校の分離……252
二　本学の組織施設、教育・研究課程……253
教養課程　254
大学院および専攻科　254
資格・免許取得（教職課程・図書館学講座・社会教育主事講座等）　255
別科日本語研修課程　257

国際交流の充実　258
研究所（東洋研究所・書道研究所・情報処理センター・体育センター・学部附置研究所）　260
学内学会　265
附属図書館　266
三　一九八八年度の新入生案内および就職活動案内……267
就職部が指導示唆する就職活動　270
四　大東スポーツの躍進……273
**第五節　創立六〇周年記念事業と学園全体の事業計画**……274
一　創立六〇周年記念事業……275
創立六〇周年記念式典・祝賀会の開催　276
創立六〇周年を迎えての本学関係者らの決意　277
新学生歌の誕生　280
記念事業・記念募金の実施報告　280
二　長期教育研究計画策定委員会の報告（建学の精神・カリキュラムの改善）……281
第一小委員会（理念検討小委員会）の報告　281
第四小委員会（教育計画検討小委員会）の報告　284

三　学園全体の運営方針・事業計画（一九八二～八五年度）……293
学園運営方針・学園事業計画に見る現状と課題（一九八二～八三年度）　294
学園事業計画に見る現状と展望（一九八四～八五年度）　297

**資　料**

**Ⅵ　戦後学制改革と新制大学の発足**……304
1　寄附行為変更の件（昭和二〇年一〇月一日）……304
1　大東文化協会寄附行為改正願　304
2　理事会決議録　304
3　大東文化協会寄附行為　305
4　寄附行為変更認可　307
2　学則改正の件（昭和二〇年一〇月一日）……308
1　学則改正願　308
2　学則変更（改正）認可　311
3　学則改正の件（昭和二一年三月一日）……312
1　学則改正認可申請　312
2　理事維持員会決議録　313

3　授業料値上げに対する理由書　316
4　学則変更認可　318
4　学則変更認可の件（昭和二三年二月五日）……319
1　学則変更認可申請　319
2　大東文化学院専門学校学則　320
3　理事並びに維持員会決議録　336
4　昭和二三年度及二二年度収支予算書　337
5　学則変更認可　348
5　大東文化協会役員名報告および寄附行為変更の件（昭和二三年一月三〇日）……348
1　役員名報告　348
2　理事並に維持員会決議録　349
3　大東文化協会寄附行為　350
4　寄附行為変更の件　認可　352
6　寄附行為変更申請　協会名称（東方文化協会）変更の件（昭和二三年一二月一五日）……353
1　協会名称変更認可申請　353
2　理事、維持員連合会決議録（写）　353
3　協会名称変更および寄附行為変更認可　354
7　新制大学設置認可申請（昭和二三年七月三〇日）……354

1　大学設置認可申請　354
2　大学設置認可　354
8　校名変更の件（昭和二六年二月五日）……356
1　校名変更届　356
9　学則一部変更の件（昭和二七年三月一五日）……356
1　学則一部変更届　356
10　大学教職課程設置の件（昭和二七年一〇月一〇日）……356
1　教職課程設置認可通知　356
11　校名変更の件（昭和二七年一二月二二日）……357
1　校名変更届　357
2　校名変更届受理　358
12　寄附行為一部変更の件（昭和三一年七月七日）……358
1　寄附行為一部変更認可申請　358
2　寄附行為一部変更認可　361
13　寄附行為一部変更の件（昭和三五年六月一日）……362
1　寄附行為一部変更認可申請　362
2　寄附行為変更認可　365
14　寄附行為一部変更の件（昭和三五年七月一五日）……366

1　寄附行為一部変更認可申請　366
2　校地・校舎変更届（経過報告）　369
3　寄附行為一部変更認可　369
15　寄附行為一部変更の件（昭和三六年五月四日）……371
1　寄附行為一部変更認可申請　371
2　寄附行為一部変更認可　373
16　寄附行為一部変更の件（昭和三五年一〇月二七日）……374
1　寄附行為一部変更申請　374
2　寄附行為一部変更認可　377
17　寄附行為一部変更の件（昭和三六年九月一日）……377
1　寄附行為一部変更認可申請　377
2　寄附行為一部変更認可　380
**Ⅶ　大東文化大学の振興と運営方針の策定**……382
1　大東文化学園運営方針および大学振興計画（大東文化大学・大東文化学園理事会）……382
1　昭和三四年一月一日　大東文化大学振興建設計画　382
2　昭和三五年四月一日　昭和三五年度運営方針および処理要領　384
3　昭和三五年四月一日　学校法人大東文化学園振興建設計画書　386

4　昭和三五年八月一日　学校法人大東文化学園建設実行計画書　389
5　昭和三六年三月八日　昭和三六年度運営方針ならび処理要領　390
6　昭和三七年四月一日　昭和三七年度運営要綱ならび実施要領　393
7　昭和三八年四月一日　昭和三八年度運営方針ならび実施要領　396
8　昭和三八年度における反省と三九年度運営の基礎要件　397
2　大東文化大学学部増設（文学部・経済学部）認可申請の件（大東文化学園・文部省）……399
1　昭和三六年一月二〇日　大東文化学園理事会決議録　399
2　昭和三六年九月三〇日　大東文化大学学部増設認可申請書　402
3　昭和三六年一一月二八日　大東文化大学学部増設認可申請書　一部訂正届　406
4　昭和三七年度文学部・経済学部の専門科目　407
5　昭和三七年度担当科目の教員配置　409
6　昭和三七年度経済学部の開講科目時間表　413
3　寄附行為の一部変更……415
1　昭和二八年　学校法人大東文化大学寄附行為　415
2　昭和三六年度教員調査表　419
4　板橋校舎への移転と創立四〇周年記念事業……422
1　昭和三六年五月三〇日　大東文化学園理事会決議録　422
2　昭和三六年八月二〇日　大東文化大学位置変更届　423

3　昭和三六年四月一日　大東文化大学創立四〇周年記念事業趣意　425
4　昭和三六年七月二八日　大東文化大学後援会趣意書　428
5　大東文化大学後援会活動報告　429
5　経済学部経営学科増設申請の動き……437
1　昭和三七年六月一四日　大東文化大学文学部学科増設委員会　437
2　昭和三七年六月一五日　大東文化大学経済学部学科増設委員会　第一回　437
3　昭和三七年六月二二日　大東文化大学経済学部学科増設委員会　第二回　437
4　昭和三七年七月九日　大東文化学園理事会決議録　438
5　経営学科の専門教育科目　439
6　大東文化大学大学院文学研究科（修士課程）の設置認可申請……440
1　設置要項　440
2　履修方法および修了の要件　441
3　開講学科目　441
4　教員組織　442
**Ⅷ　東松山校舎の開校と板橋校舎の整備**……443
1　東松山校地の開発および板橋校舎の拡充計画（大東文化学園理事会）……443
1　昭和四〇年四月一七日　大東文化学園理事会決議録　443

2　昭和四〇年四月一七日　昭和四〇年度運営計画書　445
3　昭和四〇年九月二一日　大東文化学園理事会・評議員会（合同）決議録　451
4　昭和四一年七月四日　大東文化学園理事会・評議員会（合同）決議録　453
2　東松山校舎開設後の学生および教職員……461
1　昭和四二年五月三一日　スポーツ課長の所見　461
2　昭和四二年六月三〇日　教養部学生課長の所見　463
3　昭和四二～四三年度の教養部学科目担当　465
4　昭和四三年四月の外国人留学生内訳　466
5　昭和四六年四月一日　文学部講師から新入生へ提言　467
3　大東文化大学体育連合会『スポーツ大東』および大東文化大学体育連合会東松山支部『たいれん』の創刊……469
1　『スポーツ大東』創刊に寄す　469
2　祝創刊　470
3　祝創刊　470
4　昭和四二年一一月一日　体連行事　第一回体育祭　471
5　昭和四七年五月一〇日　『たいれん』創刊号発行にあたって　473
4　学部学科の増設……475
1　新設の文学部英米文学科教育課程　475

2 英米文学科専門教育科目担当 476
3 新設の文学部外国語学科教育課程 477
4 外国語学科専門教育科目担当 478
5 昭和四三年度の教養科目担当 478
6 昭和四三年度の学部専門科目（教職科目を含む）担当 480
7 新設の文学部教育学科教育課程 481
8 教育学科の専門教育科目担当 482
9 新設の外国語学部教育課程 483
10 外国語学部の専門教育科目担当 483
11 新設の法学部法律学科教育課程 485
12 法学部の専門教育科目担当 485

5 大学院 487

1 新設の大学院文学研究科中国学専攻博士課程の教員組織 487
2 新設の大学院文学研究科日本文学専攻博士課程の教育課程 488
3 大学院文学研究科日本文学専攻博士課程の教員組織 488
4 新設の大学院経済学研究科経済学専攻修士課程の教育課程 489
5 大学院経済学研究科経済学専攻修士課程の教員組織 490

6 附設研究所 491

1　昭和四四年二月二八日　大東文化大学書道文化センター設立趣意書　491
2　昭和四五年四月二八日　大東文化大学幼少教育研究所設置に関する趣意書　491
3　大東文化大学幼少教育研究所長石井勲の「文字教育」論　492
7　本学創立五〇周年の関係者祝辞……498
1　昭和四八年一一月一日　大東文化大学長の祝辞　498
2　昭和四八年一一月一日　大東文化学園理事長の祝辞　498
**Ⅸ　キャンパス再開発と新学部の設立**……500
1　一九七〇年代後半の学園運営方針（大東文化学園理事会）……500
1　昭和五一年度　学園管理運営指導要領　500
2　昭和五二年度　学園管理運営指導要領　503
3　昭和五五年度　予算編成の基本方針　505
4　昭和五五年度　学園運営方針・事業計画　507
5　昭和五六年度　学園運営方針　509
2　大東文化学園長期事業計画の策定（大東文化学園理事会）……515
1　学校法人大東文化学園長期事業計画（昭和五六～六五年度）　515
3　大東文化大学特別研究費交付要領の策定（大東文化学園理事会）……526
1　大東文化大学特別研究費交付要領　526

4　創立六〇周年を迎えた教職員らの思い……528
1　中国語大辞典の編纂を引きうけて　528
2　創立六〇周年にあたりて　530
3　六〇周年記念日を迎えて　531
5　昭和六一年度入学試験問題の傾向と対策……533
1　入試問題ワンポイント・アドバイス（傾向と対策）　533
6　国際関係学部の教員編成およびカリキュラム……538
1　国際関係学部の昭和六一年度カリキュラム　538
2　国際関係学部国際関係学科の昭和六二年度教授要項　539
3　国際関係学部の教員編成　555
7　臨時定員増申請にあたる経済学部・外国語学部・法学部……556
1　昭和六〇年度経済学部・外国語学部・法学部の教員担当科目　556
8　資格・免許取得（平成元年度の教職課程・図書館学講座・社会教育主事講座等）……563
1　教職課程　563
2　図書館学講座　564
3　社会教育主事講座　564
4　取得可能な資格　564
9　一九八〇年代の国際交流の充実……566

大東文化大学百年史編纂委員会委員

1　大東文化大学と北京外国語学院の相互交流に関する協定事項　566

青砥の里の運動会
豊島園グラウンドにて
1947（昭和22）年

大東文化学院青砥仮校舎正門の立て看板
「憲法発布記念公開講演会」
1946（昭和21）年

「南寮祭」 戦後に再開した寮祭
演目はマライの踊り　1947（昭和22）年

青砥仮校舎時代の志道寮
1947（昭和22）年頃

池袋校舎へ復帰を果たした
1949（昭和24）年

大東文化大学要覧
1954（昭和29）年

文政幼稚園卒園式
1953（昭和28）年 3 月

大東文化大学図書館・文政学部研究室
1954（昭和29）年頃

大東文化大学 4 期生88人の卒業式
1956（昭和31）年 3 月

後期池袋校舎・
大東文化大学正門
1960（昭和35）年頃

学校法人大東文化学園振興建設計画書（『昭和三十五年理事会決議録（資料編）』）
1960（昭和35）年 4 月 1 日

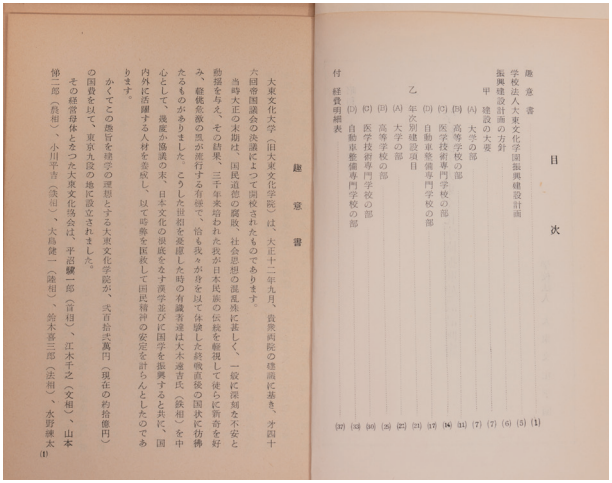

趣意書

大東文化大学（旧大東文化学院）は、大正十二年九月、貴衆両院の建議に基き、才四十六回帝国議会の決議によつて国校されたものであります。

当時大正の末期は、国民道徳の腐敗、社会思想の混乱殊に著しく、一般に深刻なる不安と動揺を与え、その結果、三千年来培われた我が日本民族の伝統を軽視して徒らに新奇を好み、軽佻浮薄の風が流行する有様で、恰も我々が身を以て体験した終戦直後の国状に彷彿たるものがありました。こうした世相を被憫した当時の有識者達は大木遠吉氏（鉄相）を中心として、滅亡が危惧の末、日本文化の根底をなす漢学並び仁国学を振興すると共に、国内外に活躍する人材を養成し、以て時勢を匡救し国民精神の安定を計らんとしたのであります。

かくてこの趣旨を理学の理想とする大東文化学院が、弐百拾弐萬円（現在の約拾億円）の国費を以て、東京九段の地に設立されました。

その経営母体となつた大東文化協会は、平沼騏一郎（首相）、江木千之（文相）、山本孫二郎（農相）、小川平吉（逓相）、大島健一（陸相）、鈴木喜三郎（法相）、太野謙太



目次

趣意書
学校法人大東文化学園振興建設計画
甲　建設の大要
(A) 大学の部 (1)
(B) 高等学校の部 (6)
(C) 医学技術専門学校の部 (7)
(D) 自動車整備専門学校の部 (7)
乙　年次別建設項目
(A) 大学の部 (14)
(B) 高等学校の部 (21)
(C) 医学技術専門学校の部 (25)
(D) 自動車整備専門学校の部 (30)
付　経費明細表 (32)

昭和三十五年四月一日

学校法人大東文化学園振興建設計画書

学校法人　大東文化学園

第39回大東祭
1961（昭和36）年

開設当時の板橋校舎での園樹作業
1960年代

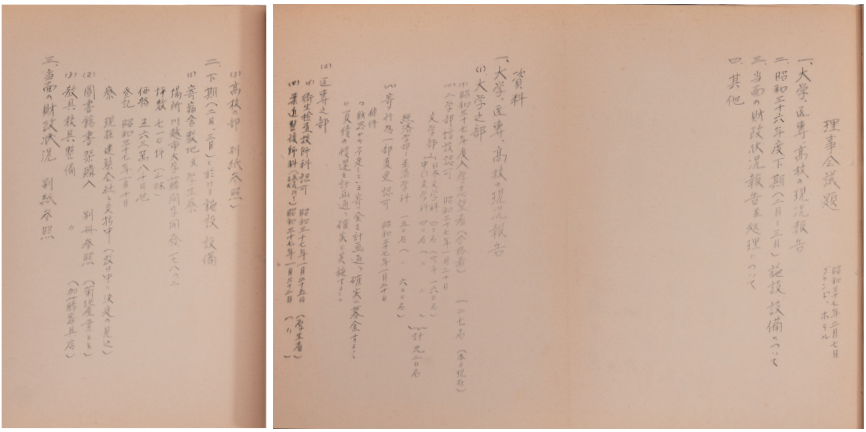

理事会試題

一、大学医専・高校・現況報告
二、昭和三十六年度下期（八月一日）施設設備について
三、当面の財政状況報告並処理について
四、其他

資料

一、大学医専・高校・現況報告
(1) 大学之部

初の大東文化大学第一高等学校入試報告
（『昭和三十六年理事会決議録』）
1962（昭和37）年２月

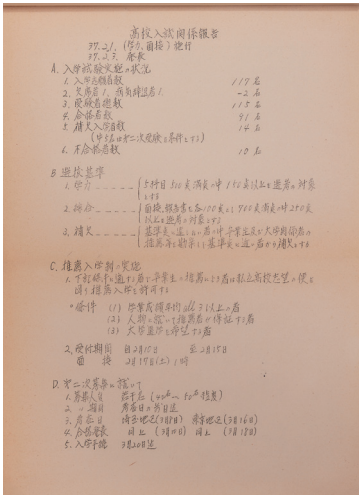

高校入試関係報告

A. 入学試験実施の状況
1. 入学志願者数 117名
2. 受験者 / 病気辞退者 / -2名
3. 受験生徒数 117名
4. 欠席者数 9/名
5. 補欠入学者数 14名
（甲組の第二次受験を条件とする）
6. 不合格者数 10名

B. 選抜基準
1. 学力 ― 5科目 150点満点中 / 150点以上を選抜の対象とする
2. 身体 ― 面接、報告書で50/100点以下60点満点中220点以上を選抜の対象とする
3. 補欠 ― 基準点に近い者の中で学業成績と人物共に優れた者を順次補欠とする

C. 選抜入学試験の実施
1. 下記條件に適する学業生を指導のもと本校に入学を希望する保護者に対し選抜入学試験を行う
・條件 (1) 学業成績平均 3/2 以上の者
(2) 人物ともに推薦者の保証ある者
(3) 大学進学を希望する者
2. 受付期間 自 2月15日 至 2月18日
面接 2月17日(土) /時
D. 第二次募集の概要
1. 募集人員 若干名 (40名～50名程度)
2. 入学期日 募集日の翌日より
3. 募集日 両国地区(2月18日) 春日部地区(2月16日)
4. 合格発表 同上 (2月20日) 同上 (2月22日)
5. 入学手続 3月20日迄

開設当時の大東文化大学第一高等学校全景

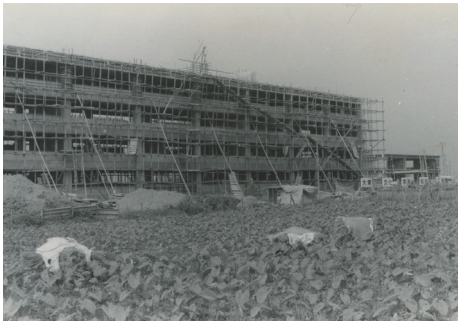

1962（昭和37）年度に開校する大東文化大学第一高等学校の建設工事

経済学部経営学科の増設（1963［昭和38］年度）申請への動き（『昭和三十七年理事会決議録』）

1962（昭和37）年

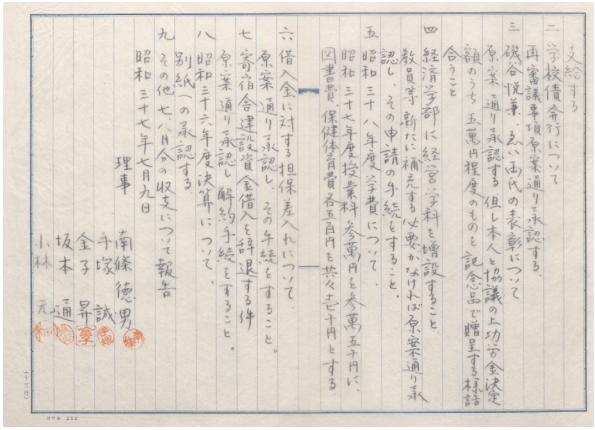

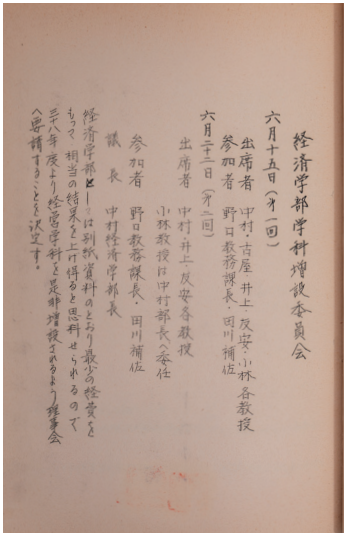

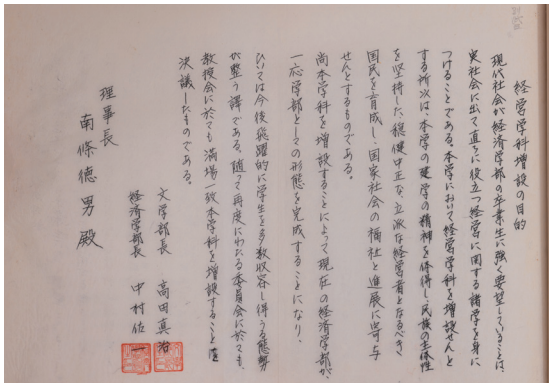

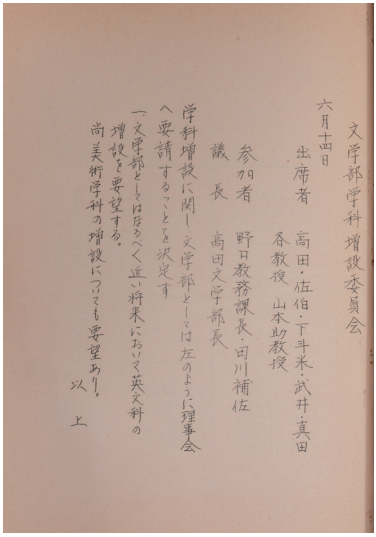

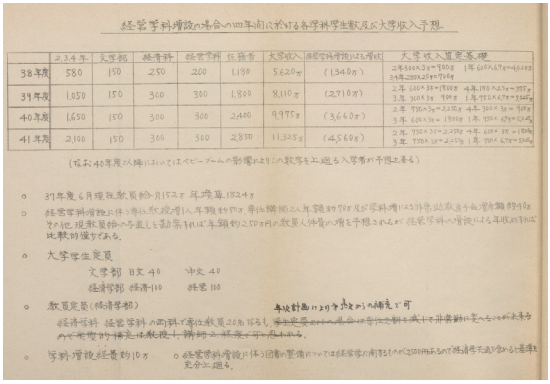

第 1 回大東文化大学体育祭手拭い
1967（昭和42）年

第 2 回大東文化大学体育祭手拭い
1968（昭和43）年

第46回大東祭
パンフレット
1968（昭和43）年

◀大東文化大学緑桐委員会『緑桐』
1967（昭和42）年 4 月から刊行

大東文化大学広報室『評点』
1970（昭和45）年 2 月から刊行

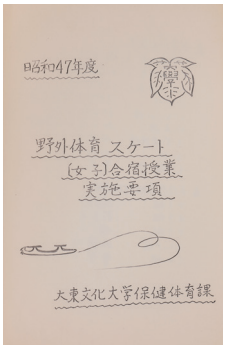


◀スケート［女子］合宿授業要項
（保健体育課企画）
1972（昭和47）年７月

水泳［男子］合宿授業要項▶
（保健体育課企画）
1972（昭和47）年７月

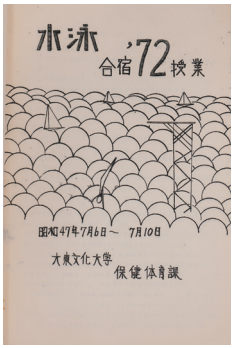

第21回全日本大学駅伝対校選手権
大会優勝
1989（平成元）年度

第６回全日本大学駅伝対校選手権
大会優勝
1974（昭和49）年度

◀第23回全国大学ラグビーフットボール選手権大会初優勝
1986（昭和61）年度

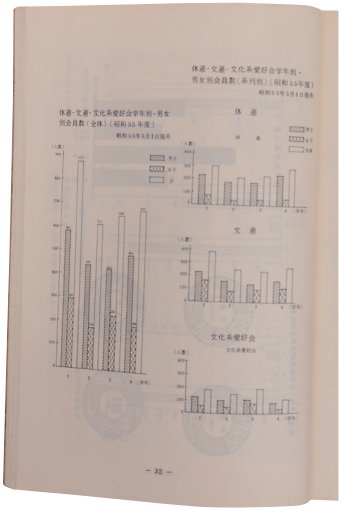


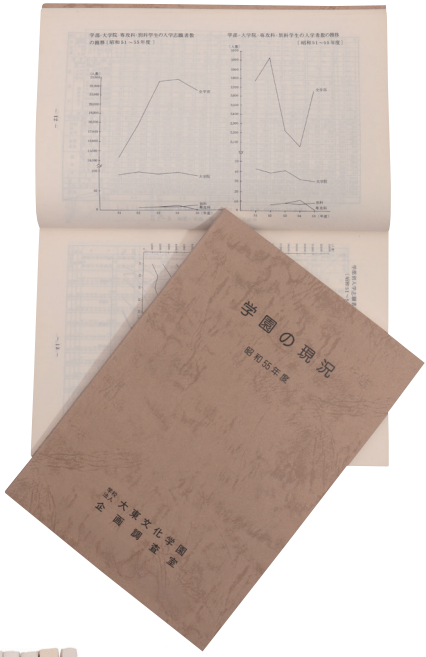

大東文化学園企画調査室『学園の現況』（現・総合企画室総合企画課所蔵）
1981（昭和56）年２月から刊行

# 概　観（中巻）

本書（中巻）が扱う時期は、敗戦前後から、元号が変わった平成期に入った頃、すなわち、一九四五（昭和二〇）年から一九八九（平成元）年頃までのおよそ四〇年間余りである。

敗戦以降から、ベビーブーム、高度経済成長、学園紛争、石油ショック、バブル経済に至るというそれぞれの歴史的な節目の過程において、高等教育機関への進学率も上昇するといった大衆化時代を迎え、本学も日本の私立大学として、一九六〇年代以降、板橋校舎・東松山校舎を有しながら、時代や社会のニーズに適した学部学科の増設を重ね、急増する学生増の受け入れに基本的に対応できたものと言えよう。また、一九六〇年代後半の学園紛争や一九七〇年代の石油ショックなどの影響下においても、対応に苦慮しながらも、堅実な学園運営を基本として、基盤となる学内関係諸施設の整備充実を強化していった点も、続く一九八〇年代の臨時学生定員増の受け入れならびに新学部（国際関係学部）の設立へと導く、本学としての土台となったものと考えられる。

中巻が扱う時期は、総じて経営と教学との両面のバランスをいかにとらえ、適切に対応するかが常に難しい状況にあった。一八歳人口が一九九二年にピークに達した背景があり、そのようななかで本学が私学としての独自色をいかに発揮して、学園としてより発展充実していけるかが問われたのである。

## 戦後の教育改革と新制大学の設立

一九四五（昭和二〇）年八月、我が国は英米などの連合国が提示したポツダム宣言を受諾し、敗戦を迎えた。連合国の対日本占領は、アメリカを中心としたＧＨＱ／ＳＣＡＰ（連合国軍最高司令官総司令部）によって実施され、戦前期に見られた日本の極端な国家主義と軍国主義を一掃し、民主化を目指すものとなった。「日本教育制度ニ対スル管理政策」（一九四五年一〇月）、「教員及ビ教育関係官ノ調査、除外、認可ニ関スル件」（同年同月）、「国家神道、神社神道ニ対スル政府ノ保証、支援、保全、監督並弘布ノ廃止ニ関スル件」（同年一二月）、「修身、日本歴史及ビ地理停止ニ関スル件」（同年同月）といった、いわゆる教育の四大指令によって、戦前期に重視された国家神道との関わりが否定されて、軍事教練や修身教育なども即刻廃止され、国家主義・軍国主義を鼓舞した教職員を追放することが命じられたのである。

一九四六年三月、ＧＨＱ／ＳＣＡＰの要請を受けて派遣された第一次米国教育使節団は、日本の教育改革の方向性を示した報告書をまとめた。この報告書の内容は、単線型教育制度システムとしての六・三・三・四制や中央集権体制を是正する地方教育委員会制度の導入、大学における一般教育や公民教育としての社会科を新設するなど、抜本的な改革提言を掲げたものであった。一九四六年一月、昭和天皇が自らの神格化を否定した「人間宣言」を行い、同年一一月には、民主主義・平和主義・基本的な人権の尊重を掲げた日本国憲法が公布された。この憲法策定の過程で、教育条項の審議も行われ、戦前期の国家主義・軍国主義の精神的な基盤となった教育勅語の存廃も問題とされた。教育の根本となる法は、勅令ではなく法律によって定められる（教育の法律主義）とし、政治的にも宗教的にも教育の独立性（教育の中立性）が保証されることになった。

一九四六年八月、内閣総理大臣の諮問機関として設置された教育刷新委員会によって、教育基本法の法案審

議が重ねられ、成文化作業が進められた結果、翌年三月には、教育基本法（法律第二五号）が公布された。教育基本法は、前文と一一ヶ条からなる教育の最高法規として位置付けられた。教育基本法は、政治・宗教などからの不当な支配に左右されない中立な教育行政を行い、教育を受ける権利を保障する男女共学・義務教育・教育の機会均等を実現し、個性豊かな文化の創造を目指すとした。この教育基本法の公布・施行を受けて、教育勅語は精神的な自然法であるという一部の根強い支持者の主張を払拭するために、一九四八年六月には、衆参両議院の国会で教育勅語の失効確認の決議がなされた。

戦後の教育基本法の精神にもとづいて、教育基本法が公布された同日に、六・三・三・四制といった単線型の学校教育制度を規定した学校教育法も公布された。そして、小・中学校の九年間を義務教育年限と定め、戦前期に区別されていた中学校・高等女学校・実業学校という中等教育機関を新制中学校に一元化し、従来一部の者に限定されていたエリート養成機関であった旧制高等学校を廃止し、新制高等学校・新制大学を国民に等しく開かれるものとした。新制高等学校は、男女共学制・学区制・高等普通教育と専門教育を併せ行う総合制を原則として、占領軍の地方軍政部の指導・尽力もあって、一九四八年四月に成立した。新制大学は、自主的な各大学学長らから構成された大学基準協会が作成した大学基準（文部省の大学設置委員会でも大学設置基準として採用）をもとに、同年には公・私立一二大学が、翌年には、旧制高等教育機関を包括・統合、または昇格した新制大学一七四校が発足した。また、戦前期に教員を専門的に養成していた師範学校・青年師範学校・高等師範学校などの旧制の教員養成諸学校も、国家による閉鎖的な教員養成機関であったとする反省から、新制大学の成立を受けて、大学における開放制の教員養成課程が採用されることになった。

なお、戦後の新制大学である私立大学については、一九四九年に定められた私立学校法によって、私立大学

の設置母体は学校法人（公の性質を有し、教育以外の目的で学校経営できないもの）であると確認されたと言えよう。戦前期の大日本帝国憲法体制下の私学と比べると、戦後の教育法制上で、その自主性や公共性を尊重されたが、逆に自主性を重んじ、公共性を高め、健全な発達をはかるという課題への対応は、私立大学をはじめとした私学全体にとって必ずしも容易なことではなかった。

### 経済・社会の発展と教育改革の要請

敗戦後に発足した新制大学は、一九六〇年代以降、新たな時代に応じた情報化・国際化社会の到来に合わせて、大学の学部・学科の増設を重ねて、急速な成長拡大を遂げていくことになった。高度経済成長を迎え、さらなる安定成長へと進行する過程で、国民所得水準の上昇や第二次ベビーブームなどもあって、高等教育機関への進学者も増大するという、高等教育の大衆化が背景としてあった。

しかし、実際の新制私立大学の多くは、戦災時に多大な被害を受けており、加えて敗戦後の急激なインフレーションなどにより、学園の財務状況として見れば、かなり厳しく難しい学校運営を迫られていた。そうしたなかで、必要な教職員の配置や施設設備の増設をはかりながらも、私立大学として各学校独自の発展を目指して、具体的な諸施策を実行していった。この時期、学部学科の増設申請が認可される際の附帯条件として、大学としての十分な質（校地施設の整備、教職員の充足配置など）の保証確保がしばしば指摘されており、それらが多くの私立大学の将来的な課題と認識されていた。一九六〇年代以降、日本の新制私立大学は急激に拡大発展を遂げながら、学生のマジョリティを受け入れて興隆したが、実際にはさまざまなきしみを秘めていたのであった。

それは、一九六〇年代末から七〇年代初頭にかけて、全国的な大学紛争の勃発という事態としてあらわれた。

この時期の大学改革の主要な課題としては、学園の教育条件の低下や大学の都市圏への過度な集中、進学機会の地域格差といったものが挙げられるであろう。そのようななかで、私立大学への経常費補助が始まり、大学紛争をこれ以上加熱化しないよう努め、また一九五九（昭和三四）年の「首都圏の既成市街地における工場等の制限に関する法律」の制定によって、東京二三区を含む制限区域での大学増設を制限し、一九七〇年代半ばから八〇年代半ばにかけての高等教育の計画的整備（一九七六年の「高等教育懇談会報告」および一九七九年の「大学設置審議会大学設置計画分科会報告」）によって、郊外移転や地方設置も推進されていったのである。本学も、一九六七年には、いち早く教養課程を教養部として東松山校舎（埼玉県東松山市）に移設をはかっている。

一九七一年の中央教育審議会の答申「今後における学校教育の総合的な拡充整備のための基本的施策について」で、労働力の需要や進学率の予測見通しから、明治初期と第二次世界大戦後の教育改革に続く「第三の教育改革」と位置付け、高等教育の計画的な整備の必要性が提唱された。一九七〇年代後半（昭和五〇年代）以降、一八歳人口の大学収容人数がほぼ安定した段階を迎えて、私学としての教育研究水準の向上や特色ある立地地域上の発展などを重点化していくために、一九七九年一二月の国の大学設置審議会大学設置計画分科会は「高等教育の計画的整備について（昭和五〇年代後期・高等教育計画）」を公表した。これを受け、本学も一九八〇年度を学園の長期計画・財政計画樹立の開始年度として定めた。そこでは、国際性豊かな学園への発展・スポーツ振興策の充実に加え、財政基盤の確立と財政運営の永続的安定への指向（経営の合理化と経費の節減）、教育・研究の内容充実と特色化の推進が挙げられた。また一九八二年一月に策定された「学校法人大東文化学園長期事業計画」（昭和五六～六五年度）では、国の戦後の高等教育政策（一九七六年の「高等教育懇談会報告」および一九七九年の「大学設置審議会大学設置計画分科会報告」）が大都市集中の抑制と地域配置の適正化を促進する方

向であるので、新学部の増設も含めた教育環境の整備を東松山校舎（埼玉県東松山市）中心に想定し、より理想的な教育環境を求めて、ほかに類のない特色ある文科系の総合大学としての飛躍的な発展を地元地域社会との連携・交流を基調としながら進める、とした。そして、創立六〇周年を迎えた一九八三年には長期教育研究計画に関する委員会を組織して、建学の精神の確認や全学カリキュラムの改善といった答申を発表している。さらに、理事会で承認された学園全体（大学・第一高等学校・大東医学技術専門学校・青桐幼稚園）の将来的な事業計画については、一九八三年度の大東文化学園事業計画をはじめとした毎年の事業計画を『大東文化大学報』で示した。

**中巻の構成**

第四章から第七章までの内容を、ここで簡潔に触れておこう。

第四章「戦後学制改革と新制大学の発足」で描くのは、敗戦直後から戦災復興を遂げていく過程の様子である。戦火によって池袋校舎を失った大東文化学院専門学校は、青砥仮校舎へ移転中に新制大学への移行を果たした。大学としての体裁を整えるため池袋校地の再建が急がれた一方、初の女子の入学生が見られた画期的な時期でもあった。大学設置条件を満たすためにも教育環境の整備は必須であったが、敗戦後の学内改革と諸整備は容易なことではなかった。数回にわたる校名変更も含め、大東文化大学の戦後復興は多くの決断をともない進められたのであった。

続く第五章「大東文化大学の振興と運営方針の策定」は、一九五〇年代後半以降、堀田太郎常任理事らが中心となって、健全財政の確立（経営）をはかりながら、大学をはじめとした学園全体の振興建設計画を策定（教

学）し、本学として積極的に実行していく時期であった。この時期、新制大学としての諸施設の整備充実が問題視され、懸案であった狭隘なる池袋校地から脱却し、一九六一（昭和三六）年八月に、七二〇〇坪という板橋校舎（板橋区志村西台町）への移転が実現した。さらに文政学部という単独学部から、文学部（日本文学科・中国文学科）・経済学部（経済学科）の学部増設申請を試み、一九六二年四月に両学部が開設された。その際の財政的に主要な支援として、本学創立四〇周年記念事業の建設資金募集を掲げ大東文化大学後援会（初代会長：岸信介、事務局長：村田克巳）や大東文化大学父兄会（初代会長：下島儀貞、現・大東文化大学青桐会）も、その実務作業の中心的な役割を果たし、大学の校舎移転や校舎建設の推進がはかられたのであった。

さらに、第六章「東松山校舎の開校と板橋校舎の整備」は、第二次世界大戦以後の高度経済成長とともに、高等教育の大衆化を迎えて、一九六七年に、教養課程を東松山校舎（埼玉県東松山市）に教養部として移設を果たした時期から扱う。この東松山校舎開設を踏まえて、大東体育部体育課や体育後援会・学生自治会体育連合会も組織され、戦後の本学学生スポーツの発展充実もはかられていくことになる。さらに学生定員の増加や学部学科の増設も重ねられ、本学創立五〇周年を迎える一九七三年には、法学部法律学科が開設され、四学部九学科となった。

第七章「キャンパス再開発と新学部の設立」は、一九七〇年代後半以降、一八歳人口の動向を踏まえた国の高等教育政策との関連を受け、地域的な均衡のとれた、情報化・国際化のニーズに応えるべく教育・研究体制を整備充実させていくことを基本方針とする「学校法人大東文化学園長期事業計画（昭和五六～六五年度）」が策定された。そして一九八二年から足かけ七年の歳月をかけ、一九八八年に東松山キャンパス開発事業を完成させた。さらに、東松山キャンパスの開発計画とともに、新たな時代に即した国際的ジェネラリスト（教養学士）

の養成を目指して、一九八六年四月、国際関係学部（国際関係学科・国際文化学科）が設置されたのであった。教学の立場からの合同教授会も、新学部の設置にあたり必要とされる学内の教職員との協議や情報共有を理事会側に求めた。それに対して、理事長や学長・常務理事らからは、文部省側の意向ともすり合わせながら、本学の教学権が軽視・侵害されないように、十分に配慮して対応していくことが明言された。この新学部設置をはじめとして、大学・第一高等学校・大東医学技術専門学校・青桐幼稚園が、本学園全体として将来的な展望を目指して、現状の問題点や課題を直視しながらも、一九八三年度の大東文化学園事業計画をはじめ、毎年建設的な事業計画を策定していくのであった。

なお資料編に収録している関係資料は、執筆者らを中心に大東文化歴史資料館が収集してきた公文書を中心とした本大学・学園の記録資料群の一部であり、本文編の叙述における基本的な典拠となっている。今回の『大東文化大学百年史』編纂にあたって新たに発掘・収集できた貴重な資料も含まれており、この機会に本学の百周年を物語る資料として公開できたことは幸いである。

# 第四章　戦後学制改革と新制大学の発足

学生会主催の社会文化講座の立て看板
1946（昭和21）年

青砥仮校舎正門
1946（昭和21）年

池袋校舎へ復帰した頃▶
1949（昭和24）年

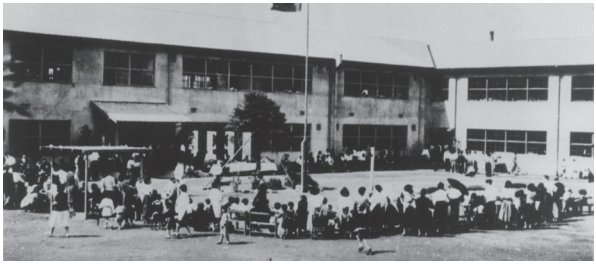

◀池袋校舎校庭で
行われた運動会
1950（昭和25）年頃

文政大学時代の教職員
1952（昭和27）年

運動会・伝統のイモ食い競争
1950（昭和25）年頃

大東文化研究所
1954（昭和29）年頃

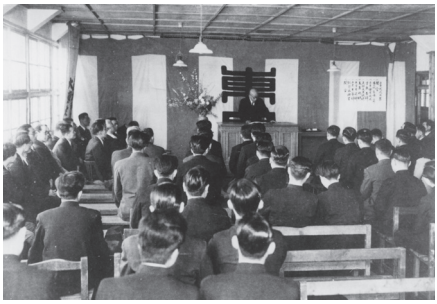

大東文化大学 1 期生卒業証書授与式
1953（昭和28）年 3 月

第 4 回大東文化大学漢学会
1961（昭和36）年

大東文化大学図書館
1954（昭和29）年頃

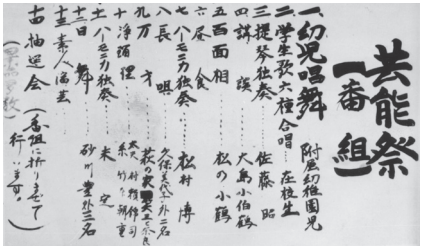


「芸能祭」（後の大東祭）
文政幼稚園々児との交流も
1955（昭和30）年頃

文政幼稚園園舎・正門
1951（昭和26）年頃

本章では、大東文化学院池袋校舎が戦禍により焼失した後、一九四五（昭和二〇）年八月に迎えた敗戦前後の本学の様子から、仮校舎にありながら新制大学として再発足し、池袋校舎の再建を果たしつつ復興を遂げていくまでの過程を描く。

戦時下、思想運動の取り締まりが強化されることで教育理念は統制され、大学教育は自由を失った状態に陥っていた。当時は学徒動員や学徒出陣、修業年限の短縮、軍事教練の必修化など、物理的な弊害も生じていた。また、戦時下に限ったことではなく、旧制期を通じて学問統制や自治への侵害という問題は時に深刻化することがあった。その結果として、敗戦とともに旧教育制度は全面的な見直しをはかられることとなったのである。

明治期における近代教育制度である「学校」の創設、つまり一八七二（明治五）年の学制公布から一九四五年の敗戦までの教育の歴史を端的にとらえれば、教育理念の確立と矛盾の露呈、そして崩壊であった。戦後の徹底的な改革により、高等教育機関は一元化がはかられ、理念の根本的な変容を求められることとなった。旧制専門学校は「大学」への移行の選択を迫られるとともに、教育目的に描かれる人間像にも革新的な変化が必要であった。こうした戦後改革と新制大学の発足は、近代高等教育史のなかでもっとも大きな変革であり転換点となった。

戦後改革期には大東文化学院も新制大学への移行か、廃校かの選択を迫られた。戦禍により校舎を焼失していた本学は、校地の再建を含めた新たな学校像と育成すべき人間像の模索を行ったのであった。

# 第一節　青砥仮校舎への移転と戦後復興

敗戦により戦争は終焉を迎えたが、戦禍がもたらした被害は甚大であった。第三章で見てきたように、大東文化学院の池袋校舎は一九四五（昭和二〇）年四月一三日深夜から一四日未明にかけての空襲により全焼したため、酒井忠正総長邸において授業が再開された。代替の仮校舎として酒井邸を使用した期間は、敗戦後もしばらく続くこととなった。

## 一　戦禍による校舎焼失時の状況

当時の学院生たちの残した日記などによれば、空襲の後の数日間は硝煙が立ち上り池袋校舎の周辺へ近づくことも困難であったことに加え、通学に利用された省線電車を中心とした交通機関は戦禍によって多くの区間で不通となっていた。同年四月一六日になって様子を見るために徒歩で登校した学院生たちは、焼け野原となった校舎周辺を灰燼で前がよく見えないなか、なんとか見当をつけながら進んだという。やっとのことで校地の焼け跡の確認を行い、その日から三日間ほどかけ、通学可能な学院生らが集まって焼け跡や周辺に散らばった書籍類などの片付けが行われた。漢籍を中心とした学院の紙片類は焼け焦げたまま周辺へ散り散りとなっている一方で、校地内にあった書庫のなかの貴重な資料や図書にも火の手がまわっており、それらをまとめていくとピラミッド状に積み上がり灰の山になったという。一九日朝も焼け跡の片付けにいったん集合したが、すぐに空襲警報が鳴り解散となり、その場でしばらく休校とする判断が行われ、同年五月一日から学校再開となる

旨が学院生らに告げられた。なお、一六日深夜には大東文化協会常任理事であった宮澤裕をはじめとする教職員数名が集い、校舎を失った今後をどうするかの協議が立ったままで行われた。その場に馬に乗ってあらわれた酒井忠正総長が授業再開のために自宅の一部を開放する旨を申し出たため、それを受け、校舎再建の目処がつくまで酒井邸を利用することとなったのであった。

### 酒井忠正邸での授業再開

こうして酒井邸において一九四五（昭和二〇）年五月一日から少しずつではあるものの、授業は順次再開された。淀橋区諏訪町四二番地にあった酒井邸内には、美術作品を制作することを目的にあつらえたアトリエがあり、このアトリエの一階を事務室兼本科教室に、二階の四畳半ほどの部屋と地下室とを本科および高等科の教室として整え、授業が行われることとなった。ただし、高等科の学生はほとんどが学徒出陣により徴兵されており、実際に登校できていた高等科生は一学年につき二名から三名の計五名程度で、本科生も通年の学徒動員で不在がちであり、それほど多くは残っていなかった。澤田總清・高田眞治など数名の教員が学内に残り授業を行ったが、漢籍を含む教科書類はほぼ焼失していたため、ほとんど手元に資料のないままの状態で講義が進められたにもかかわらず、淀むところがなかったという。

敗戦を迎えるまでの間の学校生活は、基本的には通年となっていた学徒動員と隣り合わせであった。授業は動員の合間に行われた。その後、同年七月一日より二ヶ月間を夏季休暇とした大東文化学院は、その間に敗戦を迎えたのであった。敗戦直後の混乱により、同年九月一日からとしていた授業再開は遅れ、大東文化学院に学院生が再度集結したのは九月二五日のことで、翌日より授業は再開された。

敗戦前後には音信不通になる者も多く、まずは集まれる者だけがわずかに集まったという様相であった。その後、年内には戦地からの復員や動員からの復帰学生が徐々に増えていき、室内では収まりきらなくなっていった。机も椅子も不足し、一部の授業は酒井邸の庭に出て青空の下での授業となった。図書や教科書などほとんどないなか、教師も生徒も一緒になって芝生の上に座りこんで行われた講義や車座になっての討論など、当時を経験した学院生たちには思い出深い日々となった。ただ、青空教室は雨の日が否応なく休講になってしまうという難点もあった。物資もますます不足する一方で、傘などもっていない人々も多く、雨の日の駅周辺は大混乱となって歩けないような時代であった。それでも同年一一月には学院の遠足も本科・高等科それぞれに企画されるなど、次第に活気を取り戻していったのである。

### 大東生の復員

大東文化学院一九期生である清水正行の著書『教育惑問』（同時代社、一九八二年）には、復員してきた際の状況が比較的詳細に残されている。清水は一九四二（昭和一七）年四月に大東文化学院本科第一部修身漢文科へ入学、戦時下であったため勉学の合間には学徒動員を経験しつつ、一九四四年九月に繰り上げ卒業を強いられた、もっとも戦況が厳しかった頃に在籍した大東生であった。卒業後すぐに徴兵され、戦地へと赴いた。敗戦後の一九四五年一〇月に復員、一九四七年七月より長野県東部町で高校教員をつとめるかたわら、長野県高等学校教職員組合専従役員・同組合執行委員長を二〇年以上にわたって歴任した。なお、復員から教職に就くまでに一年余りの時があるが、この間、長野県上田市にある大輪寺に身を寄せ、仏典を読む生活を送りつつ人生の思索を深めると同時に、退職後に故郷松代町（現長野市）に閑居していた大東文化学院時代の恩師飯島忠

夫をたびたび訪ねて旧交を温めた。

清水の著書には、大東文化学院時代の思い出や、飯島忠夫と長く続く師弟関係について詳細な記述が残されている。戦禍が激しくなった時期に在籍したため漢学を学べたのは実際には一年余りであったこと、入学後すぐさま勤労動員として「戦力としての存在を強いられるようになった」が、動員された先では夜になれば「論孟を語り、朱晦庵を論じ、そして宋学を論じ」「李杜を語り、淵明や白居易を語った」日々であったこと、そうした日々は「道を求めてやまざるもの」たちが集ったがゆえの「学院生活における教えの然らしめるところであり、その延長であった」（同書、二四ページ）などと、在学中の生活を表現している。また、清水自身は儒教のなかでもとくに「孟子を好んだ」（同書、三三ページ）と述べているが、敗戦直後の寺での生活から仏教にも精通することとなり、後に宗教者としての道元や親鸞についての学究者となっていくこととなった。

清水のもう一つの著書『是一心　清水正行遺稿集』（長野県高等学校教職員組合、一九八六年）に付された年譜からは、清水の生涯を知ることができる。それに加えて、同書は大東文化学院時代の同窓生二人へ宛てた書簡・ハガキ四点などを所収している。所収されているハガキは二葉あり、どちらも同窓生であった三沢三男宛で、一九四四年一一月一四日および同年同月二一日に出されたものである。戦時下、動員によって離れ離れで迎える卒業を目前に控え、互いの近況を報告しあった内容である。母校の中学校（旧制）で教職に就くことが決まったという三沢に対し、「大東で得たものを思う存分に発揮して万丈の気を吐かれる様祈る」「矢張り三沢君は大東健児だつた」「大東に於ける二年有半、又何時の日にか肩を叩いて当時が語れようか。本当に俺達は発展的解消であつたと思ふ」と動員先からのハガキに激励の気持ちを込めて記している。また、敗戦後の一九四五年九月頃と思われる時期、同じく同窓生の榊原茂夫宛に出した書簡には、「ツブシのきかない大東生たるや誰も

彼も可なりの苦しみを持つている」と、自身も含めて就職先の決まらない大東生たちの名前を挙げつつ、「どうせ閑でせうから出来たら東京で落会って大いに語つてみませんか」などと綴っている。「ツブシのきかない」というのは、とくに清水らの在籍した第一部修身漢文科のことを指していると思われる。修身漢文科は大東文化学院創設時より続く正統派漢学専攻コースであったが、それゆえに資格として取得できるのは中等学校の漢文科教員免許のみであり、教職への就業も狭き門で厳しかったのである。

両書を通じ、恩師飯島忠夫の名前が多く確認される。飯島は前述したように長野県松代町出身であり、東京帝国大学選科を修了した文学博士であった。東洋史学を専門とし、主著に『支那古代史論』がある。学習院中等科教授・東宮御学問所御用掛をつとめるかたわら大東文化学院教授となった。退職後は松代へ戻り静かな生活を送っていたが、一九五四年九月に死去するまでの九年間を思いがけず教え子の清水と交流することとなった。清水は大東文化学院に在学中、滞納していた学費を飯島が何も言わずにひそかに肩代わりしてくれていたという恩もあり、復員時には生家の両親へ会うより前に飯島のもとを訪ねたエピソードが紹介されている。敗戦直後に訪れた飯島の自宅において、恩師の苦しい生活を見た清水は、たびたび訪ねては食料などを届けたことから交流が再開した。二人のやりとりから飯島晩年の学問的交流の様子を知ることもできる。

**教職員の公職追放**

連合国軍最高司令官総司令部（ＧＨＱ／ＳＣＡＰ）が日本に設置されると、すぐさま戦争に協力的であった者など、特定の関係者が公職に就くことを禁じた占領政策が指令された。とくに教育機関に関しては「教職員の調査、精選、資格決定に関する覚書」において、軍国主義的または極端な国家主義的な教職員とされた者は

追放措置となった。

当時、大東関係者のうちから公職追放となった教職員は複数存在するが、そのなかに藤澤親雄がいた。藤澤は一九一九（大正八）年に日本エスペラント学会を発足させたことで知られ、小坂狷二や浅井恵倫とともに設立に携わり、エスペラント運動を精力的に展開した。その経歴としては、農商務官僚から九州帝国大学教授を経て、一九三五（昭和一〇）年に大東文化学院教授に着任した。以降、公職追放を受けるまで、藤澤の在任期間はおよそ一〇年間であった。この間、大東文化協会機関紙なども含めて多くの論稿を協会や学院の刊行物のなかに発表しているが、これらの論稿は歴史のなかに埋もれ、ほとんど確認されないままとなっている。たとえば、大東文化協会出版会からドイツ語で発表した『JAPAN ALS GEISTIG KULTURELLE WIRKLICHKEIT』（DAITO-BUNKA-KYOKAI,TOKYO,APRIL 1936）などもその一つである。

藤澤は、戦前の大東文化学院において亜細亜部を牽引し、東亜政経科の部長として本学を導いた存在であった。田中逸平と並び、学内のアジア理解に関する教育に深く携わったと言えよう。藤澤が皇道政治学の担当教授として招聘されると、同年度より「亜細亜事情」といった科目が発足したことも、一九三八年に三部制を導入し東亜政経科を設けることとなった道筋の一つとなっていったと指摘できる。一九四一年二月に大東文化学院の運営体制に「両次長制」が導入され、学務長に飯島忠夫、庶務長に土屋久泰が就任すると、教務課長として高等科一期生で教授であった澤田總清が着任、新体制の中で大東文化学院の発展がはかられた。同年は教員組織にも大きく変更があった。草創期を支えた内田周平・細田謙藏・國分高胤（青厓）が第一線を退き名誉教授となり、新たに第一部部長に飯島忠夫、第二部部長に平野彦次郎、第三部部長に藤澤が就任した。藤澤は刷新された学内において、新たな時代へと移行していく激動の大東文化学院を支えた一人であった。

ただし、一九三四年より文部省国民精神文化研究所（「精研」）嘱託となり「法政科」に所属、同研究所の実質的責任者として運営に携わったことなど、その経歴や思想を問われ公職追放となった。「精研」は、「皇国教学ノ指導者トシテノ信念ト識見トノ醇化」を指導方針とする機関であり、ＧＨＱから超国家主義組織として解散命令が出された組織である。藤澤だけでなく、「精研」における活動等を問われ、「歴史科」に所属した西田直二郎や「自然科学科」に所属した杉靖三郎なども公職追放となった。藤澤はほかにも、大政翼賛会東亜局長などを歴任していたことも影響したのであろう。なお、藤澤は一九五五年に追放解除となり公職復帰、同年より日本大学教授、一九五八年に日本文化連合会を結成、一九六一年から国士舘大学教授となったが、一九六二年七月に死去した。藤澤は国家主義者としてファシズムを推進したことなどで知られており、そうした皇国思想につながる研究自体が戦後否定されてきたことは事実である。また、日本民族の優位性を極端に協調する点や偏った国民思想も国家主義と見なされたと考えられる。しかし、藤澤の日本観がどのように展開されていたのかを辿ってみると、戦前期から戦後にかけての日本観・民族観・神話的政治論などに関する価値観には大きな転向が見られなかったことを付記しておく。

そのほか、後述するように、総長であった酒井忠正は初代総長平沼騏一郎とともにＡ級戦犯に問われ、理事の宮澤裕をはじめ複数の教職員が公職追放となった。

## 二　青砥仮校舎時代

一九四五（昭和二〇）年一二月七日、総長酒井忠正がＡ級戦犯に問われ勾留される見通しとなり、翌年一月に酒井は巣鴨に勾留された。それを受けて酒井邸は進駐軍によって接収されることとなり、酒井邸を仮校舎と

して使用していた大東文化学院は早急に移転先を探さねばならなくなった。また、池袋校地への移転の際の功労者であった宮澤裕も敗戦後に公職追放となっており、関係者らによる校地の目処が立たないまま、学内は窮地に置かれていた。

物資も人手もすべてが不足するなかで代わりとなる校地校舎を東京都心部で用意することは非常に難題であった。ちなみに、小石川区原町にあった別の酒井邸には、一九二六（大正一五）年より金鶏学院が設置されており、酒井は同学院長もつとめていた。金鶏学院の開学は、安岡正篤の教育思想に酒井が深く共鳴し、その活動に協力を申し出たものであった。つまり安岡が実質的な創設者でありその運営を担っていたが、金鶏学院は軍部や官財会からの支持者がとくに多かったこともあって、敗戦後は解散を命じられ財産没収となり、安岡自身も公職追放となった。

### 酒井邸から青砥仮校舎へ

一九四五（昭和二〇）年九月、大東文化学院高等科四期生で、当時は専修商業学校副校長であった時枝満康より、青砥中川近くにあった旧日本機械工業工員訓練養成所および寄宿舎を、大東文化学院の代替校舎および学生寮として利用しないかという話がもち込まれていた。同時期に学院の執務全般を取り仕切っていた澤田總清次長（教授、大東文化学院高等科一期生）は青砥校地への移転について内諾の意思を示しつつも、学内にはなるべく早く池袋再建を進めるよう求める声は多く、一時的にせよ池袋校地から遠く離れることに反対する者も少なからずいるだろうことを心配していた。ほかにいくつか移転の候補地のあてもあったことなどから、青砥校地への移転はすぐには決断できず保留状態となっていたのである。

しかし、酒井邸が接収され引き渡すこととなったことから、早急に仮校舎を用意する必要が生じ、建物が焼失せずに残っていた青砥の土地を買収することとなった。酒井邸を引き渡すまでの一二月末から一ヶ月余りの短期間に、青砥校舎への移転準備は進められたのであった。なお、仮校舎への移転を指揮した澤田はその直後、一九四六年二月二四日に病気で亡くなった。

葛飾区青砥町四丁目八〇〇番地に位置した青砥校舎への移転は、一九四六年二月一二日に行われ、一八日より授業が再開された【資料Ⅵ－3－2、資料Ⅵ－3－4】。

こうして大東文化学院は青砥仮校舎へ一時的に移転を果たしたものの、いずれにしても学校存続のためには学校用地としての敷地面積を有し、整備された池袋校舎の再建は急務であった。そのことは自覚しつつも、池袋校舎の再建は資材の不足もあってなかなか進まず、復帰の目処が立つまでしばらくの期間を青砥の地で過ごしたのであった。

なお、第一一代総長の酒井忠正に代わり、後任として一九四六年九月より第一二代総長（専門学校長）には鵜澤總明が着任した。これより先、酒井が兼務していた大東文化協会会頭の職も同副会頭であった鵜澤が昇任する形で引き継いでおり、前年一二月に第八代会頭に就任、このとき「会頭」は「理事長」へと名称を改めることとなったため、一九四五年一二月より初代「理事長」となった。この間の名称の変更および役職者の交代にともなう学内機構の整備については後述する。

### 青砥仮校舎での生活

青砥仮校舎への移転直後、文部省へ提出された公文書類中に「生徒定員決定資料」がある【資料Ⅵ－3－2】。

それによれば、定員数の決定に必要となる敷地面積として、「一、敷地　二、五八一坪二六」と記されていた。内訳は、池袋校地の一五二六坪二六と、青砥校地の一〇五五坪を足したもので、青砥仮校舎と池袋校舎とを合算して敷地面積を申請していたことになる。高等教育機関として相応の敷地面積を有することは必須事項であったためである。ただし、校舎の方はまだ再建が進んでおらず、教室は青砥仮校舎にあった一二室のみ「三九九坪七五」と記されており、この坪数のなかには「廊下」「階段」「炊事場」「便所」が含まれていた。さらに「宿舎」の記載もあり、宿舎は八室、二〇二坪七五で、四室は戦災者収容に使用、四室は生徒寄宿舎として使用するものとされた。

なお、移転からしばらくして、青砥の校地のほかに体操場として利用する目的の土地を借地として入手している。青砥仮校舎は中川の堤防沿いにあったが、青砥駅をはさんでもう一つの校地は、青砥町一丁目九三番地にあった。前述の工場および宿舎を利用した青砥仮校舎に対して、こちらの借地は体操場（運動施設）として利用することを目的とした空き地であった。青砥仮校舎への移転後に用意されたもので、体操場の利用頻度などの詳細は不明であるが、池袋校舎再建までの間も学院生たちの学習環境が少しでも改善されるよう、学院が尽力していたことがうかがわれる。

さて、青砥仮校舎は中川の堤防沿い、雨が降ると泥濘となるような工場跡地であった。少年工が住み込んだ宿舎もあり、これを寮として利用していた。教育施設として好適な環境とは言えなかったが、敗戦直後の大東はここから再スタートを切り、約三年間を過ごすこととなった。しかも慢性的な食料不足のため、空腹を抱えながらの学生生活であった。毎日の食事は配給制であったが、その日の食事が一回だけ、しかも大豆数粒のみなどという日も多くあったという。とくに移転直後は真冬であり、暖房器具がない上に隙間風の入る校舎内や

寮内では寒さに耐えながら過ごしていたが、それでも空腹にはかなわず、学院生たちは衣類を限界まで出し合って近所の農家へ行き、食料と交換してもらうこともあった。また、寮の仲間がたまに帰省すると聞くと歓迎された。その地域の特産品の食物を土産に仲間が戻るのを、皆で楽しみに待ったのである。

三年ほどにわたる青砥仮校舎における学生生活の記録は、戦後間もなくの混乱期であったこともあり、印刷物を含む資料類はほとんど皆無といってよい状況である。当時の学院生の記憶に頼れば、戦後しばらくは青砥への交通事情は悪いままで通学は常に困難であったこと、物資不足で校舎建物その他施設設備に至るまで劣悪な環境であったことなどを知ることができる。食料事情も改善されるまでにかなりの時間を要し、学生寮で提供される配給の食事はわずかなトウモロコシ粉や脱脂大豆粉・サツマイモなどが続いた。今食べられるなら何が食べたいか、あれもこれもと、そんな話をついしてしまっていたという。青砥仮校舎時代の思い出は苦しいことも多かったが、それだけに強烈な記憶となって残されてもいる。電気も極端に制限されていたため始終停電していたが、それでも暗い電灯の下では戦火を免れたわずかな書物を開き勉学に励む姿がそこかしこに見られた。敗戦後の虚脱感が社会に蔓延するなかでも、大東生たちは真摯な姿勢で学問に励んだのであった。

戦後の学生生活はある種一体感のある充実したものであった一方、青砥の校地はあくまで仮校舎であり環境が整えられているとは言えず、学校存続のためには、池袋の旧校地を拡張し、図書館や運動場といった施設を併設した校地校舎を整備することが必須であることはすべての関係者が自覚しているところであった。そのため青砥時代の学院は、教員組織や機械器具類の充実もさることながら、池袋校舎の建築整備が何よりも急務であり、速やかなる実施遂行が大前提であった。

### 学費の値上げおよび学生大会の開催

校舎も失い学生数も激減しており、復員者が戻ったとしても大東文化学院は仮校舎のままであり、学院はいまだ廃校の危機に陥っていた。指導する教員も戦前の一九四一（昭和一六）年時点から半減している状況であったが、それでも教職員への給与の支払いを満足に用意することすら困難でたびたび滞る有様であった。そこでやむを得ず、「授業料値上ゲニ対スル理由書」が出されたのは青砥仮校舎への移転前後のことであった。「理由書」には、「物価騰貴」「予算増加」が挙げられており、「予算増加」として「人件費」「備品図書」に関する増額があること、とくに「教職員待遇改善」については前年の約四倍の増額を予定しており、これは物価の高騰に鑑みれば必要な処置であるため理解を得たいとしている。

一方、大東生たちは校舎の再建とカリキュラムに沿った安定した授業の再開を求め、学校再建へ精力的に動いていた。焼け残った古本屋街をめぐりわずかな資金をもとに教科書となる古書を買い求め、学校運営に協力しようと懸命に動いているなか、学院側から学院生「父兄」に対して授業料値上げ「同意書」が通知【資料Ⅵ－3－4】されると、学院生はそれに反対する同盟休校を決行した。

一九四六年二月二三日付で父兄宛に送られた「同意書」には、「国家一般の補助金停止と同時に多年学院補助も停止せらるる事と相成候に就ては本学院の経営上止むを得ず昭和二十一年度四月より授業料を年額六〇〇円に致度奉存候」と書かれていた。こちらの文書に住所氏名を署名・捺印のうえ返送することで、授業料の値上げに同意したものとされたのである。

学院生らはこの通知が出されるに先んじて授業料の値上げに反対の意志を示すため、同盟休校の実施に踏み切った。同時に学院側の事情にも理解を示しており、総長邸において開催された第一回学生大会では状況に鑑

みて学費値上げはやむを得ず、学院側の要求をのむ代わりに早急な池袋校舎への復帰および授業内容の改善など、学院生側の要望をまとめたのであった。学生大会の議長は中川太郎（本科二一期生・第一部）、進行係は高津勉（本科二一期生・第三部）がつとめ、学院側は教員となっていた藤村通（本科一五期生・東亜政経科一期生）が学院生らの「先輩」として一身にその対応にあたった。藤村は戦時下に召集され、当時は復員したばかりで、その後は青砥の校地内にあった寮に学院生とともに寝泊まりしていた。まだ若く年が近かったため兄のように慕われており、青砥時代に結婚すると学院生たちから祝福を受けたという。一九四八年より大東文化学院教授となり経済学を担当した。一九五四年に茨城大学へと移籍したが、その後も本学東洋研究所研究員として『松方正義関係文書』刊行などに尽力した。

### 戦後復興へ向けて学内の動き

学院生たちは青砥仮校舎において、物資も食料も乏しいなか、ようやく手にした「自由に勉強ができる時間」を満喫する日々を過ごしていた。民主主義や日本国憲法発布についてなど、社会文化関係の講演会を広く開催したほか、大東文化学院存続のための学生大会も自主的に実施、新入生獲得のため現役学生も全国地方遊説行脚を行った記録も残されている。

講演会については開催を知らせる立て看板の写真も残されており、たとえば新たに日本国憲法が公布された一九四六（昭和二一）年一一月三日には、広く一般の聴講を認めた「憲法発布記念公開講演会」が開催され、水木惣太郎教授による「新憲法について」の講演会が青砥仮校舎の講堂で実施された。また、同時期には学院生が主催した「青砥学生会」も盛んに行われ、「社会文化講座」などが企画されたのであった。

全国地方遊説行脚については、学生大会の決議を受けて実行されたものであった。一九四六年七月に行われた第二回学生大会において、大東文化学院の再建、新制大学への移行に際して、まずは入学希望者の獲得が急務であるとの意見をまとめた。おもだった旧制中学は一九四八年度より全国に設置される新制高校へと移行されることとなるが、それに先んじて学校を訪ね、全国遊説を行うことによって大東文化学院の知名度を高めようとしたのである。同学生大会においては議長を高津勉、進行係を島上進（本科一三期生・第三部）がつとめた。

この決議を受け、当時は交通機関の利用もままならない時期であったが、無蓋車（貨物車）に乗ることもいとわず、一九四七年二月二〇日、「本学院の大学昇格運動の一環として、受験生獲得運動の展開」が決議されると、同年三月一日より新潟県など北陸地方の高等女学校を含む諸学校において大東の校風・伝統などの説明を行った。

### 寮歌のうたごえ

一九四七（昭和二二）年頃になると、寮生活も含めて校内全体が安定感を増してくるようになった。当時、多くの学院生が「志道寮」や「北寮」と名付けられた学生寮に入寮していたが、寮生たちは学生らしい生活を取り戻すのも早く、夜中までさまざまな議論を交わし、本を読み、疲れると夜中に中川まで出かけて寮歌を歌う者や尺八を吹く者もあり、寮生活を謳歌する様子が見られた。六月には寮祭が開催され、前夜祭では夕飯に醤油で味付けされた混ぜご飯が提供されるなど当時として精一杯の豪華な「祝膳」となり、当日は寮部屋対抗の「マライの踊り」などの舞踊のほか、寸劇などの演目を各自が行い、日が暮れるとファイヤーストームをするのがその頃の恒例であった。そこでは肩を組み、学生歌や寮歌が歌われた。寮歌は一つではなく、志道寮寮

歌・志道寮寮歌（懐郷）・志道寮逍遙歌などがあり、それを繰り返し歌った。夜も深まってくると「どぶろく」だけの酒宴へとなだれ込み、大声で騒ぎながらむやみに走り出す者もいるといったような、当時の典型的な学生たちの祭りの夜であった。

同年秋には運動会も実施された。「青砥の里の運動会」と称しつつも、実は運動会は池袋校舎近くの豊島園グラウンドで行われた。運動会は池袋校舎へ移転してきた一九四一年からの伝統行事で、イモ食い競争・寮対抗の応援合戦・短距離走や一〇〇〇メートル走などが伝統的競技として実施された。

### 学内整備の過程

一九四五（昭和二〇）年末から一九四八年にかけて大東文化学院専門学校は、「学則変更申請」を頻繁に行っている。

たとえば、一九四五年一〇月一日の学則変更申請に対する認可書中には、「終戦ニ伴ヒ時局ノ趨勢ニ応ジテ学則ヲ変更セントスルモノナリ」とあり、学則中から「教練」「兵役」等の用語を削除し、「東洋」を「東西」へ変更、「東亜ニ活動スル」を「世界文化ニ貢献スル」と改めることなどが示されている【資料Ⅵ－２－１、資料Ⅵ－２－２】。つまり同年の学則変更は、本学における「理念」の読み替えを含んだものであり、その目的を「本校は東洋文化の研究を主旨とし、経史文学芸術並に政治経済に関する教育を施して、世界文化に貢献する人材を養成することを目的とする」と改めたのであった。

一九四四年度の「学則」第一条には、「本校は本邦固有の　皇道及国体に醇化せる儒教を主旨として東洋文化に関する教育を施し兼ねて東亜に活動する人材の錬成を為すを目的とす」と書かれていた。翌年一〇月に取

り急ぎ行われた学則変更では、このうち「東洋文化」を「東西」、「東亜」を「世界文化」、「活動」を「貢献」へと変更、「適切なる教育を施さんが為なり」と理由を述べた。「教練」「兵役」に加えて「馬来語」も削除しており、「東亜史」を「世界史」へと変更する案が提出された。

続いて一九四七年二月に認可を受けた学則変更【資料Ⅵ－3－4】は「学則を全般的に変更」しようとしたもので、学科名の変更を含み、学校目的・入学定員数・学費増額といった全学的な変更が行われた。「学費増額」については、前述の授業料の値上げのほか、入学検定料や入学金の増額も含まれた。定員数の変更については、「昭和十九年度文科系学校縮減に依り減少」していた定員数を元の定数へ戻す措置であり、学科名については、本科第一部皇学漢文科（前の修身漢文科）を東洋哲学科に、第二部国語漢文科を東洋文学科に、第三部東亜政経科を政治経済科に変更した。

なお、翌一九四八年二月五日には、本科第三部政治経済科を第三部東洋政治科および第四部東洋経済科へと分離し、名称変更する旨が申請され認可されている。この変更申請の際、さらに授業料および入学検定料を値上げすること、学則そのものを口語体へ変更すること、女子の入学を許可することも申請され、認可された【資料Ⅵ－4－5】。女子入学については次節で取り上げる。

さて、入学定員数については、一九四七年度は本科第一部六〇人、第二部六〇人、第三部一〇〇人、高等科二〇人としていたが、翌年に第三部を二つに分離して四部制としたことにより、それぞれ定員を七〇人と一〇〇人とに増員、高等科も三〇人と増員している。なお、大東文化学院専門学校学則中に示された「目的」についてもあらためて改訂され、「本校は東洋文化の研究を主旨とし、経史文学芸術並に政治経済に関する教育を施して、世界文化に貢献する人材を養成することを目的とする」とされた。

### 新制大学への移行準備

この時期、大東文化学院専門学校は鵜澤総長のもと、学院の存続をかけて新制大学としての昇格申請のために一丸となって活動していたが、弁護士としても多忙を極めていた鵜澤は一九四七（昭和二二）年一二月に総長および兼務していた理事長職を辞任することとなり、一九四八年三月より藤塚鄰が第一三代総長となった。同年六月には総長を専門学校校長の名称へ改めることとなり、藤塚は引き続き専門学校校長となった。一方、第二代理事長には土屋久泰が就任した。さらに同年一二月に藤塚が死去したことを受け、土屋は第一四代専門学校校長にも就任、あわせて一九四九年四月に新制大学として認可された東京文政大学（後の大東文化大学）初代学長をつとめることとなった。したがって、青砥仮校舎での三年間は新制大学への準備期間でもあったが、実質的にこの期間を牽引したのは、土屋久泰であったといえるだろう。

鵜澤總明と土屋久泰は、どちらも大東文化学院創設時より教育や学院運営全般に携わり、総長などを断続的に複数回にわたって歴任した人物である。ともに東京帝国大学法科大学の出身であるが、鵜澤は弁護士となって法学の道へ進み、土屋は漢詩の道を探究した。生き方も性格もまったく異なる二人であったが、互いに尊敬しあう友人であり、それぞれ苦難の時代の学院を導いたリーダーであった。

### 鵜澤總明

鵜澤總明は法学者・弁護士として知られているが、創設時より本学の発展に寄与した人物の一人である。「漢学振興に関する建議案」について、二度目の一九二二（大正一一）年三月七日に提出された建議案内容について審議する委員会が立ち上げられ、その委員に選出された一〇人のうちの一人が鵜澤であった。同年の帝国議

会で建議案は可決されなかったが、同年四月より推進団体設立のための協議会が有識者によって組織されることとなった。これを「東洋文化振興ニ関スル協議会」という。全五回行われた協議会のうち、第二回が同年七月五日に行われており、同日の出席者のなかに鵜澤の名前が見られた。さらに、一九二三年二月に推進団体として大東文化協会が発足すると、鵜澤は協会理事となり、「教化部」の責任者となった。教化部の仕事は主に講演会や公開講座などの運営で、鵜澤は自ら全国をまわり講演を行うことも多かった。鵜澤はさらに学則や教育内容などを定めるために発足した「学院綱領並学則編制委員会」委員にも就任した。なお、後述する土屋久泰は協会のなかで「大東美術振興会」の幹事となったが、鵜澤は同美術振興会の顧問にも就任した。大東文化協会は多くの出版物を刊行した活動で著名であるが、これらに対しても鵜澤は積極的に寄稿している。機関誌として創刊された『東洋文化之神髄』（『大東文化之神髄』『大東文化』へと改名）にも「東西法理の比較」と題する論稿を寄稿しているし、以降誌名を改めた後の『大東文化』にも頻繁に寄稿していた。それ以外の刊行物にも鵜澤の名前はよく見られ、たとえば『Ex Oriente』（エクス・オリエンテ、エックスオリエンテ）の創刊号にも「王道の考察について」と題する英文の論稿を寄せている。また、学院が発行する新聞紙上にも鵜澤の論稿が掲載されることはよくあった。一方、大東文化学院開校直前に関東大震災が起こり神田校舎が焼失してしまったため、新たな校舎の手配が早急に進められた際、多額の資金提供を行った五人のうちの一人が鵜澤であった。開校後には鵜澤は教授に着任し、主として「法学」「法律学原理」を教えたほか、「老子」の講演を学内で行った記録が残されている。

このように多大な貢献をなした鵜澤が大東文化学院第四代総長に就任したのは、学院紛擾の混乱の最中のことであった。このとき在任期間は、わずかに一九二七（昭和二）年六月から同年九月までであった。しかも、

第四代とはされているものの、正式には「総長事務取扱」という名称であった。同時期には「総長」を「総長事務取扱」および「会頭」を「会頭会務処理」とすることがよくあった。これらは学院紛擾で混乱していた協会や学院において、いくつかの正規の手続きを経た「総長」「会頭」ではないものの、業務は遂行せねばならないので、その業務を代理として実質的に担うという役割があったのである。以下、鵜澤の総長就任時期を列挙していくと、一九二七年九月に総長事務取扱を辞任した鵜澤は、同日に「五総務制」によって五人で総長職を取り扱う方法に切り替えた。鵜澤のほか、小川平吉・平沼騏一郎・鈴木喜三郎・山本悌二郎の五人であった。しかし、私学派が含まれないこの五総務制に学内の賛同を得ることはできず解散、再び同年一一月に鵜澤は第五代総長事務取扱に就任した。ただし、わずか四日間の就任で、同年一二月三日に辞任している。同日に大津淳一郎が第六代総長に就任しているが、この引き継ぎのための復帰であったと考えられる。鵜澤が松平頼壽の後を受けて第九代総長となったのは、一九四〇年一二月のことであった。このとき初めて「総長」となった鵜澤は、一九四三年八月まで任期をまっとうした。なお、これより先、一九四〇年八月二日に大東文化学院「学長」に就任、同年一二月一三日より高等科部長なども兼務していた。同年七月一八日に急逝した小柳司氣太学長の後を継いだもので、この学長職は鵜澤が総長に就任すると同時に廃止となった。すなわち、旧制期における「学長」は小柳と鵜澤だけだったことになる。

敗戦後、鵜澤はあらためて一九四六年九月に第一二代総長に就任した。前述したように、敗戦間際に大東文化学院は大東文化学院専門学校と改称しており、このとき「総長」は「校長」と改められた。したがって、公文書上では「大東文化学院専門学校校長」が正式名称である。鵜澤の校長職は一九四八年三月まで続いた。一方、大東文化協会では、一九四三年八月から一九四五年一二月まで大東文化協会副会頭、一九四五年一二月よ

り第八代会頭（前述のとおり、このとき「会頭」が「理事長」に改められた）に就任した。一九四七年一一月に理事長を退任し、第二代理事長には土屋久泰が就任することとなった。

**土屋久泰（竹雨）**

土屋久泰は、一八八七（明治二〇）年四月一〇日、現在の山形県鶴岡市に生まれた。字を子健、号を竹雨（ちくう）とした。一説に、書窓の寒竹を見て自ら竹雨を名乗るようになったという。荘内中学校（後の鶴岡南高等学校、現在は閉校）、第二高等学校（現在の東北大学）を卒業後、東京帝国大学法科大学へ進学、一九一四（大正三）年に卒業後は鉄道会社などに勤務しつつ、大須賀筠軒（いんけん）に師事し漢詩の研究に没入した。なお、大学在学中に肺炎を患い闘病のため休学しており、病は以降の生涯にも大きく影響している。

すでに漢詩界でこの人ありと知られるようになっていた土屋は、一九二三年九月に大東文化協会幹事となり、雑誌『大東文化』創刊に携わるようになった。雑誌『大東文化』は、前身誌を『大東文化之神髄』（一九二三年一一月、第一輯発刊）として、一九二四年三月一日、大東文化協会機関誌として創刊された。土屋は創刊時より編集主幹（奥付には「発行人兼編集人」と記載）に就任しており、一九三一（昭和六）年九月まで毎月刊行が続けられた。同年一〇月より『日本新論』（一年で休刊）へと誌名を変更することになると土屋は編集主幹を辞任し、大東文化学院講師（一九三五年より教授）となった。なお、『大東文化』創刊号の巻頭には、土屋による「題字」と「詩苑」が掲載されており、また、「竹雨選」の漢詩が巻末に掲載されるのが常であった。大東文化学院では、「作詩文」のほか「古詩源」「五朝詩」を講じた。敗戦前後、土屋は故郷の鶴岡へ疎開し同地の人々に漢詩の指導を行っていたが、しばらくして大東文化学院が再開すると復帰、その後は二年ほど鶴岡と東

京とを往復する生活を送った。大東文化学院専門学校の第一四代校長となると同時に、一九四八年一二月には新制大学の東京文政大学初代学長に就任、旧制専門学校から翌年五月開校となる新制大学への移行をすべて指揮した。以降、一九五八年一一月五日に七一歳で死去するまで学長職にあった。なお、一九五〇年には鶴岡市の以文会（現在の到道博物館）顧問に就任しており、多忙を極めるなか持病を抱えながらも業務にあたっていた。新制大学として発足した「東京文政大学」は、二年後に「文政大学」へと名称を改めたものの、同窓生をはじめとした関係者の「大東文化」への思い入れは深く、幾度となく名称復活の訴えがあったこともあり、首脳陣は早々に「大東文化大学」への名称変更申請を決意することとなった。一九五三年三月、学校法人大東文化大学への名称変更が認められ、大学一期生の卒業証書は「大東文化大学学長　土屋久泰」名で授与されたのであった。

土屋は、昭和期における漢詩壇の第一人者として広く知られている人物である。「最後の漢詩人」「漢詩界の巨星」とも称せられた。東大在学中より著名な漢詩人である國分青厓（大東文化学院教授、「学院歌」作詞者）を慕って師事し、その後も大東文化学院でともに教鞭をとり、日本人の漢詩教育に貢献した。一九二八年に『東華』（芸文社）を創刊、一九四九年に日本芸術院会員となった。いわゆる研究論文を執筆することはあまり好まず、純粋に漢詩の世界を愛好した。漢詩選を積極的に行い、余香吟社など多くの漢詩社の指導にも携わった。主な作品に、『日本百人一詩』（砂子屋書房、一九四三年）、自選詩集『猗廬詩稿　乾・坤』（芸文社、一九五七年）等がある。なお、『日本百人一詩』の刊行は、全国的に注目された一大事業であった。大東文化協会も大々的に祝し、『月刊大東文化』二月号（一九四三年二月）はその特集を組んでおり、巻頭には鵜澤總明が祝いの所感を贈っている。

## 第二節　新制大学の設置と池袋校舎への復帰

一九四五（昭和二〇）年八月一四日、日本側のポツダム宣言受諾をもって、長く続いた第二次世界大戦・太平洋戦争は終結した。翌一五日正午の玉音放送により日本国民に敗戦が伝えられたが、読み上げられた「大東亜戦争終結ノ詔書」（終戦詔書、詔勅）は元大東文化学院教授で内閣嘱託であった川田瑞穂が起草したものであった。同年一〇月から一九五二年にかけ日本は連合国軍による占領下に置かれ、一九五二年四月より発効した「日本国との平和条約」（サンフランシスコ平和条約）によって、日本は独立することとなった。

この占領期における「戦後改革」「教育改革」は、旧制期の教育制度のあり方を根本から変革する大改革であった。基本的にはアメリカ側の主導で進められたが、少なくとも高等教育改革に関しては日本側の教育刷新委員会によって積極的に進められた部分も大きかった。

### 占領期改革と「大学」への一元化

周知のとおり、ＧＨＱ／ＳＣＡＰは五大改革要求として、㈠婦人解放、㈡労働組合の結成、㈢教育の自由化、㈣秘密警察の廃止、㈤経済の自由化を提示した。そしてこの「要求」に沿って、一九四六（昭和二一）年三月に来日したアメリカ教育使節団は、日本各地の教育機関を視察、それをもとに「日本教育制度ニ対スル管理政策」等の多くの提言を指示した。そこには、「個人の尊厳を認めること」「単線型教育制度の推進」「帝国大学の解体」などが含まれており、これが「教育の権利・義務の保障」「六・三・三・四制」「学閥格差の是正」の実施へとつながっ

ていった。

対する日本側は、アメリカ教育使節団の来日が決定した際、「教育刷新委員会」を設置し、対応を行うことを決定した。同委員会の設置はＧＨＱ／ＳＣＡＰの依頼によるものであったが、以降は内閣に設けられた同委員会が中心となって教育改革に関する審議が進められた。

さて、前記の提言のうち、とくに帝国大学の解体や旧制高校の廃止（学閥格差の是正）は日本側の強い意志で実施された。アメリカ側は高い知性を維持し日本社会を牽引してきた帝大に対しては敬意を示していたとされるが、壊滅的な戦争を起こした日本社会の根本には帝大や旧制高校の制度が強く影響していたことを帝大関係者自身が自覚しており、新体制では解体することが必要であると自ら判断したものであった。とくに帝大への登竜門であった旧制高校こそが学閥の主軸であったと考え、戦後の民主主義社会における平等な高等教育機関を発足させるために帝大閥の解体を進めることを提言したのであった。

同提言と報告とを受け、もっとも基本的な教育法規として、日本政府は「学問の自由は、これを保障する」（日本国憲法第二三条）と宣言し、「すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する」（同二六条）ことを定めたのであった。

一九四七年三月には「教育基本法」「学校教育法」が公布された。教育基本法では、よく知られている「教育の機会均等」「男女共学」などを含む一〇項目の基本的ルールが定められ、補則として「教育は不当な支配に服することなく、国民全体に対し直接に責任を負って行われるべきものである」と規定された。学校教育法では、教育の目的を定めており、大学教育は「学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする」と定められたのであった。

小学校と中学校の義務教育は一九四七年度より新制度実施下において開始された。小学校は旧来の学校体系から大きく逸脱することがなかったためおおむね問題は生じなかったとされるが、新制中学校は旧制度下の国民学校高等科と定時制青年学校とを組み合わせるか、旧制中学の最初の三年間を移行して設置されたものであったため、それぞれの教育課程や学校目的などが異なることもあって改革範囲も大部であり、現場には少なからず混乱を生じさせることとなった。そのため本来であれば数年をかけて改革する必要があったが、ＧＨＱ側の強い要請を受け、小学校と同年に開始されることとなった。一方、新制高校は旧制中学の後半二年間と旧制高校および旧制専門学校の最初の一年間とを組み合わせることで、後期中等教育機関として発足したものがほとんどであった。旧制度下においては男女の共学は基本的に行われていなかったが、新制度下では男女共学に加え、学区制や普通課程と職業課程を併置する総合制が導入されたことが特徴であった。

これらの初等教育・中等教育機関の上に設置されたのが、新制度下における高等教育機関であった。新学制においては従来、複数あった複雑な旧制高等教育機関、すなわち、旧制大学・旧制高等学校・旧制専門学校・大学予科・高等師範学校・女子高等師範学校・師範学校・青年師範学校を一元化し、新制大学あるいは短期大学へと集約することとなった。

なお、もっとも数の多かった旧制専門学校のうち、その一部は新制高等学校となるであろうことが当初は予測されていたのであるが、実際には旧制専門学校のすべてが新制大学となることを要望した。ただし、それぞれの状況確認を進めるなか、一部の学校の現状では新制大学と認められないことが明らかとなり、旧制時における学校の体裁と新制時における学校の位置、女子教育における修業年限の問題なども加味し、暫定的なものとして発足したのが短期大学であった。それも難しい場合は、新制高校への移行も検討された。一方、旧制大

学のうち総合大学として高度な学術技芸を教授していた大学を中心として、大学院の設置が認められた。大学院制度は、四年制を修了した後にさらに高度な学業を修めることを要望する者への進学先ともなった。これにより高等教育を受ける機会がより広く平等に開かれたのであった。

なお、現在まである地方国立大学の多くもまた、旧制専門学校等であった。たとえば、高等師範学校は新制大学の「教育学部」へ、公立の医学専門学校は同じく「医学部」となるなど、旧制期にあった高等教育機関は統合され、新制「国立大学」となった。一方、私学を含む新制大学におけるもっとも大きな変化は、修業年限の短縮が果たされたことであった。旧制大学の修業年限は三年、新制大学は四年制となったが、旧制高校や大学予科など入学前の予備教育が不要となったため、大学卒業までの全体の修業年限としては一年から二年程度の短縮となった。つまり、旧制度では最短での大卒者が二三歳であったのに対し、新制度では二二歳となったのである。なお、旧制度下において高等教育機関であった旧制高校や大学予科の大部分は、新制大学の「教養課程」となって学部の一年から二年へ、旧制大学は新制大学の「専門課程」となって学部の三年から四年へと移行を果たした。これは旧制大学、とくに帝国大学にとっては学校体系として格下げであるとして、かなりの反発を受けることとなった。ただし、旧制大学のうちすでに総合大学としての発展を果たしていた大学の多くは、前述のように大学院を有する新制大学としての出発を認められたことで、ある程度の平等性が保たれたといえよう。

このようにして、新制大学は一部の例外を除いて一九四九年五月に新制大学として発足し、現在まで続く六・三・三・四制施行の完成となったのである。

## 一　新制「東京文政大学」の発足

大東文化学院は開校以来、漢学ことに儒教振興を標榜し、建学の理念にもそれを掲げてきた。しかし、敗戦直後においてはそうした理念の変容、建学精神の見直しを迫られた。同時に、酒井総長が戦犯に問われたこと、そのほか公職追放となった関係者が複数いたこと、さらには国庫および政界からの援助や支援も断たれたことなども重なり、苦境に立たされたのである。

新制大学への移行に際しては、こうした苦境のなかにあって、後述するように一九四九（昭和二四）年二月に行われた新制大学昇格の第一回審査において不認可（認可保留）という結果となった。このとき障害となったのは主として、㈠「大東」という校名、㈡校舎の立地および環境、㈢図書館施設の不備、という三つの問題であった。

「大東」の校名は「大東亜共栄圏」を彷彿とさせるとの指摘もあり、変更は戦時色払拭の意味から検討せざるを得ない状況に置かれた。また、青砥の校舎は、もともと工場の少年工訓練所と寄宿舎であり、しかも中川堤防下にあって、立地条件も環境も良好とはいえなかった。図書館は新制大学への移行に備え校舎隣接の地を借りて建築に着手していたが、一九四七年九月のカスリーン台風による被害で倒壊してしまったため、新たに造り直さねばならなかった。

### 戦後の教育改革／教育理念の変容

戦後日本の高等教育改革の根幹となったのは、一九四六（昭和二一）年四月にＧＨＱが日本政府に手交した「日

本の教育制度刷新に関する指令」であった。さらに一九四七年三月の「学校教育法」公布より、学校の設置者は新制度への移行を本格的に進めることとなった。

戦後の教育改革は旧制度下の高等教育機関の間にあった障壁を取り除き、四年制大学として開放するものであった。ただし、たとえば教員養成を主とする学部や大学においては旧来の師範学校の閉鎖性から脱却し、その養成計画をどのように作り上げるかなどが問題となり、そのほか多くの課題を生むことになった。いずれにせよ、大学を含む中等学校以上の諸学校は新しい編制となり、新たな教育機関への移行および転換がなされた。戦後における教育民主化の理念は教育行政についての根本的な改革も要請し、画期的な新制度へと導くこととなったのである。

### 寄附行為改正と学則変更改正／新制大学移行への諸条件

新制大学への移行に先立ち、財団法人大東文化協会の寄附行為改正および大東文化学院が行った学則変更改正の経緯を確認しておく。

一九四五（昭和二〇）年一〇月一日には「寄附行為改正願」を提出し【資料Ⅵ－1－1】、文中にある旧制期の文言が一部改正された。大東文化協会の目的についてはとくに厳密な変更が行われたことは前節で述べたとおりである。これは翌年一月、「時局ノ趨勢ニ即応センガタメ」として認可された【資料Ⅵ－1－4】。なお、戦時下一九四四年三月に大東文化学院を大東文化学院専門学校へと校名変更を行っていたが、寄附行為中において文言の変更の届出が遅れていたため、「専門学校ノ四字ヲ加ヘン」とすることもあわせて認可を受けている。

財団法人大東文化協会における寄附行為に関連して見ていくと、その後は一九四八年一月に協会役員および

幹事の変更が行われているほか、「会頭」「副会頭」「学院総長」の名称を廃するとともに「評議員」職を廃止した。さらに、全文を口語体へと変更したほか、「国民精神の作興的な点を削除」を決した。

一九四八年一二月、寄附行為変更がなされ、後述するように財団法人大東文化協会から財団法人東方文化協会への変更が申請された【資料Ⅵ－6－1】。このとき同時に、大東文化学院専門学校の名称変更に関する件や協会会員を新たに募集する件についても申請されている。これらについて認可が下されたのは、後述する新制大学認可と同日の翌一九四九年四月三〇日のことであった【資料Ⅵ－6－3】。このとき、財団法人としての名称も変更されたのであるが、これについては後述する。

一方、敗戦直後より学則改正も行われ、本学における学科名や学校目的なども目まぐるしく変更された。学則変更の変遷を辿ると、前述の寄附行為変更と同日に行われた一九四五年一〇月一日の変更申請が敗戦後、最初に行われたものであった。

文中には「終戦ニ伴ヒ時局ノ趨勢ニ応ジテ学則ヲ変更セントスルモノナリ」とあり、その変更内容については前節でも触れているが、「教練」「兵役」などの文言を削除するとともに、「軍事的恩給金」についての取り扱い変更などが変更点に含まれていた。この学則変更については翌一九四六年一月に認可が下された【資料Ⅵ－2－2】。

さらに、同年三月一日に申請された学則変更は、入学定員および学科名の変更が主たる内容であった【資料Ⅵ－3－1】。「第一部　皇学漢文科」を「第一部　東洋哲学科」、「第二部　国語漢文科」を「第二部　東洋文学科」、「第三部　東亜政経科」を「第三部　政治経済科」へとそれぞれ変更し、入学定員は現行が第一部四〇人、第二部四〇人、第三部六〇人であったのを、それぞれ六〇人、六〇人、一〇〇人へとすることが申請され、

高等科は一〇人から二〇人へと変更申請がなされた。なお、「昭和十九年度文科系学校縮減に依り減少したものを旧に復するものである」と添え書きがあるのが確認される。つまり、一九四三年度の入学定員数へと復したいとするものであった。加えて、「本校は戦災に依り豊島区池袋三丁目の校舎を焼失したが葛飾区青戸町四丁目の旧日本機械工業工員養成所を買収し移転したので授業には支障ない」とも書かれている。現状は仮校舎ではあるが、定員増でも収容には問題ないことを示したものであろう。

なお、実質的には文科系学校縮減政策によりほとんど機能していなかったが、一九四四年より新設した一年制の「専修科」（入学定員一〇〇人）を廃止することも、このときあわせて申請された。ただし、「補修科」（修業年限一年）および「研究科」（同一年ないし二年）はそのまま存続するものとし、こちらは従来の慣例にのっとり入学定員は定めず、希望者に応じて対応することとされた。

これらの学則変更申請に際して、「本校は罹災した為書籍帳簿等を焼失し且つ事務職員応召更迭等の為事情を知る者なく、申請書類全く不備にしてその整備に今日迄費した為起案甚だ遅延した次第である」と最後に付されているが、翌一九四七年一月にこれら学則変更に対して無事に認可が下された。

同認可を受けたことにより、一九四七年六月から授業料の値上げが決せられ、年額六〇〇円から一五〇〇円へと変更された。またこのとき同時に男女共学に関する学則も整備されたのであるが、これについては後述する。

前述したように、一九四六年度より第三部の「東亜政経科」は「政治経済科」と改められていたが、一九四八年度からはさらにそれを分離し、「第三部　東洋政治科」「第四部　東洋経済科」とされた。これは一九四八年二月五日付で行われた学則変更にもとづくもので、このとき定員数も大幅に増員しており、東洋政治科は定員七〇人、東洋経済科は同一〇〇人、計一七〇人となった。また、授業料一五〇〇円であることに関

して、「昭和二十二年九月に遡り二千五百円に値上げすること」、あわせて「入学検定料」について「二十円を二百円に」、「入学金」について「三十円を五百円に値上げ」することも申請され、認可された。なお、学則の文体形式について「口語体を採用」することへ変更されたのも同変更申請からであった。

周知のとおり、敗戦直後の日本における貨幣価値の変化はすさまじく、激しいインフレに見舞われた。一九四五年から四九年にかけ卸売物価は約七〇倍となり、一九三五年から見れば卸売物価は約二二〇倍となっていた。この戦後インフレについては、ＧＨＱ経済顧問であった元デトロイト銀行頭取ドッジが立案した財政金融引き締め政策「ドッジ・ライン」により、ようやく沈静化の兆しを見せた。緊縮・均衡予算と一ドル三六〇円の単一為替レート設定などにより、財政の立て直しがはかられたのである。戦後インフレは、戦後復興期には世界中で見られる現象であり、大東文化学院専門学校においても学費および入学検定料や入学金などをさかのぼって徴収せざるを得ないほどの状況下にあったといえる。徴収金額については保護者や学院生たちの理解を求めつつ、前節で見てきたように保護者からの学費改正に関する同意書を添付しながら学則改正は行われていき、新制大学への移行を視野に入れた整備が進められたのであった。

### 女子学生の入学

大東文化学院への女子学生の入学は、敗戦後からのことであった。戦前期、前期池袋校舎の頃から女性教職員については図書館司書や英語教員も含めて在籍しており、かな書の第一人者であった熊谷恒子も同時期より断続的ではあるものの、長く書道指導に携わっている。

敗戦後の女子学生の入学は、一九四九（昭和二四）年度大東文化学院専門学校本科第二五期生の入学者名簿

より認められる。同年は旧制専門学校としては最後の入学であり、唯一、四部制編成であった年でもある。第二五期生の卒業は一九五二年三月であった。

第一部（東洋哲学科・旧皇学漢文科）に飯田タカ、第二部（東洋文学科・旧国語漢文科）に滝沢洋子・依田（旧姓、三浦）イト子、第三部（東洋政治科・旧政治経済科・東亜政経科）に宮本（同、小島）光子、第四部（政治経済科・旧政治経済科・東亜政経科）に谷中美代子の名前をそれぞれ卒業名簿に確認することができる。入学経緯の詳細は不明ではあるが、学則改正にともない女子入学が認められたことによって複数人の女子希望者があったものと思われる。なお、同年五月には新制大学として東京文政大学が開学しており、同一期生として文政学部日本文学科に佐藤（同、添田）千鶴子が入学した。また、専門学校本科の修業年限三年を終えた女子学生のうち、宮本と谷中が文政学部政治経済科に編入しており、三人は新制大学の一期生として一九五三年三月に卒業した。その後、二期生として飯田満佐子が中国文学科を卒業、三期生として渋谷（同、山本）敦子が日本文学科、笠井ウメが中国文学科、杉本（同、山田）治子・豊山さなが政治経済科を卒業した。こうした女子学生の入学は、四期生以降も若干名であったが続いていくこととなった。

一九四五年一二月に「女子教育刷新要綱」が閣議了解され、大学における男女共学制を実施する方針が定められると、翌年から多くの高等教育機関で女子学生に門戸が開かれた。では、大東文化学院で女子学生入学を認めた学則はいつから改正されたものであったのだろうか。

前項で見てきたように、戦後改革にともなう学則改正のための変更申請がなされたのは、一九四六年三月のことであった。同変更申請は敗戦を受けて学校の目的や学科名・学科課程などを変更したいとする内容であったが、添付された改正学則案のなかを見ると、「第五章　入学休学及退学」中には「第十四条　本校ニ入学シ

得ヘキ者ハ男子ニ限ル」と記されていた。

その後、一九四八年二月五日に申請された「大東文化学院専門学校学則変更認可申請」は、昭和二十三年度より主として「第三部政治経済科を第三部東洋政治科、第四部東洋経済科の二部に分離すること」の認可を求めるものであったが、そのほか、授業料年額をさかのぼって値上げすること、入学検定料を値上げすることが申請されており、この変更の要点を書いた文の末尾に「入学志願者資格中に女子を入れること」と書き添えている。女子学生の入学が開始されたことも含めて、これら学則変更は翌年からの新制大学開始を見込んだ変更であったと見られる【資料Ⅵ－4－1】。

なお、同申請に添付された「学則」第一五条に記された「正科生」の入学資格として、「中学校又は高等女学校を卒業した者」「昭和十九年三月三十一日までに修業年限五年の中学校又は高等女学校の第四学年を修了した者、及び文部大臣に於てこれと同等以上の学力があると認めた者」とされたことを根拠とし、初の女子入学生を迎えたわけである。彼女たちが優秀な成績を修めたことは、卒業後に新制大学の文政学部一期生へと編入していることからもうかがうことができる。

### 新制大学「東京文政大学」の設置認可

一九四八（昭和二三）年七月三〇日、学校教育法にもとづき財団法人大東文化協会理事長土屋久泰より文部大臣下條康麿宛に「大東文化大学設置申請書」が提出された。同申請は一九四九年二月にいったん認可保留となったため、あらためて大学名および学則などを改正した「東京文政大学設置申請書」が高瀬荘太郎文相宛に再提出され、一九四九年四月三〇日付で新制大学として「東京文政大学」設置が認可された。

東京文政大学の初代学長には大東文化学院専門学校校長・理事長を兼務していた土屋久泰が就任し、一学部三専攻体制という極小規模の大学として発足したのであった。

東京文政大学の置かれた位置は「東京都豊島区池袋」、学部学科は「文政学部」一学部で学科はなく、「日本文学専攻」「中国文学専攻」「政治経済学専攻」としての発足であった。なお、認可に際しては次のような「設置条件」が付された【資料Ⅵ－7－2】。

1、池袋校舎の建築計画を申請書記載の通り確実に実施すること。
2、池袋所在の校地を拡張し、なお運動場の施設をなすこと。
3、図書、標本、機械、器具を整備充実すること。
4、教員組織を充実すること。
5、学生定員を四八〇名とすること。
6、以上の事項についてはその実施につき報告を徴するものとする。又必要ある場合は大学設置委員会として実地観察をする。

なお教員組織についてはその充実にいたるまでは大学設置委員会に協議しなければならない。

（備考）学科別を設けず三専攻とすること。

こうした「設置条件」を示した上で、「告示案」は次のようになされた。

文部省告示第一四一号

学校教育法により大学設置委員会の答申に基き昭和二十四年四月三十日付をもつて次の大学の設置を認可した。

昭和二十四年五月二十一日

一、名　称　東京文政大学
二、位　置　東京都豊島区池袋
三、設置者　財団法人大東文化学院協会
四、学　部　文政学部
五、開設学年　第一学年
六、開設時期　昭和二十四年度

設置認可と告示案は少し遅れ、同年五月一六日付「通達案」とともに、学校教育教育局長より財団法人大東文化協会理事長宛に送付された。

あらためて「東京文政大学設置認可申請書」に添付された内容を確認しておくと、申請にあたり「大学設置要項」「学則」のほか、校地図や教員組織・資産状況なども見ることができる。大学の目的には、「本大学は東方文化の伝統を生かして文政諸学を講究し以て新しい世界文化の進展に寄与することを目的とする」と定められた。

校地に関しては、当時、青砥の校地および青砥駅近くに借地運動場を有していたため、東京文政大学の総坪数は約九、一九三坪と申告している。大学設置基準にある敷地面積一万坪にはややおよばなかったものの、所在地を池袋校地のみとした場合よりはるかに広大な敷地をもつ大学としての発足であった。

以降の校舎に関する建設計画については、同申請文書中の「維持経営」に詳しく、「大学の本校舎として豊島区池袋の旧校舎跡及びその隣接地に創建坪数約二、百七五坪を建設」「第一期工事教養部門教室約二七三坪は既に昭和二十三年度に着工し、昭和二十四年四月大学開設前に竣工の予定」などと記されていた。着工が一九四八年度からと遅かったため、実際には同年一〇月まで池袋校地の再開校は待たれることとなるのであるが、「維持経営」には第二期以降の建設計画も詳しく触れられており、「昭和二十四年度末までに」第二期工事は竣工予定であり、その後は大学の授業はすべて新校舎で行い、さらに「年度末までに図書館一〇五坪を移築、引続き第三期工事会議室その他約一四〇坪を建築して、研究室自修室会議室等すべて新校舎で行う」予定とされたことがうかがわれる。

工事計画は第三期以降も継続されるものとされており、「昭和二十五年度から第四期工事」が開始され、「昭和二十七年度まで」続く詳細な建築整備計画が立てられていた。「池袋校舎の竣工は一応昭和二十七年三月を予定してあるが、できるだけ早めると共に隣接地を買収して校地校舎の拡張を図る」としたうえで、校地開発と同時に近隣の土地区画の買収計画にもとづく交渉を開始、「池袋の現有敷地はやや狭小なので約八〇〇坪の拡張を計画し、近隣所有者福井久蔵氏から譲渡の内約を得た」と校地拡張は順調そうに見えたが、こちらの計画は最終的に物価上昇と地価の高騰などによってうまく進まなかったようである。とくに一九四六年から一九五一年にかけて東京都豊島区周辺の地価は約一七倍へと上昇したうえ、一九五一年以降は卸売物価の上昇

率を上回って地価は値上がりし続けたため、学校用地としての土地拡大は困難であったと思われる。第四期以降の周辺区画の拡張は予定どおりには進まず、池袋校地の敷地面積は現状維持のまま過ごすこととなった。

### 法人名の変更

この間、財団法人大東文化協会の法人名についても変更が見られた。一九四九（昭和二四）年五月に新制大学として東京文政大学が認可された際、同時に認可を受けて「財団法人東方文化協会」と名称を変更していた。ただし、これらの変更申請者は「財団法人大東文化協会」であったため、認可書も財団法人大東文化協会へ宛てたものとなっている。また、前項で見てきたように、新制大学としての校名を「大東文化大学」から「東京文政大学」へと変更申請したのは一九四九年二月であったが、財団法人名の変更申請はそれより前、一九四八年一二月一五日のことであった【資料Ⅵ－6－1】。

「協会名称変更に関する認可申請」には、「理事・維持員連合会決議録」が添付されており、「昭和二十三年十二月十日午後三時」の会議記録を確認できる。この日の議題は、「一、新築校舎の資金調達に関する件」「二、協会の名称変更に関する件」「三、学院の名称変更に関する件」「四、更正予算の承認を求める件」「五、協会々員募集に関する件」であった。このうち一および三から五は省略され、この日に決議された事項について「二、大東文化協会の名称を東方文化協会と改める」とのみ記されている。この変更申請に対し、翌年五月に認可を受けることとなった。

### 政治経済学専攻における東亜政経科の学問観の継続

こうして一時的に「財団法人東方文化協会」が設置運営する「東京文政大学」が誕生し、本学は新制大学として新たなあゆみを進めることとなった。「一時的」というのは、後述するように二年後には文政大学、さらにその二年後には大東文化大学へと校名改称を行っているからである。

東京文政大学は文政学部のみを有する単科大学としての発足であり、文政学部のなかには学科を置かず、中国文学・日本文学・政治経済学の三つの専攻から編制された。

初年次の入学定員は各専攻四〇人の一学年一二〇人、計四八〇人とされ、戦前における専門学校時の三部制の頃の学生数が八〇〇人を超えていたことから比較しても極小規模の大学であった。このうち東亜政経科が政治経済学専攻となるなかで学問観がある程度維持されたことは注目すべきであろう。

そもそも旧制期の東亜政経科で行われた教育理念とその学問は、基本的には経済学を中心としたアジア理解にもとづく教育であった。ほかの旧制高等教育機関において興亜教育と類され設置された専攻や学科は二五機関ほどあったが、たとえば東洋大学拓殖科・明治大学専門部興亜科・日本大学専門部拓殖科・法政大学専門部大陸科・拓殖大学専門部開拓科および武徳科・國學院大學専門部興亜科・明治学院東亜科など、いずれも戦後すべて廃科となっていることから、大東文化学院の新制大学への移行はやや特殊な例であったと指摘することができる。ただし、大東文化学院以外で継続されたところはほぼなかったとはいえ、例外的に一九四一（昭和一六）年に国策による東洋研究推進を目的に設置された東京大学東洋研究所などは戦後も継続されている。同研究所が新制期以降さらなる発展と活躍を見せたように、戦後の大東文化大学においても第三部東亜政経科を文政学部政治経済学専攻、さらには経済学部やその他の学部の理念へと継続させ拡大発展させていった。ただ

し、大東文化学院専門学校時代から受け継いだ純然たる教育観や体制という意味では、学内でそれが継続されたのは一九六〇年代初頭までであった。板橋校地への移転とともに文政学部が文学部と経済学部とに分離されたことを機に、以降は学内組織の大幅な拡大が行われ、大東文化大学はこれ以降新たな時代へと移行していくこととなる。

## 二　池袋校地への再移転

東京文政大学は池袋の旧地に校舎を再建することを条件として認可されたため、新制大学発足前の校舎建築は急務であった。その建設費用は青砥の校地校舎の売却資金のほか、「理事長及び協会の特別縁故者十数名の大口寄附」によって多くがまかなわれ、そのほか同窓生約二〇〇〇人のうち約九〇〇人からの寄附金や在校生父兄会からの寄附金等も含めて池袋校地に新校舎を再建することが可能となった。そのほかにも「事業収入」として、関係者の著作や編述をまとめた『文政大学叢書』を毎月一種ずつ発行すること、月刊雑誌や小冊子の印税収入が見込まれること、年間七～一〇回ほど予定する公開講座による収益も計上される見込みがあることなどを申告していた。

これらの収益によって池袋校舎の再建と維持の目処は立ち、移転以降も大学運営は何とか継続されたが、それでも施設設備の改善や教職員の不足はしばらく続くこととなった。

### 後期池袋校舎へ

青砥仮校舎から池袋校地への移転を果たしたのは、新制大学発足から約半年後の一九四九（昭和二四）年

一〇月であった。本来は新制大学への移行とともに移転する予定であったが、前述したように工期もやや遅れ、不備とされた設備備品類の準備も物価の高騰とともにままならない状況が続いた影響であった。ただ、移転後において校地の拡張は頓挫したものの、開校した池袋校地内には大小含め校舎四棟が建つ計画で、図書館も併設された。移転直後の校舎はバラックで仮設であり、大学施設として十分とまではいかないものの、最低限の設備をもって後期池袋校地での大学生活が展開されたのであった。

戦後の教育改革は本来であれば一〇年以上かけて行う改革を、敗戦直後の社会的混乱のなか、わずか三年余りの準備期間で実施にこぎつけたものであった。そのため、多くの無理が重ねられたのは本学だけではなかった。周到な計画、物的な側面も含めて十分な用意なしで拙速的に新制大学の発足へと踏み切った機関も多かった。「大学昇格への欲求」へのエネルギーは私学を中心にあふれていたものの、どの大学を見てもおしなべて旧制期のいずれの時期に比しても財政基盤は著しく貧弱であった。また一方で、教育財政が義務教育機関で手一杯となっていた新制度下において、発足したばかりの新制大学への研究予算や補助金はまったく不十分であり、国立大学に対してもまかなえないなか、私立大学の状況は絶対額が圧倒的に不足となっていた。財政的窮乏はその後もしばらく継続し、とくに本学を含む戦災により校舎を焼失していた私学は五二校におよんでいたが、多くの場合、復興資金や人件費について実際の見通しが十分に立たないまま新制大学へと舵を切ることとなった。

以降、校舎施設の問題は私立大学の質的改善や教育水準の向上に関連し、自主的な改革や革新に頼らざるを得ないまま進んでいったのであった。

## 教員編成と設備の拡充

施設設備の整備もさることながら、戦後は教員不足がとくに深刻な状況であった。大学設置申請時において申告した教員数は四〇名、旧制期より継続された教員はそのうちの半数程度であった。

「中国文学」専攻を主として担当したのは、学長である土屋久泰のほか、原富男・七理重惠・中澤希男・笠井輝男・山本正一・吉村五郎・時枝満康・加藤常賢・吉原大蔵・熊野正平・竹田復・猪口篤志・辻庄八・西嶋定生、「日本文学」専攻は佐伯謙太郎・石井庄司・高崎正秀・金児祝夫・山崎久三・湯地孝、「政治経済」専攻は鵜澤總明・水木惣太郎・國松久弥・藤村通・江里口清雄・隈崎渡・錦織理一郎・都築栄・中西旭・稲垣正明・藤塚知義・水野正人・小川清太郎といった名前が並んだ。そのほか、「英語・英文学」に武井亮吉、江川泰一郎、黒沢茂、「心理学・教育学」に仲新、「数学」に鈴木敏一が着任した。

こうした教員配置についてはすでに不足していることは明らかであったので、「学部を増設することが出来ない場合にも講座数を増して講座所属の専任教員を充足するのみならず講座外の専任教員を出来るだけ多く置くようにする」との見通しを立てていた。なお、「新大学の職員組織は新しい構想によっているが、尚現在の教職員は出来るだけ新大学に吸収する方針である」とした。

新制大学発足時において専門学校本科の二年および三年生、加えて高等科生も在籍しており、これらについては旧制のまま卒業させる方針であることも示されており、新制大学としては本科一年および一九四九（昭和二十四）年度募集によって学生を編成するとされた。また、校地拡大の後は「諸方面にわたる拡張充実を待って、古典学専攻の大学院又は専攻科或は研究所を設立したい」との考えを示していた。

なお、池袋校舎再建とあわせて懸案事項となっていた図書館施設であるが、「図書標本機械器具」について、「図

書費」は年一二〇万、「機械器具」は年一〇〇万円を計上し、年度計画をもって購入していくこと、「授業実験等の充実を計る」こととしている。

### 東京文政大学一期生の入学

開校した新制大学へはどれだけの学生が入学してきたであろうか。前述したように女子学生の入学も見られる一方、当時の入学者数は拠るべき資料がないため正確に見ることができないが、大学一期生・二期生の卒業生数は次のように示されている。

| 卒業年度 | | 日本文学 | 中国文学 | 政治経済学 | 合計 |
|---|---|---|---|---|---|
| 一九五三年 | 一期生 | 一四人 | 三人 | 五一人 | 六八人 |
| 一九五四年 | 二期生 | 四人 | 三人 | 三七人 | 四四人 |

これによれば、文政学部募集定員の一二〇人に対し、大学一期生の卒業生数は六八名（定員の五七パーセント）、二期生は四四人（同三七パーセント）と、とくに日本文学と中国文学は定員数を大幅に下回る結果となった。戦後の新制大学ブームの中で、受験生は施設の善し悪しで入学する大学を選ぶ傾向にあり、ましてや、学院時代に培われた国語・漢文・書道の「大東」という伝統が新校名の「東京文政大学」に浸透しなかったようである。

入学希望者はその後も顕著な伸びを見せることなく、関係者らの多くは希望者が少ないのは校名が世間に浸透していないことが一因であると考えた。青砥仮校舎における施設設備環境問題を打開するため「池袋校舎」再建のために学内一丸となって動き、一九四九（昭和二四）年一〇月には池袋校舎への復帰を果たし、そのほか新制大学となるための条件として、「大学」としての図書館・運動場等の教育設備充実を図ることが指示さ

れていたことを受け、池袋校地内にそれらの設備を整えていたが、それでもしばらくは世間からの認知が進まなかったのであった。

### 校名の改称

このようなことから、校名改称問題は短期間のうちに再燃することとなった。決定的であったのは、一九五二（昭和二七）年四月二八日の「日本国との平和条約」（サンフランシスコ平和条約）の公布・発効と同時にGHQ／SCAPが廃止されたことであった。日本が独立したことにより、校名を復帰させる気運が高まっていったのである。

それに先立ち、一九五一年二月五日、財団法人東方文化協会理事長土屋久泰から文部大臣天野貞祐宛に出された校名変更届には、「本法人の経営に係る東京文政大学の校名を文政大学と変更しましたからお届け致します」と記されている【資料Ⅵ－8－1】。このとき、法人名もあわせて変更申請しており、「学校法人文政大学」への変更が認められた。

続いて、一九五二年一二月二二日には文政大学を「大東文化大学」へ変更する旨の届けが提出された【資料Ⅵ－11－1】。変更理由としては、「旧大東文化学院専門学校出身者の一致した希望がある」「在学生の希望も強い」「教職員も希望する」「現校名は学生募集及び卒業生の就職等に不利である」の四点が挙げられた。

これに対し、文部省側は変更理由として「三十年来専門学校で使用した名称で文政大学では判らなくても大東文化ならば判る程である。卒業生始め各方面からの要望もあり、今般旧専門学校時代の名称を冠した大学名に変更したものである」と記し、翌一九五三年三月一七日付で認可が下された【資料Ⅵ－11－2】。また、寄附

行為についての名称変更届も行われ、「学校法人大東文化大学」への変更が同日認可された。

文部省告示は同年五月八日であったが、「文部省告示第三十号」には「東京都豊島区池袋三丁目一三八五番地に設置してある文政大学の名称を、昭和二十八年三月十七日から大東文化大学に改める旨届出があつた」とさかのぼって記されたのであった。

校名を「大東文化」に戻すことについては、学院時代の同窓生や在校生、とくに一期生からの強い要望と働きかけがあった。実は学内の教員や理事たちの多くは「大東文化」への復帰には最後まで消極的であったとされ、一九五三年三月一三日実施の卒業式における「大学一期生」を決めるための教授会まで議論は紛糾した。教授会ではいったん暫定的に「文政大学」のまま卒業証書を出すことが決定されたが、同窓生たちが諦めず、直前まで粘り強く訴え続けた結果、その熱意に押され、卒業証書に「大東文化大学」と記すこととなったのであった。

一九五二年一二月一四日の教授会記録によれば、同日の教授会は「校名変更に関する件」として開催され、「会員十六名中十六名」と全員が出席し、満場一致で決定されている。同日には評議員会も開催しており、「評議員二十四名中十九名」が出席、こちらも出席者の満場一致で決定された。同年一二月一九日に行われた理事会では「理事八名中七名」が出席し、校名および法人名の変更が決定された。

なお、このとき「大東文化学院大学」とする案も出されたが、最終的には「大東文化大学」への復帰でまとまった。新制大学への移行から四年、本学は初の卒業生を送り出す直前に校名変更を申請、「大東文化大学」への校名変更が認められた。

本来の校名を取り戻した本学は、学部の一期生も「大東文化大学卒」となった。土屋学長が大学一期生たち

に、「大東文化大学」と書いた卒業証書を一人ずつ手渡ししていく写真が残されており、「大東文化」の誇りは名称とともに継承されたのであった。

### 創立三〇周年／「学院歌」「学生歌」の廃止と新校歌の制定

大東文化大学へと校名復帰を行った一九五三（昭和二八）年の九月二〇日、本学は創立三〇周年を迎えた。校名変更より先、一九四八年五月に学則改正が行われた際、学院歌と学生歌を廃止し新たな校歌を作成する旨も決定されていた。ただし、新制大学発足への動きのなかで後回しとなっていたため、あらためて新校歌の制定が急がれることとなった。校名を「大東文化」へと復帰せんとする流れのなかで校歌制定への気運が高まったのであろう。

旧制期に歌われた「学院歌」は珍しい漢詩による校歌であり、一九三二年に行われた創立一〇周年記念式典において正式に制定決定されたものであった。國分青厓が一九三〇年に行われた創立七周年式典の頌詩として贈った七言絶句の詩型に節をつけ、以降はこれを「学院歌」と呼び、校歌として関係者一同で慣れ親しんできた。

一方、「学生歌」の作詞者は児玉花外であった。昭和初期、花外は神田学生街の飲み屋に出入りしていた学院生たちと懇意になり、何度も酒を酌み交わすなかで学院生の情熱や学風に好意を寄せたことから大東生を歌ったもので、彼らの依頼を受けて一九二九年頃に作詞したものと言われる。作曲は梁田貞で、自然発生的に学院生たちが学生歌として歌い継ぐようになり、定着していったものであった。

これらの歌詞には皇道や儒教といった建学の精神が色濃くあらわれており、敗戦後において漢詩全般が帝国主義的な意味合いを孕むように見られていたこと、社会主義的詩人で後年には愛国詩人となった児玉花外が作

詞を担当していたことなども鑑みて、両歌を刷新することが決断された。

校名の変更を含む新制大学へのあゆみを進めるため大規模な組織改革を行い、池袋校地の再建に奔走するなかで校歌の改訂の決断は未決定のまま日々が過ぎていたが、校名が大東文化大学へと復することとなるにあたり、いよいよ新校歌の制定もあわせて行われることとなったのである。作詞は大東文化大学教授であった谷鼎へ依頼することが決定され、その詩を受けて作曲は信時潔が引き受けることとなった。

谷鼎は依頼を受けて作詩を開始し、推敲を重ね、七月の教授会に原案となる歌詞を提出した。谷案をもとに教授会および理事会などが意見を出し合い、修正され決定した新校歌が一九五三年九月二〇日の創立三〇周年記念式典において発表された。原案は四番まであったが、歌詞を組み替え編曲することで二番までとした一方、谷の考案した「起ちて護らむ　大東文化　起ちて弘めむ　大東文化」の歌詞はそのまま採用された。

創立三〇周年記念式典では、新校歌の発表のほか、名誉総長となっていた鵜澤總明の記念講演が行われた。鵜澤は創立一〇周年記念式典・創立二〇周年記念式典においても記念講演を行っており、本学の発展を祝してきた。式典後には祝宴が開かれたほか、関係者書画展覧会や同窓会第一回評議員会を実施するなど、創立記念事業における新たな試みが見られたのも三〇周年のときのことであった。

創立三〇周年は大東文化大学へと校名復帰を行い、勢いを取り戻しつつあった時期でもあり、新校歌の制定は新制大学としてさらなる発展を進めていこうとする強い意志のあらわれでもあった。これ以降、その後に訪れる創立四〇周年記念事業を見据えた動きが急速に見られるようになっていった。

## 第三節　大東文化大学復興計画と後期池袋校舎での生活

一九四九（昭和二四）年度より新制大学「東京文政大学」として発足した本学は、「文政大学」を経て「大東文化大学」への校名復帰を果たした。以降、あらためて学園としての発展を期していくこととなったのであるが、一時的にせよ、学校存続のための条件として否応なく変更した名称が浸透しなかったことも影響したのか、依然として入学希望者は増加する様子はないままであった。新制大学発足と同時に女子学生の入学があったことは画期的ではあったが、全体の入学者総数を見れば惨憺たる結果であった。

加えて、一九四九年一〇月に青砥仮校舎から池袋校地へと復帰を果たして以降、一九六一年八月まで池袋校舎に本学は位置することとなるが、池袋への移転と同時に青砥の校地を手放したこともあって校地の敷地面積は大学設置基準からは遠くおよばないままであった。

学内財政的にも不安定な時期が続き、いかにして大東文化大学を「大学」として継続的に発展させていくか、一九五〇年代は本学にとって大きな課題に向き合い、新たな指針が示されていった時期であった。

### 一　大東文化大学復興計画

池袋校地へと復帰して以降、財政確立の見通しは立たず、学生募集もままならない状況が続いていた。そこで学生募集の際には大学の「特色及び特典」として、「教職課程」を前面に打ち出すことになった。この時期の募集要項には「本大学の教職課程は創立以来の伝統と内容とをもち昨年度文部省の行った教育職員免許法の

大幅な改正に伴う教員養成課程の再審査にも無条件で認定された」と記している。また、歴代の同窓生たちも一丸となって母校の復興と発展に協力を行ったのが同時期であった。

### 教職課程の設置

文部省の方針により「教職課程」について新たに設置審査が行われることとなり、一九五二（昭和二七）年一〇月一〇日に「教職課程」の開設に関わる「大学教職課程設置申請書」が提出され、認可を受けた【資料Ⅵ－10－1】。これにより、「国語科」「書道科」「社会科」「商業科」の教員免許が取得できるものとなった。

一九四九年度からの新制大学の設置時において、本学における教職課程科目自体はすでに揃えられており、学生たちは中等教育機関の教員免許状を取得するための単位を重ねてきていたのであるが、あらためて教育実習指導計画を含む「教職課程」について設置申請したものであった。そのため、申請書中には「教職課程開設の時期　昭和二十四年四月」とある。

同申請書中に記された「教職に関する課程についての従来の状況」には、「本学は大学設置申請時に教職課程を併せて申請し、本学に対する設置認可は教職課程を含めて認可され爾来既に実施している」「本学は前身の大東文化学院専門学校本科三年（旧中学校教員免許状）高等科（旧高等学校教員免許状）の認可及び許可を与えられたもので教員養成には特に重点をおいていたので大学移行後もこの点を継承して教員養成に重点を置いている」と説明している。

「教職課程」は「教職に関する専門科目及びその職員組織」を指し、教職課程において必要単位を取得した卒業生に対して、大東文化大学では「国語科」「社会科」の中学校普通一種免許と、「国語科」「書道科」「社会

科」「商業科」の高等学校第二種教員免許が取得できるものとなった。これにより、日本文学専攻と中国文学専攻に所属する学生は「国語科」「書道科」、政治経済学専攻に所属する学生は「社会科」「商業科」の教員をそれぞれ目指すことが可能となったのである。

ただし、「教職課程」設置についてあらためて認可を受けるにあたり、「教育実習計画は、具体的にたてる必要がある」「履修科目単位に選択の余地を残す必要がある」点について留意事項が付された。申請時に「教育実習指導計画」は示されていたが実習先の学校数も含めて十分ではなく、教職課程を担当する教員として八人が置かれていたが、履修科目については教員不足もあって選択科目の設置数が少なかったためである。教職担当の教員には、野崎泰秀（教育心理）・谷鼎（教科教育法・国語）・安藤堯雄（教科教育法・社会）・田中千代松（教科教育法・商業）・須田凞（教育原理・教育実習）・竹内泰（教育史）・三浦義雄（青年心理）・上條周一（教科教育法・書道）の名前が並んだが、引き続き専任教員の確保と専門科目の充実を図ることとなった。

**同窓会の動き**

一学年一二〇人と学生定員数を定めていた本学であるが、新制大学としての発足以降、定員割れの状況は長く続いた。卒業生の記録を見ても、一九五三（昭和二八）年度の卒業生総数が六八人となっており、その内訳は日本文学専攻一四人、中国文学専攻三人、政治経済専攻五一人という状況であった。定員の半数程度の学生数という状況はその後約一〇年余り続き、一時的に一九六〇年度の卒業生総数一一〇人、六一年度が同一二八人と記録されるが、一九六二年度は再び同八二人、一九六三年度が同九九人となった。

一九六〇年代に入ると日本社会全体における経済状況にも変化が見られ、高度経済成長にともなって大卒の

需要が高まるようになる。本学にも影響は顕著にあらわれるようになり、一九六〇年代半ばには志願者は漸増していくようになった。

この間、全国の同窓生たちによる積極的な学生募集の活動は大きな推進力となった。戦後、同窓会も一九四七年頃より一新され、新たな同窓会長には七理重惠（高等科一期生）が就任、『同窓会報』もあらためて一号から発行されることとなった。同窓会では「機構委員会」を設置し母校再建のための審議を重ね、同委員会の活動は一九五〇年からは同窓会幹事会が引き継ぎ、学園後援者の招聘、理事陣容の強化、教員体制の充実などが提案された。理事会との衝突も時にあったとされるが、理事の一人で講談社専務であった尾張眞之介を財務理事として起用することが決定され、財政難の打開が図られた。当時の理事長兼学長は引き続き土屋久泰であったが、尾張と土屋は相談を重ねながら学園再建に努力を重ね、土屋が一九五四年一二月に理事長を退任すると同時に尾張が第三代理事長に就任した。

土屋は理事長および学長を辞任する直前の一九五三年九月に発行された『同窓会報』第四号へ、創立三〇周年を終えてから一年を経た所感を「本学の一ケ年は正に而立の第一年であり、われわれも覚悟を新たにして経営教学の発展に微力を尽してきた。われわれは他力本願を排して自力発展の途を歩んで来た」と述べている。新制大学発足以降、学長として学園を牽引してきた土屋は、新校舎の建設や専任教授陣の強化をはじめとして数々の難題を解決に導いてきた。加えて、「大東文化研究所の設立等がこの一年に実現しえたことを諸君と共に喜びたいと思う」とも述べている。大東文化研究所の設立については後述するが、大正期の大東文化協会発足時より雑誌『大東文化』の編集主幹として着任し、本学における学術的発展の一側面を一身に背負ってきた土屋にとっても同研究所の設立は格別な思いがあったのだろう。

『同窓会報』第四号はとくに学生募集特集号として編まれたものであり、広く全国の同窓生に対して学生募集に対する積極的な協力を呼びかけることを目的としたものであった。そのことを踏まえ、最後に同窓生に向かって土屋は、「卒業生諸君が母校の学生募集及び就職斡旋に協力せられんこと」を求めた。大東文化大学の発展はひとえに卒業生からの協力にかかっていること、一人でも多くの優秀な教え子を本学へ進学させるべく推薦してもらい、学生募集の困難から脱却すること、さらには就職斡旋に関しても卒業生たちからの協力を求めた。そのためには大学自身ももちろん尽力し、学生たちに相当の力をつけさせて卒業させる努力を怠らないことも『同窓会報』を通じて誓ったのであった。

### 漢文存続運動と「漢文科」

戦後改革において、「漢文科」と漢文教育の扱いについてはその存続を含め議論になっていた。戦後、中等学校漢文科廃止説がにわかに流れたことを発端とし、新制高校発足にあたり国語科のなかに漢文教育をどのように置くか、そもそも漢文科は必要か、また大学進学にあたって高校国語での取得単位中に漢文を含めてもよいか、こういった漢文教育に関する取り扱いの議論が巻き起こっていた。それを受けて漢文教育を残そうとする、いわば戦後における「漢学振興運動」が展開されたのであった。

そこで大東の卒業生たちが中心となって、「漢文懇話会」が結成された。同会は漢文科の存続維持についての議論を交わし、文部省との折衝にあたった。当時、大東文化学院の卒業生たちの多くは「漢文科」教員となって現役教師として活躍していたため、漢文教育の取り扱いは重要な問題であった。また、教員のかたわら漢文教科書の編集に携わる者も少なくなく、文部省の漢文担当となっていた事務官などとも顔見知りであったこと

から実現したものであった。ただし、同会の意向を反映しつつ議論を交わすなかで、「大東漢学」の維持を主張する者、民主化の社会のなかにおける「新しい漢文」のあり方を主張する者もおり、なかなか方向性が見出せずにいた。

文部省教科書編纂委員会において戦後初めて作成された中等教育機関で使用する中等国語教科書が、英訳されGHQ／SCAPへ提出されたが、文部省は漢文の内容が戦前の価値観と誤解されることをおそれ英訳することに後ろ向きであったとされる。その際にも大東文化学院出身の漢文科教員たちが協力して「戦後における漢文教育復興運動概要」を作成し、漢文科を存続させようとした。

一九四八（昭和二三）年三月に公示された教科課程において文部省はいったん「必修国語には漢文を含まない」としたものの、「必修国語は、その性格上、国・漢双方を含むものである」との反論を受け、大学進学課程の国語一五単位中に漢文を含めること、大学入試問題中に選択問題として漢文の出題を置くことなどが了解された。さらに国文および作文能力向上のためにも「必修国語中、漢文を含む」ことが決定されたことに加え、一九五〇年から五二年にかけて高校漢文二時間の必修化が議論されたことを受け、漢文の学習量として「必修国語十単位中、二単位を漢文に当てること」を原則とすることが文部省通達され、一九五五年度学習指導要領より導入されたのであった。こうして教科課程中において漢文科が制度化されたことにより、旧制の大東文化学院専門学校を卒業し漢文科教員となっていた同窓生たちの喜びはもちろんであったが、何より中国文学科への志願者数が一九五五年度以降徐々に増加していくこととなったのである。

## 二　安定的な財政基盤の確立と校地拡大への胎動

一九五〇年代に入り、いよいよ財政基盤の確立と安定的な学生募集は喫緊の課題となった。敗戦から一〇年を経た一九五五（昭和三〇）年前後となると、経済成長を背景に大学進学率は上昇傾向となり、大東文化大学でも尾張理事長をはじめとした理事陣容と同窓会とが財政面での協力をはかり、財政確立の様相が見られるようになっていった。ただし、一九五五年一二月の歳末支払いの目処が立たず、尾張理事長が私財を提供して乗り切るなどの危機的局面も見られた。教育施設の拡充・校舎建物の増築改修・専任教職員の増員などが課題となっているなか、安定的な財政確立のために新たに有力な常任理事や評議員を招聘する方針を打ち立てることとなったのであった。

### 理事会における学内改革

一九五六（昭和三一）年四月、学生生活向上を期して学生寮および研究室の建設が理事会議案として提案された。学生寮は図書館の一部を利用して建設されるものとなり、同年一一月から一二月にかけて学生寮建設設置に関する校債が発行されることが承認された。しかし、同年中に学生寮建設について具体的な動きはなされず、翌年度以降に持ち越しとなった。一九五七年八月に私学振興会および東京信用金庫より借入、同年一〇月に富士銀行目白支店より借入等がそれぞれ決まったことで寮建設が具体化したが、同時期の物価高騰を受けて同計画は進まないままであった。

一九五八年二月に学長改選が行われ、教授会より次期学長候補として推薦された平島敏夫を同年四月より第

二代学長とすることが三月理事会において決議された。創立時より長年にわたり本学に尽力した土屋久泰は勇退し、同年四月一三日には新学長歓迎会並就任式、土屋元学長の退任式が挙行され、土屋は同時に名誉学長に就任した。なお、一九五八年三月の理事会では、同年四月から新制大学となって以降未導入であった「特待生制度」が全学に実施されることが検討され了承された。「新入生の場合、試験により数名許可、但し期間は一ヶ年とし、程度は授業料のみとする」「在校生の場合、その年次の成績により決定」という案で決定されたが、詳細な特待生規程を作る必要もあって導入時期は遅れ、同年一一月、日本文学科四年生・同学科二年生、中国文学科四年生・同学科二年生、政治経済学科二年生の各一人の計五人に対して奨学金が授与された。

同年度は平島敏夫学長の就任と同時に政治経済学科の拡充計画が進められる予定であったが、学内の財政問題の処理や社会情勢の変化から大学設置基準にもとづく校舎建物および諸施設の増設充実が優先されることとなり、同計画は先に見送られている。一方、同年中は大東文化研究所および大東書道研修所（名称未定）の設置と運用についてが具体化した。

同年一〇月、理事長の改選が行われ、土屋久泰に代わり尾張眞之介が理事長に就任した。同時に同年度末には「事務機構等改革要綱」が提案されており、次年度より事務局を設けると同時に、事務局長や庶務課長などの役職について、その職務の具体化がはかられている。それまでは「大学に総務部、補導部を置き、総務部に庶務課、会計課を、補導部に教務課、学生課を置く」とされていたことから、大幅な学内事務機構組織の改革となった。

## 学生不祥事

一九五九（昭和三四）年一一月二六日夜七時頃、本学空手部に所属する学生二人が未成年でありながら飲酒し、立教学院裏門から校地内に侵入、キャンパス内の教員住宅のうちの一つに向かって石を投げてガラス窓を破損させた。チャールズ・E・ペリー教授は自宅窓を割られたことに気づき外に出てきて学生に注意を与え、石を投げた方の学生へ学生証の提示を求めた。二人は謝罪したが、学生証が返却されないことに激高した一人が、引き留めるもう一人の学生を振り切って学生証を取り返そうと教授に殴りかかった。顔面が血まみれとなるまで殴られさらに頭を強く打った教授は、自宅に引き上げた後、約一時間後の夜八時頃に脳内出血が原因で死去した。

この傷害致死事件については、翌二七日に開催された理事会の議案の最後に「四、立教大学教授に対する不祥事事件について」として取り上げられた。理事会では事態の重さから、「本学としては司直の取調べによる事実判明次第学則に照らして最高の処罰をすることを承認する」と決議したうえで、「空手部を自発的に解消せしむる」「立教大学に対し弔慰金並見舞をなす」「対外的諸施策については事務局長に一任する」「葬儀に関し、M、Y両名の父兄の参加並その処置については事務局長に一任す」とした。また、教授会は「教授会は本事件に対し、一同謹慎の意を表すると共に今後学生の指導について万全の努力をなすこと」を決議した。

なお、Mの母親とYの父親は、葬儀の翌日にペリー教授の妻を無理を承知で訪ねている。二人を温かく迎え入れてくれた夫人は、教授が亡くなる直前に「あの青年を許してやってほしい」「ただ、酔いが醒めたら自分のあやまちを教えてやってほしい」と言っていたこと、そして自身も同じ気持ちであることを伝え、夫人は母親を優しく抱擁したとされる。

**課題解決へ向けて**

新制大学として出発した大東文化大学は、入学定員一二〇人を容易には充足できず、施設不備・財政難・志願者減という三重苦にあえぎながら苦難の時代を過ごしていった。また、前項のような学生による傷害致死事件も起き、校地の移転先の模索は本格化したのであった。

そもそも文部省から示されていた本学の設置認可基準は、校地一万坪以上・校舎二〇〇〇坪以上という条件であった。ところが設置認可を受けて以降、一〇年の歳月が経過しているにもかかわらず、青砥仮校舎を手放したうえ、その後の工事計画の進捗はかんばしくなかった。結果、校地面積は二割に満たないまま（一五三一坪）、校舎は三分の一（六九六坪）のみが完成しただけの状況であった。

この認可基準は、大学である以上、当然備えるべき最低の条件を示したものであった。したがって財政難を克服し大量の学生を受け入れていくためには、当時の池袋校舎からほかに広大な地域を求めざるを得ないことになる。また、一九五六（昭和三一）年に制定された大学設置基準では、学生数や学部の性格に応じて確保すべき校地面積・建物面積が具体的数値で新たに示されるに至った。この条件を整備し得ない場合、さらに大学としての存在意義を問われるという厳しい状況下に置かれたのである。

さらに一九五九年には「工業（場）等制限法」（以下、「制限法」）が制定された。「首都圏の既成市街地における工業等の制限に関する法律」および「近畿圏の既成都市区域における工場等の制限に関する法律」を総称するこの「制限法」は、工場や大学などの新増設を制限するもので、既成市街地への産業と人口の過度の集中を防ぎ、都市環境の整備および改善を図るために制定された。対象制限地区は東京二三区のほか、武蔵野市全域・三鷹市・横浜市・川崎市・京都市・大阪市・神戸市などの一部であり、当該区域で一定の広さをもつ大学

教室などは新増設が禁止された。そのため、本学を含む対象区域の大学では学部や学科の新増設に際して郊外にキャンパスを求め、新設置することを余儀なくされたのであった。

これを踏まえて、一九六〇年四月、本学の理事会では、定員四八〇人の少数精鋭主義を脱却し、多角的精鋭主義に転換すべしとの意見が大勢を占めるに至り、大学振興計画案が立てられることになった。

その具体的内容については、理事会の諮問機関である総合企画懇談会に、大学当局・同窓会幹事および東京都内・近県の有志五〇余人が参加し、次のような方針がまとめられていった。

㈠　大学のほか、各種学校を併せ経営するため、法人名を大東文化学園と改称すること。

㈡　大学設置基準に示された校地・校舎の整備を急ぐとともに、教学内容を拡充し、多数の学生を収容しうる設備を整えること。

㈢　一九六〇年四月、法人に移管された柔道整復師養成所を大東柔道整復専門学校に昇格させ、さらに一九六一年度には衛生検査技師の課程を加え、大東医学技術専門学校として発足できるように準備を進めること。

㈣　一貫教育を徹底するために附属高校を設置すること。

㈤　従来、研究機関としてあまり実働していなかった大東文化研究所を再検討し、名実ともに大学の研究調査機関たりうるように整備すること。

これにもとづき、項目ごとに検討がなされ、それぞれ実施の段階に入っていくこととなる。なお、この本学

創立四〇周年を目途として立てられた大学再建策は、資金の裏付けが先決問題であり、財政的な窮乏期にあった当時においては、まさに夢の構想であったが、学園理事らを中心とする首脳部をはじめ、教職員・卒業生らの献身的な努力によってこれを実現していったのであった。板橋校舎の建設と校地移転については、次章において詳述する。

## 三　研究活動・教育活動・学生活動の活発化

一九五七（昭和三二）年度からは新たな大学設置基準にもとづき、教員免許法が更新されたことなどを受け、本学でも教学体制の整備が進められることとなり、学科目編成が一新された。新制大学発足から約一〇年を経て教員数も倍増しており、いよいよ本格的な校地拡大と学部学科の充足が目指されるようになった。学部増に先んじ、本学では本格的な書道公開講座、大東文化研究所、漢学会・日本文学会・政経学会を発足させた。また、文政幼稚園・柔道整復専門学校の開設も同時期の試みであった。

### 書道講座

書道講座は新制大学となって池袋校地へ移転した際、一九五二（昭和二七）年より中国文学専攻および日本文学専攻のなかに併設された。このときにはまだ課外の選択科目であったが、その開設は土屋久泰学長の発案を発端としており、真田但馬（高等科一一期生）と上條周一という学内有数の高名な書家教授が担当したこともあって初年度から盛況であった。一九五三年からは正課となり、同年に山崎節堂および松井如流両教授が漢字指導を担当、一九五四年には旧制期から断続的に指導を行っていた熊谷恒子がかな文字の講座を受けもつこ

ととなった。なお、熊谷は一九五六年に講師を委嘱され、その後一九六七年より教授となり、長期にわたり本学書道教育に貢献した。

日本書道連盟との共催で書道公開講座が行われるようになったのは一九五四年からであった。なお、書道連盟との共催は一九五七年までのことで、一九五八年からは本学の単独講座となった。八月の夏期講習として二週間程度で実施された公開講座は受講生に四単位を授与するという特典もあいまって毎年極めて盛況で、全国から多くの受講生が集まった。この成功は当時の学生募集にも大いに貢献することとなり、来校した受講生たちからの学生の推薦も見られるようになっていく。一九五四年からは「全国書道展」および「全国高校巡回」も実施されており、こうした活動は全国広報の一環と位置付けられ、書道講座および書道公開講座の成功とともに、理事会でも大盛況である旨が伝えられた。

### 大東文化研究所の開設

大東文化研究所は、一九二三（大正一二）年二月に設立された大東文化協会海外研究部の後継機関として、一九五四（昭和二九）年九月に創設された。同年九月二二日に本学卒業生を対象とした東洋文化に関する研究会が実施されたことを契機とし、高度な東洋研究をその後も継続的に行うことを目的としたものであった。同日の研究会の講師陣は、鵜澤總明・尾上八郎・久松潜一・土屋久泰・佐成謙太郎・藤野岩友・谷鼎・竹田復・小泉藤造・熊野正平・高田眞治・鈴木由次郎という高等科一期生らを含む本学草創期から活躍するメンバーを含む各教授が担当した。さらに同年一〇月二二日の研究員選考会議において在京（東京在住）研究員六人、地方在住研究員四人を決定し、さらに一一月二〇日には研究所「指導教授」「研究員」「役職員」たちが集い、第

一回大東文化研究所研究会が開催された。

新制「東京文政大学」が一九四九年五月に設立された後、関係者の強い意向を受け「大東文化大学」へと改称したのは一九五三年三月のことであったが、この間、校名復帰とともに旧制時代に行っていた東洋文化に関する研究活動の復興も強く望まれるようになった。その意向を受け、本学独自の学術研究を推進する機関として「大東文化研究所」が設置された。なお、一九六一年四月より改組され、同研究所の名称は「大東文化大学附属東洋研究所」へと変更された。

「大東文化研究所」は、創立一〇〇周年を迎えた現在まで継続される、本学におけるもっとも歴史ある研究所である。新制大学への移行時において、「東洋文化研究所」の発足はすでに計画されており、その意向を受け本学における研究活動の中心機関となった。『大東文化研究所要覧』には「この研究所は学校法人大東文化大学の附属機関とする」こと、その目的に「東洋文化に関する学術的研究を行い、これが振興を図ることを目的とする」と謳った。東洋文化研究者に対する指導ならびに助成、研究会や講演会の開催、研究成果の出版を主たる事業と定め、所長および顧問のほか指導教授と編集委員を置き、それに加えて研究員や研究生を入所させることができるとした。研究員や研究生は指導教授会から入所を認められた者で、学費に相当する「所費」の納入が必要（大東文化大学維持会会員は所費免除）であったが、指導教授より専門科目に関する講義を受講し、研究題目に即した学術研究に従事し、研究成果の発表も所内において便宜がはかられるものとされた。

**漢学会・政経学会・日本文学会の発足**

「漢学会」は一九五八（昭和三三）年に発足した。前年一一月より毎月、中国文学研究室において研究集会（例

会）が開催されるようになり、一九五八年五月より「漢学会例会」と称するようになった。一〇月に実施される年次大会を含み年七回前後開催された同会は、草創期における研究部の活動を踏襲したものであった。漢学会の活動は例会にとどまらず、『漢学会誌』の発刊へとつながることとなった。旧制期における『大東文化学報』の後継として一四年ぶりに刊行されることとなった同誌は、「大東漢学」の真髄を伝える役割を果たすこととなった。

「政経学会」の発足も同年、一九五八年一〇月のことであった。旧制大東文化学院において東亜政経科が設置されたのが一九三八年度のことであり、そこから数えて創立二〇周年を機に発足したのである。同年一一月八日には記念式典が開催されており、今後の政経学科の発展を期し、教育のみならず学術研究の側面を推進していくことを目的として政経学会の活動が行われた。毎月の例会をはじめとして研究誌の刊行が行われた。

「日本文学会」の発足は一九六〇年のことであった。そもそも大東文化大学国文学会が活動を行っていたが、それを発展させたものが日本文学会であった。毎年一一月頃に年次大会として研究発表会が実施されると同時に、一九六一年からは『日本文学研究』が発刊されるようになった。

### 大東柔道整復専門学校・文政幼稚園の開設

一九五六（昭和三一）年四月より池袋校舎の一角を使用し授業を行っていた中央柔道整復師養成所があった。当時は学園の組織ではなく敷地建物の一部を貸し出していたものであったが、一九六〇年五月の理事会において本学附属の学校とし、教学組織の一部として教育活動を本格的に行うことが決定された。同年七月に「大東柔道整復専門学校」（各種学校）の設置認可申請が行われ、同年一二月に認可された。ただし、この間に「柔

道整復師養成施設（二年課程）」については先んじて同年九月に認定されていたので、一〇月より開校することとなった。一九六二年度からは衛生検査技師の課程を加え、定員は柔道整復科三〇人、衛生検査科八〇人となり、以降は夜間開講の大東柔道整復専門学校として発展していくこととなった。後に「医専」と呼称されるようになる同校の発展経緯については次章において詳述する。

文政幼稚園は池袋校舎近隣住民の強い要望のもと、一九五一年四月に池袋校舎の一角に開園した。同年三月一九日に行われた入園願書受付には多数の希望者が集まり、希望者多数であったためさらに三月末に追加で入園希望を受け付けるなど、前途洋々の開園であった。初年度の園長には大東文化大学学長であった土屋久泰が着任、幼稚園教諭は三人、そのほか主事・教務主事・会計主事の三人という極小規模の幼稚園であった。

しかし大学校舎の一部の三つの教室だけで行う園活動は、当初予定し保護者へ提示していた教育内容から内容も施設設備の質もほど遠いものとなり、期待外れを理由に開園直後から退園する園児が後を絶たず、同時に職員も次々に退職する有様となった。教員二人と園長・会計主事だけとなった文政幼稚園は、諦めることなく改善の努力を重ね、一〇月に盛大な運動会を実施した。この運動会の盛況が近隣に知られるようになったことをきっかけにして退園した園児が復帰を希望したり、新たな入園希望者があったり、園児の数は増加の一途を辿り、戦後のベビーブームで生まれた多くの子どもたちの受け皿となった。それは同時期の本学の財政を大いに支え得る活況であった。しかし一九五五年頃になって、戦後の混乱のなかで幼稚園設立認可の手続きが正式に行われていなかったことが明らかとなり、一時期は閉園も検討されるようになる。あらためて開園認可を受け、一九五六年度には園舎の建設も理事会承認され、寄附行為も変更された【資料Ⅵ－12－1】。文政幼稚園々則第一条には「この幼稚園は、学校教育法第七十七条及び第七十八条に従って幼児を保育し、適当なる環境を

与えて、その心身の発達を助長することを目的とする」の一文が加えられるとともに、寄附行為第四条の法人が設置する学校として「一、大東文化大学　二、東京文政学院」のあとに「三、文政幼稚園」を置き、さらなる発展を期すこととなった。なお、同年一一月には東京都私立幼稚園連盟にも加盟した。

以降、校地移転を果たすまでの数年間、文政幼稚園は池袋時代の本学の財政的苦境を支え続けた。しかし、一九六一年度中に予定された校地移転計画にともない、一九六〇年度末をもって休園とすることが一九五九年四月理事会で決定され、そのまま廃園となった。文政幼稚園の設置は一〇年足らずのごく短期間ではあったが、近隣の家庭から大学附属の幼稚園として絶大な信頼と支持を受けたのであった。

# 第五章　大東文化大学の振興と運営方針の策定

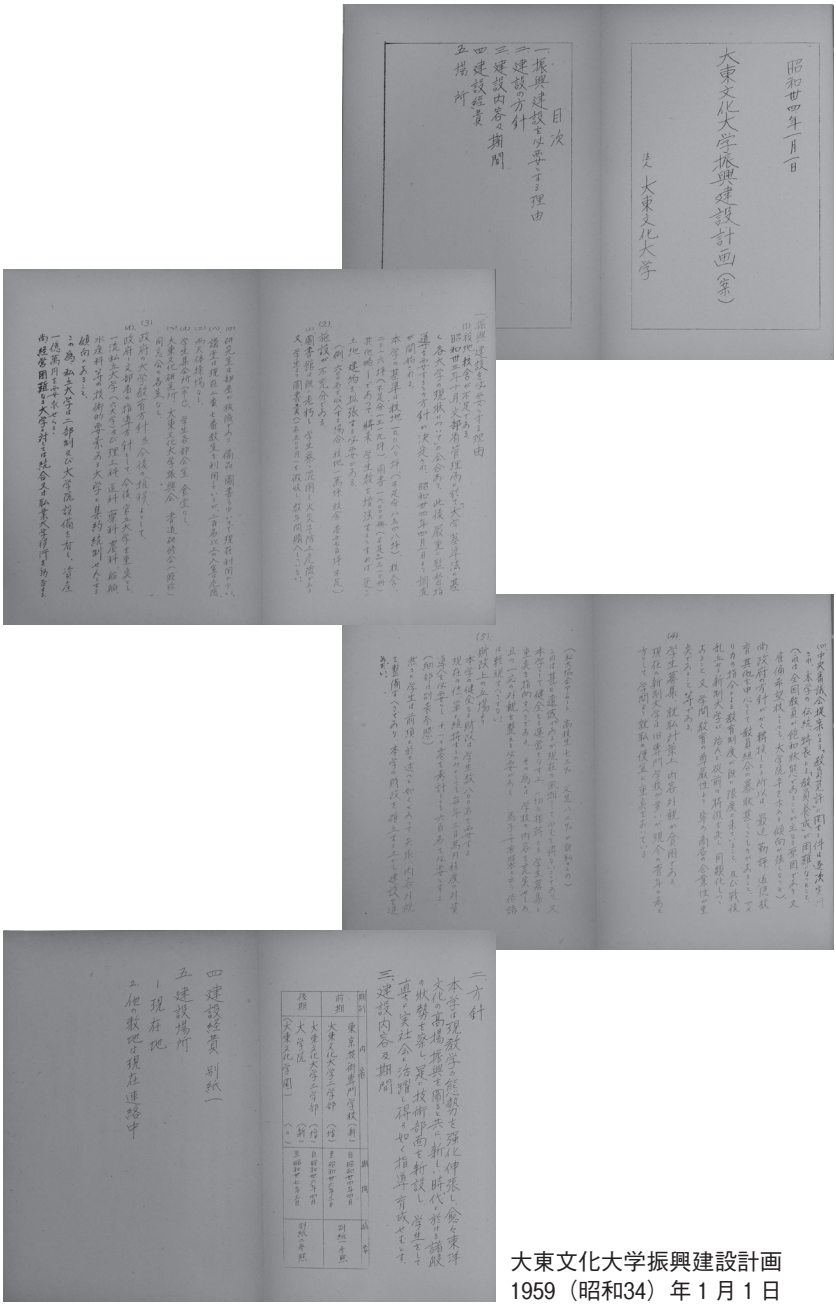
昭和卅四年一月一日

大東文化大学振興建設計画（案）

大東文化大学

目次

一　振興建設を必要とする理由
二　建設の方針
三　建設内容及期間
四　建設経費
五　場所

二　方針

三　建設内容及期間

四　建設経費　別紙一

五　建設場所

一　現在地

二　他の敷地に現在運営中

大東文化大学振興建設計画
1959（昭和34）年１月１日

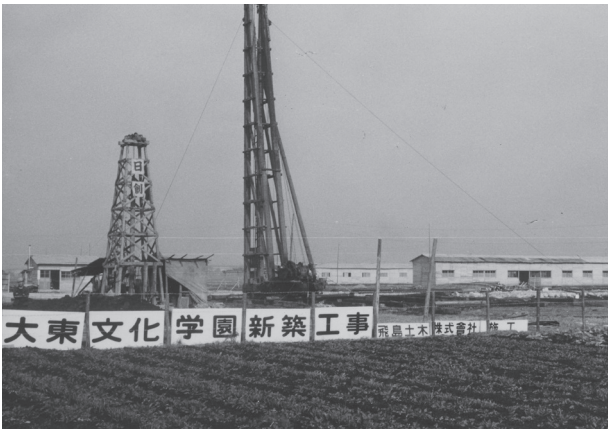


1961（昭和36）年 8 月に移転する板橋校舎の建設工事
1960（昭和35）年頃

板橋校舎通学風景
1961（昭和36）年開設当時

一九五〇年代後半以降、尾張眞之介第三代理事長の指揮のもと、理事会は、堀田太郎（大東文化学院本科七期）や坂本通（同学院高等科一三期）といった本学同窓会からの優秀な人材を理事に登用し、さらに総務部長を務めた金子昇（同学院本科一一期）を初代事務局長に、また常任理事の堀田太郎を学生課長に任命し、学内の事務機構の刷新をはかった。この事務機構刷新に対し教授会は、一九五八（昭和三三）年一二月、理事会に対して、学園運営の説明を求める要望（「新理事会がどのような目標を掲げて、経営に臨み、また臨まんとしているか、早急にその点について説明せられるよう要望する」）を提出した。それを受けて、理事会は、学内において丁寧な説明責任を果たすべく対応を行うと約束し、経営と教学の両面から、新時代へ向けての本学園全体としての振興建設計画を策定していくものとし、学生の入学募集と卒業生の就職対策を、社会的に主要なニーズであると想定して、健全なる本学園の運営を行うと強調した（「昭和三四年度運営に関する方針ならび解説」一九五九年二月）。以後、堀田太郎や金子昇らが、従来の文政学部だけではこれからの若い世代に受け入れられず、本学としての発展性は望めず、多くの学生を収容可能な学園とすべきであるという信念のもとに、精力的な活動を展開していくことになる。彼らは、本学の発展が、財務上の基礎がない限り、空理空論で終わってしまうという認識に立ちながら、理事会の諮問機関である綜合企画懇談会（企画委員会）を中心にして、振興建設の推進をはかっていった。

そのために、同窓会だけでなく、後援会や父兄会を新たに組織し連携して、大東文化大学創立四〇周年記念事業委員会委員長の南條徳男（第四代理事長）と副委員長の平島敏夫（第二代学長）を中心に、建設資金募集を広く呼びかけた。なお寄附金の取り扱い・申し込み先は、大東文化大学後援会（会長：岸信介、事務局長：村田克巳）宛とされた。一九六一年七月に、大東文化大学後援会（初代会長：岸信介）が、また同年九月には、大東文化

大学父兄会（初代会長：下島儀貞）が組織されることになる。大学父兄会は主として本学に在学する青年子弟の教育指導を支えていくものとし、後援会は大学の財政的支援を行っていくものとして、それぞれの組織が大学のステークホルダーとして果たすべき役割を通して連携しながら学園振興建設計画を推進していったのである。

戦後の新制大学として本学が昇格認可された際、諸施設の整備充実が条件として付されていたが、その整備手段として、堀田常任理事のもと板橋校地への移転（一九六一年）が実現した。しかし、一九六一年の大学学部増設認可申請にあたっては、一九六〇年九月に認可申請した際、経済学関係の教員の不足が相当に厳しいと文部省側から判断されたため、いったん認可申請を取り下げ、翌年九月に条件を整えて再提出を行うと決断された。

教学側の運営組織として、全学部の教授全員で組織構成され、全学部に関する重要事項などを協議する機関であった合同教授会は、一九六〇年代から八〇年代半ばという時代に、主として経営を含めた学園全体を統轄する理事会の動きに対して、時に教育・研究上の観点から緊張・対立関係ともなり得た点は特筆しておくべきであろう。

# 第一節　池袋校舎から板橋校舎への移転と創立四〇周年記念事業

## 一　学内事務局の人事刷新と理事会の説明責任

一九五四（昭和二九）年一二月、新制大学として寄附金や学生募集といったふさわしい機動力を有する事務局が同窓会などから求められたため、適切な指導力を発揮し得る人物として、尾張眞之介（講談社専務）が第三代理事長に就任し、一九五五年八月の理事会で事務局の人事刷新をはかり、同年九月付で補導部長兼教務課長に俣野太郎（大東文化学院本科一四期・高等科一七期）を、総務部長に金子昇（同学院本科一一期）を任命した。

一九五八年四月、土屋久泰学長の後任として、参議院議員の平島敏夫が、第二代学長に就任した。平島学長の就任にともない、同年一〇月の理事会では、同窓会から堀田太郎（同学院本科七期）と坂本通（同学院高等科一三期）が理事に選任された。なお一九五九年一二月、常任理事の堀田は、学生課長にも就任して担当業務にあたっている。また、さらなる学内の意思統一を目指すうえで、尾張理事長の指揮のもと、同年三月に事務局機構の刷新が断行され、総務部長の金子昇が本学の初代事務局長に就任した（総務・補導両部長制の廃止、事務局長制の新設）。また前述したように、一九五八年一二月には、学内の意思統一をはかるため、教授会が理事会へ学園運営の説明を求める要望を表明し、理事会としても翌年以降に、学内において丁寧な説明責任を果たすべく対応を行うとしたのであった。実際、理事会がそのための説明作業にあたっても活用したであろう書類資料「昭和三四年度運営に関する方針ならび解説」（一九五九年二月）では、「本学は東洋の学問、思想教育をもって青年学生を育成するとともにいっぽうにおいて研究の成果を世に問い道義を振起するのがその使命であった」

とし、「戦後は主として財政上の不如意、新制大学の基準その他の理由によりわずかに中国文学の名を残したのみ」と自戒しながら、「そこで昭和三四年度以降においてはさらに一歩を前進する」前提として、「本学はその建学の精神により、東洋の学問研究の成果を世に問うための現在の研究室を充実拡張するとともに大東文化研究所、大東書道研修所（未）の活発なる運用を期す」と明示した。そして、「もしこのことが行われなければ実際に本学の存在はなくなり、たんなる学校経営におわるのみであって、なんのために経営の労苦を続けるのか、その意義がなくなる」と、本学運営上の覚悟や使命感を強調したのである。

**「健全財政の確立」と「振興建設の推進」**

なお「昭和三四年度運営に関する方針ならび解説」について、後の本学の運営に大きな意味を有することになると考えられるので、少しその内容について見ておきたい。同資料では、「健全財政の確立」と「振興建設の推進」を主眼とするとし、本学の基本的な方針として次の各項目を掲げた。

一、本学は現下経営上の非常事態たるに鑑み、まず収入即支出を原則とする財政政策を実施し、これを根幹として現教学態勢ならび業務組織を刷新整備し、今後の振興建設の基礎を確立する。

二、新しい社会情勢の推移により、速やかに大学基準に基づく建物ならび諸施設を増設充実するとともに逐次学部学科の加入、技術部門の新設をおこない、学生をして直ちに実社会に活躍し得るごとく指導育成する。

三、本学建学の精神に鑑み、東洋思想、学問の研究活動を盛んにし、対外広報活動と相俟って大いに道義

の高揚、振興をはかる。

そして、さらに同上方針にもとづく次の「処理方針」として、以下の八条を掲げた。

一条、収入即支出を原則とせる経常予算を設定し、年間における財政を安定せしむる。

二条、昭和二一年度以降の私学振興会ならびその他の借入金処理および今後の建設振興に要する資金は別途臨時部において調達解決する。

三条、右財政処理にともない、教科目の編成その他は一応昭和三〇年度を参考として整備する。

四条、将来の振興建設準備態勢を整えるため、現業務組織を刷新強化す。業務組織は大学運営の最高方針に基づき、速やかに実動し、かつ成果を挙げ得るごとくす。

五条、振興建設の第一次計画は昭和二四年四月三〇日認可せられたる大学基準に基づきこれを実施する。なお現存建物ならび施設の老廃ならび破損箇所についてはその都度これを補修する。

六条、二学部（四学科）増設ならび技術部門（技術専門学校）新設は第二次計画、三学部（六学科）および大学院の設置は第三次としてそれぞれ逐年これを建設し、名実ともに最高学府としての威容を整備する。

七条、本学はその建学の真精神により、東洋の学問研究の成果を世に問うため、現在の研究室を充実拡張するとともに大東文化研究所、大東書道研修所（未）の活発なる運用を期す。また顧問団、参与会の実動をはかるかたわら果敢なる対外啓蒙宣伝活動をおこない東洋道義の振興を資す。

八条、右に関する諸種の条項に関しては、ひろく衆知を集めて万事公論に決し、時勢の推移を明察して遅れざらむことを期し、関係者一同確固たる信念と不撓の努力をもって推進することをその根幹とする。このためには、機会あるごとに綜合企画懇談会を開催し、もって大学の復興（ママ（振か））建設を達成する。

とくに本学にとって、「均衡財政の確立」と「時勢に即応する振興建設」の二者は、一見すれば「相背馳するごとき感ある」としながらも、「実際には一体のもので、延びんがためにその態勢を整える」ことにほかならないとしている点は特徴的であろう。また現状、赤字を恒常的に生む夜間部などを有し、想定したほどの学生募集の獲得につながっていないこともあって、本学は「財政上の危機に直面するにいたった」と吐露している。本学の夜間部については、「夜間部は新たに募集することを停止し、二年以上の学生に対し昼間に転学または学科目数を減じ、夏、冬季休暇中を利用し、集中講義等の処置を講ず」と提起している。したがって、「万障を排して収入即支出の原則を維持し、年間における財政を安定せしめ、後述する大学の振興建設の基礎を確立する方針」としている。さらに、「本学再建の原動力は『学生募集』活動にあるをもって募集課を新設し、資料、情報の収集、同窓会全国組織の連絡、全国高等学校および一般に対する広報啓蒙宣伝活動、宣伝資材、媒体、印刷物の研究、高校生対象の各種競技大会等々活発なる活動を実施せしめたい」と、地道で現実的な活動についても重視している。

ただし、「財政上から見て、部科の増設は学生数を増大し、勢い収入財源が豊富となる」と主張して、「前項の募集活動と関連を有するが、文政学部の一学部のみにてはひろく学生を集めることは難しく、また学生の方からも二学部四学科という実力に讃仰する」という大学の振興建設計画を重要視するものであった。そして本

学の存在意義は、建学以来根本的な精神はなんら大きく変わることなく、「東洋の学問、思想教育をもって青年学生を育成するとともにいっぽうにおいて研究の成果を世に問い道義を振起する」ことにほかならないとする。そして、社会的な変化の激しい今日において、「時勢に先立つ斬新正確なる経営を推進すべき」点を重視し、「身を挺して学校の再建を強行するにあらずんば、遂にはヂリ貧に墜ち廃校のやむなきにいたる」という危機感を有しながら、「企画懇談会を開設し、各位の意見を具陳し、積極的な振興をはかり、名実ともに一ヵの最高学府を樹立いたしたい」と結論付けている。

## 二　寄附行為の一部変更について

### 一九五三年の大東文化大学への名称変更にともなう寄附行為変更

この時期の寄附行為の一部変更について、本学にとっていくつか節目とされるものを取り上げて少し見ておこう。まず、本学の校名および法人名を文政大学から、在校生や卒業生・教職員らの希望が強いとして大東文化大学へ変更する申請を、一九五二（昭和二七）年一二月に文部省へ提出し、翌年三月には承認されている。この際に、新たに定められた本学寄附行為は、【資料Ⅶ－3－1】のとおりであった。

### 一九六〇年の法人名変更にともなう寄附行為変更

次に一九六〇（昭和三五）年六月の、寄附行為の一部変更について触れておこう。本学が文部省へ届出た際の「寄附行為変更の条項および事由」では、「今日社会の一般情勢の推移にともない大学経営のあり方も相当変化してきたものと考えられます。本法人におきましても、これに合わせて左記の通り寄附行為を変更し、直

接法人の運営に携わる役員数を増加し、常任理事をおき、さらに顧問制度を設けて、いっそう強化された法人運営の態勢を整え、近い将来大学学部の増設と附属学校等の設置を実現するため、鋭意その準備を進めたいと考えております」と述べられている。寄附行為変更の条項について、その新旧対照の主なポイントを、ここで確認しておきたい。第一条（名称）で、法人名の名称を「学校法人大東文化大学」から「学校法人大東文化学園」に変更する。第三条（目的）の規定で、「東洋文化ならびに一般政治、経済の研究と教育をおこなうため、私立学校および私立各種学校」を、新学制（教育基本法および学校教育法）にもとづく「学校その他の教育ならびに研究施設」と変更する。第五条（役員）定数で、「理事七人以上一〇人以内」を「理事八人以上一三人以内」と、「監事二人」を「監事二人以上」と変更し、「理事長を除く理事のうち二人以内は理事長の指名により常任理事となる。常任理事は理事長を補佐し、理事会の決議にしたがい常務をおこなう」を追加した。第六条（理事会）で、「一四日以内」を「七日以内」と理事会の招集期限を変更した。第七条（理事の代表権の制限）として、「理事長および常任理事以外の理事は、この法人のおこなう業務についてこの法人を代表しない」と明記強調された。第八条（理事の選任）で、「本学の理事は、大東文化大学長、法人職員たる評議員二人以上三人以内、法人設置する学校の卒業者たる評議員二人以上三人以内、関係ある学識経験者または功労者のうち理事の過半数により選任された三人以上六人以内」とした。第九条（監事の選任）で、本学の監事は評議員会の意見を聞き、理事会にて選任されるが、「私立学校法第三七条第四項に規定する職務をおこなう」とその職務内容を明確にした。また第一〇条（顧問）の新たな規定で、本法人に特別功労があった者のうちから、理事会が法人業務に関する諮問に答える顧問を委嘱できるとした。第一一条（評議員会）で、本学の評議員数を「二一人以上三〇人以内」から「二七人以上三三人以内」と改め、定員数の増加をはかった。第一二条（諮問事項）では、評議員会への

諮問事項について、さらに「寄附金品の募集に関する事項」および「その他この法人の業務に関する重要事項で理事長において必要と認めた事項」が加筆された。また第一三条（評議員の選任）で、新たに評議員たるものに「評議員から選任された理事以外の理事三人以上六人以内」を加えるとした。第一四条（任期）で、本学評議員の任期を「二年」から「三年」と変更した。

### 一九六一年の大学所在地変更にともなう寄附行為変更

さらに、一九六一（昭和三六）年九月に、本学は事務所の所在地変更（池袋校舎から板橋校舎へ）にともない、文部省側に寄附行為の一部変更について、認可申請を行っている。それに対して、同年一二月に同件の手続きは適法であり差し支えないとして、申請のあった寄附行為の一部変更が私立学校法第四五条にもとづき認可された。本学が文部省へ認可申請した実際の「寄附行為一部変更の条項および事由」によれば、「本法人は従来東京都豊島区池袋三丁目一三八五番地に事務所をおいてありましたが、このたび東京都板橋区志村西台町一九〇二番地に変更することになりましたので、それにともない寄附行為の一部変更をつぎの通り変更する」とし、「第二条（事務所の所在地）中、『東京都豊島区池袋三丁目一三八五番地』とあるを『東京都板橋区志村西台町一九〇二番地』と変更する」とした。

## 三　大学を含めた大東文化学園の振興建設計画

一九五八（昭和三三）年一〇月の理事会において、本学の運営方針として、「経営」と「教学」の両面から「振興建設計画」を策定していくことが合意された。同時に、これからの学生の入学募集と学生の就職活動を、しっ

かり強化促進していくことも了承された。実際、同年一月の理事会で策定した資料「大東文化大学振興建設計画」でも、「学生募集」と「就職対策」はこれからの時代・社会のニーズであると強調され、「本学として健全なる運営をなす」ためにも必須であり、そのためにも基盤となる大学の校地・校舎の整備が早急に推進されていかねばならないとされた。

一九五九年一一月、学生募集・学生の就職対策等の強化をはかる目的で、大学事務局部署に外務課が設けられ、堀田常任理事（学生募集対策委員会委員長）により、募集計画三〇〇人が目標とされた。この学生募集対策委員会を中心に、学生自治会部活動・同窓会県支部活動に重点を置き、事務局の職員らを各地方に派遣し、都道府県下の高等学校を巡回訪問することが決定された。とくに、東京都内や関東圏の学生募集にあたっては、坂本理事と金子事務局長が現場の指揮を担当した。

またこの時期、堀田常任理事や金子事務局長らが、従来の文政学部だけではこれからの若い世代に受け入れられずに本学としての発展性は望めず、多くの学生を収容可能な学園とすべきであるという信念のもとに精力的に活動を展開していった。たとえば、教学面での振興計画が未着手のままであれば、「本学の将来はまさにヂリ貧となり、結果救うべからざる混乱状態となる」という危機感を有しながら、振興計画の基盤となる財政面では「節すべきは節し、伸張すべきは伸張すの意にして、許さるる最小限度の組織をもって最大の効果を挙ぐる」方向性を示している（「昭和三四年度運営に関する書類」）。また一九五九年度の学科目編成において、夜間部講義は新たに募集することを停止して、二年次以上の学生に対しては昼間に転学を勧めることとした。

## 大東文化大学創立四〇周年記念事業建設資金募集の実施

本学では同窓会だけでなく後援会や父兄会を新たに組織し、連携して募金活動を積極的に盛り上げていくことが目指されている。前述したように、大東文化大学創立四〇周年記念事業の建設資金募集（一九六一［昭和三六］年）は、記念事業委員会委員長南條徳男（第四代理事長）・副委員長平島敏夫（第二代学長）を中心として広く呼びかけが行われた。その目標募金額（寄附金と学債からなる）は三億円として、法人負担額二億四三〇〇万円とともに、記念事業における本学校舎の建築にともなう経費（総経費：五億四三〇〇万円）にあてることを明示した（学校法人大東文化学園「大東文化大学創立四〇周年記念事業建設資金募集趣意書」）。その「大東文化大学創立四〇周年記念事業趣意」【資料Ⅶ－4－3】によれば、本学の前身である旧制専門学校の大東文化学院は大正の末期に開校し、「日本文化の根底をなす漢学ならびに国学を振興するとともに、国内外に活躍する人材を養成し、もつて時弊を匡救し国民精神の安定を計らんとした」とし、その後大東文化学院では「道義日本の建設、アジア民族の復興、ひいては世界平和の確立を目途とし、これを達成するためには、名節道義に徹した人材の育成こそ、刻下の急務であるとして、本学園の発展に力をいたされた」と述べている。一九四五年四月、大戦の戦禍がついに本学院にもおよび、「校舎、施設はもちろん、貴重な数万巻の古典籍は烏有に帰し、加うるに占領政策によつて政府の補助を断たれ、ために経営は深刻なる打撃をうけました。しかしながら、三千の卒業生、在校生父兄および一般有志はこれが復興に一丸となつて尽力し、遂に昭和二四年五月、新校舎を建設し、もつて今日に至つております」と、敗戦以降の本学のあゆみは、在校生や卒業生・教職員ら多くの本学関係者らの力が支えとなったことが示されている。そして、本学が創立四〇周年を迎える今日、「省みるに戦後の日本は、思想は混乱し、道徳は頽廃し、就中、国家の将来を担う青年学徒は、そのなかにあつて

徒に過激化せんとしており、このまま放置すれば誠に国家の重大事となるやはかり難い状況にあります。この時にあたり、本学園はここに創立四〇周年を迎え、いよいよその建学の精神を発揮し、人材教育に専念するとともにさらに先覚、同憂の記念事業後援会のご支援により現規模を拡張してなおいつそうの発展をはかり、新しい時代の要請に応えるべく、ここに記念事業の趣意を表明し、諸賢のご協力をお願いいたす次第であります」と、新たな大学として、新しい時代の要請課題に十分応え得るよう、より多くの御支援御寄附をいただきたいと述べている。

この趣意書で危惧されていた過激化した青年学徒の出現とは、具体的には、一九六〇年一〇月に発生した、社会党委員長浅沼稲次郎刺殺事件の犯人である一七歳の大東文化大学聴講生とされた件を指していた。犯人の自供によれば、売国的な容共分子を機会あれば浅沼委員長のほかにも各め殺めようと考えていたことも報道されている。本学が創立四〇周年記念事業の趣意書のなかで、戦後日本の将来をリードしていくべき青年学徒の健全な成長活躍こそを本学としてもしっかりサポートしていきたい、と強調していたゆえんである。

### 大東文化大学後援会ならびに大東文化大学父兄会の組織と連携

一九六一（昭和三六）年三月付の理事会関係書類である「昭和三六年度運営方針ならび処理要領」【資料Ⅲ－1－5】でも、大学の学部増設・附設校である高等学校開校・医学技術専門学校の開校等といった振興建設計画にもとづき、「極力財政の調整をはかり諸事業の運営に支障なきよう留意す。それがため、在校生、父兄、卒業生に強力な支援をもとむると同時に一般に対しては『後援会』を結成し、有志の協力を依頼する」（基本方針）と掲げられた。これにもとづき一九六一年七月、岸信介（前総理大臣）を会長とし、椎名悦三郎（前通産大臣）・

司忠（丸善社長）・福田趙夫（元農林大臣）らを副会長とした大東文化大学後援会が組織された。大東文化大学後援会による「後援会趣意書」【資料Ⅶ－4－4】では、「大東文化大学は大正一二年、第四六回帝国議会において、貴衆両院の建議に基づき開校され、爾来四〇年、真乎たる日本人教育をなすとともに、世界の人びとと交流して信頼と尊敬をうける世界人教育をなすことを本旨とする独自の学風をもつて幾多の人材を育成してきました。日本人たるの誇りを護持し、東洋の学術文化の伝統を愛し、これが伝承に大いなる関心をもつものにとつては、この大学の存在は誠に貴重なものであると信じます。いまや大東文化大学が創立四〇周年を迎えるにあたり、飛躍的な振興建設計画を推進されることは、時宜を得た試みであり、心から賛意を表わします。先覚同憂の遺業を継承、発展せしめるためにこの大学を後援することは、邦家のため大いに意義あることと確信いたします。ここに大東文化大学後援会を結成し、各位のご賛同ご後援をお願い申し上げる次第であります」とされ、大東文化大学が創立四〇周年を迎えるにあたって、学園の振興建設計画を着実に推進させるべく、大東文化大学後援会が組織されたのである。

後援会設立と同じ年の九月には大東文化大学父兄会（初代会長：下島儀貞）も組織された。下島儀貞は、子息（下島貞烈、一九六二年度卒）が本学に在学していて、堀田常任理事とも親しい間柄であったこともあり、本学の綜合企画懇談会（企画委員会）の構成員として、大学の移転や校舎建設の計画や経営の方針などについても熱心に検討を重ねていた。

企画委員会での議論のなかでその設立が提案された大学父兄会は、主として本学に在学する青年子弟の教育指導を支えていくものとされ、大学の財政的支援を行っていく大学後援会との役割分担が示された。両者はともに大学のステークホルダーとして果たすべき役割を通して、連携しながら学園振興建設計画を推進していく

こととなった。

下島の当時の回顧談によれば、「大学当局は、平島敏夫学長兼理事長のもとに飛躍的発展を目論みました。そして大学移転先の敷地選定から、学舎の建設計画、経営の方針等、万般にわたって調査研究する機関として、企画委員会なるものを設けました。委員は、堀田太郎常任理事、金子昇事務局長、大西経信総務部長、野尻哲二氏、村田克巳氏、それに私の六名だった」といい、大学後援会の会長職に前総理大臣であった岸信介を招聘することになった点について、自身が戦前期から商工省の技官・技師として、岸の部下として働いたこともあって関係が深かったので、「企画委員会において、大学後援会構想が打ち出され、野尻委員と私の二人が、昔からの関係で、渋谷南平台のお邸へ、岸信介先生を訪問し、後援会会長ご就任を懇請してご快諾をいただき、解決の見通しを得ました」（「思い出すまま」一九七三年）と述べている。本学の書類「昭和三四年度運営に関する方針ならび解説」（一九五九年二月）においても、本学の進むべき方策対応として、「ひろく衆知を集めて万事公論に決し、時勢の推移を明察して遅れざらむことを期し、関係者一同確固たる信念と不撓の努力をもって推進することをその根幹とする。このためには、機会あるごとに綜合企画懇談会を開催し、もって大学の復興建設を達成する」と掲げられ、さらに「昭和三四年度以降の建設振興計画はもちろん、これを達成するための基盤構成の確立にしても、大学関係者がいっさいの私心を放下し、強力に団結してことにあたらなければ成立できない。由来本学は『責任を負う人が少なく評論家が多い』という評判があるが、実際に身を挺して学校の再建を強行するにあらずんば、遂にはヂリ貧に墜ち廃校のやむなきにいたるは明白な事実である。政府の文教政策を見ても今日ただいまよりその準備に着手しなければ、その時機においてかならずや臍を噛む愚をいたすであろう。ここにおいて、関係者一同の高邁なる識見と不撓の努力を結集し公論に決して正々堂々の建設をな

すことが必要である。社会の情勢は刻々と進歩変革し、青年学生の考え方も九段時代と大いに異なるゆえんを省察し、時勢に先立つ斬新正確なる経営を推進すべきである。この意味においてつねに企画懇談会を開設し、各位の意見を具陳し、積極的な振興をはかり、名実ともに一ヶの最高学府を樹立いたしたい」と、真摯に歩むべき本学としての姿勢が吐露されていたのであった。

また学園の事務局長であり、理事でもあった金子昇も、一九六一年当時の「大東文化大学の現況について」（『大東文化大学後援会報』創刊号、一九六一年）において、「昭和三六年四月一日、学園の振興計画の大綱が発表されたが、その骨子は一、建学の理想を基調とし、徹底せる人材教育をおこない、名実ともに東洋学術研究の最高学府を樹立するため、大東文化大学を充実拡張する。二、総合一貫教育のため、高等学校を附設する。三、東洋の医学技術を復興し、国内およびアジア諸国にこれを普及発展せしむるため、大東医学技術専門学校を設置する。四、東洋の思想、政治、経済の総合研究調査をおこなうため、東洋研究所を強化する。五、東洋の伝統芸術である書道を振興し、民族精神を高揚するとともに、青年の人間形成人格の完成をはかるため、書道研修所を設置する。六、体育館および運動場を整備し、スポーツを通じて内外学生の交歓をおこなう。七、沖縄出身留学生の進学および厚生指導を期するため、沖縄学生会館を設立する。八、アジア各地の思想、政治、経済その他主要部門の研究調査をおこなうため、随時調査団を派遣する。九、アジアおよび欧米諸国の東洋文化研究機関と連絡提携し、学問の交流および相互の親善をはかる。一〇、研究成果の広報活動を盛んにする」と示し、本学として「高校、大学を通じて、東洋の名節道義に徹底し、しかも国際的視野に立つ優秀な人物を育成するとともに、ひろくアジアおよび世界に向かって日本および東洋の学芸を普及伸張せしめんとする」とした。

板橋区志村西台町における校地（七二〇〇坪）は、一九六一年二月には買収を完了し、校舎・施設の建築に

ついても、三期にわたっての工事を順次進めていくと掲げられている。第一期工事は、高等学校鉄筋四階、管理室鉄筋二階を含めた一三五〇坪（一九六一年七月完成）、第二期工事は、大学鉄筋四階、図書館・学生寮鉄筋二階を含めた二〇〇〇坪（同年一二月完成）、第三期工事は、講堂・体育館鉄筋二階を含めた八六〇坪、としている。同年五月の理事会で、池袋校地売却と校地移転について議論され、新校舎の完成と同時に豊島区池袋から板橋区志村西台町に移転するものとし、同年九月一日を大東文化大学の位置変更の時期と定め、移転業務の一切を堀田常任理事が責任をもって担当するものとされた。

### 四　大東文化大学の位置変更届（池袋から板橋への校舎移転）

一九六一（昭和三六）年八月、大東文化学園の第四代理事長をつとめた南條徳男が、文部省へ大学の位置変更【資料Ⅶ－4－2】を届けている。その「変更する理由」の冒頭で、「大東文化大学は大正一二年九月財団法人大東文化協会によつて創立された旧制専門学校（六年制）大東文化学院がその前身であり、爾来幾多の変遷を経て今日をなしてきたのでありますが周知の通り昭和二〇年八月第二次世界大戦が終結するまでの間、多額の国費が補助された比較的恵まれた環境のなかで青年学徒の教育に専念できたのであります。しかし終戦後、我が国一般社会情勢の極度の変化にともないこれら国庫補助が打ち切られたのと併せ、昭和二〇年の春にうけた戦災（池袋校舎全焼）の復旧ならぬ状態のままに文部省の温情ある処置のもとに昭和二四年四月三〇日新制大学に昇格し、たいへん苦境の多いなかで完全なる私立学校として独立したのであります」と、新制の大学設置までの沿革について言及している。

そして、戦後の新制大学として本学が昇格認可された際についても、「その施設設備は前記した事情からお

して申すまでもなく教員組織までも認可基準に達せずこれら諸事項について拡張、整備、充実することという『期限附』条件を附されたのであります。しかるに教員組織の充実を除いてはいずれもその条件が履行できず、とくに校地については土地の暴騰が年々甚だしく現在まで到底買収拡張するにいたりませんでした」と吐露し、「狭隘なる池袋の現在校地にはすでに増築する余地なくどうすることもできない状態になつてまいりました」と述べている。大東文化大学としても、「この悪条件から脱皮すべく、昭和三四年秋本学園役員の一部改選にともない人事の刷新を行うと同時に学園振興についての抜本的検討が加えられた。その結果従来の悪循環を断つべく五ヵ年間にわたつての建設計画を立案、理事会、評議員会において学部増設、高校設置等の諸問題について決議され、それにともなう校地の拡張、校舎の新増築、機械器具、ならびに図書、雑誌の整備充実の年度別計画が樹立され」るに至ったと述べている。

なお板橋校舎への移転は、同時に旧池袋校地の売却にともなう必然的な措置であったと言えよう。一九六一年五月の理事会【資料Ⅶ－4－1】において、池袋校地（豊島区池袋三丁目一三八五）売却について、売却先（東京電気通信局）を含め、その売却金の使途として、「板橋区志村西台町に買収せる校地ならびに新築せる校舎の建築費にこれをあてる」とし、さらに売渡条件についても、「昭和三六年九月三〇日までに建物撤去のうえ引き渡すこと」と確認されている。また同理事会では、本学園の板橋校舎移転に関しても、「学校法人大東文化学園ならびにこれが設置する学校は新校舎完成と同時に現在地より板橋区志村西台町一九〇二番地の新しい場所に移転すること。なお校舎は遅くとも八月末日までに竣工できるよう請負者と緊密な連絡をとり万全を期すること。したがつて位置変更の時期を昭和三六年九月一日とする。移転についての業務いつさいは堀田常任理事に一任する」点が挙げられ、理事一同で可決承認されている。

この理事会決定にしたがって、学園は一九六〇年九月に、板橋区志村西台町一九〇二番地に八〇九〇坪の校地を購入し、第一期工事として鉄筋コンクリート校舎一〇五〇坪・管理棟三〇〇坪の建設に着工し、翌年八月に竣工して板橋校舎への移転を完了したのであった。なお一九六一年一一月には、南條理事長から大学設置審議会宛に、本学の板橋校舎における「校地使用計画訂正届」が提出された。そこでは、本学の校地・校舎における「将来の計画」として「校地は現在所有の約八〇九〇坪の隣接地を引き継ぎ買収拡張し、昭和三八年度までに一万坪以上にする」こと、さらに本学の基本姿勢として「校舎は現在竣工したもののほか、着工中のものを含め、昭和三七年度以降さらに継続増築しいっそう施設の拡張をはかる」とする方向性が示されたのである。

**建設工事の進捗状況について**

なお「大学振興建設計画」にもとづく建設工事などの進捗を、実際の一九六〇年代前半における学内の公的書類から見ておこう。まず「昭和三五年度運営方針および処理要領」（一九六〇［昭和三五］年四月）【資料Ⅶ－1－2】によれば、「昭和三四年度においては、その運営方針として『健全財政の確立』、『振興建設計画の基盤構成』の二大要綱を目標として推進し、去る三月末をもってほぼほぼこれを完了し得た」とし、続けて「『大学振興建設計画』が着々として進行し、大学敷地として狭山地区およびその他の候補地獲得の準備が進捗をみ、いよいよ来春よりは本計画を断行し得る態勢となった」とする。さらに「本学は『大学振興建設計画』を中心とし、現態勢を維持強化し、全機能を動員し、明春四月をもって発動し得るごとく準備する［中略］大東文化大学振興建設計画中、本年度においてはまず、大学基準に基づく敷地の獲得、大学二学部および附属学校の建造施設を準備する。一　敷地……（大学三三〇〇〇坪、高校六三六四坪）、二　校舎……（大学五五〇〇坪、高校

九一〇坪）、三　講堂、体育館、その他附属施設（大学八三〇坪）、四　学生寮……（大学一〇〇〇坪）。なお、附属学校として医学技術専門学校（仮称）、自動車整備学校を考慮す」としている。この時点では、専門学校の「技術部門」として、医学技術および自動車整備技術とが構想されていたことは、注意をしておくべきであろう。「学校法人大東文化学園振興建設計画書」（一九六〇年四月）【資料Ⅶ－1－3】のなかでも、「アジア諸地域との産業、ならび文化の提携を促進するため、語学および簡易なる技術を修得する」専門学校（各種学校）として、医学技術専門学校（柔道整復科二年制・衛生検査科二年制）と自動車整備専門学校（整備科第一部一年制・整備科第二部三年制）が、計画構想の一環として掲げられていた。加えて、「学校法人大東文化学園建設実行計画書」（一九六〇年八月）【資料Ⅶ－1－4】所収の建設計画によれば、校地（大学・高校・医専）の総計は一万坪、校舎（大学・高校・医専）の総計は三六七〇坪と掲げられていた。

「昭和三六年度運営方針ならび処理要領」（一九六一年三月）【資料Ⅶ－1－5】によれば、以下の「板橋地区における校地、校舎および諸施設、設備を完了する」とし、校地の獲得七二〇〇坪および、校舎・施設の建築について、「第一期：高等学校鉄筋四階、管理室鉄筋二階、一三五〇坪（七月完成）、第二期：大学・医専・東洋研究所・書道研修所鉄筋四階、図書館・学生寮鉄筋二階、二〇〇〇坪（一二月完成）、第三期：講堂・体育館鉄筋二階、八六〇坪」と掲げられている。また「昭和三七年度運営要綱ならび実施要領」（一九六二年四月）【資料Ⅶ－1－6】によれば、「本学園は第二期工事としての校舎、図書館、学生寮および運動場の建設を完了する。なおなし得れば講堂、体育館（雨天体操場）も併せ計画するものとする」とし、「第二期工事として本年度中左記のものを完了する」と第二期工事の完遂予定を強調しながら、「大学、医専の校舎および施設設備（一六四〇坪）、図書館の建物および設備（一八〇坪）、学生寮　徳丸寮（東武練馬駅前）寮監大西経信　男子五〇名収容

下赤塚寮（下赤塚駅附近）寮監大西経信　女子一一名収容　たちばな寮（大宮市寿能町一の四〇）寮監有山宗六女子四〇名収容　梧桐寮（板橋区志村西台 大学前）寮監大西経信　男子六四名収容」などの建設を挙げている。続く「昭和三八年度運営方針ならび実施要領」（一九六三年三月）【資料Ⅶ－1－7】は、「本学園は本年度内に第二期工事としての建物および施設、設備を完了するよう努力する」として、「一　大学校舎……四月上旬まで、二　道場、食堂……四月上旬まで、三　運動場……四月上旬まで、四　医専校舎……八月末まで、五　図書館……八月末まで、六　校地周辺植林……八月末まで、七　学内道路……八月末まで、八　学生寮：イ　西台寮（委託）……四月上旬まで、ロ　富士見ヶ丘寮（委託）……四月上旬まで、ハ　川越寮（研究中）、九　一般体育施設（逐次整備）」と掲げている。さらに「昭和三八年度における反省と三九年度運営の基礎要件」（一九六四年一月）【資料Ⅶ－1－8】は、一九六三年度における運営上の眼目の一つで「第二期工事の完成」を掲げており、これについて「第二期工事については、A棟（大学）、B棟（医専、大学院、研究室）、図書館、道場、食堂等が予定通り完成し、また運動場ならびに校地周辺の植林造成工事も整備され、去る一〇月三〇日創立四〇周年記念式典ならびに落成式をめでたく終了し得た。これらは学園創立以来の盛事であって、関係官庁、政財界はもちろん対外的に非常な信用と期待をもたれてきた。また多年の懸案であった『川越寮』は鉄筋三階建、六百坪、工費約一億の建物で、学生二百名を収容し得る。大学の学生対策上有力なる施設となった」と述べている。その反省を踏まえて、一九六四年度の運営方針では、「工事関係としては、四〇年度学生の増大を考慮し、左の工事を完遂する」とし、「イ　講堂（体育館）の建設、ロ　教室の増設（講堂に附設するか、四階上に増設か）、ハ　運動場の整備（買収または借用）、ニ　学生寮（委託、現在三ヵ所を予定）、ホ　大学院の開設（申請中）」が掲げられている。

## 平島敏夫学長が抱く社会的な使命感

平島敏夫学長（第二代）は、「大学の飛躍的発展に際して」（『大東文化大学後援会報』創刊号、一九六一［昭和三六］年）と題して、以下のような社会的使命感を述べている。

大東文化大学が従来の池袋の地を去つて新天地に拡大発展しようという考え方は三千の卒業生の悲願であつた。ここ数年来胎動してきたこの構想が岸前総理、南條徳男元農相らの深いご理解とご努力を得て実現への第一歩を踏み出したことは誠に喜びにたえない。幸いに新校舎も第一期工事は完成し第二期工事もほとんど完成に近い。

新校舎の所在地板橋区志村西台町は武蔵野原野の東端、丘陵の尽きるところ、関東大平野が広がり始まるところだが、一千万人口の首都大東京とはいえ、この志村西台町は騒然たる都心から離れて、眺望もよく、学業環境もいい。

大学はこの環境のなかでこの機会に文学部と経済学部が各々独立して新しい第一歩を踏み出すことになつた。大学はその創設時の理想である、「東洋古典ノ雄大ナル思想ト西洋科学ノ精緻ナル智識」を調和融合して「国民思想ノ健全ナル発達ヲ遂ケシメ」「世界ノ文運ニ貢献セン」とする理想を今日の時代に適合せしめて大東独特の発展を遂げるべく教職員一体となつて邁進、新しい学部の創設に努力をいたしている。大学の目的はもちろん、真理の探究をするとともに最高の教育の府として、社会の各方面において指導的な役割を演ずべき人材を育成することを社会的使命としている。我が大東文化大学においてはとくに教育が日本民族の力の源泉であることに思いをいたし、日本人としての主体性を堅持した人物の養成に努力し

たいと考えている。明治維新後西欧の文物を摂取して急速に近代国家として進歩発展を遂げ、敗戦後、短時日に今日の繁栄を造りあげた日本人の優秀性は、教育の力によつて発揮されたものである。日本人のバックボーンの錬磨育成を新しい校舎を得た大東文化大学のモットーとして今後の着実な発展を期したい。

## 第二節　新学部（文学部・経済学部）の設立と教育課程

### 一　一九六一年の大学学部増設認可申請をめぐって

#### 一九六〇年の大学学部増設認可申請の取り下げ

一九六一（昭和三六）年一月の理事会【資料Ⅶ－2－1】において、堀田太郎常任理事により、前年九月に提出された大学学部の増設認可申請に関して、「私立大学審議会ならびに大学設置審議会の審査経過の報告と経済学部設置認可の至難であること」の説明がなされ、不認可となる前にいったん申請書類を取り下げ、延期願を提出してあらためて諸条件を相応に整えたうえで一九六一年九月に再提出を目指すことが報告された。この報告では、とくに大学設置審議会の審査について、「文学部の教員資格審査では全員合格判定というきわめてよい結果を見たのでありますが、経済学部においては専門分科会、合同分科会ともに、その資格審査がことのほか厳しく専任教員二二名（教授一〇名、助教授六名、講師六名）について書類審査をうけましたところ、最終的にわずか四名（教授二名、講師二名）のみ合格の判定をうけ、あとの一八名については業績不足等々の理

由により不適格と判定され」たことに加えて「板橋校舎の建築工事の進行状況につき、竣工期日（書類上五月三〇日）の点で若干問題になったようであります（三月三一日竣工でなければならないということであります）」と、認可申請上での問題点が挙げられた。

さらに文部省担当官からの意見についても、「書類審査の結果、校舎の建築状況等を除き、一応文学部は難点がないと思われるが、経済学部にあっては教員組織のうえで相当困難な状況にあるように思われる」と端的に示された。とくに経済学部の予定教員について、「専任教員最低基準一四名（教授七名、助教授講師七名）が必要なところ、審査の結果合格と判定されたもの、教授において二名、講師において二名、計四名という非常に少なく微弱な結果になっている」として、教員組織の整備とともに校舎の新築進行状況を踏まえ、「これを充実させるべくさらに教員を補充するということは、とくに経済学関係の教員が不足している。折から短期間において困難なことであろうと考えられる。またこの困難を克服して、教員が組織充実できたと仮定しても、果たして板橋校舎の現在の建築進行状況を見ていて難なく認可になるとは思われない。そこでむしろこれから併せて十分検討充実させ、きたるべき今年九月の申請に万全を期されることがもっとも賢明な方法であろうと考えられる」との示唆を得たことを理事会で報告している。なお問題ないとされた文学部だけでも、先に設置認可を得ることができるのではないかという選択肢についても、「現状からして文学部のみを独立させ、文政学部に政経学専攻課程を残し、文政学部政経学専攻とするには、全体の規模があまりにも絶対的基準から見て不足しているといわざるを得ない。あくまで文政学部は、三専攻課程が互いにささえあって成立しているものであると見るべき」とし、いったん認可申請を取り下げ、あらためて再提出を行ったほうが得策であるとの説明がなされた。

### 一九六一年の大学学部増設認可の再申請

この示唆を受け、一九六一（昭和三六）年九月の理事会において、大学学部（文学部・経済学部）増設申請についてこれを承認すると合意を得て、速やかに大学学部増設の再申請を文部省側へ行う運びとなり、同年九月、南條徳男理事長は「大東文化大学学部増設認可申請書」【資料Ⅶ－２－２】を荒木萬壽夫文部大臣宛に提出した。この申請書は、板橋区志村西台町一九〇二番地に、大東文化大学の文学部（日本文学科・中国文学科）と経済学部（経済学科）の増設をはかるものであったが、その「目的および使命」において、「本大学は建学の精神に基づき、東方文化を根幹として、文・経諸学の理論応用を研究し、その蘊奥を究め真髄を明らかにし、もつて人格の陶冶と知識の涵養に努め、真理と正義を愛する自主的精神に充ちた穏健中正なる国民を育成し、国家および社会文化の進展に寄与するとともに、人類の福祉と世界の平和に貢献し得る人材を養成することを目的とする」と、本学としての目的・使命を明らかにしている。なおこれは、大東文化大学の学則第一条（目的）とまったく同一である。さらに、「学部増設の理由」についても、従来は文政学部での卒業と同時に日本文学・中国文学専攻者については文学士の、政治経済学専攻者については経済学士の、それぞれの学士号を与えていたが、「文学関係においては日本文学、中国文学ともそれぞれの特色をもつておつたことはいうまでもないが、政治経済学においてはとくに経済学に重点をおき学生の卒業時における学士の称号は経済学のみその許可を得るに至つたのである。しかし元来系統の異なつた分野の学問が同じ学部のなかにおいて授業するということはまつたく非合理的なことであり、これを分離することによつてそれぞれの学問体系を整えその特色が十分発揮でき大いに社会のため貢献し得る優秀な学生を養成することができる」として、あらためて「必要な施設、設備をさらに拡張充実して現在の文政学部を分離し、文学部と経済学部を設置したい」としたのであった。

また認可申請上での「維持経営の方法概要」についても、学生から徴収する入学検定料（三〇〇〇円）・入学金（一万五〇〇〇円）・授業料（三万円）・施設費（二万円）といった大学収入経費に加え、大学後援会や本学同窓会を介しての寄附金（一口一万円以上の寄附募集）や大学父兄会等を介しての学校債をあわせて新校舎移転にかかる建築経費にあてるものとした。なおこのほか、これから充実させていく附置研究所である東洋研究所において、学術的な研究論文だけでなく、学術刊行物や教科用図書の発行を順次行って、それらの収益を大学の設備費等にあてる姿勢を明らかにしたのであった。「校地・校舎等」についても、「大学用校舎として昨年建築着工し、このたび竣工いたしました一〇七七坪の建物（現在文政学部で使用中）は当初の予定を変更して高等学校（本年八月二五日設置認可）で使用いたすことになりましたが、さる六月これに代わり大学用校舎としての建物一六四〇坪の建築に着工いたしました。なお併せて図書館一〇七九坪七合、講堂体育館二二六坪の工事にも着工、これらすべてが来年二月末日までには完全に竣工することになっております」とした。さらに「図書・標本・機械器具等」についても、「図書は従来すでに相当巻数整備されておりましたが、さらに昨年度学部増設を計画いたしましてより逐次購入し、いっそう充実してまいりました。機械器具等にあつても新たに相当数購入し、自然科学の諸実験等に支障のないよう整備されております」とした。それを踏まえた形での「将来の計画」において、まず「学部学科組織・講座教員等」は「将来施設・設備ならびに教員組織等の充実」、加えて「将来年次ごとに専任教員数を増加し、併せて学科目、講座内容等の充実」もはかるものとし、「文学部に社会学科、経済学部に経営学科を増設、二学部五学科制とする」体制を目指していくと掲げている。次に「校地・校舎等」については、「校地は現在所有の約八千九〇坪の隣接地を引き継ぎ買収拡張し、昭和三八年度までに一万坪以上にする。校舎は現在竣工したもののほか、着工中のものを含め、昭和三七年度以降さらに継

続増築しいっそう施設の拡張をはかる」としている。そして「図書・標本・機械器具等」についても、「昨年度相当数の図書・雑誌を購入充実したが、昭和三六年度中独立図書館の建築竣工と併せ、主として内外国の専門図書の増冊をはかる。標本、機械器具等に関しては昨年度一般教育科目に必要なだけのものを整備充実したが学科目または講座の増加と併せて年々補充していく」ものとしたのであった。

この学部増設認可申請を受けて、文部省は一九六二年一月、「大学学部の増設について」の通知を行っている。そこでは前年九月に提出された、文学部日本文学科四〇人（入学定員）・一六〇人（収容定員）、文学部中国文学科四〇人（入学定員）・一六〇人（収容定員）、経済学部経済学科一五〇人（入学定員）・六〇〇人（収容定員）といった大学増設については、「別紙の通り認可になりましたが、下記の事項に留意のうえその実施に遺漏のないように願います」とされた。増設認可への附帯事項は、「一、建築中の建物は予定計画通り完成すること。二、図書は、一般教育および専門教育関係（中国文学関係を除く）ともさらに整備充実すること。三、教員組織については、経済学部においては中堅教員を増強すること。四、研究費および図書費をさらに増額すること。五、機械器具類はさらに整備充実すること」というものであった。さらに、本学の資産関係を主として審査された私立大学審議会からも、前記の附帯事項に加え、「後援会活動による募金状況を明らかにすること（例、奉加帳、申込書）」が示された。

問題視された資産関係に対しては、現状の本学としても「後援会活動を極力活発にするが、とりあえず文書をもって今日までの成果を報告する」と、財政支援の方策を端的に示し、「大東文化大学後援会会則」の第二条（事務所）で「会の事務所は大東文化大学内におく」として、第三条（目的）で「大東文化大学の経営を後援し大学の振興発展に寄与することを目的とする」とし、第四条（事業）についても「大学振興に有効なる事業」と

して、校地・校舎の建設資金にあてる「寄附金の募集」が主たる担当事業と明記した。後援会事務局の会計は、第九条（事務局）によれば「学校法人大東文化学園事務局にその事務を委嘱する」とし、村田克巳が後援会事務局長をつとめることとなった。

## 二　本学の運営方針と教育上の特色（一九六一年）

### 一九六一年の大学の状況について

当時、本学の理事で学園事務局長であった金子昇は、「大東文化大学の現況について」（『大東文化大学後援会報』創刊号、一九六一年）で、学園は一九六一（昭和三六）年四月の学園振興計画にもとづいて、「建学の理想を基調とし、徹底せる人材教育をおこない、名実ともに東洋学術研究の最高学府を樹立するため、大東文化大学を充実拡張する」とし、「高校、大学を通じて、東洋の名節道義に徹底し、しかも国際的視野に立つ優秀な人物を育成するとともに、ひろくアジアおよび世界に向かって日本および東洋の学芸を普及伸張せしめんとする」とし、新設の経済学部は「実にこの意義を実現せんとするもの」であり、「タイ語、インドネシア語、インド（ママ）語、アラビア語の現地語を基盤とする地域経済講座を枢軸に、国際経済、国際事情、国際政治学、国際経済比較論等の広範な学問を取り入れ、国際人としての知識と信念をもつ青年を育成せんとする」経済学部の果たすべき大きな役割に期待している。

翌年四月の本学園の「昭和三七年度運営要綱ならび実施要領」【資料Ⅷ－1－6】でも、「本学園は伝統たる東洋の学問、思想の研究活動を盛んにするいっぽう、大学経済学部を中心としてアジアおよび国際政経の学問人事の交流をはかり広範なる対外広報活動を期す」（第二条）と端的に示されている。実際、文学部（日本文学

科・中国文学科）については、「日本文学科に国語学者として著名な文学博士・佐伯梅友教授をはじめとして、俳諧文学の岩田九郎・文博、上代文学の松浦貞俊、万葉研究の藤森朋夫、芸能研究の安田喜代門・文博らが専任教授」であると掲げている。また、本学での歴史的な実績を有する形の「中国文学科は中国哲学の権威、高田眞治博士、下斗米晟博士、影山誠一博士、猪口篤志教授、真田但馬教授、小島政雄助教授、講師に竹田復文博、中澤希男氏らがいる」としている。そして、新設された経済学部（経済学科）については、「経済学部は経済地理・工業立地論の権威、佐藤弘・理博、金融論の中村佐一・経博、経済政策の井上貞蔵・商博、原論・学史の古屋美貞・経博、日本経済史に高橋梵仙・経博、アジア経済に須山卓・経博、統計学に友安亮一、商学に深見義一、国際経済・山内一雄、中近東経済事情・小林元氏らが専任教授陣を形成している」（『大東文化大学後援会報』創刊号）としている。

### 東京文政学院（夜間制）の廃止

一九四九（昭和二四）年に設置の東京文政学院（各種学校）は、主として政治経済（法学通論・憲法・商法・国際法・政治学・法制史・民法・経済原論・財政学・経済学史・統計学・簿記原理・経済数学・会計学・経済史・英語・中国語・社会思想史学等）を教授する夜間制の三年課程（入学定員一〇〇人、収容定員三〇〇人）であったが、残念ながら学校の設置目的のとおり運営されるに至らず、「大学の夜間授業に対する一便法」措置としてとらえられ、実質的には休校状態（設置認可時：土屋久泰校長）が続いていた。一九五一年度に文政幼稚園が開設される際、東京文政学院の幼児部として便法上見なされたこともあったが、一九五六年度に文政幼稚園が正式認可されるにおよんで、もはや東京文政学院（豊島区池袋三丁目一三八五番地、開設当初は葛飾区青砥町）としての特

異な存続意義もなく、本学としても夜間授業の廃止もやむなしとして、東京文政学院の廃止（一九六〇年九月）が決定された。廃止の手続き自体は一九六一年二月の東京都による廃止認可を経て、同年五月に学園寄附行為一部変更の認可申請が行われた。

文部省へ届出た「寄附行為変更の条項および事由」では、「本法人は従来大東文化大学、文政幼稚園（本年度休園）、東京文政学院、大東柔道整復専門学校の維持経営にあたってまいりましたが、今回東京文政学院を廃止して、大東文化大学第一高等学校を設置することになったので、それにともない寄附行為の一部をつぎの通り変更する」とし、本学園の「寄附行為」第四条（設置する学校）のうち、「二、東京文政学院」を「二、大東文化大学第一高等学校」と変更したのであった。東京都私立学校審議会からは、東京文政学院の廃止は「差し支えない、支障ない」という答申回答があり、文部省としても寄附行為一部変更について、手続き的に適法で問題ないと通知されることになったのである。

## 三　一九六一年度の教育課程

### 大学学則の一部変更の届

一九六一（昭和三六）年三月、大東文化学園理事長（第三代）をつとめる尾張眞之介が「学則の一部変更についての届」を、文部大臣荒木萬壽夫に提出している。主たる変更事項は、一、授業科目に変更を加えたこと（教職課程を含む）、二、学費を入学検定料三〇〇〇円・旧二〇〇〇円、入学金一万円・旧三〇〇〇円、授業料二万五〇〇〇円・旧一万七〇〇〇円に変更したこと、三、職員組織に変更を加えたこと、などであった。

これに対し、文部省（大学学術局）は届出を受理するとしながらも、次のような学則中の不備・不適当な事

項については、改善・再考を求めるように通知回答している。再考点としては、「一　第二条に『専攻科』とあるのは、『文政学専攻科』とするのがよいこと、二　第三条ほか数ヶ所に、『外国語、体育、専門学科目教授科目、教職課程』とあるのは、大学設置基準の用語にしたがって、それぞれ『外国語科目、保健体育科目、専門教育科目授業科目、教職に関する専門科目』とするのがよいこと、三　第三条の一般教育科目中、法学には日本国憲法二単位を含むことを明らかにしておくこと、四　第一二条中に、学士の称号の種類を明らかにしておくこと、五　第一三条第一項第三号に、『卒業』および『卒業証書』とあるのは好ましくないので、専攻科等においては『修了』および『修了証書』とするのが望ましいこと、六　第一五条の文政学部入学資格および第一六条の専攻科入学資格については、それぞれ当該法令の規定を参照のうえ、その事項を列記しておくのがよいこと、七　第七章で休学中の授業料については、特別な取り扱いをするのが望ましいのでそのように規定されたいこと、八　第三七条の教授会については、教授をもって組織することとし、必要に応じ、助教授等を加えるようにするのがよいこと、九　第四〇条の専攻科の学生定員については、専攻別に明らかにすること、一〇　第一三章の聴講生および外国人学生については、修業年限、単位、卒業称号等準用できない条項もあるので、これらを除外して準用されることを明らかにしておくのがよいこと、一一　第五〇条では懲戒処分の種類を定め、第五一条では退学処分にする場合の事由を列記しておくのがよいこと（学校教育法施行規則第一三条の規定を参照のこと）、なお第五一条の『除籍』については、退学とするのがよいこと、一二　附則については、学則制定・改正の沿革を明らかにするため、変更の都度追加していくのがよいこと、一三　学則中、別に定める事項については、学則の一部と考えられるので、つねに本則の後に集録しておくのがよいこと、一四　学則変更の届出は、学校教育法施行規則第二条により、変更しようとするとき届出ることになっているから、今後

は届出書もその旨記載すること」、であった。

**担当科目の教員配置**

池袋の地から板橋への校舎移転を果たすことになる一九六一（昭和三六）年度、本学の教員数（文政学部）について専任職の教員は、学長一人（平島敏夫）、教授二〇人（佐伯梅友・岩田九郎・松浦貞俊・高田眞治・下斗米晟・真田但馬・松井郁次郎・山崎弥兵衛・青山文雄［杉雨］・田中千代松・小林元・井上貞蔵・友安亮一・古屋美貞・佐藤弘・須山卓・向坂義太郎・宮澤裕・武井亮吉・吉村五郎）、助教授七人（影山誠一・小島政雄・王傑・山本千之・金子昇・内藤宏・須田凞）、講師一二人（丸山諒男・須田哲夫・宇野武夫・熊谷恒子・土井章・中平栄一・今井和郎・和田優・村田克巳・奥田義雄・中山常雄・清田清）の計四〇人。兼任職の教員については、教授八人（安田喜代門・藤森朋夫・猪口篤志・國松久弥・中村佐一・中西旭・宮島貞亮・桐野一文）、助教授〇人、講師三三人（豊田直平・松尾靖秋・今井卓爾・新井寛司・中澤希男・長瀬誠・鈴木由次郎・竹田復・和田正俊・都築栄・桝田光・藤村通・稲垣正明・栗本弘・矢島文男・河部利夫・高橋梵仙・芝崎寛・小川清太郎・橘高倫一・山内一雄・井上博二・熊野正平・青野博昭・李竹樵・堀田太郎・上條周一［信山］・栩木功・桑田六郎・加藤隆勝・和田吉人・武田虎之助・井上章）の計四一人であった。なお学長（学部長も兼）の平島敏夫は、政経学科にて憲法の講義（週二時間）を担当している。

当時の本学教員らの学歴や担当科目などを示す「昭和三六年度教員調査表」については、【資料Ⅶ－3－2】に掲載した。

## 四　一九六二年度の学部および学科の担当教員

### 一九六二年度の学科目および単位

一九六一（昭和三六）年九月に、南條徳男理事長（第四代）から荒木萬壽夫文部大臣宛に提出した「大東文化大学学部増設認可申請書」から、一九六二年度の学部および学科別の担当教員などについて触れておきたい。従来の単独であった文政学部から文・経済両学部の設置によって、教育課程もそれぞれの専門学部学科課程に応じた新たな教学体制となった。

一九六二年度の文学部・経済学部における一般教育科目・外国語科目・保健体育科目・専門教育科目・教科教職に関する専門科目の学科目および単位数ならびに担当科目の教員配置は、【資料Ⅶ－2－4】【資料Ⅶ－2－5】のとおりであった。

### 大東文化大学学則

一九六二（昭和三七）年度の「大東文化大学学則」を見ると、「大学の目的及び使命」については、第一条で「東方文化を根幹として、文・経諸学の理論及び応用を研究し、その蘊奥を究め真髄を明らかにし、もって人格の陶冶と知識の涵養に努め、真理と正義を愛する自主的精神に充ちた穏健中正なる国民を育成し、国家及び社会文化の進展に寄与するとともに、人類の福祉と世界の平和に貢献し得る有為な人材を養成することを目的とする」と明記されている。

学部の修業年限は四年、専攻科の修業年限は一年とし、一学期の授業日数は一五週以上とする（第五条）。

学部の授業科目は四年間に配分し、学部生は第一・二年次に、主として一般教育科目（人文科学関係［哲学・倫理学・歴史・文学・地理学のうち三科目］・社会科学関係［法学・社会学・政治学・経済学のうち法学を含む三科目］・自然科学関係［数学・物理学・化学・生物学・地学・統計学のうち三科目］）、外国語科目（英語・中国語・独乙語のうち二ヶ国語）・保健体育（講義・実技）を履修し、第三・四年次に、主として専門教育科目（日本文学科・中国文学科・経済学科の必修・選択科目）を、このほか教職志望者は教職課程（教育原理・教育史・教育行政・教育心理・青年心理・教科教育法［国語・書道・社会・商業・職業］・道徳教育の研究・図書館学・教育実習）を履修するものとしている。

学部生の履修について、一般教育科目では人文科学・社会科学・自然科学の三系列にわたって、それぞれ三科目以上の合計九科目以上で三六単位以上を履修しなければならないとした。外国語は第一外国語として、英語あるいは中国語一〇単位を必修とし、第二外国語として英語・中国語・独逸（ママ）語のなかから一科目六単位を選択履修するものとした。保健体育は講義二単位・実技二単位の計四単位を二年間で履修しなければならないとした。学部生の専門教育科目は七二単位とし、自己の専攻する科目中より一八科目以上を履修しなければならないとし、日本文学科・中国文学科を専攻する者は六単位の卒業論文が含まれるとしている（第一三条）。そして四年以上在学し、所定の試験および審査に合格して所定の単位を取得した者については卒業として卒業証書を授与し（第一七条）、学士の称号（文学部卒業者［文学士］・経済学部卒業者［経済学士］）を認めるとしたのであった（第一八条）。

専攻科（日本文学・中国文学・経済学専攻）生は自己の専攻する学科目中より三〇単位以上を履修し、一年以上在学し所定の試験を経て、所定の単位を取得した者は修了とし、課程の修了証書を授与されるとした（第五〇条）。

本学の聴講生や外国人学生については、「本大学規定の学科目中、その一科目または数科目の聴講」を希望する者を聴講生として履修を許すものとし（第四三条）、聴講生で履修の学科目における試験に合格した者には履修証明書を授けるとした（第四五条）。また「外国人で外務省在外公館または本邦所在の外国公館の紹介あるもの」について、選考のうえで外国人学生として入学を許可するものとした（第四六条）。

本学の検定料・入学金・授業料については、入学志願者は検定料三〇〇〇円を納めるものとし（第二九条）、入学を許可された学生は入学金一万五〇〇〇円を納め（第三〇条）、授業料は年額三万円として学年始めにこれを納めるものと規定している（第三一条）。既納の学費については返還しないとした（第三四条）。なお学費の納入を怠った者については除籍することがあるとした（第三三条）。続いて学生の賞罰については、品行方正・学力優秀なる者または奇特の行為があった者を表彰するとし（第五四条）、一方学則にもとり教戒に背き、もしくは学生の体面を汚した者には懲戒処置をとることとし（第五五条）、また「一、学業成績不良で成業の見込みがないと認められた者、一、出席常ならぬ者、または正当な事由がなくて一月以上欠席した者、一、本大学の方針にたがい、学生の本分にもとる行為があると認められた者」のいずれかに該当する者は退学させるとした（第五六条）。

また本学の審議機関として教授会を設けるとし（第三七条）、教授会は専任教授をもって構成するとし、必要あるときには専任助教授・講師等もこれに出席させることができるとした（第三八条）。本学の教授会は、「一、学長・学部長・学科主任の選出に関すること、二、教授・助教授・講師・助手の任免に関すること、三、学科の改廃、担任並びに学科課程に関すること、四、学生の試験に関すること、五、学生の入学、退学、転学、休学、復学及び進級、卒業に関すること、六、学生の賞罰に関すること、七、学則の変更、八、研究室の諸設備

の改廃、新設に関すること、九、その他必要と認めた事項」について審議するとした（第三九条）。

さらに、「教授会規程」（一九六一年六月施行）の条文にも触れて確認しておこう。第三条で、「会議は、学部長がこれを招集し、その議長となる。学部長が事故あるときは、学部長が指名したものが議長となる」とした。会議の定足数（第四条）についても、「会議の定足数は教授会構成員の過半数とし、議決は出席者の過半数とする。ただし、可否同数の場合は議長がこれを決する」としている。会議の請求（第五条）について、「教授会構成員の三分一以上のものから請求があったときは、学部長は会議を招集しなければならない」とした。後に教授会は原則として、毎月定期的に開催されることになっていくのである。一九六三年三月の理事会で、「必要に応じ、各学部の学部長が連名をもってこれを招集する」合同教授会に対し、「原則として毎月一回開催する。ただし、必要に応じて臨時に開催することができる」学部教授会を定めた「大東文化大学教授会規程」が承認された。

### 教職課程における樫村勝教授の着任

文・経済の両学部設置にともない、教職課程のさらなる充実も課題と認識されていた。前章でも触れたが、新制大学に昇格してからも、本学の教員養成が建学以来、教育上の特色としての社会的な期待に継続的に応えていくため、教職課程における高い専門性を有する担当教員の採用確保は急務であった。一九六二（昭和三七）年度から、教育原理・教育史を担当した教授の樫村勝（一八九八～一九九〇）は、広島高等師範学校徳育専攻科を卒業（一九三〇年）し、茨城大学名誉教授（一九六二年定年）という人物であった。

樫村が精力的に記した著作物のなかから、地域教育史としての『茨城県教育史下巻』（一九八〇年）を少し紹

介しておこう。同書の「まえがき」で、樫村は「教育の進展は、つねに教育の社会的条件と、社会の教育的条件とがからみあって進展するものである。つまり、教育は地域の歴史的伝統や、文化発達の様相など、過去に条件づけられるものであるが、また、他方には、これらの伝統をやぶり、地域社会の陋習を打破して、将来にうかがって社会更新の条件をつくっていくものでなければならない」と述べている。

同書のなかで、とくに戦後の新制国立大学茨城大学の形成において、地元地域の旧制専門学校なども統合されていくことになるが、樫村自身旧制の師範学校関係者でありながら、戦後の新制大学の誕生について、その問題点などを見極め、「施設とも関連のある大問題は、当時すでに土浦に落ちついていた教育学部の水戸移転問題であった。人物育成のための一般教養学科、すなわち人文、社会、自然の三科学にわたる学科の教育効果を十分に発揮するには、幾多の学部を一ヵ所に集めた総合大学方式が理想的である。少なくとも、文理学部と教育学部は同一の場所にあるのが効果的である。然るに、当時の教育学部当事者中には、水戸移転に不満を抱くものもあり、旧師範学校同窓会の一部にも反対者があり、さらに土浦市をはじめ、県南の市町村のなかにも反対を表明する向きもあって、一時は政治問題化のおそれさえあった。私の赴任最初の教授会において、この問題を討議した際の賛否両論者の論争の物凄い情景は、水戸の志士たちの昔を偲ばしめるものがあった」と、移転の賛否を超えて裏表なく記されている点が特徴的であろう。さらに樫村は、戦後の新制大学誕生への期待も込めて、「なにごとも、創業時代における当事者の苦心は当然であるが、幸いにして、本県当局各位をはじめ、先覚有識者諸氏の茨城大学の国家的、地方的使命の重要性についての深い認識は、さらに多数県民の教育文化に対する伝統的熱情と相まって、この大学育成に絶大の関心が寄せられ、県庁内に、とくに大学設立期成会が組織され、常設事務局、専任事務員がおかれ、つねに物、心両方面から多大の支援を惜しまず、各教室の改装

をはじめ、大学本部の新築、学生図書館の建設、理化学実験室の整備、教職員住宅の建築、さらに民間からは常陽銀行の経済研究室の寄贈。また、大学の近くに、県立体育館を建設して、大学の利用に供する等、当時国立大学の創立に協力して、巨額の経済的後援をした府県のなかで、本県は岡山県についで第二位であったという。この地方民間の熱意は、政府当局を動かして、そのあとの国営施設に着手せしめたのであった」と述べている。これは、地元地域からの期待や支援を受け、新制大学の充実に向けて奔走した教育関係者の本音なのであろう。

茨城大学を定年退職した際に、論文「教育史上における水戸藩彰考館の意義」を『茨城大学教育学部紀要』第一一号（一九六二年三月）に掲載した樫村は、大東文化大学に在職してからも、論文「道徳教育上における西村茂樹の業績」を『大東文化大学紀要　文学編』第七号（一九六九年二月）に掲載するなどした。

## 五　経済学部経営学科の増設と経済学科の入学定員の変更

### 学内における新学科増設の動き

一九六二（昭和三七）年六月、中村佐一（経済学部長）・古屋美貞・井上貞蔵・友安亮一・小林元らの関係教授を交えた、経済学部学科増設委員会（第一・二回）【資料Ⅶ－5－2】【資料Ⅶ－5－3】が開かれ、「経済学部としては別紙資料［略］のとおり最少の経費をもって、相当の結果を上げ得ると思料せられるので、三八年度より経営学科を是非増設されるよう理事会へ要請する」と決定した。なお同時期、文学部でも学科増設委員会【資料Ⅶ－5－1】が開かれており、高田眞治文学部長のもと、学部増設に関して「文学部としてはなるべく近い将来において英文科の増設を要望する。なお美術学科の増設についても要望あり」と、理事会側に要請した

いとしていた。

同年同月、文・経済両学部教授会（出席教授一九人／定員二七人）にて、「学科増設ならびに入学定員に関する件」として、中村佐一経済学部長が議長となり、議長から議案の説明が行われ、参加教授ら全員異議なくこれを承認した。経済学部経営学科の増設の内容は、「一　経済学部経営学科（入学定員）一〇〇名、（収容定員）四〇〇名。二　右の増設にともない、経済学科の定員を左の通り変更する。経済学部経済学科（旧）入学定員一五〇名、（新）一〇〇名、（旧）収容定員六〇〇名、（新）収容定員四〇〇名　計（新）入学定員二〇〇名、収容定員八〇〇名。三　教員組織　現在の教員組織を考慮して大学設置基準にしたがい、年次計画により四年間に充実する。四　増設届出は十分検討のうえ整備して、九月三〇日までに文部省に提出する」というものであった。経営学科の増設と同時に、経済学科の入学定員五〇人の削減をあわせて届出ることとしたのは、あくまでも新規採用の教員人件費を最小限にとどめ、「最少（ママ）の経費」で相応な効果を上げたいとするものであった。

### 経済学部経営学科の増設と経済学科の入学定員の変更届

一九六二（昭和三七）年七月、理事会【資料Ⅶ－5－4】にて、南條徳男理事長が議長となり、金子昇事務局長から議案五「経済学部に経営学科を増設することについて」の詳細な説明がなされ、協議が重ねられた結果、教員の人事でとくに新たな補充をする必要がなければ、原案どおり承認するとし、経営学科増設の申請の手続きが実際に進められるものとされた。なお高田眞治文学部長と中村佐一経済学部長との連名で、南條徳男理事長宛てに「経営学科増設の目的」という関係書類が提出されたが、そのなかでは「本学において経営学科を増設せんとするゆえんは、本学の建学の精神を体得し、民族の主体性を堅持した穏健中正な、立派な経営者とな

るべき国民を育成し、国家社会の福祉と進展に寄与せんとするものである。なお本学科を増設することによって現在の経済学部が、一応学部としての形態を完成することになり、ひいては今後飛躍的に学生を多数収容し得る態勢が整うわけである」との期待が表明された。

同年九月、南條徳男理事長は文部大臣荒木萬壽夫宛てに、「大東文化大学経済学部経営学科増設ならびに経済学科学生入学定員変更届出書」を提出した。

学科増設：経済学部経営学科　学生入学定員一〇〇名　総定員四〇〇名
学生定員変更：経済学部経済学科　学生入学定員（旧）一五〇名（新）一〇〇名
総定員（旧）六〇〇名（新）四〇〇名　開設年次：第一年次（昭和三八年四月一日）

経営学科の増設ならびに学生の入学定員変更の届出における「添付書類」では、「経営学科増設ならびに経済学科入学定員変更の事由」として、「現代社会において経済学部の卒業生に強く要望されることは、実社会に出て直ちに役立つ経営に関する諸学を身につけることである。本学において経営学科を増設せんとする理由は、経営学の蘊奥を究め、その応用を研究し、もって人格の陶冶と知識の涵養に努め、建学の精神に則って、民族の主体性を堅持した穏健中正な立派な経営者となるべき国民を育成し、国家および社会の福祉と進展に寄与せんとするものである。なお経済学科の入学定員を変更する理由は、経営学科の増設にともない、収容すべき施設その他を勘案したものである」とされている。

経済学部の「図書」については、経済・経営学科共有：七五五四点（国内図書五七〇二点・海外図書一八五二点）、経済学科専用：七四七五点（国内図書六六三七点・海外図書八三八点）、経営学科専用：五三八三点（国内図書四六四五点・海外図書七三八点）であった。

経営学科における学科目または講座で、とくに「専門教育科目」（開講年次、単位数）は【資料Ⅶ－5－5】のとおりであった。

同学科の「教員組織」について見ると、経済学部経営学科の増設申請時における専任教員組織は、教授六人（中村佐一・井上貞蔵・深見義一・山内一雄・石村暢五郎・河野一英）、助教授二人（檜田信男・中平栄一）、講師二人（桝田光・古賀規矩之）であり、学外からの新規採用者は河野一英（明治大学非常勤講師）と石村暢五郎（亜細亜大学教授）のわずか二人であった。なお経営学科の開講段階での主な担当は、中村佐一：経済学原論・金融論・国際金融論、井上貞蔵：経営学総論・経営財務論・工業経営論、深見義一：商学総論・企業形態論・生産管理・市場調査、山内一雄：貿易論・労務管理・演習、石村暢五郎：財政学・商業経営論・商業政策、河野一英：会計学・簿記学・経営分析、檜田信男：簿記学・管理会計・原価計算論、中平栄一：税務会計・簿記学・演習、桝田光：商法一・二部、古賀規矩之：工業所有権法・民法、といったものであった。本学の経営学科教員として、新規採用されることになった河野一英は、「私と大東文化大学との出会い」（『大東文化大学七十年史』一九九三年）と題して、「私に、大東文化大学に行かないかという誘いがあったのは、昭和三七年のことです。その年の七月か八月に、大東文化大学で経営学科増設を申請するというわけです。つまり新設メンバーとして行かないかというわけです。もうそのころから、私は、明治大学で非常勤をやっておりましたから、井上貞蔵さんのお誘いを受けたわけです。……その井上さんから『一緒にどうだ』と、いわれたものですから、その気になりまして書類を出したようなわけなんです。井上さんは、その時には、既に大東文化大学の経済学科で教授をされていて、経営学科を経済学部に増設することに積極的に協力しておられたようです。文部省に経営学科申請のとき私は、教授で出して認可になったんです」と、その当時の事情などを回顧している。河野一英（一九二〇～二〇一五）は、

一九四三年に明治大学商学部を繰り上げ卒業（商学士）し、海軍に入隊している人物であった。敗戦を、海軍大尉で迎え内地に復員する。戦後は、公認会計士試験に合格し、母校明治大学商学部の教壇（会計学・簿記原理担当）に立っている。なお河野を本学の教員として誘った教授の井上貞蔵（一八九三～一九六三）は、旧制の第一高等学校（一九一七年）や東京帝国大学経済学部（一九二〇年）を卒業し、一九三六年には商学博士となった。日本大学商経学部教授（学部長）を経て、戦後は明治大学商学部などで教授をつとめている。一九六一年に大東文化大学文政学部の専任教授を、翌年には大東文化大学経済学部の専任教授となっている。本学で初代経済学部長をつとめた中村佐一（一八九一～一九七八）は、一九二三年に早稲田大学政治経済学部を卒業した。専門は金融論で経済学博士（早稲田大学）。著書に『貨幣の原理』（一九四二年）ほかがあり、一九四九～五六年、早稲田大学第一政治経済学部長をつとめ、一九六二年に、大東文化大学経済学部教授となった人物である。

さらに本学としては、経営学科の設置認可申請にあたっての「将来の計画」とし、「一、学部および学科組織等に関すること：将来施設設備ならびに教員組織等の充実をはかり、文学部、経済学部とともに大学院を設置する。二、学科目または講座教員等に関すること：将来年次ごとに専任教員数を増加し、あわせて学科目、講座内容等の充実をはかる。三、校地・校舎：一　校地は現在所有の約八千九〇坪の隣接地を、借用地八千の借用期間五年間満了時までに買収拡張する予定である。二　校舎は現在学生数においては十分であるが、学生数の増加を勘案して増築する。四、図書・標本・機械器具等に関すること：一　図書は基準をはるかに上回っているが、主として内外国の専門図書の増冊をはかる。二　標本・機械器具等に関しても、学科目または講座ならびに学生数を勘案しつつ年々補充していく」と、着実に教員・施設設備の整備ならびに学科目・関係講座の充実をはかっていく方向性を掲げた。

**経済学部の一九六二年度開講科目の時間表**

文部省への設置認可申請書類のなかには、経済学部における「昭和三七年度開講科目時間表」【資料Ⅶ－2－6】も収められていた。これを見ると、月曜から土曜までの週六日の一時限（九時～一〇時半）、二時限（一〇時四〇分～一二時一〇分）、三時限（一二時五〇分～一四時二〇分）、四時限（一四時半～一六時）の、第一～四年次生向けの開講科目が記されている。

**経済学部の入学定員変更（一九六三年）**

「昭和三七年九月三〇日付の大東文化法総務発第二八号により届出のあった、大東文化大学下記学科増設および学生定員変更」について、文部省大学学術局長は、一九六二（昭和三七）年一二月、「昭和三八年度学科増設および学生定員変更に関する届出について」（認可通知）として、「つぎの事項に留意され、改善または充実のうえ実施されるよう願います」と回答した。この「改善・充実すべき事項」は、「一、建築中の建物は予定通り完成すること。二、学生定員を守ること」であった。

なお文部省側のコメントには、本学への各項目に対する詳細な調査・考察が付されており、「校地・校舎」について「大学校舎来年完成予定のため、高校校舎二階以上を借用中。四月以降は、高校校舎四階一八四・四五坪を共用する。図書館は今年度中の完成は困難か。学生ホール九〇坪は封鎖中。公道を廃止する方針と聞く。建蔽率一割は、近く改められる模様」として「建築中の建物を予定通り完成すること」、「専門関係図書」についても「未整理図書多し。届出の共用とあるのは一般教育関係で、文学部とも共用。中国語一五〇〇冊、独語一五〇〇冊、体育四〇〇冊。利用者少なし」とされ、「学生定員および在学者」についても、

本学文学部の入学定員八〇人（日本文学科四〇人・中国文学科四〇人）に対する実際の一年次在学者が一三〇人（日本文学科九〇人・中国文学科四〇人）なので、「文学部一・六二倍はちょっと多い」として、経済学部も含めて本学に「学生定員を守ること」とされた。

これによって、翌年度から、大東文化大学経済学部には、新たに経営学科を増設して入学定員一〇〇人とし、あわせて経済学部経済学科の入学定員も、一五〇人から一〇〇人に定員変更するものと認められたのである。

## 六　合同教授会の設置および運営

『大東文化大学五十年史』（一九七三［昭和四八］年）や『大東文化大学七十年史』（一九九三［平成五］年）などでも、「合同教授会」の項目や記述は存在しない。大東文化大学史における、教学側の運営組織の変遷を考えていくうえで、合同教授会の存在やその果たした役割については決して忘れてはならない。本学の合同教授会は、全学部の教授全員で組織構成され、全学部に関する重要事項などを協議する機関であった。歴史的に見る合同教授会の役割や位置付けは、一九六〇年代から八〇年代半ばという時代に、主として経営を含めた学園全体を統轄する法人側の理事会の動きに対して、時に教育・研究上の観点から緊張・対立関係ともなり得た大学教学側の意見や姿勢を記録的に示す非常に重要なものである。

### 大東文化大学合同教授会の役割

本学の合同教授会は、全学部の教授全員をもって組織構成され、必要に応じて専任助教授や専任講師らを出席させることができるとしたが、会の決議には加えないものとした。定足数については、各学部教授の半数

以上が出席しなければ開くことができないとした。学部教授会は、原則として月一回程度開催されている（臨時開催もある）が、合同教授会は、必要に応じて招集されている（たとえば、合同教授会設置期間の後期にあたる一九八五［昭和六〇］年度には、計六回開催されている）。議長は、各学部の学部長の互選によって定められるとし、主に合同教授会の開催を請求した学部の当該学部長が議長をつとめている。合同教授会は、学則の制定および改廃に関する事項、学長の推薦・学長から諮問された事項、図書館長および研究所長の推薦に関する事項、理事長から学則にもとづき諮問された事項などに関して審議する機関であった。

本学の学務課が保管していた「合同教授会議事録」（一九六三年四月～一九八六年三月）は、計一七冊が資料として現存している。創立一〇〇周年を機に、歴史的な記録資料である合同教授会議事録資料も、大東文化歴史資料館に移管された。合同教授会議事録では、合同教授会が開催された日時ごとに会議内容などが記され、主な配布資料も一緒に綴じられている。会議内容は、議案議事の項目ごとに、議事内容が簡略に要点化して記されている。当時の担当した事務スタッフらの文責による特徴であろう。議事記録のまとめ方や文章化のあり方を見ても、事務担当者らのなみなみならぬ苦労がうかがえる。議事の内容自体としては、基本的にわかりやすい形であるが、学長や各学部長、時に事務局長や理事長といった役職者らの発言（主語も含む）は明確である一方、合同教授会の参加構成員である各学部教授らの具体的な発言は、大学自治の堅持からか、あえて誰が主張したかを文面では記さない方針であったであろうと思われる。戦後の新制大学として発足した当初の本学は文政学部一学部のみで構成されていたが、一九六二年には文学部と経済学部とに分離した（後に学部の増設を含む）ことを受けて、本学の合同教授会もおのずと生まれたのであろう。

### 一九六三年度の合同教授会での議事内容

それでは次に、実際の合同教授会の議事内容を、「自昭和三八年四月至昭和四四年二月　合同教授会議事録学長」（一九六三［昭和三八］年四月～一九六九年二月）所収から、いくつかの事項を議事に沿って紹介しておこう。当時の大学をめぐる時代背景や本学の組織運営において、議事録から特徴的と思われる項目を取り上げる。

一九六三年四月の合同教授会（議長：中村経済学部長、出席：高田・中村・武井・田中・真田・下斗米・岩田・古屋・佐伯・山内・倉橋・友安・松浦・吉村・影山・小沢の各教授）では、冒頭で金子常任理事から、一九六三年度の学園運営方針について説明され、合同教授会で了承している。以下、この合同教授会の議案と審議結果を示しておく。

一、学則改正に関する件については、改正委員（高田・中村の両学部長・佐伯・友安・倉橋の各教授）を決定している。

一、教員の事務職兼務に関する件については、青野博昭講師の東洋研究所第二事務長（兼務）を、伊与田康男助手の大東文化大学事務職員（兼務）を、それぞれ四月一日付で承認するとした。

一、編入学希望者に関する件については、たとえば、学生Ｈは教授会で英語の再試験を許可し、武井教授よりその結果を説明のうえ、審議を経て、経済学部経済学科三年次生に編入を許可するとしている。

一、聴講希望者に関する件については、たとえば美術史、書道の希望科目の聴講を許可するとしている。

一、両学部の教授会開催定例日に関する件については、文学部は毎月第二金曜日、経済学部は毎月第三金曜日にそれぞれ開催することに決定したとする。

一、上級生の履修単位制限についてであるが、四年次生は制限単位のほかに八ないし一二単位までを認め、なお三年次生については、四年次で取得でき得る単位を勘案してケース・バイ・ケースでこれを認めるものとし、以上は学部長立ち会いでこれを決定するとしている。

一、学生自治会のクラブ紹介に関する件については、同年四月三〇日の午後二時半より、学生自治会の新入生に対するクラブ活動紹介を実施したいので、同日の第四時限の授業を休講でお願いしたいとの申請に対し、これを合同教授会で承認するものとしている。

一九六四年一月の合同教授会（議長：中村経済学部長、出席：高田・中村・田中・武井・真田・古屋・下斗米・佐伯・高橋・山内・友安・倉橋・市野沢・樫村・影山・小沢の各教授）では、冒頭にて議長の中村経済学部長より、学則改正委員会が発足以来一〇回にわたり委員会を開催し、学則改正の草案を作成した経緯などの報告があり、学則改正に関する件の審議に入っている。まず当該委員会で草案した大東文化大学学則案ならびに大東文化大学専攻科学則案が読み上げられ、第一・八・四四・四六・四七・四八条の各条項の一部を修正したうえで、合同教授会として原案を承認するものとされた。

また一九六四年三月の合同教授会（議長：高田文学部長、出席：高田・中村・田中・武井・真田・下斗米・岩田・古屋・佐伯・樫村・山内・友安・高橋・吉村・影山・倉橋の各教授）では、議案の一、学長改選に関する件について、選出小委員会（委員：高田文学部長・中村経済学部長・田中経営学科主任・佐伯日本文学科主任）を設けることを決定し、その当該委員会の意向として、南條現学長を次期学長に推薦すると、高田文学部長より経緯報告がなされ、合同教授会としては、当該委員会報告にもとづき協議を経て、南條現学長を次期学長に推薦するものと

して満場一致で決定している。

## 七　学生の課外活動の一端

### 木曜短歌研究会（同好会）の熱心な活動

この時期の本学学生の課外活動の一端として、木曜短歌研究会編『歌集　むべの実』創刊号（一九六一［昭和三六］年七月）刊行の例を見ておこう。木曜短歌研究会は、日本文学科教授谷鼎のもとに、短歌を愛する学生らが自主的に集い、谷教授の出講講義日の木曜日に毎月歌会を行うようになり、木曜短歌研究会（同好会）と呼ばれるようになったという。活動当初、出講していた谷教授を囲み、有志の学生数名が、お茶菓子をつまみながら短歌をよむ会を開いていたが、会の指導者であった谷教授の逝去にともない、追悼歌集を自費出版として刊行している。

### 『歌集　むべの実』創刊号刊行

谷教授のあとを受け、佐伯梅友・藤森朋夫・真田但馬らが自発的に会の指導教授となって歌集の出版に際しても歌の選や補作・出版形式など全般にわたって熱心な指導が行われた、と同会の学生らが回顧している（あとがき）。歌集の世話人をつとめた松浦好（一九六一年度日本文学科卒）自身も、同書のなかで次のような短歌を寄せている。

夜の駅

帰省する友を見送るホームぎは　握手かはせしにくみ残れり
同郷の友となまりで語り合ふ　たそがれ近き　うた声喫茶
改札口　はき出されたる　人ごみに　娘に手を引かれし老夫婦あり
夜光虫きらりと光るどす黒い　油の浮きし夕暮れの海
ふるさとの子らのために身をこめて　教育すると友は帰りぬ

銀座の夜

あれこれと手のとどかぬ存在にすぎぬと銀座のウィンドーながむ
君とわれ言葉少なに銀座ゆく西日背にうけ仲違ひせば
夜の銀座一度は見たいと言ひし友も今は嫁ぎて遠き人となり
梅雨ふりて銀座ゆく人まばらな今宵ネオンのみが静かに映へり

指導役を継承した佐伯梅友は、歌集創刊号に際して、「発刊を祝して」の一文を寄せている。佐伯自身は、短歌に精通する谷鼎とは異なり、「歌会のときに立ち会いに引き出された私は、実は歌も文法の材料としか考えないものであって、作品の考え方に指導的な発言ができないので気がひけるわけであるが、文法に関係する表現の面でなら、なんらかの参考になるような発言もできようかと、面の皮を厚くして物をいっているようなわけである」と、会と自身のかかわり、立ち位置について述べている。

また佐伯によれば、「一首の歌についていろいろな意見が出て、さてそれでは作者はどういうつもりであっ

たかと聞いてみると、それらとはまるで違っていたりするときなど、自分としても参考になることが多い。大勢で意見を出し合うということは勉強になることだと思う。同時に、作者としても、解釈についていろいろ意見が出るところに、自分の表現に対する反省がおこなわれるならば、よい勉強の機会ではなかろうかと考えられる。歌集に出した歌は、普段の機会のときのと違って、そういう機会を経過したうえで、さらに工夫を加えたものであろうと思うのであるが、それらもやはり出しっぱなしにせず、相互の批評をしあうことが、よいことではないかとも思う。とにかく、どういう歌の集が出るのか、たのしみにしている」とし、歌会での集いの効用についても指摘している。もちろん、木曜短歌研究会（同好会）の活動は、本学の学生生活の実態を示すあくまで一例である。当時の教職員や学生・卒業生らは、本学園として規定された授業・教育面にとどまらず、課外の部・サークル活動も含めて、濃密な親睦や交流を深めていったのである。

## 第三節　東洋研究所・大学院文学研究科

### 一　東洋研究所の設置と役割

**学内附属施設のはじめ**

本学の附属施設（一九六一［昭和三六］年度）では、図書館および東洋研究所が置かれている。図書館長は、図書館の規則に違反した者について閲覧を禁止し、貸し出し図書の返還を求めるとし、さらに図書館書庫に入っ

て図書を探す許可を与えることもできるとした（学則附則）。

東洋研究所については、敗戦後の一九五三年に、大東文化協会が学校法人大東文化大学と改称されたのを機に、翌年、大東文化研究所（東洋学術研究部・政治経済調査部）が附属研究組織として設けられていたが、一九六〇年に、法人名が学校法人大東文化学園と改められ、一九六一年四月、法人の附属機関から大学附置研究所へ移行し、新たに東洋研究所として設置された。東洋研究所の研究方法としては、総合的共同研究の重要性が強調されたが、とくに本学の場合、東洋学術の研究と、アジアを焦点とした地域研究または国際的諸関係の研究が重視された。すでに「昭和三四年度運営に関する方針ならび解説」（一九五九年二月）のなかでも、健全財政の確立とともに学園・大学の振興建設の推進をはかり、そのなかでもとくに、書道部の拡大を目指す大東書道研修所（未設置）に加え、大東文化研究所の充実をはかり、建学の精神でもある東洋の学問の教育・研究成果をより社会に促進することが必要であり、「もしこのことがおこなわれなければ実際に本学の存在はなくなり、たんなる学校経営におわるのみであって、なんのために経営の労苦を続けるのか、その意義がなくなる」と、その危機感というべき学園側の覚悟が示されていたのは前述のとおりである。

**東洋研究所の関係規程**

さらに、「昭和三六年度運営方針ならび処理要領」（一九六一［昭和三六］年三月）【資料Ⅶ－1－5】のなかでも、「東洋の文化、政治経済の総合研究調査をおこなうため、東洋研究所を設立する」（処理要領七）と挙げられ、研究所の規程が示されている。研究所規程によれば、東洋研究所は大学に所属し、事務所を大学内に置くとした（第一章　総則）。研究所の目的としては、「東洋の文化・政治・経済の調査研究をおこなう」とし、具体的

な事業については、「一　調査研究の実施　二　調査研究成果の発表および出版　三　調査研究資料の収集整理および保管　四　研究会、講演会および講習会の開催　五　調査研究の指導または助成　六　調査研究の受託　七　その他、この研究所の目的達成に必要な事項」としている（第二章　目的および事業）。研究所の管理・運営組織としては、所長一名（研究所代表・研究者業務の統括）の主宰のもとで、管理委員若干名からなる管理委員会を立ち上げ、「一　事業計画および研究所の運営に関する事項　二　研究所の人事に関する事項　三　顧問の推薦に関する事項　四　研究所の予算に関する事項　五　その他所長から附議された事項」を、適切に審議するものとした（第三章　組織）。

研究所には、若干名の研究員を置くとし、研究員は「大学の教職員またはほかに本務を有するものをもってこれにあてる」とし、必要に応じて兼任研究員を置くとした。また研究所研究員の身分は、教授・助教授・講師および助手の四種とし、研究員の身分は、大学教授会が審査するとした。研究部会では、その部会を統括する主任者一名を置くとした（第四章　研究員および研究部会）。さらに研究所には、若干名の顧問を置くこともでき、顧問は「大学関係者その他の学識経験者のうちから管理委員会の推薦に基づき、学長がこれを委嘱する」とした。顧問は、研究所の事業に関して、研究所長の諮問に応じるとしている（第五章　顧問）。

研究所の経理は、特別会計として処理するものとし、研究所の経常費は、「大学からの交付金、寄附金、研究補助金および調査研究の委託費、その他の収入をもってこれにあてる」とした。所長は、毎年度の終わりに、次年度の収支予算を編成し、管理委員会の議を経て、理事会の承認を経るものとした。また所長は、毎年五月末までに、前年度の決算書を作成し、管理委員会の議を経て、理事会の承認を経るものとしている（第六章　経理）。実際、研究所の紀要『東洋研究』創刊号が一九六一年七月に刊行され、年四回紀要を刊行するもの

とし、紀要をはじめとする研究所の刊行物を順次社会に向けて広く発表していき、それらの収益を大学の設備費等に充てていくものとされたのであった。

**東洋研究所の総合的共同研究**

一九六一（昭和三六）年四月、前記規程にもとづき東洋に関する総合的一大研究センターを目指して、東洋研究所が設置された。所長には、学長・図書館長（兼）をつとめていた平島敏夫が就任し、事務局長には野尻哲二が、管理委員は常任理事の堀田太郎、学園事務局長の金子昇、教授の高田眞治・教授の小林元・教授の佐伯梅友、主任研究員の土井章らがつとめるとした。研究所の初代事務局長の野尻哲二の説明によれば、初年度の総合的テーマに「アジアの近代化」が取り上げられ、次のような総合的な研究が進められていったという。

A　日本近代思想史における儒学の地位：日本の近代化、とくに明治史の展開において儒学がいかなる役割を果たしたか、それ以来キリスト教文化との接触において、政治・経済・教育・学術等にわたり検討する。

B　東洋の道徳系譜の研究：その個人の問題を系統的に整理統合し、かつ中国ならびに日本のそれとの相互関係を究明する。

C　日本文学における中国文学受容の諸相：比較文学的な立場において、日本文学に浸透する中国文学の影響を歴史的に研究するものであるが、差しあたり江戸時代の作品を中心に手がける計画である。

D　清朝書道の源流考：阮元が北碑南帖論を唱導したのは、清朝書道を大きく開花させた要因であった。これに立脚して、その後多くの作家が輩出したのであるが、その後の作家個人の源流がどこにもとづくかは解明されていない。この源流を探ることは現在の書作家に与える影響および書道史研究に意義あるもので

ある。

E　アジア・アフリカにおける宗教・言語の問題：後進国の近代化に対する宗教および言語の地位について研究するものである。本（一九六一）年度はその一部として、インドおよびアラブを取り上げる。

F　後進諸国における中立主義の研究：最近問題とされている中立主義の展開を具体的にインドその他東南アジア諸国につき検討し、これが国家建設に対する作用あるいは反作用によるその進展または停滞について研究する。

G　東南アジア諸国における社会主義の研究：東南アジア諸国の開発における計画性・公益性、および経済の早期成長の要請からくる社会主義的意識あるいは傾向を検討し、かつこれを各国の社会的条件に照らして研究する。

H　中国経済の成長と制度変革との関係：中国経済の成長要因を究明し、とくに潜在生産力と制度変革の問題をとらえ、この二つの新投入生産力といかなる結びつきをしたかを調べ、かつ投入資金の多寡と変革の緩急によるその国民経済への影響を究明する。

I　中国の財政・金融制度とその運用に関する研究：中国研究においてもっとも盲点とされるその財政金融事情につき、その機構・制度・運用実績等について検討し、中国経済の実態把握に資する。

J　アメリカの対アジア政策の研究：アメリカのアジア政策は共産主義勢力浸透阻止にその眼目のあることは明らかであり、具体的には軍事・経済・社会の各般にわたっているが、とくに後進国開発決定要因としての農業の開発、あるいは開発促進のための制度等に触れることが少ないと見られ、この点国際的比較によって再検討する。

K　国語教育における漢字の扱い方についての実証的研究：国語教育において、漢字の扱い方については文部省国語審議会において検討されているが、これを抜本的に、たんに抽象論のみでなく、実際教育の場を通して実証的に研究せんとする。

同研究所の初代事務局長をつとめた野尻哲二は、一九二七年三月、東京帝国大学経済学部を卒業し、在学中の一九二六（大正一五）年一二月高等文官試験に合格し、資源局統計官から旧満州国へ転じて、産業部理事官等を歴任し、一九三九年、蒙古連合自治政府の産業部次長に就任した。一九四四年、財団法人調査研究動員本部総務室の主査・参事となっている。総務室は、国家目的に即応する有機的総合調査の基本計画の樹立、各種調査研究の総合機能の発揮ないし各種機関の有機的体系化に関する企画、本部の事業運営に関する諸般の企画、局内各部事業の総合調整にあたるものであった。一九四七年、音響製品の制作・販売を行うリオン株式会社の役員をつとめた。そして一九六一年四月に、大東文化大学東洋研究所事務局長に就任した。

## 二　大東文化大学大学院文学研究科（修士課程）の設置

### 大学院文学研究科日本文学専攻・中国学専攻（修士課程）の設置認可申請

大東文化大学は、一九六三（昭和三八）年六月の理事会（一一人出席／理事一二人）と評議員会（一九人出席および三人委任／評議員三一人）で、念願であった大学院の文学研究科（修士課程）の設置認可申請について、金子昇事務局長から説明がなされた後、次のイ～ニについて参加構成員の全員が異議なく承認可決した。

イ　文政学専攻科のうち日本文学専攻および中国文学専攻の課程を廃止すること（発展的改組すること）。

ロ　大学院文学研究科（修士課程）を設け日本文学専攻および中国文学専攻の課程をおくこと。
ハ　入学定員はそれぞれ五名とすること。
ニ　大学院設置認可申請に関する準備は法人総務課が総括し、大学教務課および図書館が職務を分担してその事務をおこなうこと。

この大学院設置にともなう寄附行為の変更（イ　第四条［設置する学校］第一号を「一大東文化大学　大学院文学部　経済学部」とすること。ロ　寄附行為一部変更認可申請の手続き準備は法人総務課においてその事務をおこなう）についても、同上の理事会および評議員会にて、参加構成員の全員が異議なく承認可決した。

一九六三年一一月末、文部省に対して行った設置認可申請のなかで、南條徳男理事長は、設置認可申請の「目的または事由」について、「本大学院は昭和三〇年四月から設置している大学専攻科を一部発展的に改組し設置するもので学部の教育の基礎のうえに高度にして専門的な学術の理論および応用を研究、教授しその深奥を究めて文化の創造、発展と人類の福祉に寄与することを目的とする」としている。同大学院の「設置要項」は、【資料Ⅶ－6－1】のとおりであった。

また「経費および維持方法」において、「大学院文学研究科設置にともなう経費は、学部予算のなかに含めて見ても、昭和三九年度において約二千万円なりの剰余を見ることができるとともに全学園としては、別紙予算書に示す通り将来相当額の予備金を得られる見込みが十分であるので、設置のうえは順調なる運営ができる次第である」としている。

なお「履修方法および修了の要件」については、【資料Ⅶ－6－2】のとおりであった。

さらに学校法人としての創立からの「沿革」について、文部省側に対して簡潔に報告し、同申請の「転換の方針」で、「本大学は文学部、経済学部を設置し、その内容は日本文学科、中国文学科、経済学科、経営学科であり、とくに日本文学、中国文学の両科にあっては大東文化学院の創立に遡って満四〇年の長い歴史と経験のうえに立派な教育と深奥な研究を重ね、国家、社会のために大きく貢献してまいりました。従来旧六年制専門学校であったものを昭和二四年新学制による四年制大学に昇格させたものであり、昭和三〇年四月には大学専攻科を設置してよりいっそう充実した教育および学術研究をおこなってきたものです。このたび校舎、図書館等の建物が完成し、教員研究室もでき教員組織も充実してまいりましたのでさらに高度にして専門的な学術の理論および応用を教授研究し、その深奥を究めて、文化の進展に寄与せんがためさきに認可いただき現在設置しております大学専攻科を一部発展的に改組し、大学院研究科（修士課程）を設置する」と述べている。

**大学院文学研究科日本文学専攻・中国学専攻（修士課程）の開講学科目**

「大東文化大学大学院学則」では、本学大学院の目的について「本大学は学部の教育の基礎のうえに、高度にして専門的な学術の理論および応用を研究、教授し、その蘊奥を究めて、文化の創造、発展と人類の福祉に寄与することを目的とする」（第一条）と明示し、文学研究科修士課程（日本文学専攻・中国学専攻）について、「修士課程においては、ひろい視野にたって、精深な学識を修め、専門分野における理論と応用の研究能力を養うものとする」（第二条）としている。本学大学院生については、「毎学年のはじめに当該学年において履修する科目を別表学科目のうちから選択し、講義二〇単位以上演習一二単位以上を履修しなければならない」（第九条）とし、開講学科目は【資料Ⅶ－6－3】のとおりであった。

新設される大学院文学研究科の担当教員については、設置認可申請書で挙げられている【資料Ⅶ－6－4】の陣容であった（教員調書の順）。

これに対して、文部省としては「中国文学専攻」を教員組織との関連で、実際の設置開講時に「中国学専攻」と改めることが適当であろうとして、新設時にはそのように改称した。また文部省からの「大学院設置についての留意事項」については、「一　専用校舎を早急に充実すること。二　専門図書については、日本文学関係の古書ならびに最近の研究書を充実し、中国学関係の最近の研究書の充実をはかるとともに、両専攻を通じて学術雑誌を増強すること。三　中堅教員を増強すること」と示された。

一九六四（昭和三九）年三月末、大学院文学研究科は設置認可され、同年四月から実際に開講された。大学院文学研究科の初代研究科委員長には、高田眞治教授（文学博士）が選任された。高田眞治（一八九三～一九七五）は、中国哲学者として知られ、東京帝国大学文科大学支那哲学科を卒業した（一九一七年）人物であった。一九二八年、東京帝国大学助教授となり、ドイツ留学（一九二八～三〇）を経て、一九三二年、高田が指導して東京帝国大学内に漢学会を設け、『漢学会雑誌』を創刊した。一九三四年、アメリカおよび中華民国への留学から帰国して、東京帝国大学教授となった。敗戦後、教職追放の措置により同大学を退職した。一九五二年には、追放措置が解除され、一九五六年に、大東文化大学教授に就任した。

# 第四節　附設校（高等学校・各種学校・幼稚園）の開設

本学は、一九六〇（昭和三五）年、理事会の諮問機関である綜合企画懇談会（企画委員会）を中心にまとめられた「振興建設計画」にもとづいて、法人名を学校法人大東文化学園と改称変更した。これは、戦後の新制大学のほか、高等学校や各種学校などの学校経営をはかるための必然的な措置であった。

一九六三年の本学創立四〇周年記念事業計画で、「教学ならびに研究部門の内容を充実強化し、一貫せる人材教育を徹底せしむるとともに学生生活の向上を期する」と掲げられ、図書館や講堂・体育館・運動場、さらには学生寮などの関係施設の設備充実につとめ、「大学学部を増設し学科の充実」、東洋研究所や大東書道研修所の強化確立に加え、附属の大東柔道整復専門学校に衛生検査技師科をあわせて大東医学技術専門学校創設を目指すとされた。そして、総合一貫教育をはかるうえで、附属の高等学校を設置するとされたのであった。

## 一　大東文化大学第一高等学校

### 大東文化大学第一高等学校の開設

一九六一（昭和三六）年五月、東京都知事宛大東文化大学第一高等学校の設置認可申請が行われ、同年八月に認可された。同時に、寄附行為の一部変更として、文部大臣宛に、都知事から進達された。初代校長は平島敏夫とされ、翌年四月に開校するとされた。入学定員は九〇人で、総定員は二七〇人であった。

高等学校の名称について、「第一」を冠した理由は、これから学園に併設する高等学校を増やしていくこと

も十分に考えているためとされた。第一高等学校の目的は、「東洋固有の道徳を基盤とし、西洋文明の粋を採って其の短を補い、真に普遍妥当なる道徳を確立し、中学校教育の基礎のうえに、信愛の情をもって血と魂の通った高等普通教育を施し、心身の健全なる発達をはかり、礼節を重んじ、互に敬愛する人格を養い、真理と正義を愛し、進んで勤労に服し、責任感の強い自主的精神に充ちた中心なる国民を育成し、もって文化の進展と平和国家ならびに社会の形成に貢献せんとすること」というものであった。一九六二年四月の開校式（第一回入学式）にあたって、坂本通理事（大東文化学院高等科第一三期、一九三九年卒）は学校長の代理として新入学生らに向けて、「一にも努力、二にも努力、三にも努力、この努力の習慣性を身につけること」が肝要であると強調している。

現在の第一高等学校は男女共学制の学校（一九九五［平成七］年度から）となっているが、発足時は男子校であった。しかし、認可申請の段階では、あくまで男女共学を前提としていたことが「教育課程」表などを見るとわかる。男子は三年間で九五単位を取得するとし、女子は家庭科（家庭一般・食物・被服）などを含む九三単位を取得するとされていたからである。しかし、一九六一年九月初めの開校準備委員会などにおいて「当分男子一本でいく」と決定されたという（『大東文化大学第一高等学校創立六十周年記念誌』二〇二二年）。これは、おそらく高等学校の新設にあたり、男子生徒に加え、女子生徒受け入れの教育環境としていまだ整っていないと判断された結果と考えられる。実際、一九九五年度に一高の男女共学化が実現した際も、新校舎の建設にともなっていた。

坂本によれば、開校当時は校舎も大学と高校の「寄合い世帯」のなかで、大学校舎にあてる予定であったため、高校で活用するには不都合な面も多かった。また校庭も、工事未了のために使用不可能であった。在校生らの手も借りながら、校庭も整地していったものであったという。しかしながら、そんな新しい人づくりの場とし

ての第一高等学校の立ち上げに対して、関係者らが一丸となって協力し、「ほむらと燃え」「身魂を打ち込んだ」こともあり、不思議と不満や苦情も挙がらなかったというのは注目されよう（坂本「創立二十周年の歩みを省みて」『大東文化大学第一高等学校創立二十周年記念誌』一九八二年）。

坂本は、後に第一高等学校長として「高校生徒募集に関する反省と対策」（一九六七年三月理事会へ提出）を公表している。そこでは一高は開校当初から、生徒の中間層を対象とし受け入れる地域における私立学校として鋭意努力してきたとするが、生徒募集の変動にともない、大学進学を希望しない生徒（高校のみで就職する生徒＝多くは専門学校を志望する）もできるだけ収容する生徒募集の方針に軌道修正すべきであるとの主張が述べられている。また生徒数減による緊迫財政という危機的な状況に対して、在校子弟の保護者や関係者ら、本校校長をはじめとする教職員らの同志的結合・団結にもとづいて、一高としての協力態勢を確立することを目指すものとされた。

## 二　大東医学技術専門学校

### 中央柔道整復師養成所の開設

一九五六（昭和三一）年四月、柔道整復界の権威とされた増淵以理寧が、池袋の大東文化大学の一部校舎を借用して、柔道整復師養成の施設である中央柔道整復師養成所（二年課程）を開設した。しかし、この養成所の設置者である増淵所長が、一九六〇年一月に急逝したため、同施設の円滑な運営が危ぶまれた。そのため、中央柔道整復師養成所より、養成所業務の引き継ぎ（当該修業中の生徒らの受け入れを含む）の照会申し込みが大東文化学園になされた。同時に、法人である大東文化学園に対して、中央柔道整復師養成所より、関係する

設備・教具・校具等、学校資産の寄附申し込みもなされた。

### 大東柔道整復専門学校の設置

一九六〇（昭和三五）年五月、大東文化学園の理事会・評議員会において、中央柔道整復師養成所からの申し込みについて協議が重ねられ、学校資産寄附の申し込みについては敬意を表して受領するものとし、業務の引き継ぎについても、大東文化学園でこれを維持経営し、大東柔道整復専門学校を設置（校長：平島敏夫）して、生徒らも継続修学させることが異議なく可決承認された。

つまり、中央柔道整復師養成所の施設設備や業務（修業中の生徒受け入れを含む）を引き継ぐ形で、大東柔道整復専門学校を設置したのである。大東柔道整復専門学校柔道整復科（二年課程・夜間）は、「柔道整復師を希望するものに対し必須の学技を授けて、保健衛生に寄与し国家社会の有為の人材を育成する」ことを目的とし、入学定員は三〇人で、総定員は六〇人とされた。教科目は、普通教科（社会・数学・理科・体育・心理学）と専門教科（解剖学・生理学・病理学・衛生学［消毒法を含む］・症候概論・治療一般・柔道整復理論・医学史・医事法規・柔道整復実技）からなり、授業の時間数は一学年一二六〇時間、二学年一二二五時間の合計二四八五時間とされた。授業の実施時間（夜間）については、一七時三〇分～二一時二五分であった。

同年七月、大東文化学園より、厚生省および東京都豊島区に対し、大東柔道整復専門学校の設置申請が行われた。同時に、文部省に対しても、学園の運営する学校として、大東柔道整復専門学校を加記した「寄附行為一部変更認可」の申請（「このたび学校法人大東文化学園の寄附行為の一部を変更いたしたいので、私立学校法第四五条の規定により認可されたく、同法施行規則第四条の関係書類を附して認可申請いたします」）が行われた。同

年一二月には、申請認可（第四条に設置する学校として「大東柔道整復専門学校」を加えるもの）がなされている。その際の文部省側の意見として、手続きについては適法であり、認可して差し支えないとしたうえで、「施設は、大東文化大学の校舎の一部三三一坪を借用使用し、設備も、従来授業をおこなっていた中央柔道整復師養成所（廃止）から大東文化学園に寄附をうけて使用する。大東文化大学の校舎は八二六五四坪で、大学設置基準を下回る状態であるが、今回設置しようとする柔道整復専門学校は夜間授業の学校でもあり、理事長から別紙の通り校舎建築計画（昭和三六年三月：一三五〇坪［新築工事中］教室等、昭和三六年九月：二〇八一坪［予定］図書館、昭和三七年三月：八五七坪［予定］講堂・体育館）を提出しているので、やむを得ないものと認められる」とのコメントが附された。

### 大東医学技術整復専門学校への改称

さらに、一九六二（昭和三七）年一二月、理事会・評議員会は、大東柔道整復専門学校に衛生検査科（二年課程・昼間）を設置することを含めた、大東医学技術整復専門学校（柔道整復科・衛生検査科）と改称する寄附行為の一部変更を、異議なく可決承認した。これを受けて、翌年一月、理事長の南條徳男は、文部大臣荒木萬壽夫に宛て、「寄附行為一部変更認可」の申請を行った。校名変更については、学科増設（衛生検査科）にともない、従来の名称では不適当であると判断されたためであるという。なお、東京都知事である東龍太郎からも文部省へ、同年二月、「学校法人大東文化学園の寄附行為の一部変更について」（進達）が送付された。東京都によれば、「大東柔道整復専門学校の名称変更にともなう寄附行為の一部変更であって、その名称変更については支障ありません」と回答されている。同年四月、文部省は、学校名称変更にともなう寄附行為の変更について、申請の遅

延があったことから大東文化学園に対して来省を求め、その経緯や事情を聞くなど確認したうえで、手続きとしては適法であり、認可して差し支えないと回答を行った。

新たに増設された衛生検査科（入学定員は八〇人、昼間二年課程）では、基礎科目（数学・物理学・有機化学・無機化学・物理化学・生物学・英語・独逸語）と、専門科目（医学概論・公衆衛生概論・臨床病理学総論・衛生検査総論・病理学・生理学・医化学・血液学・細菌学・血清学・医動物学・実験動物学）からなり、一学年一三〇五時間、二学年一〇三五時間の合計二三四〇時間とした。また、授業の実施時間（昼間）については、九時～一五時三〇分とした。

### 大東医学技術専門学校への改称

なお同校は、一九六一（昭和三六）年九月に、学園が池袋校舎から板橋校舎へ移転するのにともない、板橋校舎内に移転併設された。その後さらに、柔道整復が、現代医療に果たしている役割が一般的に理解され、医学技術の分野として認知されているとして、一九六七年四月、学校名を大東医学技術専門学校に変更した。すでに学園振興建設計画（一九六〇年四月）のなかでも構想目標の一環として挙げられていた学校名（大東医学技術専門学校）の実現であった。一九六七年三月の同校卒業生数（柔道整復科二二人、衛生検査科八〇人）という実績にも示されているとおり、実際、保健衛生という国家的な要請に応えて、社会有為の人材を計画的に育成する使命を果たし得ていたものと判断できよう。同校開設以来、柔道整復科と衛生検査科の卒業生らの国家試験合格率は、当時の全国平均が八割ほどであったのに対し、常に一〇〇パーセント近い好成績を持続していたのであった。

一九六七年五月、大東医学技術専門学校長桐野一文が、大東文化学園理事長南條徳男宛に、翌年度の衛生検査科の学費変更（学費値上げ）の件を、物価上昇や人件費高騰などから自校の水準から見ても妥当なものと、次のとおり願い出ている。

諸物価の高騰にしたがって毎年授業料その他の値上げをせざるを得なく、医専収支バランスも追々と正常バランスに近づきつつあるものの、その経営効率においては、本年度に至って漸く一、二年生共定員数（各学年八〇名）に満ち、はじめて基準効率による正常なる収支対照表の検討の段階に進んだことはご同慶のことと思います。このことは本年度予算編成にあたってとくに痛感する次第でありましてはじめて予算編成上にて黒字繰越金を記録するようになりました。……どうやらトントンの状況にきたことは認められます。したがってこのような観点より、同種他学校との学費を対照し、次年度学費値上げ分がそっくり黒字になるべく、なお物価上昇率、人件費増も考慮し、一人あたり二六〇〇〇円の学費値上げは、まず妥当の線と算出したる次第であります。

実際、一九六七年度の衛生検査科の学費は、九万二〇〇〇円（入学金二万円、授業料四万二〇〇〇円、実習費二万円、施設費一万円）であって、翌年度には、同科の学費を二万六〇〇〇円（入学金は一万円、授業料六〇〇〇円、施設費は一万円）値上げして、一一万八〇〇〇円（入学金三万円、授業料四万八〇〇〇円、実習費二万円、施設費二万円）としたいと願い出た。

一九六〇年四月に発表された学園振興建設計画においても、すでに衛生検査科の設置を想定する形で、大東

医学技術専門学校を設置したいと標榜していたが、『大東文化大学五十年史』（一九七三年）や『大東文化大学七十年史』（一九九三［平成五］年）では、この点を含めた内部事情について、たいへん興味深い指摘がなされている。

『七十年史』には、「大東文化大学三期生佐藤乙一氏（衛生検査技師、国立立川病院勤務）から理事会あてに『衛生検査技師養成学校設立のすすめに関する書簡』がよせられた。当時の理事会はこの書簡を真剣に検討研究した結果、一九六〇年四月、さきの建設計画をより具体的に改めた『学校法人大東文化学園振興建設計画』を発表し、すでにこの時点で、臨床［衛生］検査科コースを含む『大東医学技術専門学校』の設置が計画され、その第一弾としての『大東柔道整復専門学校』が一九六〇年五月に設置決定された」と記されている。

さらに『五十年史』では、「当時大学附属学校として柔道整復師養成施設を設置することについては、学内関係者のなかに賛成できないという意見もあったが、将来これと併せ衛生検査技師養成施設を増設するという前提においてこれが決定されるにいたった。衛生検査技師養成施設を含む医療系各種学校設置についての動機は本大学三期卒業生で当時国立立川病院の検査室に勤務していた佐藤乙一氏（衛生検査技師）より母校振興発展計画における今後の課題として衛生検査技師養成学校の併設を考えてみてはどうかという示唆によるものである。もともと文科系の単科大学においてこのような医療系各種学校を設置することについては到底考えるべきでないという一部の人達の抵抗はあったが、佐藤乙一氏より詳しく内容の説明を聞き、厚生省など関係官庁・病院関係者等の指導もうけながら調査・研究し、将来の見通しについて検討をした結果、理事会・評議員会にはかり、これを設けることについての議決がなされた」と詳述されている。

本学の同窓でもあった衛生検査技師として社会的に活躍した佐藤乙一（一九二一～二〇二二）は、自他とも

に認める「仕事だけが生甲斐の男」と称され、一九五八年の「衛生検査技師法」制定、さらには、一九七〇年の「臨床検査技師・衛生検査技師等に関する法律」制定などの原動力となった人物であった。雑誌『病院』の一九七七年六月号では、佐藤を典型的な「仕事だけが生甲斐の男」として紹介し、「学問と業務についてはきわめて厳しい」とするが、その一方で、「部下や後輩は非常に大切にするし、面倒見はよい」と強調している。当該記事には、確かに「月水金は厚生省地方医務局の臨床検査専門官、火木土は国立立川病院臨床検査技師長として人体外ＲＩ検査、生理検査、一般検査などをおこない、検査室管理にも余念がない」とあるが、ただ「ひとたび仕事を離れると人が変わったように優しくなる」と身近な人への思いやりのある一面も記されている。佐藤が、母校の振興発展を真剣に願いつつ、将来的な衛生検査技師養成の重要性を強く訴えたであろうことは、容易に想像できる。

## 三　大東文化大学附属青桐幼稚園

### 文政幼稚園の廃止と大東文化大学附属青桐幼稚園の開園

大東文化大学の附属幼稚園としては、一九五〇年代に設置されていた文政幼稚園が停滞していたこともあり、大学校舎が池袋から板橋へ移転したことを機に、一九六三（昭和三八）年には廃止認可を受けるに至った。その後、我が国の高度経済成長を背景にして、本学の板橋校舎に近接する高島平に住宅団地群（高島平ニュータウン）が形成されると、地域の幼稚園不足も想定されたため、板橋区からの要請も受けた本学はいち早く、一九七二年四月、高島平団地が隣接する板橋区高島平三丁目に、大東文化大学附属青桐幼稚園を開園したのである。

文学部に新たに教育学科を設置し、本学の設置以来、歴史的な実績を有する中等教育への教員養成に加え、

初等教育（小学校・幼稚園）の教諭養成も継続的に行うことも目指し、一九七二年四月に、附属の幼稚園として初等教育の実験・実習の役割も果たすべく、青桐幼稚園が設置されたのであった。「青桐」という名称は、大東文化学院の当時からの校章であって、この幼稚園で学ぶ園児らが、青々として、美しい葉をつけた梧桐のように、純真で豊かな人間性を培う意味を込めて、金子理事長の発案により命名されたという。

『大東文化大学五十年史』（一九七三年）には、当時の青桐幼稚園長をつとめた神崎雅楽正が、「青桐幼稚園の現況と将来の展望」として、「大東文化大学においては幼少教育の重要性を痛感し、まず大学内に幼少教育研究所をおき、ついで文学部に教育学科を設け、小学校・幼稚園の教員養成に非常な努力を払っておられますが、このことは、日本の教育界の現状を心配するものにとってまことに時宜を得た処置であると思われます。……とくに本園の特徴として、大東文化大学幼少教育研究所長の石井勲先生の指導による漢字教育を取り上げておりますが、知能開発をはかる一つの方法として成果を挙げております」と、青桐幼稚園での周辺にある他の園には見られないような特色を強調している。

**石井勲園長の漢字教育の取り組み**

本学の幼児教育の始まりにおいて多大な尽力を果たした、石井勲（一九一九～二〇一四）は、本学の同窓（学院本科一四期・高等科一七期）で、陸軍航空本部副官（少尉）として敗戦を迎え、戦後に母校の山梨県立都留高等学校教諭を経て、東京都八王子市立第四中学校教諭となっている。一九五一（昭和二六）年、石井は八王子市の教育委員会指導主事となり、担当地区の小学校も視察する過程で、小学校での漢字教育の重要性を認識し始めた。そして、小学校の教壇に立つことを決意し、音楽の素養を有する妻素子の協力もあってピアノの練習

なども特訓し、教職員の免許状も得て、一九五三年、新宿区立淀橋第一小学校の一年生担任となった。文部省の指導では、小学校一年生は一年間で約三〇字の漢字が読めるとしたが、石井が行った漢字仮名交じり文の指導は、一年間で約二〇〇字を提出して一五〇字の漢字習得を目指すものであった。さらに一九五八年、新宿区立四谷第七小学校に転じて実証実験を深め、字形の複雑さなどを考慮せず、出てくる言葉にあたる漢字を、石井がガリ版刷りしたものを子どもらの家庭で切り抜きさせ、教科書の平仮名の上に貼らせていった（貼り漢字の作成指導）。石井は、新宿区立東山小学校教諭を歴任して、一九六七年、一四年間の小学校での漢字教育指導を経て、母校の大東文化大学非常勤講師となった。一九七〇年、大東文化大学幼少教育研究所の所長に就任し、幼児漢字教育の拠点とした。一九七五年以降、本学での石井は、ヨーロッパ教育の視察旅行団長としての出向などを経て、一九七九年、大東文化大学附属青桐幼稚園長となっている。

石井自身、大学新聞『大東文化』の取材に対し、自身の勤務先が「最初が高校でつぎが中学、そして小学校、こんどは幼稚園（まさに野球のサイクル・ヒットである）、でもそれは一つ（ママ）に漢字教育のためでした。長男が二歳くらいの頃、教えもしないのに漢字をよく覚えるのに気づき、幼児教育は、カナからはじめなくてもいいのではないか。たとえば、社会では使わない〝がっこう〟という表記を教えるよりも、学校と教えるほうが幼児には覚えやすく読みやすいのではないかと考えたのです。漢字の方がカナより思考を刺激し、関心を高める点で、九九を暗記することよりむしろ数学的思考を含んでいて、他の教科への波及効果も大きいように思えたのです。そして、その思いつきを逆の順序で確かめるために中学へ、さらに小学校へと転じて実地に漢字教育を試み、データを積み重ねながら幼少教育への間をつめていきました」（『大東文化』第三〇七号、一九七九年六月一五日所収）と、自身の教育姿勢を述べている。

幼児を対象とする石井式の教育実験によれば、三歳くらいの幼児に「鳩」と「鳥」と「九」の三字を教えてみたところ、一番よく覚えるのは「鳩」で、一番覚えの悪いのが「九」であったという。このような事象は、石井によれば、記憶という作用には「関心」がもっとも大きく働いていると強調する。幼児にもっとも親しみのある「鳩」は、もっとも関心が深いのでよく覚え、関心のもてない「九」は覚えられないのである。「鳥」は抽象的な言葉なので、実在をあらわす「鳩」のような鮮やかなイメージが得られず、覚えが悪いのであろう。ただ「話す」だけの教育のなかに、漢字を提示して「読む」教育を加えるだけで、幼児の学習意欲は向上し、精神の集中・注意の持続する能力が高まり、あらゆる教育活動が向上する、と主張した。漢字教育は詰め込み教育であり、幼児を痛めつけるものであるというような固定概念にとらわれているよりも、漢字教育に対する誤った先入観を捨て、幼児に漢字を提示するだけで幼児の学習態度や学習意欲が向上するのだという、新たな教育法を現場から発信したものと言えよう。

## 四　大東文化大学附属盈進幼稚園・小学校・中学校・高等学校（盈進学園から大東文化学園へ）

### 盈進学園の教え

一九七二（昭和四七）年四月、大東文化大学附属盈進幼稚園・小学校・中学校・高等学校が設置された。これらの学校は、もともと学校法人盈進学園（創立者：教育者・丸山鋭雄、一八八七～一九七四）が大正自由教育の考えにもとづき、一九二五（大正一四）年に盈進初等学校を、一九三一年に盈進幼稚園を、一九四六年に盈進中学校を、一九四八年には盈進高等学校を、順次設置し特色ある教育を目指したものであった。丸山と親しくしていた徳富蘇峰（一八六三～一九五七）が、同校を訪れて「原泉混混、不舎昼夜、盈科而後進」と称した

ことが盈進学園の名前の由来とされる。丸山が、後年自身の半生や教育理念を綴っている『私のあゆみ』（一九六五年、盈進社）を見ると、「一人一国の孤独を許さない。地上の人類は、洋の東西、時の古今を論ぜず、民族、宗教、政治、経済を超えて、各国の存在を認め、有機的な友情のもとに、視野をひろくし、共存共栄、人類の福祉のために貢献しなければならない。盈進の教育、原泉混々として昼夜をすてず、科に盈ちて後四海にいたる。この高き理念のもとに、永遠に滅びない生命の教育の持続発展を祈るのみ」と述べられている。

### 大東文化学園への合併吸収

ところが、戦後の一九六〇年代半ばに入ると、創立者の丸山家が主導する学園経営では時代の推移とともに逼迫して関係施設・設備等の充実もままならず、それにともない、受け入れ生徒数も減少する傾向であったために、盈進学園からの協力依頼の要請を受けて、大東文化学園が吸収合併することになった。

「盈進の現状と展望」（『大東文化大学五十年史』一九七三年）を執筆している、大東文化大学附属盈進幼稚園・小学校・中学校・高等学校の校長をつとめた酒井田景三は、秋田師範学校を卒業して、郷里秋田県内の教育に尽力していた。戦後、レッド・パージにより教育界を一時離れたが、心機一転、東京に上京して、丸山が創立した盈進学園の運営に、管理指導者として長年にわたり手腕を発揮していくことになる。とくに偏差値を重視するあまり、本来の個性的な学習を無視した高等学校入試には批判的であった酒井田は、自身が勤務する盈進高等学校で、大東文化学園による安定的な関係性を前提とし、「詰め込み第一主義では、生徒の一人ひとりの可能性を引き出すことができません。得意科目で個性を伸ばせるならば、と中学校で習う九教科のうちから好きな三教科を選んで受験できるようにしました。絵をかき、ピアノを弾き、また剣道、ランニングで受験す

る生徒もいました。しかもペーパーテストと実技は、個性尊重の立場から平等に扱っている」（「東京の秋田人　酒井田景三さん」『あきた』第二五七巻、一九八三年一〇月）と述べている。

実際、大東文化大学附属盈進高等学校では、基礎・個性・発展の三段階学習が実践された。なかでも、個性学習では、学年・学級の枠を取り払った無学年制で行うもので、九教科を細分化して、多くの講座（一九七二年度には五〇講座）が設けられた。生徒の好きな学習・講座を自由に選択できる仕組みで、午後の授業全部がそれにあてられたのであった。現場の中心人物であった酒井田によれば、附属の盈進で個性を尊重した教育を通して、「すべての差別・選別につながる悪の根源とまでいわれるテスト主義教育を排除し、真の教育、人間教育への道を大きくひらくものだ」（『大東文化大学五十年史』）とし、「幼稚園のときから大東大を目指」すことが強調されていたのである。

# 第六章　東松山校舎の開校と板橋校舎の整備

昭和四拾年九月弐拾壱日理事会・評議員会決議録綴

1965（昭和40）年９月21日に
東松山校地を買収
（『昭和四拾年九月弐拾壱日
理事会・評議員会決議録綴』）

議題六
国有財産買収について
学校法人国際学園理事長より国有林野について国有林野法第五条の規定により大蔵大臣と国有財産売買契約を締結してありました国有林野について昭和四十年九月六日付払下げが決定、東京営林局と国有財産売買契約を締結しましたので、国有財産特別措置法第三条の規定に基き左記の通り行うこと。
記
一、買収物件
埼玉県東松山市大字岩殿字兵坂
五六〇一　四反四畝一一歩
五六〇一三　四町八反八畝六歩
五六〇一四　六町一反六畝二歩
計　一一町四反八畝一九歩
一、買収代金　金弐千六百弐拾萬円
一、契約保証金　金弐百六拾弐萬円
一、買収代金の支払年月日　昭和四十年九月二十一日
一、所有権の移転および登記
昭和四十年九月六日買収代金・金弐千六百弐拾萬円完納に伴い所有権移転"昭和四十年九月十四日保存登記完了
一、用途の指定　学校敷設用地
一、指定面積に満すべき期間
昭和四十二年六月三日までに学校敷設用地として供じ、七ヶ月引続いて学校施設用地に供ずる。
昭和七
大型バス売却について
通学・研修用として運行中であった日産ディーゼルバスについて左記により売却処分致しました。
以上

1967（昭和42）年開設当時
東松山校舎通学風景

大東文化大学創立五〇周年記念式典
1973（昭和48）年10月30日

大東文化大学附属青桐幼稚園々児
1972（昭和47）年度開園

◀板橋校舎五〇周年記念館
1973（昭和48）年10月竣工

創立五〇周年を迎えた板橋校舎全景

第六章では、第二次世界大戦後の我が国が、戦後の高度経済成長とともに、高等教育の大衆化時代を迎える時期を扱う。一九六〇年代後半（昭和四〇年代）に入り、大東文化大学でも一九六七（昭和四二）年に、教養課程が東松山校舎（埼玉県東松山市）に教養部として移設される。一九七〇年には、さらに円滑な教育運営を果たすために教養部を教養課程委員会に改称し、教養課程委員会の委員長のもとに、一般教育科目・外国語科目・保健体育科目の三科目主任も置かれ、専任教員らによって組織運営された。

板橋校舎（東京都板橋区）に加え、広大な敷地に近代的なグラウンドや体育関係施設が整備された東松山校舎を開設したことを契機として、大東体育部体育課や体育後援会、そして学生自治会体育連合会も組織整備され、スポーツ活動も一層充実していくこととなった。このような動きにあわせ、大東文化大学体育連合会『スポーツ大東』（一九六八年）も発刊された。

この時期の教学上の大きな動きとしては、次のようなものがあった。一九六七年に、本学は文学部英米文学科を増設して、二学部五学科とした。同年、大学院文学研究科（中国学専攻）博士課程を増設し、翌年には、文学部外国語学科を増設して、二学部六学科となった。一九七二年には、文学部外国語学科を改組した外国語学部（中国語学科・英語学科）を開設し、さらに文学部教育学科を増設して、三学部八学科とした。同年、大学院に経済学研究科（経済学専攻）修士課程と文学研究科（日本文学専攻）博士課程を増設した。本学が創立五〇周年を迎える一九七三年には、法学部法律学科を開設し、本学は四学部九学科となった。

一九六〇年代後半に全国的に展開されていた大学紛争に関する本学の動向についても、やはり学園史的に軽視することはできない。一九六九年度の学生生活調査報告に見る学生の声や教職員の回答、学内の学生相談室でのカウンセリング模様、一九六九年に着任した萩谷朴教授の大学論（「研究と教育は一体」）、大東文化大学父

兄会（現・大東文化大学青桐会）の対応（大学側との緊密な連携）などから、大学紛争に対する本学の対応をうかがい知ることができる。

一九七五年度の学園運営管理の基本方針によれば、「管理機能の刷新向上に努め、寄附行為および諸法規の適正化をはかり、建物、施設、設備の整備、財政の合理化、優秀なる学生生徒の募集に努む。なお、本件は本学および併設校と密に連絡し、遺漏なきを期す」とされた。一九七三年からは、第一次石油ショックの影響が我が国をはじめ全世界的に見られる時期であり、大規模な学部学科の増設申請を見送るなどの「緊縮財政」を基本方針としながら、それまでの学内諸施設や教育研究の充実整備に努めた量的な拡大ではなく、質的な向上発展を目指した段階への転換をはかった時期を迎えたのであった。

一九七〇年代半ばには、大東文化大学は、四学部（文・経済・外国語・法）九学科（日本文・中国文・英米文・教育・経済・経営・中国語・英語・法律）・大学院二研究科（文学・経済学）・専攻科・三研究所（東洋・幼少教育・法学）・二センター（書道文化・語学）の組織となり、大東医学技術専門学校（臨床検査科・柔道整復科）・大東文化大学附属青桐幼稚園・大東文化大学第一高等学校・大東文化大学附属盈進高等学校・附属盈進中学校・附属盈進小学校・附属盈進幼稚園とともに、円滑な運営を目指していった。

# 第一節　東松山校舎の建設

## 一　東松山岩殿長坂地区の国からの校地払い下げ

一九六六（昭和四一）年七月、本学の理事会・評議員会【資料Ⅷ－1－4】では、一九六五年九月に学校用地として、国から払い下げられた埼玉県東松山市岩殿長坂の林野三万四四五九坪（保存登記）を造成し、拡大を続けている学生らの収容を十分に可能とする校地・校舎の整備をはかり、管理棟・講義棟・実験室・教員研究棟・厚生センター・図書館・体育館など一〇棟、四八二七坪の施設建設を、一九六六年度中完成を目指すことを決定した。具体的には、管理棟五〇三坪、第一講義棟㈠九七六坪、第一講義棟㈡六一八坪、第二講義棟㈠八三〇坪、第二講義棟㈡二〇一坪、実験室五一四坪、教員研究棟一八五坪、厚生センター三六一坪、図書館三一〇坪、体育館三二九坪、という一〇施設（計四八二七坪）であった。

本学では一般教育科目・外国語科目・保健体育科目（主として一・二年次）の授業を東松山校舎で、専門教育科目（主として三・四年次）の授業を板橋校舎でそれぞれ行うとし、東松山校地（三四四五九坪）では、運動場、その他体育施設（野球場三三三八坪、ラグビー場二三三八坪、競技場五〇四八坪、テニスコート二九三坪、バスケットコート三八〇坪、バレーボールコート五四八坪、バドミントンコート二六六坪、その他一万九六二一坪を含む）を計画どおり建設するものとした。

### 東松山校舎の建設に至る交渉過程

これまでの本学の自校史などでは、残念ながら、東松山校舎の建設に至る交渉過程などが基本的に触れられていない。しかし、大東文化歴史資料館に移管された理事会・評議員会記録資料からはその交渉過程が確認でき、大いに注目される。それは、次のような事柄であった。一九六五（昭和四〇）年四月の理事会（南條徳男理事長・議長）【資料Ⅷ－１－１】において、国有林野（埼玉県東松山市）の払い下げと大東文化大学第二高等学校の設置認可申請の問題が議題として挙げられている。当時、国有林野の払い下げ問題学園担当者として従事していた常任理事金子昇の説明によれば、管轄部署である東京営林局や大蔵省側の主張では、国有財産の性格上、払い下げの条件については学校の敷地・建物用地として目的使用し得るべきものだということが強調されている。そこで、本学は附属学校設置当初から構想されていた大東文化大学第二高等学校（入学定員三〇〇人を予定）を、国有林野の地に設置しようという計画（一九六五年四月設置）を策定し、実際の払い下げ問題を本学にとって有利かつ円滑に進めようと動き出した。大東文化大学第二高等学校の設置認可申請の実務作業に従事した当時の総務課課長下田博一の証言（下田博一「東松山校舎の開校　国有地払い下げに成功」『大東文化』第三四九号、一九八三年九月一五日）では、国有地払い下げのための時間制約も逼迫していたため、第二高等学校の設置認可申請を埼玉県に行い、その認可交付を受けながら、速やかにその学校用地としての国有林野の払い下げの申請を行い、その結果、一九六五年九月に大東文化学園に対し学校施設用地としての払い下げが決定され、一九六六年春までには東松山市岩殿の地が学校施設用地として実際に稼働することが国との契約交渉で示されたという。しかし、一九六五年四月に設置認可されていた大東文化大学第二高等学校が、実際には開設されることなく、当時の高等学校入学生動向の減少化傾向など（財政的に困難を予想せざるを得ない状況）を鑑み

たうえで、一九六六年一〇月、第二高等学校を廃止し、代わって東松山市岩殿長坂で大東文化大学の教養部を設置し、これから大学の学生定員増の変更申請も同時にはかるという、所定の目的変更の届けを迅速に提出し受理されるに至ったのである。二〇二四（令和六）年現在埼玉県立文書館蔵の行政文書群には、「大東文化大学第二高等学校設置認可」の文書（文書番号：一七八一九）が収められているが、残念ながら非公開扱いとされている。

## 二　東松山・板橋開発計画にもとづく大東文化大学教養部の設置

以上の経過を踏まえ、理事会は大東文化大学第二高等学校の設置を断念したうえで、大学の学部・学科の増設等にともなう東松山・板橋開発計画を策定することとした。その際、一般教育課程（主として一・二年）の授業を東松山、専門課程（三・四年）の授業を板橋で、それぞれ行うことにする、という基本方針が決定されたのである。

### 大東文化大学校舎拡張事業にともなう教養部の設置

南條徳男理事長は、自身が本学に着任してからの「大東文化大学校舎拡張事業」について、「大学における施設、設備の充実はもちろんのこと、昭和三八年経済学部に経営学科を増設することにより二学部四学科制とし、昭和三九年四月に大学院文学研究科日本文学専攻・中国学専攻（修士課程）を設置、さらに昭和四二年四月大学院文学研究科中国学専攻に博士課程を設置、または時代に即応して文学部に英米文学科を新設するにいたったのであります」としている。さらに、本学を取り巻く時代・社会の認識については、「いまや大東文化大学は、

学問の研究と人間形成のうえに整斉たる体制と内容の充実を確立し、国際的視野に立つ国家有能の人材育成へと進みつつあり、総合大学発展への実現を体して一大飛躍の機運に臨んでいるのであります」と述べている。そして、その必然的な結果として、「今般、大学生急増期にともない学科増設、学生定員の増加等も合わせて、校舎の増設、校地の拡充整備、設備の補充等を計画し、その具体策として、埼玉県東松山市に約三四四〇〇坪の国有林野を買収し、緑多いこの地に大東文化大学教養部校舎および諸施設の建設計画を企て、着々とその実現に努力をいたしております」と、国から払い下げられた東松山校地を教養部校舎等として有効活用することを強調した。南條理事長は、いずれ本学が「創立五〇周年を迎えるにあたり、いよいよ建学の精神を発揮し、新しい時代の要請に応えるべく、ここに校舎の拡張事項の趣意を表明」するとして、東松山校地における教養部校舎・図書館・体育館の建設費および屋外運動施設等の建設費の一部に充てたいとし、一九六七（昭和四二）年九月から六八年八月までの一ヶ年を対象に、一口一万円（募金目標額：二億五〇〇〇万円）で、多くの関係者への寄附金募集（大東文化大学校舎建設資金募集）を呼びかけた。その「校舎建設資金募集趣意書」によれば、事業の目標（経過）について、「校地・校舎の拡充に迫られ、埼玉県東松山市大字岩殿字長坂地区で、昭和四〇年九月約三四四〇〇坪の国有林野の払い下げをうけた。この地に、大学教養部（一・二年次生）の校舎・諸施設および屋外運動施設の増築を計画し、昭和四一年九月三ヵ年計画をもって、その工事に着手した」と挙げ、具体的な東松山校舎の開発に関して、「教学ならびに研究部門の内容強化徹底はもちろん、学生の体育施設、厚生施設の充実向上を期する」四つの条項、「一、教育の充実をはかり、東松山市地区に大学教養部校舎を新設し、施設設備を拡充する。二、図書館分館を建設し、研究・修学の向上を期する。三、厚生センターを建設し、学生の厚生施設の充実をはかる。四、体育館および屋外運動設備を充実する」といった諸条項を遂行する

とした。

当時、東松山校舎の建設計画の責任者をつとめていた金子昇常任理事は、本計画の構想について、「教えるもの、教えられるものも情熱をもってあたらなければならない。教室や研究室は血のかよったものでなければならない。それは、今までのように都会の騒音と汚れた空気のもとで、あるいはノートを機械的におさめていけばいいという時代から脱却しなければならない。まず、ムードというか先生にも学生にも落ち着いて勉強できる環境をあたえてやることが第一、そして第二にはせめて教養課程の二年間は、ゆっくり学生生活をエンジョイしながら、将来の人間形成のうえで役立つような立派な社会人となる基礎をつくるために、勉学と相まって健全なる体力を養う。［中略］学校と体育会が一丸となって生活し、勉強する。こうした〝学生ぐるみ〟の教育なり、運動によって大いに大東文化の精神を高めていきたい。俗界から離れた山水明媚な、まさに大学教育の理想郷にしたいと思っている。ここで、二年間じっくり勉強し人間性を養い、三・四年の専門課程は板橋校舎でやるようにしたい」（「スイスの大学を参考に　教育の理想郷を　教養課程東松山進出決定」『大東文化大学新聞』第一七九号、一九六六年六月三〇日）と主張している。この大学新聞の報道によれば、一九六四年秋には金子常任理事がスイスまで赴き、西欧諸国の歴史的な学園都市の動向も視察調査したうえで、本学での参考にしたことが指摘されている。

### 大東文化大学教養部の組織陣容

一九六七（昭和四二）年四月には、東松山市岩殿に教養部が設置され、本学の教学組織として、教養部には教養部教授会（一九六六年九月に、教授の酒井清六・木村岩蔵の二人を採用のうえで、翌年四月には、専任教授の市

野沢寅雄・牧野信之助・横山七郎・山岡通暲・倉橋治助・和田優・酒井清六・早崎謙次郎・勝村満・吉村五郎・岡清志・木村岩蔵・田島侃光の一三人が教養部に所属）を、学部には学部教授会（一九六七年四月には、教授の佐伯梅友・岩田九郎・松浦貞俊・細川清・樫村勝・松井郁次郎・竹田復・真田但馬・下斗米晟・影山誠一・小島政雄・武井亮吉・小沢準作・荒川龍彦の一四人が文学部に所属、教授の高橋梵仙・佐藤良輔・友安亮一・村田克巳・江副邦英・吉田義信・田中千代松・河野一英・中平栄一・井上恵行の一〇人が経済学部に所属）を、全学には合同教授会を置き、教学の円滑運営をはかるとされた。

なお、一九六七年三月三〇日の合同教授会（議長：佐伯文学部長、出席：佐伯・竹田・真田・樫村・吉村・小沢・松井・下斗米・高橋・田中・佐藤・山岡・市野沢・武井・中平・和田各教授、参加：金子常任理事）にて、教養部教授会が発足するにあたって、教養部教授会規程について審議したうえでそれを承認している。従前の大東文化大学教授会規程（学部教授会および合同教授会）に、新たに教養部教授会の事項を設けた内容（第一一～二一条）である。教養部教授会は、一般教育科目・外国語科目・保健体育科目を担当する専任教授から構成され（第一一条）、毎月一回のペースで開催し、構成教授ら三分の一以上の請求が挙がるなどの必要に応じて、臨時開催も可としている（第一二条）。教養部教授会では、教養部長が議長となり、必要に応じて助教授および講師らの出席参加も認められるとした（決議の参加は不可）。教養部教授会の定足数については、構成教授らの半数以上の出席を開催条件とし、また審議事項については、教授ら三分の二以上の出席参加がなければ認められない（第一四条）とされた。そして、教養部教授会の決議は、出席教授の過半数により決められ、前条の審議事項の取りまとめについては、その三分の二以上の同意を得なければならないとした（第一五条）。教養部教授会の決議事項は、次のとおりである（第一七条）。

一、学生の試験に関する事項、二、学生の専門課程進級に関する事項、三、学生の賞罰に関する事項、四、教養部研究室の設備の改善および運用に関する事項、五、その他教養部運営上必要と認める事項。

また合同教授会にも提出するという教養部教授会の審議事項については、次のとおりであった（第一八条）。

一、教養部長推薦に関する事項、二、名誉教授推薦に関する事項、三、教養部に所属する教授・助教授・講師および助手の任免に関する事項、四、教養部学科目の編成ならびに担当者に関する事項。

教養部教授会の幹事役は、第二教務課長が担当するものとし、教養部教授会の事務を処理する（第一九条）。教養部教授会の議事録は幹事が作成し、出席した教授二人が署名を行うとした（第二〇条）。教養部議事録の写しは、各学部長にも提出して議事録は教養部長が保管する（第二一条）、としている。

**教養部の学科目編成**

一九六七（昭和四二）年四月の履修科目の登録に際して、一部の科目につき学生らの間で混乱が生じ、本学全体としての新年度授業の開始まで、二週間ほど授業実施の遅延が生じたことが、合同教授会の議事録に記されている。教務部長小島政雄と学生部長村田克巳の連署で、学生らへの「履修受付に関する釈明」が発せられ、学生代表らとの間で真摯なる協議をはかったうえで、基本合意が形成された。そのなかで、教員側の明確な姿勢として、語学の履修については、学生全員を基本的に受け入れるが、残念ながら定員オーバーの際は抽選（くじ引き）を実施したうえで、余剰学生についてはほかの組に移動するものとした。また一般教育科目および専門科目の履修登録についても、基本的に学生全員を受け入れる方向であるが、残念ながら受講者が著しく多い場合には、同一教員の別時間帯（第五時限）で、またはこれに代わるほかの教員による同時間開講の処置で、

これを円滑に改善するよう努力するとした。その場合の組分けについても、語学科目と同様に、抽選を基本的に実施するものとした。

一九六七～六八年度の教養部における学科目担当は、【資料Ⅷ－2－3】のとおりであった。

一九六七（昭和四二）年六月、本学の保健体育課課長の依田熊三郎から、佐伯梅友文学部長および高橋梵仙経済学部長の両名に対し、昭和四二年度体育実技のシーズン・コース授業（夏および冬の休暇を利用した、全学生を想定とした合宿型の参加授業）実施に関する件について、次のような周知連絡が行われている。

昭和四二年度の体育実技シーズン・コース授業は、四つの授業が企画された。

一、山岳授業（参加人員：一四六名、準備授業期間：昭和四二年五月二〇日～六月三〇日、五回の山岳準備授業を行う、合宿授業期日：同年七月一～五日、四泊五日、授業場所：長野県駒ヶ根市赤穂・駒ヶ岳宝剣岳登山）

二、水泳授業（参加人員：一五〇名、準備授業期間：昭和四二年五月二〇日～六月三〇日、五回の水泳準備授業を行う、合宿授業期日：同年七月一〇～一四日、四泊五日、授業場所：千葉県夷隅郡御宿町・御宿海水浴場）

三、スケート授業（参加人員：一五〇名、準備授業期間：昭和四二年一〇月二〇日～一一月三〇日、五回のスケート準備授業を行う、合宿授業期日：同年一二月一五～一九日、四泊五日、授業場所：山梨県富士吉田市）

四、スキー授業（参加人員：一五〇名、準備授業期間：昭和四二年一〇月二〇日～一一月三〇日、五回のスキー準備授業を行う、合宿授業期日：昭和四三年一月九～一三日、四泊五日、授業場所：長野県志賀高原）

これらを学生の体育向上を健全にはかる、本学の特色ある試みとして実施することとした。

## 三　教養課程委員会の存在意義

東松山校舎の開設にともない、一九六七（昭和四二）年に開設された教養部は、一九七〇年には教養課程委員会と改称され、同委員長のもとに一般教育科目・外国語科目・保健体育科目の三科目主任も置かれ、教養課程の専任教員らによる円滑な運営が目指された。当時の中央教育審議会などでも提起されていたように、戦後新制大学の一般教育と専門教育のつながりを重視して、教養教育の充実をより一層実践的にはかったものであった。実際、明治初期と第二次世界大戦後に行われた教育改革に次ぐ「第三の教育改革」と位置付ける、国の中央教育審議会の一九七一年答申「今後における学校教育の総合的な拡充整備のための基本的施策について」（いわゆる「四六答申」）は、大学・高等教育に求められる教育を「時代の進展に即応して複雑な課題の解決に取り組む総合的な能力と基礎的な教養を養うものでなければならない」とし、従来型の「伝統的な学問体系の専門的な分化に即応するよりも、本人の将来の社会的な進路を中心として総合された専門的な教養が重視されなければならない」と多様な柔軟性も強調しつつ、「このような時代に自ら生きる目標を正しく選び、優れた社会人として充実した人生を送る」ことが実現できる教養教育が謳われたのであった。

### 教養課程委員会規程の制定

合同教授会の議事録資料のなかには、一九六八（昭和四三）年七月末に文学部長の影山誠一、経済学部長の高橋梵仙、教養部長の村田克巳の連名で、本学理事長の南條徳男宛に出された「学則の一部改正、諸規程の一部改正および規程の制定について」といった文書があり、この時点ですでに「教養課程は主として一般教育科目、

外国語科目、保健体育科目であり、両学部の学生が共通してこれを履修するため、原案のように両学部に分けて教養課程（主任）をおくことはかえって複雑化をきたす恐れがあり、運営面でも支障を生ずることも考えられるので、両学部教養課程（主任）をまとめて教養課程委員会（仮称）を設け統轄する必要があると思われ」「同時に教養課程委員会（仮称）規程を制定し、諸種の業務に支障のないよう万全の措置を講ぜられたい」との申し出がなされていた。

この申し出に応じて、一九七〇年四月に策定施行された教養課程委員会規程によれば、教養課程委員会は、「一、学生の試験に関する事項、二、学生の専門課程への進級に関する事項、三、教養課程研究室の設備の改善および運用に関する事項、四、教授会から審議を付託された事項、五、その他教養課程の運営上、必要と認めた事項」を審議し、これを合同教授会または学部教授会に提案するというものであった。

一九四九年に新制大学の東京文政大学となった際に、専門教育科目のほかに、一般教育科目等がカリキュラム上で導入されていた。一般教育科目としては、人文・社会・自然の各分野から三科目一二単位ずつの合計九科目三六単位、保健体育科目として、理論と実技の各二単位ずつの四単位および外国語科目として外国語八単位が必須とされ、これらの総合単位数は四八単位と定められていたが、その後、一九七一年に一部大学設置基準の変更もあり、一般教育科目については必修単位のうち三科目一二単位までは、外国語科目・基礎教育科目・専門教育科目で代替し得る、とされた。

東松山校舎での教養課程も、一九九〇（平成二）年の大学設置基準の大綱化という抜本的な改正まで、この設置基準に基本的に準拠しながら運営された。教養課程から専門課程（三・四年次）への進級にあたって、定める各科目の単位を取得しなければならなかったが、進級規程に従いこの単位を取得できない場合には、審議

により再試験を実施することも可能であった。この時期に全学に関わる重要事項などを協議していた合同教授会の議事録資料のなかにも、三年次への進級にあたる取り扱いの件については、「進級に要する単位に三科目不足するものについては再試験を実施し［中略］教養課程委員長において、できる限り善処するものとする」（一九七二年四月二一日）と記されている。

### 酒井清六教養課程委員長の教養教育観

初代教養課程委員長をつとめた酒井清六（一九二五～二〇〇四）が本学の新入学生へ向けて、「さあやる気を出そう もはや生徒ではなく学生だ 自主的な学習計画をたてよ」（『大東文化』第二一九号、一九七〇［昭和四五］年四月一日）と熱く呼びかけている。このなかで酒井は、本学に入学してきた新入学生は、もはや生徒ではないという点と、親の過保護や教師による強制から放れて自主的に自分自身で留年しないように、学習計画を立てることから第一歩が始まると強調している。さらに学問の府である大学では、新たなオリジナリティーを創り出そうという意欲などに触発され、幅広い教養課程の教育に積極的に取り組んでもらえれば、自身の血肉となるような「活きた学問」と実感するはずであろうとしている。それが、規定された高校までの教育などとはまったく違う、まさに大学での学問の醍醐味・面白さにほかならないのだと述べている。この新入学生へ向けた呼びかけからも、酒井をはじめとする本学教員らのなみなみならぬ、熱い思い（学生への期待と激励）が十分にうかがえる。

酒井自身は、大東文化大学ではハサミムシの調査研究を精力的に行い、ハサミムシ類昆虫コレクション（現・大阪市立自然史博物館蔵）は質量ともに最高とされている。酒井によれば、学者は根気と一つのことに熱中で

きる情熱がなければダメだという。大東生らにとっては人間味あふれる教員として知られ、授業への聴講学生の遅刻も厳しく咎めず、学期末テスト（持ち込み可）に臨んでは、事前に学生らへ問題を告知するなどした。その一方で、本学学生らには「自分のやりたいことに、もっと情熱を向けてほしい」と熱いエールを送っている（「酒井清六教授インタビュー　目的を持ち、燃えるものを持て！」『エリキサ』第一五号、一九九二年一二月）。

## 四　大東スポーツ振興の画期

一九六〇年代後半以降に、大東文化大学は板橋校舎（東京都板橋区）に加え、東松山校舎（埼玉県東松山市）を開設した。これを契機として、広大な敷地に近代的なグラウンドや体育館などの関係施設が整備され、大東体育部および学生自治会体育連合会設置とともに、より一層大東生らのスポーツ活動を充実させていくことになった。

### 大東文化大学体育後援会の設置

一九六六（昭和四一）年四月の理事会および評議員会合同の承認決議を受けて、大東文化大学体育後援会（名誉会長：南條徳男、会長：綾部健太郎、副会長：神立時三郎・岡田本・金子昇）の本部事務局を大学内（板橋校舎）に設け、「この大東文化大学において、体育を盛んならしめ、学生の健康増進をはかるとともに、健全なる中正精神を養成し高揚せんがため、諸種の計画を進めて」（「大東文化大学体育後援会趣意書」）いくこととなった。体育後援会長をつとめた綾部健太郎は、会の「ご挨拶」として、「本学の学長・理事長に親友、南條徳男がその任にあたられ、大学後援会長として元総理、岸信介がご尽力せられておりますが、私はかような現状にある

大学の体育を振興させる意義とその責任を痛感し」「先年運輸大臣の職を辞してより、その後は各種団体役員等もなるべくお断りいたしておりましたがこのたびはからずも、大東文化大学体育後援会長をお引きうけすることになりました」と、本学の体育後援会長職の就任事情を述べている。

「大東文化大学体育後援会趣意書」の規程を見ると、会の目的（第三条）については、「本会は大東文化大学の体育を盛んならしめ、体育の健全なる発展を後援し、学生の健康増進をはかるとともに、健全なる中正精神を養成し、もって大学の振興発展に寄与することを目的とする」と示されている。さらに、会の事業（第四条）として、「本会は、右の目的を達成するために、つぎのことをおこなう」として「一、体育振興に有効なる催し物、二、優秀選手の推薦および育成の協力、三、寄附金の募集」を事業活動として挙げている。体育後援会の会員（第五条）については、会の目的事業に協賛する者とし、普通会員（同窓生および学生父兄のうち、年会費二〇〇〇円を負担する者）および特別会員（年会費五〇〇〇円以上を負担する者）で構成されるものとした。会員の特典（第六条）については、本学体育会の各種催し物に随時参加、または関係施設を相応に利用できる便宜を有するとされた。そして、体育後援会の会計（第一一条）については、本学園の経理部がその業務を委嘱され、会の諸経費は会費寄附金およびその他の収入をもってあて、会の諸経費の保管は本学園経理部が、さらに会の諸経費の出納は会長の承認を経て、本学園経理部長が担当するものとした。

### 体育部体育課の設置

なお本学園内の事務部署においても、一九六六（昭和四一）年四月の理事会の決議承認により、一九六六年度より、学校法人大東文化学園事務組織ならびに分掌規則の一部変更によって、本学に新たに体育部体育課が

設置されることになった。その学園事務組織ならびに分掌規則を見ると、本学園事務局に新たに体育部体育課を設け、「体育課においては、大学体育に関する左の事務をつかさどる」（第一四条）ものとされ、「一、体育の教育課程資料収集および研究に関すること、二、体育履修便覧作成に関すること、三、体育実技および講義成績の集録提出に関すること、四、学課外授業に関すること、五、体育施設に関すること、六、公聴に関すること、七、運動部長会議に関すること、八、運動部幹部会議に関すること、九、外部諸団体に関すること、一〇、運動選手の健康管理に関すること、一一、運動部育成に関すること、一二、体育協議会に関すること、一三、その他体育に関すること」と、包括する具体的な事務事項が挙げられている。同時に、常任理事をつとめる金子昇を体育部長（兼務）に、体育理論（保健体育科目）を担当する教授田島侃光を体育課長（嘱託）に、それぞれ任ずることとなったのである。

### 大東文化大学体育連合会の活動充実に向けて

大学体育部長を兼務することとなった金子昇は、大東文化大学体育連合会『スポーツ大東』創刊号（一九六八［昭和四三］年）の巻頭言で、「本学の当初は全学生が必修として、剣道、柔道、弓道を学び、またあるものは鎌倉の円覚寺に坐禅の修法を試みたものである。昭和一六年、九段より池袋に移転してよりは、武道のほかに卓球、バレー、バスケットなどを備えて実施したが、場所が狭いため、いまだ見るものもなかった。しかし、昭和三六年、現在の板橋に本拠を移すや、教育方針も従来の知育偏向を是正し、体育、徳育の三柱を調和融合し、日本本来の教育を実施すべく、大いに苦心するところあり、体育館の建設とともに体育部面の施設も着々進んできた。しかし、板橋の地は何分にも地の利を得ず、スポーツ各種目をおこなうことは不可能であったた

めに、埼玉県東松山市岩殿に国有地を払い下げ、ここに本格的な体育施設を完成し、全学生のスポーツ殿堂を施工するにいたったのである。また、指導機関として昭和四一年四月、新たに体育部を設置し、その道の導門家を配置し、ここに大東スポーツの火ぶたを切った」と述べている。

一九六八年度に大東文化大学体育連合会長（空手道部所属）をつとめた杉山和彦（経済学部経営学科四年・大東文化大学第一高等学校卒）は、本学に入学直後から苦楽をともにする学生時代の「友を見出す」ことで「深い友情が生まれる」と考えて、いくつかの運動部のうちから空手道部を選択し入部した。杉山によれば、本学の空手道部の部活動は「激しい練習の毎日の連続」で、「忍耐と犠牲的精神を養わされた」。空手道部への入部当初は新入部員も三〇人ほどいたそうだが、二年次にはその半分、三年次にはさらにその半分となり、結局四年の最後まで自身とともに部に在籍し続けたのは五人ほどであった。杉山の主張としては、「運動部学生に要望することは、もっと一般学生との繋がりを密にし、対話・討論の場を自らもとめて行く姿、クラブ内だけの人間形成だけでなく、ひろく一般学生としての人間形成をつくるうえにも必要ではないか」と問題提起をしている。そして、それは文化連合会の存在も含めて、「文、体連も一般学生に信頼され、またリーダーシップもとらざるを得ないと思う」とし、「学生である以上、文連、体連の学生を区別するのでなく、単純に一学生として見つめてほしい。また、一般学生のなかに混じってあるときは、組織上一般学生をリードもしくは押し上げ盛り上げていってほしいし、そうあるべきではないか。我われの大学は、全国でも数少ない自治会組織のなかに、文連、体連が所属しているという立場から、文連、体連の本質を見きわめたうえ、もっと自治意識を強く胆に銘じ、小さな事柄に心を奪われず、もっと寛大な気持ちで大きな目的に向かって対処していくことを望む」としている。またほとんど多くの一般学生らの賛同支持を得ない限りは、何事も「失敗でおわっている例がき

わめて多い」と訴えている。さらに、大学執行部と学生らとの意見相違や対立に際しては、「学生である以上、よりよい環境の下で勉学に励みたい気持ちはだれしももっているし、自分らができなかったならば、後輩にしてやりたいというような善意の気持ちも必要だ。また、大学側の経営方針について、いろいろその大学によって異なるが、理事者側も学生の考えを重視し、学生の立場になって、もう少し考え問題点を自らの手で確かめていき、理事、教職員、学生という関係を一本の絆によって結ばれるよう努力してほしい」とし、「学生諸君らも義務をまっとうし、権利を主張することを切に願望する」一方で、「我われ大学においても、理事、教職員の先生たちは外へ出、広場で対話くらいの軽い気持ちで接し、もっと学生の悩みを聞いてくれることを切に希望いたします」と結論付けている（杉山和彦「いま一度考えろ！学生と自治会のあり方」大東文化大学緑桐委員会『緑桐』第三号、一九六九年三月）。

### 一九七〇年代以降の大東スポーツの活躍

一九六六（昭和四一）年、剣道部や柔道部をはじめとした一六団体（剣道部・柔道部・卓球部・空手道部・自動車部・ラグビー部・舞踏研究会・ワンダーフォーゲル部・アメリカンフットボール部・合氣道部・アーチェリー部・弓道部・サッカー同好会・スキー部・ボウリング部・ボクシング部）からなる学生自治会体育連合会が設置された（二〇一七年、四一団体）。同節で述べたように、大学として東松山での活動拠点（体育館や運動施設）を得て、体育部体育課や体育後援会が組織され、体育運動部に対する指導・支援の体制を構築した。それにともなって日々のトレーニングも充実して部活動としての実力をつけ、陸上競技部やラグビー部などの種目競技で一九七〇～八〇年代には学生日本一となっていくのであった。個人競技でも、スキー部女子の札幌冬季五輪（一九七二年）やレス

リング部のミュンヘン五輪（同年）・モントリオール五輪（一九七六年）への出場などが見られ、大東スポーツ振興の画期となった。

東松山図書館から大東文化歴史資料館に移管され、『大東文化大学百年史』編纂サイト「継往開来」で公開している当時の体育運動部を対象とした一六ミリカラーフィルム三巻、「挑戦」（一九七三年制作）・「青春の架け橋」（一九七六年制作）・「若い力」（一九七七年制作）を見ると、金子昇理事長の号令指揮のもと、駅伝やレスリングをはじめとした体育運動部の活動を行う大東大生らの生き生きとした姿が活写されていて興味深い。

とくに同好会から部に一九六七年に昇格した陸上競技部は、青葉昌幸監督のもとで全日本大学駅伝（全日本大学駅伝対校選手権大会）の四連覇（一九七二～七五年度）を含む七回優勝、箱根駅伝（東京箱根間往復大学駅伝競走）連覇二回（一九七四～七五年度・一九八九～九〇年度）、能登駅伝（全日本大学選抜能登半島一周駅伝競走選手権大会）優勝（一九七四年度）、出雲駅伝（出雲全日本大学選抜駅伝競走）優勝（一九九〇年度）といった活躍を示し、「駅伝の大東」を強く印象づけた。出雲駅伝・全日本大学駅伝・箱根駅伝という現在の大学三大駅伝（一九九〇年度、史上初の大学駅伝三冠達成）に加え、出雲駅伝の開催以前に大学三大駅伝の一つであった能登駅伝（一九六八～七七年度開催）も合わせて、そのいずれの主要な大学駅伝も優勝経験を有した大学は唯一大東文化大学のみである。一九七〇年代以降の陸上競技部に代表される体育運動部の活動は、まさに大東スポーツ活躍の先駆けであった（「三十年の歩み」『大東文化大学体育連合会三十周年記念誌』一九九六年）。

# 第二節　学部学科の増設

## 一　文学部英米文学科の増設

一九六六（昭和四一）年七月、本学は理事会・評議員会の承認を得て、同年九月に文部省へ文学部英米文学科（入学定員五〇人）の設置申請を行った。「今回、文学部に従来の二学科（日本文学科・中国文学科）のほかに、さらに英米文学科を増設し、学部の拡充をはかるとともにややもすれば、東洋の学問偏重の弊なしとしなかった同学部の欠陥を補正し、国際感覚を身につけた教養豊かな人材を育成し、大和保合の精神を発揮し、世界の文運に貢献せんとした建学の趣旨を顕現せんとするものである」と「学科増設の事由」が述べられている。それに対して、文部省からは、「一、埼玉県東松山市の建築中の校舎を予定通り完成し、一般教育を支障なく実施できるようにすること。二、文学部英米文学科および経済学部経済学科の専門教育科目の専任教員を、年次計画通り充足するほか、経済学部経済学科の専門教育科目の専任教員が年次計画分を含め、一人不足しているので、速やかに充足を果たすこと。三、入学定員を守ること」という留意事項が付され、同年一二月末、届出のとおり承認された。

### 新設の英米文学科の組織陣容

新設の英米文学科の教育課程は、専門教育科目および一般教育科目を抜粋した【資料Ⅷ－4－1】のとおりであった。規定の専門教育科目中より、計八二単位以上を履修しなければならないとした。一般教育科目は、

同資料に示された人文科学・社会科学・自然科学の各系列からそれぞれ三科目一二単位で、計三六単位以上の履修が義務付けられた。外国語科目は、英米文学科学生は第一外国語として英語を一〇単位以上、第二外国語はフランス語を六単位以上履修しなければならないとした。保健体育科目は、理論および実技二単位ずつを、第一・二年次に取得するものとした。

文学部英米文学科の専門教育科目を担当する教員組織（専任・兼担兼任）は、【資料Ⅷ－4－2】のとおりである。新設の英米文学科が所有した図書は、申請記載によれば、学科専用四三八一冊・学部共用五四七冊、計四九二八冊で、その内訳は和書一四七八冊・外国書三四五〇冊であった。

本学の英米文学科が開設された当初から専任教員をつとめ、二〇一〇（平成二二）年三月に定年退職した三上紀史によれば、英米学科の創設からのあゆみを振り返りながら、一九六六（昭和四一）年の春には、本学の英語担当教員らの間で、お互いの研究を刺激し合い、耳学問を楽しむ「談話会」を設けようという声が挙がり、大東文化大学英米文学談話会が組織され、月一回程度の例会を開いて、お互いの研究交流をはかったという。それが、全学の英語教員らも増えたこともあって、必然的に組織を発展的に解消して、一九六八年一〇月、新たに大東文化大学英文学会（創設時の会員：全英米文学科学生および全学英語教員ら）が設けられたことが画期的であったとしている（「私が着任した頃の大東文化大学」『大東文化大学英米文学論叢』第四一号、二〇一〇年三月）。

## 二　文学部外国語学科の増設

一九六七（昭和四二）年六月の理事会・評議員会で文学部外国語学科（入学定員八〇人）の増設が承認され、一九六七年九月設置申請を行い、同年一二月、届出のとおり承認された。この届出書を見ると、本学の前提と

して「現在、文学部・経済学部の両学部をもち、文学部には日本文学科・中国文学科・英米文学科の三学科を、経済学部には経済学科・経営学科の二学科を開設、それぞれ特色ある教育をおこなっている」と述べている。そこで、「学科増設の事由」として、「今回、文学部に外国語学科を設置し、従来の中国文学科・英米文学科との関連性から見て、主として中国語学、英語学の学科目を採り入れ特色をもたせた。このことにより、従来の学問的研究を主としてきた文学部により、いっそう実社会と結びついた教育をおこなう」と挙げ、既設の中国文学科・英米文学科の教育上の実績や効果を踏まえ、そのうえで新たに外国語学科を設置することで、教養豊かな人材を本学の建学の趣旨にもとづいて意欲的に育成していこうという狙いが示されている。

**外国語学科増設をめぐる思い**

当時の『大東文化大学新聞』（一九六七［昭和四二］年九月三〇日）の記事にあるとおり、旧制の大東文化学院時代（一九四七年）より本学に勤務した教授の吉村五郎（大東文化学院本科七期、一九三三年卒）は、在学者数が急激に増加している本学が「近年簇生（そうせい）する新設校と肩をならべることに汲々としている」ために、自校の歴史伝統をややもすれば軽んじているのではないかという批判に対して、中国語とともに英語にも堪能な人材を養成する外国語学科を新設することによって、「大東文化の伝統の〝よさ〟を回復すると同時に、将来に向かって溌溂たる生気を添えるものであろう」と反論を加えている。また、「一見珍奇とも見える」と指摘された外国語学科は、新たに一九四八年度から開設しようとする学科で、在学中に学生に対して中国語や英語を専門の言語科目として十分にマスターさせ、文学や経済学などの専門科目も実学および教養として円滑に取り入れていて、卒業後に即座に国内外問わず実業社会で活躍できる人材を目指すといったものであり、当時の「国公私

立大学にはなく本学唯一の特色」とされる存在であったと述べている。それは、まさに理事会および常務審議会の諮問機関にあたる教育計画委員会において、時代に即応した急増する学生増を受けて、本学における教学のさらなる充実をはかるべく審議検討を重ねてきた所産であったともとらえられよう。ただし、当時の学内には吉村のように、外国語学科の開設に対してすべて好意的な声ばかりではなかったようである。外国語学科の開設案に危惧する声もあったようで、「本学くらいの規模の大学に、英語に関する学科が二つある必要がないこと、英語学科用のカリキュラムは英米文学科に取り入れることができること、二つの学科がどのように違うのかについて受験生を混乱させること、もし、英語学科が開設されたならば、英米文学科への入学志願者が減少すること」といった懸念もあったという（「英米文学科三〇年の歩み」『大東文化大学英米文学論叢』第三〇号、一九九三［平成五］年三月）。

### 新設の外国語学科の組織陣容

新設の外国語学科の教育課程は、専門教育科目および一般教育科目を抜粋した【資料Ⅷ－4－3】のとおり、専門教育科目の定められた履修科目中より、計八二単位以上を履修しなければならないとした。また一般教育科目は、人文科学・社会科学・自然科学の各系列からそれぞれ三科目一二単位で、計三六単位以上を履修しなければならないとされた。

外国語科目（英語一〇単位選択・中国語一〇単位選択・ドイツ語六単位選択・フランス語六単位選択）は、外国語学科学生は第一外国語として、英語または中国語を一〇単位以上、第二外国語として、ドイツ語またはフランス語を六単位以上履修することとした。ただし、第一外国語で中国語を履修する場合は、第二外国語は英語

を履修しなければならないと定められた。保健体育科目（理論二単位必修・実技二単位必修）は、理論および実技各二単位ずつを第一・二年次に取得をはかるものとされた。

文学部外国語学科の専門教育科目を担当する教員組織（専任）は、【資料Ⅷ－4－4】のとおりであった。また新設された外国語学科が所有する図書は、申請記載によれば、学科専用二四〇二冊・学部共用七二五冊、計三一二七冊で、その内訳は和書一一二一冊・外国書二〇〇六冊であった。

### 三　一九六八年度の教育組織

#### 教養科目および学部専門科目（教職科目を含む）の教員配置

外国語学科が開講した一九六八（昭和四三）年度の教養科目担当の教員組織は【資料Ⅷ－4－5】のとおりで、学部専門科目（教職科目を含む）担当の教員組織は【資料Ⅷ－4－6】のとおりであった。

### 四　大東文化大学名誉教授規程および教員選考基準

#### 大東文化大学名誉教授規程

一九七〇（昭和四五）年四月、本学の名誉教授規程が制定施行された。これにもとづき本学の名誉教授は、大学教授会規程により、各学部（教養部を含む）教授会が推薦した者につき、学長が授与するものとした。その名誉教授に推薦される資格としては、本学に専任の教授・助教授または講師として一五年以上勤続し、教授として定年退職した者であって、とくに「教育上または学術上の功績が顕著であった」と認められる場合には、その勤続期間を短縮することもできるとしている。そして、認められた本学の名誉教授の附帯事項として「一、

本学刊行の学術誌に研究成果を発表することができる。二、図書館および研究室を利用することができる。三、学内での儀式・催し物に参加出席することができる。四、本学発行の刊行物の配布を受けることができる。五、研究費の支給を受けることができる」ことが挙げられている。

**教員選考基準**

教員選考基準についても、学部学科の増設整備にともない、一九六七（昭和四二）年四月に制定施行されている。このなかで、本学の教員については、「人格高潔にして、教育上の識見を有し、教授能力あるもの」（一般的基準）とし、教授・助教授・講師・助手、それぞれの役職者にふさわしい選考基準が求められると規定している。

教授についての選考基準は「一、教育業績（イ　大学教授の経歴あるもの、ロ　大学助教授五年以上の経歴あるもの、ハ　イとロの同等以上の学校および研究機関において、教員または研究員として五年以上勤務の経歴あるもの）、二、研究業績（イ　博士の学位：これと同等と認められる外国での学位も含む、を有するもの、ロ　研究業績：学術に関する公刊された著書・論文・報告等を指す、が顕著なるもの）、三、学会における活動または社会における文化的活動の業績顕著なるもの、四、芸術・体育等の特殊技能に秀で、教育に経験あるもの」であった。

助教授についての選考基準は「一、教育業績（イ　大学助教授の経歴あるもの、ロ　大学専任講師五年以上の経歴あるもの、ただし、研究業績顕著なるものについては、二ヵ年以内これを短縮することができる、ハ　短期大学助教授の経歴あるもの、ニ　高等専門学校およびこれと同等以上の学校において、助教授もしくは専任講師として三年以上の教歴（ママ）あるもの、ホ　修士の学位を有し、大学助手として三年以上の経歴を有するもの、ヘ　担当すべき学科に

関連ある権威ある研究所・試験所等において、研究経歴五年以上のもの）、二、研究業績（教授選考基準に準ずる）、三、学会における活動または社会における文化的活動の業績顕著なるもの、四、芸術・体育等の特殊技能に秀で、教育に経験あるもの」であった。

講師についての選考基準は教授・助教授の選考基準に基本的に準ずるものとした。ただし、所定の年数に関係なく考慮することができるとしている。ほかの選考基準に比べ、何が資格条件とされているのか定かでないが、この限りではおそらく助教授の選考基準に示されている教育職員として従事した年数などにとらわれず、大学教員の講師として、教育または研究業績・その他芸術や体育等の文化的活動において顕著と判断された者が選考されたのではないかと思われる。

助手についての選考基準は「一、研究助手（イ　大学院修士課程を修了したもの、ロ　修士と同等以上の学力を有すると認められたもの）、二、実験助手（高等学校卒業者およびこれと同等以上の学歴のあるもの）」であった。名誉教授規程を含め、教員の選考基準を以上のとおり明文化することによって、この先情実人事などが許されない、基準ルールにもとづく人事選考がなされる方向を示したのであった。

### 五　文学部教育学科の増設

一九七〇（昭和四五）年六月の理事会・評議員会で、本学の事業計画を審議した結果、文学部に教育学科を増設すること（学部等増設）について承認され、翌年九月教育学科の増設の届出申請がなされた。この届出申請には「（一）教育学科の入学定員は四〇名とすること、（二）開設の時期については、昭和四七年四月一日（学科増設申請昭和四六年度）とすること、（三）教育学科増設申請にかかる準備は管理部が総括し、経理部・教務

部・図書館がそれぞれ職務を分担してその事務をおこなうこと」が定められた。一九七二年一月に認可され、「時代に即応した実社会と結びついた教育」を行い、「教育研究の分野を開拓し」て、教育学士として教育界で活躍する「教養豊かな人材を育成する」とした。

### 新設の教育学科の組織陣容

新設される教育学科では、専門教育科目は定められた履修科目中より七六単位を履修しなければならないとされた（ただし、外国人留学生については、第二外国語を含め計七六単位以上を履修するものとする）。専門教育科目および教職専門科目を抜粋した教育学科の教育課程は、【資料Ⅷ－4－7】のとおりであり、専門教育科目を担当する教員組織（専任・兼担兼任）は、【資料Ⅷ－4－8】のとおりであった。また教育学科の専門図書は、申請記載によれば三〇四二冊（和書二一七八冊、外国書八六四冊）所蔵された。

一九七二（昭和四七）年一月、文部省から「（一）採用予定の教員については、予定通りに確実に採用すること、（二）学生定員を厳守すること」という留意事項が付されたうえで、教育学科の増設（入学定員四〇人）が届出のとおりに設置認可された。ここで、教育学科の増設にあたって注意を要することは、一九七〇年六月の理事会で承認され、同年九月の学内準備が始まった段階では、文学部内に教育学科を設ける案ではなく、新たに短期大学を設置し、文芸学部（定員一〇〇人）および教育学科（定員五〇人）を設けて一九七二年度開講を目指すものと構想され、認可申請書のなかで「将来の計画」として、将来的により教育学科の充実をはかっていき教育学部を設置する、とされていた点である。

## 六　外国語学部（中国語学科・英語学科）の設置

一九七〇（昭和四五）年六月の理事会・評議員会において、文学部教育学科の増設とともに、文学部外国語学科を発展的に改組（廃止）して、新たに外国語学部を設置することについて、「（一）文学部の学科中、外国語学科を廃止すること、（二）外国語学部を設置して、中国語学科・英語学科をおくこと、（三）中国語学科・英語学科の入学定員はそれぞれ八〇名とすること、（四）開設の時期については、昭和四七年四月一日（学科増設届出昭和四六年度）とすること、（五）外国語学部設置認可申請にかかる準備は管理部が総括し、経理部・教務部・図書館がそれぞれ職務を分担してその事務をおこなうこと」として定められた。そして一九七一年九月末に、「建学の精神に基づき、学問の理論と応用を教授・研究して真理と正義を愛する自主的精神に充ちた良識ある人材を育成し、文化の発展と人類の福祉に貢献することを目的とする」外国語学部の設置が申請された。

### 外国語学部の組織陣容

新設される外国語学部では、外国語科目については、第一外国語として英語または中国語を一〇単位以上、第二外国語は六単位以上を履修することとし、ただし、第一外国語として中国語を履修するものは、第二外国語について英語を履修しなければならないとした。なお外国語科目の単位数は、第二年次までに取得するものとし、外国人留学生については、第一外国語を八単位のみ取得すればよいと定めている。

専門教育科目は、両学科において定められた履修科目中より、計七六単位以上を履修しなければならないとされた（ただし、外国人留学生については、第二外国語を含め計七六単位以上を履修する）。両学科の専門教育科目

および教職専門科目を抜粋した外国語学部の教育課程は、【資料Ⅷ－4－9】のとおりであった。

履修方法については、次のとおりとした。

一、外国語学部の課程は全日制とし、最低修業年限は四ヵ年とする。

二、入学者は指導教員のもとに、各学科に配置された授業科目について指導をうけなければならないとする。

三、単位の修得については、配置された授業科目について、一三二単位以上を履修しなければならないとする。

卒業の要件は、外国語学部の各学科に四年以上在学し、一般教育科目三六単位、外国語科目一六単位、保健体育科目四単位および専門教育科目七六単位以上、合計一三二単位以上を修得した者に対して、文学士の学位を与えるものとした。

外国語学部の専門教育科目を担当する教員組織（専任・兼担兼任）は、【資料Ⅷ－4－10】のとおりであった。

一九七二（昭和四七）年一月「（一）専任教員に高齢者が多いので、今後中堅教員の補充について配慮すること、（二）基本的な図書および辞典類を充実すること、（三）最近の学術雑誌および言語学関係図書を増強すること、（四）文学部外国語学科は、昭和四六年度限りで廃止すること」という留意事項が文部省から付されたうえで、申請のとおり、外国語学部の設置（入学定員中国語学科八〇人・英語学科八〇人、収容定員中国語学科三二〇人・英語学科三二〇人）が認可された。

外国語学部開設時の図書および雑誌は、申請書記載によれば、専門教育図書は、中国語学科（専用）では五六五一冊（和書一四〇三冊、外国書四二四八冊）、英語学科（専用）では六〇九〇冊（和書二二六三冊、外国書三八二七冊）で、学術雑誌は、中国語学科（専用）では一〇九種（和書八一種、外国書二八種）、英語学科（専用）では七三種（和書五二種、外国書二一種）所蔵されていた。

なお、設置申請書に記された本学の「将来の計画」では、経済学部経営学科を発展的に改組して経営学部を新設する計画が示されていた。「これに伴う施設、設備、教員組織、及び図書の補充等については委員会を設け遂次検討を重ねつつある」とした。

### 七　法学部法律学科の設置

法学部法律学科の設置については、一九七二（昭和四七）年六月の理事会・評議員会で、審議を重ねた結果、「（一）法学部を設置し法律学科をおくこと、（二）入学定員は二〇〇名とすること、（三）開設の時期については、昭和四八年四月一日（学部設置認可申請昭和四七年度）とすること、（四）法学部設置認可申請にかかる準備は管理部が総括し、経理部・教務部・図書館がそれぞれ職務を分担してその事務をおこなうこと」が可決された。

実はそれ以前の一九六六年九月、文学部に英米文学科の増設認可を届出た際にも、「将来の計画」として近いうちに法学部法律学科を開設する旨を明記していた。法学部の設置経緯に詳しい村田克巳（元法学部教授）によれば、当初は性急な法学部設置の動きに対して、学部学科の増設よりも「教育研究に専念できるよう、施設、設備など待遇や条件をよくすべきではないか」と、村田自身は消極的な姿勢であったとする。しかし、金子理事長より一九七二年九月末までに至急申請準備をお願いしたいと要請され、同年九月末、なんとか文部省に法

学部設置申請書を提出することができたのだという。一〇月に三度にわたり、文部省担当官より行政指導を受け、一一月八日には教員組織の不備からいったん認可保留とされた。これに対し、追加補充作業を急ピッチで進め、同月二四日深夜二時までかかり事務職員らと協力して申請書を仕上げて、翌二五日文部省に再提出することができたと述べている（村田克巳「法学部設置をめぐる回想」大東文化大学法学部『法学部創設十五年　回顧と展望』一九八九年）。

**法学部法律学科の組織陣容**

文部省に提出された「大東文化大学法学部設置認可申請書」（一九七二［昭和四七］年九月末）によれば、新設される法学部での授業科目は、次のとおりであった。

法学部法律学科に所属する学生は、第一外国語として英語を八単位、第二外国語としてドイツ語またはフランス語を六単位修得しなければならないとした。法律学科の専門教育科目を抜粋した教育課程は、【資料Ⅷ－4－11】に示したとおりで、法哲学・法制史・外交史・政治学原論・経済原論のうちで三科目一二単位までを一般教育科目の単位に代替可能とした。また、演習・外国書講読のうちで一科目四単位以上を修得しなければならないと定められた。

新設される法学部法律学科の専門教育科目を担当する教員組織（専任・兼担兼任）は、【資料Ⅷ－4－12】のとおりであった。

### 法学部法律学科設置をめぐる思い

とくに新設の法学部における教員組織の申請にあたっては多大な苦労や準備があったとされ、実務責任者であった村田克巳によれば、刑法を担当予定とした植松正には三度会って着任を懇請したが断られてしまい、文部省側との人事折衝のなかで、相応な専門知見や教育有無などを踏まえた人材登用がやはり重要であるから、新設法学部承認の決め手と目されると示唆されて、今一度植松に金子理事長を介して就任を依頼し、着任がようやく承諾されるに至ったと述べている。この点については、実際当事者であった植松自身も「法学部創立前後と私」として、「理事長の来訪をうけ、大学は文部省と折衝の結果、学部教員の構成に関し暗礁に乗り上げて困っているとのことで、私に教授就任予定者として名を連ねてくれとの依頼をうけた」とし、現職先の了解を得られたので、「私の就任予定が文部省へ出す文書にも載ることにな」って、法学部新設の認可ではたいへん助かり「役に立つとのことで満足してくれた」と、その経緯を述べている（『大東文化大学法学部創設十周年記念論文集』一九八四［昭和五九］年）。

一九七三年二月「（一）五〇周年記念館および建築中の東松山五号館を計画通り完成すること、（二）図書は計画通り購入、整備すること、（三）既設学部を含め入学定員を守ること」という留意事項が付せられたうえで、関係者らの尽力もあり、文部省より法学部法律学科（入学定員二〇〇人、収容定員八〇〇人）の設置が認可されたのである。初代法学部長をつとめた城富次は、新入学生を含め学生らへ向け、「諸先生の講義にはかならず出席して、熱心に注意を集中して聴講し、あるいは質問して不明をただし、またゼミナールに参加してその指示される研究方法を諸君自らが苦労して実践していくことが必要である。高校のようにテキストを暗記するだけでは駄目であるし、試験を目前にしてにわか勉強をするような態度では到底ついていけない、ということを

覚悟しておかなければならない」と、大学生としての覚悟を促している（城富次「大学生像をもとめて」『大東文化』第二五六号、一九七四年四月一日）。

## 第三節　学生定員の増加

敗戦後、我が国でも六・三・三・四制の民主的な単線型学校制度や男女共学をはじめとした教育の機会均等が実現された。そして、義務教育以後の新制高等学校への進学率も一九七〇年代には九割を超え、高校進学は準義務教育化の様相を帯びていった。それにともない、新制大学（短期大学を含む）への進学率も、一九六〇（昭和三五）年に一〇・三パーセント（男子一四・九、女子五・五）、一九七〇年に二三・六パーセント（男子二九・二、女子一七・七）、八〇年には三七・四パーセント（男子四一・三、女子三三・三）と上昇し、日本の高等教育も欧米先進諸国と並び、大衆化時代を迎えていくこととなった。

### 一　文学部英米文学科の新設と文学部・経済学部の学生定員増

#### 英米文学科の新設と文学部日本文学科・経済学部の学生定員変更

一九六六（昭和四一）年七月、理事会・評議員会は、文学部に英米文学科を設置すること、文学部（日本文学科）・経済学部（経済学科・経営学科）の学生定員を変更（増員）すること、大学院文学研究科に博士課程を設けるこ

とが承認された。当時これを受けて同年九月末の英米文学科設置申請とともに文部省に申し出た本学の学生定員の変更届には、本学入学定員が文学部八〇人（日本文学科四〇人・中国文学科四〇人）、経済学部二〇〇人（経済学科一〇〇人・経営学科一〇〇人）に対し、実際に在学した一年生は文学部五〇六人（日本文学科三九六人・中国文学科一一〇人）、経済学部一二四八人（経済学科八六二人・経営学科三八六人）という状況であった。「近来、文学部・経済学部ともに応募者が激増し、現在の定員をもってしては、到底社会の要望を満たすことは不可能であり、教育の機会均等を期することができないので、必要な校地・校舎等施設の拡充および機械・器具・図書等の充実に遺漏なきを期し、前記の通り定員増を申請する次第である」（定員増員の事由）とし、本学への急激な入学者数に対応すべく、新設の文学部英米文学科五〇人とともに、文学部日本文学科四〇人→一〇〇人、経済学部経済学科一〇〇人→二〇〇人、経済学部経営学科一〇〇人→一五〇人とする学生の入学定員の増員が記された。これに対し、文部省から「入学定員を守ること」といった留意事項が付された。

## 二　文学部外国語学科の新設と文学部の学生定員増

### 外国語学科の新設と文学部中国文学科・英米文学科の学生定員変更

一九六七（昭和四二）年六月、理事会・評議員会で、文学部に外国語学科を設置し、中国文学科および英米文学科の学生定員変更（増加）も承認された。これを受けて同年九月末、文学部外国語学科の増設とともに文部省に届出た学生定員の変更では、「近年我が国において、大学進学希望者は、その教育の重要性から年々増加の一途を辿っている現状である。しかも、目下学生急増期を迎え、本学においてもこの影響をうけ、昨今とくに入学希望者が急増してきたため、今年度、施設設備の充実をはかり教育の徹底に努めている。以上のこと

から、本学の学生現員数は入学定員数と比べるとき、その基準より格差を生じている。したがって、今回学生定員を変更（増員）し、この格差を幾分縮めることによって、教育効果をより徹底し、社会の要請に応えるべく、ここに学生定員の変更（増加）をする次第である」（定員増加の事由）とし、新設の文学部外国語学科八〇人に加え、文学部中国文学科四〇人→八〇人、文学部英米文学科五〇人→八〇人という新たな学生入学定員増を定めた。

## 三　外国語学部・文学部教育学科の新設と文学部の学生定員増

### 外国語学部・文学部教育学科の新設と文学部日本文学科・中国文学科・英米文学科の学生定員変更

一九七〇（昭和四五）年六月の理事会・評議員会は、文学部の外国語学科を改組して新たに外国語学部を設置すること、文学部に教育学科を設けることとともに文学部日本文学科・中国文学科・英米文学科の学生入学定員を変更（増加）することを承認した。これを受けて、外国語学部（中国語学科・英語学科）と文学部教育学科の設置とともに、一九七一年九月に文学部の学生定員の変更を文部省に届出た。この届出で「本学の学生定員数は入学定員数と比べるとき、その基準より格差を生じている。したがって今回学生定員を変更（増加）し、この格差を幾分縮めることによって教育効果をより徹底し、社会の要請に応えるべく、ここに学生定員を変更（増加）するものである」（定員増加の事由）とし、新設の外国語学部一六〇人（中国語学科八〇人・英語学科八〇人）、文学部教育学科四〇人に加え、文学部日本文学科一〇〇人→二〇〇人、文学部中国文学科八〇人→一〇〇人、文学部英米文学科八〇人→一〇〇人という新たな学生入学定員を設けるとした。

### 四　法学部の新設と経済学部の学生定員増

**法学部の新設と経済学部経済学科の学生定員変更**

一九七二（昭和四七）年六月、理事会・評議員会は、法学部を設置することとともに、経済学部経済学科の学生定員の変更（増加）も承認した。これを受けて、法学部法律学科の設置認可とともに、同年九月に文部省に学生定員の変更を届出た。新設の法学部法律学科二〇〇人に加え、経済学部経済学科二〇〇人→三〇〇人という新たな学生入学定員増を定めた。これに対して「（一）採用予定の教員は、計画通り確実に採用すること、（二）建設予定の校舎は、計画通り確実に建設すること、（三）学生定員を厳守すること」といった改善または充実すべき留意事項が付されたうえで、届出のとおり承認されたのである。

## 第四節　教育課程と大学院・研究所

前節までで見たとおり、一九六〇年代後半（昭和四〇年代）以降の本学における教学上の主要な動きとしては、一九六七（昭和四二）年に教養課程を東松山校舎に教養部として移設、一九七〇年に教養部を教養課程委員会と改称して教養課程委員会委員長のもと一般教育科目・外国語科目・保健体育科目の三科目主任を設置、一九六七年に文学部英米文学科を増設し、大学院文学研究科（中国学専攻）博士課程を増設、翌年、文学部外

国語学科を増設、一九七二年に文学部外国語学科を改組して外国語学部（中国語学科・英語学科）を開設し、文学部教育学科を増設、三学部八学科とした。

また一九七二年には、大学院に経済学研究科（経済学専攻）修士課程を開設、文学研究科（日本文学専攻）に博士課程を増設、本学創立五〇周年にあたる一九七三年には、法学部法律学科を開設して、四学部九学科となった。

## 一　一九六八年三月の入学試験および合否判定について

東松山校舎に教養部もでき、文学部に英米文学科や外国語学科も増設された一九六八（昭和四三）年三月の入学試験実施について触れておきたい。一九六八年三月の入試については、文・経済の両学部共通に実施するものであり、試験科目は次のとおりであった。外国語（英語B）・国語（現代国語、古典乙一、古典乙二、ただし文学部英米文学科および経済学部の受験者は漢文を除く）・社会（倫理・社会、政治・経済、日本史、世界史B、地理Bのうち一科目を選択）の三科目とした。

試験場は東京では大東文化大学本部、地方では北海道大学教養部・九州大学教養部とした。試験期日は一九六八年三月八日。試験時間割：第一時限（九～一〇時）英語B、第二時限（一〇時一〇分～一一時一〇分）国語、昼休み（一一時二〇分～正午）、第三時限（一二時一〇分～一三時一〇分）社会、第四時限（一三時三〇分～一六時三〇分）面接。合格発表：一九六八年三月一二日。願書受付：一九六七年一一月一日～一九六八年三月七日。受験料：五〇〇〇円。推薦入学試験：一九六七年一一月一日～一九六八年二月二九日。

入学時の学生納付金については、次のとおりであった。学費：一六万五〇〇〇円（入学金五万円、授業料

六万円、施設費五万円、保健体育費二〇〇〇円、図書費二〇〇〇円、暖房費一〇〇〇円）およびその他の諸会費：一万七〇〇円（自治会費二三〇〇円、学会費一〇〇〇円、安全互助会費二四〇〇円、父兄会費三〇〇〇円、同窓会費二〇〇〇円）。

**入学試験の出題傾向**

当時の『大東文化大学新聞』（一九六八［昭和四三］年一月一日）では、本学の入学試験の「出題傾向」の記事が掲載されており興味深い。まず英語については、「過去三年間はきわめて簡素化され型にはまった問題で、数年全然変化がなかったのが、昭和四二年度は、従来のものに発音・アクセントの問題が二題もプラスにされた。これも、話し言葉としての言語を重視する世相の表われであろう。この傾向が昭和四三年度も続くものと見てよい。しかし、問題の程度はかならずしもやさしいとはいえないので、少なくとも高校三年の教科書程度の文章が楽に読めるだけの力は養っておかねばならない」とし、さらに「部分訳問題は例年二題ずつで、与えられた文章の三分の一から半分程度の訳をもとめている。扱われる題材は評論調のものが多いが、文章は割合短く、内容もむずかしいものではないので、そう困難ではあるまい。ただ、かなり込み入った構文が含まれている場合があるので、まずじっくり構文を捉えることである」と、英語問題の出題傾向とその対策を指摘している。

国語については、「本学の問題は昭和四〇年度までは、『国語』（必答）、『漢文』（文学部のみ）として出題されて来たのを、昭和四一年度は『現代国語・古典』（必答）、『漢文』（文学部のみ）と名称を変え、新課程に即した出題形式に従って、内容傾向としては従来と大差なく、古典・漢文では有名古典に集中しながらも、基礎

的な読解力を試すことに重点をおく堅実な出題である。総じて極端な難問を避け、穏健妥当なものばかりといえる」とし、さらに「解答形式として、選択式のものが『漢文』に少しは見られるが、『現代国語・古典』においてはこの三年間まったくなく、すべて記述式解答が要求されているから、文旨の深い把握力と表現力とを十分に体得錬成しておかねばならない」とし、国語出題傾向に加えて、その対策についても受験生に向けての助言を添えている。

そして社会・世界史については、「出題傾向の特徴は、東洋史に重点がおかれていることである。もちろん、教科書中心に勉強しておけば十分解答可能な問題であるが、本学の受験生はとくに西洋史以上に東洋史を、世界的視野に立った東西交流史との関連において学習する必要がある」と、さらに「昭和四〇年度（一）、三九年度（二）に見られるごとく、政治文化史上の歴史的事実を正確な知識として重点的に学習してもらいたい。以下、本学の二、三の特徴を列記して見ることにしよう。出題形式は、適語選択法、空所補充法、記述法など、各形式の混合であるが、出題形式はいたって単純である。昭和四二年度も、（一）設問二に出題されたが、一定の時期に起こった文化・政治・経済上の重要事象がかならず記述形式で出されている。これは、昭和四一年度（一）、四〇年度（一）、三九年度（一）（二）にも、同様に出題されているので、典型的な記述形式と適合選択形式との混合として留意する必要があるだろう」として、世界史の出題傾向とその対策が示されている。

社会・日本史については、「出題範囲は一応全般にわたっているが、過去四ヵ年にとくに集中的に出題されているのは江戸時代で、史料問題も昭和四二年度に明治の民撰議院設立建白書が出た以外、ずっと江戸時代関係であった」とし、「近世（とくに江戸時代）および近代に重点をおいて細かいところまで整理しておくこと」とまず時代対象への助言をしており、さらに「内容的には文化史、とくに書物・法令に関するものが多く、社

会経済・外交関係の出題が少なかったのだが、ただし、これは傾向とはいいがたく将来も出題されないという意味ではない。質的には無理のないものばかりであるが、文化史関係でやや精密な知識を要する場合がある。したがって、対策としては、史料集はかならず座右にして、主要な史料には十分目を通しておくこと。漢字・読みがなに留意し、重要な史的事項に正確に表現できるようにしておくこと。簡潔な文章で、要領よく説明記述する能力を養っておくこと。各時代の政治を代表的に示す法令（改新の詔、三世一身法、検地刀狩令、御触書など）はとくに注意しておくこと」として、日本史の出題傾向やその十分な対策準備などについて言及されている。

**一九六八年度の入試合否判定**

入学試験の合否判定に関しては、一九六八（昭和四三）年三月の合同教授会にて、文・経済の各学部別に審議・決定したことが報告されている。三月一日の経済学部における審議では、議長の高橋経済学部長のもと、経済学部教員（田中・佐藤・中平・河野・江副・吉田の各教授に加え、岩崎・渡辺・大久保の各講師および前川助手）らで大東文化大学本部会場の入試判定について協議を行い、経済学科：受験者一〇四人（欠席二九人）、合格六〇人（学科平均点三四・七点）、補欠次点二六人、不合格一八人、経営学科：受験者五二人（欠席一一人）、合格三四人（学科平均点三一・三点）、補欠次点一〇人、不合格八人、と決定している。三月一日の文学部における審議では、議長の佐伯文学部長のもと、教養部入試委員をつとめた勝村教授と岡田講師に加え、文学部教員（武井・真田・影山・小沢・樫村・小島・細川の各教授、武石・須田・中村・内山の各助教授、三上・小内・長沢・木野・中田・森の各講師、萩庭助手）らで、大東文化大学本部会場の入試判定について協議を行い、日本文学科：受験者五六人（欠席一〇人）、合格四八人（学科平均点四三・六点）、補欠次点三人、不合格

五人、中国文学科：受験者二一人（欠席三人）、合格一六人（学科平均点三九・一点）、不合格四人、英米文学科：受験者二〇人（欠席一〇人）、合格一七人（学科平均点四一・五点）、補欠次点二人、不合格一人、外国語学科：受験者一二人（欠席二人）、合格一二人（学科平均点五二・三点）を決定している。

なお、文・経済の両学部とも地方試験場（九州地区・北海道地区）における受験者の採点については、三月一一日にあらためて行い、前記（東京地区）の基準にもとづいて合否の判定を行っている。地方試験場における合否判定の結果は、九州地区の試験場については、経済学科：受験者九人、合格八人、不合格一人、経営学科：受験者三人、合格二人、不合格一人、日本文学科：受験者六人、合格五人、不合格一人、中国文学科：受験者四人、合格四人、英米文学科：受験者三人、合格二人、不合格一人、外国語学科：受験者一人、合格一人。また北海道地区の試験場については、経済学科：受験者八人、合格六人、補欠次点二人、経営学科：受験者六人、合格三人、不合格三人、日本文学科：受験者三人、合格一人、補欠次点二人、英米文学科：受験者三人、合格一人、補欠次点一人、不合格一人、外国語学科：受験者一人、合格一人であった。

### 一九六八年度の外国人留学生と日本語講座の設置

一九六八（昭和四三）年四月末時点での、在学中の外国人留学生（沖縄出身者は外国人扱いとしない）の内訳については、【資料Ⅷ－2－4】のとおりであった。

同年六月の合同教授会の審議では、本学でも右のとおり、年々外国人留学生が増えてきているが、彼らの日本語の習得能力に問題があると、自ずと本学での勉学修業にも支障をきたすことが自明であるゆえ、留学生向けの日本語講座などの措置も前向きに検討していくことが了承されている。さらに、同年七月の合同教授会・

規程等改正委員会において、一九六九年度より、外国人留学生向けの日本語講座（二年間の履修）を設けることが承認された。

学部学生および大学院研究科生で、日本語の学力が不十分であると認識される留学生については、正規学科目のほかに本学に設置された日本語講座を規定の方法により、二年間受講しなければならないとした。加えて、日本語講座の受講者に対しては、学年末に試験を行い、試験の結果「不合格」と判定された者については、本学において進級および卒業（修了）を許可しないと決められたのであった。しかしながら、留学生が所属する当該学部の教授会の判断によっては、日本語講座に代わって第二外国語科目で代替可能として救済したのである（「大東文化大学外国人留学生に関する規程」）。

## 二　大学紛争期における本学の動向について

一九六八（昭和四三）年には、一年間で一一六の大学で紛争が発生し、一九六九年には一〇九校が紛争状態となり、深刻な社会問題となった。紛争の契機はさまざまであったが、教授会を中心とした大学の自治・管理運営機構の閉鎖性と、戦後の高等教育の大衆化により硬直してしまった大学の教育課程カリキュラムの内実を問うものが多く、大学の存在や役割が本質的に問われたものと言える。

その結果、紛争中の大学生らのなかには、自主講座や自主カリキュラムの編成開設を行うような革新的な動きも出現し、そうした動きは旧態依然とした戦後体制の「大学解体」などと称された。また大学紛争の高まりは、高等学校や中学校の教育機関にも影響を与えたため、文部省は大学の正常化だけでなく、高校生らの政治活動の禁止措置なども検討した（文部省初等中等教育局長通知「高等学校における政治的教養と政治的活動について」

一九六九年）。

### 大学紛争と他大学の郊外移転の動き

東京大学では、一九六八（昭和四三）年一一月に大河内一男総長が辞任を表明し、法学部の加藤一郎教授が総長事務取扱（総長代行、三月総長就任）として民主化を提案して、紛争の解決収拾にあたった。この結果、過激化した全学共闘会議（全共闘）と立場を異にする学生らは、紛争行為からは離脱したとされる。一九六九年一月、東京大学では警視庁機動隊の導入によって、学内での過激な学生らによる封鎖ストライキも解除されたが、直後に予定されていたこの年の東京大学入学試験は中止となっている。また、同じく紛争が続いていた東京教育大学でも、大学入試が実施できなかった。東京教育大学の紛争の要因については、学長と学内評議員らが、国が定めた研究・学園都市としての建設予定地である筑波地区への大学移転を決定したことに対し、授業放棄や校舎封鎖などで反対表明を行った学生らとの間に紛争が発生、入試も中止となった。

また、私立の東洋大学でも、戦後の新制大学に移行後、複数の学部学科を増設していく過程で、当初は東京都文京区の白山校舎を中心に整備構想を検討していたが、一九六一年にいち早く埼玉県の川越キャンパスを開設して急増する学生らの教養課程を移行する計画を表明したが、学費の値上げ問題などとともに大学紛争のきっかけとなった。しかし、大学をできるだけ都心から郊外へと分散させようとする国や東京都の監督官庁側の政策要請や、都心にある白山校舎の過密化を防止したうえで、地元地域環境の健全化を求めようとする隣接地域住民らの強い要求などの制約もあり、川越移転に加えて新たに埼玉県の朝霞移転を理事会が決定し（一九七二年）、一九七七年度から朝霞校舎での授業が開始されたのであった。

### 大東文化大学父兄会の動き

大東文化大学父兄会の第三代会長をつとめた鈴木鉄次郎は、自身の「追憶談」（一九七三［昭和四八］年）のなかで、東松山校舎の落成（一九六八年三月）にあたり、「竣工せる広大な建物群を参観のうえでの竣工式典は盛大にして、本学の将来への発展が確立されたとの感がひとしお深く、学校当局の遠大なる構想が今日あるを証明して余りあった」と述べている。そして、一九六八年六月の東松山校舎の大講堂にて、大学当局・各学部長・関係教授および同窓会・父兄会の役員らと学生自治会代表との間で対話が開かれた際、一部の学生らによる激高した発言や態度に対しては、本学学生らの父兄会長としても「まことに遺憾であった」という思いや、「学生側の問題提起内容の浅さと不勉強が目立つのみ」であったと厳しく指摘している。

さらに、父兄会の第四代会長をつとめた松崎弥造も、自身の回顧談「大学紛争時代に明け暮れした私の任期」（一九七三年）のなかで、一九六八年の初め頃には、「都内の一部の大学で、局地的に発生したものである。大学紛争と言っても、ほかの大学でやっていることで、本学にはなんの関係もないように思っていた」とし、「対岸の火事」という認識を表明している。しかしながら、翌年に入ってくると、もはや「紛争大学は全国的に拡大され、その過半数が封鎖または封鎖寸前にある」という状況であり、「本学だけが火煙をかぶらないわけにはいかない」といった「緊迫した情勢」に至ったものと、切迫した緊張感が父兄会としても十分認識され、「紛争発生防止のため、父兄会としては、大学側と緊密な連絡をとって、大学に協力しようということ」から、父兄会内の理事会の緊急会議も招集されたほどであったとしている。

一九六九年六月には、学生側からの突然の申し出により、大学側と学生らとの交渉協議が開始され、父兄会側も大学と一緒になって、「今日は板橋校舎、明日は東松山校舎と（この頃の父兄会理事の出席は良好であっ

た）。ママ そして連日、自分の仕事を放棄して、大学当局と一体となって学生との対談、対話によって、本学の紛争発生を防止せねばならぬと、その努力はまことに目ざましいものであった」と、当時の父兄会も苦慮していた様子が述べられている。そして、父兄会の理事らが忙しいなかでも連日のように集まっているのに、独立した控室も十分に整っていないとして、当時の金子理事長にお願いして、父兄会事務局用に一室を提供してもらったとしている（『大東文化大学父兄会十年史』一九七三年）。

実際、一九六九年五月下旬の合同教授会の議事のなかで、「学生自治会より申し出のあった本件、重ねて要求のあったとき、改めて検討することとする」（「三者代表者会議常設に関する件」）と記されてあり、大東文化大学学生自治会委員長から大学教授会宛に、「三者代表会議常設について」（一九六九年四月中旬）とした「大東文化大学学生自治会中央執行委員会の議決に基づき、左記のごとく機関（仮称三者代表会議：理事・教授・学生の各代表者からなる）を常設してくださいますようお願いいたします」といった申し出があり、学生自治会側は「三者代表会議」（仮称）を、常時柔軟に開催可能とする体制を要求していたのである。

一九七〇年度の大東文化大学父兄会の地方支部総会は、同年七月中旬から八月下旬にかけて各地で開催された（関東地区は、同年九月の開催）。その報告会が、八月下旬に大学内で行われているが、大学新聞や父兄会誌の記事によれば、大学本部からは教学関係・事務関係の専任教授および事務職員ら、父兄会側からは役員理事らが代表となって、父兄会の各地方支部総会に派遣され、大学の現況報告や学生の教育学習・就職活動・生活指導等の諸問題を中心に熱心な懇談や議論がなされた。

各支部総会で、参加の保護者らから要望提案された事項については、次のようなものが挙げられた。

教務課関係◇教授の休講などで、学生が単位取得に支障をきたさないように配慮してほしい。◇前期末の試

験の結果を、一一月までには発表するようにしてほしい。◇追試の実施については、事前に保護者側にも知らせてもらいたい。◇学生らの出席状況をクラス担任からでもよいので、適宜知らせてほしい。クラス担任が決まれば、各保護者にも知らせてほしい。◇教育実習の期間と一般企業の採用試験とが重複しないように配慮をお願いしたい。

学生課関係◇学生子弟らが他大学での紛争などに巻き込まれないように注意してほしい。本学でも、絶対に紛争行為を起こさないようにしっかり指導してほしい（とくに、北海道支部からの要望あり）。◇学内食堂の品質向上をぜひはかってもらいたい。◇地方から上京している学生の場合、万事に不安であろうと思うので、よい相談相手として適宜対応してほしい。

就職課関係◇地方の企業にも就職できるように、求人先のさらなる開拓を希望したい。◇学内での就職模擬試験の実力が、就職試験にも適用できるくらいのレベルアップをぜひ期待したい。◇公立学校教員の採用試験に合格できるように、しっかり対策指導をとってほしい。◇教員の就職にあたっては、同窓生と綿密な連絡をはかり万全を期してもらいたい。◇就職決定後の追跡調査も希望している。◇地方の同窓会と父兄会の合同会合をもっと開催した方が、就職面の便宜や協力が実践的に獲得できるのではないかと考える。関係の周知連絡をより密にはかるのが得策である。

さらに、翌年九月の大東文化大学父兄会と大学側との打ち合わせのなかから、父兄会から大学への要望と、大学側から父兄会への「お願い」を少し紹介しておこう。父兄会から大学への要望は、次のとおりであった。

教務関係について◇一、学生の学力低下が目立つので、一層の指導を望む。二、学業成績はできるだけ早く送ってほしい。↓この時点では進級通知に同封して送られている。三、経済学部に観光関係の教科を設けても

らいたい。四、成績表の見方がよくわからない。五、卒論のない学科があるが、その点を説明してほしい。↓この時点では経済学部にはいわゆる卒論はなく、それに代わるものとして、ゼミナールの研究論文を提出するようになっている。六、成績要注意者については、事前に保護者に知らせてほしい。

学生部関係について◇一、親もとへ便りをしない学生が多いので、その辺を指導してほしい。二、ゲバなどに巻き込まれないよう、大学としての監視注意を願いたい。三、大久保事件の例などもあるので、女子寮の監督をしっかり望みたい。四、学部・学科教科の違う学生の同居は、勉学の点で支障はないのか。五、寮によって違う寮費を、一律にできないのか。

就職関係について◇一、就職未決定の者への対策はどうなっているか。二、地方別の就職・未就職の表がほしい。三、地方の地域社会への就職を、もっと勧奨してほしい。四、前年と本年の就職状況の対比が知りたい。

それに対し、大学側からの父兄会への「お願い」は、次のとおりであった。

一、一般的な傾向として、学生に対する過保護が目立つ。機会を見て、しっかり「真の意味におけるしつけ」について話し合ってほしい。二、大学は決して高等学校の延長ではない。したがって、大学の学生は自ら学び、自ら考える、ということでなければならない。この点についても、父兄会の皆さんによく考えていただきたい。また、父兄会と大学の学生部とが目下協力して父兄会の事業目標の一つである、学生県人会の組織づくりの検討を進め、各県ごとに指導教員を配置することとした。

当時、岡山県の県人会責任者であった守屋正雄（経済学部三年）によれば、「学生間に友情が芽生え、学園生活がより充実したものになるように、そしてまた故郷の父兄と学生の間の懸け橋となるように、県人会を全国的に発足させよう」と述べ、各県ごとの県人会名簿作成や入会勧誘などを行い、一九七一年一〇月には、県人

会責任者会議を開き、全国県人会連合準備委員会を発足させた（「動き出した学生県人会」『大東文化』第二三五号、一九七二年一月一日）。翌一一月の大学祭である大東祭（第四九回統一テーマ：「八千人の可能性」）においても、「県人会フェスティバル」が催されたのである。実際に一九七一年三月中に開かれた、福岡県人会による「県人書作展」（福岡市県文化会館で開催、延べ一〇〇〇人の観覧者）や、佐賀県人会による「県人書作展」（佐賀市中央画廊で開催）などに対して、父兄会は予算援助をともなう協力や応援を精力的に行っていたのであった。

**矢田部順吉講師による学生相談のカウンセリング**

一九六九（昭和四四）年一〇月、矢田部順吉講師（心理学）は、本学で担当した学生相談のカウンセリング内容について、次のように明らかにしている（「カウンセリングとその周辺　悩みの源泉は孤独感」『大東文化』第二一三号、一九六九年一〇月一日）。

ケース一：男子学生・二〇歳、なんに対しても自信がない。
相談者：北海道出身。高校卒業後、大学入学のため単身上京する。本学の運動部に入部。大学三年生のときから、部の幹事役となる。学業成績はおおむね良好である。部員からの信頼もあるようである。面談回数一三回
相談経過：第三回の面談まで中心の問題はぼかされる。自己の問題として、話題が進行することに抵抗感を示した。ようやく第六回頃までに、問題が明確化されはじめる。「自分は部員が思っているほど立派ではない。むしろ無能であって、彼らの期待に応えることはできない。自分のなすべきことの責任を考える

と、とてもできるようには思えない」と訴えている。第一〇回頃までに、カウンセラーが主導権をとって、彼自身の状況の感覚的誤認を追求し、知的な思考を促す。第一一回以降、自己洞察の経過を経て、自己に対する感覚的評価が変化しはじめ、第一三回に入り、「どうやらやっていけそうな気がします。あとは自分で考えてみたいと思います。また問題が起こったら、よろしくお願いします」といって、面談を終了している。

ケース二：女子学生・一八歳、同室の学生が、毎晩友人を連れてきて騒ぐので、落ち着いて勉強ができない。
相談者：山梨県から、高校卒業後に大学入学のため、単身上京する。東京には、伯父がいる。学生寮に入り、二人部屋で、同学部異クラスの学生と同居する。学業成績は不良なれども、講義には欠席することはほとんどなく、一生懸命に学習しようとする意欲は強い。友人関係は、ほとんどなく、同室の学生ともあまり話をしないという。面談回数五回
相談経過：第二回までかなり未成熟な依存症が認められ、会話も自己中心的な欲求の露呈を中心とし、同室学生に対するやや歪曲された攻撃が表在する。第三回に、環境条件の変更を中心とする助言をおこなうも、不可能とうけ入れず。第四回・第五回と、人間関係に対する興味の喚起を促すも、「自分の性格だから」と強固に拒否し、以来相談に来室せず。中断となっている。問題が改善されたとは思われない。

ケース三：男子学生・一八歳、お手洗いが近く、それが恥ずかしい。
相談者：高知県から、高校卒業後に大学入学のため、単身上京する。下宿生活。高校在学中は、自治会の

役員を務める。大学新聞会の役員。学業成績は中の下といったところ。臨床症状より、強迫神経症ではないかと推察される。面談回数八回。継続したカウンセリング中である。

相談経過：第一回から、症状とそれにともなう不安の訴えが強く、「会議で座っていると、おトイレにいきたくなって困る。とくにいきたくなくても、また直ぐにいきたくなるんじゃないかと思うと、居ても立ってもいられなくなって、ついトイレにいってしまう。そのことにみな気がついて、なにかいわないかと心配である」という。第三回には、「神経科へいこうかと思うが、なんとなく怖くて病院へいけない」といったので、精神医学的見解について教示し、知り合いの神経科宛ての紹介状を渡す。その後三週間、同神経科を訪れなかった。第六回までで、彼の生育歴や環境についてともに考え、同時に専門的診察の必要性を指導する。第六回終了後に神経科を訪れ、内科的診察を含む精密検査をおこない、中等強迫症の疑いと診断される。本人には、医学的な配慮から「あまり気にしなくてよい」と伝達している。第七回・第八回では、対人関係の場におけるリラクゼーションと、症状への志向性を和らげることを目的として、パーソナリティに対する研究と、彼の興味がなんであるかを知るための雑談を主とした指導、助言をおこなっている。神経科への通院も同時に進めながら、カウンセリングの継続中である。

矢田部講師によれば、あくまで「カウンセラーは裁判官ではない」と注意強調している。そして、「カウンセラーはつねに冷静にクライアントをうけ入れ、クライアントの真の悩みを理解し、彼ら彼女らが不安をもたず、安定した生活が送れるように、指導していかねばならない」と、その覚悟と心構えを示している。高等教育が大衆化時代を迎えていく過程において、この矢田部講師の相談カウンセリングが示唆するのは、個々の学生らの

事情や原因・背景がありながらも、根幹には当時地方から単身上京し、大学進学してきた多くの学生らが抱いていた孤独感や不安感というものが内在していたものと指摘できる。

### 学生相談室「学生生活調査報告」に見る学生らの声

本学の学生相談室が、一九六八（昭和四三）年度に在籍する全学生を対象として実施した「学生生活調査報告」では、学生の五割以上にあたる一六九一人の回答にもとづいて、当時の大東文化大学生らの意識傾向が分析公表されている（『大東文化』第二一四号、一九六九年一一月一日）。学生からの大学教育への要望として、「学生の要求にもっと関心をもってほしい」「大量生産的な講義のやり方には不満である」「もっと先生と個人的に話し合いたい」「もっと有能な先生が望ましい」などの声が挙がっている。この学生生活調査に見える本学学生らの声に対して、当時文学部英米文学科助教授であった三上紀史が、自身の大学・学問・学生観から講評を行っている。三上によれば、「悩みはつねに個を問題にしなければならない。人間は自分の悩みに対して真剣であり、人生の大部分を自分の悩みと格闘することに費やすのだ」と主張しながら、「学生諸君がいったいなにに不満をもち、なにに悩んでいるかを、この調査によって概観できる」としている。

この学生生活調査報告では、被調査学生の反応状況を領域順に、その上位から三位まで（教養・修学・教育内容および方法）が挙げられている。ここでは、全三六〇項目のなかで第二位のランクに指摘されている「教養」項目についての三上の分析考察から、まず見ておこう。

教養：一、教養をもっと高めたい：「教養を高めたい」ということは、ほとんどの者が望んでいることなので、こういう上位を占めたのだろうが、そのため極めて大ざっぱないい方の項目にもなっている。三上によれば、

現代社会では人間らしくあることは難しいため、人間らしくありたいと思う願いは根源的な欲求なのだとする。「この調査の回答は、なにか人間らしいことをやりたくてもできない、あるいは機会がないという悩みを訴えているのがほとんどである」とし、三上は、逆説的な回答ながら「問題は機会を見つける努力であって、人間は深刻になにかやりたいと思えば、どこかでその機会を見つけるものだ」と述べている。

教養：二、豊かな心をもちたい：これも、全三六〇項目中の第三位の上位ランクに挙げられている。「教養を高めたい」という欲求とおおむね同じ理由であろうとされる。三上によれば、「豊かな心とはどういう心だろうか」と問い、「ゲーテは、語っている。『偉大なもの、美しいものを喜んで心から崇敬することは、実に私の天性である。そして、その素質をきわめて優れた対象に接することによって、日々刻々養い育てていくことは、いかなる感情にも優る幸福である』と。おそらく、豊かな心とは、偉大なもの、美しいものを尊敬する心ではなかろうか。それは、優れた対象に接することによって養われていくのだ。それは、教養を身につけることと無関係ではない」と、豊かな心と教養とは不可分な関係性であると述べている。

教養：三、ひまな時間がうまく使えない：三上によれば、確かに人生において、「不満や悩みを感じているとは、なにかをもとめていることで、真剣に生きようとしている証拠だ。悩みは解決されなければならない」はずだが、ヘラクレイトスが言うように、「人間にとって、望みのものはなんでも与えられるということは、あまりよいことではない」として、時間の価値や意味を包括的にとらえる契機についても示唆している。

修学：一、自分の能力に自信がもてない：三上によれば、「自分をとことんまで見つめれば、かならず自信が出てくるものだ。自分の能力に対する絶望から、才能が生まれる。ただし、どんなときにも最終的な自信は意識の底にもっておかなければならない」と、絶望のうちから自身の才能についても、あえて意識し形成され

ていくのだろうとしている。

修学：二、今までの勉強が不適当であった：三上によれば、「研究題目を誤ったのか、勉強のやり方が悪かったことを反省しているのか、とにかく反省はつねに自己創造の促進力となる」という前提から、人間を考察するパスカルもまた、「他の人たちよりも遥かに自分の状態について迷っていることを悟」り、大東文化大学の学生諸君と同じように、「自分の勉強を反省したのだ」と、反省なくして前進は望めないと述べている。

教育内容および方法：一、単位制に不満をもつ：「好きでない科目を取らなければならない」という項目が、残念ながら第四位という上位を占めている。講評者の三上によれば、本学の単位制によって、一部の学生は不満を有することもあるかもしれないが、自身の経験知から振り返って、「我われの周りには知らないことがたくさんある。そのなかに、どんな自分の新しい世界が隠されているかわからない。自分の嫌いだと思った科目に、自分のどんな新しい興味が隠されているかわからない。単位制をその発見のために利用するのも一つの手だ。また広い知識をつけることが専門を深く勉強するために役立つ」ものだろうと、学際的な幅広い学びの可能性について示唆している。

教育内容および方法：二、学生の要求にもっと関心をもって：この項目は、全三六〇項目のうちで、やはり学生らの関心度の高い第六位にランクされている。三上自身も含め、教員側でも学生らの不平不満や要求姿勢には、強い関心を意識的に有しているとした。にもかかわらず、そのような声が学生から実際に挙がるというのは、やはり「両者の間に意志の疎通を欠いている」からであろうと回答する。三上によれば、「原因は、お互いの意見交換できる場が、機関として制度化されていないことである。学校と学生の間の制度化された立派な連絡機関があれば、そこにおいて学生の不満や要求がつねに取り上げられ、それが教育の根本問題や経済事

情に照らし合わされて」審議されていけば、「お互いの意見を交換し合えば、思いもよらないようなよい意見が結果としてあらわれてくる」だろうと、学園のピンチとされる機会でも前向きな風通しのよいチャンスでとらえてみると、本学にとっての大きな画期となる飛躍にもつながってくる可能性があるとしている。

教育内容および方法：三、大量生産的なマス・プロ講義のやり方に不満：学生数増にともない、必然的に大講義教室での授業も実施されることになるが、少人数制のゼミナール・演習形式とは異なる「物理的な隔たり」によって、人間の心理にも影響を与え「なぜか自分とは関係のない感じがする」「疎外感がまず先立つ」のも無理はないだろうとはしながらも、当初から講義の形式的な違いからだけで「講義が味気ない」と決めつけているのではないかと注意喚起し、もっと講義内容などの本質に着目して興味や魅力を意識形成できさえすれば、少人数制であろうが大教室型であろうが支障をとくに感じない可能性もあるだろうと、三上は提案を行っている（三上紀史「学生生活調査報告」『大東文化』第二一五号、一九六九年一二月一日）。

**萩谷朴教授の大学論「研究と教育は一体」**

大学紛争が社会的に問題視されているなかで、一九六九（昭和四四）年度から文学部日本文学科教授として着任した平安文学研究で著名な萩谷朴（一九四〇年東京帝国大学文学部国文学科卒）が、自身の大学論「研究と教育は一体」を、当時の大学新聞に示しているので、紹介しておきたい。萩谷は言う。まずもって、大学とは、「知識を導き出すための研究の方法を会得する場である。つまり、真理探究の方法を鍛錬陶冶する場なのである」大学が真理探究の方法を指導し錬磨する場であるからこそ、「たんなる知識の伝達」にあらず、「学校教育における人間関係の有無が重大視され、師弟学友の間における今日の絶望的な疎外感が許しがたい」と、加えて大

学教授の教育者としての機能と研究者としての機能について、世の風潮で「別個のものとして論じているのは愚かしい」とし、「教学一致の確固たる信念に立ったものではない」と訴えている。それは、「あらゆる学科を通じて、真理の探究に寝食を忘れた努力を続ける教授の態度というものは、無言のうちに学生を感化して、その教授の講義に学生を惹きつけるもの」であろうと強調し、萩谷は、「日々に新たに進歩向上しようと努力する教授の研究態度そのものが、学生にとっての最大の教育効果を発揮する」のだと力説した。

昨今の「研究大学と職業大学との分離」という、大学批判に対しては、自身の立場上賛同しがたく、「教育とは、未知未発の才能の開発助成を目的とするものであるから、才能未知数の学生の進路を、当初から研究大学、職業大学に分けてしまうことは、きわめて冒険である」とし、「要望される真の役立つ人材というものは、たんなる小手先の技術者ではなく、思考性や判断力の豊かな応用の利く人物であるはずであるからである」という大局的な見地から、「今は目立たないが、いつかはかならず役に立ち、かつ世のなかの進歩に大きく貢献し得る純粋にアカデミックな学問、そして、そのような研究と教育とを伸ばし得る教育制度。それが実は、今日一番望まれているところなのである」と、自身の信条を示した（萩谷朴「研究と教育は一体」『大東文化』第二一二号、一九六九年九月一日）。

### 三　一般教養課程・大学院・研究所

一九七六（昭和五一）年度の大学案内『大東文化大学』を見ると、学校法人大東文化学園は、大東医学技術専門学校（臨床検査科・柔道整復科）・大東文化大学附属青桐幼稚園・大東文化大学第一高等学校のほか、大東文化大学附属盈進高等学校・附属盈進中学校・附属盈進小学校・附属盈進幼稚園と、大東文化大学から成り立っ

ていることがわかる。当時の大学は、四学部（文・経済・外国語・法）九学科（日本文・中国文・英米文・教育・経済・経営・中国語・英語・法律）と、大学院二研究科（文学・経済学）・専攻科・三研究所（東洋・幼少教育・法学）・二センター（書道文化・語学）・附属図書館を有していた。

**一般教養課程**

当時の一般教養課程（一九七六年度）は、全学部共通の一・二年次二ヶ年間の課程で、一般教育科目・外国語科目・保健体育科目の各科目群から構成された。一般教育科目は、人文分野七科目（哲学・論理学・倫理学・文学・美術・地理学・歴史）・社会分野五科目（法学・経済学・心理学・政治学・社会学）・自然分野七科目（数学・統計学・物理学・化学・生物学・地学・自然科学概論）からなり、高等学校で修得した知識体験をもとに、より教養を高めて情操を豊かにし、透徹した認識と正確な判断をもとに民主社会に貢献し得る能力を養成することを目標とした。教養課程委員長をつとめた早崎謙次郎は、「卒業して社会に活動するときには、在学中に学んだものよりも進んだものになっているであろう。研究された成果を学ぶことよりも、研究の方法を会得することの方がより大切なゆえんである」（早崎謙次郎「広い視野・深い認識」『大東文化』第二六五号、一九七五年四月一五日）と述べている。

外国語科目（第一外国語・第二外国語）では、履修学生は学部学科ごとに開講されている言語（英語・中国語・仏語・独語・インドネシア語）から二ヶ国語以上を修得しなければならないとした。保健体育科目では、理論（体育理論・保健衛生）と実技（一般体育系種目・格技体育系種目・シーズン・コース体育系種目・特別体育系種目）からなっていて、必修科目として一・二年次生に課せられている。

このほか外国人留学生課程では、一般教養課程履修負担の軽減をはかるため、日本語科目等（日本語話し方一～四・日本語構文［文法］・日本語理解一～二［講読］・日本語表現［作文］・日本語講義理解一～二・日本事情一～四）が開設されており、前記の科目で代替しない一般教育科目については、外国人留学生のみのクラス編成をはかり授業対応を行った。

## 大学院

本学の大学院には、一九六四（昭和三九）年四月に、文学研究科に日本文学専攻（修士課程）と中国学専攻（修士課程）が、一九六七年四月には中国学専攻（博士課程）が開設された（修業年限三年、入学定員二人、収容定員六人）。

一九六六年一一月付で行った、大学院課程の増設認可にあたっては、文部省から文学研究科中国学専攻（博士課程）開設の留意事項として、「（一）国内の学術雑誌を増強すること、（二）欧米の中国学研究書を充実すること、（三）大学院専用の学生演習室・研究室を整備すること」が挙げられ、その実施に遺漏ないようはかることが求められた。実際、同申請書における「目的または事由」として、「本大学博士課程は、昭和三九年四月から設置している大学院文学研究科修士課程の教育のうえに独創的研究によって、従来の学術水準に新しい知見を加え、文化の進展に寄与するとともに専攻分野に関し、研究を指導する能力を養うことを目的とする」と挙げられていた。

大学院文学研究科の日本文学専攻（博士課程）および中国学専攻（博士課程）の設置認可申請を文部省側に試みた際には、「全体として教員組織が弱体である。年数をかけて研究体制（中堅教授の充足）が十分整うよう

希望する」と判定された。これを受けて、速やかに一九六六年三月末には、日本文学専攻（博士課程）設置認可の申請協議を取り下げる措置を行っている。

一九六七年度に開講されることになった大学院文学研究科中国学専攻博士課程の教員組織（専任・兼担兼任）は、【資料Ⅷ－5－1】のとおりであった。

また一九七二年四月には、文学研究科日本文学専攻（博士課程、修業年限三年、入学定員五人、収容定員一五人）・経済学研究科経済学専攻（修士課程、修業年限二年、入学定員五人、収容定員一〇人）が開設された。経済学部の基礎のうえに、高度にして専門的な学術の理論および応用を研究教授し、その深奥を究めて文化の創造発展と人類の福祉に寄与することを目的とした経済学研究科経済学専攻（修士課程）の開設にあたっては、「（一）教員研究室を整備すること、（二）学生用研究室を整備すること、（三）財政学担当の専任教員をおくことが望ましい、（四）社会政策担当の専任教員をおくこと」という留意事項が付された。大学院文学研究科日本文学専攻に博士課程を設置することおよび大学院経済学研究科経済学専攻修士課程を増設することは、一九七〇年六月の理事会・評議員会において議決されたことに端を発するものであった。これを受けて、翌年一一月末、大東文化大学大学院文学研究科博士課程設置協議書および大東文化大学大学院経済学研究科修士課程設置協議書が、文部省側に提出されている。大学院文学研究科日本文学専攻の博士課程については、「昭和三九年四月から設置している大学院文学研究科（日本文学専攻）修士課程の教育のうえに、独創的な研究によって従来の学術水準に新しい知見を加え、文化の進展に寄与するとともに専攻分野に関し、研究を指導する能力を養うことを目的とする」（目的または事由）とした。文学研究科の博士課程は全日制で、最低修業年限を三年間としている。なお在学年数は、六年を超えることはないとした。所属する在学大学院生は、入学の際に本学で配置され

た授業科目のうちから、自己の専攻すべき科目を選定し、指導教員のもとで履修および研究するすべての指導を受けなければならない。単位の修得については、専攻科目を含めて二〇単位以上、指導教授のガイダンスに従って選択しなければならないとした。大学院博士課程における修了の要件は、文学研究科博士課程に所定の年限を在学し、履修科目について所定の単位数を取得し、さらにそのうえで独創的研究にもとづく学位論文（博士論文）を執筆提出し、かつ最終試験に合格したものに博士の学位（博士号）を授与するものとした。

大学院文学研究科日本文学専攻博士課程の専門科目および関連科目を抜粋した教育課程は【資料Ⅷ－5－2】のとおり、同専攻博士課程の教員組織は【資料Ⅷ－5－3】のとおりであった。

なお専門科目の担当教員人事に対する文部省側の判定では、㊀が七人、合が一人、可が二人の計一〇人で成立と認められた（不可一人）。大学院文学研究科博士課程の設置協議書のなかで、「転換の方針」として「従来文学部、経済学部を設置し、その内容は日本文学科、中国文学科、英米文学科、外国語学科、経済学科、経営学科であります。大東文化学院の創立により、その建学の精神を堅持して満四八年の長い歴史と経験のうえに、深奥な教育と研究を重ね、国家社会のために大きく貢献してまいっております。従来旧六年制専門学校であったものを、昭和二四年新学制による四年制大学に昇格させ、年次校地ならびに校舎等建物設備備品等の整備、教員組織の強化および学術図書等の充実をはかり、その結果大学院を設置し、さらに学科増設をおこない、今日に至って」いるとされた。さらに、「転換の方法」として、「日本文学専攻修士課程開設時（昭和三九年四月）より、将来博士課程をも含めて計画してまいりましたが、開設以来すでに七年を経過、その間多数の修了者を世に送り、かつその基礎となる文学部（日本文学科）もいよいよ充実するにいたりましたので、ここに博士課程を協議のうえ設置するもの」としたいとしている。

また、校舎等の建物についても、「学部・大学院等の充実計画に基づいて近年、年次図書の増刷を推進いたしてまいりましたので、板橋校舎においては大学図書館、とくに書庫においては現状をして飽和状態となり、現在仮設の書庫を設置して、この整備にあたっている現状であります。しかしながら、本大学も昭和四八年九月、創立五〇周年を迎えるにあたり、新たに板橋キャンパス内に『記念館』を建設する計画をもっており、すでに実現のために専門委員会等をおき計画を推し進めておりますし、この計画のなかには図書館等の施設設備等の充実計画をも含めて考えられておりますので、これが実現するにいたれば現状を改善し、図書館施設設備等のよりいっそうの充実を実現することができるものと確信いたしております」という図書館施設・設備等の充実計画も提出された。

大学院経済学研究科経済学専攻修士課程の設置は、一九七〇年六月の理事会・評議員会において議決され、大東文化大学大学院経済学研究科修士課程設置協議書も、翌年一一月末、文部省に提出されている。

新設される大学院経済学研究科は、経済学専攻修士課程で開講される専門科目および関連科目を抜粋した教育課程は、【資料Ⅷ－5－4】のとおりであった。

経済学研究科修士課程は全日制であり、最低修業年限は二年とする。在学年数は、四年を超えることはできないとした。所属する在学大学院生は、入学の際に本学で配置された授業科目のうちから、自己の専攻すべき科目を選定し、指導教員のもとで履修および研究するすべての指導を受けなければならない。単位の取得についても、専攻科目の単位数を含め、「講義二〇単位以上、演習一二単位以上を履修しなければならない」とした。修了の要件としては、経済学研究科修士課程にて所定の年限在学し、履修科目について所定の単位を取得し、かつ学位論文および最終試験に合格したものに対して修士課程修了を認め、経済学修士の学位を与えるものと

した。

新設される大学院経済学研究科修士課程の教員組織は、【資料Ⅷ－5－5】のとおりであった。

大学院経済学研究科（修士課程）の当時者であった佐藤良輔（研究科委員長）によれば、大学院設置申請に臨む教員組織スタッフについては、「年齢的に制約をうけ、さらには主要学科目に対しては研究業績の適格性が強く要請されるところから、一時はその実現が危ぶまれたものの、全学教職員一団となってこれが成立に意欲を燃やし、殊に提出期限切迫のため、関係職員の方がたには書類作成のため、徹夜に近いまでの努力が必要とされたが、幸い各方面より優秀にして、かつ知名度の高い適格な諸先生がたが迎え得られ」て、苦労しながらも一九七一年一一月末に文部省への設置申請手続きを行い、翌年三月に認可されるに至ったと回顧している（佐藤良輔「大学院経済学研究科設置の経緯」『大東文化大学五十年史』一九七三年）。なお、担当教員人事に対する文部省側の判定では、㊀が七人、合が四人、可が七人（業績不足等により不可四人、年齢オーバーにより判定せず一人）で成立と認められたのであった。

### 研究所

次に一九七六（昭和五一）年度当時の研究所、東洋研究所・書道文化センター・幼少教育研究所・語学センター・法学研究所を見ておこう。東洋研究所（一九六一年四月開設）の研究は、主として各班単位にもとづく共同研究により進められ、その研究業績は定期刊行物である『東洋研究』（季刊）に発表された。それに加え、研究叢書などが積極的に刊行されている。この頃刊行され始めた主な逐次刊行図書として、『松方正義関係文書』（全一八巻および別巻および補巻、一九七九～二〇〇一年）、『昭和社会経済史料集成　海軍省資料』（全三〇巻、

一九七八～二〇〇四年）が挙げられる（「東洋研究所研究グループ　松方文書の収集ほぼおわる　明治財政研究の核心」『大東文化』第二八九号、一九七七年九月一五日、「本学東洋研究所　海軍省資料［全二〇巻］を発刊　昭和史の一級史料」『大東文化』第三〇二号、一九七八年一二月一五日）。なお『大東文化大学五十年史』（一九七三年）では、土井章所長が東洋研究所の活動展望として、より多くの新鋭研究者らに共同研究班へ参加することを働きかけながら、合同シンポジウムなどを定期的に行って研究交流を盛んにすることが望まれると指摘している。

書道文化センター（一九六九年四月開設）は、本学の創立以来、書道の重要性を痛感し、学内の書道教科充実はもとより、対外的にも書道公開講座や全国書道展などを実施し、斯道発展のため幾多の成果を挙げてきた。「設立趣意書」（一九六九年三月の理事会・評議員会にて承認）に挙げられているが、書道は戦前期の手習いとして非実用的な性格をもつものと、敗戦後の教育改革のなかで「戦後一時軽視され」た向きもあり、あらためて大東文化大学書道文化センターの存在や積極的な活動によって、「日本民族教育の根幹たる書道」という書道教育の必要性を再認識し、逐次隆盛の一途を辿らんとする崇高なる使命感も有して開設されたのであった。その点をより強力に推進することに加え、これに関係する卒業生・在校生・全国の書道愛好者らの活動に対し、積極的に支援していくことが目指された。

幼少教育研究所（一九七〇年五月開設）は、「設置に関する趣意書」（一九七〇年四月の理事会にて承認）にあるとおり、本学の「社会教育ならびに教員養成部門の充実に資する」ことを目的として、これまで等閑視されることもあった「児童、幼児教育についてのその未開発面を研究し実験する場」と位置付けられたものであった。幼少教育研究所は、文学部教育学科と表裏一体をなしながら、財団法人幼児開発協会や日本幼年教育会・アメリカ人間能力開発協会などとも緊密な連携を得て、もっとも効果ある幼少年期の教育法を求め調査研究を行う

とした。その主な事業活動としては、次のとおりであった。

（一）幼少教育における新しい教育計画の立案
（二）新しい教育法の実施にともなう効果の測定
（三）幼少教育に従事する教師のための指導法講習会の開催
（四）母親のための幼児教育講座の開催
（五）研究所の指導・助言を希望する全国約三〇〇におよぶ幼稚園や小学校の指導・助言にあたる

そして、一九七〇年五月一日付の発令によって、大東文化大学幼少教育研究所長を石井勲（文学部非常勤講師・東洋研究所研究員）に、同所員を小山田公子（幼稚園教諭）とする人事を行った。

語学センター（一九七二年四月開設）は、本学学生や教職員らの国際人的教養を高めるため、次のような事業活動を行うとした。

（一）海外の諸大学への研修または留学を希望するものに対しての相談に応じ、そのための渉外事務および国内諸機関との調整をはかる。
（二）外国人学生の本学への留学希望者に対し、本大学の事情説明およびその紹介をおこなう。
（三）教科外の語学研修希望者のための語学講習会を開く。
（四）本大学に在学中の外国人留学生に対して日本語の講習会を開く。

実際、設置された一九七二年度には積極的な試みとして、語学センターの初代事務室長をつとめた真田幸家が進行役となって、これから充実した海外研修留学を目指す後進のため、実際に夏期語学研修留学（ハワイ大学・バギオ大学・ニース大学）を体験した大東文化大生らを交え、率直な雰囲気の座談会を行っている（『大東文化』第二四三号、一九七二年一〇月一日）。また、本学創立五〇周年にあたる一九七三年には、本学のチャーター機（大東号）で往復するニュージーランド（主催：大東文化学園、後援協力：ニュージーランド文部省・ハミルトン市・国立ワイカト大学・ニュージーランド航空）に、夏期の間国立ワイカト大学で少人数制の日常会話教授（一日四時間）を、ハミルトン市内の一般家庭でホームステイ生活を、といった「三〇日間を現地の英語漬けで過ごす」という、大東文化大学夏期語学研修留学（募集定員：学園関係者一五〇人、応募参加人数：一八二人）を企画実施したのであった。なお、実際の語学研修コースは、東京からまずハワイオアフ島のホノルルへ向かい、オアフ島のバス見学を経てニュージーランドのオークランドへ行き、そこからバスでハミルトンへ入る流れとされている。その費用は、三〇日間二六万八〇〇〇円であった。たとえば、ちょうど同時期にソニー製カラービデオレコーダーが二九万八〇〇〇円で販売され、ホームステイのツアー企画でも、西武ツアーセンター（東京都豊島区南池袋）では、南太平洋オーストラリア・ニュージーランドの一〇日間が三九万円、ハワイ民泊四泊六日が一三万五〇〇〇円と提供されていた物価状況であった。同センターによれば、「本企画の意図」として、「日本の次代の若者にとって必要なものは、世界観と語学力が当然必要となってきます。まず語学に強くなければなりません」とし、語学力養成を目的とした「観光会社の企画が多くでていますが、実際にはほとんど身についておりません。高額の費用を使って、たんに観光のみにおわっているものが多いようです。そこで、本学で

は本学園自体がその教育目的（話せる、実際に役立つ英会話を研修してくる）にしたがって、責任指導する計画を立てた」ものだと自負する。そして、本学生らに向けて、「さあ!!学園挙げて、語学に強い大東文化学園の意気を示しましょう」と勧めている。この企画に実際に応募した参加者の内訳は、当初の予定定員を突破して計一八二人（大東文化大学在学生一三七人、第一高等学校生徒一八人、盈進高等学校生徒四人、大東医学技術専門学校生四人、学園ＯＢ関係者七人、引率者一二人）であった。

このほか、法学部の設置（一九七三年四月）とともに法学部教員らの指導のもとで開設された法律学ないし政治学に関する研究調査および資料収集を目的とする研究機関として、法学研究所（駿河台研究室・東松山研究室・板橋研究室・高島平研究室）がある。当面の事業活動としては、司法試験または国家公務員試験を受験しようという学生らを対象とした特別研究指導を行うものとした。

## 第五節　創立五〇周年と板橋校舎の整備

### 一　創立五〇周年記念事業

一九七三（昭和四八）年一〇月、本学創立五〇周年記念式典が挙行された。会場である板橋キャンパス大講堂には、奥野誠亮文部大臣をはじめ来賓・同窓会員・父兄会員・教職員・学生代表など総勢二〇〇〇人が集い、記念式典が執り行われている。式典では、本学の功労者として、岸信介（本学後援会長）・福田赳夫（同副会長）・

平島敏夫（第二代学長）・芳野国雄（本学郵政会長：芳野は学生クラブの郵政会を組織し、郵政事業の理解・研究に努め、一九六七年板橋校舎および東松山校舎に学内郵便局設置を支援した）が感謝・表彰を受けている。第四代学長の佐伯梅友も、本学創立五〇周年にあたり「五〇周年を迎えたということは祝賀すべきことに違いない……当時者の労苦、それは一般に目に見えないが、それと、教職員・学生・父兄・卒業生の協力があって、今日の状態が得られた、ということになる。だからといって、これをただ祝えばよいものではないだろう。我われは、我われの大学をいっそう素晴らしいものに成し上げるべく、努力しなければなるまい……。今後は、むしろ、あまり人びとの目には見えない面で、ますます素晴らしくなっていくように、努力しなければならない」と誓ったのである（佐伯梅友「五〇周年にあたって　見えない面に努力」『大東文化』第二五三号、一九七三年一一月一日）。

**大学創立五〇周年記念募金**

一九七三（昭和四八）年六月、大東文化大学創立五〇周年記念募金委員会（会長：南條徳男名誉総長、委員長：金子昇理事長、副委員長：大島宇一同窓会長・鈴木則幸父兄会長ほか）は、学園の沿革や現況・五〇周年記念館建設計画などを記したパンフレットを作成し、本格的な募金活動（一九七三年三月～一九七五年三月）を開始した。本学が創立五〇周年記念事業として進めた板橋校舎内の記念館は、鉄筋コンクリート造りで地下一階から地上六階建て、延べ床面積七四四〇平米が中央にそびえ立つものであった（工費：五億五〇〇〇万円、施工：飛島建設株式会社、一九七三年一〇月竣工）。また一九七一年一月から編集会議が開かれた記念史編纂委員会（委員長：影山誠一、副委員長：原田種成）は、一九七三年九月に学園紛争（騒動）・新制大学昇格・板橋移転・東松山校舎建設等の重大事件も内容的に網羅し、全一一〇〇ページ以上にもおよぶ『大東文化大学五十年史』を編集刊

行している（部数：二万冊、経費：二一二四万円）。

記念事業に必要な資金としての六億五〇〇〇万円のうち、四億八二〇〇万円の内訳は自己資金（積立準備金）二億円と借入金（日本私学振興財団）二億八二〇〇万円であて、残る一億六八〇〇万円は本学の同窓会員やその他の篤志者・法人の寄附金によるとした。同窓会では、一九七二年の総会で記念館建設資金のための寄附応募額一億五〇〇〇万円を全面的に支援協力すると可決しており、翌年から同窓会員各位に宛て、一口二〇〇〇円で一〇口以上とし、払込み方法も一括または一〇回以下の分割払いとして、募金協力のお願いがなされた。

**板橋校舎の整備**

本学創立五〇周年にともない、板橋校舎内に五〇周年記念館が建設され、東松山校舎の開発とともに板橋校舎の教育環境としての整備も、一層進められていくことになる。文部省への大学学部・学科や大学院の増設についての設置認可の履行条件として、教員研究室ならびに学生用研究室・演習室の確保整備は必須とされ、本学としても狭隘な板橋校舎全体の整備計画を検討したうえで、高層棟（構造：鉄骨鉄筋コンクリート・延べ床面積：一万五五五〇平米・規模：地下一階、地上一〇階低層部六階、塔屋一階・使用区分：地上三階までは事務室、四階以降は研究室一四四室・施工：飛島建設株式会社、一九八〇［昭和五五］年五月竣工）の研究・管理棟の建設をはかったのであった。同窓会より、新たな研究・管理棟のホール用に装飾品寄贈が、父兄会からも同棟二〜三階用の机や椅子などの備品寄贈があり、この研究・管理棟の竣工により、板橋校舎での研究室・事務室の大幅な整備改善がはかられたと言えよう。

## 二　大東文化大学父兄会の動き

大東文化大学父兄会では、一九七三（昭和四八）年九月に『大東文化大学父兄会十年史』を刊行し、第六代父兄会長の鈴木則幸が、本学創立五〇周年を迎えて「今後さらに父兄・大学・学生・同窓各位との間にいっそうの緊密度を深め有効に機能を果たし得るよう努力」したいと述べ（祝辞）、第三代会長の鈴木鉄次郎や第四代会長の松崎弥造らは、在任当時の思い出として「大学紛争」期に、「本学だけが火煙をかぶらないわけにはいかないという緊迫した情勢になりつつあった」とし、「紛争発生防止のため、父兄会としては、大学側と緊密な連絡をとって、大学に協力しようということ」を決め、「突如学生からの申し入れで大学側と学生との対談がはじまり、今日は板橋校舎、明日は東松山校舎と。そして連日自分の仕事を放棄して、大学当局と一体となって学生との対談、対話によって本学の紛争発生を防止せねばならぬ」と、父兄会の会長として任期中はずっと忙しく奔走した様子が証言されている（『大東文化大学父兄会十年史』一九七三年）。

### 嬬恋ゼミナールセンターならびに大東文化会館の開設

本学の父兄会でも、同窓会と同じく大学五〇周年事業へ協力する姿勢を見せ、父兄会独自の協力として、「学生と教師との精神交流の場」や「父兄も活用できる場」の建設をはかる（建設費：二億五〇〇〇万円）ことを、一九七一（昭和四六）年の父兄会総会で決議し、一九七五年五月、大学の厚生施設である嬬恋ゼミナールセンター（後に嬬恋セミナーハウス、二〇〇八年閉鎖）が群馬県吾妻郡嬬恋村に竣工開設した（同施設の運営は、一九七四年一一月の理事会にて報告確認）。加えて、保護者らが大東文化大学を訪問した折りなどに、子弟や教職員らと面

談を行って、飲食なども気軽にできる施設の建設を要望し、一九七六年一二月、保護者や学生・教職員らとのコミュニケーションの場として、東武東上線の東武練馬駅近く（板橋区徳丸二丁目）に大東文化会館が竣工開設された。

## 三　学園運営管理の基本方針

一九七五（昭和五〇）年三月の理事会・評議員会（合同）において、金子昇理事長より本学の創立五〇周年を迎えて以後、一九七五年度の事業計画にもとづく運営管理の基本方針について説明がなされ承認されている。本学の「基本方針」については、次のとおりであった。まず、学園は「その使命を貫徹するため、学問研究の成果を挙げ、教育の徹底化をはかり、かつ明朗にして豊かなる学園を保持するとともに、対外的に道義宣揚を実践する。したがって、全職員はこれに関する責任と義務を要する」とした。学園は、常時、常務審議会を開き、法人業務の円滑なる発展をはかりながら、とくに「管理機能の刷新向上に努め、寄附行為および諸法規の適正化をはかり、建物、施設、設備の整備、財政の合理化、優秀なる学生生徒の募集に努む。なお、本件は本学および併設校と密に連絡し、遺漏なきを期す」と強調した。そして、「設置する大学、大学院、高校、中学校、小学校、幼稚園、医学技術専門学校、それぞれの教育方針を定め、その特長を活かし、学力の向上、人間教育の徹底を期し、学園としての権威と実績を挙ぐるものとす。そのためには絶えず建学の精神を鼓舞し、一貫教育の実を示し、かつ理事者、職員、学生生徒間の意志の疎通をはかり、整斉たる環境を形成する」としている。

そのためには、大学後援会をはじめ、体育後援会・同窓会・父兄会・安全互助会などとの密接なる連携を保持しつつ社会活動を伸張するものとした。法人本部には、体育会・出版センター・語学センター（国際文化セ

ンター）・嬬恋ゼミナールセンターなどを置くものとした。また、法人本部には、秘書室・庶務部・財務部・建設部などの事務執行機関も設置するものと定めている。なお、本学園は法治国家としての民主的な法の定める精神にもとづき、「特定かつ偏向せる政治活動を認めない」としている。

**第三期五ヶ年計画**

本学園は、明確なる財政政策において、第三期五ヶ年計画（一九七三～七七年）の第三年次（一九七五年度）に臨むものとし、「異常なる不況と金融引き締めにより、収入部面において深刻な情況に立ちいたったため、本年度は徹底せる緊縮政策を断行する」とした。したがって、建築施設の大工事については、本年度はこれを基本的に着工しない。ただし、必要な施設の補修・設備の整備等については、確かな財源をもってこれを行う方針とした。その実際の具体的な収支調整の方法については、次のとおりであった。

（一）収入部面の増強：
イ、受験生の増大をはかる
ロ、寄附金の募集（情況に応じて学債を募る）
ハ、国庫助成増額の請願
ニ、嬬恋ゼミナールセンター建物・施設の活用
ホ、その他有効な催し物
（二）支出部面の節約：

イ、人員の新規採用を節す。また定員制を確立し、必要な科目については、できる限り非常勤をもって充てる方針とした。
ロ、研究・研修費、実験・実習費、器械器具等の節減をはかるとした。
ハ、超過勤務ほか、手当て、教育行事、会合費の削減をおこなうものとした。

本学の財政運営にとっても、第三期計画を施行する一九七三（昭和四八）年からは、第一次石油ショックの影響が我が国をはじめ全世界的に見られる時期にあたり、大規模な学部学科の増設申請を見送るなどの緊縮財政を基本方針としながら、それまでの学内諸施設や教育研究の充実整備に努め、量的な拡大ではなく、質的な向上発展を目指したものと言える。本学の歴史的に見ても、それまでの「拡大発展してきた学部・学科の増設はにわかにブレーキがかか」ったと目され、「規模の拡大から質的発展への転換」をはかった重要な試練の時期を迎えるに至ったと評価できるであろう（大東文化歴史資料館『大東文化大学が歩んできた道』二〇一六年）。

# 第七章　キャンパス再開発と新学部の設立

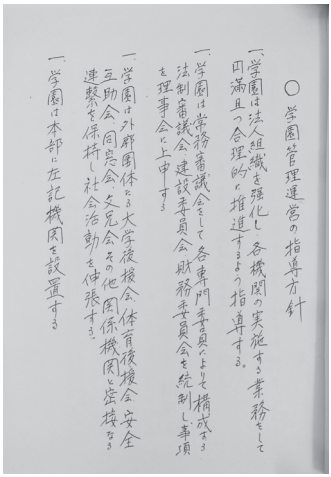
○学園管理運営の指導方針

一、学園は法人組織を強化し、各機関の実施する業務をして円満且つ合理的に推進するよう指導する。

一、学園は常務審議会をして各専門委員によりて構成する法制審議会、建設委員会、財務委員会を統制し事項を理事会に上申する。

一、学園は外郭団体たる大学後援会、体育後援会、安全互助会、同窓会、父兄会その他関係機関と密接なる連繋を保持し、社会活動を伸張する。

一、学園は本部に左記機関を設置する。

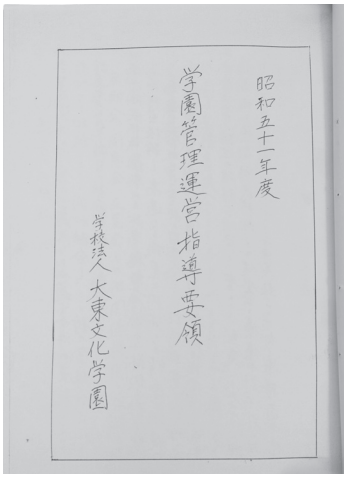
昭和五十一年度

学園管理運営指導要領

学校法人　大東文化学園

1976（昭和51）年度学園管理運営指導要領

嬬恋ゼミナールセンター▶
1975（昭和50）年５月竣工

大東文化会館
1976（昭和51）年12月竣工

嬬恋ゼミナールセンターで合宿する
ラグビー部員

東松山校舎再開発事業で設けられた▶
調整池とオーバーブリッジ

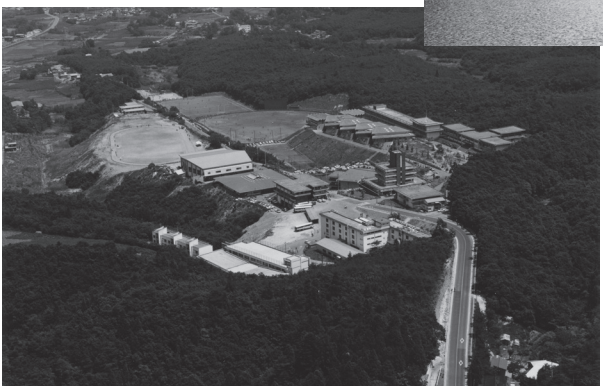

東松山校舎全景
1982（昭和57）年頃

大東文化大学創立▶
六〇周年記念式典
1983（昭和58）年
9月20日

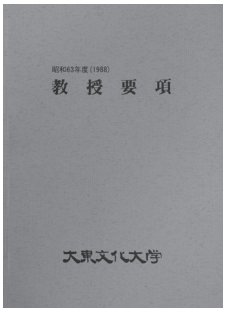


◀国際関係学部国際文化学科教授要項
1988（昭和63）年度

第七章では、一八歳人口の動向を踏まえた国の高等教育政策との関連性を踏まえ、地域的な均衡のとれた私学の特色ある教育・研究を目指す姿勢を基本方針として、本学が大学・大学院、そして第一高等学校・青桐幼稚園・大東医学技術専門学校と密接な関係性のなかで発展向上をはかる時期を対象とする。大東文化大学盈進幼稚園・小学校・中学校・高等学校を擁する盈進学園との分離も、学園としての転機を示す出来事であった（一九七七［昭和五二］年七月）。

まず「学校法人大東文化学園長期事業計画」（昭和五六～六五年度）を策定し、一九八二年から足かけ七年の歳月をかけ、東松山キャンパスの開発計画とともに、一九八四年七月に新たな時代に即した国際的ジェネラリストの養成を目指して、本学第五番目にあたる新学部（国際関係学部）設置認可申請が行われ、二年間の審査期間を経て、一九八六年四月、国際関係学部（国際関係学科・国際文化学科）が設置された。

情報化・国際化の社会的な人材養成のニーズを踏まえ、一九九二（平成四）年の一八歳人口のピークもあって、一九八六年度より文学部を除く三学部（経済学部・外国語学部・法学部）の定員を一・四倍に増加させる、いわゆる臨時定員増の計画を本学も申請し、一九八五年一二月付で認可された。これにより入学定員は経済学部経済学科六〇〇人、経済学部経営学科四〇〇人、外国語学部中国語学科一八〇人、外国語学部英語学科二七〇人、法学部法律学科三五〇人となった。

そして、一九八三年九月二〇日に、本学は創立六〇周年を迎え、創立六〇周年記念事業計画として、東松山キャンパス再開発を前提とした振興計画・中国語大辞典や学術研究誌『Ex Oriente』の復刻・写真小冊子（創立六〇周年記念『軌跡』）などの記念出版・寄附金の記念募金などが企画実施された。

また一九八四年四月に設置された長期教育研究計画に関する委員会も、一九八四年一〇月には全学カリキュラムの改善（第四小委員会教育計画検討小委員会）、一九八五年二月に建学の精神の確認（第一小委員会理念検討小委員会）の答申をまとめ、理事会で報告を行っている。

さらに学園全体（大東文化大学・大東文化大学第一高等学校・大東医学技術専門学校・大東文化大学附属青桐幼稚園）の事業計画（一九八二～八五年度）のなかでも、創立六〇周年を機として各学校の現状や課題を含めた問題点を総括的に直視し、将来への建設的な展望が明記された。

## 第一節　東松山校舎の再開発事業

### 一　学園管理運営指導要領の策定

一九七〇年代後半（昭和五〇年代）以降、一八歳人口の大学収容がほぼ安定した状況を迎え、国の高等教育政策（一九七九［昭和五四］年一二月の国の大学設置審議会大学設置計画分科会「高等教育の計画的整備について」）は量的な拡充から、地域的に均衡のとれた質・量の充実、私学の教育研究水準の向上および特色ある発展などを重点化して打ち出した。毎年本学園の事業計画や運営要領が示されているが、一九七五年度の事業計画として「学園運営管理の基本方針」が、一九七六年度には「学園管理運営指導要領」（学校法人大東文化学園）が策定された【資料Ⅸ－1－1】。後者では「（一）新たなる総合文化を確立するため、独自の学問、研究を啓発す

る、（二）全世界の人々より尊敬と信頼を得る人物を育成する、（三）世界人類の平和と興隆に寄与する」という一九七三年度事業計画で掲げられた「建学の三綱領」にもとづいて、当該年度の学園管理運営の指導方針が明瞭に定められている。

一九七七年度の「学園管理運営指導要領」においても、この三綱領にもとづいて、次のような事業計画の指導方針を定めている【資料Ⅸ－1－2】。主な要点を列挙した。

（一）法人組織の強化確立：秘書部・総務部・財務部・建設部を組織して、本学園の経営する大学・大学院、高等学校、幼稚園、医学技術専門学校と密接な連絡をとり、学問研究の向上、人格形成の徹底を指導して、全学園としての権威と実績を高めるものとする。

（二）重要案件の上申：常務審議会（理事長・常務理事・学長・各学部長理事・校長理事）をして、専門委員らで構成される法制審議会・建設委員会・財務委員会を指導し、企画・調査その他の重要なる案件を理事会に上申するものとする。

（三）外郭団体との連携：外郭団体たる大学後援会・体育後援会・同窓会・父兄会・その他の関係機関と密接なる連携を保持し、社会活動を伸張する。そのために、理事会の直轄機関として、企画調査部・情報処理センター・国際文化センター・広報センター・体育会を設置するものとする。

（四）過激な政治活動の禁止：学園は法の定めるところにより、過激にして特定かつ偏向せるいっさいの政治活動を禁止する。

そして、推進していく主な事業は、次のとおりとされた。主な項目を要約した。

（一）嬬恋ゼミナールセンターの整備（父兄会関係）
（二）東松山グラウンドの補修整備
（三）宮鼻グラウンドの整備
（四）第一高等学校のラグビー場・野球場の整備
（五）附属盈進学校の分離移転にともなう校地整備

たとえば、嬬恋ゼミナールセンターでは一九七七年一一月にセンター管理棟・男子棟・食堂に続き待望の和室棟が父兄会の醵金によって完成し、落成式が行われている。ちなみに嬬恋ゼミナールセンターへ宿泊した利用者（学生および一般）は、一九七五年（五月以降）が五五〇〇人、一九七六年が一万一九〇〇人、一九七七年一〇月末が一万六一〇〇人で合計三万三五〇〇人となり、施設環境の整備にともなって、宿泊利用者も急増していった（「整備進む嬬恋センター」『大東文化』第二九一号、一九七七年一一月一五日）。

**金子昇理事長の学園理事会・評議員会（合同）での講演**

一九七七（昭和五二）年三月末の大東文化学園の理事会・評議員会（合同）で、第五代理事長をつとめた金子昇が行った講演「私学は経営機構を強化し、教育戦略を確立すべし」について、学園運営上の興味深い内容が示唆されていると思われるので、次に要約紹介しておきたい。これは、当該理事会議事録資料のなかに収め

られていた未公開資料であり、分量的には一〇項目からなるもので、題名に明示されているように、私学固有の教育的使命について述べられている。

一、現在、多くの私学は莫大な借金を背負い込み、その経営はいよいよ困難となり、理事、管理者はその解決に狂奔しているありさまである。なかには崩壊寸前のところもあり、自転車操業方法でやり繰りしているところが次第に増大している。それは、一般の企業にも似ているが、現在、企業は月間一五〇〇件ないし一六〇〇件という倒産が発生しているし、日本の私立学校も国家の財政危機の推移にしたがって、小規模の大学から逐次倒産していくのではないか。

二、私学は国立と違い、特徴、すなわち建学の精神と目的が確立していなければならない。この精神が失われたとき、すでにその私学は存在価値がないわけである。また、大学は学問研究の場であり、若い青年を立派に育成する教育の場であるが、同時に現代社会の欠陥や矛盾を指摘し、克服してつぎの時代を啓発する行動を示す使命をもっている。つまり、社会の正しい建設者たるの自覚が必要であって、たんなる学校屋であるならば、害こそあれ、なんら国家、社会に益するものでない。

三、教職員についても、同様のことが言えるのであって、建学の理念のもとに、青年教育に命をかける決意と、高くかつ深い学問研究がなければ、それはたんなるサラリーマンであって、教育者とは言えない。教育者とは、教えかつ育てるものであって、自らが高い人格と深い学問がなければ、できないことである。

［略］

八、これからのち、私学はいかにして保持し、発展していくか、その防衛は容易なことではない。ただ一つ言えることは、〝守ることより攻めに転ずる知恵が必要である〟ということである。企業でも、最近、経営力の再認識と高揚について、しばしば論議されているが、結局、経営者の首脳陣の資質にあることが指摘されており、不況長期化の打撃が大きい中小企業の分野では、とくに経営者の資質と実力が端的に業績格差となっていることが判明した。昭和四九年無配に転落した某会社が、同五一年度経常利益率において、一一・七％の驚異的発展を遂げた例があるが、その原因は、経営者の必死の信念と斬新な戦略と敏速に世の変化に対応する組織と社員の団結にあったと言う。

九、私立学校もよい意味での企業である以上、そうした会社経営の方法を研究する必要があると思う。とくに、石油ショック以来、一般企業はまず戦略転換をおこなうとともに人事を整理し、徹底した緊縮策を講じ、いっぽうでは大胆な新製品の製作を開発し、強引にこれを実施した。ところが、優柔不断で〝守る〟ことのみを主眼とした会社は結局崩壊していった。私立学校の経営も同じではなかろうか。

一〇、こののち、日本の前途はどのようになるかと言うと、おそらく世界各国からの圧迫と侵害が発生し、経済的な不振は政治不安となり、ちょうど大正末期の沈滞した時代に追い込まれる公算が多い。歴史は繰り返すというが、沈滞時代のつぎに起こる問題は、昭和史に明らかな通りである。日本は二度と失敗をせぬよう、現在ただ今から準備しておかねばならぬ。その基本はなんと言っても〝人〟であり、その〝人〟は教育によって育成する以外にない。前進しなければ後退する以外に方法はないのである。各人各様、意見はあろうが、分裂は破壊に通じ、団結は建設に過ぎると言う〝理〟をよく弁え、ともかく前進することである。

金子理事長は、緊縮財政を前提としながらも、必要に応じて私学固有の大胆な教育・研究上の施策を企画実践していくべきだと強調している。私学は、国立などとは異なった建学の精神・理念を有しており、次世代の青少年らを育成して、「現代社会の欠陥や矛盾を指摘し、克服してつぎの時代を啓発」していくような人材育成をその使命としていると言う。社会の正しい建設者たる自覚をもって、「たんなる学校屋」などでは断じてないとする。さらに、私学がどのようにして経営を維持しながら、教育・研究機能を発展させていくことができるのかという問いに対して、「前進しなければ後退する以外に方法はない」という考え方から、「必死の信念と斬新な戦略と敏速に世の変化に対応する」団結こそが、その鍵であるとしている。

## 二　学園の長期事業計画への着手

一九六〇年代後半（昭和四〇年代）までの急激な我が国の高等教育の拡大（大衆化時代の到来）に対して、国（文部省）としても確固とした全体的な計画性（グランドデザイン）をもって行政指導を実施していなかったために、高等教育機関の大都市圏への集中や私学の教育研究条件面の低下などの山積した問題が露呈した。そのために、適切に対応し均衡のとれた高等教育の持続的な発展と計画的な整備を目指し、一九七六（昭和五一）年三月に、国の高等教育懇談会（座長茅誠司日本学術振興会長をはじめ、大学関係団体の代表や財界幹部ら計一九名の委員）が初の試みとして、一九七六年度から八〇年度までの五年間の高等教育計画（昭和五〇年代前期・高等教育計画）を取りまとめ、続いて一九七九年一二月に、高等教育懇談会を継承する大学設置審議会大学設置計画分科会が、一九八一年度から八六年度までの六年間の高等教育計画（昭和五〇年代後期・高等教育計画）を公表した。これ

らの計画は、一八歳人口が一六〇万人前後で推移することが想定されるなか、入学定員超過の是正をはかりながら、大都市圏への大学配置の集中（不均衡）を抑制し、大学の計画的整備を進めることによって、教育研究条件の改善や地域配置の適正化などの高等教育の質的な整備の充実に努めることを強調したのであった。

一九七九年一二月の国の大学設置審議会大学設置計画分科会が公表した「高等教育の計画的整備について」（昭和五〇年代後期・高等教育計画）の考え方にもとづいて、理事会は「本学としても十分この線に沿いながら主体的に特色ある計画運営がされなければならない」とし、一九八〇年度を学園の長期教育計画・長期財政計画樹立の年度として定めるなど、次のとおり、同年度における学園運営の基本方針を明らかにし、「昭和五五年度事業計画」および「昭和五五年度予算編成の基本方針」が、一九八〇年三月の本学園理事会にて承認された【資料Ⅸ－1－3】【資料Ⅸ－1－4】。

（一）昭和五五年度を長期教育計画・長期財政計画樹立の年度とする
（二）教育・研究の内容充実と特色化の推進
（三）財政基盤の確立と財政運営の永続的安定への指向
（四）省力・省エネルギーによる経営の合理化と経費の節減
（五）国際性豊かな学園への発展
（六）スポーツ振興策の充実

この基本方針に従って、事業計画も次のとおり定められた。主な要点を列挙した。

（一）企画調査室を新設して、将来に向けての長期教育・財政計画を企画立案する。
（二）大学研究振興基金として八億円を充当し、研究の計画化および永続化をはかる。
（三）東松山校舎を拡充させるため、用地買収予算を六億円（二万坪）計上する。
（四）体育振興基金として三億円を充当し、スポーツ振興の計画化および安定化をはかる。
（五）大型コンピューターを学園事務に導入し、昭和五六年度から全学の機械化をはかる。
（六）国際交流や海外研修を促進するために、学務局に国際部を設けて関係予算の増額をはかる。

**学園長期事業計画（昭和五六～六五年度）の策定**

企画調査室では、学園の分掌に則って発足当初より委員二〇人からなる事務レベルの協議会形式による企画調査懇談会を設置し、この組織を核として東松山キャンパスや板橋キャンパスの懸案事項などについて協議検討を重ねていった。企画調査懇談会では、関係する各部署担当らの助言なども踏まえながら、一九八〇（昭和五五）年一二月に「学園長期事業計画概要案（昭和五六～六五年度）」を理事会に報告した。六〇周年の一九八三年度を機に学部増設を実施する前提として、東松山キャンパスの再開発事業の計画を遂行する必要があるとした。これを受けて、同月の理事会で基本的方向が了承され、東松山キャンパス開発計画基本構想書が策定され、翌年八月、東松山キャンパス拡張用地の開発行為許認可手続きにつき、東松山市長ならびに埼玉県知事宛に事前伺いがなされた。さらに学園の長期事業計画については、小委員会を設けて多角的な検討を進めた。学内で検討を重ねた結果、一九八二年一月「学校法人大東文化学園長期事業計画（昭和五六～六五年度）」

が策定されたのである【資料Ⅸ－２－１】。この「学園長期事業計画」では、国の高等教育施策が大都市集中の抑制と地域配置の適正化を促進する方向であり、本学としても「首都圏の既成市街地における工業等の制限に関する法律」（「工業（場）等制限法」一九五九年）との関連において、新学部の増設も含めた教育環境の整備は、既存の東松山キャンパス北側隣接地を拡張するといった、東松山キャンパスを中心にしたものを想定せざるを得ないとされた。

**東松山キャンパス開発構想**

東松山校舎の再開発事業は、一九八二（昭和五七）年一一月より県道北側の隣接地七万七七五一・三二坪の土地を取得し、翌年七月に開発拡張を進めて造成工事が着手された。本事業は、一九八〇年末の理事会において承認された、長期事業計画の東松山キャンパス開発の基本事項にもとづいて推進された。

新学部の増設や既存学部・学科の増員を検討していくうえで、本学の校地・校舎は、在学生の実人員に照らして、すでに設置基準に満たなくなっていた。そこで理事会は「長期事業計画」に沿って、学部増設の前提となる東松山キャンパスの開発事業を、一九八三年度に迎える創立六〇周年記念事業の一環として位置付け、その構想規模や教育効果において、将来的な発展の使命を制する一大事業という認識であった。地元地域社会との連携・交流を基調とした埼玉県にある私立大学として東松山市にその礎を求め、より理想的な教育環境において、ほかにかけがえのない特色ある文科系総合大学として飛躍的な発展を模索することは、全学挙げての宿願であり、目的達成のために不退転の決意でこれに臨むと決意したのであった。実際、東松山市や埼玉県といった行政当局に提示した計画の概要については、計画の基本理念を、「本計画にあたって、既存の学校施設の有

効利用をはかり、併せて自然の地形に十分調和し、緑のなかに校舎が点在するような計画といたしました。地形の変更は、最小限に止めるように各施設を配置し、現況の緑を可能な限り保存すると同時に、積極的な緑化を考え、自然破壊、公害の発生、周辺への悪影響の防止などを第一義に考え、このキャンパス開発計画が、地域社会の向上にかならず貢献できると考えております」とした本学の基本姿勢を挙げている。さらに、この計画の留意点についても、「一、開発行為にともなう地形の変更を、最小限に止めることによって、現況緑地の保存に努め、かつたんなる消極的保存ではなく、積極的に整備育成していくことを基本とする。二、防災、汚水処理等に関する処理も万全を期する。三、周辺地域社会との調和をはかり、かつまたその文化・教育に十分貢献できるための施設として考える」という三大方針にもとづいて、開発を進めたのであった。

一九八四年一一月、東松山校舎建設の起工式が行われた。東松山校舎の建設工事は、開発造成工事の八五パーセントにあたる第一期分として、校舎二棟・研究棟・図書館・講堂・エネルギー棟・守衛棟・オーバーブリッジ（県道横断歩道橋）・体育館が一九八六年二月に竣工、開発造成工事の残り一五パーセントにあたる第二期造成工事は、一九八五年七月から着手され、既存の厚生センター・武道館・シャワー棟を解体し、室内プール棟・管理棟・食堂・学生ホール等が一九八八年三月に竣工した。着工から足かけ七年目のことであった。

## 第二節　新学部（国際関係学部）の設立

「学校法人大東文化学園長期事業計画（昭和五六～六五年度）」（一九八二［昭和五七］年一月）を見ると、東松山キャンパスの開発計画とともに、創立六〇周年を迎える一九八三年度に申請手続きを行うと企図された本学第五番目の新学部は、当初旧東亜政治経済科の伝統を受け継ぐ国際政治経済学部（国際政治学科・国際経済学科）として構想されていた。すでに、一九八一年一一月、本学の長期事業計画小委員会では、新学部の構想をめぐって、国際色豊かな教養学部、または国際関係学部（国際関係学科・国際文化学科）、あるいは国際政治経済学部（国際政治学科・国際経済学科）を設けてはどうか、といった有力な選択肢を挙げ具申報告していた。それを受けた学園振興発展計画特別委員会が、同年一二月に、本学の歴史を活かしかつ本学の特色を明確化させるのであれば、アジア・アフリカ圏を中心とした幅広いカリキュラム編成を有する、国際政治経済学部の設置が先進的でもっとも適当であろうと、理事会に対して答申を行ったのである。

実際、「学校法人大東文化学園長期事業計画（昭和五六～六五年度）」では国際政治経済学部（国際政治学科：学生定員一五〇人、国際経済学科：学生定員二〇〇人）の校地・校舎キャンパスは、全学年を東松山キャンパスに定めるものとし、教員組織については、国際政治学科一四人（うち、教授七人以上）、国際経済学科一四人（うち、教授七人以上）の計二八人（うち、教授一四人以上）とされていた。国際政治経済学部の設置趣旨も、「建学の精神の具申化を通して、特色ある私学としての位置づけを確立するため、旧東亜政治経済科の伝統をうけ継ぐものとして構想し、日本人としての確固たる倫理観・価値観をもち、かつ豊かな国際感覚と教養とを備え、

国際社会で活躍し得る実践的人材の養成をおこなう」としていたのであった。

## 一　新学部（国際関係学部）の設置認可申請

理事会の承認を得て、この新学部構想は進められたが、一九八三（昭和五八）年七月の段階で、国際政治経済学部の設置申請を取り止め、新たにアジア圏（東アジア・東南アジア・南アジア・西アジア）を対象とする、国際関係学部（国際関係学科・国際文化学科）の設置が、翌年七月下旬に申請された（「大東文化大学国際関係学部設置認可申請書」）。なお当初の設置申請を取り止めた経緯や問題点などについては、資料的な制約もあり明らかでない。『大東文化大学七十年史』（一九九三［平成五］年）では、この点について「学内外の諸般の状況および諸条件が整わず」と記されているだけである。

設置認可申請書のなかで、「国際関係学部設置の趣旨およびとくに設置を必要とする理由」として、まず新たな時代に即して、国際協調を前提とした国際間の相互理解を促進していくためには、「海外諸地域の政治・経済・社会構造と文化的基盤等についての正しい知識を備え、これらに対して正しい理解と認識、さらに応用する能力をもつ人材」、すなわち国際的ジェネラリストの養成が必要であることが強調されている。

そして、「このような各地域についての総合的知識・理解力と実践的能力を有する人材を養成するには、専門分野諸学の基礎の確立、そのうえに立脚しての関連諸学におよぶ学習・研究、同時に深味のある地域研究と比較研究、さらに地域言語の徹底的な修得、これら整合性をもって進めなければならない。これらの人材の養成は、当然政治・経済・社会・文化・言語等、幅広い学際的な教育・研究のなかでおこなわなければならず、従来の専門体系型の学部組織によっては成しがたい」として、学際的教育・研究組織確立の必要性を訴えてい

る。本学では、既設学部として外国語学部が設けられているが、「その目的とするところは、直接的には外国語自体の教授・研究であり、外国語を通じての当該国・地域に関する知識と理解の促進にある」とし、その一方で、新学部として設置される国際関係学部での「外国語教育は、前記諸学の知識・理解を駆使し、実践的活動をおこなうのに際しての一種の道具としてのものであり、その目的とするところは自ら同日の論ではない」としている。

さらに、本学では、「設立以来、東洋研究を通して、東西文化の比較研究とその融合とを目指してきており、また旧東亜政経科においては、国際社会において活躍し得る実践的人材の養成をおこなってきた実績を有している。本学のこの伝統と実績とを批判的に継承しつつ、アジア地域を中心とし、中近東等主として発展途上国の地域のスペシャリスト養成を目指し、新たな学際的な教育・研究の組織を設置し、もって本学の建学の精神を具現化し、また国際化に対する社会的要請に対応したい」とし、国際関係学部の設置は、新時代に即した本学の建学の精神の具現化にほかならないとしていた。

なお、設置認可申請書類のなかでは、新設学部に対する学生確保の見通しについても言及されており、「新設学部の入学者として、とくに性別に関連した条件を付することはしない」とし、本学既設の学部である外国語学部（中国語学科・英語学科）が新設学部と類似されると想定されているが、同学部入学生（一九八四年度）の男女比率は、六四・五：三五・五が一つの目安といえ、「新設学部の国際文化学科のカリキュラムが人文科学系の内容である点、若干女子の入学者増加が予想され、男女比率については六：四の割合を想定している」と述べている（大東文化大学国際関係学部設置認可申請書関係資料）。

国際関係学部（国際関係学科・国際文化学科）は、二年間の審査を経て一九八六年四月、在学生の全学年を東

松山キャンパスに置き、本学第五番目の学部として設置された。設置認可にあたっての、文部省側からの本学への留意事項は、「一、設置の趣旨が活かされるよう、履修モデル等についてさらに検討すること。二、海外での現地実習について、教育効果があがるようさらに検討すること」であった。

### 新学部設置に際しての学内コンセンサス形成への動き

発展途上国を含めたアジア各地域におけるスペシャリストの養成と国際化に対する社会的要請に対応すべく設置された国際関係学部の教育・研究の特色としては、国際関係論と地域研究を中心に据え、その対象地域をアジア、とくに東アジア・東南アジア・南アジア・西アジアの四地域に限定していることが挙げられる。国際関係学科（入学定員一〇〇人）では、国際関係についての基礎的理解を有しつつ、アジア各地域の政治・経済・社会事情に精通し、かつそれぞれの地域言語を駆使できる人材養成（教養学士）が目的とされ、国際文化学科（入学定員一〇〇人）では、世界の文化について多面的視野を有しつつ、アジア各地域の文化・歴史・芸術に精通し、かつ地域言語を駆使できる人材の養成（教養学士）が目的とされた。

在籍学生に対しては、基本的な学問的訓練のほかに、アジア地域の諸言語の学習を義務付け、三週間を目安とした現地研修を課すことにした（磯崎定基国際関係学部現地研修委員会委員長「現地研修制度について」大東文化大学国際関係学部編『アジアに学ぶ』［一九八八［昭和六三］年度現地研修記録］一九八九［平成元］年）。国際的ジェネラリストに対する社会的な需要の増大傾向もあって、国際関係学部の卒業生らについては、国際的な公務員・海外進出企業の商社員・国内総合商社員やマスコミ海外通信・派遣員、国際交流団体職員・国内外の日本語教師・通訳等の業種への人材の供給を目指した。

なお、本学の合同教授会の議事録資料（「新学部の設置について」一九八四年三〜四月）を見ると、本学園全体の経営上の観点から、長期事業計画の一環として、新学部の設置が策定され進められるにあたって、合同教授会としても、教員側との十分な協議やそのための共通理解・コンセンサスをはかるよう、繰り返し強調して理事会側に求めていた。そのような要請に対して、理事長や学長・常務理事らからは、新学部設置の許認可に関わる「文部省の意向を汲みながら」、独断専行をすることなく、本学の「教学権が軽視・侵害されないよう十分配慮する」として、「必要な関係情報をできる限り迅速かつ適切に学内に開示していく」との回答説明がなされていた。

もっともすでに、一九八二年一月の理事会においては、学園の長期事業計画をめぐっての議論のなかで、時枝満康理事から「総合大学としての利点が計画内で十分に活かされていないのではないか」という指摘や、学長もつとめる池田末利理事から、「教学側では長期事業計画に関して、大学の浮沈や、財政的な面などについても種々の心配がある」という意見開陳があった。それらに対して、大西経信常務理事や下田博一理事らから、「前提として学部間の有機的結合が重視されなければならないと考えており、新しい事業に着手する際には必ず賛否の意見もあるので、相応に適切な対応措置をはかるものとし、適正な計画にもとづいて、多くの教職員らのコンセンサスを得るような努力を欠かさない」などといった回答がなされていた。

### 二　国際関係学部創設時の関係者らの証言

国際関係学部の創設期について、基本的な文献である『国際関係学部二十五周年記念誌』（大東文化大学国際関係学部、二〇一一［平成二三］年）を参考にしながら、少し触れておこう。同記念誌のなかでの国際文化学科

教授をつとめた生田滋の指摘によれば、円高と割引航空運賃の導入によって、我が国の国民一般にも海外旅行というものが日常生活の一部となり始めたこの時期に、本学においても香坂順一学長らを中心として、当時アジア経済研究所に勤めていた小島麗逸（後に国際関係学部教授）などの協力を得て、新学部開設のマスター・プランが作成され始めた。新学部の設立にあたって、本学は創立以来、その基本方針として、アジア・中国研究を推進してきた伝統や実績がある。しかし、すでに本学では、文学部に中国文学科、外国語学部に中国語学科があって、附属研究機関としても、東洋研究所が存在しているので新学部設立に際しては、既設の学部学科や研究所とは一線を画したいといった新しい構想が強く求められた。これまでの本学でのアジア・中国研究は、どちらかといえば古典研究が主流であった。新学部では、これと並行して現代アジア研究を発展させるものでなければならず、ほぼ中国研究に限定されていた研究対象も「アジア全体に拡大させていくべきである」という関係者らの認識であった。またアジア地域全体を包括的に研究・教育する場合、アジア地域の特定の個別国に関するコースを開設するよりも、アジア地域全体の動向を世界の動向との関連において総合的に研究・教育するような陣容を構築すべきであるとの認識から、新学部の名称はアジア研究も含めた意味での国際関係学部とし、国家あるいはそれに準ずる団体相互の関係を分析し、その背後に存在するさまざまな基本原則を明らかにすることとした。なお国際関係学科・国際文化学科の二学科は、国際関係学科が社会科学分野を、国際文化学科が人文科学分野を主として扱うものと想定された。

　このような構想のもとで、採用教員の選考が検討され進められた。本学他学部学科から移籍、他大学の転出転入の割愛を受けた者も存在したが、多くの教員はアジア経済研究所などの研究機関や新聞社などに所属していた者であった。この学部設置にあたり、限られた申請期間による文部省側との密な交渉から、当初教員の公

募を控えていたが、順次教員体制の充実を幅広くはかる観点から、公募を行って教員を採用することを本学の基本的な姿勢としていった。生田は、本学で第五番目に設立された国際関係学部の性格は「いわばアメリカでいう『カレッジ』、すなわち一般教養を基本として、人文・社会科学研究のための基礎的訓練を行う教育機関の性格に極めてよく似ている」と指摘している。

また同じく、国際関係学科教授をつとめた多田博一は、開設当時のカリキュラムなどの特徴について、本学に設立された国際関係学部は他大学の類縁学部とは異なり、「教育研究の対象領域を世界の諸国家間の政治関係、法律関係や経済関係ではなく、アジア地域およびアジア地域を構成する諸国それぞれの総合的理解と国際的位置づけに的を絞っていた」という。一九七〇年代から顕著になってきた新興アジア諸国の政治・経済・社会の変動を、それぞれ独自の文化・歴史・芸術の伝統をもつアジア諸国それぞれの主体的立場に即して理解するために、国際関係学科と国際文化学科の二学科制が敷かれたことが国際関係学部の特徴であり、国際関係学科と国際文化学科との関係性は、それぞれ個別で独立しているというよりも、相互補完的なものであったとしている。

### 国際関係学部設置準備委員らによる新学部設置の抱負

国際関係学部が本学で開設されるにあたって、当時の国際関係学部設置準備委員会委員らが「国際関係学部が目指すもの　教育理念・特色と抱負」を記している（『大東文化』第三七三号、一九八六［昭和六一］年一月一五日）。国際関係学部設置準備委員・東洋研究所研究員教授（後に初代国際関係学部長）をつとめた佐藤武敏は、まず一九八五年二月に本学で発表された、長期教育・研究計画策定委員会第一小委員会（教育・研究理念検討

小委員会）の報告書で、本学が国際関係学部を新設する背景や同学部が目指すべき方向についても明確に示しているとし、「国際的な視野をもち、世界の文化の進展と人類の幸福の実現に寄与できる有為な人材を育成する」としている。アジア諸地域にわたって教育・研究を行う教育機関は、当時としては異色であると謳い、その教育課程では、まず各種の地域言語を半期授業によって集中的に教育し、それに加え、地域研究とその演習に重点を置き、先進諸国からの立場や視点ではなく、アジアの国々の立場から国際問題を考える必要があるという観点から、専門体系が考えられているのだと強調する。さらに、演習の仕上げとして、現地研修も設けられている。これは、現地での実体験から、その国民性や国民感情を肌感覚で実感させるとともに、国際人としての行動力を身に付けさせることを企図しているものであると述べている。

また同紙面で小島麗逸も、歴史的に見て日本は単一民族国家で「人種や人格の相違、地域差から価格差を生み出しているのを画一化していくのが資本主義であり、社会主義である」とし、我が国は「一九五〇年代の高度経済成長以後」画一性を強調してきたが、「このような社会に慣れ親しむと、ほかの社会を画一的な価値基準でしか見なくなる。多様な側面を切り捨てがちである」と警告した。アジア諸地域は、元来実に多様性を有するが、我が国の工業化の浸透・普及によって、画一化という物差しをアジア諸国に押し付けているのではないかと注意しているのである。そして、「新たな文明の訪れは、工業的な画一化のなかからは生まれない」として、「画一化への反抗の拠り所は、それまで地域ごとに形成されてきた多様な価値体系間の交渉、そしてその伝統の革新のなかからしか始まらない」と述べている。

さらに、国際関係学部設置準備委員・東京外国語大学教授（後に国際関係学部教授）の中島慰も「東南アジアの貧困－経済開発－累積債務－貧困の悪循環といった負の連鎖を断ち切り、真の近代化を果たすためには植

民地経済の後遺症からの離陸にある」とする。さらに「後遺症からの完全離陸のためには、その歴史的・文化的背景の学問的分析・解明が必要である」という。中島いわく「しかしながら、これに対応すべき日本側の支援協力体制は、いまだ十分であるとは言いがたい。我が国の国際協力、国際交流のあるべき未来像を探究すべき使命が、本学の国際関係学部に負託されていると自負しなければならない」と強調している。さらに、「上述のごとき要請に応えて、新年度発足せんとする本学の決断には、心からの敬意と賛意を表明するものである。新学部発足の際には、先輩となる学生諸兄姉も、新入生に対して理解と温かい励ましの手を差しのべていただけるよう心から切望してやまない」と、新学部発足へ向けてエールを送っている。

### 三　国際関係学部の教員編成およびカリキュラム

国際関係学部が開設された一九八六（昭和六一）年度から八九（平成元）年度までの専任教員編成は、【資料Ⅸ－6－3】のとおりであった。

また学部開設当時のカリキュラムについては、【資料Ⅸ－6－1】で示したとおり、基礎共通部門・地域研究部門・地域言語部門・関連専門部門・自由選択部門・卒業論文から構成された。

## 第三節　学生定員の増加と臨時定員増

### 一　国の一九八六年度以降の高等教育計画

一九八四年六月、国の大学設置審議会大学設置計画分科会は、一九八六年度以降に一八歳人口が第二次ベビーブームで一九九二年に二〇五万人に達し、一九九三年度以降の急減も考慮しながら、量的な定員整備をどのようにはかるかが課題とされ、高等教育機関の臨時定員増を計画的には四万四〇〇〇人と想定した施策として、一九八六年度から一九九二年度までの七年間の新高等教育計画を示した。これを踏まえ、文部省は「昭和六〇年代計画」（昭和六一年度以降の高等教育の計画的整備について：一九八四［昭和五九］年六月）にもとづき、高等教育機関の質的充実と併せ、恒常的定員増と期間を限った定員増（臨時定員増）による量的充実を推進することとした。

実際、一九九二年度までの臨時定員増は一一万二五六八人、恒常的な定員増も七万八一四八人となり、合計で一九万七一一六人の入学定員の増加が実施されたのであった。

この一九八六年から九二年の七年間は、「大学にとっては、〝天国〟であり、〝バブルの時代〟でもあった」とされ、「ゴールデンセブンの時代」とも称された（佐藤龍子「大学『ゴールデンセブンの時代』と臨時的定員政策を考える」、同志社大学人文科学研究所『社会科学』第七八号、二〇〇七年）。

文部科学省『学制百二十年史』（一九九二年）は、「昭和六一年度以降の高等教育計画」を挙げ、高等教育のさらなる質的な充実として、「時代の動向を反映して、情報科学・情報処理や国際文化・国際教養等今後の人

材養成の需要の大きい分野の学部、学科の新増設が行われた」と記し、さらに女子学生の高等教育機関への進学率が男子を上回ってきたこともこの段階における特徴であった、としている。実際、一九九〇年の大学および短期大学への進学率を見ても、三六・三パーセント（男子三五・二パーセント、女子三七・四パーセント）で、続く一九九一年の進学率は三七・七パーセント（男子三六・三パーセント、女子三九・二パーセント）、一九九二年の進学率は三八・九パーセント（男子三七・〇パーセント、女子四〇・八パーセント）、一九九三年の進学率は四〇・九パーセント（男子三八・五パーセント、女子四三・四パーセント）であって、明らかに女子の進学率が男子のそれを上回っていた。

## 二　恒常的定員増の入学定員と臨時定員増

このような情勢下で本学も、恒常的定員増の入学定員として、一九八三（昭和五八）年四月には文学部中国文学科一〇〇人→一五〇人、文学部英米文学科一〇〇人→一三〇人、経済学部経済学科三〇〇人→四五〇人、経済学部経営学科二〇〇人→三〇〇人、外国語学部中国語学科八〇人→一二〇人、外国語学部英語学科一二〇人→一八〇人とし、一九八四年六月末における収容定員の増加申請が、同年一二月に「入学定員を厳守すること」として認可された。さらに一九八五年四月には法学部法律学科の定員を二〇〇人→二五〇人とすることを申請し認可された（「大東文化大学収容定員関係学則変更認可申請書」）。

### 本学における臨時定員増

恒常的定員増に加えて、一九八六（昭和六一）年度より文学部を除く三学部（経済学部・外国語学部・法学部）

において現定員を約一・四倍に増加させる、いわゆる臨時定員増の計画を申請し、一九八五年一二月付で認可された。この臨時定員増によって、経済学部経済学科四五〇人→六〇〇人、経済学部経営学科三〇〇人→四〇〇人、外国語学部中国語学科一二〇人→一八〇人、外国語学部英語学科一八〇人→二七〇人、法学部法律学科二五〇人→三五〇人と定められた。

一九八五年一二月下旬に認可された本学の臨時定員増申請について少し見ておこう。建学の精神にもとづき、学問の理論と応用を教授・研究して、真理と正義を愛する自主的精神に満ちた良識ある人材を育成し、文化の発展と人類の福祉に貢献することを目的とした本学において、申請した該当三学部（経済学部・外国語学部・法学部）の教員担当科目は、【資料Ⅸ－7－1】で示すとおりであった。

なお申請書に示されている該当三学部の教員構成は、経済学部経済学科：専任教授一七人・専任助教授九人・専任講師二人・兼任講師一三人、経済学部経営学科：専任教授一三人・専任助教授七人・専任講師二人・兼任講師一四人、外国語学部中国語学科：専任教授六人・専任助教授五人・専任講師一人・兼任講師一三人、外国語学部英語学科：専任教授六人・専任助教授四人・専任講師三人・兼任講師九人、法学部法律学科：専任教授一五人・専任助教授五人・専任講師一人・兼任講師一六人、であった。

この申請において、本学は「学則変更の趣旨および学則変更を必要とする理由」について、大正期に私立専門学校として創設され、戦災被害（多くの図書資料や施設設備など）もありながら、一九四九年に新制の私立大学として再出発を行ったが、「失ったものがあまりにも過大であったがため、このことがつねに経営面に影響し、今日もなお安定経営のための基盤が確立されているとは言えない」と振り返っている。その一方、学生の志願者数の動向を見ると、「丙午（ひのえうま）の昭和六〇年度を除いて、昭和五五年度以降の志願者数については、その間

における地方入試制度の廃止など、試験回数を減らしたにもかかわらず、さして大きな影響も出ず、ほぼ安定推移を示すようになった」とし、「専任教員数は、つねに基準数をはるかに上回る数を配置してきている。また、昭和五六年度以降においては、大学経営上から見て、適正な入学者数の確保を望みながら、入学定員との対応を考慮し、入学者数は定員の一・三倍を上限とすることに目標を設定し、ほぼこの目標を達成してきている」と自負している。しかしながら、「ほかに伍し優れた教育研究のための環境を保持していくため」の私立大学の宿命として、「つねに教育研究のための諸条件の整備充実をおこなっていかなければならないと同時に、社会的ニーズ（とくに、昭和六一年度以降の大学進学者増への対応）に応えていくことが公共性をもつ私立大学の義務でもある」と認識している。今後、一〇年間にわたる進学者数の増加動向を前提とした、期間を付した収容定員増（臨時定員増）の受け入れをはかるためには、本学としては、「志願者数の安定性、専任教員の配置状況および施設設備の保有状況等から見て、現収容定員の一・五倍程度までの収容能力をもっており、大学進学者の激増期への対応条件は十分であり、かつ収容定員を増加することによって、経営基盤安定の助けとなり、教育研究条件の整備充実の実現性をより高めることとなる」として、期間を付した収容定員の増加にともなう認可申請を行ったと述べている。

またその後も、本学では段階的な臨時定員増を行い、一九九一（平成三）年四月には文学部教育学科一〇〇人→一二〇人、法学部法律学科二五〇人→三〇〇人、法学部政治学科一〇〇人→二〇〇人とし、一九九二年四月には外国語学部中国語学科一八〇人→二〇〇人、外国語学部英語学科二七〇人→三〇〇人と定めたのである。この時期の臨時定員増の上位二〇大学はいずれも私立大学であり、その上位三大学は、立命館大学の臨時定数一四五〇人を筆頭に、龍谷大学（一四一五人）・近畿大学（一三八〇人）の西日本の私立大学であった。そ

れに続く上位大学として、帝京大学（一三五〇人）・同志社大学（一〇五〇人）・大阪産業大学（九五〇人）・東京農業大学（八八〇人）・駒澤大学（八七〇人）・明治大学（八七〇人）・関西大学（八七〇人）・神奈川大学（八〇〇人）・大阪学院大学（七五〇人）・九州産業大学（七四〇人）と挙がり、大東文化大学は、臨時定員増七二〇人で第一四位を占めた。この時期の臨時定員増は、数字の上から見ても、日本の私立大学が国公立大学と違って、一八歳人口の急激な増加に対する特異な調整弁機能を果たしていたことを物語るものであろう。大東文化大学も、その役割を期待され、実際に果たしたことになる。

### 三　一九八六年度の入学試験結果

国際関係学部も新設された一九八六（昭和六一）年度の本学一般入学試験の結果に触れておこう。志願者総数は一万九五五五人で、対前年度（八五年度）比の二三・五パーセント増加（三七二〇人増）であったが、入学定員（臨時定員増と新設分を含む）が対前年度比三六・三パーセント増（七〇〇人増）のため、結果的には全学部平均倍率は前年三・五倍からこの年三・〇倍となった。なかでも、文学部教育学科四・六倍、経済学部経営学科が三・七倍と高く、とくに新設の国際関係学部（定員国際関係学科一〇〇人・国際文化学科一〇〇人）は既設学部入試より約一ヶ月遅れの入試となったが、国際関係学科六・九倍、国際文化学科四・八倍で新設学部ながら受験生らの人気を博した。募集人員総数二六三〇人に対して、実際の入学者総数二六二八人（うち女子六三一人）であった。

この一般入学試験に加え、推薦入学試験による入学者数は、文学部日本文学科（一般指定）六一人、文学部中国文学科（指定校）七人、外国語学部中国語学科（指定校）二二人、外国語学部英語学科（指定校）二四人、

法学部法律学科（指定校）一九人の総数一三三人で、大東文化大学第一高等学校推薦入学試験による入学者数は、文学部日本文学科一〇人、文学部英米文学科二人、文学部教育学科三人、経済学部経済学科三六人、経済学部経営学科二四人、外国語学部中国語学科九人、外国語学部英語学科七人、法学部法律学科二六人、国際関係学部国際関係学科一一人、国際関係学部国際文化学科一〇人の総数一三八人で、外国人留学生入学試験による入学者数は、文学部日本文学科三人、文学部教育学科三人、経済学部経済学科一四人、経済学部経営学科一六人、外国語学部中国語学科一人、外国語学部英語学科六人、法学部法律学科一人の総数四四人（台湾二七人、中国二人、韓国八人、マレーシア三人、トンガ二人、タイ一人、香港一人）であった（「昭和六一年度入試結果」『大東文化大学　八七　受験ガイド』大東文化大学入試センター）。

**学生納付金（一九八六〜八九年度）**

当時（一九八六［昭和六一］〜八九年度）の、学生一人あたりの学生納付金について触れておこう。

一九八六年度では、入学金一四万円、授業料四八万円、施設費一六万円、保健体育費二〇〇〇円、図書費二〇〇〇円・暖房費二〇〇〇円の計（入学時納付金）七八万六〇〇〇円。

一九八七年度では、入学金一五万円、授業料五〇万円、施設費一六万円、保健体育費二〇〇〇円、図書費二〇〇〇円、暖房費二〇〇〇円の計（入学時納付金）八一万六〇〇〇円。

一九八八年度では、入学金一六万円、授業料五二万円、施設費一六万円、保健体育費二〇〇〇円、図書費二〇〇〇円、暖房費二〇〇〇円の計（入学時納付金）八四万六〇〇〇円。

一九八九（平成元）年度では、入学金一六万円、授業料五四万円、施設費一六万円、保健体育費二〇〇〇円、

図書費二〇〇〇円、暖房費二〇〇〇円の計（入学時納付金）八六万六〇〇〇円であった。

## 第四節　教育課程と大学院・研究所の整備、国際交流の充実

### 一　大東文化大学附属盈進幼稚園・小学校・中学校・高等学校の分離

一九七七（昭和五二）年七月に学校法人盈進学園の設立が認可されたことにともない、大東文化大学附属の盈進高等学校・中学校・小学校および幼稚園の設置者が、学校法人盈進学園に変更されることが一九七八年三月末の理事会・評議員会（合同）において報告・了承された。盈進の諸学校は一九七二年四月以降、大東文化大学の附属学校として整備充実に努めてきたが、学校財政上では赤字状態が酷く、一九七五年三月の理事会の席上で、「文部省等ではこのような学校をもっていると、本学に対しておこなわれている補助金が、そのような経営状態の悪い学校にも流れているのではないかと心配している向きもある」とし、「今後の条件が整い、盈進学校が発展するため、また発展を期して、その兼ね合いを含めてこの問題を処理するものである」と、「盈進学校を切り離して独立法人とする」などの選択を検討していくことが指摘されていた。

ただし、本学と盈進学園との分離以後も、本学が盈進学園の一億五〇〇〇万円の手形を有し、本学の名称を今後盈進側が使用しないよう要請しており、一九八一年三月の理事会にて、次のとおり盈進側との交渉結果が報告されていた。

一、盈進学園は、盈進学園の校名として以降、大東文化大学名を使用せず、右にともなう寄附行為の変更、その他必要な処置ならびに手続きをおこなうとする。

二、盈進学園は、学園振り出しの約束手形金債務一億五〇〇〇万円のうち、金九九七八万八七四四円を支払うことを認め、右をつぎのごとく支払うものとする。

三、右のうち、六七七八万八七四四円は、盈進の大東文化学園に対する昭和五二年七月分離時における未調整金であり、計上されている盈進学園の負債金六七七八万八七四四円と対等額にて、これをもって相殺する。

四、残金三二〇〇万円は、昭和五六年三月三〇日までに大東文化学園の代理人弁護士方に持参または送金して支払うものとする。

## 二　本学の組織施設、教育・研究課程

新たな学部として一九八六（昭和六一）年四月に国際関係学部（国際関係学科・国際文化学科）が開設されたことはすでに見たとおりであるが、一九八八年四月には、附属研究機関として書道文化センター（一九六九年四月設置）を発展的に改組して書道研究所が設置された。

これにより大学は、五学部（文・経済・外国語・法・国際関係）一一学科（日本文・中国文・英米文・教育・経済・経営・中国語・英語・法律・国際関係・国際文化）と、大学院三研究科（文学・経済学・法学）・二専攻科（文学・経済学）・六研究所（東洋・書道・法学・経営・語学教育・日本経済）・二センター（情報処理・体育）・図書館・

別科（日本語研修課程）で構成されることとなった（『大東文化大学』一九八九［平成元］年）。

**教養課程**

当時の教養課程は、一般教育科目は人文分野七科目（哲学・論理学・倫理学・歴史・文学・美術・地理学）・社会分野五科目（法学・社会学・政治学・経済学・心理学）・自然分野七科目（数学・統計学・自然科学概論・生物学・物理学・化学・地学）・総合分野三講義（Ⅰ自然と人間・Ⅱ社会と文化・Ⅲ言語と文化）からなっており、なかでも総合分野では、三〜四人の教員が一つの共通テーマのもと学際的に講義するもので、テーマによっては学外の専門家も参加するユニークなものとなっていた。

外国語科目については、履修学生は学部学科ごとに開講されている二ヶ国言語以上を修得すること、保健体育科目は理論と実技からなっていて、必修科目として一・二年次生に課せられていた。

このほか、外国人留学生の教養課程では、日本語科目等（日本語演習一〜一一・日本事情一〜四）が開設され、これら留学生らが代替履修するのを「外国人留学生課程」と称した。

**大学院および専攻科**

大学院については、文学・経済学・法学の三学部の基礎の上に、それぞれの研究科が設置されていた。文学研究科は、本学で最初に設置された研究科である。歴史ある文学部の基礎の上に、一九六四（昭和三九）年、日本文学と中国学の二専攻の修士課程として発足した。一九六七年に中国学専攻が、一九七二年には日本文学専攻がそれぞれ博士課程を設置し、学位（博士号）授与のための研究指導体制を整備した。また一九七八年に

は英文学専攻が、修士課程を設置した。

経済学研究科は、一九七二年に経済学専攻修士課程として発足し、一九七八年には同専攻博士課程を設置した。履修カリキュラムでは、理論経済学・経済学史・経済史・経済政策・地域経済論・金融論・財政学・社会政策・会計学等、汎用的な経済学を把握できる構成となっている。実社会で専門的に活動できる経済学修士を多数送り出し、一九八七年度には初の経済学博士（課程博士）も誕生している。

一九七七年には、法学研究科法律学専攻修士課程が設置された。六法のほか、行政法・刑事政策・労働法・外国法・工業所有権法等、法律学全般を網羅するカリキュラムとなっていた。

専攻科については、一九五五年に設置した文政学専攻科を廃止し、一九七八年にあらためて文学専攻科と経済学専攻科が分離設置された。文学専攻科は、日本文学と中国文学の二専攻があって、経済学専攻科は経済学専攻で組織され、文学・経済学において専門課程の教授を行い、その研究指導をして専門技能者を養成することを目的としていた。修業年限は一年。高等学校二級の基礎免許があれば、高等学校一級の教員免許状（専攻に応じて、国語または社会）を取得可能であった。

**資格・免許取得（教職課程・図書館学講座・社会教育主事講座等）**

本学での資格・免許取得についても触れておきたい。まず教職課程については、大東文化学院として創設されると同時に、中等教員漢文科・高等教員漢文科の無試験検定の認可指定を受けている。戦後は、教育職員免許法等の規程にもとづき、各学部学科の教育課程に教職課程が併設されることとなった。つまり、教員の免許状を取得しようと希望する者は、各学部学科を卒業するために必要な科目単位のほかに、教職課程で定められ

た関係科目の単位も履修・修得しなければならないとされた。

一九八九（平成元）年時点で本学に設置されていた教職課程は、幼稚園・小学校一級、中学校一級、高等学校二級の課程（大学院・専攻科では、高等学校一級の課程）であり、取得できる教科は各学部学科の専門分野に応じて異なっており、卒業時に学士の称号を取得し、所定の教職課程を修了した者には、教育職員免許状が付与されるものとされた【資料Ⅸ－8－1】。なお一九八八年一二月には「教育職員免許法」（教免法）が改正され、本学で新教免法にもとづく新たな教職カリキュラムが実施されるのは、一九九〇年入学生からであった。

司書・司書教諭の資格取得のためには、図書館学講座が開講された。図書館学講座の前身は、一九六二（昭和三七）年に設けられた図書館学であり、教育学科が設置された一九七二年には図書館司書・司書教諭講座となり、後に図書館学講座となった。司書の養成については、一九八〇年代以降の図書館学の専門分化・高度化にともない、公共図書館以外の図書館や史資料室などでも、図書資料の情報管理の必要性もあってその需要が高まってきた。また司書教諭については、教員免許状と司書教諭の資格をあわせて所持していれば、教職志望者にとって、就職に有利であるともされた。司書および司書教諭の資格取得を希望するものは、専門科目の履修・取得が必要とされた【資料Ⅸ－8－2】。

社会教育主事の基礎資格を取得しようとする者のために、一九八一年に社会教育主事に関する講座が設けられた。社会教育主事は、都道府県および市町村の教育委員会事務局に置かれ、社会教育を行うものに対して専門的・技術的な助言と指導を与える専門職である。社会教育主事となる資格を得るには、社会教育に関する所定の科目単位を履修・修得し、社会教育主事補の職について一年以上経れば、社会教育主事になる資格が得られる。社会教育主事の基礎資格を取得しようとする者は、所定の科目単位を履修・修得しなければならない【資

料Ⅸ－８－３】。一部の科目は、教職課程や図書館学講座の科目と共通とした。

一九八〇年代後半の高度に発達した産業社会の到来にともなって、職業の専門化・高度化を誘引し、専門的な知識や技術を必要とする職業資格制度がクローズアップされてきた。資格の取得有無が、職務遂行能力の客観的な基準（指標）と位置付けられ始めたとも言える。資格の取得が、実利的な理由から重視され、自己啓発につながると見なされ、就職や転職・昇進や昇給といったキャリアアップにも有利に作用する、と考えられるようになった。大学卒業程度の学力で、受験または取得可能な国家試験ならびに資格について、主なものを本学学部との関連で掲げた【資料Ⅸ－８－４】。

**別科日本語研修課程**

別科日本語研修課程については、海外から日本の大学学部や大学院に入学を希望する者を対象として、日本語の短期間習得を目指す目的で一九七八（昭和五三）年四月に設置された。修業期間は一年。定員二〇人という少人数クラス編成で、個別的な理解状況を把握しながら、日本語の集中的・総合的な授業を行い、懇切丁寧な指導体制が取られた。個人の努力や成績に応じて、進学を希望する本学の学部への推薦入学（法・経済学部を除く）の道なども開かれていた。『大東文化大学』（一九八九［平成元］年）によれば、別科日本語研修課程での授業科目は、日本語演習（聞き方・話し方・読み方・文法・作文・発音・文字・ＬＬ）・日本事情・英語・体育実技とされている。

**国際交流の充実**

一九八八（昭和六三）年度の本学外国人留学生総数は一九八人（学部生一六七人、大学院生一四人、別科生一三人、交換留学生二人、聴講生二人。うち女子学生八二人）。国別の内訳を見ると、台湾一〇六人、韓国三五人、中国二四人、マレーシア九人、タイ九人、インドネシア三人、トンガ王国二人、サウジアラビア二人、香港（英国）二人、イラン二人、ビルマ一人、オーストラリア一人、アメリカ一人、モーリシャス一人であった。

本学はオーストラリアのグリフィス大学（クイーンズランド州ブリスベン）と交流協定を締結し、一九七五年以降毎年一人の校費留学生を本学から派遣する一方、グリフィス大学からの交換留学生も受け入れている。また本学は、北京外国語学院（北京市）との交流協定を一九八〇年七月に締結し、二人の校費協定留学生を派遣している（「北京外国語学院との相互交流協定事項の実施」は一九八一年二月の理事会にて報告された）。

大東文化大学と北京外国語学院は、友好協力の精神にもとづき、教師の養成や中国語および日本語教育等の分野において相互交流を進めるものとした。相互交流に関する協定事項は、【資料Ⅸ－9－1】に掲載した。

この交流協定の締結にあたって実務面での中心となったのが、香坂順一（一九七七年、中国語学科教授に着任）であった。香坂自身の証言によれば、まず自身が外国語学部中国語学科兼任講師であった一九七六年当時、「外国語学部は、当時設立後日が浅く、いわばまだ『市民権』を得ていない状態であった」とし、中国語学科の若い教員らが「一日も早く中国での長期滞在を通じ、しっかりした研究方向を確立してもらい」「所属する中国語学科が『市民権』を獲得しなければならない」と考えていたとする。そのようななか、一九七九年七月、金子昇から時枝満康へ理事長の交代があり、同年秋に外国学部の井上隆一と香坂が時枝理事長と一緒に会食懇談した折に、時枝理事長より「中国の大学と交流の道を開きたい」と要請を受け、香坂がその実務作業にあたる

ことを引き受けたとしている。

これを受けた香坂が、一九八〇年三月に中国を訪れた際に、北京外国語学院側に本学の要望を打診したのである。当初は時間がかかるものと想像していたが、「この件については、意外に返事が早かった。交流に関する協議に応じてもよいということであった」とし、同年五月には、香坂が具体的な交流協議のために北京を訪れた。北京外国学院との事前の実務協議では、「互恵平等を基本とし、しかも相互の要求をほぼ満足させる」前提で行いながらも、本学側の負担が重いのではないかと懸念もされたが、本学が北京に若い研究者を計画的に派遣していこうとする「根本の目的」をなんとしても成就せねばならないと考え、本学の理事会としても、「取るべき実はなんであるか」を念頭に置きつつ、具体的な交渉協議が進められた。最終的には、「細部にわたって、何回かの交渉がもたれたが、仮妥結までにはそう時間がかから」ず、一九八〇年七月、本学の時枝理事長・吉村外国語学部長らが北京に赴き、北京外国語学院と本学との相互交流協定の調印が行われたのであった。

この協定調印を受けて、早速同年七月から一ヶ月、大東文化大学から三一人の学生が、北京外国語学院の夏期中国語セミナーに派遣され、アジア圏での国際交流の本格的な動きとなった。一九七八年に日中平和友好条約を締結して日が浅い段階で、中国をその対象として国際化の一歩を踏み出したという意味合いは本学にとって大きいものがあった。大東文化学院時代からの歴史的な関係性も含め、「育んできた多くの中国人との友情という財産の形を変えて、大東文化大学に継承してもらった」と言える（香坂常務理事「協定締結まで　中国と結ばれ半世紀余り」『大東文化』第四〇五号、一九八九年四月一五日）。

**研究所（東洋研究所・書道研究所・情報処理センター・体育センター・学部附置研究所）**

研究所体制について、『大東文化大学』（一九八九［平成元］年）によって見ておこう。大学の附属研究所は東洋研究所と書道研究所があったが、東洋研究所は、本学創立六〇周年にあたる一九八三年にはその記念事業として、学術研究誌『Ex Oriente』（Ⅰ～Ⅲ）の復刻版の刊行・配布を行い、一九八八（昭和六三）年には、新しい形態で『Ex Oriente』vol.Ⅳを刊行した。vol.Ⅳには、日本文学二・中国文学一・比較農政研究一の計四論文が英文で掲載されている。

東洋研究所の目的は、アジアを中心とする人文・社会・自然の科学的調査・研究を行い、広く学術の発展に寄与するものとされている。この目的を達成するために、研究所は研究・調査の実施やその成果の出版、関係資料の収集・整理、研究会・講演会の開催などの事業を行うこととする。また、研究成果の発表のために、機関誌として『東洋研究』を発刊し、そのほかに資料集成を刊行している。

なお同研究所内における、一九八八年度の共同研究組織は、次のとおりであった。

明治大正期の東洋研究：古島和雄（研究代表者）ほか・研究員九人、中国古代神話学・哲学・宗教思想、インド哲学・思想史・中世仏教の研究：鉄井慶紀（研究代表者）ほか・研究員六人、歴史的に見た中国の対少数民族政策と少数民族の伝統的社会：加治明（研究代表者）ほか・研究員二人、中国革命重要資料集の刊行ならびに社会主義開放政策の研究：古島和雄（研究代表者）ほか・研究員六人、アジア諸国の指導者研究：村田克巳（研究代表者）ほか・研究員一二人、松方正義関係文書：大久保達正（研究代表者）ほか・研究員六人、昭和社会経済史料集成：永田元也（研究代表者）ほか・研究員四人、日中文学の比較文学的研究：遠藤光正（研究代表者）ほか・研究員九人。

また同年度に刊行された本研究所の資料集編集は、次のとおりであった。大久保達正監修、松方峰雄・加藤瑛子・前川邦生・兵頭徹・他編集『松方正義関係文書』第一〇巻。土井章監修、大久保達正・永田元也・前川邦生・兵頭徹編集『昭和社会経済史料集成』第一三巻。

次に書道研究所について見ておこう。大東文化学院の時代から中国学と書道の兼修を重視し、書道教育の充実に本学としてはとくに力を尽くしてきたが、戦後の新制大学となってからもその実績を継承し、一九六九年四月に大東文化大学書道文化センターが開設されたことはすでに述べた。以後、本学書道の窓口となって、月刊書道誌『大東書道』の刊行や全国書道展・書道講習会（講義と実技の併用）・書道公開講座などの多彩な事業を展開し、一九八八年四月には大学附属研究機関として、書道研究所へ発展的に改組された。

書道研究所は、書に関する学術調査・研究およびこれに関する諸事業を行い、書芸術・書教育の高揚発展に寄与することをその目的とし、その主な業務は次のとおりとされた。

一、調査・研究の実施ならびにその成果の発表および出版、二、資料の収集・整理および保管、三、講演会・講習会および展覧会等の開催、四、書教育に関する指導または助成、五、調査・研究の受託および指導、六、書に関する社会事業への協力

書道研究所の書に関する研究分野については、時代の推移とともに検討すべきものと言え、理論・表現・鑑賞など、次の分野をとおして研究を進めている。

一、書道芸術理論、二、書道文献学、三、書道史、四、臨書、五、創作、六、鑑賞、七、書道教育

一九七七年に設立された情報処理センター（現・学園総合情報センター）は、一九七六年四月に計算機システムFACOM230―28（富士通製）の導入によって設立された電子計算機室がその前身である。翌年四月、情

報処理センターとして組織改編され、一九八三年一一月にFACOM―M340Rを導入し、一九八五年一〇月にFACOM―M360にリプレースされ、さらに、一九八八年一〇月に板橋校舎および東松山校舎のそれぞれにFACOM―M760を導入して、学内施設の設備拡大を実現し、図書館の電算化にともなう内外情報検索の実現など、飛躍的な処理能力の向上をはかっていった。また同センターでは、全学対象のオープン利用を想定し、できるだけ多くの本学関係者らが利用できるように事業活動を進めた。同センターの主な事業は、一、電子計算機の利用に関する専門的研究、二、電子計算機の利用に関する教育、三、諸事業の機械化に関すること、であった。

一九八一年四月、体育センター規程にもとづいて体育センター（現・スポーツ振興センター）が設置された。体育センターは、体育活動の発展向上に努めて、学生らの体位向上と人間形成をはかり、全学生の士気高揚によって、我が国の大学スポーツの興隆に資するとともに、社会体育・国民スポーツの振興発展に寄与することを目的とした。同センターは、科学的な方法にもとづいて、本学の体育連合会や各運動クラブの諸活動の補導・監督など、課外スポーツ全般の助言指導にあたり、また体育振興のための各種事業を積極的に行うものであった。同センターには、所長・運営委員会・課外体育強化対策委員会などが置かれ、その円滑な運営がはかられている。同センターが関与している体育クラブは、陸上競技部・ラグビー部・レスリング部・柔道部・スケート部などの三〇数部余りにおよび、運動部の活動強化・育成とともに、全学的なスポーツ振興計画（全学ソフトボール大会・体育祭・五〇キロメートルウォーク・全学対抗駅伝大会など）を積極的に推進することに努めた。

このほかに、当時設置されていた学部附置研究所として、経営研究所・日本経済研究所・語学教育研究所・法学研究所がある。経営研究所は、一九八一年に経済学部附置の研究所として、会計および経営に関する理論

および実証的研究を行うことを目的とする経理研究所として設置された（一九八一年三月の理事会で承認）。さらに活動の実態に合わせ、一九八八年には経営研究所と名称変更された。経営研究所は、前記の目的遂行のために、次の各事業を行うものとされている。

一、研究成果の刊行および各大学・研究所との交流、二、関係資料の収集整理および保管、三、講演会等研究所の目的達成上で必要と認める事業、四、学生に簿記学の講座を開設し簿記検定試験を実施する事業

日本経済研究所（現・経済研究所）設立の基礎となったのは、一九八二年に開催された日本経済シンポジウムであった。以後、経済学部での共同研究成果を年一回シンポジウムで発表することとし、一九八七年四月、日本経済を中心とした実証的研究ならびに理論的研究を目的として、国内外の研究機関・研究者らとの交流を促進し、有益な共同研究をはかるために、経済学部附置研究所として日本経済研究所が設置された。日本経済研究所は、次のような事業を行うものとされた。

一、現代日本経済の実証的調査研究および国際比較、二、調査・研究資料の収集・整理および保管、三、国内外の研究機関（研究者）との交流および共同研究、四、研究会・講演会の開催または助成、五、調査・研究成果の刊行、六、日本経済シンポジウムの開催（毎年一回）

日本経済研究所における一九八八年度の共同研究組織は、次のとおりであった。

一、産業政策研究：鬼丸豊隆（主査）ほか三人、二、戦間期の日本経済と世界経済：石垣信浩（主査）ほか四人、三、財政・金融政策の分析：藤原碩宣（主査）ほか四人、四、日本とアジア諸国の経済発展の比較研究：斎藤一夫（主査）ほか三人、五、社会・労働政策・労働問題研究：神谷謙（主査）ほか三人、六、現代社会と経済思想：吉田憲夫（主査）ほか二人

語学教育研究所は、世界における主要な言語および言語教育の科学的な調査・研究を行い、言語研究の進歩・言語教育の向上への寄与および研究成果の社会への還元を目的として、一九八三年四月に外国語学部附置研究所として設置された。語学教育研究所の主な事業は、次のとおりであった。

一、言語の理論的研究および言語教育法の研究、二、調査・研究の成果の発表および刊行、三、研究会・講演会の開催または助成、四、社会に対する外国語教育活動、五、本学学生の海外語学研修派遣計画および海外からの日本語研修者の受け入れ

法学研究所は、法学部発足とともに設置されたが、一九七三年に駿河台研究室・板橋研究室・東松山研究室、一九七四年に高島平研究室（板橋第二校舎内）と開設整備され、法律専門職である裁判官・検察官・弁護士を目指す者のための司法試験および国家試験・地方公務員試験受験のための特別指導を実践的に行う場とされた。

東松山研究室は、一・二年次の学生を対象として、東松山校舎内に設けられたもので、前記の受験に必要な最低限度の基礎的学力を養うことを目的とした。法律学の基礎科目、とくに法学基礎・憲法・民法・刑法・政治学などについての特別講義および必要と認める場合には、論文試験の答案練習および講評を行っている。

板橋研究室は、基礎的学力を修得した三・四年次生を対象として、国家試験合格の実力を養うために、板橋校舎内に設けられたものであった。特別講義・演習は憲法・民法・刑法・訴訟法・行政法などの受験科目におよび、公開模擬試験や答案練習なども適宜併用されている。

駿河台研究室は、一九八八年一一月一日に板橋校舎へ移転されたが、同研究室の研究生は、各自専用の机を有し、毎日九～二一時まで意欲的な研究を行っていた。同研究室の講師には、斯界の権威とされる人物らが担当し、これら講師陣とのゼミ形式による討論・研究や答案練習が随時行われた。そのほか、研究生が独自に行

う自主ゼミの存在は、ユニークな研究方法として注目に値するものであった。

さらに、法学の学術的な研究および優れた法曹人の育成を目的として、一九八八年度からは法学部教員らによるアジア法研究・国際刑法研究・アジア地域における政治学研究・自由主義憲法の批判法学的研究といった四研究班が所内に設けられ、法学および政治学の共同研究が開始された。翌年度には前述の四研究班に加え、証券取引法研究・政治変動の比較思想史研究・医療に関する比較法的研究・比較憲法研究の四研究班が新設されている。

### 学内学会

このような研究所に加えて、各学部学科を単位とした学内学会が存在し、研究活動を行っている。原則として、当該部署に所属する専任教員や在学生・卒業生らを会員として組織されたもので、それぞれの専攻分野に関する研究ならびに研究成果の刊行・発表などを定期的に行っている。基本的に、本学の学生らが自主的に学会へ参加するという考え方のもとに運営・維持されており、主催行事の企画・研究成果の公表などをはじめとした、すべての活動に対して、等しく参加資格が付与されている形となっている。

一九八九（平成元）年時点で、次のような学会があった。

文学部日本文学科：大東文化大学日本文学会（『日本文学研究』の刊行・研究発表会・講演会など）
文学部中国文学科：大東文化大学漢学会（『大東文化大学漢学会誌』の刊行・研究発表会・読書会など）
文学部英米文学科：大東文化大学英文学会（『大東文化大学英米文学論叢』の刊行・研究発表会・英米文化講

習会など）
文学部教育学科：大東文化大学教育学会（『教育学会誌』の刊行・定期大会・教育問題に関する講演会など）
外国語学部中国語学科・英語学科：大東文化大学外国語学会（『外国語学会誌』の刊行・定例講演会など）
経済学部経済学科・経営学科：大東文化大学経済学会（『経済論集』の刊行・学術講演会など）
法学部法律学科：大東文化大学法学会（『大東法学』の刊行・国家試験受験講座・学術講演会など）
国際関係学部国際関係学科・国際文化学科：大東文化大学国際関係学部地域研究学会（国内・国外の研究者・学生らの交流、研究会・講演会など）

**附属図書館**

附属図書館は、板橋・東松山校舎各々にあり、その当時の蔵書総冊数は五四万冊を超え、年を追うごとに三万冊前後で増え続けていた。この蔵書数は、全国にある私立大学のなかでも上位に位置するものであった。学術雑誌のタイトル数は、私大平均から見ても倍以上である約四九〇〇種を所蔵しており、最新の学術情報を得ることができる媒体の源泉となって、学内だけでなく、学外からの閲覧や複写依頼の問い合わせも後を絶たない状況であった。板橋校舎にある図書館は創立五〇周年記念館の一～三階までを占め、総座席数五〇〇席、約三五万冊が収容可能な六階の書庫を有した。このうち、一階は事務室が位置しており、二階に開架の閲覧室があった。そこに、三万冊余りの図書文献および数百の新着タイトル雑誌が配架されていて、図書館の利用者は自身で自由に手にして閲覧することができた。なお三階には、大閲覧室があって、そこで文献資料の閲覧や図書を用いた調査・研究などの作業を存分に行うことができた。

また一九八六（昭和六一）年四月に、東松山校舎に創立六〇周年記念図書館が完成し開館した。当時の我が国の大学図書館のなかでも、周囲の立地環境に合わせ、近代的な外観設備がうまく整っている図書館であった。まさに、周囲は比企丘陵の県立自然公園に囲まれ、眼下に武蔵野の台地を眺望できる快適な環境のなかにあり、延べ床面積約九〇〇〇平米、図書の収容能力九〇万冊、総座席数七一三席を有し、全館空調式で、地下二階および地上四階からなる構造で、そのうち地下二階は三〇万冊収容可能な集密書庫（六〇万冊を収容することが可）、地下一階は各種のメディアを備えた視聴覚室等があり、館のメインフロアにあたる窓口の一階には、図書目録や雑誌・新聞の閲覧コーナー等が置かれ、図書の貸し出しや参考相談の図書業務レファレンスが行われた。地上の二〜四階では、主題別の開架式閲覧室等を配して、貴重書の閲覧室やグループ研究室・個人研究用図書室（キャレル）、夜間帯でも利用できる学習スペース等が設けられたのであった。

### 三　一九八八年度の新入生案内および就職活動案内

一九八八（昭和六三）年の大東文化大学学生の学部別生態として、学生誌編集部サークルによる『エリキサ』創刊号（一九八八年四月）が、新入生に向けて本学学生らの興味深い特徴を示して紹介している。同誌面の冒頭では、「フレッシュマンのみなさん、入学おめでとう。長いトンネルを抜けた今の心境はどんなものかな？なにはともあれ、大東は楽しいとこです。文系ばかりですが、いろいろな人間がたくさんいます」と述べ、内容上一部誇張された例も散見されるが、学部別学生の生態紹介を行っている。以下、掲載順に要約紹介しておこう。

【外国語学部】

男女の比率が半々とバランスがとれ、割と雰囲気がよいとされている外国語学部。［略］しかし、この大東文化大学においては、完ペキに浮いてしまっている存在とも言えるようです。……プールバーでカクテルを飲みながらビリヤードをすることを、最高の美徳としているのです。

【国際関係学部】

これからの大東文化大学を背負っていくと言っても、けっして過言ではない学部であり、やはり、国際的感覚をもつ人間が多いというのは確かなようです。［略］確かに、この学部の人間の行動は、我われには到底理解できないことがたくさんあります。……彼らは、社会と名のつくものは、大の苦手としています。「仙台県ってなかった?」などと真顔で尋ねてこられると、呆れるのを通りこして、恐ろしさのあまり背筋が凍ってしまいます。しかし、こちらがどんなに軽蔑の眼差しを向けても、彼らはいつも朗らかです。けっしてムキになって怒ることはしません。根っからの人なつっこさと社交的な性格は、学部内の友人をたくさんつくることに適しています。

【法学部】

ぶ厚い本を小脇に抱え、毎日図書館通い……。そんなイメージのつきまとう法学部。しかし、その実態はあまり明らかにはされていないのです。内向的で保守的な彼らは、あまりキャンパスを歩き回るようなことはせずに、一箇所にじっと固まって居ることが多いので、その姿をあまり見ることさえできないのです。しかし、それだけにうちに秘めるパワーは、人なみはずれたものをもっています。コンパでの彼らのノリは、自分たちの存在をここぞとばかりにアピールするため、他の人間を圧倒してしまいます。［略］

保守的と言われる割には現状に満足せずに、前向きな考えをもっているという点は立派です。法学部には、数こそ少ないけれど女子学生の存在も無視することはできません。彼女たちは、口数こそ少ないけれど、周囲に放つ異様な存在感は迫力があります。……頭脳明晰で要領のよさでは、ズバ抜けた学部ではありますが、イマイチ華やかさに欠けているのも事実なのです。

【経済学部】

石を投げれば、経済学部の学生にあたると言われるほど。文学部同様に歴史が古く、規模の大きな学部だけれども、人数の割には、女っ気のないひたすら男臭い学部というのは、誰の眼にも明らかでしょう。割に女子学生の数が多いと言われる大東文化大学のなかで、一クラス百人近いクラスでも、女子が皆無というのが珍しくはないという事実を、他の学部の学生が想像することは、ゾウが逆立ちするよりもむずかしいといってよいのではないでしょうか。性格的には、学内でもっともノーマルなものとして扱いをうけているけれど、裏を返せば、没個性集団とも言えるでしょう。［略］しかし、彼らは、けっしてそのような状況に満足しているのではありません。

【文学部】

とりあえず、現在の大東の顔である文学部。男子は、一見、文豪を気取った紳士に見えますが、たんなる呑んべェーが実情のようです。クラスの大半が女子という環境ですが、趣味は読書という内向的な性格が災いし、声すらかけることもできません。……でも、このように暗い面ばかりではありません。コンパになると、酒の勢いで激しく変貌してみせるのです。……また、女子は［略］多少他学部とは区別される傾向があります。ロングヘアーにテニスラケットをもつことが女子大生の基本と信じ、高校時代メガネの

文学少女だった自分から変身して見せますが、結構そう思っているのは自分だけだったりします。

当時の学生らに人気の歓楽場とされたプールバーやディスコ、男女学生のファッションで流行とされたDCブランド、ソバージュやワンレングスといった髪型は、一九八〇年代後半の本学生らにとっても、少なからず影響を与えていたことは相違ないであろう。とはいえ、大東文化大学の学生として、学業や部活・サークル活動・アルバイトなどを行い、青春を謳歌していたものと想像される。

**就職部が指導示唆する就職活動**

一九八八（昭和六三）年度の就職活動については、就職部が主導して、大学新聞『大東文化』で就職活動の全体的なスケジュールや先輩らの体験記などを掲載し、継続した就活に向けての啓発・指導喚起を行っているので、当時の就職活動を物語る出来事として紹介しておこう。

まず大学新聞『大東文化』第三九四号（一九八八年三月一五日）で、一九八八年度の就職協定を踏まえた「就職活動の進め方」（スケジュール）を、次のとおり示している。

四月：就職ガイダンス（学年当初ガイダンス）：進路カードの提出・就職登録証の交付・就職相談は、少なくとも午前中（午前九時半開始）のうちをすすめ、全日程の出席を目指すこと。

五～六月：就職ガイダンス・就職セミナー・公務員講座・教員講座：会社訪問スケジュールの作成（所要時間・交通経路・所在地地図）、企業研究といってアポイントをとること、会社訪問の期間は短いので企業研究は

十分にしておく、自己ＰＲ・質問事項のチェック・情報の整理・面接の準備を万全に、履歴書（含む毛筆の履歴書）の準備をしておくこと、直前答練をうけて本番に備える。

八月一日：求人票の掲示：学内掲示板に掲示するので、必要な事項についてはしっかりとメモをとる。

八月二〇日：会社説明会の開始：毎日一社でも多く会社説明会に参加して積極的に質問するように心がけること、自分の適性・志望動機の再確認。

九月五日：会社訪問の解禁（面接および入社試験の開始）：会社訪問後に、就職ノートにメモを残すこと（一日振り返りの反省）、本学の学生として自信と誇りをもって積極的にアタックしていく、相談は頻繁におこなう（情報・相談内容等の個人差があるので確認する）、担当者にはかならずお礼状を出す、重複内定の対策などはできるだけ早めに就職部へ相談すること。

九～一〇月：求人の再募集（追加募集）・内定届の提出：優良企業から追加も出るので頻繁に就職部へ相談すること、進路が決定したら全員かならず提出する。

一〇月一五日：採用内定の開始。

三月まで：内定後の過し方：学生生活としてのまとめ、社会人になるための準備を整えること。

また就職部は、就活に取り組む学生らに対して、先輩らの体験記などを適宜紹介して、就活のよい参考手本として示唆している。『大東文化』第三九八号（一九八八年七月一五日）に掲載されている、前年の先輩による就職体験記を見ると、次のとおりであった（氏名はイニシャル）。

Sさん（法律学科卒・新日本証券）「自信もてば余裕も」：証券界は、女子でも自宅から通えるものに限るといったことの少ない業界でした。できる限り、多くの会社に足を運びました。面接は想像以上に緊張するものですが、自信をもって話せることが一つでもあると、精神的に余裕がもてます。私は大学四年間、クラブ活動をしていたので、それを話題にしました。面接の時には、自分をよく見せようとするのではなく、等身大のありのままを見てもらうつもりでいた方がよいと思います。就職活動は、体力が勝負です。身体に気をつけて、厳しい就職戦線を乗り切ってください。

Fさん（中国文学科卒・イトーヨーカ堂）「積極的に質問し、発言」：企業をうける際、やはり心配なのは面接でしょう。その面接で大切なのは、落ち着いてけっして上手くやろうと思わないことです。上手くやろうとすると答えられず、かえって焦って失敗するものです。私は、ダメでもともとという気持ちで、会社をうけました。面接では、積極的に質問や発言をし、自宅近くの支店を例示して、よい点や問題点を指摘し、それに対する自分の意見を述べました。自分の考えをいかに表現し、会社のことをどれだけ考えているかを伝え、自分を認めてもらうことが大切だと思います。後輩のみなさん、今の時期を大切にして、頑張ってよい会社を見つけてください。

就職部によれば、一九八八年度は就職希望者一七六四人に対して、八〇三一社から求人があったとされる。学生側から見ると、いわゆる売り手市場であり、企業側からすると採用難であった。したがっていずれの学部においても、当該年度の就職状況はよく、とくに金融証券を含めたサービス業界が伸びていた。地域別の就職状況について言えば、やはり関東地区が多くて、本学就職者全体の七四パーセント以上を占めており、実際は

その数字以上であったものと想像できる。ただし、将来的には地方地域の活性化の動きも強まってきているとされるので、Uターンを含めて検討の余地もあるだろうが、就職部としては、一九八八年当時「安易なふるさと志向」はあまり勧められる姿勢ではないと学生らに助言している。

## 四　大東スポーツの躍進

本学OB米重修一がソウル五輪（一九八八［昭和六三］年）に陸上競技の長距離種目で出場したことをはじめ、一九八〇年代の大東文化大学運動部は、陸上競技部やラグビー部などを中心に活躍していった。

大東スポーツHPの運動部沿革記載の主な実績（一九八〇年代）を見ると、一九八三年度の全日本大学駅伝優勝（五度目）、一九八六年度の全日本学生競技ダンス選手権大会ラテンの部チャチャチャ優勝（高橋和則・須賀知浪美組）、同年度の全日本学生弓道選手権大会女子個人優勝（木場直子）、同年度の全国学生体重別相撲選手権大会一一五キロ未満優勝（安ヶ平哲男）、同年度の全国大学ラグビーフットボール選手権大会優勝（初優勝）、一九八八年度の全国大学ラグビーフットボール選手権大会優勝（二度目）、一九八九年度の全日本大学駅伝優勝（六度目）、同年度の箱根駅伝総合優勝（三度目）という活躍ぶりであった。

なかでも、創部（一九六三年）二四年目で悲願の大学日本一を果たしたラグビー部は、陸上競技部の駅伝と並び、大東スポーツ躍進の象徴となった。ラグビー部の鏡保幸監督は、大学日本一を目指して部員らの継続的な指導にあたり、一九八三年に行われた大西経信常務理事（元ラグビー部長）らとの大学対談では「何をなさねばならないか」の質問に対して、「スクラムを強化するなどフォワードが原点だと思うのです。一人ひとりがなんでやるのか、なんのためにやっているのかという目的意義を持たせることです」と答え、「ラグビーに限らず、

授業をうけ食事をとるそんな普段の生活でもこの気持ちは必要なことです。体力をつけ頭を使い、瞬発力を身につけさせたい。ミスを二度と繰り返さない徹底化への努力と気迫が生まれてきたことは、うちのチームを評価していい点だと思います。頭を使う思想のあるチームを特色づけしたい」とチームの指導方針を明確にしていた（『大東文化』一九八三年二月一五日）。

大学日本一の初優勝（一九八六年度）を果たした鏡監督は「優勝できてよかった。五七人全員が持てる力をすべて発揮してくれたお陰です。この優勝で、部員が大きな自信を持ってくれたことと思います」とし、また常日頃「リズム感あふれる校歌などをスタンドで歌われると、よしやるぞという気持ちでいっぱいになります」とチーム全体を支援する応援の力にも感謝を表していた（『大東文化』一九八七年一月一五日）。大東ラグビー部はその後、一九八八・一九九四年度の大学選手権を制し、三度の大学日本一となった。

## 第五節　創立六〇周年記念事業と学園全体の事業計画

一九八三（昭和五八）年九月二〇日の本学の創立六〇周年を迎えるにあたり、一九八二年一月に設置された大東文化大学創立六〇周年記念事業準備委員会より、同年三月の理事会に対して、創立六〇周年のための記念事業委員会を置き、その委員会のもとに創立六〇周年記念事業を遂行するよう提言された。提言の内容は、創立六〇周年記念事業計画の全体構成を、東松山キャンパス再開発をはじめとした振興計画・中国語大辞典や学

術研究誌『Ex Oriente』の復刻・写真小冊子（創立六〇周年記念『軌跡』）などの記念出版・寄附金の記念募金、そして記念式典・祝賀会、記念講演といった記念行事の柱立てに沿ったものであった。

## 一　創立六〇周年記念事業

一九八三（昭和五八）年三月の学園評議員会でも示されている一九八三年度の事業計画においては、創立六〇周年記念事業を「たんなる記念年度を迎えたとする以上の意義」すなわち「本学将来の飛躍的発展の契機」としなければならないと強調されている。

具体的には、記念募金（東松山開発計画の一環として建築される図書館建築事業）の募金予定額を七億円（一口三万円）とし、募金期間を一九八二～八四年度（三年間）と定めている。一九八三年九月の創立六〇周年記念式典では、東洋学に関する学際的な学術記念講演などを行い、記念出版として、写真を主体とした本学の六〇周年を振り返る記念小冊子をはじめ、学術研究誌『Ex Oriente』の復刻、中国学研究の論文集である『中国学論集』の刊行、中国語（近世・近代・現代口語）と中国文字（古文）とを総合した中国語大辞典の編纂を行うものとし、記念行事として、国際交流の一環として同年八月に中国の北京・上海で本学関係者らの作品による書法展、板橋校舎と東松山校舎間の約五〇キロを徒歩行進するメモリアル・ウォーキング・ラリー、新しい応援歌の募集制作などを行うものとした。さらに創立六〇周年記念のシンボルマークも設けて、各関係事業による相乗効果も発揮して、社会に対する本学としての力量（保護者・同窓生ら関係者を含めた本学の連携協力）を十分に示そうと目標を掲げたのであった。

**創立六〇周年記念式典・祝賀会の開催**

一九八三（昭和五八）年九月二〇日に開催された創立六〇周年記念式典・祝賀会（会場：ホテル・センチュリーハイアット）も、本学関係者をはじめ教育界・政界などからの参加者を含め、約一〇〇〇人が出席して盛大に挙行された。会では、大西経信理事長が「本学は創立六〇周年を契機として一〇ヶ年計画を策定し、東松山校舎を中心として教育施設の拡充整備を行っている。建学の先覚者たちが求めたものは、今日もっとも渇望されているものである」と挨拶した。記念式典当日には、青山文雄（杉雨）教授と卒業生上條周一（信山）の書作品も添えられた写真を中心とした本学六〇周年を振り返る記念小冊子『軌跡』が配布された。式典当日の学術記念講演は、江上波夫（古代オリエント博物館長・東京大学名誉教授）による「日本における国家の形成―倭人の国から大和朝廷へ」であった。江上いわく、「日本民族がたんなる農耕民族だけの国家ではなくて、農耕民族と騎馬民族とが合作した複合的な民族社会、また多様な文化が重層し、かつ互いに交流し合った、特異な民族文化の両者によって合成された国家」といった農耕（東洋）と狩猟（西洋）の両面から、日本古代国家の形成を論究する講演内容であった。

祝賀会は、理事長挨拶の後、元学長の佐伯梅友名誉教授が乾杯の発声を行い、引き続いて来賓を代表して、山東昭子参議院議員・有光次郎日本芸術院長らから祝辞を受けた。歓談の合間には、本学の吹奏楽団が日頃の練習の成果を披露するなどもし、盛会のうちに幕を閉じた（『大東文化大学創立六〇周年記念　軌跡』一九六三年九月二〇日）。

### 創立六〇周年を迎えての本学関係者らの決意

創立六〇周年（一九八三［昭和五八］年九月）を迎えて、本学関係者らがそれぞれの新たな思いを、当時の大学新聞である『大東文化』第三四九号（一九八三年九月一五日）で発表している。そのすべてがたいへん興味深い内容であるが、ここでは本学関係者の数人に焦点をあてて、それぞれの思いで強調するポイントを要約紹介しておきたい。

まず、本学の本科第一一期で第五代理事長をつとめた金子昇は、創立六〇周年を迎えた現在、多くの私立大学の状況を踏まえて、「逐年、堅実な発展を遂げつつあるものと、経営が停滞し、ただただ名のみ存するという」学校があるとし、その命運は「大学当局の熱意と努力いかんにかかっている」と強調している。歴史は、あくまで人がつくるものであるという精神からすると、「政治家が政治屋になり、実業家が商売屋になり、学校が学校屋になり、公器を私器に間違え、私心をもって事をはかれば、やがて衰亡するのは当然である」として、これからの本学が量より質の向上を目指すという基本姿勢を評価し、「限りなき前進を続けられる大東に心からなる拍手を送る」と述べている。

これに対して、大西経信理事長は、本学のあゆみを冷静に振り返りながら、「今日における本大学の組織・規模は、四学部・九学科、大学院博士課程三、修士課程五、学生数も八六〇〇名を数え、人文社会科学系の総合大学としての整備がなされております」と、本学の現況を説明したうえで、ただし「今日社会の大学に対する評価は、きわめて厳しいものがあります」と自戒しながら、「各大学は、その質的向上に多大の努力を払っております。本学も、この創立六〇周年を契機として、十ヵ年計画を策定し、もっか着々とその実績をあげております。この計画の企図するところは、東松山校舎を中心として、教育施設の拡充整備をおこない、これに

よって、優れた教育環境を整え、本学がその真価を世に問うための体質転換をはかることにあります」と、本学の質的向上を重視する姿勢を示した。

また、教学部門を管轄する第六代学長をつとめていた清原道壽は、歴史的に培われた本学の建学の理念に触れ、「建学の理念に基づいて、真理と正義を愛する自主的精神に充ちた良識ある人材を育成し、文化の発展と人類の福祉に貢献するところにある」として、このような本学としての社会的な使命を達成するために、「建学の理念に基づいて、現在の本学の量的拡大を質的向上に転換し、とくに研究と教育の質的充実に努めなくてはならない」と強調した。さらに清原学長は、研究と教育の質的充実をどのように目指していけばよいのかと自問し、それに対する物的諸条件の整備・充実は前提であるが、「研究と教育の主体である教員・学生の自覚がもっとも必要である」として、教職員や学生らのそれぞれが、主体的に自覚して行動しなくてはならないと、その答えを導き出したのであった。

創立六〇周年を迎えた当時、父兄会の第一二代会長をつとめていた廣瀬鐵雄は、本学のあゆみの歴史的な意味を踏まえながら、「父兄会の会則にしたがい、今後も大学に協力し、学生たちが心身ともに健全で意義ある生活を送ることができるような頼れる父兄会にしていきたいと思います」と述べており、父兄会の創立二五周年（一九八六年）に際しても、「六〇有余年の伝統をもつ大東文化大学の今後の飛躍的な発展がありますよう心から念願」するとして、自身が主導している父兄会は、大学の教育効果を上げるためのよりよい環境づくりに寄与する組織団体を追求し、「学生諸君が自分の力で己を開拓し、高い理想を目指してつねに励む人間になることを切に望んでいます」とした（『大東文化大学父兄会二五周年記念誌』一九八六年）。

創立六〇周年を迎えた当時の、学生らの熱い思いや決意も、少し触れておこう。自治会中央執行委員長をつ

とめていた森幸夫（経済学部）は、「我が大東文化大学も、今年で六〇年という長い歴史と伝統をもつものとなりました。これも、数々の諸先輩の方がたが築き上げられたものであると思います」と、歴史的な継承（本学の一員であるという自覚と誇り）を意識しながら、現在、本学学生らは多くの部・サークル活動をはじめとした、熱心な実績を上げている面があると評価する。一方で、「反面学生の学生自治に対する無関心さが多く見られます」と自省し、本学の学生であるならば、等しく「真理を探究し、学問の自由を守るとともに、学生としての自覚と認識に基づき、広い視野に立ち、高い理想を抱き、学園民主化のために全力を発揮するという精神に基づき活動していくべきもの」と、学生自身も教職員・同窓会・父兄会らとともに協力しながら、大学のこれからの発展・向上に尽力していこうとする覚悟や決意を表明した。

また、第六一回の大東祭実行委員長をつとめていた長谷川元（経済学部）は、創立六〇周年を迎えた本学の歴史的な継承について、本質的で批判的な問いを立て、「伝統というものは、押しつけられたりするものではなく、その時の学生が自らの意志によって、独特なものを創造し、それを積み重ねて、はじめて伝統ができるのではないだろうか」ととらえている。それにともなって、学生の文化的な祭典でもある大東祭についても、「一回一回に目的があって開催され、参加するもの」であって、本学の恒例行事だからといって、「大東祭も、今年で六一回を数えるが、六〇回の続きではないし、六二回へ続くものではない」と、そのときどきの意味合いを強調するスタンスを示し、「ただ既成のものに流されていくのではなく、しっかりと立ち止まり、自分を見つめ直すことが大切だと思う」として、重要な点は、拠って立つ「現在をいかに有意義に過ごすかではないか」と述べ、それが結果として、本学の持続的な発展・向上に連なっていくことになるであろうと結んだのであった。

### 新学生歌の誕生

また創立六〇周年を記念して学生部が窓口となり、「誇りを与え友情と連帯感を育て、喜びをもって謳歌できる」新学生歌の募集が行われた。その結果、残念ながら優秀作品に該当するものはなく、佳作が二編、努力作が三編選ばれている。

佳作については、広井大三教授（法学部）作詞の「おゝ青春よ」と、本科卒業生（八期）の尾島博作詞の「桐の窓辺に」である。努力作は、在学生である小林大作（法律学科四年）作詞の「青き眼差し」、白沢寛（日本文学科四年）作詞・作曲の「学生の四季」、冨永忠紀（日本文学科四年）作詞の「朔風」である。

なお佳作入選作品については、新学生歌審査専門委員会委員である廣瀬鐵雄（父兄会長・武蔵野音楽大学教授）が作曲し、本学混声合唱団のコーラスによってテープ録音され、新学生歌として誕生したのである。

### 記念事業・記念募金の実施報告

一九八四（昭和五九）年五月の学園評議員会では、大西理事長から学園の事業報告として、創立六〇周年記念事業の全体計画（記念式典・記念講演・記念出版・記念行事）にもとづくその実施状況などが説明された。その席上で、創立六〇周年記念出版として刊行された故影山誠一著による『喪服経伝注疏補義』（大東文化大学文学部中国文学科編、大東文化学園、一九八四年三月）も配布された。この時点において記念事業の大部分は終了し、残っている編纂中の記念出版としては、『大東文化大学創立六〇周年記念　中国学論集』（大東文化大学文学部中国文学科中国学論集編集委員会編、大東文化学園、一九八四年一二月）と『中国語大辞典』（大東文化大学中国語大辞典編纂室編、編集主幹：香坂順一、角川書店、一九九四年三月）であった。

一九八四年中に完成した『大東文化大学創立六〇周年記念　中国学論集』は、卒業生をはじめとする本学関係の研究者ら計四八人による中国学研究の論集である。一九八二年四月より編纂作業が開始された『中国語大辞典』は、編集主幹の香坂順一が「古語、中世・近世・近代語を、現代中国語の立場から統合的に収めようするもの」（「中国語大辞典の編纂を引きうけて」）と強調したとおり、着手からその完成までに延べ一〇〇人余りが関わり、一九九四（平成六）年に一二年の歳月をかけて完成した大辞典（収録見出し語二六万語）となった。

記念募金についても、右の評議員会で報告されているが、『大東文化』第三五五号（一九八四年四月一五日）において「七億円を突破　創立六〇周年の記念事業募金」として、同年三月末時点で目標額の七億円を突破して七億一〇九〇万四九六七円に達した。その内訳は、在校生保護者一億七〇七万二七三円、卒業生四五九六万八一三四円、一般・法人四億九四三二万四六〇〇円、教育職員二二〇一万五五六七円、事務職員二三八三万円、附属学校関係一七六九万六三九三円であると、その詳細が学内外に周知されたのであった。

### 二　長期教育研究計画策定委員会の報告（建学の精神・カリキュラムの改善）

一九八三（昭和五八）年四月に設置されて以来協議検討されてきた、本学の長期教育研究計画に関する委員会の最終報告の進捗状況について、一九八四年一〇月の理事会で、同策定委員会委員長をつとめた村田克巳が報告を行っている。

#### 第一小委員会（理念検討小委員会）の報告

なかでも、その第一小委員会（理念検討小委員会）は、本学の「建学の精神」を中心とした本学の教育・研

究の理念について、一〇回を超える協議検討を重ねて、一九八五（昭和六〇）年二月にその報告をまとめている。同年八月の理事会において、同報告書にもとづいて作成された『大東文化大学の建学の精神　学院創立当時の精神と大東文化大学の存立の意義』という小冊子が回覧された。冊子は全体で二〇ページほどで、本学の建学の精神や存立理念について、当時の本学執行部の端的な考え方が示されている。

同冊子の「はじめに」の冒頭で、戦後日本での大衆化にともない、大学でのマス・プロ教育が進行し、大学の理念自体も曖昧となり、私学における建学の精神が希薄化してしまい、「個性の乏しい」大学が実に多くなっていると、率直に事態を認めた前提で考察が始まっている。それを受けて、「私学の存在理由は、その独自性、すなわち自由で個性的な教育にある。きわめて多様化・流動化している我が国の高等教育の現状のなかで、それぞれの私学は、二一世紀に向けてほかにかけがえのない存在として、その独自の建学の理念を明確に打ち出していかなければならない」という危機感を示しながら、創立以来、本学では建学の精神を「どのようにうけ止めて、これをどのように継承し、将来に向かって本学存立の理念として、なにをどう標榜するのかを明らかにする」という、本学なりの使命感が強調された。

一〇〇周年を迎えた現在の大東文化大学にとっても、貴重であり興味深い指摘であると考えられるので、少しその冊子の中身・存立の理念（建学の精神の継承）などの点について触れておきたい。建学の精神の継承については、「可能な限り活かして継承し、そこに本学の特色を見出していくのが自然であろう」と述べられ、「ただ〈東洋の文化〉の内容は、建学の当初においては〈漢学〉とりわけ〈儒教〉を中心に考えていたが、現在では、もっと柔軟に幅広く理解するのがよい」とされた。「日本文化の根底をなすものがかならずしも東洋の文化だけとは限らない」と、本学では時宜に即した必然的な変化を果たしている。実際の「本学は、東洋の文化

だけにかかわる大学ではなくなっていて、世界全体に学問的視野を広げ、全世界の文化に関する諸学を研究・教授している。この場合の〈文化〉の語には、きわめて広い意味をもたせ、法学部や経済学部で扱う学問の研究対象はもちろんのこと、スポーツなどの領域をも含み、人類の生活が生み出した事象をすべて〈文化〉と称してよい」と判断している。ただし、本学が大東文化大学と継続的に称していく以上、「東洋の文化に直接関係をもたない学部や学科が無理に東洋の文化と関連した研究をする必要はなく、東洋の文化を専攻する部門を必置して、その部分に重点をおけばよい」と、本学としての姿勢を示した。

以上の考察などから、本学の存立意義・存立の理念として、「大東文化大学は、建学の精神に基づき、東洋の文化を中心として広く全世界の文化に関する諸学を研究・教授し、その振興をはかるとともに、東洋固有の文化を尊重し、その伝統的な美徳を身につけて豊かな人格の形成に努め、併せて国際的な視野をもち、世界の文化の進展と人類の幸福の実現に寄与できる有為な人材を育成することを目指す」と掲げられた。学院の創立以来からの、東洋固有の文化を十分に理解・尊重しながら、将来的な有為の人材として、時宜に即した国際的な視野を有する国際性の涵養をはかりつつ、「リベラルな知識と、豊かな生活感覚」をもって、二一世紀を展望する「世界の文化の進展と人類の幸福の実現に寄与できる」継続的な教育機関として、自由な学園である本学なりの創造的な発展が渇望されるであろうと強調している。

一九八五年八月の理事会では、理事会で承認した形の報告書（「大東文化大学の建学の精神」）を印刷して、できるだけ学園全体の教職員らにこれを配布回覧したいと提案された。第九代理事長をつとめていた下田博一（文政学部政治経済学科第四期、一九五五年度卒）も、同年九月の本学創立記念日にあたり「創立記念日によせて」として、前出の報告書の内容も十分理解したうえで、我が国の大学も近代以降、社会的な有用な存在として、「現

在と未来に働きかける一つの影響力である」という説を基本としながら、私立の学校（私学）は建学の精神によって設立された、と述べている。そして、本学が大正期に、国費による支援補助金を受けて、私立の専門学校として、大東文化学院（旧制六年制・専門学校）として設置されるに至ったことを確認し、本学の建学の精神である大東文化学院の趣旨を、「漢学を中心として、東洋の文化を教授・研究することを通じて、その振興をはかるとともに、儒教に基づく道義の確立を期し、さらに東洋の文化を基盤として、西洋の文化を摂取吸収し、東西文化を融合して新しい文化の創造を目指す」ということであるとしている。これは、前出の第一小委員会（理念検討小委員会）から答申された報告内容と同一であった。さらに、下田理事長は、私立大学における創立記念日にあたって、「一年に一度、原点に返ってこの『建学の精神』を思い起こし、そこから、その時代に即応した知識や道理を見つけ出すことに意義がある」と、その意義を強調したのであった（下田理事長「創立記念日によせて　時代に即応した知識と道理を見つけ出す」『大東文化』第三六九号、一九八五年九月一五日）。

**第四小委員会（教育計画検討小委員会）の報告**

また、第一小委員会（理念検討小委員会）と同じように、長期教育研究計画策定委員会のなかで、第四小委員会（教育計画検討小委員会）も、カリキュラムの改善についての答申を、一九八四（昭和五九）年一〇月に取りまとめている。この答申は、全体で二〇ページ弱の文章量で、全学部学科の現状認識と改善策および今後の課題を端的にまとめているものであった。

まず、その「まえがき」の冒頭で、戦後の学制改革以降、我が国の高等教育が大衆化し、同一年齢の四割が大学・短大・専門学校などへ進学し、そのうちの八割が私立大学で占めているとの認識を示したうえで、その

量的な拡大に反比例して、私立大学は教育面で多くの問題点を有しているとする。本学も所属する日本私立大学協会でも、この時期に私立大学の教育・研究上の問題点などの検討が行われており、また国の方でも臨時教育審議会を立ち上げ、大学を含めた我が国の教育全体の抜本改革について協議検討している状況であった。本学においても、これらの動きに呼応する形で、教育計画作成における重要な課題であるカリキュラムについて、各学部（四学部九学科および教養課程）の現状と問題点を明らかにし、その改善の方策を示し、本学としての将来的な方向性を掲げたのである。

この答申に沿って順次、学部学科ごとの要点に触れておこう。

まず文学部において、日本文学科はこの時点で回答保留（未提出）とされ、中国文学科は、現行のカリキュラムに関して、「全体におよんで見直すべきである」という認識から、検討を進めているとした。カリキュラムの再編成については、たとえば中国哲学・文学史概説を四単位としてゼミを復活させるなどの試みを検討する。漢文と書道との関係は不可分であるという認識から中国学と書道との一体化をできるだけ目指すものとする。学科の改善策としても、教学担当者が学科在学生の学究意欲を振起させるようにできるだけ丁寧にわかりやすく対応することもあれば時に厳しく指導して臨む必要がある、とした。附設学校である一高から、中国文学科への進学を多く志望するように、進学指導の改善も検討の余地があると指摘している。中国文学科所属教員の研究環境をより一層向上させるため、特色ある研究組織の併設なども挙げられる、とした。

英米文学科は、基本となる英語の授業を基本的に増やす必要があると挙げている。基礎ゼミを充実させ、基本的な専門科目を教養課程へ下ろしていく余地があるとした。英会話の授業では、通常の九〇分単位ではなく、他クラスとの組み合わせなどを試みて四五分単位で、授業では助手も参加させてＬＬ教室を円滑に使用するな

どとした。英語圏の協定校とも、もっと友好関係をはかって学科学生らの長期および短期の留学研修をより活発化させていく必要がある。さらに、東松山と板橋校舎における語学担当教員らの相互連絡を密にして、本学全体における語学教育の充実向上に寄与していくべきである、との提言も行っている。

教育学科では、現状の同学科は教職員養成を主目的とした学科ではないが、所属学生らのほとんどが、小学校・幼稚園の免許状を取得し、初等教員を志望している。そのため、初等教員の採用実績をより向上させていく措置として、教員採用対策の指導を尽力していくべきであるとした。その一方で、教員採用以外の進路上の有効な選択肢・就職先として、たとえば、臨床心理関係・社会教育関係や司書・学芸員、一般民間企業を想定し、カリキュラムもそれにともない、教育相談・産業心理学・産業教育学・マスコミ論・社会福祉論などの開講を検討したいと掲げている。さらに、今後の課題として、現職教員や社会人らのリカレント教育ニーズの増加傾向に加え、国の教員免許改訂による特修免許の取得を可能とするような、教育学科の大学院設置への試みも検討すべき段階にきている、と提言している。

経済学部の経済学科は、現状では、地域経済研究科目の多様性をモットーに開講しているが、語学学習（一般教養課程では、第一英語八単位、第二独・仏・インドネシア語各四単位から一科目、専門科目では、外国書講読、英・独語各四単位必修［二年次］、英語経済書講読一：四単位選択［二年次］、時事英語四単位選択［三年次］）が課されているが、国際経済社会へ進出して経済実務で活躍していくうえでは、率直に言って不足であろう、と指摘している。同学科では、現状、法学系の科目を比較的多数開講（選択必修科目：憲法・民法・商法・労働法、選択科目：行政法・債権各論や手形法・小切手法の合計七科目が開講）しているところであるが、半数以上におよぶ公務員志望の所属学生の就職対策のうえでは十分な教科指導がなされていないとする。さらに経済学科の特色

として、ゼミの豊富さが挙げられ、演習は選択必修科目（三・四年連続履修、経済・経営学科の相互乗り入れで七〇余りある）で、ほとんどが最終学年での卒業レポート（三〇〜一〇〇枚）を義務付けており、一ゼミあたり学生一〇人前後であって、学習効率も比較的高いものと評価し、その将来的な方向としては他大学との交換討論（インター・インナー）などが検討される、としている。その他、学生の勉学意欲を向上させていく方法として、一・二年次生に多くの専門科目を導入し、卒業単位（現在一二四単位）も増加させて、語学教育もより実用的なものに転換をはかるものとし、また情報理論技術への対応として、将来的にコンピューター関係の科目も設置し、先端技術をマスターさせる方策も着実に検討しておくこととしている。

経営学科は、現状、経営学関係一七科目・商学関係九科目・情報処理関係五科目・会計学関係八科目という四つの柱で学科目カリキュラムが構成されている。各柱とするカリキュラムの問題点については、次のとおりであった。経営学関係については、まず看板と言える経営学総論を担当する本学出身教授の育成を重視すべきとした。また、時代に即応した経営工学関係をもっと強化すべきであるという意見が出されている。商学関係については、商学総論を担当する専任教員の採用が認められず、該当者も少ないため、学科目名を流通論もしくは流通総論として、適任者を採用することが望ましいとした。情報処理関係については、本学の情報処理施設は比較的早く設置されているため、設備が古くなってきたので改善強化（教育研究専用の計算機・端末機の確保ならびに専門教室の設置）が望まれると指摘した。加えて人事面では、専任教員のなかでも助手の採用が必要であるとした。さらに会計学関係では、学生の履修順序について、現状は一年で簿記原理、二年で上級簿記、三年で会計学・原価計算・管理会計論を履修していくように定めているが、これを一年で簿記原理、二年で会計学、三年で上級簿記・財務会計論・管理会計論の順に履修していく方が望ましいのではないかという意見も

あり、また機械会計論という学科目を新設する必要があるという意見も挙がっているとしている。

外国語学部中国語学科は、次のような意見を示している。

一、外国語それ自体がたんに道具であるとして、その道具に有効性をもたせるため、他の学部の授業を可能な限り導入すべきである。

二、文学部の中国文学科の科目と中国語学科の科目との調整をはかる必要があろう。

三、外国語は実践を通して学習するものであるので、できれば青年ないしは壮年教員にそれを任せる方が望ましい。

四、外国語はそれが使用されている社会と隔離されたところで行っても効果が期待できないので、外地留学あるいは短期派遣の方法により、現地研修を制度化すべきである。

五、外国語学習に技術教育を導入する必要があるので、目下急速に技術化の進んでいる分野の理論・実践に関する科目を全学的に検討すべきであろう。

六、外国語学部は、残念ながらゼミナール制度が確立しておらず、卒業論文も課していない。研究のためにも、教員と学生との触れ合いのためにも、この問題は早急に改善をはかるべきである。

七、教養課程を担当する中国語関係の教員との相互交流、学部学科との乗り入れをもっと活発にしていく方向で、今後とも鋭意努力する。

八、ＬＬ教室での語学教育の有効性を増すために、助手を含めた人的配置を考慮していきたい。

九、新学部・国際関係学部のカリキュラム編成については、外国語学部と密接な連絡を保つ必要があることは十分認識しているとした。

同学部英語学科は、現状の特色について、次のとおり指摘している。

一、専門科目としての英語において、四技能（読む・聞く・書く・話す）の伸長を期すべく、ＬＬ・文法・作文・総合英語の演習科目を必修科目として各学年に配置し、年次に英会話を選択必修科目として履修させている。

二、英語以外の外国語についても、一・二年次に、中国語・フランス語・ドイツ語を選択必修科目としており、また三・四年次では、希望により、スペイン語を含めたほかの外国語の履修を可能としている。

三、英語をはじめとした外国語を駆使した、貿易・観光・情報・官公庁その他の民間企業に就職を希望する者には、選択必修科目として英語圏・東南アジア・アフリカ等についての地域研究科目が設けられており、さらに国際関係・経済・法律・会計に関する諸科目を履修できるように選択必修としている。

四、英語の教員志望者には、教職科目とともに理論と実践からなる英語教授法および教育実習が課せられ、そのために必要な教育や対策指導も十分に対応している。

五、近年、要求度が増してきている、外国人学生らに対する日本語教育に資するためのカリキュラムも相応に準備されている。

なお問題点については、次のとおりの指摘がなされている。

一、教員定数に関連して：英語学科は、一九八三年度より学生の定員増（一八〇人）があって、三年前に退職した教員一人枠の欠員補充がなく、専任の教員数は契約の外国人教員二人を含めて見ても、学生数に対する教員の比率は、全学科内でも最低比率を示している。さらに、来年には退職教員一人が予定されている状況である。

二、ゼミナール設置に関して：ここ数年来、学生よりゼミナール設置の要望が挙がっており、その対応に迫

られているところだが、現状の専任教員数から考えるとその実現性は難しいと言える。教員定数の二人増がまずもって必要と判断されるとしている。

法学部法律学科は、次の四点にその特殊性が見られるとしている。

一、学生らが入学時に、法律専門職・一般企業・公務員・マスコミ関係など、コース別に各自それぞれの希望に応じて、選択履修するように指導している。

二、一年次に、少人数制のクラス編成を行い、所属教員と学生との対話を基礎とした法学教養ゼミナールを設けている。

三、一年次から、専門教育科目の一部の学習を取り入れている。必修科目として、一年次に憲法・民法総則、二年次に物件法・債権総論・刑法総論、さらに法学基礎科目として、政治思想学原論・外交史が履修できるよう配置してある。

四、開講科目のなかに、特殊研究として、都市政策・裁判法・公営企業会計論・株主総会の運営・政治課程論・国際経済法などが、それぞれの特殊性を活かすように組み込まれている。なお、全体的に見れば、見直しを含めた検討を行う時期も近づいているので、前向きな新時代に即応した法学部のカリキュラム編成を目指して検討を進めていきたい（たとえば、単位の取得数を増やすことなど）と考えている。長期展望としては、これからの情報化社会において、より重要性を増していくであろうコンピューター・システムなどを踏まえて、将来的には情報管理学科（仮）などの増設も十分考えられるものと認識している。

教養課程についても、新しい時代に対応すべく、次のような相応の是正改善策を検討していかなければならないとされた。

一、カリキュラム等に関連する問題：

（イ）教育内容と履修単位：本学学生は、一般に基礎的な知識に欠けており、とくに語学力に弱いという指摘がある。一般教育においては、講義内容をより豊かなものにして、学問に対する新しい学生らの関心や疑問を喚起し、自主・自発的な学習に取り組む態度を養うように心がけ、高校の延長という批判に明確に応えなければならないであろう。また外国語については、語学を苦手とする学生が多いことを踏まえて、その指導方法の再検討、テキストの選択などを通して、魅力あるものと十分に認識させて、語学力の向上をはかる方向が望ましいとした。さらに、現状卒業要件である一般教育科目の二四単位は、三二～三六単位にして、第二外国語科目も六単位とすることが望ましいと考えている。文学部および外国語学部の学科などでは、第一外国語を現行の八単位から一〇単位にしたらよいのではないかという意見も挙がっている。したがって、卒業要件としての現行の一二四単位を上回ることになっても止むを得ないと認識している。

（ロ）ガイダンスの必要性：一般教育は十分とは言えないが、これまで相応に充実してきている状況である。しかしながら、履修選択は学生自身の選択自由に委ねられているので、講義内容を吟味検討したうえで選択履修をはかるというよりも、単位取得が安易な科目に偏る傾向が見られると言えよう。他方で、一定の基礎的な知識を欠いたままに関連の科目を認識せず受講してしまい、たとえば、高校で世界史を学習しないままに、思想史・経済史を履修して後に、学習理解の困難を訴える学生の姿も生じている。学生らの履修の登録にあたっては、高校までの自身の学習修得状況、学生自身の興味関心や志望する専攻分野などを相応に考慮しながら、全学的な学生向けのガイダンスを十分に行う機会が必要ではないかと判断されている。たとえば、一般教育・教養課程と専門教育を担当する教員間で事前に協議・検討したうえで、関連科目ないし学科ごとの、履修推薦

の科目メニュー（参考モデル）を、学生らに積極的に提示する案もよいであろう。またその一方で、異なる学部学科生らとも一緒に履修できる、いわゆる横断的・学際的な開講科目を増やしていく必要もあるだろうと指摘されている。

二、教養課程の活性化について：従来は、一般的に大学教育における専門教育への期待が社会的にも大きいためか、教養課程の軽視というか、専門課程に教養課程が従属しているものと見る傾向が強いと自戒している。さらにこの答申では、教養課程を担当する教員らは、大学運営に積極的に参画しようという意欲を欠いて、惰性化してしまう状況も見られることが指摘されている。

（イ）科目協議会：現状の教養課程の担当教員らは各学部に所属しているが、その所属配分については一応の基準は見られるが、率直に言って不均衡である。学部別の形よりも、教科別または専攻分野別に新しい結びつきを考えて研究・教育体制を整える必要がある。

（ロ）教員定数・予算：教養課程の教員定数については、設置基準上の最低枠であって、クラス単位の外国語科目の授業では、かなり多数の非常勤教員らに依存している。予算配分についても、残念ながら一学科程度の図書予算でしかない。担当教員らが学部に所属すると言っても、実際には学科の専属でない分、著しく不利益であると言えよう。

（ハ）担当教員の基準コマ数：教養課程では、同じ単一科目を基準の六コマを担当している教員が多い状況である。これについては、やはり反復繰り返しは避けて、より教育意欲を実際に高めていくためにも、専門科目への参加、他学部との教育交流を促進するほかに、基準のコマ数に対しても、融通性をもたせる必要があるとしている。

三、本学教員側が努力すべきこと：

（イ）教員の教授法の工夫（教育技術のトレーニング）について：高校指導要領の改訂にともなって、教育内容の偏りや学生らの学力低下等の問題に適切に対処するためには、本学教員の側でも教授上の創意工夫が必要であると考えている。関連科目の担当者間で、教授内容・教育計画・教授方法等を協議検討したうえで、本学の一般教育・教養課程の理念に沿う努力が求められている。たとえば、文系学生に対する自然科学科目であれば、理系学生に対するそれとはやはり異なるものであるとして、相応な教育上の配慮や措置が必要であると十分に認識している。

（ロ）総合講義について：本学では、一般教育・教養課程の問題点を是正し、学生の幅広いニーズに対応するために、従来の教科枠にとらわれない総合講義（Ⅰ自然と人間・Ⅱ社会と文化・Ⅲ言語と文化）の採用を一九八四年度から試みている。しかしながら、率直に言って、この教育上の狙い・本来の意義の実現も、講義編成の方法や総合的な内容の検討などの点から見て、まだまだ十分なものと言い難く研究すべき課題点も多い。さらに、少人数制なる教養ゼミナールの実施・導入を望む声も、学内では挙がっているが、残念ながら、これについても現状の基準コマ数が障害となっており、今後の検討課題の一つとしておきたい、と結んでいる。

### 三　学園全体の運営方針・事業計画（一九八二～八五年度）

本学創立六〇周年前後にあたる、一九八二（昭和五七）～八五年度の学園全体の運営方針・事業計画を見て、当時の学園全体（大東文化大学・大東文化大学第一高等学校・大東医学技術専門学校・大東文化大学附属青桐幼稚園）としての状況や課題などを確認しておきたい。

### 学園運営方針・学園事業計画に見る現状と課題（一九八二〜八三年度）

まず一九八二（昭和五七）年度の「学校法人大東文化学園運営方針」（一九八二年三月の理事会にて承認）を見ると、大学の運営について、とくに「大学の質的充実について」とし、現状での教職員らの研究業績に触れ、「昭和五四・五五年度の二ヵ年間の教員の研究業績一覧表によるグレード分布は、研究論文の発表の大部分が大学紀要や、東洋研究所や学内学会に重厚で、国際学会や中央学会の機関誌においてきわめて希薄である」と厳しく言及している。このような停滞した研究状況に対し、建学の精神を継承するとされる東洋研究所は、学部から完全独立して、「本学を代表する研究機関としてのその路線や範囲を限定し主体性をもつ」存在とし、また経理研究所や法学研究所などは、むしろ学内学会を並行する形で学部附置化して、国際交流やサバティカル制度適用のファンドとしたいと提起している。

学園の設置学校について、第一高等学校の運営については、「第一高校の将来計画については、現在その具体的策定を見ていない」と言及し、早急に積極的なる具体的な計画案の策定を進めるべきだとしている。そして、新学習指導要領にもとづきながら、質的向上をはかるべく、大学附属高校としての位置付けを明確化しなければならないとしている。

大東医学技術専門学校の運営については、「変転の激しい臨床検査技師界の将来を展望し、カリキュラムはもちろん学校の教学全般にわたり、立ち遅れをきたさないよう」に、臨床検査科の教学内容について十分に検討を進めるとしている。また柔道整復科については、東京都の行政指導に準拠しながら、適正化していくものとする。

そして、青桐幼稚園の運営については、今日、私立幼稚園も淘汰の時代を迎え、「経営はきわめて困難である」

という前提において、青桐幼稚園の状況も、率直に言ってかなり厳しい状況下にあるとしている。さらに、「幼稚園法人であれば、持続は困難である。大学法人の経営傘下であるから持続ができているのである」という危機意識をもって、「あらゆる努力を傾注して、経営の基盤を強固にしなければならない」と強調し、学園理事会側と密な連絡をはかりながら、大学教育学科との交流も促進し、附属幼稚園としての具体性を明確にしていかなければならないとしている。

次に一九八三年度の「学校法人大東文化学園事業計画」（一九八三年三月の理事会にて承認）を見ると、創立六〇周年記念事業のほか、東松山キャンパスの整備事業をはじめ、板橋キャンパスについては、同年度、外国語学部附置の大東文化大学語学教育研究所が設置され、世界の主要な言語および言語教育の科学的な調査・研究を行い、言語研究の進歩・言語教育の向上への寄与および研究成果の社会への還元を目的として研究活動が開始されたことが述べられている。また、一九八三年に設置一〇周年を迎える法学部にあっても、同年には創立一〇周年記念祝賀会を開催し、記念論文集刊行や記念植樹・記念講演等の行事を執り行うものとしている（記念講演：団藤重光博士「現代社会における判例の任務」）。その他、前年度より継続している正門脇および中庭の植栽工事を実施することにより、学内キャンパスの整備美化を進め、第一高等学校普通教室等の冷房設備設置工事も実施する。学生への情報伝達の徹底をはかるため、大学掲示板・学生用掲示板の設置工事も行っていくものとするとしている。

さらに、厚生施設である嬬恋セミナーハウスおよび大東文化会館については、その利用の実態について、的確な分析・検討を加えて、早急に抜本的な経営計画を策定する必要があると言及する。そして、「大学および各学校・園の教育計画と密接に連動させた利用計画を検討するなど、福利厚生施設としての利用目的をより明

確にし、その方向にそって諸施設設備ならびに管理運営の改善を積極的に推し進めていかなければならない」と強調している。

学園の設置学校に関する将来計画については、大東医学技術専門学校の拡充は、全国柔道整復師学校協会の三年制移行に関する協議の結論を待って、その具体的な計画を策定していく必要があり、次のような検討を進めているとした。

一、柔道整復科の昼間部移行（一九八四年四月）
二、柔道整復科の三年制移行（一九八六年度）：学生収容定員　現行一二〇名、移行完了時一八〇名
三、施術所・診療所の設置（一九八五年四月）
四、施設（施術所・診療所を含む）の増築（一九八五年三月完成）四〇〇〇平米
五、臨床検査科・柔道整復科の教育設備の充実

一と二については、東京都知事宛に学則変更の承認申請および厚生大臣宛の養成指定内容の変更承認申請を、同年六月末までに行っていく必要がある。また三や四については、施術所設置についての区保健所への届出、診療所設置についての東京都知事宛の認可申請を行うとともに、新校舎建設のための基礎調査・実施設計委託・建築確認申請を行っていく必要があるとしている。

また、大東文化大学第一高等学校の附属化に向けて、前年度より大学・高等学校間において検討が開始されているとした。大学での授業科目を考慮して、中国語の授業を一年次生より正課として一九八二年度から実施

しているのは第一高等学校の特色であった。第一高等学校生徒のさらなる向上を目指して、「本学建学の精神を体した高等学校、大学七年間の一貫教育の実現が本旨であり、そのためには、高等学校の教育の質的充実・向上が前提条件となろう。単なる進学校指向を目指すのではなく、一貫教育の理想を実現しようとするのであれば、少なくとも知育・徳育・体育のバランスのとれた教育がなされなければならず、そのためにも高等学校の教育環境条件の整備が一つの絶対的条件となる」として、抜本的な改善をはかるならば、現校地（板橋キャンパス）での狭隘な教育環境の状況を考えて、理想的なキャンパスを求めて、第一高等学校の全学移転を計画せざるを得ないと強調している。しかし、第一高等学校の「全学移転を考える場合、現時点で東京都内に設置基準を上回る広さの校地を求めることは不可能であり、したがって、隣接した県内にそれを求めることとなるので、形式的には現在設置している高等学校を廃止し、改めて高等学校の設置認可申請の手続きが必要となる」とし、一五歳人口がピークである一九八九年度を境に減少傾向であるために、第一高等学校の全学移転計画については、全学として明確な判断を行っていかなければならないとした。

**学園事業計画に見る現状と展望（一九八四〜八五年度）**

まず、一九八四（昭和五九）年度の「学校法人大東文化学園事業計画」（一九八三年一二月の理事会にて承認）を見ると、大学については、板橋校舎は教育研究計画の答申にもとづき、基本的な整備計画を策定していく必要があるとする。一九八四年度においては、①案内板の設置、②学生談話室・就職求人票閲覧室の設置、③情報処理教育専用教室の整備、④二号館校舎外壁塗装、⑤二・三号館校舎および体育館の水道管のライニング、⑥記念館屋上防水塗装等、が考えられたが、あくまで基本的な整備計画との関連を考慮して同年度は必要最小

限度の事業にとどめたい、板橋キャンパス整備計画は同年度内、その骨子について必ず樹立するものと強調している。

東松山校舎は、①土木整備工事、②駅前停車場整地工事、③ラグビー場改修、④テニスコート改修、⑤野球場バックスクリーン改修、⑥屋内給水管防蝕対策、⑦掲示場設置、⑧書庫の増設、⑨情報処理教育専用教室の整備等、が考えられているが、これらも板橋キャンパス同様に、基本的な開発計画との関連を考慮して、二重投資にだけはならないように十分に注意しながら、必要最小限度の事業にとどめたいとしている。宮鼻グラウンドについては、一九八三年度中当面の整備工事は完了している。東松山市宮鼻地区にあるグラウンド用地を購入し、一九七六年以降、体育活動を中心とした福利施設として、本学関係者にとどまらず近隣住民への開放を目指し整備が検討されていた。一九八四年度は、東松山キャンパスの開発との関連で、東松山校舎の諸体育施設の使用が制限されることを考慮して、これに対応する排水および附帯設備等の整備を行うものとした。

第一高等学校は、検討を進めている教育研究計画の答申を基にして事業計画を策定していくことになるが、現在地で学校規模のために必要な教育環境を整備することは物理的に不可能であるため、移転等を含めた新環境を求めた教育計画による事業計画を抜本的に樹立する必要がある。一九八四年度は、そのための調査年度としたい。川越校地（川越市萱沼）についても、適切な整備（第一高校運動場）を進めたいとした。

青桐幼稚園は、教育研究計画にもとづき、事業計画を策定していく必要がある。昨今の入園希望者および入園者の状況・施設の規模等に鑑みて、規模の縮小も含めた計画が予想されるため、幼稚園は現在地にあって施設の拡充はしないという考え方にしたがって、一九八四年度においては、内部運営の効率化をはかるものとしたいとしている。

大東医学技術専門学校は、柔道整復科の改組について、学校協会および厚生省などとの協議の結果として、昼間部の場合は二年制、夜間部の場合は三年制とする方針が示されている。このことにより、本学園の医専柔道整復科については、早急にいずれかの方向で改組しなければならないとした。実際のところは、一九八五年度からの新しい体制として、柔道整復科の修業年限を三年制（夜間部）に移行するため、一九八四年九月付の「大東文化総総発第六〇号」にて申請していた「学則および校舎の各室用途等一部変更承認申請」について、一九八五年三月付の「厚生省収健政第一五一号」にて、「柔道整復師学校養成施設指定規則」第三条第一項の規定にもとづき、厚生省から、学則（教育課程および修業年限）および校舎の各室の用途および面積ならびに建物の配置図および平面図の一部変更を承認すると通知があったのである。校舎の改善等にともない、医専柔道整復科の修業年限は、一九八五年度入学生から三年制となった。

三年制に移行した背景としては、教育内容の充実をはかり、柔道整復師資質の向上を目指そうという狙いがある。現行より一年間修業年限が増えたことにより、一般教養科目および専門科目ともに時間数を増やすことができ、教科内容が充実した。これによって、これまで以上に深い専門知識や技術とともに、幅の広い一般教養を身につけた柔道整復師が同校から育成されることが期待されるとした。また医専は、一九八五年度に創立二五周年を迎えるので、同年中には記念式典を実施する予定としている。なお、短期大学への移行についても、八四年度を調査年度として、調査を進めていく必要があると掲げたのであった。

さらに、大東文化会館については施設設備の改修を、嬬恋セミナーハウスは、①上水給水管敷設、②消火栓新設、③外灯新設、④女子浴室新設改装、⑤体育館屋根修理、⑥土地の取得等、が提案されていたが、学園全体の福利厚生施設のあり方を再検討するなかで、大東文化会館および嬬恋セミナーハウスの存在意義を明らか

にし、その利用計画を策定して抜本的な運営の改善を行わなければならないと挙げている。同年度は、そのための抜本的な見直し調査を行い、改善計画を策定する年度としたい。同上の施設設備は、当面現状維持のための改修補修程度にとどめたいとしている。

次に一九八五年度の「学校法人大東文化学園事業計画」（一九八四年三月の理事会にて承認）を見ると、大学関係では、板橋キャンパスについて、長期事業計画との関連で、新学部の設置認可および東松山キャンパス開発の進捗状況と併せて、具体的な板橋キャンパスの総合整備計画の基本を策定しなければならないと掲げている。一九八五年度は、その準備のための諸施策を講じることにしたいとした。同年度の主な施設設備の整備事業は、次のとおりとされた。

①総合案内板の設置工事、②校舎内の改・補修工事、③機械装置関係の修繕等、であった。これらは、現状の教育諸条件を低下させることなく、必要最小限の枠で行いたいとしている。

東松山キャンパスについては、東松山キャンパスの開発以外の既存施設設備の整備工事で、主な事業は次のとおりと掲げている。

①テニスコートの新設工事、②県道からの車両止め取付工事、③学生用作業場の設置工事、④暖房配管の取付工事ほか、とした。宮鼻総合グラウンドについては、県の都市計画法による県道敷地の線引きが完了し、近くその着工が予想されているところである。そのため、同年度の施設整備の見極めが困難な状況で、東松山キャンパス開発にともなうグラウンド工事が完成するまでの間の施設としての整備に限定したいとした。なお一九八七年一二月の理事会で、同グラウンドの積極的な活用は難しいと判断し、東松山市所有の正代グラウンド用地との土地交換が決定された。

第一高等学校は、教育環境条件の整備について、高等学校設置基準にもとづいて、具体的な事業計画を策定するとした。現状の校地・校舎での教育では限度が見られ、設置基準上、究極的には同校の移転を前提にするしか打開策はないように考えられた。同校の大学附属化についても、審議機関を設けて、実質的な検討などに入る必要があるとした。一九八五年度は、そのために基本的な方策を樹立するための必要な調査を行い、これをまとめる年度としたいとした。同年度の既存施設設備の改・補修の主なものは、次のとおりであった。

①屋上の改・補修工事、②校舎内の改・補修工事、③配管設備の改修工事、④犬走り等の改修工事、⑤分電盤の改修工事、などが挙げられ、現状の使用上支障のある部分工事を早期に実施していきたいとした。

青桐幼稚園は、同園が設置されて一三年を経過して、いまだ教育体制が十分に安定しているとは言えない状況であると問題視された。同園は、幼稚園設置基準にもとづき、保有している園地・園舎などの施設設備および教員組織について充実させ、これとの関連において整備を行って、一学級の定員が四〇人を上回らないように計画するとした。一九八五年度の既存施設設備の整備としては、①プリンスコートの補修工事、②玄関等の塗装工事、などが挙げられるとした。

大東医学技術専門学校は、一九八四年度において、柔道整復科の夜間三年制への移行の学則変更認可の手続きを行い、一九八五年度から認可申請のとおり移行措置がはかられた。同年度は、指導要領に沿って教育の充実、または技術等の向上をはかるための施術所およびその附帯施設の基礎調査、実施計画などの検討を早期に開始したいと掲げた。一九八五年度は、将来の臨床検査科の短期大学への昇格ならびに若干の学科増設などを含めた事業計画の樹立を目指した調査年度としたいとした。同年度においては、教育環境の整備の一環として、既存建物の改・補修工事を実施し、近年の医療技術の高度化に適応するために、医療機器の整備をはかるもの

とされた。

福利厚生施設は、教育における福利厚生施設の基本的なあり方として、合宿研修・セミナーなどを開催して、スポーツなどの各種課外活動に利用される学生生活のための施設と位置付けられた。冬期間に、嬬恋セミナーハウスを閉鎖した昨年度は、本学の福利厚生施設のあり方を改めて問い直す契機となったが、一九八五年度の春から秋にかけての期間の利用状況に鑑みて、嬬恋セミナーハウスのこれからの存廃も含めて、基本的な結論を得ていきたいと考えている。したがって、同年度の施設設備の整備は、短期間の利用に支障のない範囲にとどめたいとした。一方大東文化会館は、教育施設としての計画性のある積極的な有効活用を目指して、その利用効率も高めていくさらなる整備をはかっていきたいと強調している。

この時期（一九八二～八五年度）の本学園の事業計画などを見る限り、学園の附設校である第一高等学校や青桐幼稚園については、現有地にあるなかでいまだ十分な教育体制や経営状態にあるとは言えないと認識して、学校や園としてのさらなる存在意義を高めるべく、移転や縮小廃止を含めた抜本的な改善措置を継続的に検討したいとされた。また、大東医学技術専門学校についても、カリキュラムをはじめとした教学体制の充実をはかりつつ、将来的な学科増設を含め、短期大学などへの昇格措置も検討していくことが示されていたことが特徴的であろう。

# 資料

# Ⅵ　戦後学制改革と新制大学の発足

## 1　寄附行為変更の件（昭和二〇年一〇月一日）

### 1　大東文化協会寄附行為改正願

大東文化協会寄附行為改正願

時局ノ趨勢ニ応ジ、本協会寄附行為ノ一部改正致度候間、何卒御許可被成下度此段

昭和二十年十月一日　　大東文化協会々頭
伯爵　酒井忠正印

文部大臣　前田多門殿

大東文化協会寄附行為改正

一、第二章第二条中、「文化ヲ振興」ノ次ニ「シ世界ノ進運ニ寄与」ノ九字ヲ加ヘ、二、「本邦現時ノ情勢ニ鑑ミ、儒教ノ振興ヲ図リ及」ヲ削除シ、「東洋文化ヲ」ノ次「中心」ヲ削除シ、「基礎トシテ東亜文化ノ融合調和ヲ図リ、以テ世界文化ニ貢献セン」ヲ加ヘ、「文化学院」ノ次ニ「専門学校」ヲ加フ

（参照）

第二条　本会ハ東亜固有ノ文化ヲ振興シ、世界ノ進運ニ寄与スルヲ以テ目的トス　其ノ要領左ノ如シ

一、我カ皇道ニ遵ヒ、国体ニ醇化セル儒教ニ拠リ、国民道義ノ扶植ヲ図ルコト

二、本邦現時ノ状勢ニ鑑ミ儒教ノ振興ヲ図リ及東洋文化ヲ中心トスル大東文化学院基礎トシテ東西文化ノ融合調和ヲ図リ、以テ世界文化ニ貢献セン専門学校ヲ設立維持スルコト

（理由）時局ノ趨勢ニ即応センガタメニ改正スルモノナリ、大東文化学院ノ次ニ専門学校ノ四字ヲ加ヘタルハ、昭和十九年三月、校名改称シタルガ為ナリ

### 2　理事会決議録

理事会決議録（写）

昭和二十年九月二十九日　会頭　酒井伯邸内ニ理事会ヲ開キ　酒井忠正　宮澤　裕　土屋久泰　澤田總清　出席（委任状五通）　宮澤理事　議案ヲ説明シ、左ノ如ク決議セリ

第二号議案　本協会寄附行為変更ノ件

第二条ヲ、次ノ如ク改ム

第二条　本会ハ東亜固有ノ文化ヲ振興シ、世界ノ進運ニ寄与スルヲ以テ目的トス、其ノ要領左ノ如シ
一、我ガ皇道ニ遵ヒ、国体ニ醇化セル儒教ニ拠リ、国民道義ノ扶植ヲ図ルコト
二、東洋文化ヲ基礎トシテ、東西文化ノ融合調和ヲ図リ、以テ世界文化ニ貢献セントスル大東文化学院専門学校ヲ設立維持スルコト
（参照）
第二条　本会ハ東亜固有ノ文化ヲ振興スルヲ以テ目的トス　其要領、左ノ如シ
二、本邦現時ノ情勢ニ鑑ミ、儒教ノ振興ヲ図リ　及東洋文化ヲ中心トスル大東文化学院ヲ設立維持スルコト

### 3　大東文化協会寄附行為

大東文化協会寄附行為（昭和二十年十月改正）

第一章　名　称

第一条　本財団ハ、「大東文化協会」ト称ス

第二章　目的及事業

第二条　本会ハ東亜固有ノ文化ヲ振興シ、世界ノ進運ニ寄与スルヲ以テ目的トス、其ノ要領左ノ如シ
一、我カ皇道ニ遵ヒ、国体ニ醇化セル儒教ニ拠リ国民道義ノ扶植ヲ図ルコト
二、東洋文化ヲ基礎トシテ、東西文化ノ融合調和ヲ図リ、以テ世界ノ文化ニ貢献セントスル大東文化学院専門学校ヲ設立維持スルコト
三、文書、講演其ノ他ノ方法ヲ以テ前示目的ノ達成ニ努メ、且ツ海外ニ亘リ斯学ノ振興ヲ図ルコト
四、高等及普通教育ニ於ケル漢学ニ関スル教科ノ編成並ニ教科書及教授法ノ改善ヲ図ルコト
五、東亜ノ美術・音楽等ノ維持発達ヲ図ル事業ヲ行フコト

第三章　資産及会計

第三条　本会ノ資産ハ、左記ニ記載シタルモノヨリ成ル
一、別紙目録ニ掲クル財産
二、財産ヨリ生スル果実
三、会員ノ醵金
四、寄附ノ金品、其ノ他ノ諸収入
第四条　本会ニ基金ヲ置ク
第五条　本会ノ経費ハ資産ヲ以テ、之ヲ支弁ス
第六条　本会ノ会計年度ハ、毎年四月一日ニ始リ翌年三月三十一日ニ終ル
第七条　会計年度ノ終ニ於テ剰余金アル時ハ翌年度ニ繰

越シ、時宜ニ依リ其ノ全部又ハ一部ヲ基金ニ編入ス

第四章　会　員

第八条　本会ノ事業ニ翼賛スル者ヲ会員トシ、之ヲ分チテ名誉会員及正会員ノ三種トス、名誉会員ハ本会事業ニ功労アル者又ハ学識徳望アル者ノ中ヨリ理事ノ議決ヲ経テ、会頭之ヲ推薦ス維持員会ハ、特別ノ出費其ノ他ノ方法ニ依リ本会ノ経営ヲ支持スル者ニ就キ、会頭之ヲ推薦ス、正会員ハ、会費トシテ別ニ定ムル金額ヲ納ムル者トス

第九条　会員タラントスル者ハ、理事会ノ承認ヲ経ヘシ本会ノ会員ニシテ、会員タルノ名誉ヲ汚損スル行為アルトキハ、理事会ノ議決ヲ経テ之ヲ除名ス

第五章　役員及職員

第十条　本会ニ、左ノ役員ヲ置ク

一、会頭　一名
二、副会頭　二名
三、学院総長　一名
四、理事若干　若干名内一名又ハ数名ヲ常任理事トス
五、監事　若干名
六、維持員　若干名
七、評議員　若干名

第十一条　会頭ハ設立者之ニ当リ、設立者ヲ欠クニ至リタル場合ハ、維持員会ノ評議ニ依リテ之ヲ定ム副会頭及学院総長ハ、理事会ニ於テ之ヲ互選ス理事ハ会頭ヲ以テ之ニ充ツル外、維持員会ノ選挙ニ依リテ、之ヲ定ム

第十二条　会頭ハ会務ヲ総理シ、副会頭ハ会頭ヲ補佐シ、会頭事故アル時ハ其ノ職ヲ代理シ、理事ハ会務ヲ掌握ス

第十三条　本会ハ、維持員会ノ議決ヲ経テ総裁・副総裁ヲ推戴スルコトアルヘシ

第十四条　監事ハ、維持員会ノ議決ヲ経テ之ヲ定ム

第十五条　維持員ハ、左ノ二種トス

一、終身維持員
二、有期維持員

終身維持員ハ、名誉会員中ヨリ会頭之ヲ指名シ、有期維持員ハ評議員之ヲ互選ス、有期維持員ノ数ハ、終身維持員ノ数ヲ超エサルモノトス

第十六条　評議員ハ会員中ヨリ会頭之ヲ嘱託ス

第十七条　理事・監事ノ任期ハ、各三年トス有期維持員及評議員ノ任期ハ二年毎ニ其ノ半数ヲ改選ス、第一回ノ退任者ハ抽籤ニ依ル

第十八条　補欠ニ依リ就任シタル役員ノ任期ハ、前任者ノ残任期間トス

第十九条　役員ノ任期満了ノ場合ニ於テハ、其ノ後任者ノ就任迄、仍前任者ニ於テ其ノ職務ヲ行フ

第二十条　本会ニ幹事長一名、監事若干名ヲ置キ会頭之ヲ嘱託ス

## 第六章　維持員会及評議員会

第二十一条　維持員会ハ毎年一回之ヲ開ク、但シ会頭ニ於テ必要ト認メタルトキハ、臨時之ヲ召集スルコトヲ得

第二十二条　維持員会ノ議長ハ、会頭之ニ当ル

第二十三条　維持員会ノ議事ハ、出席維持員ノ過半数ヲ以テ之ヲ決ス、可否同数ナルトキハ議長ノ決スル所ニ依ル

第二十四条　維持員会ハ、本寄附行為ニ於テ特ニ規定スルモノノ外、左ノ事項ヲ評議ス

一、予算決算ニ関スル事項

二、基金ノ管理及積立ニ関スル事項

三、其ノ他、会頭ニ於テ必要ト認メタル事項

第二十五条　評議員会ハ会頭ノ召集ニ依リ其ノ諮問ニ応シ、又ハ自ラ意見ヲ述フルコトヲ得

## 第七章　補　則

本寄附行為ノ条項ハ、維持員三分ノ二以上ノ同意ヲ得、主務官庁ノ認可ヲ経テ、之ヲ変更スルコトヲ得

本会ノ細則ハ、維持員会ノ議決ヲ経テ、之ヲ定ム

本会ノ事務所ハ、之ヲ東京市豊島区三丁目一三八五番地ニ置キ、必要ニ応ジ各地ニ支部ヲ置ク

本財団設立ノ際ニ於ケル従来ノ大東文化協会ノ会員ハ、当然本会ノ会員タルモノトス

### 4　寄附行為変更認可

雑学二三号

昭和二十一年一月十六日起「往復掛　21・2・7」

発送21年2月7日

寄附行為変更ノ件

指令案

大東文化協会

昭和二十年十月一日附申請寄附行為中、変更ノ件認可ス

年　月　日　　文部大臣

認証案

財団法人　大東文化協会申請

寄附行為中変更認可

謄本ハ原本ト相違ナキコトヲ認証ス

年　月　日　　文部省

1、変更ノ理由

⑴時局ノ趨勢ニ即応センガタメナリ

⑵昭和十九年三月　校名改称シタルニ付、大東文化学院ノ次ニ専門学校ノ四字ヲ加ヘンガタメナリ

2、変更条項

第二条中「文化ヲ振興」ノ次ニ「シ、世界ノ進運ニ寄与」ノ九字ヲ加ヘル

「本邦現時ノ情勢ニ鑑ミ、儒教ノ振興ヲ図リ及」ヲ削除シ「東洋文化ヲ」ノ次「中心」ヲ削除シ、「基礎トシテ東亜文化ノ融合調和ヲ図リ、以テ世界文化ニ貢献セン」ヲ加ヘル

「文化学院」ノ次ニ、「専門学校」ヲ加ヘル

## 2　学則改正の件（昭和二〇年一〇月一日）

### 1　学則改正願

学院第三十二号

大東文化学院専門学校学則改正願

時局ノ趨勢ニ応ジ本校学則改正致度候間何卒御許可被成下度参考書類相添へ此段願上候也

大東文化学院専門学校総長

昭和二十年十月一日　　伯爵　酒井忠正㊞

文部大臣前田多門殿

大東文化学院専門学校学則改正

一、第一章総則第一条ノ中「東洋」ヲ「東西」ニ「東亜ニ活動スル」ヲ「世界文化ニ貢献スル」ニ改ム

（参照）第一条　本校ハ本邦固有ノ皇道及国体ニ醇化セル儒教ヲ主旨トシテ東洋（西）文化ニ関スル教育ヲ施シ兼ネテ東亜（世界文化）ニ活動（貢献）スル人材ノ錬成ヲ為スヲ目的トス

（理由）時局転変要請ニ応ジ現時下適切ナル教育ヲ施サンガ為ナリ

二、第三章学科課程中

⑴、第六条第一部第二部トモニ「教練7、4、4」ヲ削除シ「増課」ヲ「英語」ニ改メ歴史第二学年第三学年ノ「東亜史」ヲ「世界史」ニ改メ計「四六、四六、四六」ヲ夫々「三九、四二、四二」ニ改ム

⑵、第六条第三部中「馬来語1、教練7、4、4」ヲ削除シ計「四七、四七、四七」ヲ夫々「三九、四三、四三」ニ改ム

（参照）数字ハ一週時数

第一部皇学漢文科

| ／ | 歴史 | 教練 | 英語増課 | 計 |
|---|---|---|---|---|
| 第一学年 | | | | |
| | | 7 | 1 | ~~46~~ |
| 第二学年 | 国史<br>世界東亜史 | | | 39 |
| | 4 | 4 | 1 | ~~46~~ |
| 第三学年 | 国史<br>世界東亜史 | | | 42 |
| | 5 | 4 | 1 | ~~46~~ |

42

第二部国語漢文科

| ／ | 歴史 | 教練 | 英語増課 | 計 |
|---|---|---|---|---|
| 第一学年 | | | | |
| | | 7 | 1 | ~~46~~ |
| 第二学年 | 国史<br>世界東亜史 | | | 39 |
| | 4 | 4 | 1 | ~~46~~ |
| 第三学年 | 国史<br>世界東亜史 | | | 42 |
| | 5 | 4 | 1 | ~~46~~ |

42

第三部東亜政経科

| ／ | 馬来語 | 教練 | 計 |
|---|---|---|---|
| 第一学年 | | | |
| | 1 | 7 | ~~47~~ |
| 第二学年 | | | 39 |
| | | 4 | ~~47~~ |
| 第三学年 | | | 43 |
| | | 4 | ~~47~~ |

44
（ママ）

(ハ)第七条中「教練4、4、4」ヲ削除シ「計　四五、四五、四五」ヲ夫々「四一、四一、四一」ニ改ム

（参照）

| 高等科 | 第一学年 | 第二学年 | 第三学年 | 計 |
|---|---|---|---|---|
| 教練 | 4 | 4 | 4 | |
| | 四五 | 四五 | 四五 | 四五 |
| | 41 | 41 | 41 | 41 |

(ニ)第八条中補習科第一部「教練4」ヲ削除シ計「四〇」ヲ「三六」ニ補習科第二部「教練4」ヲ削除シ計「四〇」ヲ「三六」ニ補習科第三部「教練4」ヲ削除シ計「四二」ヲ「三八」ニ専修科ノ中「馬来語2、教練6」ヲ削除シ「大東亜史、大東亜地理、大東亜事情」ヲ夫々「世界史、世界地理、世界事情」ニ、計「四二」ヲ「三四」ニ改ム

（参照）

| 補習科第一部 | | |
|---|---|---|
| 科目 | 一週時数 | |
| 教練 | 4 | |
| 計 | 四〇 | 36 |

| 補習科第二部 | | |
|---|---|---|
| 科目 | 一週時数 | |
| 教練 | 4 | |
| 計 | 四〇 | 36 |

| 補習科第三部 | | |
|---|---|---|
| 科目 | 一週時数 | |
| 教練 | 4 | |
| 計 | 四十 | 36 |

| 専修科 | | |
|---|---|---|
| 科目 | 一週時数 | |
| 馬来語 | 2 | |
| 国史及大東亜史（ママ） | 2 | |
| 大東亜地理（ママ） | 2 | |
| 大東亜事情（ママ） | 2 | |
| 教練 | 6 | |
| 計 | 四十 | 34 |

（理由）時局ノ転換ニ応ジ時勢ニ伴フ教育ヲ施サンガタメナリ

三、第五章第二十四条中「兵役ニ服スル場合ノ外ハ」ヲ削除ス

（参照）第二十四条　休学ハ兵役ニ服スル場合ノ外ハ一箇年以上ニ亘ルコトヲ得ズ

（理由）時局変転シテ兵役ノコトナキニ至リシタメナリ

四、第九章第三十七条ノ但シ書ヲ削ル

（参照）第三十七条　授業料ハ出席ノ有無ニ拘ラズ之ヲ徴収ス
但シ第二十四条ノ兵役ニ服スル場合ニ限リ之ヲ免除又復学シタル時ハ用割ヲ以テ之ヲ即納セシム
（理由）時局変転セシニヨリ兵役ノコトナキニ至リシタメナリ

## 2　学則変更（改正）認可

校学三六号　昭和二十一年一月十六日起案
私立専門学校学則変更ノ件
大東文化学院専門学校設立者
大　東　文　化　協　会
昭和二十年十月一日学院第三十二号申請学則中変更ノ件認可ス
昭和二十一年一月一日
文部大臣
備考
1、終戦ニ伴ヒ時局ノ趨勢ニ応ジテ学則ヲ変更セントスルモノナリ
2、変更ノ条項
(1)　第一条中「東洋」ヲ「東西」ニ「東亜ニ活動スル」ヲ「世界文化ニ貢献スル」ニ改ム
(2)　第六条中第一部第二部トモニ「教練」「7、4、4」ヲ削除シ「増課」ヲ「英語」ニ改メ歴史第二学年第三学年ノ「東亜史」ヲ「世界史」ニ改メ計「四六、四六、四六」ヲ「三九、四二、四二」ニ改ム
第三部中「馬来語1、教練7、4、4」ヲ削除シ計「四七、四七、四七」ヲ「三九・四三・四三」ニ改ム
(3)　第七条中「教練444」ヲ削除シ「計　四五、四五、四五、」ヲ「四一、四一、四一」ニ改ム
(4)　第八条中補習科第一部「教練4」ヲ削除シ計「四〇」ヲ「三六」ニ補習科第二部「教練4」ヲ削除シ計「四〇」ヲ「三六」ニ補習科第三部「教練4」ヲ削除シ計「四二」ヲ「三八」ニ専修科ノ中「馬来語2、教練6」ヲ削除
「大東亜史、大東亜地理、大東亜事情」ヲ夫々「世界史、世界地理、世界事情」ニ計「四二」ヲ「三四」ニ改ム
(5)　第二十四条中「兵役ニ服スル場合ノ外ハ」ヲ削除ス

(6)　第三十七条ノ但シ書ヲ削ル
(イ)軍事的恩給金其ノ他ノ給与金
(1)恩　給
(A)一千九百四十五年八月十五日ヨリ、同年十一月十五日ニ至ル期間中ニ、期限到来シ支払ハルベキ金額ノ合計
(B)一千九百四十五年八月十五日ヨリ、同年十一月十五日ニ至ル期間中ニ現金ヲ以テ支払ハレタル金額ノ合計
(C)証書、其ノ他斯ル支払ニ対スル権利ヲ証明スベキ書類ニ依リ表示サレタル金額ノ合計、及ビ斯ル支払ノ為メ別除サレ又ハ預金シアリタル金額ノ合計
(2)離職金及退職金ニ付、前掲(1)ト同一項目ニ類別シタルモノ
(3)其ノ他凡ユル性質ノ手当、賞与又ハ恵与ニ付、前掲(1)ト同一項目ニ類別シタルモノ
(ロ)非軍事的ナル公私ノ恩給金、其ノ他ノ給与金又ハ恵与ニシテ本覚書ニ依リテ禁止サレタルモノヲ前掲(1)ト同一項目ニ類別シタルモノ
(ハ)本覚書ニ従フタメニ取ラレタル処置
5、前記ノ報告書ハ六通ヲ当司令部ニ提出スベシ
6、本覚書ニ依リ、必要トナリタル許可申請ヲ為サントスルトキハ大蔵省ヲ経由シ、書面ヲ以テ当司令部宛ニ差出スベシ
7、本覚書受領ノ確認ヲ為スベシ

最高司令部代理

## 3　学則改正の件（昭和二一年三月一日）

### 1　学則改正認可申請

発第五一号　昭和二十一年三月一日

大東文化協会々頭　伯爵　酒井忠正印

文部大臣　安倍能成殿

学則改正ノ件認可申請

標記ノ件左記ノ通リ改正致シ度ニ付認可相成度理事会決議録写並ニ定員決定資料、授業料値上ケニ対スル理由書相添ヘ及申請候也

左　記

一、学則中

専修科ヲ廃止致シ度ク

皇学漢文科ヲ　東洋哲学科ニ

国語漢文科ヲ　東洋文学科ニ
東亜政経科ヲ　政治経済科ニ　改メ度シ

**2　理事維持員会決議録**

理事維持員会決議録（写）
昭和二十一年二月十一日午前十一時ヨリ東京都葛飾区青戸町四丁目八〇〇番地大東文化協会事務所ニ於テ理事維持員会ヲ開催シ左記事項ヲ満場一致議決ス

左　記

三、学則改正ニ関スル件
専修科ヲ廃止ス
学則中　皇学漢文科　ヲ　東洋哲学科ニ
　　国語漢文科　ヲ　東洋文学科ニ
　　東亜政経科　ヲ　政治経済科ニ　改ム

# 生徒定員決定資料

一、敷　地　二、五八一坪二六　池袋　一、五二六坪二六
　　青戸　一、〇五五坪〇〇

二、校　舎　七〇二坪一四

内　訳

教　室　一二室　三九九坪七五　教　室　三一八坪七五　五二坪五〇　二室　登記番号
　廊下、階段、炊事場、便所　八一坪〇〇　三二、〇〇　一室
　二〇、二五　七室
　二〇、〇〇　二室
　計　三一八、七五　一二室　27、32、33、34、35
　30　31号、28、29

図書室（書庫）一室　二〇坪〇〇

宿　舎　八室　二〇二坪七五　内四室戦災者収容、四室生徒寄宿舎

附属建物　六棟　二階建一、平家五　七九坪六四

計　七〇二坪一四

三、教室用備品

生徒用机腰掛　七五〇名分
黒　板　各室　一組
教　壇　各室　一組
教授用机、椅子　各室　一組

四、備考

内講堂ヲ必要トスルトキハ教室ノ間仕切撤去ニ依リ講堂トスル設備二棟アリ
1、一〇五坪
2、五二坪（二階）

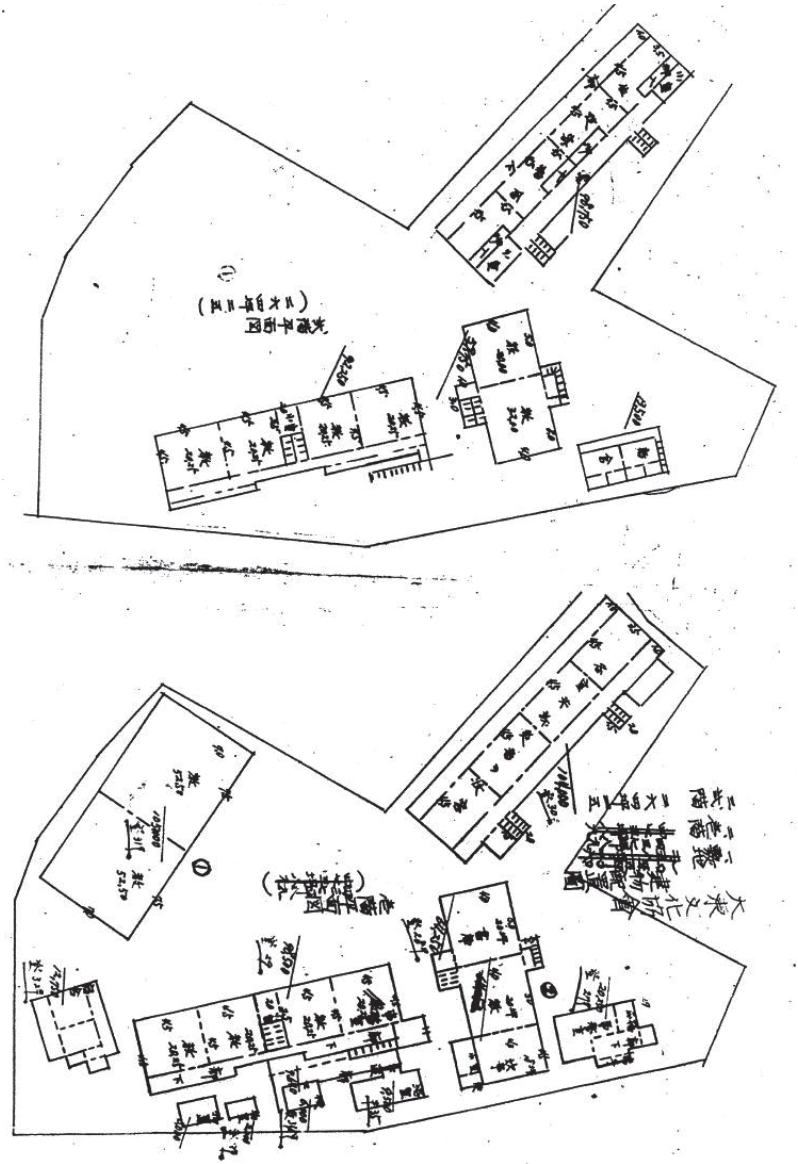

## 3　授業料値上げに対する理由書

授業料値上ゲニ対スル理由書

本学院ノ経営上授業料ヲ値上ゲスルノ止ムヲ得ザル主ナル理由左ノ如シ

一、政府補助金ノ停止

大正十二年創設以来左記ノ通リ毎年政府ヨリ補助金下附アリタル処昭和二十年度ヨリ之ヲ停止セラル

左記

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 大正十二年度 | 十五万円 | | | |
| 〃　十三年度 | 十七万五千円 | | | |
| 自大正十四年度至昭和四年度 | 各 | 十五万円 | | |
| 昭和　五年度 | | 十二万円 | | |
| 〃　六年度 | | 八万円 | | |
| 〃　七年度 | | 四万円 | | |
| | | | 自昭和八年度至〃十二年度 | 各　七万円 |
| | | | 自昭和十三年度至〃二十年度 | 各　五万六千円 |

二、物価騰貴ニ伴フ昭和二十年度昭和二十一年度支出概況

昭和二十年度　拾四万六千九百五拾五円

昭和二十一年度　四拾万壱千百円（借入金返済　二五〇、〇〇〇円ヲ除ク）

右ノ如支出ニ於テ弐拾五万四千壱百四拾五円ノ増徴ヲ必要トス

三、予算増加ノ概要

| | | | |
|---|---|---|---|
| 人件費増額 | 二一五、八三三円 | 昭和二十年度〃二十一年度 | 七九、八六七円<br>二九五、七〇〇円 |
| 備品図書費 | 二五、七四〇円 | 学院 | 二三、一〇〇円 |
| 其ノ他 | 一二、五七二円 | 協会<br>消耗費<br>其ノ他差引 | 二、六四〇円<br>五、一六〇円<br>七、四一二円 |
| 計 | 二五四、一四五円 | | |

1、教職員待遇改善
人件費トシテ昭和二十年度ニ於テハ金七九、八六七円タリシヲ物価高騰ニ伴ヒ昭和二十一年度ニハ別表ノ如ク金二九五、七〇〇円ノ約四倍ニ増額セントスル
2、戦災ニ因リ図書備品等急速ニ整備スルノ要アリ

別表

| 区分 | 科目 | 予算額 | 予算月額 | 支給月額 | 一人平均月額 | 最高 | 最低 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 校長給 | 一、二〇〇、〇〇 | 一〇〇、〇〇 | 一〇〇、〇〇 | 一〇〇、〇〇 | | | 校長　一名 |
| | 次長給 | 一七、七六〇、〇〇 | 一、四八〇、〇〇 | 一、四八〇、〇〇 | 七三〇、〇〇 | 七五〇、〇〇 | 七三〇、〇〇 | 次長　二名 |
| | 専任教員給 | 四一、六〇〇、〇〇 | 三、四七六、六六<br>三、四木木、木木 | 三、四七六、六六 | 四九五、〇〇 | 六二〇、〇〇 | 三九〇、〇〇 | 平均五〇〇円　七名 |
| | 兼任教員給 | 九〇、〇〇〇、〇〇 | 七、五〇〇、〇〇 | 七、五〇〇、〇〇 | 二〇〇、〇〇 | 四五〇、〇〇 | 九〇、〇〇 | 〃　二〇〇円　三八名 |
| | 事務員給 | 五六、五四〇、〇〇 | 四、七一一、六六 | 四、七一一、六六 | 四七一、〇〇 | 六〇〇、〇〇 | 二四〇、〇〇 | 〃　四七〇円　一〇名<br>教務、学生、庶務課事務員 |
| | 諸傭給 | 一六、八〇〇、〇〇 | 一、四〇〇、〇〇 | 一、四〇〇、〇〇 | 一七五、〇〇 | 二〇〇、〇〇 | 九〇、〇〇 | 日給者　日額三円　八名 |
| | 役員報酬 | 八、二〇〇、〇〇 | 六八三、三三 | 六八三、三三 | 六八〇、〇〇 | | | 有給理事　一名 |
| | 事務員給 | 一六、八〇〇、〇〇 | 一、四〇〇、〇〇 | 一、四〇〇、〇〇 | 四六六、六六 | 五九〇、〇〇 | 二三〇、〇〇 | 平均　四六六円　三名<br>会計課事務員 |
| | 手当 | 四二、八〇〇、〇〇 | 三、五六六、六六 | 三、五六六、六六 | | | | 賞与、役員手当、補講料<br>入試委員手当、特別勤務者手当 |
| | 旅費 | 四、〇〇〇、〇〇 | 三三三、三三 | 三三三、三三 | | | | 旅費実費 |
| | 合計 | 二九、五七〇、〇〇 | 二四、六四一、六六(ママ) | 二四、六四一、六六(ママ) | | | | |

**4　学則変更認可**

校学三一号　昭和二十二年一月十四日起案

私立専門学校学則変更認可の件

大東文化学院専門学校設立者

大　東　文　化　協　会

昭和二十一年三月一日附発第五一号申請学則変更の件は

これを認可する

二十二年二月六日　　文部大臣

（備　考）

本件は学則を全般的に変更しやうとするもので大要左の

通り

一、目的変更（第一条）

二、入学定員変更（第二条）

| | 現行 | 変更 | 昭和十八年度 |
|---|---|---|---|
| 第一部 | 四〇名 | 六〇名 | 六〇名 |
| 本科第二部 | 四〇 | 六〇 | 六〇 |
| 第三部 | 六〇 | 一〇〇 | 一〇〇 |
| 高等科 | 一〇 | 二〇 | 五〇 |

昭和十九年度文科系学校縮減に依り減少したのを旧

に復するものである

本校は戦災に依り豊島区池袋三丁目の校舎を焼失し

たが葛飾区青戸町四丁目の旧日本機械工業工員養成

所を買収し移転したので授業には支障ない（詳細別

紙図面参照）

三、専修科廃止

昭和十九年度に新設した一年制の専修科（興亜錬成

科　入学定員一〇〇名）を廃止する

補習科（一年制）研究科（一―二年制）は存続する

入学定員は従来通り定めない

四、学科名変更

本科　第一部の皇学漢文科を東洋哲学科

　　第二部の国語漢文科を東洋文学科

　　第三部の東亜政経科を政治経済科

と改める

五、学科課程変更（第六、七、八条）

詳細別紙参照（本科、高等科、補習科）

六、学費増額（第三十六、三十七条）

1、入学検定料　一〇円を二〇円に

2、入学金　一〇円を三〇円に

3、授業料（年額）

(1)本科、高等科、補習科　一三〇円を六〇〇円に

(2)研究科　二〇円を一〇〇円に増額する

理由　教職員優遇及政府補助金停止に対処等

実施　昭和二十一年四月より全生徒に適用実施する。父兄同意書添付

七、その他条文整備

右の変更に依つて本校の組織は左の通りとなる

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 本科（三年） | 第一部 | （東洋哲学科） | 六〇名 | | |
| | 第二部 | （東洋文学科） | 六〇名 | 正科生 | 六〇〇円 |
| | 第三部 | （政治経済科） | 一〇〇名 | 別科生 甲種 乙種 | |
| 高等科（三年） | （本科卒を以て入学） | | 二〇名 | 正科生 別科生 甲種 乙種 | 六〇〇円 |
| 研究科（一―二年） | （高等科卒等を以て入学） | | ― | | 一〇〇円 |
| 補習科（一年） | （本科卒を以て入学） | | ― | | 六〇〇円 |

本校は罹災した為書類帳簿等を焼失し且つ事務職員応召更迭等の為事情を知る者なく申請書類全く不備にしてその整備に今日迄費した為起案甚だ遅延した次第である。

## 4　学則変更認可の件（昭和二三年二月五日）

### 1　学則変更認可申請

東庶発一二五号　昭和二十三年二月五日

大東文化協会理事長　鵜澤總明㊞

文部大臣　森戸辰男殿

大東文化学院専門学校学則変更認可申請

左記のことにつきて大東文化学院専門学校の学則を変更致し度いから認可下さいますよう茲に必要書類を相添えて申請致します。

記

一、昭和二十三年度より大東文化学院専門学校本科第三部政治経済科を第三部東洋政治科第四部東洋経済科の二部に分離すること。

二、授業料年額壱千五百円を昭和二十二年九月に遡り弐千五百円に値上げすること及び入学検定料弐拾円を弐百円に入学金参拾円を五百円に値上げすること並に入学志願者資格中に女子を入れること。
三、学則全般に亘り口語体を採用すること。
　添附書類
一、新旧学則各一部
二、決議録写二部
三、昭和二十二年度及同二十三年度予算書各一部
四、教室図面一部
五、本科第三部並に第四部の学科目及時数表（新学則参照）
　以　上

## 2　大東文化学院専門学校学則

昭和二十三年一月三十日改正
昭和二十三年度　大東文化学院専門学校学則

第一章　総則

第一条　本校は東洋文化の研究を主旨とし、経史文学芸術並に政治経済に関する教育を施して、世界文化に貢献する人材を養成することを目的とする。
第二条　本校に本科高等科研究科及び補習科を置き、本科を四部に分つ。その入学定員は左の如くである。
　本科第一部　六十名　本科第二部　六十名
　本科第三部　七十名　本科第四部　百名
　高等科　三十名
第三条　本校の各科を卒業した者にはその卒業証書を授与する。
第四条　本校の卒業証書を有する者は之を本校の学友とする。

第二章　卒業年限及び本科区分

第五条　修業年限は本科三年、高等科三年、補習科一年とする。
本科は之を左の四部に区分する。
第一部　東洋哲学科
　中等学校国民科国語の教員となり得る学力を具備させると共に東洋哲学の研修に重点を置く。
第二部　東洋文学科
　中等学校国民科国語の教員となり得る学力を具備させると共に東洋文学の研修に重点を置く。
第三部　東洋政治科
　道徳政治法制等の諸教科（学）を学修させると共に中等

学校外国語科支那語教員となり得る学力を具備させる。

第四部　東洋経済科

道徳経済経営等の諸学科を学修させると共に中等学校外国語科支那語教員となり得る学力を具備させる。

第三章　学科課程

第六条　本科の学科課程は左の如く之を定める。

本科第一部東洋哲学科

| 学科目＼学年 | | 第一学年 | 第二学年 | 第三学年 | 合計 |
|---|---|---|---|---|---|
| 正 | 漢文 | 漢文講読 | 一週時間 | 一週時間 | 一週時間 | 時間 |
| | | | 三 | 四 | 四 | 一一 |
| | | 東洋思想史哲学史 | | 中国哲学史 | 東洋思想史 | 四 |
| | | 漢文学、漢文学史 | 三 | 二 | 二 | 七 |
| | | 作詩法、作詩 | 二 | | | 二 |
| | 文 | 漢文法、漢作文 | 二 | | | 二 |
| | | 演習 | 二 | 三 | 三 | 八 |
| | 国語 | 国語講読 | 三 | 四 | 四 | 一一 |
| | | 国文学、国文学史 | 二 | 三 | 二 | 七 |
| | | 国語学、国語学史 | | 国語学史 | 国語学概論 | 四 |
| | | 国文法 | 二 | | | 二 |
| | | 有職故実 | | | 二 | 二 |
| | | 図書解題 | | 一 | 一 | 二 |
| | | 話方及作文 | 二 | | | 二 |
| | | 演習 | 二 | 二 | 二 | 六 |

| 合計 | 参考科 | 科 | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | 外国語 | 歴史 | 公民 | 教育学 |
| | | 英語<br>中国語及時文 | | 文化史<br>経済学<br>法学通論 | |
| | 倫理学<br>論理・心理 | | 国史 | | 青年心理及学校衛生 |
| 三八 | 二　二 | 二　三 | 二 | 二 | 二 |
| | 哲学史<br>仏教概論 | | 東洋史<br>世界史 | | 教育史 |
| 四二 | 二　二 | 二　三 | 二　二 | 二　二 | 二 |
| | 哲学概論<br>仏教史 | | 東洋史<br>世界史 | | 教育学及教授法 |
| 三九 | 二　二 | 二　二 | 二　二 | 一 | 二 |
| 一一九 | 六　六 | 六　八 | 四　六 | 三　二　二 | 六 |

本科第二部東洋文学科

| 学科目＼学年 | 正 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 公 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 国 | | | | | | | 語 | | | | | 漢 | | | 文 | | | | | 法 |
| | 国語講読 | 国文学、国文学史 | 国語学、国語学史 | 国文法 | 有職故実 | 図書解題 | 話方及作文 | 演習 | 漢文講読 | 漢文学、漢文学史 | 漢文法、漢作文 | 作詩法、作詩 | 演習 | 学通論 |
| 第一学年 | | | | | | | | | | | | | | |
| 一週時間 | 三 | 二 | | 二 | | | 二 | 二 | 三 | 三 | 二 | 二 | 二 | 二 |
| 第二学年 | | | | | | | | | | | | | | |
| 一週時間 | 四 | 三 | 二 | | | 一 | | 二 | 四 | 四 | | | 三 | |
| 第三学年 | | | | | | | | | | | | | | |
| 一週時間 | 三 | 三 | 二 | | 二 | 一 | | 二 | 四 | 四 | | | 三 | |
| 合計時間 | 一〇 | 八 | 四 | 二 | 二 | 二 | 二 | 六 | 一一 | 一一 | 二 | 二 | 八 | 二 |

| 合計 | 参考科目 | 科 | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | 歴史 | 教育学 | 外国語 | 民 |
| | | | | 英語 中国語及時文 | 文化 経済史学 |
| | 倫理学 論理・心理 | 国史 | 青年心理及学校衛生 | | |
| 三八 | 二 二 | 二 | 二 | 二 三 | |
| | 西洋哲学史 西洋文学 | 東洋史 世界史 | 教育史 | | |
| 四二 | 二 二 | 二 二 | 二 | 二 三 | 二 二 |
| | 哲学概論 東洋思想史 | 東洋史 世界史 | 教育学及教育法 | | |
| 三九（ママ） | 二 二 | 二 二 | 二 | | 一 |
| 一一九 | 六 六 | 四 六 | 六 | 八（ママ） 六（ママ） | 二 三 |

本科第三部東洋政治科

| 学科目＼学年 | 正 | | | | | | | | | | | | | | | | 科 | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 中国語 | | | | | | | | | | | | | | | | 中国語合計 | 国語漢文 | 教育学 | 法制 | | | | | |
| | 発音 | 聴方及話方 | 講読 | 文法 | 作文 | 言語学 | 中国文化史 | 中国語演習 | | | | | | | | | | | | 法学通論 | 憲法 | 自治制度論 | 国際法 | 政治学 | 政治史 |
| 第一学年 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 青年心理及学校衛生 | | | | | |
| 一週時間 | 四 | 二 | 四 | 二 | | | 二 | | | | | | | | | | 一四 | 四 | 二 | 二 | 二 | | | | |
| 第二学年 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 教育史 | | | | | | |
| 一週時間 | 二 | 四 | 六 | | 二 | 二 | | 二 | | | | | | | | | 一八 | 四 | 二 | | | 二 | | 二 | 二 |
| 第三学年 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 教育学及教授法 | | | | | | |
| 一週時間 | 二 | 二 | 八 | | 二 | | | 四 | | | | | | | | | 一八 | 二 | 二 | | | | 二 | | |
| 合計時間 | 八 | 八 | 一八 | 二 | 四 | 二 | 二 | 六 | | | | | | | | | 五〇 | 一〇 | 六 | 二 | 二 | 二 | 二 | 二 | 二 |

| 合計 | 科目等履修生 | | | | | 科目等履修生 | | | | | | | | 正科生 | | | | | | | |

本科第四部東洋経済科

一字削除

| 学科目＼学年 | 正科 | | |

| 科 | | | | | | | | 正 | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 済 | | | | | | | | 経 | | | | | | | |
| 演習 | 資本主義発達史 | 社会政策 | 経済史 | 会計学 | 名著研究 | 経済数学 | 簿記各論 | 簿記原理 | 経営経済学 | 統計学 | 経済学史 | 財政学 | 金融論 | 経済原論 | |
| | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | 一 | | | 二 | | 二 | 二 | | | | | 二 | |
| | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | 二 | 二 | | 二 | | | 二 | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | |
| 二 | 二 | 二 | | 二 | 二 | | | | | | 二 | 二 | | | |
| 二 | 二 | 二 | 一 | 二 | 二 | 二 | 二 | 四 | 二 | 二 | 二 | 二 | 二 | 二 | |

| 学科目 / 学年 | 英語 | 参考科 世界史 | 社会学 | 社会思想史 | 心理学概論 | 論理学概論 | 哲学概論 | 合計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 第一学年 | | | | | | | | |
| 一週時間 | 二 | 一 | | 一 | 一 | | | 四〇 |
| 第二学年 | | | | | | | | |
| 一週時間 | 二 | | 二 | | | 二 | | 四〇 |
| 第三学年 | | | | | | | | |
| 一週時間 | 二 | | | | | | 二 | 四〇 |
| 合計時間 | 六 | 一 | 二 | 一 | 一 | 二 | 二 | 一二〇 |

第七条　高等科の学科課程は左の如く之を定め、高等教育に於ける漢文科教員となり得る学力を具備せしめる。

高等科

| 学科目 / 学年 | 正科 漢文 経学及漢文学 | 漢文 史学 | 漢文 文字学 |
|---|---|---|---|
| 第一学年 | | | |
| 一週時間 | 一〇 | 四 | 二 |
| 第二学年 | | | |
| 一週時間 | 一〇 | 四 | 二 |
| 第三学年 | | | |
| 一週時間 | 一〇 | 四 | 二 |
| 合計時間 | 三〇 | 一二 | 六 |

| 合計 | 選択科目 | | | | | | | 必修科目 | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | | | 教育学 | 国語 | | 文 | | | | | |
| | 東洋政治学 | 東西思想比較 | 仏教史 | 東洋美術史 | 東洋思想史 | 西洋思想史 | | | 国文学、国文学史 | 国語講読 | 演習 | 時文 | 作詩 | 音韻学 | 漢文法、漢作文 | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 三七 | | | | | 二 | | | 二 | 二 | 二 | 六 | 三 | 一 | 二 | 一 | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 三九 | | | | 二 | | 二 | | 二 | 二 | 二 | 六 | 三 | 一 | | 一 | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 三九 | 二 | 二 | 二 | | | 二 | | 二 | 二 | 二 | 四 | 三 | 一 | | 一 | |
| 一一五 | 二 | 二 | 二 | 二 | 二 | 四 | | 六 | 六 | 六 | 一六 | 九 | 三 | 二 | 三 | |

第八条　補習科の学科課程は左の如く之を定める。

| 補習科東洋哲学科 | | 漢文 | 国語 | | | | | 計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 科目 | 経学及子学 | 漢文学史 | 国文講読 | 国語学史 | 東洋倫理哲学史 | 日本倫理学史 | 教育学 | 哲学概論 | |
| | 一週時間 | 七 | 四 | 二七 | 二 | 二 | 二 | 四 | 二 | 三六 |

| 補習科東洋文学科 | | 漢文 | | | | 国語講読 | | | 計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 科目 | 経学及子学 | 中国哲学史 | 史学 | 漢文学及漢文学史 | | 国語学史 | 国文学史 | 有職故実 | 教育学 | |
| | 一週時間 | 五 | 二 | 三 | 五 | 八 | 四 | 四 | 一 | 四 | 三六 |

| 補習科東洋政治科 | 科目 | 中国語 | 英語 | 教育学 | 中国文化史 | 政治演習 | 計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 一週時間 | 一三 | 四 | 四 | 二 | 六 | 二九 |

| 補習科東洋経済科 | 科目 | 中国語 | 英語 | 教育学 | 中国文化史 | 経済演習 | 計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 一週時間 | 一三 | 四 | 四 | 二 | 六 | 二九 |

第九条　研究科は指導教授に就いて学術上特殊の事項を攻究する。

第四章　学年学期及休業日

第十条　学年は四月一日に始まり翌年三月三十一日に終る。

第十一条　学年を分つて左の三学期とする。

第一学期　自四月一日　至八月三十一日

第二学期　自九月一日　至十二月三十一日

第三学期　自一月一日　至三月三十一日

第十二条　学年中の休業日は左の如くである。

大祭日、祝日

日曜日

本校創立記念日　九月二十日

春期休業　自四月一日　至四月十日

夏期休業　自七月十一日　至九月十日

冬期休業　自十二月二十五日　至一月七日

第五章　入学休学及退学

第十三条　入学の時期は学年の始めとする。

第十四条　本校本科及び高等科学生は之を正科生別科生の二種とする。

第十五条　本科の入学を志願することの出来る者は左の各号の一に該当する者とする。

正科生

一、中学校又は高等女学校を卒業した者

二、国民学校以来十一年間の学校又はこれと同等程度の授業時数の課程を修了して中学校又は高等女学校卒業と同等の学力があると認められた者、即ち

1、実業学校を卒業した者（中等学校令第十九条に依る者を除く）

2、青年学校の本科を卒業した者（修業年限三年未満の者を除く）

3、専門学校入学者検定規程による試験検定に合格した者

4、その他文部大臣に於て専門学校入学に関し中学校又は高等女学校卒業者と同等以上の学力があると指定した者

5、昭和十九年三月三十一日までに終業（ママ）年限五年の中学校又は高等女学校の第四年を終了（ママ）した者、及び文部大臣に於てこれと同等以上の学力があると認めた者

別科生

甲種、小学校本科正教員、尋常小学校本科正教員、小

学校専科正教員、又は小学校准教員の免許状を有する者

乙種、正科生又は甲種別科生の資格はなくても、本校に於て相当の学力があると認めた者

第十六条　高等科の入学を志願することの出来る者は左の各号の一に該当する者とする。

正科生

一、正科生として本校第一部、第二部を卒業した者

二、高等師範学校又は専門学校に於て本科生として漢文科又は国語漢文科を卒業した者

三、本校の本科正科生の入学志願資格を有し且つ漢文科又は国語漢文科の中等教員の免許状を有つてゐる者

別科生

甲種

1、甲種別科生として本学院第一部第二部を卒業した者で小学校本科正教員の免許状がある者

2、本校の本科正科生の入学志願資格はないが漢文科又は国語漢文科の中等教員免許状を有つてゐる者

乙種、正科生又は甲種別科生の資格はなくても、本校に於て相当の学力があると認めた者

第十七条　補習科に入学することの出来る者は本校本科を卒業した者に限る。

第十八条　研究科に入学することの出来る者は左の各号の一に該当する者とする。

一、本校高等科を卒業した者

二、大学令に拠る大学学部支那文学科又は支那哲学科を卒業した者

三、漢文科高等教員免許状を所有する者

第十九条　入学は経歴学力性行及び身体に就き考査を経て之を許可する。

本科入学者に就いては考査成績並びに本人の志望を参酌して第一部、第二部、第三部、第四部の何れかの所属を指定する。

第二十条　本校に入学を志願する者は所定の入学願書を差出さねばならない。

一、本科入学志願者は東洋哲学科、東洋文学科、東洋政治科、東洋経済科の各科について第一、第二、第三、第四の志望順位を願書に明記すること

二、研究科入学志願者は修業卒限、研究科目、指導教授名の三項を願書に明記すること

第二十一条　入学の許可を受けた者は保証人二名を立て、所定の在学証保証書を提出せねばならない。
保証人は東京都又は東京都近接町村に在籍若しくは寄居する戸主であつて身元確実の能力者一名、住所の如何を問はず本人の父兄近親者一名を立てることを要する。
保証人は必要に応じて変更することが出来る。
第二十二条　本人又は保証人が氏名を変更したり又は本籍或は現住所を移転したときは、その都度届出でなければならない。
第二十三条　保証人の一名が指定区域外へ移転又は死亡したときは更に保証人を立て、保証書を差出さねばならない。保証人を変更するときも亦同じ手続を要する。
第二十四条　学生が疾病其他正当の事由に因り引続き三ヶ月以上就学することが出来ないときは休学を許可する。
第二十五条　休学は原則として一ヶ年以上に亘ることは出来ない。
但し特別の事由ある場合は更に一ヶ年以内の休学を許可することがある。
第二十六条　休学期間内と雖も其の事故が止んだときは許可を得て復学することが出来る。
第二十七条　休学期間は在学年数に通算しない。
第二十八条　退学は願出でにより相当の事由ある場合に之を許可する。
第二十九条　学籍を失つた者で三年以内に再び入学を願出でたときは銓衡の上原級以下に復籍を許可する。
復籍を許可した者の入学手続は新入学生と同一である。

第六章　奨　学　金

第三十条　学力優等品行方正の学生には奨学金を給与する。
但し中途退学又は除籍せられた者は事情により本人又は保証人から給与したもの、全部を徴集することがある。

第七章　試　　験

第三十一条　各科の学年試験は毎年度末に行い、卒業試験は其の最終学年末に之を行ふ。但し研究科は研究事項に就いて指導教授を経て毎学年末にその研究論文を提出させる。
第三十二条　成績は優良常劣に依り之を示し、劣を落第

とする。但し試験の成績は之を公表しない。

第三十三条　疾病其他正当の事由によつて学年又は卒業試験に応ずることが出来ない者には追試験を行ふことがある。

第八章　懲戒及び除籍

第三十四条　品行不良又は命令規則違反のため懲戒を要する学生に対しては譴責、停学又は退学に処し左の場合には除籍する。

一、疾病欠席其の他の事故に因り成業の見込がない者

二、同一学年にあつて引続き二回落第した者

三、正当の事由がなくて引続き一ヶ月以上欠席した者

四、授業料を納付しない者

第九章　入学検定料入学金及び授業料

第三十五条　入学検定料は金弐百円入学金は金五百円とする。

但し本校本科卒業後直ちに高等科に進学するものは之を免徐する。

第三十六条　授業料は本科、高等科、補習科共一ヶ年金弐千五百円とし、左の二期に分納せしめる

前期　金壱千弐百五拾円　学年始より十日以内

後期　金壱千弐百五拾円　十月二十日より十月三十日まで

研究科は一ヶ年金弐百円とし学年始に之を全納せしめる。

第三十七条　授業料は出席の有無に拘らず之を徴集する。

第三十八条　追試験料は一科目につき金五拾円とし五科目以上は金弐百円とする。

第三十九条　学力優等品行方正の学生に対しては授業料を減額又は免除することがある。

第四十条　一旦納付した学費は事由の如何に拘らず之を返還しない。

附則

第四十一条　本則は昭和二十三年度より之を実施する。

以　上

### 3　理事並びに維持員会決議録

大東文化協会理事並びに維持員会決議録（写）

昭和二十三年一月三十日午後一時より東京都葛飾区青戸町四丁目八百番地所在大東文化協会事務所に於て理事並びに維持員会を開催し学則改正に就て左の事項を決議し

た。

決議事項

一、学則全体に亘り口語体を採用する。

二、本科第三部政治経済科を第三部東洋政治科、第四部東洋経済科に分離する。

三、授業料年額壱千五百円を九月に遡り弐千五百円に値上げすること、及び入学検定料弐拾円を弐百円に入学金参拾円を五百円に値上げする。

右の通り決議した。

昭和二十三年一月三十日

理事　鵜澤　總明
理事　藤塚　鄰
同　土屋　久泰
同　七理　重恵
同　原　富男
維持員　佐成謙太郎
同　水木惣太郎

## 4　昭和二三年度及二二年度収支予算書

昭和二十三年度大東文化学院専門学校第三部第四部収支予算書

収入　金九拾参万九千円也
支出　金九拾参万九千円也
差引　残ナシ

内訳

収入之部

| 科目 | 予算額 | 摘要 |
|---|---|---|
| 授業料 | 八〇〇、〇〇〇〇〇 | 三二〇名ニ対シ二、五〇〇円ノ割 |
| 入学金 | 八五、〇〇〇〇〇 | 一七〇名ニ対シ五〇〇円ノ割 |
| 入学検定料 | 三四、〇〇〇〇〇 | 一七〇名ニ対シ二〇〇円ノ割 |
| 雑収入 | 二〇、〇〇〇〇〇 | 追試験料証明手数料等 |
| 計 | 九三九、〇〇〇〇〇 | |

支出之部

| 科目 | 予算額 | 摘要 |
|---|---|---|
| 人件費 | 七五四、〇〇〇〇〇 | 現在教授助教授講師ニ対シ昇給見込一三四、〇〇〇円第四部設置ニ伴フ教授四名助教授二名講師六名新ニ採用予算額二六〇、〇〇〇円ヲ含ム |
| 備品費 | 五五、〇〇〇〇〇 | |
| 消耗費 | 六〇、〇〇〇〇〇 | |
| 雑費 | 七〇、〇〇〇〇〇 | |
| 計 | 九三九、〇〇〇〇〇 | |

# 昭和二十三年度大東文化協会大東文化学院収支予算案

## 収入之部

| 科目 | 予算額 | 新年度予算額 | 比較増△減 | 摘要 |
|---|---|---|---|---|
| 第一、学院収入 | 一、七五〇、〇〇〇、〇〇 | 一、〇一二、三〇〇、〇〇 | 七三七、七〇〇、〇〇 | |
| 一、授業料 | 一、四二五、〇〇〇、〇〇 | 九七五、〇〇〇、〇〇 | 四五〇、〇〇〇、〇〇 | 五七〇名ニ対シ二、五〇〇円ノ割 |
| 二、入学金 | 一九〇、〇〇〇、〇〇 | 九、三〇〇、〇〇 | 九七、〇〇〇、〇〇 | 三八〇名ニ対シ五〇〇円ノ割 |
| 三、入学検定料 | 一二〇、〇〇〇、〇〇 | 二六、〇〇〇、〇〇 | 九四、〇〇〇、〇〇 | 六〇〇名ニ対シ二〇〇円ノ割 |
| 四、追試験料 | 一〇、〇〇〇、〇〇 | 一、〇〇〇、〇〇 | 九、〇〇〇、〇〇 | 一科目ニ付キ五〇円ノ割 |
| 五、証明手数料 | 五、〇〇〇、〇〇 | 一、〇〇〇、〇〇 | 四、〇〇〇、〇〇 | 一件ニ付キ五円ノ割 |
| 第二、財産収入 | 四、六六〇、〇〇 | 五〇〇、〇〇 | 四、一六〇、〇〇 | |
| 一、基金利子 | 一、七五〇、〇〇 | 〇 | 一、七五〇、〇〇 | |
| 二、終身会員費利子 | 四二〇、〇〇 | 〇 | 四二〇、〇〇 | |
| 三、印税利子 | 四九〇、〇〇 | 〇 | 四九〇、〇〇 | |
| 四、普通財産利子 | 二、〇〇〇、〇〇 | 五〇〇、〇〇 | 一、五〇〇、〇〇 | |
| 第三、雑収入 | 五、〇〇〇、〇〇 | 八、五〇〇、〇〇 | 三、五〇〇、〇〇△ | |
| 第四、前年度繰越金 | 一五〇、〇〇〇、〇〇 | 二六四、〇〇〇、〇〇 | 一一四、〇〇〇、〇〇△ | |
| 第五、借入金 | 一、一二〇、〇〇〇、〇〇 | 三一六、五〇〇、〇〇 | 八〇三、五〇〇、〇〇 | 戦災復旧資金トシテ政府ヨリ借入ノ予定 |
| 収入合計 | 三、〇二九、六六〇、〇〇 | 一、六〇一、六〇〇、〇〇 | 一、四二八、〇六〇、〇〇 | |

支出之部

| 科目 | 予算額 | 新年度予算額 | 比較増△減 | 摘要 |
|---|---|---|---|---|
| 第一、学院請費 | 二、八三四、〇〇〇、〇〇 | 一、三〇四、四五二、〇〇 | 一、五二九、五四八、〇〇 | |
| 一、給料 | 一、一二六、〇〇〇、〇〇 | 五五九、五〇〇、〇〇 | 五六六、五〇〇、〇〇 | |
| 校長給 | 八六、〇〇〇、〇〇 | 七、〇〇〇、〇〇 | 七九、〇〇〇、〇〇 | |
| 次長給 | 六〇、〇〇〇、〇〇 | 七六、三〇〇、〇〇 | △一六、三〇〇、〇〇 | 次長一名ニ対之給料 |
| 専任教員給 | 六〇〇、〇〇〇、〇〇 | 二六九、九二〇、〇〇 | 三三〇、〇八〇、〇〇 | 専任教員一九名ニ対之給料 |
| 兼任教員給 | 二五〇、〇〇〇、〇〇 | 一五〇、〇〇〇、〇〇 | 一〇〇、〇〇〇、〇〇 | 兼任教員四五名ニ対之給料 |
| 事務員給 | 一三〇、〇〇〇、〇〇 | 五六、二八〇、〇〇 | 七三、七二〇、〇〇 | 事務員六名ニ対之給料 |
| 二、諸給 | 一九〇、〇〇〇、〇〇 | 一六五、一六〇、〇〇 | 二四、八四〇、〇〇 | |
| 旅費 | 五、〇〇〇、〇〇 | 三、〇〇〇、〇〇 | 二、〇〇〇、〇〇 | |
| 手当 | 一五〇、〇〇〇、〇〇 | 一三九、八〇〇、〇〇 | 一〇、二〇〇、〇〇 | 家族手当其ノ他 |
| 諸俸給 | 三五、〇〇〇、〇〇 | 二二、三六〇、〇〇 | 一二、六四〇、〇〇 | 小使二名ニ対之給料 |
| 三、備品費 | 九五、〇〇〇、〇〇 | 一一八、〇〇〇、〇〇 | △二三、〇〇〇、〇〇 | |
| 器具機械費 | 五、〇〇〇、〇〇 | 二、〇〇〇、〇〇 | 三、〇〇〇、〇〇 | |
| 什器雑品費 | 五〇、〇〇〇、〇〇 | 七六、〇〇〇、〇〇 | △二六、〇〇〇、〇〇 | |
| 図書費 | 四〇、〇〇〇、〇〇 | 四〇、〇〇〇、〇〇 | 〇 | |
| 四、消耗費 | 一一〇、〇〇〇、〇〇 | 七〇、〇〇〇、〇〇 | 四〇、〇〇〇、〇〇 | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 消耗品費 | 八〇、〇〇〇、〇〇〇 | 五五、〇〇〇、〇〇〇 | 二五、〇〇〇、〇〇〇 |
| 通信運搬費 | 一〇、〇〇〇、〇〇〇 | 五、〇〇〇、〇〇〇 | 五、〇〇〇、〇〇〇 |
| 印刷費 | 二〇、〇〇〇、〇〇〇 | 一〇、〇〇〇、〇〇〇 | 一〇、〇〇〇、〇〇〇 |
| 五、研究費 | 五、〇〇〇、〇〇〇 | 三、三〇〇、〇〇〇 | 一、七〇〇、〇〇〇 |
| 六、生徒諸費 | 二〇、〇〇〇、〇〇〇 | 九、四〇〇、〇〇〇 | 一〇、六〇〇、〇〇〇 |
| 奨学費 | 一〇、〇〇〇、〇〇〇 | 四、四〇〇、〇〇〇 | 五、六〇〇、〇〇〇 |
| 体育費 | 一〇、〇〇〇、〇〇〇 | 五、〇〇〇、〇〇〇 | 五、〇〇〇、〇〇〇 |
| 七、募集費 | 五〇、〇〇〇、〇〇〇 | 二六、〇〇〇、〇〇〇 | 二四、〇〇〇、〇〇〇 |
| 八、会議費 | 八、〇〇〇、〇〇〇 | 五、〇〇〇、〇〇〇 | 三、〇〇〇、〇〇〇 |
| 九、修繕費 | 一、一二〇、〇〇〇、〇〇〇 | 三一六、五〇〇、〇〇〇 | 八〇三、五〇〇、〇〇〇 |
| 一〇、保険料 | 一〇、〇〇〇、〇〇〇 | 四、五〇〇、〇〇〇 | 五、五〇〇、〇〇〇 |
| 一一、雑費 | 一〇〇、〇〇〇、〇〇〇 | 二七、〇九二、〇〇〇 | 七二、九〇八、〇〇〇 |
| 第二、研究費 | 五、〇〇〇、〇〇〇 | 二、〇〇〇、〇〇〇 | 三、〇〇〇、〇〇〇 |
| 第三、財団諸費 | 八七、六五〇、〇〇〇 | 六六、四〇〇、〇〇〇 | 二一、二五〇、〇〇〇 |
| 一、役員報酬 | 三、〇〇〇、〇〇〇 | 三、〇〇〇、〇〇〇 | 〇 |
| 二、事務員給 | 四〇、〇〇〇、〇〇〇 | 三八、八四〇、〇〇〇 | 一、一六〇、〇〇〇 |
| 三、手当 | 二〇、〇〇〇、〇〇〇 | 一五、五六〇、〇〇〇 | 四、四四〇、〇〇〇 |
| 四、旅費 | 五〇〇、〇〇〇 | 五〇〇、〇〇〇 | 〇 |
| 五、備品費 | 四、六五〇、〇〇〇 | 三、〇〇〇、〇〇〇 | 一、六五〇、〇〇〇 |

昭和廿参年弐月六日

昭和二十二年度大東文化学院専門学校第三部収支予算書

収入　金五拾万弐千五百円也　　支出　金五拾万弐千五百円也

差引　残ナシ

内訳

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 六、消耗品費 | 二、五〇〇、〇〇 | ○ | | | |
| 七、通信運搬費 | 三、〇〇〇、〇〇 | 二、〇〇〇、〇〇 | 一、〇〇〇、〇〇 | | |
| 八、会議費 | 八、〇〇〇、〇〇 | 五、〇〇〇、〇〇 | 三、〇〇〇、〇〇 | | |
| 九、修繕費 | 一、〇〇〇、〇〇 | 一、〇〇〇、〇〇 | ○ | | |
| 一〇、雑費 | 五、〇〇〇、〇〇 | 五、〇〇〇、〇〇 | ○ | | |
| 第四、積立金 | 三、〇一〇、〇〇 | 二、三三〇、〇〇 | 六八〇、〇〇 | | |
| 一、基金繰入 | 一、七五〇、〇〇 | 一、三二〇、〇〇 | 四三〇、〇〇 | | |
| 二、終身会員費繰入 | 四二〇、〇〇 | 三三〇、〇〇 | 九〇、〇〇 | | |
| 三、印税積立金繰入 | 四九〇、〇〇 | 三三〇、〇〇 | 一六〇、〇〇 | | |
| 四、退職手当積立金繰入 | 三五〇、〇〇 | 三五〇、〇〇 | ○ | | |
| 第五、借入金返還金 | ○ | 六八、〇〇〇、〇〇 | 六八、〇〇〇、〇〇△ | | |
| 第六、予備費 | 一〇〇、〇〇〇、〇〇 | 一四六、四一八、三五 | 四六、四一八、三五△ | | |
| 支出合計 | 三、〇二九、六六〇、〇〇 | 一、六〇一、六〇〇、〇〇 | 一、四二八、〇六〇、〇〇 | | |

## 昭和二十二年度大東文化協会収支予算書

### 収入之部

| 科目 | 予算額 | 摘要 |
|---|---|---|
| 授業料 | 四八七、五〇〇、〇〇〇 | 二五〇名ニ対シ一、九五〇円ノ割 |
| 入学金 | 三、〇〇〇、〇〇〇 | 一〇〇名ニ対シ三〇円ノ割 |
| 入学検定料 | 二、〇〇〇、〇〇〇 | 一〇〇名ニ対シ二〇円ノ割 |
| 雑収入 | 一〇、〇〇〇、〇〇〇 | 追試検料、証明手数料等 |
| 計 | 五〇二、五〇〇、〇〇〇 | |

### 支出之部

| 科目 | 予算額 | 摘要 |
|---|---|---|
| 人件費 | 三六〇、〇〇〇、〇〇〇 | |
| 備品費 | 一三〇、〇〇〇、〇〇〇 | |
| 消耗費 | 四〇、〇〇〇、〇〇〇 | |
| 雑費 | 五〇、〇〇〇、〇〇〇 | |
| 計 | 五〇二、五〇〇、〇〇〇 | |

### 収入之部

| 科目 | 予算額 | 前年度予算額 | 比較増△減 | 摘要 |
|---|---|---|---|---|
| 第一、学院収入 | 八〇〇、〇五〇、〇〇〇円 | 三七六、八〇〇、〇〇〇円 | 四二三、二五〇、〇〇〇円 | |
| 一、授業料 | 七六二、七五〇、〇〇〇 | 三五四、〇〇〇、〇〇〇 | 四〇八、七五〇、〇〇〇 | 五六五名ニ対スル年額一、三五〇円 |
| 二、入学金 | 九、三〇〇、〇〇〇 | 七、二〇〇、〇〇〇 | 二、一〇〇、〇〇〇 | 三一〇名ニ対スル一名三〇円 |
| 三、入学検定料 | 二六、〇〇〇、〇〇〇 | 一五、〇〇〇、〇〇〇 | 一一、〇〇〇、〇〇〇 | 五二〇名ニ対スル一名五〇円 |
| 四、追試験料 | 一、〇〇〇、〇〇〇 | 一〇〇、〇〇〇 | 九〇〇、〇〇〇 | 一科目　一〇円<br>五科目以上　五〇円 |
| 五、証明手数料 | 一、〇〇〇、〇〇〇 | 五〇〇、〇〇〇 | 五〇〇、〇〇〇 | 一件一円ノ割 |
| 第二、出版部収入 | 〇 | 一二〇、〇〇〇 | △一二〇、〇〇〇 | |
| 第三、財産収入 | 五〇〇、〇〇〇 | 一、八八〇、〇〇〇 | △一、三八〇、〇〇〇 | |

| 科目 | 予算額 | 前年度予算額 | 比較増△減 | 摘要 |
|---|---|---|---|---|
| 一、基金利子 | ○ | 一、三二〇、〇〇〇 | △一、三二〇、〇〇〇 | |
| 二、終身会員費利子 | ○ | 二八〇、〇〇〇 | △二八〇、〇〇〇 | |
| 三、印税利子 | ○ | 二八〇、〇〇〇 | △二八〇、〇〇〇 | |
| 四、普通財産利子 | 五〇〇、〇〇〇 | ○ | 五〇〇、〇〇〇 | 校舎貸並福料（ママ）収入 |
| 第四、雑収入 | 八、三〇〇、〇〇〇 | 八、三〇〇、〇〇〇 | ○ | 五、〇〇〇円<br>其ノ他収入三、三〇〇円<br>特殊予金　二五〇、〇〇〇円<br>第二封鎖予金一二、四一八円<br>ヲ含ム |
| 第五、前年度繰越金 | 二六四、〇〇〇、〇〇〇 | 二六四、〇〇〇、〇〇〇 | ○ | |
| 第六、借入金 | 三一六、五〇〇、〇〇〇 | ○ | 三一六、五〇〇、〇〇〇 | 戦災復旧資金トシテ政府ヨリ借入ノ予定 |
| 収入合計 | 一、三八九、三五〇、〇〇〇 | 六五一、一〇〇、〇〇〇 | 七三八、二五〇、〇〇〇 | |

## 支出之部

| 科目 | 予算額 | 前年度予算額 | 比較増△減 | 摘要 |
|---|---|---|---|---|
| 第一、学院諸費 | 一一〇四、二〇二円〇〇 | 三四九、一八〇円〇〇 | 七五五、〇二二円〇〇 | |
| 一、給料 | 四〇八、二〇〇、〇〇〇 | 二〇七、一〇〇、〇〇〇 | 二〇一、一〇〇、〇〇〇 | |
| 校長給 | 七、〇〇〇、〇〇〇 | 一、二〇〇、〇〇〇 | 五、八〇〇、〇〇〇 | |
| 次長給 | 六三、〇〇〇、〇〇〇 | 一七、七六〇、〇〇〇 | 四五、二四〇、〇〇〇 | 次長二名ニ対スル報酬 |
| 専任教員給 | 一八一、九二〇、〇〇〇 | 四一、六〇〇、〇〇〇 | 一四〇、三二〇、〇〇〇 | 専任教員一三名ニ対スル給料 |
| 兼任教員給 | 一〇〇、〇〇〇、〇〇〇 | 九〇、〇〇〇、〇〇〇 | 一〇、〇〇〇、〇〇〇 | 兼任教員三八名ニ対スル給料 |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 事務員給 | 五六、二八〇、〇〇〇 | 五六、五四〇、〇〇〇 | △ | 二六〇、〇〇〇 |
| 二、諸給 | 一二、八、一六〇、〇〇〇 | 五八、二〇〇、〇〇〇 | | 六九、九六〇、〇〇〇 |
| 旅費 | 三、〇〇〇、〇〇〇 | 三、〇〇〇、〇〇〇 | | 〇 |
| 手当 | 一〇七、八〇〇、〇〇〇 | 三八、四〇〇、〇〇〇 | | 六九、四〇〇、〇〇〇 |
| 諸俸給 | 一七、三六〇、〇〇〇 | 一六、八〇〇、〇〇〇 | | 五六〇、〇〇〇 |
| 三、備品費 | 一一八、〇〇〇、〇〇〇 | 三二、〇〇〇、〇〇〇 | | 八六、〇〇〇、〇〇〇 |
| 器具機械費 | 二、〇〇〇、〇〇〇 | 二、〇〇〇、〇〇〇 | | 〇 |
| 什器雑品費 | 七六、〇〇〇、〇〇〇 | 二〇、〇〇〇、〇〇〇 | | 五六、〇〇〇、〇〇〇 |
| 図書費 | 四〇、〇〇〇、〇〇〇 | 一〇、〇〇〇、〇〇〇 | | 三〇、〇〇〇、〇〇〇 |
| 四、消耗費 | 七〇、〇〇〇、〇〇〇 | 一〇、五〇〇、〇〇〇 | | 五九、五〇〇、〇〇〇 |
| 消耗品費 | 五五、〇〇〇、〇〇〇 | 五、〇〇〇、〇〇〇 | | 五〇、〇〇〇、〇〇〇 |
| 印刷費 | 一〇、〇〇〇、〇〇〇 | 三、〇〇〇、〇〇〇 | | 七、〇〇〇、〇〇〇 |
| 通信運搬費 | 五、〇〇〇、〇〇〇 | 二、五〇〇、〇〇〇 | | 二、五〇〇、〇〇〇 |
| 五、研究費 | 三、三〇〇、〇〇〇 | 三、三〇〇、〇〇〇 | | 〇 |

事務員五名ニ対スル給料

教職員二一名ニ対スル家族手当　七五、六〇〇円
其ノ他　手当　三二、二〇〇円

小使二名ニ対スル給料

生徒用机腰掛購入費　四〇、〇〇〇円
事務用机腰掛購入費　三六、〇〇〇円
図書購入費　三八、〇〇〇円
組合費其ノ他　二、〇〇〇円

紙文房具代　四〇、〇〇〇円
燃料　三、〇〇〇円
電気及水道料金　一〇、〇〇〇円
新聞及事務参考図書代　一、〇〇〇円
其ノ他　一、〇〇〇円

切手及葉書代　二、〇〇〇円
電話料金　二、五〇〇円
其ノ他　五〇〇円

研究所費　資材及雑費

| | | | |
|---|---|---|---|
| 六、生徒諸費 | 九、四〇〇、〇〇〇 | 四、〇八〇、〇〇〇 | 五、三二〇、〇〇〇 |
| 奨学費 | 四、四〇〇、〇〇〇 | 一、一八〇、〇〇〇 | 三、一二〇、〇〇〇 |
| 体育費 | 五、〇〇〇、〇〇〇 | 二、九〇〇、〇〇〇 | 二、一〇〇、〇〇〇 |
| 七、募集費 | 二六、〇〇〇、〇〇〇 | 五、〇〇〇、〇〇〇 | 二一、〇〇〇、〇〇〇 |
| 八、会議費 | 五、〇〇〇、〇〇〇 | 一、〇〇〇、〇〇〇 | 四、〇〇〇、〇〇〇 |
| 九、修繕費 | 三一六、五〇〇、〇〇〇 | 二〇、〇〇〇、〇〇〇 | 二九六、五〇〇、〇〇〇 |
| 一〇、保険料 | 四、五〇〇、〇〇〇 | 三、〇〇〇、〇〇〇 | 一、五〇〇、〇〇〇 |
| 一一、雑費 | 一五、一四二、〇〇〇 | 五、〇〇〇、〇〇〇 | 一〇、一四二、〇〇〇 |
| 第二、研究費 | 二、〇〇〇、〇〇〇 | 二、〇〇〇、〇〇〇 | 〇 |
| 第三、出版費 | ○ | △ | |
| 一、給料 | ○ | △ | |
| 二、原稿料 | ○ | △ | |
| 三、印刷費 | ○ | △ | |
| 四、消耗品費 | ○ | △ | |
| 五、通信運搬費 | ○ | △ | |
| 第四、財団諸費 | 六六、四〇〇、〇〇〇 | 四二、九〇〇、〇〇〇 | 二三、五〇〇、〇〇〇 |
| 一、役員報酬 | 三、〇〇〇、〇〇〇 | 八、二〇〇、〇〇〇 | 五、二〇〇、〇〇〇 |
| 二、事務員給 | 二八、八四〇、〇〇〇 | 一六、八〇〇、〇〇〇 | 一二、〇四〇、〇〇〇 |

△　二、六九〇、〇〇〇　旧紙全廃号ノ為一時中止ス

特待生八名ニ対スル授業料減額

校医手当　二、〇〇〇円
其ノ他　三、〇〇〇円

広告料　一六、〇〇〇円
印刷代　七、〇〇〇円
其ノ他　三、〇〇〇円

会議ニ要スル茶菓弁当代

戦災復旧事ニ要スル経費

建物計画図面　九〇〇、〇〇〇ニ要ス
ル保険料

時間外弁当代　五、〇〇〇円
弔慰金　五、〇〇〇円
其ノ他　五、〇〇〇円

常任理事ニ対スル報酬

事務員ニ対スル給料

# 昭和二十二年度大東文化協会収支更正予算書

| | | | |
|---|---|---|---|
| 三、手　当 | 一五、五六〇、〇〇 | 四、四〇〇、〇〇 | 一一、一六〇、〇〇 | 事務員ニ対スル家族手当 |
| 四、旅　費 | 五〇〇、〇〇 | 一、〇〇〇、〇〇 △ | 五〇〇、〇〇 | 理事ニ対スル車馬賃<br>出張旅費 |
| 五、備　品　費 | 三、〇〇〇、〇〇 | 三、〇〇〇、〇〇 | ○ | 備品及掃除具其ノ他 |
| 六、消　耗　品　費 | 二、五〇〇、〇〇 | 二、五〇〇、〇〇 | ○ | 雑品購入費<br>紙文房具其ノ他購入費 |
| 七、通信運搬費 | 二、〇〇〇、〇〇 | 一、〇〇〇、〇〇 | 一、〇〇〇、〇〇 | 切手葉書代 |
| 八、会　議　費 | 五、〇〇〇、〇〇 | 二、〇〇〇、〇〇 | 三、〇〇〇、〇〇 | 会議ニ要スル経費 |
| 九、修　繕　費 | 一、〇〇〇、〇〇 | 一、〇〇〇、〇〇 | ○ | |
| 一〇、雑　費 | 五、〇〇〇、〇〇 | 三、〇〇〇、〇〇 | 二、〇〇〇、〇〇 | 町会費　一、〇〇〇円<br>弔慰金　三、〇〇〇円<br>其ノ他　一、〇〇〇円 |
| 第五、積　立　金 | 二、二三〇、〇〇 | 二、二三〇、〇〇 | ○ | |
| 一、基金繰入 | 一、二二〇、〇〇 | 一、二二〇、〇〇 | ○ | |
| 二、終身会員費繰入 | 三三〇、〇〇 | 三三〇、〇〇 | ○ | |
| 三、印税積立金繰入 | 三三〇、〇〇 | 三三〇、〇〇 | ○ | |
| 四、退職手当積立金繰入 | 三五〇、〇〇 | 三五〇、〇〇 | ○ | |
| 第六、借入金返還金 | 六八、〇〇〇、〇〇 | 二五〇、〇〇〇、〇〇 △ | 一八二、〇〇〇 | 昭和二十年度校舎購入費ノ一部トシテ基金ヨリ借入金返還 |
| 第七、予　備　費 | 一四六、四一八、三五 | 二、〇〇〇、〇〇 | 三五 | 特殊予金、第二封鎖予金 |
| 支出合計 | 一三八、九三五、三五 | 六五一、一〇〇、〇〇 | 七三八、二五〇 | 三五 |

## 収入之部

| 科目 | 既定予算額 | 更正予算額 | 比較増△減 | 摘要 |
|---|---|---|---|---|
| 第一、大東文化学院収入 | 八〇〇、〇五〇円 | 一〇一二、三〇〇円 | 二一二、二五〇円 | |
| 一、授業料 | 七六二、七五〇 | 九七五、〇〇〇 | 二一二、二五〇 | 一人年額一、三五〇円学生数五六五名ニテ上済ノ処騰貴ニ伴ヒ授業料増額ニ依リ一名一、九五〇円学生数五〇〇名ノ収入ニ更正ス |
| 収入合計 | 一三八九、三五〇 | 一六〇一、六〇〇 | 二一二、二五〇 | |

## 支出之部

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 第一、学院諸費 | 一一〇四、二〇二 | 一三〇四、四五二 | 二〇〇、二五〇 | |
| 一、給料 | 四〇八、二〇〇 | 五五九、五〇〇 | 一五一、三〇〇 | 諸物価騰貴ニ伴ヒ増給ノ為メ |
| 次長給 | 六三、〇〇〇 | 七六、三〇〇 | 一三、三〇〇 | |
| 専任教員給 | 一八一、九二〇 | 二六九、九二〇 | 八八、〇〇〇 | |
| 兼任教員給 | 一〇〇、〇〇〇 | 一五〇、〇〇〇 | 五〇、〇〇〇 | |
| 二、諸手当 | 一二八、一六〇 | 一六五、一六〇 | 三七、〇〇〇 | 同右 |
| 諸傭給 | 一七、三六〇 | 二一、三六〇 | 五、〇〇〇 | |
| 三、雑費 | 一五、一四二 | 二七、〇九二 | 一一、九五〇 | 同右 |
| 第四、財団諸費 | 六六、四〇〇 | 七八、四〇〇 | 一二、〇〇〇 | |
| 二、事務員給 | 二八、八四〇 | 三八、八四〇 | 一〇、〇〇〇 | 同右 |
| 三、手当 | 一五、五六〇 | 一七、五六〇 | 二、〇〇〇 | 同右 |
| 支出合計 | 一三八九、三五〇 | 一六〇一、六〇〇 | 二一二、二五〇 | |

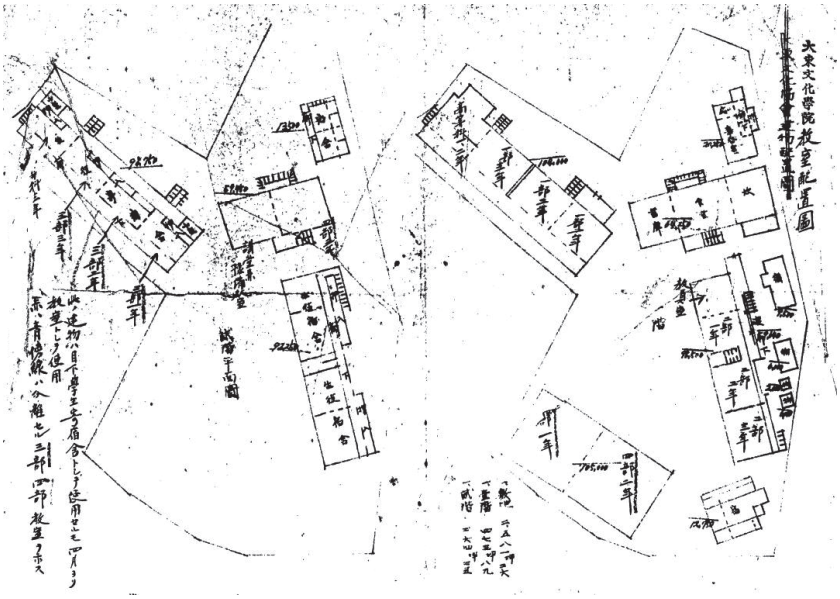

**5　学則変更認可**

校学九五号　昭和二十三年二月十七日

私立専門学校学則変更について

大東文化協会

昭和二十三年二月五日付申請の大東文化学院専門学校学則変更のことは、これを認可する

文部大臣

年　月　日

備考

本科第三部政治経済科を昭和二十三年度より第三部東洋政治科第四部東洋経済科の二部に分離すること

| 学科名 | 定員 |
|---|---|
| 新　第三部東洋政治科 | 七十名 |
| 　第四部東洋経済科 | 百名 |
| 旧　第三部政治経済科 | 百名 |

**5　大東文化協会役員名報告および寄附行為変更の件（昭和二三年一月三〇日）**

**1　役員名報告**

東庶発一二〇号　昭和二十三年一月三十日

大東文化協会理事長　鵜澤總明

文部大臣　森戸辰男殿

大東文化協会役員名報告の件

本協会理事及監事氏名住所、別添の如くであります。

右、御報告申し上げます。

大東文化協会役員（昭和二十三年十月二十日現在）

理　事

理事長　鵜澤　總明　東京都新宿区下落合四ノ二〇九六

理事（専）　土屋　久泰　東京都新宿区内藤町一　石塚三郎方

同　藤塚　鄰　東京都板橋区練馬南町二ノ三六五六

同　児玉　省三　東京都文京区駒込林町三五

同　七理　重恵　東京都杉並区天沼二ノ一二一

同　石塚　三郎　東京都新宿区内藤町一

同　原　富男　東京都杉並区天沼三ノ七二二

同　平野彦次郎　東京都杉並区西高井戸二ノ三四

監　事

監　事　長澤越一郎　東京都新宿区矢来町一〇

監　事　鈴木　敏一　神奈川県大船町山の内一三七

以　上

## 2　理事並に維持員会決議録

理事並に維持員会決議録（写）

昭和二十二年五月二十四日午前十一時より、東京都葛飾区青戸町四丁目八百番地　大東文化協会事務所に於て、理事並に維持員会を開催し、左の事項を決議した。

決議事項

一、昭和二十一年度、大東文化協会収支決算の件を承認する。

二、昭和二十二年度、大東文化協会収支予算の件を承認する。

三、別添の如く寄附行為改正の件を可決し、会頭鵜澤總明は理事長に、常任理事土屋久泰は専務理事に、就任する。

四、理事川口壽の辞任の件を承認し、新に児玉省三、石塚三郎、平野彦次郎、原富男、七理重恵の五名を理事に、長澤越一郎、鈴木敏一の二名を監事に、佐成謙太郎、水木惚太郎、寺島隆太郎、石崎英文、山崎覚太郎、時枝満康、竹内武夫の七名を維持員に推薦する。

五、昭和二十二年六月より授業料年額六百円を壱千五百円に値上げすること、及び本年度より男女共学の件に関する学則変更の件を承認する。

六、美術工芸科及びその附属工場を設置すること、而してその資金は寄附又は他の出資によることを決議す。

理事兼維持員　鵜澤總明
理　事　土屋久泰
同　川口　壽
同　藤塚　鄰

### 3　大東文化協会寄附行為

新　大東文化協会寄附行為

第一章　名称及事務所

第一条　本法人は大東文化協会と称する

第二条　本法人の事務所を東京都葛飾区青戸町四丁目八〇〇番地に置き必要に応じ各地に支部を設け得る

第二章　目的及事業

第三条　本法人は東洋文化を研究し東西文化の融合を図り以て世界の平和に貢献するを以て目的とする

第四条　本法人は前条の目的を達成するために左の事業を行ふ

一、大東文化学院専門学校の維持経営
一、講演会研究会開催及文書の刊行
一、その他必要な事業

第三章　資産及会計

第五条　本法人の財産を分けて基本財産及普通財産とする

基本財産を構成するものは左の如くである

一、不動産
二、基　金
三、終身正会員費積立金
四、図書発行印税積立金
五、基本財産として指定寄附を受けたる金品
六、理事維持員会の決議により基本財産に編入した動産又は不動産
七、基本財産より生じた果実

普通財産を構成するものは左の如くである

一、寄附の金品其の他の諸収入
二、基本財産以外の財産
三、普通財産より生じた果実

第六条　基本財産は之を処分したり又は担保に供することは出来ない、但し本法人の事業遂行上已むを得ない事由によって理事維持員会に於て三分の二以上の同意を得て更に主務官庁の認可を得れば処分することが出来る

第七条　本法人の経費は普通財産を以て支弁する
第八条　本法人の会計年度は毎年四月一日に始まり翌年三月三十一日終る
第九条　会計年度の終りに於て剰余金があるときは翌年度に繰越し時宜に依り其の全部又は一部を基金に繰入れる

第四章　会　員

第十条　本法人の事業に協力する者を会員とし之を分けて名誉会員、維持会員及正会員の三種とする
名誉会員は本法人の事業に功労のあった者又は学識徳望のある者の中から理事会の議決を経て理事長が之を推薦する
維持会員は特別の出資其の他の方法に依り本法人の経営を支持する者に就いて理事長が之を推薦する
正会員は会費として別に定めた金額を納める者を以て会員とする
第十一条　会員になろうとする者は理事会の承認を経ねばならぬ
会員にして会員たるの名誉を汚損する行為があった場合は理事会の議決を経て之を除名する

第五章　役　員

第十二条　本法人に左の役員を置く
一、理　事　拾名以内（内理事長、専務理事各一名）
二、監　事　二名
三、維持員　若干名
第十三条　理事は維持員会の議決に依って之を定める
理事長、学院総長及専務理事は理事会に於て之を互選する
第十四条　理事長は本法人を代表しその事務を総理する
専務理事は理事長を補佐し理事長が事故あるときは職務を代行する
第十五条　監事は維持員会の議決に依って之を定める
第十六条　維持員は会員中から理事会の決議によって理事長が任命する
第十七条　理事、監事の任期は各三年とし維持員の任期は二年とする
第十八条　補欠によって就任した役員の任期は前任者の残任期間とする
第十九条　役員が任期満了のときは其の後任者の就任迄前任者が其の職務を行ふ
第二十条　理事長は本協会の職員を任免する

第六章　会　議

第二十一条　理事会及び維持員会は定期及び臨時の二種とし定期は毎年二回之を開く、臨時は理事長が必要と認めた場合及び役員五名以上の請求があつた場合之を召集する

第二十二条　理事会及び維持員会の議長は理事長が之に当る

第二十三条　理事会及び維持員会の議事は夫々その過半数の出席により開会し特別の規定ある場合を除き出席者の過半数を以て議決する、可否同数の場合は議長の裁決による

第二十四条　理事会及び維持員会は本寄附行為に於て特に規定するもの、外左の事項を決議する

一、予算決算に関する事項

二、基金の管理及び積立に関する事項

三、其の他理事長に於て必要と認めた事項

## 第七章　補　則

第二十五条　本寄附行為は理事及び維持員の三分ノ二以上の同意を得主務官庁の認可を得て変更することが出来る

第二十六条　本法人は民法に規定してある場合に解散することが出来る

其の場合は理事及び維持員の四分ノ三以上の同意を得、主務官庁の認可を受けねばならない

第二十七条　前条の解散の場合残余財産は本法人と類似の事業を行ふ団体に寄附する

類似の団体なき場合に於ては役員の決議により他の公益団体に寄附する

但し右の場合も主務官庁の認可を受けることを要する

## 4　寄附行為変更の件　認可

雑学六五号　昭和二十三年二月三日起案

法人寄附行為変更について

財団法人　大東文化協会

昭和二十三年一月三十日付　東庶発第二九号をもつて申請の財団法人大東文化協会寄附行為中変更のことは、これを認可する。

東京都　財団法人大東文化協会

寄附行為中変更認可

結　了　昭二三年二月二七日

昭和　年　月　日　文部大臣

備考

主たる変更点

一、全文を口語体とした。
二、目的中、国民精神の作興的な点を削除した。
三、役員中、会頭・副会頭・学院総長等の名称を廃した。
四、評議員の職を廃した。
五、右に伴ひ諸条の改廃をなした。

**6　寄附行為変更申請　協会名称（東方文化協会）変更の件（昭和二三年一二月一五日）**

**1　協会名称変更認可申請**

東庶発第一二〇号　昭和二十三年十二月十五日
　財団法人　大東文化協会理事長　土屋久泰印
文部大臣　下條康麿殿
　協会名称変更に関する認可申請
本協会の名称を、左記の如く改称致したく、別紙理事、維持員連合会の決議録を添え、此の段認可の申請を致します。
　記
旧名称　　財団法人　大東文化協会
新名称　　財団法人　東方文化協会

**2　理事、維持員連合会決議録（写）**

昭和二十三年十二月十日　財団法人　大東文化協会
　理事、維持員連合会決議録（写）
日　時　昭和二十三年十二月十日午後三時
場　所　東京都葛飾区青戸町四丁目八百番地
　大東文化協会事務所
出席者　理事十九名の中五名、維持員二十二名中十四名
議　題
一、新築校舎の資金調達に関する件
二、協会の名称変更に関する件
三、学院の名称変更に関する件
四、更正予算の承認を求める件
五、協会々員募集に関する件

決議事項　（一、三、四、五、省略）
　二、大東文化協会の名称を東方文化協会と改める。
右、決議する。
理事長・維持員　土屋　久泰　　維持員　武井　亮吉
理　事・維持員　原　富男　　維持員　神立時三郎

理　事・維持員　佐成謙太郎　　維持員　大塚　伴鹿
理　事・維持員　藤本美之留　　維持員　笠井　輝男
理　事・維持員　時枝　満康　　維持員　舞田　正達
監　事・維持員　長澤越一郎　　維持員　藤村　　通
　　維持員　中沢　希男
　　維持員　影山　誠一

昭和二十三年十二月十日

**3　協会名称変更および寄附行為変更認可**

法人寄附行為変更について

財団法人　大東文化協会

昭和二十三年十二月十五日附　東庶発第一二〇号を次で申請のあった財団法人大東文化協会の寄附行為中、一部変更のことはこれを認可する。

昭和　　年　月　日　　文部大臣

備考

法人の名称「大東文化協会」を「東方文化協会」に変更するにある

## 7　新制大学設置認可申請（昭和二三年七月三〇日）

**1　大学設置認可申請**

東庶発第一四七号

大学設置認可申請書

此の度学校教育法第四条によつて東京文政大学を設置致したいと思いますから御認可下さるよう別紙書類を添えて申請いたします

昭和廿四年　月　日

設置者

財団法人大東文化協会理事長　土屋久泰㊞

文部大臣高瀬荘太郎殿

**2　大学設置認可**

校学二六六号　昭和二十四年四月二十七日起案

東京文政大学設置者

財団法人　大東文化学院協会

昭和二十三年七月三十日をもつて申請の学校教育法による東京文政大学設置のことは、大学設置委員会の答申に基き次のように認可する

昭和二十四年四月三十日　　文部大臣

一、位置
　東京都豊島区池袋
二、学部学科
　文政学部　日本文学専攻、中国文学専攻
　　政治・経済学専攻
三、開設学年　第一学年
四、開設時期　昭和二十四年度
五、設置条件
　1、池袋校舎の建築計画を申請書記載の通り確実に実施すること。
　2、池袋所在の校地を拡張し、なお運動場の施設をなすこと。
　3、図書、標本、機械、器具を整備充実すること。
　4、教員組織を充実すること。
　5、学生定員を四八〇名とすること。
　6、以上の事項についてはその実施につき報告を徴するものとする。又必要ある場合は大学設置委員会として実地視察をする。なお教員組織についてはその充実にいたるまでは大学設置委員会に協議しなければならない。
（備考）学科別を設けず三専攻とすること。

告示案

文部省告示第一四一号

学校教育法により大学設置委員会の答申に基き昭和二十四年四月三十日付をもつて次の大学の設置を認可した。

　昭和二十四年五月二十一日

一、名　称　東京文政大学
二、位　置　東京都豊島区池袋
三、設置者　財団法人大東文化学院協会
四、学　部　文政学部
五、開設学年　第一学年
六、開設時期　昭和二十四年度

通達案

校学二六六号

昭和二十四年五月十六日　　学校教育教育局長

財団法人大東文化学院（協会）理事長宛

大学設置認可について

昭和二十三年七月三十日付をもつて申請の標記のことに

ついては別紙指令の通り認可になつたから右御了承の上指令に示された条件の実施については万遺漏のないよう御取計い願いたい

## 8　校名変更の件（昭和二六年二月五日）

### 1　校名変更届

東庶発第四一号　昭和二十六年二月五日
昭和二十六年三月二日常任委員会附議承認
文部大臣天野貞祐殿
財団法人東方文化協会理事長　土屋久泰印

校名変更届

本法人の経営に係る東京文政大学の校名を文政大学と変更しましたからお届け致します

## 9　学則一部変更の件（昭和二七年三月一五日）

### 1　学則一部変更届

文政発第一一一号　昭和二十七年三月十五日
東京都豊島区池袋三ノ一三八五
文政大学学長　土屋久泰印
文部大臣天野貞祐殿

学則一部変更についての届

文政大学学則の一部を変更致しましたので茲に新旧学則を対照し正副各一部相添えお届け致します。

改正の要点

第2条の日本文学専攻、中国文学専攻、政治経済学専攻の3つは昭和24年度設置認可の際訂正認可されたものであつて、学則はその当時申請のまゝ改訂されずにあつたものである。第35条の入学定員も亦同様である。

大学基準により第3条第9の語学体育を一般教育から独立させ、また各学科目の単位を明確にした。第9条、第10条は単位履修の方法を明らかにした。また、第3条の課目は免許法により整頓した。

## 10　大学教職課程設置の件（昭和二七年一〇月一〇日）

### 1　教職課程設置認可通知

文政大学長殿

文部事務次官
西　崎　恵

教職課程の設置について

昭和27年10月10日付で申請のあつた文政大学教職課程（教職に関する専門科目及びその職員組織）設置のことは、大学設置審議会に協議しましたところ、設置してもさしつかえないことになりましたので通知いたします。

但しその実施にあたつては下記の事項に御留意下さい。

記

1、国語科、書道科、社会科、商業科に関しては適当である。

2、教育実習計画は、具体的にたてる必要がある。

3、履修科目単位に選択の余地を残す必要がある。

備考

設置の通知日付については、昭和28年3月31日とせられたい。

## 11　校名変更の件（昭和二七年一二月二二日）

### 1　校名変更届

文政発第89号　昭和27年12月22日

文部大臣岡野清豪殿

東京都豊島区池袋三ノ一三八五
学校法人文政大学理事長　土屋久泰㊞

学則変更（校名変更）についての届

教授会、評議員会、理事会の議決により、現校名「文政大学」を「大東文化大学」に変更致しましたのでお届け致します。

添附書類

一、学則新旧各一部
一、教授会決議書写一部
一、評議員会決議書写一部
一、理事会決議書写一部
一、寄附行為新旧各一部
一、校名変更理由書

校名変更理由書

一、旧大東文化学院専門学校出身者の一致した希望がある。
一、在学生の希望も強い。
一、教職員も希望する。
一、現校名は学生募集及び卒業生の就職等に不利であ

る。

**2　校名変更届受理**

文部省告示第三十号

東京都豊島区池袋三丁目一三八五番地に設置してある文政大学の名称を、昭和二十八年三月十七日から大東文化大学に改める旨届出があつた。

昭和二十八年五月八日

文部大臣　岡野　清豪

1、変更理由　30年来専門学校で使用した名称で文政大学では判らなくても大東文化ならば判る程である。卒業生始め各方面からの要望もあり、今般旧専門学校時代の名称を冠した大学名に変更したものである。

2、本件については別に学校法人の名称変更も所管課に提出済である。

3、大学請設置審議会常任委員会に報告して承認を得るよう手続する。

4、本件および法人名称変更の供閲が終了した後、告示を行う。

5、寄附行為変更28、3、17記載認可。

**12　寄附行為一部変更の件（昭和三一年七月七日）**

**1　寄附行為一部変更認可申請**

大東文化発第四五号

昭和三十一年七月七日

学校法人大東文化大学

理事長　尾張眞之介㊞

文部大臣

清瀬一郎殿

寄附行為一部変更認可申請書

このたび学校法人大東文化大学の寄附行為の一部を変更致したいので、私立学校法第四十五条の規定によつて認可されたく、同法施行規則第四条の関係書類を附して認可申請致します

文政幼稚園々則

第一章　総　則

第一条　この幼稚園は、学校教育法第七十七条及び第七十八条に従つて幼児を保育し、適当なる環境を与え

て、その心身の発達を助長することを目的とする。

第二条　この幼稚園は文政幼稚園という。

第三条　この幼稚園の位置を東京都豊島区池袋三ノ一、三八五番地に置く。

第四条　この幼稚園に入園できる者は、満四歳から小学校就学の始期に達するまでの幼児とする。

第五条　この幼稚園の定員を六十名とし、その年令及心身発達の程度に応じて適宜に二組に分ける。

第二章　保育年限、保育期及休業日

第六条　この幼稚園の保育年限は二ヶ年とする。

第七条　一年を次の三保育期に分ける。

第一保育期　四月一日から八月三十一日まで

第二保育期　九月一日から十二月三十一日まで

第三保育期　一月一日から三月三十一日まで

第八条　本園の休園日は次の通りとする。

一、日曜日

二、国民の祝日

三、夏季休業　七月二十日から九月九日まで

四、冬季休業　十二月二十日から一月九日まで

五、春季休業　三月二十日から四月九日まで

六、開園記念日

第九条　始業及び終業の時刻は次の通りとする。午前九時から午後二時まで、ただし季節により多少変更することがある。

第三章　教育課程、保育時数及教職員組織

第十条　保育内容は、見学、リズム、休息、自由遊び、音楽、お話、絵画、製作、自然観察、劇遊び、健康保育、年中行事等である。

第十一条　一日の保育時数は五時間とし、第十条に従い保育する。

第十二条　この幼稚園に次の教職員をおく。

一、園　長

二、教　諭　二名以上

三、助教諭　二名以上

四、園　医　二名

五、事務職員　二名

園長は園務を処理し、所属職員を監督する。

第四章　入園、退園、休園、修了及び褒賞

第十三条　入園については園長の許可を要する。

第十四条　入園しようとする者は申込書に選抜料を添えて提出するものとする。

第十五条　休園又は退園しようとする者は、その理由を

記して、保護者から園長に届け出るものとする。

第十六条　この幼稚園所定の保育課程を修了した者には、修了証書を授与する。

第十七条　心身の発達著しく他の模範となる者は、これを褒賞することがある。

第五章　保育料及び入園料、選抜料

第十八条　保育料は月額六〇〇円とする。

在籍者は出席の有無にかかわらず毎月五日までにその月分を納入しなければならない。

第十九条　入園料は一、〇〇〇円とし入園の際納入しなければならない。

第二十条　選抜料は五〇円とし願書提出の際納入しなければならない。

第二十一条　既納の保育料、入園料等は理由の如何にかかわらず返還しない。

附　則

一、この園則は、昭和三十一年　月　日から実施する。

一、園則実施に必要なる細則は園長が定める。

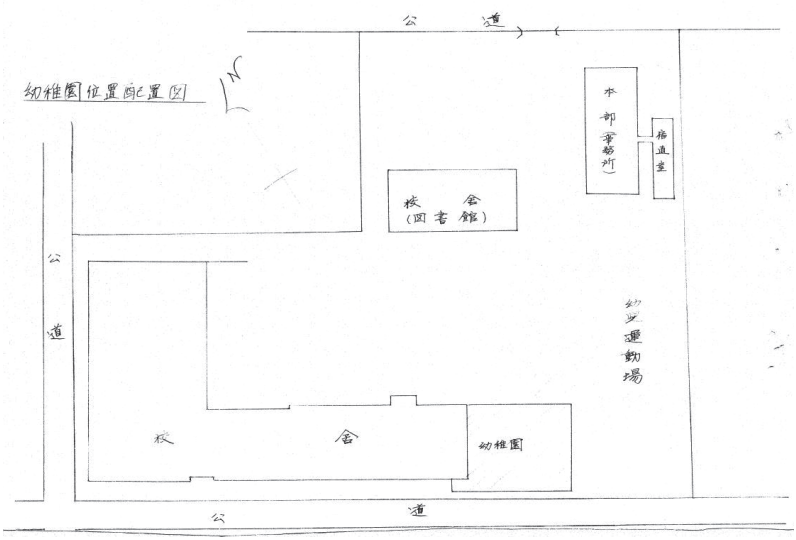

**2　寄附行為一部変更認可**

総総私収第１１１６号
昭和31年８月14日
文部大臣
清　瀬　一　郎　殿

東京都知事
安　井　誠一郎㊞

学校法人大東文化大学の寄附(ママ)行為の一部変更について
このことについて、学校法人大東文化大学から別添のとおり幼稚園設置に伴う寄附(ママ)行為の一部変更の申請があつたので、内容を調査したところ、支障ないものと思われるので、書類を進達いたします。
なお、幼稚園の設置については、本都私立学校審議会において昭和31年７月６日付で差支えない旨の答申があつたので、申し添えます。

地管第82号
昭和　年　月　日
東京都知事殿

文部省管理局長
小　林　行　雄

学校法人大東文化大学寄附行為の一部変更について
昭和31年８月14日付総総私収第１１１６号で進達のあつたこのことについて、別紙のとおり昭和31年　月　日付で認可になりましたから通知します。
よつて、上記法人に対し、同封の認可書類を送付願います。

備考・希望・意見等記入欄
1、変更の事由
幼稚園（文政幼稚園）設置に伴う寄附行為の変更認可申請である。
2　変更の内容
第３条　目的に関する規定中、私立幼稚園の設置を加える。
第４条　設置する学校に関する規定中、文政幼稚園を加える。
第13条　評議員[illegible]の選出母体に文政幼稚園の卒業者を加える。
第15条　資産に保育料、入園料を加える。
第19条　経費に充当する財産に保育料、入園料を加える。

3　法人の概要
所在地　東京都豊島区池袋3丁目1385
設置する学校　大東文化大学
　　東京文政学院
　　原簿記入済

認　可　案
地管　第82号

学校法人　大東文化大学
昭和31年7月7日付大東文化発第45号で申請のあつた寄附行為の一部変更を認可します。
昭和31年　月　日
文部大臣　清瀬一郎

認　証　案
この謄本は、原本と相違のないことを認証します。
昭和31年　月　日
文　部　省

## 13　寄附行為一部変更の件（昭和三五年六月一日）

### 1　寄附行為一部変更認可申請

大東文化法総務第二八号
昭和三十五年六月一日
学校法人　大東文化大学
理事長　尾張　眞之介印
文部大臣　松田竹千代殿

寄附行為一部変更認可申請書

このたび学校法人大東文化大学の寄附行為の一部を変更致したいので、私立学校法第四十五条の規定によつて認可されたく、同法施行規則第四条の関係書類を附して認可申請致します。

目　次
一、理事会、評議員会の決議録
二、寄附行為変更の条項（新旧比較対照表）及び事由
三、新寄附行為

寄附行為変更の条項及び事由

昭和二十六年二月本法人は私立学校法附則第二項第三項により財団法人東方文化協会から組織を変更し、現在の大学を継続設置してきたものでありますが現寄附行為はその時に制定認可されたものである。然しながらあれから満九年を経過した今日社会の一般情勢の推移に伴い大

学経営の在り方も相当変化してきたものと考えられます。本法人におきましてもこれに併せて左記の通り寄附行為を変更し直接法人の運営にたずさわる役員数を増加し、常任理事をおき、更に顧問制度を設けて、一層強化された法人運営の態勢を整え、近い将来大学学部の増設と附属学校等の設置を実現する為鋭意その準備を進めたいと考えております。従いましてよろしく御審議の上御認可下さいますようお願い致します。

一、第一条（名称）中「…学校法人大東文化大学…」とあるを「…学校法人大東文化学園…」と変更する。

二、第三条（目的）中「…東洋文化並びに一般政治、経済の研究と教育を行うため、私立学校及び私立各種学校…」とあるを「…学校その他の教育並びに研究施設…」と変更する。

三、第五条（役員）第一項第一号中「理事七人以上十人以内」とあるを「理事八人以上十三人以内」と同第二号中「監事二人」とあるを「監事二人以上」と変更し、「3、理事長を除く理事のうち二人以内は理事長の指名により常任理事となる。常任理事は、理事長を補佐し理事会の決議に従い常務を行う。」を加入する。

四、第六条（理事会）第四項中「…十四日以内…」とあるを「…七日以内…」と変更する。

五、第七条として「理事長及び常任理事以外の理事は、この法人の行う業務についてこの法人を代表しない」を加入、新たに理事の代表権の制限規定を設ける。

六、第七条を第八条に変更する。

七、第八条（理事の選任）を第九条に変更し、その条中「…大東文化大学長のほか評議員会において選任された…」とあるを「理事は左の各号に掲げる者とする」と変更し、第一号に「大東文化大学長」を加入、「一、…たる評議員二人以上三人以内」とあるを「二、…評議員のうちから評議員会において選任された者二人以上三人以内」に、「二、…二人以上三人以内」とあるを「三、…のうちから評議員会において選任された者…」に「三、…二人以上三人以内」とあるを「四、…又は功労者の中から前各号に規定する理事の過半数により選任された者三人以上六人以内」と夫々変更する。

又第二項中「学長たる理事及び前項第一号に…」とあるを「前項第一号第二号及び第三号に…」に変更する。

八、第十条として「本法人に顧問をおくことができる。2、顧問は、本法人に特別功労があつた者のうちから理事会が委嘱する。3、顧問は、本法人の業務について理事長の諮問に答える。」を加入、新たに顧問をおく規定を設ける。

九、第九条（監事の選任）を第十一条に変更し、「2、監事は、私立学校法第三十七条第四項に規定する職務を行う。」を加入する。

十、第十条（役員の任期）を第十二条に変更する。

十一、第十一条（評議員会）を第十三条に変更し、その条中「…二十一人以上三十人以内…」とあるを「…二十七人以上…三十三人以内…」と変更する。

十二、第十二条（諮問事項）を第十四条に変更し、その条中「第二十三条第一項に規定する場合のほか」とあるを削除し、「七、寄附金品の募集に関する事項」、「八、その他この法人の業務に関する重要事項で理事長において必要と認めた事項」を加入する。

十三、第十三条（評議員の選任）を第十五条に変更し、その条中「…大東文化大学長のほか、理事会において選任された…」とあるを「評議員は左に掲げる者とする」と変更し、第一号に「この法人の設置する学校の長」を加入、「一、…七人以上十人以内」とあるを「二、…のうちから理事会において選任された者（七）五人以上八人以内」に、「二、…（大東文化大学、大東文化学院及び大東文化学院専門学校、文政幼稚園）の卒業者で…七人以上十人以内」とあるを「三…この法人の前身たる財団法人大東文化協会、財団法人東方文化協会、学校法人文政大学並びに学校法人大東文化大学の設置した学校を卒業した者で年齢二十五年以上のもののうちから理事会において選任された者（七）五人以上八人以内」に変更し、第四号に新たに「四　評議員から選任された理事以外の理事三人以上六人以内」を加入し「三　…六人以上九人以内」とあるを「五　…及び功労者で前四号に規定する評議員の過半数により選任されたもの（七）五人以上八人以内」と夫々変更する。又第二項中「2、学長たる評議員…、学長…」とあるを「2　前項第一号第二号

及び第四号に…、この法人の設置する学校の長、職員及び理事の…」に変更する。

十四、第十四条（任期）を第十六条に変更し、その条中「…（学長…）…二年…。…」とあるを「……（この法人の設置する学校の長…。この条中以下同じ）……三年…。……」に変更する。

十五、第十五条以下夫々に条づゝ下げる。

**2　寄附行為変更認可**

認可案

管第　　号

学校法人　大東文化大学

昭和35年6月1日付大東文化法総務発第28号で申請のあつた寄附行為の一部変更を認可します。

昭和35年　月　日

文部大臣　松田竹千代

認証案

この謄本は、原本と相違のないことを認証します。

昭和35年　月　日

文部省

備考・希望・意見書記入欄

1、改正の理由

役員数増加、常任理事顧問制をおき法人運営を強化し近い将来大学学部の増設、附属学校等の設置を実現したい。

2、改正点

別紙

○印を付したものが実質的な改正点です。

3、この法人の設置する学校

大東文化大学

東京文政学院（各種学校）

文政幼稚園

理事に関する改正

〔改正点〕

1、法人名の変更。

大東文化大学を大東文化学園と改める。

2、目的規定の整備。

教育並びに研究施設を設置すると加えたこと。

3、理事定数の増加。

7～10人を8～13人としたこと。

4、常任理事を2人設けたこと。
5、理事の代表権制限の規定の新設。
6、理事会の招集の際の招集期限の短縮。
14日以内→7日以内
7、理事・評議員の選任方法の字句修正。
8、顧問をおくこととしたこと。
本法人に特別功労のあつた者のうちから理事会が委嘱する。理事長の諮問にこたえる。
9、評議員定数の増加。
21～30人 を 27～33人としたこと。
10、評議員会諮問事項に次の二つの事項を加えたこと。
(1)　寄附金品の募集に関する事項
(2)　その他　この法人の業務に関する重要事項で理事長において必要と認めた事項
11、評議員の任期を2年から3年にしたこと。
12、評議員となる者に「評議員から選任された理事以外の理事三人以上六人以内」を加えたこと。
13、監事の職務規定を設けたこと。
14、監事定数の変更。
2人を2人以上としたこと。

評議員に関する改正
監事に関する改正

## 14　寄附行為一部変更の件（昭和三五年七月一五日）

### 1　寄附行為一部変更認可申請

大東文化法総務発第三五号　昭和三十五年七月十五日

学校法人　大東文化学園
理事長　尾張眞之介 印

東京都知事
東　龍太郎　殿

寄附行為一部変更認可申請書進達願

別紙寄附行為一部変更認可申請書を文部大臣宛御進達願います

目　次

一、理事会、評議員会の決議録
二、寄附行為変更の条項（新旧比較対照表）及び事由
三、新寄附行為
四、寄附行為変更後二ヶ年間の事業計画及び之に伴う収支予算書
五、旧財産目録
六、新財産目録
七、主なる財産についての評価書

八、登記簿謄本
九、預金残高証明書
十、寄附申込書
十一、大東柔道整復専門学校学則
十二、学校位置配置図

向う二ヶ年間の財政計画

本校は昭和三十一年四月に設置された中央柔道整復養成所を引継ぎ本法人に於て設置経営維持するものであつてこの間該養成所（ママ）関係者により設備その他必要なものを殆んど完備されて参りました。これらのものを養成所から本校設置にあたり全部寄贈されますので財政面においては今後別表将来二ヶ年間の予算書に明示されている通り健全なる事業の運営により維持出来ます。
尚既に入所しております生徒をそのまゝ本校において引継ぎ教授することになりますので初年度から一・二年各三十名づゝ収容することになる。

別紙

大東文化大学校地校舎等整備充実計画

一、校地拡張計画（現在所有　池袋校地一、五三一、五坪）
昭和三十五年九月　板橋区志村西台町七、二〇〇坪買収
昭和三十五年十二月　足利市
約一〇、〇〇〇坪買収予定
昭和三十六年五月　板橋区志村西台町周辺購入拡張
二、八〇〇坪買収予定
二、校舎増築計画（現在所有　池袋校舎　八二六坪五四）
昭和三十六年三月　板橋区志村西台町一、三五〇坪新築（建築工事中）
一、二学年用教室、特別教室、管理室
昭和三十六年九月　同　右　二、〇八一坪増築予定
専門教育部用教室図書館
昭和三十七年三月　同　右　八五七坪増築予定
講堂　体育館
三、図書増加計画（現在所有二九、〇〇〇冊）
昭和三十五年十月　五、〇〇〇冊
昭和三十六年七月　一〇、〇〇〇冊　経済学部専門図書
昭和三十七年三月　一〇、〇〇〇冊　一般教育文学部経済学部専門図書
以上のほか校舎増築に伴い校具教具等備品の補充が予定される

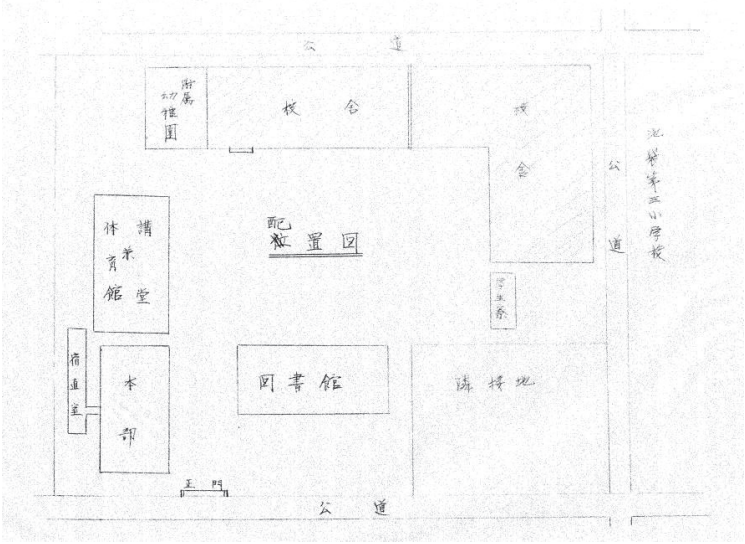
公　道
附属幼稚園
校　舎
校舎
公道
講堂
体育館
配置図
学生寮
宿直室
本部
図書館
隣接地
正門
公　道

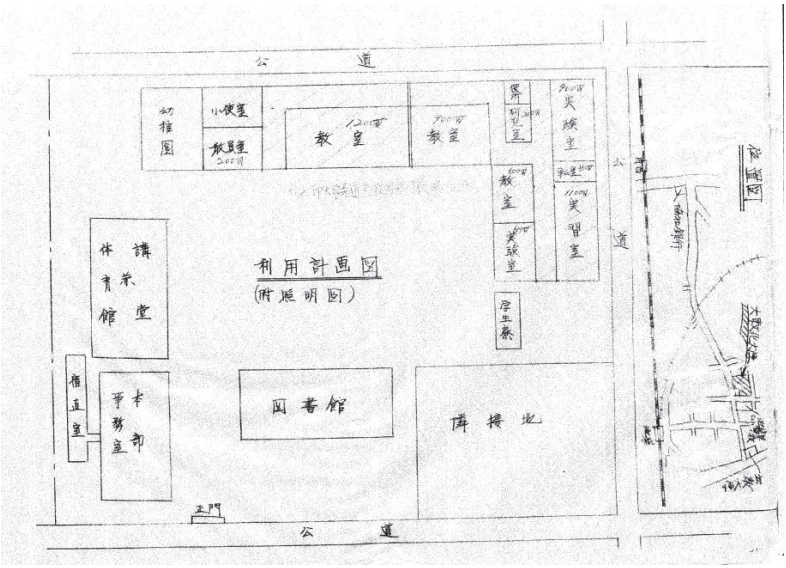
公　道
幼稚園
小使室
教室
教室
男子便所
実験室
教室
実習室
実験室
講堂
体育館
利用計画図
(附近明図)
寄宿舎
本部
事務室
宿直室
図書館
隣接地
正門
公　道
公道

**2　校地・校舎変更届（経過報告）**

大東文化法総務発第六十二号
昭和三十五年十一月十五日

学校法人　大東文化学園
理事長　尾張眞之介印

文部大臣
荒木萬壽夫　殿

校地・校舎変更届（経過報告）

昭和二十四年度以降昭和三十年度迄における校地・校舎の変更届が未提出になつておりましたので別紙の通りその経過を報告申し上げます。

**3　寄附行為一部変更認可**

35総私二収第399号
昭和35年9月21日

文部大臣　荒木萬壽夫　殿

東京都知事
東龍太郎印

学校法人大東文化学園の寄付（ママ）行為の一部変更認可について（進達）

このことについて、昭和35年7月15日付大東文化法総務発第35号により申請書が提出され、調査したところ、大東柔道整腹（ママ）専門学校の設置にかかるものであり、支障ないと認められますので進達します。

なお、学校の設置については、東京都私立学校審議会の差支えない旨の答申を得てありますから、念の為申し添えます。

東京都知事殿

文部省管理局長
福田繁

学校法人大東文化学園の寄附行為の一部変更について
昭和35年9月21日付け35総私二収第399号で進達のあつたこのことについて、別紙のとおり昭和35年12月15日付けで認可になりましたから通知します。

よつて、上記法人に対し、同封の認可書類を送付願います。

認可案

学校法人　大東文化学園
昭和35年7月15日付け大東文化法総務発第35（ママ）号で申請のあつた寄附行為の一部変更を認可します。

昭和35年12月15日

文部大臣　荒木萬壽夫

認　証　案

この謄本は、原本と相違のないことを認証します。
昭和35年12月15日

文　部　省

備考・希望・意見等記入欄

1、変更の事由

大東柔道整復専門学校を設置するため。

2、変更の条項

第四条に設置する学校として「四　大東柔道整復専門学校」を加えるもの。

3、大東柔道整復専門学校について

(1)　入学定員　30名、総定員　60名

(2)　授業時間　合計　2、485時間（夜間）

(3)　施設は大東文化大学の校舎の1部331坪を使用する。

設備は、従来大東文化学園の施設を借用して授業を行つていた中央柔道整復師養成所（廃止）から寄付（ママ）を受けて使用。

4、手続について

適法であり、認可して差支えないと思われる。

5、法人の概要

所在地　東京都豊島区池袋3丁目1385

設置する学校

1、大東文化大学

2、東京文政学院（休校中。別途廃止手続中）

3、文政幼稚園

大東文化大学の校舎は826、54坪で大学設置基準に下廻る状態であるが今回設置しようとする柔道整復専門学校は夜間授業の学校でもあり、理事長から別紙のとおり校舎建築計画を提出しているので止むを得ないものと認められる。

建築計画

昭36年3月　1、350坪

〃36年9月　2、081

〃37年3月　857

台帳記入ずみ

## 15　寄附行為一部変更の件（昭和三六年五月四日）

### 1　寄附行為一部変更認可申請

大東文化法総務第二十五号ノ一
昭和三十六年五月四日

学校法人　大東文化学園
理事長　尾張眞之介㊞

文部大臣　荒木萬壽夫殿

寄附行為一部変更認可申請書

このたび学校法人大東文化学園の寄附行為の一部を変更致したいので私立学校法第四十五条の規定により認可されたく同法施行規則第四条の関係書類を附して認可申請致します。

目　次

一、理事会、評議員会の決議録
二、寄附行為変更の条項（新旧比較対照表）及び事由
三、新寄附行為
四、寄附行為変更後二ヶ年間の事業計画及び之に伴う収支予算書
五、旧財産目録
六、新財産目録
七、主なる財産についての評価書
八、登記簿謄本
九、預金残高証明書
十、寄附申込書
十一、大東文化大学第一高等学校学則
十二、学校位置配置図

寄附行為変更の条項及び事由

本法人は従来大東文化大学、文政幼稚園（本年度休園）、東京文政学院、大東柔道整復専門学校の維持経営にあたつて参りましたが、今回東京文政学院を廃止して、大東文化大学第一高等学校を設置することになつたのでそれに伴い寄附行為の一部を次の通り変更する。

一、第四条（設置する学校）中「二、東京文政学院」を「二、大東文化大学第一高等学校」と変更する。

理　由　書

現在設置認可申請中の高等学校の名称の中にあえて「第一」と冠して大東文化大学第一高等学校としたのは左記の理由によるものであります。

記

一、現在設置認可申請中の学校の他にもう一校高等学校を併設する計画であるのでこれを第一高等学校と称した。従つてあとから設置される高等学校を第二高等学校と呼称する考えであります。

昭和三十六年七月二十五日

学校法人　大東文化学園
理事長　尾張眞之介印

学校法人大東文化学園振興建設計画

創立費総額　金　六〇九、九〇六、七二八円也

建設資金（所要経費）

1、大学

イ、校地買収費（含整地費）七、二〇〇坪　九八、九八二、〇〇〇円
ロ、校舎建築費（第二期）一、六四〇坪
ハ、図書館費（第二期）一七九、七坪　一八三、〇〇〇、〇〇〇円
ニ、寄宿舎費（第二期）五六〇坪　五三、七三三、〇〇〇円
ホ、議堂、体育館移築費　三一〇坪　五、〇〇〇、〇〇〇円
ヘ、機械器具購入費　一、五〇〇、〇〇〇円
ト、校具、教具等購入費　八、〇〇〇、〇〇〇円
チ、図書、雑誌購入費　一五、〇六一、〇〇〇円
合　計　三五〇、一八三、〇〇〇円（ママ）

2、高等学校

イ、校地買収費　五、八〇〇坪　六八、八九二、〇〇〇円
ロ、校舎建築費（第一期）一、〇七七、一三坪
ハ、管理棟〃（第一期）二六九、八七坪　一四一、四六五、〇〇〇円
ニ、機械器具購入費　二、三三六、四〇〇円
ホ、校具、教具等購入費（含管理棟分）九、一三九、九四〇円
ヘ、図書費　五〇〇、〇〇〇円
合　計　二一二、三三三、三四〇円

3、予備費　二一、二九七、三八八円

建設資金総計　金　六〇九、九〇六、七二八円也

資金計画（財源）

1、自己資金（池袋校地、校舎売却費）一七五、四三六、七二八円

2、寄附金　三三九、四九〇、〇〇〇円
イ、後援会　三〇〇、〇〇〇、〇〇〇円
ロ、教職員　一、〇四〇、〇〇〇円
ハ、在校生父兄　一一、六〇〇、〇〇〇円
ニ、役員　評議員　一、八五〇、〇〇〇円

ホ、卒業生　二五、〇〇〇、〇〇〇円
3、借入金　九四、九八〇、〇〇〇円
イ、私立学校振興会　一二、〇〇〇、〇〇〇円
施設費　七、〇〇〇、〇〇〇円
経営費　五、〇〇〇、〇〇〇円
ロ、第一信託銀行　五四、〇〇〇、〇〇〇円
ハ、住宅金融公庫　二八、九八〇、〇〇〇円
総額　六〇九、九〇六、七二八（ママ）円

**2　寄附行為一部変更認可**

（認可案）

第　号

文部省

学校法人大東文化学園

昭和36年5月4日付大東文化法総務発第25号ノ1で申請のあつた寄附行為の一部変更を私立学校法第45条の規定によつて認可します。

昭和36年　月　日

文部大臣　荒木萬壽夫

（認証案）

この謄本は、原本と相違のないことを認証します。

昭和36年　月　日

備考・希望・意見等記入欄

1、変更の内容

東京文政学院（各種学校で26年から休校）の廃止と、37年度から大東文化大学第一高等学校を設置することに伴うものである。

2、手続は適法であり、認可してさしつかえないものと思われる。

3、法人の概要

事務所所在地

東京都豊島区池袋3丁目1385

設置する学校

1、大東文化大学

2、文政幼稚園

3、大東柔道整復専門学校

## 16　寄附行為一部変更の件（昭和三五年一〇月二七日）

### 1　寄附行為一部変更申請

36総私二収第435号
昭和36年7月18日
文部大臣　荒　木　萬壽夫　殿

東京都知事
東　　龍　太　郎㊞

学校法人大東文化学園の寄付行為（ママ）の一部変更について（進達）

このことについて、昭和36年5月4日付大東文化総務発第25号の2により認可申請書の進達願が提出されました。

調査したところ大東文化大学第一高等学校の設置にかかるものであり、支障ないと認められますので進達します。

なお、この設置については、東京都私立学校審議会の〝差し支えないものと認める〟旨の答申を得てありますから、念のため申し添えます。

〈欄外〉「地管第　号昭36・2・8文部省」

36総私二収第56号
昭和36年2月6日
文　部　大　臣　殿

東京都知事
東　　龍　太　郎㊞

学校法人大東文化学園の寄附行為の一部変更認可申請について（進達）

このことについて、昭和35年10月27日付大東文化法総務発第47号により申請書が提出されました。調査したところ、同法人が設置する東京文政学院の廃止にかかるものであり、支障ないと認められますので進達します。

なお、廃止については、東京都私立学校審議会の〝差しつかえないものと認める〟旨の答申を得てありますから、念のため申し添えます。

## 法人・概要

| | |
|---|---|
| 法人名 | 学校法人大東文化学園 |
| 事務所 | 東京都豊島区池袋3丁目1385 |

| 学校の設置 | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | 課程・学科 | 入学定員 | 年限 | 総定員 |
| 新設 | 大東文化大学第一高等学校 | 通常課程・普通科 | 90 | 3 | 270 |
| 既設 | 大東文化大学 | 文政学部 | 総定員 | | 480人 |
| | 文政幼稚園 | 1年保育 | 〃 | | 60人 |
| | 大東柔道整復専門学校 | 2年制 | 〃 | | 60人 |
| | | 学部・学科 | | | |

| 役員 | |
|---|---|
| 理事 | 南條徳男　水島廣雄　金子昇<br>堀田太郎　寿原正一　平島敏夫<br>太田亥十二　坂本通　山地寿<br>中山正男　小林元 |
| 監事 | 梅原保<br>福島豊松 |

| | |
|---|---|
| 変更の条項 | 第四条中の「二、東京文政学院」を「二、大東文化大学第一高等学校」に変更するものである。 |
| 変更の理由 | 東京文政学院を廃止して大東文化大学第一高等学校を設置するため。 |

| 産財本基 | | |

**2　寄附行為一部変更認可**

第　　号
昭和36年　月　日

東京都知事殿

文部省管理局長
福　田　　繁

学校法人大東文化学園の寄附行為の一部変更について昭和36年7月18日付け36総私二収第435号で進達のあつたこのことについて、別紙のとおり昭和36年8月25日付けで認可になりましたから通知します。

よつて、上記法人に対し、同封の認可書類を送付願います。

**17　寄附行為一部変更の件（昭和三六年九月一日）**

**1　寄附行為一部変更認可申請**

大東文化法総務第三十二号
昭和三十六年九月一日

東京都豊島区池袋三丁目一、三八五
学校法人　大東文化学園
理事長　南條徳男㊞

文部大臣　荒木萬壽夫　殿

寄附行為一部変更認可申請書

このたび学校法人大東文化学園の寄附行為の一部を変更致したいので、私立学校法第四十五条の規定によつて認可されたく、同法施行規則第四条の関係書類を附して認可申請致します。

添付書類
一、寄附行為一部変更の条項及び事由
二、新旧比較対照表
三、新寄附行為
四、理事会決議録
五、評議員会決議録

寄附行為一部変更の条項及び事由

1. 変更の事由

本法人は従来東京都豊島区池袋三丁目一、三八五番地に事務所を置いてありましたが、此度東京都板橋区志村西台町一、九〇二番地に変更することになりましたので、それに伴い寄附行為の一部を次の通り変更する。

㈠第二条（事務所の所在地）中「東京都豊島区池袋三

丁目一、三八五番地」とあるを「東京都板橋区志村西台町一、九〇二番地」と変更する。

新旧比較対照表

| 旧寄附行為 | 新寄附行為 |
| --- | --- |
| 第二条　この法人は、事務所を東京都豊島区池袋三丁目一、三八五番地に置く。 | 第二条　この法人は、事務所を東京都板橋区志村西台町一、九〇二番地に置く。 |

理事会決議録

一、日　時　昭和三十六年五月三十日　午後一時
一、場　所　学園役員室
一、理事定数　七　名
一、出席理事　六　名
　尾張眞之介　平島敏夫　堀田太郎
　坂本通　小林元　猪口篤志
一、議　案
㈠池袋校地売却について
㈡学校法人大東文化学園並びにこれが設置する学校の移転に関する件
一、議　事
午後一時三十分尾張眞之介氏議長となり開会を宣して議案の審議に入つた。
先づ堀田常任理事より学園振興建設計画の進行状況につき一般説明がなされた後、これに伴う本議案の詳細な説明がなされついで協議を重ねた結果全員異議なく次の通り可決した。
㈠池袋校地を左記により売却すること
記
処分物件　豊島区池袋三丁目一、三八五番ほか二筆
面　積　公簿　一、五三一坪五合
　実測　一、五三八坪二合七勺
価　格　一金九千九百弐拾万円也
売却先　東京電気通信局
売却金の使途　板橋区志村西台町に買収せる校地並びに新築せる校舎の建築費にこれをあてる。
売渡条件　昭和三十六年九月三十日までに建物撤去の上引渡すこと。
㈡学校法人大東文化学園並びにこれが設置する学校は新校舎完成と同時に現在地より板橋区志村西台町一、九〇二番地の新しい場所に移転すること。
尚校舎は遅くとも八月末日までに竣工出来るよう請負者と緊密な連絡をとり万全を期すること、従

つて位置変更の時期を昭和三十六年九月一日とする。
移転についての業務一切は堀田常任理事に一任する。
昭和三十六年五月三十日

議事録署名人
理事　尾張眞之介
〃　平島敏夫
〃　堀田太郎
〃　坂本通
〃　小林元
〃　猪口篤志

右は原本と相違ありません。
昭和三十六年八月三十一日
理事長　南條徳男

評議員会決議録

一、日　時　昭和三十六年五月三十日　午後四時
一、場　所　学園会議室
一、評議員定数　二十名
一、出席評議員　平島敏夫　尾張眞之介　堀田太郎　下十四名　島儀貞　村田克巳　小林元　猪口篤志　金子昇　坂本通　岩澤巖　藤村通　田中千代松
（委任状）　矢野酉雄　河田常吉
一、議　案
㈠池袋校地売却について
㈡学校法人大東文化学園並びにこれが設置する学校の移転に関する件
一、議　事
午後四時十分岩澤巖氏議長となり、開会を宣して議案の審議に入つた。
先づ堀田常任理事より学園振興建設計画の進行状況につき一般説明がなされた後、これに伴う本議案の詳細な説明がなされついで協議を重ねた結果全員異議なく次の通り可決した。
㈠池袋校地を左記により売却すること

記

処分物件　豊島区池袋三丁目一、三八五番ほか二筆
面　積　公簿　一、五三一坪五合
実測　一、五三八坪二合七勺

価　格　一金九千九百弐拾万円也
売却先　東京電気通信局
売却金の使途　板橋区志村西台町に買収せる校地並びに新築せる校舎の建築費にこれをあてる。
売渡条件　昭和三十六年九月三十日までに建物撤去の上引渡すこと。
㈡学校法人大東文化学園並びにこれが設置する学校は新校舎完成と同時に現在地より板橋区志村西台町一、九〇二番地の新しい場所に移動すること。尚校舎は遅くとも八月末日までに竣工出来るよう請負者と緊密な連絡をとり万全を期すること、従つて位置変更の時期を昭和三十六年九月一日とする。
移転についての業務一切は堀田常任理事に一任する。

昭和三十六年五月三十日

議　事　録　署　名　人

評議員　平　島　敏　夫
　　尾　張　眞之介
　　堀　田　太　郎
　　下　島　儀　貞
　　村　田　克　巳
　　小　林　　元
　　猪　口　篤　志
　　金　子　昇
　　坂　本　通
　　岩　澤　巖
　　藤　村　通
　　田　中　千代松

右は原本と相違ありません。

昭和三十六年八月三十一日

理事長　南　條　徳　男㊞

## 2　寄附行為一部変更認可

（許可案）

第　　号

学校法人大東文化学園

昭和36年9月1日付け大東文化法総務発第32号で申請のあつた寄附行為の一部変更を私立学校法第45条の規定によつて認可します。

昭和36年　月　日

台帳記入済

（認証案）

この謄本は原本と相違ないことを認証します。

昭和36年　月　日

文部大臣　荒木萬壽夫

文部省

1、変更の内容

事務所所在地の変更である。

新　東京都板橋区志村西台町１９０２

旧　東京都豊島区池袋３丁目１３８５

2、手続は適法であり認可してさしつかえないものと思われる。

3、法人の概要

設置する学校

1、大東文化大学

2、大東文化第一高等学校

3、文政幼稚園

4、大東柔道整復専門学校

（備考）　大東文化大学の位置変更については、昭和36年9月27日付校大第１６２号をもつて届出受理通知済

（告示済）

# Ⅶ　大東文化大学の振興と運営方針の策定

## 1　大東文化学園運営方針および大学振興計画（大東文化大学・大東文化学園理事会）

### 1　昭和三四年一月一日　大東文化大学振興建設計画

昭和三四年一月一日　大東文化大学振興建設計画

法人　大東文化大学

一、振興建設を必要とする理由

一　校地、校舎が不足である。

昭和三三年一〇月、文部省管理局において「大学基準法に基づく各大学の現状について」の会合あり、こののち厳重に監督指導を要するとの方針が決定され、昭和三四年四月一日より調査が開始される。本学の基準は、校地一〇〇八〇坪（不十分八五四八坪）、校舎二〇一六坪（不十分一三一九坪）、図書一二〇〇〇冊（不足一三一〇冊）、その他略であつて、将来学生数を増強するとすれば、さらに土地、建物を拡張する必要がある（例、六〇〇名を収容する場合、校地一万坪、校舎一七〇〇坪不足）。

二　施設が不十分である。

イ　図書館はすでに老朽し、学生寮と混用し、火災予防上危険である。また学生より図書費（一名五〇〇円）を徴収し、数年間購入していない。

ロ　研究室は部屋が狭隘であり、備品、図書も少ないので、現在利用が少ない。

ハ　講堂は現在二番、七番教室を利用しているが、二〇〇名以上の入室は危険。

ニ　雨天体操場なし。

ホ　学生集会所（ホール）、学生各部会室、食堂なし。

ヘ　大東文化研究所、大東文化大学振興会、書道研修会（仮称）、同窓会の各室なし。

三　政府の大学教育方針ならび今後の推移よりして

イ　政府・文部省の指導方針として、今後官立大学を重点とし、一流私立大学（六大学）および理工科、医科、薬科、農科、船舶、水産科等の技術的要素ある大学に集約統制せんとする傾向にあること。このため、私立大学は二部制および大学院設備を有し、資産一億円を要求せらる。なお、経営困難なる大学に対しては、統合または職業大学移

行を勧告する。

ロ　中央教育審議会提案による「教員免許」に関する件は逐次実行され、本学の伝統、特長たる「教員養成」が困難になつたこと（これは全国教員が飽和状態であることが主なる原因であり、また雇用希望校としても、大学院卒をもとめる傾向が強くなつた）。なお、政府の方針がかく転換したるゆえんは、最近勤評、道徳教育その他を中心として教員組合の暴状はなはだしきものがあること、アメリカの指令による教育制度がすでに限度にきていること、および戦後乱立せる新制大学がほとんど従前の特徴を失し、同類化しつつあること、また学問、教育の尊厳性より、むしろ商店の企業性が重点であること等である。

四　学生募集、就職対策上、内容外観が貧困である。

現在の新制大学は旧専門学校が多いが、現今の青年の考え方として、学問より就職の便宜に重点をおいている（私大協会アンケート、高校生七三％、父兄八二％が就職を望むため）。これははなはだ遺憾であるが、現在の風潮としてやむを得ないことであり、また本学として健全なる運営をなすうえ、いつさいの根幹たる学生募集に重点を指向すべきである。そのためには、学校の内容を充実せしめ、かつ一応の外観を整える必要がある。馬子にも衣装という俗語は軽視すべきでない。

五　財政上の立場より

本学の健全なる財政は、学生数八〇〇名を要する。現在のまま、たんに維持するのみにしても毎年三〇〇万円程度の外資導入を必要とし、計考しても六〇〇名を必要とする。しかるに、学生は前項において述べたごとくであつて、やはり内容外観を整備すべきであり、本学の財政を確立するうえにも建設を進めたい。

二、建設の方針

本学は現教学の態勢を強化伸張し、いよいよ東洋文化の高揚振興をはかるとともに、新しい時代における諸般の状勢を察し、ここに技術部面を新設し、学生をしてただちに実社会に活躍し得るごとく指導育成せむとす。

三、建設内容および期間

前期：東京技術専門学校（新）　大東文化大学二学部（増）　自昭和三四年四月至昭和三六年三月

後期：大東文化大学三学部（増）　大学院（新）　大東文化学園（新）　自昭和三六年四月至昭和三七年三月

（昭和三三年一二月二八日　大東文化大学理事会承認）

## 2　昭和三五年四月一日　昭和三五年度運営方針および処理要領

昭和三五年四月一日　昭和三五年度運営方針および処理要領

学校法人　大東文化大学

要　旨

昭和三四年度においては、その運営方針として「健全財政の確立」、「振興建設計画の基盤構成」の二大要綱を目標として推進し、去る三月末をもってほぼほぼこれを完了し得た。その年間における成果を通観するに、まず「健全財政」については、あくまで収入即支出を原則とする緊縮政策を断行したため、勢い、学科目の削減、学会および研究機関活動の渋滞、学生補導の消極化、各種施設の不便等を生じ、全般的に志気沈滞の感があった。しかしもっぱら、いっぽうにおいては「大学振興建設計画」が着々として進行し、大学敷地として狭山地区およびその他の候補地獲得の準備が進捗をみ、いよいよ来春よりは本計画を断行し得る態勢となった。また、内部においては事務局の室内改装を断行して、業務の統合強化をはかり、対外的には全国的広報活動（全国書道展、全国高校巡回）を実施して多大の成果を得るに至った。以上のごとき状勢より判断し、昭和三五年度においてはその欠陥とするところを補整するとともに、総力を結集して本命たる振興建設に邁進したい。

運営方針（経営の積極化、教育補導の向上）

一、本学は「大学振興建設計画」を中心とし、現態勢を維持強化し、全機能を動員し、明春四月をもって発動し得るごとく準備する。

二、本学は教学および補導部面の内容充実に重点をおき、学生の実力を向上せしむるとともに、品性を陶冶し、もって人材教育の実を挙ぐるものとする。

処理要領（右方針により左記条項を実施す）

一、大東文化大学振興建設計画中、本年度においてはまず、大学基準に基づく敷地の獲得、大学二学部および附属学校の建造施設を準備する。

一　敷地……（大学三三〇〇坪、高校六三六四坪）

二　校舎……（大学五五〇〇坪、高校九一〇坪）

三　講堂、体育館、その他附属施設（大学八三〇坪）

四　学生寮……（大学一〇〇〇坪）
　なお、附属学校として医学技術専門学校（仮称）、自動車整備学校を考慮す。
二、健全かつ円滑なる経営維持のためには従前通り、経常部においては収入即支出の原則をもってし、借入資金処理および振興計画に要する諸経費は臨時部において調整する。
一　収集源泉は在校生の納入金およびその他とす。本年度の在校生は一応四八〇名として予算を編成する。
二　現在の借入総額六〇二万円なり（ほかに私学振興会一四六〇万円なり）。
三　振興計画にともなう資金の調達方法は別途に研究する。
三、振興計画にともなう業務組織および人事給与の補強は急を要するものあるをもって速やかにこれを整備する。
庶務課（長）：金子昇
会計課（長）：金子昇（兼）
外務課（長）：大西経信
教務課（長）：田中千代松（兼）
学生課（長）：堀田太郎
図書館（長）：平島敏夫
四、寄附行為およびその他主要なる業務規程を改正する。
五、法人の協力機関である顧問団、参与会および後援会を活用し、建設計画を推進するとともに、しばしば総合企画懇談会を開催し、実行を円満かつ容易ならしむる。
六、現在の財政状況に即応し、なし得る限り学科目の増設ならびに教育陣営の強化をはかる。
一　日文、中文、政経各科および書道に各二講座を増設す。
二　語学としてタイ語、インドネシア語を増設す。
　候補者：タイ語講師・河部利夫氏、インドネシア語講師・今井和郎氏。
三　専攻科（日文、中文、政経）各科に一講座増設。
四　日文科、藤森朋夫氏を特例とし、教授会に参加せしむ。
五　中文科、下斗米晟氏を専任教授として任用す。
六　政経科、村田克巳、古川常深氏を講師として任用す（夜間）。
七　体育科、金子昇氏を助教授として昇格せしむ。
七、学生の補導を積極化し、整斉たる学風を確立する。

一　補導委員（日文：谷、中文：下斗米、政経：小林各教授担当）を設置し、学生の出欠、服装、態度等を厳格に指導す。
二　文部省より新たに道徳教育の講座（倫理、宗教、哲学）設置の指示あり、本講座を活用する。
三　体育科を整備し、女子は卓球、バレーボール、バスケットとし、男子は大旨剣道、柔道、空手各部を必修とする。なお、一般体育実技時間中雨天の際は道徳教育を実施する。
四　学生自治会活動に協力する。
八、学会および研究機関の統一化をはかる。
一　大東文化研究所
二　大東書道研修所
三　学会（日本文学会、漢文学会、政経学会）
四　研究室（日文、中文、政経各科）
九、図書館の整備
一　図書の購入
二　図書館事務員の任命
一〇、その他
一　幼稚園の存続について
二　参与会の拡充について
三　学生募集対策委員会、就職対策委員会について
四　振興会（ＰＴＡ）
五　補導委員待遇
六　常任理事待遇
（昭和三五年四月一一日　大東文化大学理事会承認）

## 3　昭和三五年四月一日　学校法人大東文化学園振興建設計画書

昭和三五年四月一日　学校法人大東文化学園振興建設計画書

学校法人　大東文化学園

趣意書

大東文化大学（旧大東文化学院）は、大正一二年九月、貴衆両院の建議に基づき、第四六回帝国議会の決議によつて開校されたものであります。当時大正の末期は、国民道徳の腐敗、社会思想の混乱ことにはなはだしく、一般に深刻な不安と動揺をあたえ、その結果、三千年来培われた我が日本民族の伝統を軽視して徒に新奇を好み、軽佻詭激の風が流行するありさまで、あたかも我われが身をもつて体験した終戦直後の国状に彷彿たるものがありました。こうした世相を憂慮した時の有識者たちは大

木遠吉氏（鉄相）を中心として、幾度か協議の末、日本文化の根底をなす漢学ならびに国学を振興するとともに、国内外に活躍する人材を養成し、もつて時弊を匡救して国民精神の安定をはからんとしたのであります。

かくしてこの趣旨を建学の理想とする大東文化学院が、二一二万円（現在の約一〇億円）の国費をもつて、東京九段の地に設立されました。その経営母体となつた大東文化協会は、平沼騏一郎（首相）、江木千之（文相）、山本悌二郎（農相）、小川平吉（鉄相）、大島健一（陸相）、鈴木喜三郎（法相）、水野錬太郎（内相）、島田俊雄（農相）、酒井忠正（農相）、木下成太郎（代議士）、加藤政之助（貴族院議員）等の人びとがもつぱらその運営にあたり、教育部門では、井上哲次郎、鵜澤總明、服部宇之吉、小柳司氣太、市村瓚次郎、中村進午、松本愛重、深作安文、内藤虎次郎、狩野直喜、加藤虎之亮、國分高胤、安井小太郎、古城貞吉、松平康國、牧野謙次郎、宇野哲人、鹽谷温氏の諸教授が精魂を傾けて学生の指導に任ぜられました。

昭和一三年二月、時の貴族院議長松平頼壽氏が、学院の第八代総長に就任されるや、新たに東亜政経科を創設し、学問研究の領域を拡大するとともに、大陸に活躍する人材の育成に努められた結果、卒業生は相ついで満蒙、中国、東南アジア各地に進出し、時勢の要望に応えたのであります。昭和一六年二月、学生の急増にともない、校舎を豊島区池袋に移転しましたが、このころは政界、財界、学界の諸名士がこぞつて教育および運営に参加され、「大東文化」の名の下に全国的教化運動を展開されました。

当時の役員としては、藤山雷太、清浦奎吾、古島一雄、牧野伸顕、犬養毅、徳川圀順、細川護立、前田米蔵、川村竹治、竹越與三郎、山本悌二郎、小川平吉、郷誠之助、徳富猪一郎、水野錬太郎、安達謙蔵、山崎達之輔、平沼騏一郎、伊澤多喜男、三土忠造、若槻禮次郎、松本烝治、近衛文麿、山岡萬之助、市來乙彦、岡田忠彦、倉富勇三郎、宮澤裕、濱田國松、馬場鍈一、江木衷、金杉英五郎、阪谷芳郎、堀田正恒、牧野良三、鵜澤總明、鳩山一郎等で、これらの人びとは、道義日本の建設、アジア民族の復興、ひいては世界平和の確立を目途とし、これを達成するためには、名節道義に徹した人材の育成こそ、刻下の急務であるとして、本大学園の発展に力をいたされたのであります。

昭和二〇年四月、今次大戦の戦禍は遂にこの大学園に

もおよび、校舎、施設はもちろん、貴重な数万巻の古典籍は烏有に帰し、加うるに占領政策によつて政府の補助を断たれ、ために経営は深刻なる打撃をうけました。しかしながら、三千の卒業生、在校生父兄および一般有志はこれが復興に一丸となつて尽力し、遂に昭和二四年五月、新校舎を建設し、もつて今日に至つております。省みるに戦後の日本は、思想は混乱し、道徳は頽廃し、就中、国家の将来をになう青年学徒は、そのさなかにあつて徒に過激化せんとしており、このまま放置すればまことに国家の重大事となるやもはかり難い状況にあります。

このときにあたり、本学園はいよいよその建学の精神を発揮し、人材育成に専念するとともに現規模を、拡張してなおいつそうの発展を期するためここに「振興建設計画」を設立した次第であります。

振興建設計画の方針

一、本学園は大学の現教育ならび研究内容を充実かつ伸張するため、二学部四学科とし、一般教養課程は全寮教育を実施する（なお、将来三学部、六学科および大学院を設置する予定）。

二、本学園は建学の根幹たる人材教育を徹底するため、大学附属高等学校を設置する。

三、本学園はアジア諸地域との産業、ならび文化の提携を促進するため、語学および簡易なる技術を修得する技術専門学校を設置する。技術部門は差し当たり医学技術と自動車整備技術とする。

振興建設の大要

大学の部

文学部（日本文学科・中国文学科）三二〇名

経済学部（経済学科・経営学科）八〇〇名

収容定員一一二〇名（昭和三六年度）

高等学校の部

大東文化大学附属第一高等学校（全日制・普通科）

入学定員一〇〇名（昭和三六年度）

大東文化大学附属第二高等学校（全日制・普通科）

入学定員一〇〇名（昭和三七年度）

医学技術専門学校の部

柔道整復科（二年制）入学定員三〇名（昭和三五年度）

衛生検査科（二年制）入学定員一二〇名（昭和三六年度）

自動車整備専門学校の部

整備科（第一部一年制）入学定員一〇〇名（昭和三六年

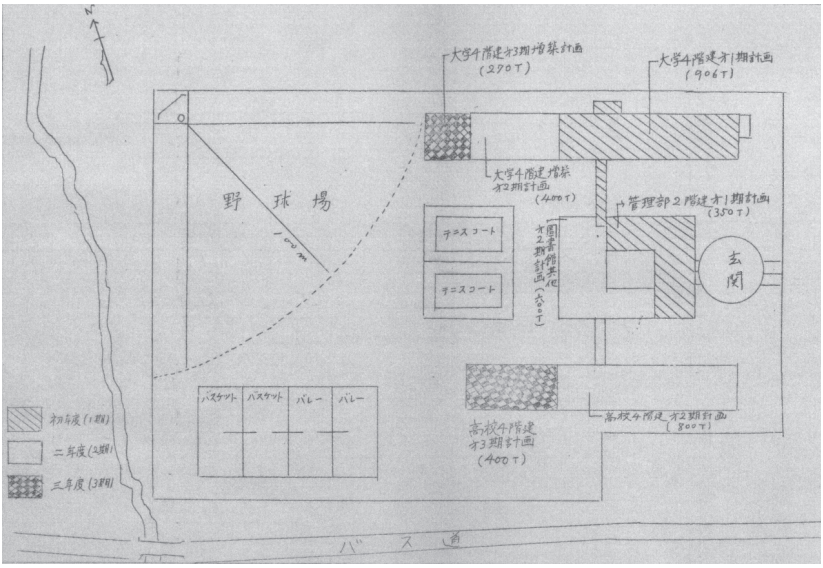


度）

整備科（第二部三年制）入学定員一〇〇名（昭和三六年度）

（昭和三五年九月二日　大東文化学園理事会承認）

## 4　昭和三五年八月一日　学校法人大東文化学園建設実行計画書

昭和三五年八月一日　学校法人大東文化学園建設実行計画書

学校法人　大東文化学園

一、大学の部

第一年度（昭和三五年度）文政学部日本文学科・中国文学科・政治経済学科　収容定員四八〇名　校地一万坪　校舎一千二百坪　機械・器具・標本・校具等二千五百点　図書一万五千三百冊　学術雑誌八〇種類

第二年度（昭和三六年度）文学部日本文学科・中国文学科　経済学部経済学科　収容定員九二〇名　校地完了　校舎一千坪　機械・器具・標本・模型等二千五百点　図書一万冊　学術雑誌完了

第三年度（昭和三七年度）学部・学科前年度に同じ　校地・校舎完了　設備完了

二、高等学校の部
　第一年度（昭和三五年度）昭和三六年度から開校　校地大学用地に同じ　校舎大学校舎一部共用　機械・器具・標本・校具等一千点　図書一千冊
　第二年度（昭和三六年度）普通科　通常課程（全日制）一学年一二〇名　校地大学用地と同じ　校舎八百坪　機械・器具・標本・校具等一千点　図書一千冊
　第三年度（昭和三七年度）普通科　通常課程（全日制）二学年二四〇名　校地大学用地に同じ　校舎四百坪　機械・器具・標本・校具等一千点　図書一千冊
三、医学技術専門学校の部
　第一年度（昭和三五年度）柔道整復科一学年一学内三〇名・二学年一学内三〇名、衛生検査科　昭和三六年度開設準備　校地大学用地と同じ　校舎大学校舎一部共用　機械・器具・標本・模型五五〇点　図書五百冊
　第二年度（昭和三六年度）柔道整復科一年一学内三〇名・二年一学内三〇名、衛生検査科一年三学内一二〇名　校地・校舎大学用施設一部共用　機械・器具・標本・模型三百点　図書完了（年度予算内において充実）
（昭和三五年九月二日　大東文化学園理事会承認）

## 5　昭和三六年三月八日　昭和三六年度運営方針ならび処理要領

昭和三六年三月八日　昭和三六年度運営方針ならび処理要領
学校法人　大東文化学園

基本方針
一、本学園は昭和三七年度における「大学学部増設」、「医学技術専門学校の開校にともなう初年度の整備」、「高等学校開設にともなう準備」に重点を指向し、諸般の態勢を確立する。このため、現機構を統合整備し、新校舎の建設および施設設備を急ぐとともに教学および研究部門の内容を充実し、かつ学生生活の補導を強化する。
二、本学園は、「振興建設計画」に基づき、極力財政の調整をはかり諸事業の運営に支障なきよう留意す。それがため、在校生、父兄、卒業生に強力な支援をもとむると同時に一般に対しては「後援会」を結成し、有志の協力を依頼する。
三、本学園は大学、医学技術専門学校および研究機関の対外広報活動を盛んにし、その成果を世に問わんとす。そのため、まず同窓会の地方支部を強化し活動の基盤

をつくり、逐次全国的な下部組織を構成するとともに出版、講演会、研究会、展覧会、競技会等を随時開催する。

処理要領

一、板橋地区における校地、校舎および諸施設、設備を完了する

一　校地の獲得……七二〇〇坪

二　校舎、施設の建築

イ　第一期：高等学校鉄筋四階、管理室鉄筋二階、一三五〇坪（七月完成）

ロ　第二期：大学・医専・東洋研究所・書道研修所鉄筋四階、図書館・学生寮鉄筋二階、二〇〇〇坪（一二月完成）

ハ　第三期：講堂・体育館鉄筋二階、八六〇坪

三　諸設備

イ　運動場（各運動部門）

ロ　大学、医専用器械・器具、図書、雑誌、教具・校具を整備す

備考：建築物の使用については、情況により変更することあり

二、大学二学部増設（文学部、経済学部）を前提とした学科目の編成および教授陣の拡充強化

三、総合一貫教育のため高等学校を附設する

一　昭和三六年度内に申請、許可取得の見込み

二　昭和三七年度四月開校の予定

四、東洋の医学技術を復興し、国内およびアジア諸国にこれを普及、発展せしむるを目的とし、現在の整復専門学校に衛生検査科を加え大東医学技術専門学校を設置する

一　衛生検査科は近く認可の見込み

二　機構人事

五、学会（日本文学会、漢文学会、政経学会）の組織、内容を検討し、学会活動を盛んならしむるごとく斡旋、助成する

六、二学部設置を目標とし、各部科に適応せる図書を購入整備するため、図書係を増員し、学習・研究に便ならしむ

七、東洋の文化、政治経済の総合研究調査をおこなうため、東洋研究所を設立する

一　規程　別冊［略］のごとし

八、東洋の伝統的芸術である書道を振興し、民族精神を

高揚すると同時に青年の人間形成、人格の完成をはかるため書道研修所を整備する
一　本所は現在設置しあるも実動しあらず
九、学生生活補導を積極化し、堅実なる学風をつくる
一　学生補導委員会（または補導部）の確立
二　学生寮を中心とする指導
三　学生自治活動の指導（とくにスポーツの奨励）
一〇、振興計画遂行にあたり統一ある業務を推進するため、法人および大学の事務組織を刷新補強する
一一、財政はあくまで健全かつ合理的に処理するを本則とするも、現在の振興計画遂行の立場においてはもつぱら外資導入重点をおき、建設事業を円滑かつ迅速に進めるよう努力す／したがつて一般会計と建設特別会計を設けることとし、特別会計は主として建設資金の調達、借入金の処理にあたる／資金調達については、「大東文化大学創立四〇周年記念事業委員会」を設置し、つぎのごとく処理する
一　大東文化大学父兄会（振興会改め）
イ　目標額　一千万円なり
ロ　学債　一口一万円なり（なるべく二口以上、三年据え置き）
ハ　人員　五〇〇名
ニ　期間　各学年による
ホ　時期　四月中旬
二　大東文化大学同窓会
イ　目標額　二千五百万円なり
ロ　学債　一口一万円なり
ハ　人員　二五〇〇名
ニ　期間　五ヵ年
ホ　時期　四月上旬
三　後援会
イ　目標額　三億円なり
ロ　寄附金　普通寄附金　一口五万円（二口以上、分割払いも可）　特別寄附金　口数によらない寄附金
ハ　時期　四月上旬
四　払込方法
イ　銀行振込　左記銀行（全国本支店）の大東文化大学創立四〇周年記念事業募金口座に振込　募金取扱銀行（富士、住友、三井、第一信託）
ロ　郵便振替貯金　大東文化大学振替口座　東京八八七一二

ハ　大東文化大学創立四〇周年記念事業委員会事務局宛て／記念事業委員会委員長：平島敏夫（理事）／副委員長：尾張眞之介（理事）、堀田太郎（理事）／委員：村田克巳（評議員）、下島儀貞（評議員）、藤村通（評議員）、高田眞治（教授）、佐伯梅友（教授）、田中千代松（教授）、野尻哲二（参与）、和田正俊（参与）、金子昇（事務局）、野口正之（事務局）、大西経信（事務局）

一二、対外活動に関しては全機能を動員し、各組織の有機的連携をもつてその業務の達成をはかり、本学園をして名実ともに最高学府たらしむるごとく努める

一　顧問会、参与会

二　東洋研究所の指導援助

三　同窓会地方組織の強化援助

四　アジアおよび欧米各国の東洋研究機関との連絡提携

五　「大学新聞」、「医学技術」（新聞、雑誌）発行

六　沖縄出身学生クラブの設立

七　学術文化に関する研究会、講演会、展覧会、競技会（武道、ソロバン等）

（昭和三六年三月八日　大東文化学園理事会承認）

## 6　昭和三七年四月一日　昭和三七年度運営要綱ならび実施要領

昭和三七年四月一日　昭和三七年度運営要綱ならび実施要領

学校法人　大東文化学園

要　綱

第一条　本学園は大学、医専、高校それぞれの教育方針に基づき教学ならび研究の内容充実に重点をおくとともによく学生を補導して学力の向上と志気の練磨をはかりもつて人材教育の実を挙ぐるものとする。

第二条　本学園は伝統たる東洋の学問、思想の研究活動を盛んにするいつぽう、大学経済学部を中心としてアジアおよび国際政経の学問人事の交流をはかり広範なる対外広報活動を期す。

第三条　本学園は現下経営上非常事態たるに鑑み、内にありては極力財政の調整をなし他面外資導入のため後援団体および篤志家の強力なる支援、協力を期待す。

第四条　本学園は第二期工事としての校舎、図書館、学生寮および運動場の建設を完了する。なおなし得れば講堂、体育館（雨天体操場）も併せ計画するものとする。

第五条　本学園は前四条の事業を達成するため全機構を改組強化する。

実施要領

第一条

一　大学、医専、高校の学科目編成および教員組織においてはそれぞれの設置基準によるも情況に応じて取捨選択するものとし、もつぱら内容の充実に重点を指向して学力の増進をはかる。

二　学会および研究機関の人事機構を改新し、統一ある活動のもと、その成果を期す。

イ　学会（審議中）日本文学会　漢文学会　経済学会

ロ　研究室（研究中）日本文学科　中国文学科　経済学科

ハ　東洋研究所（審議中）所長　事務局長　補佐管理委員　主任研究員　事務職員

三　図書館の建築ならび設備を成就し、適正なる図書ならび資料を整備して学習に便ならしむ。なお外部からの委託図書ある場合はこれを受理し、保管するものとす。

館長　平島敏夫　次長　司書　事務員

四　学生の厚生補導組織を整備し堅実なる学風を確立する。

イ　学生補導委員会の設置ならび強化

ロ　道徳講座の増設

ハ　研究室に常任指導教員をおき講座外の指導

ニ　体育科を強化し運動を通して志気を養成する

ホ　学生自治会の指導援助

ヘ　父兄会・同窓会の連絡、強化

第二条

一　対外的な啓蒙、広報活動については本学園各機関を統合し、有機的連携をもつてこれをおこなう。

イ　広報活動委員会の設置

ロ　アジアおよび国際関係諸団体との連絡提携

ハ　講師留学生の交換

ニ　研究、調査団の派遣

ホ　出版活動（新聞、雑誌、パンフレット）

ヘ　講演会、研究会、展示会、競技会の随時開催

第三条

一　本年度における財政処理は第二次建設計画を中心として推進するため、昨年に引き続き経常部（一般

会計）と臨時部（特別会計）に分かつ。

二　経常部においては極力大学、医専、高校の学生を多数募集して収入の増大を期し、諸支出を節して適正かつ有効的に処置する。臨時部においてはもつぱら外資導入をはかり、現在までの借入資金を調整しつつ後援資金により逐次返済するものとする。したがつて大東文化大学四〇周年記念事業委員会はそのまま存続し募金活動をおこなう。

イ　昭和三七年度収支予算（別紙）［略］

ロ　記念事業委員会構成　委員長　南條徳男（理事長）　副委員長　平島敏夫（学長）、金子昇（法人事務局長）、委員　村田克巳（後援会事務局長）、藤野岩友（同窓会会長）、坂本通（同窓会副会長）、下島儀貞（父兄会会長）、高田眞治（教授）、中村佐一（教授）

第四条

一　第二期工事として本年度中左記のものを完了する。

イ　大学、医専の校舎および施設設備（一六四〇坪）

ロ　図書館の建物および設備（一八〇坪）

ハ　学生寮　徳丸寮（東武練馬駅前）寮監　大西経信　男子五〇名収容　下赤塚寮（下赤塚駅附近）寮監　大西経信　女子一一名収容　たちばな寮（大宮市寿能町一の四〇）寮監　有山宗六　女子四〇名収容　梧桐寮（板橋区志村西台　大学前）寮監　大西経信　男子六四名収容　なお川越市藤間に計画中の学生寮は別途に考慮する。

ニ　運動場　中央部面を大学、医専用とし、正面を高校用とするも運動の種類によりては共用することもあり。設備は主として陸上競技、球技用とする。

二　学生用食堂、ホール、売店等は現在改装中の旧本部建物とし、内部の施設、設備については適当なる業者と協議のうえ決定する。

三　体育館は現在旧講堂を使用中であるが、剣道、柔道、空手道三科の学生のみにても狭隘であり、女子学生用としての室内競技場もなきため、講堂と併用して別に建設する。

第五条

一　本学園運営機構の改正は第二次建設計画遂行を基調とし各機関の合理化、有機化とともに責任制と権限の確立をなす。

（昭和三七年五月一四日　大東文化学園理事会承認）

## 7　昭和三八年四月一日　昭和三八年度運営方針ならび実施要領

昭和三八年四月一日より施行　昭和三八年度運営方針ならび実施要領

学校法人　大東文化学園

第一条　本学園は建学の精神を基調として、大東文化大学、大東医学技術整復専門学校、第一高等学校それぞれの立場において独自の学風を構成しつつ総合一貫教育の実績を挙ぐるものとす。これがため、適正なる教職員の配置、教学の内容充実、および学生の補導に重点をおく。

一　三校の有機的連携をはかり、業務の円滑を期するため、努めて人事の交流をなし、業務の内容によりては兼任を考慮す。

二　部科別、学科目、教職員の配置等はそれぞれの設置基準によるも学内の情勢に応じ適切なる処置をとるものとす。

三　講座の配当についてはなるべく専任教員のもち時間を多くし、学生との接触を密にする。

四　適正なる図書ならび資料を整備し、学習を促進する。

五　学生の補導に関しては補導組織を確立強化するいつぽう、研究室に常任指導員をおき学生の相談に応ずる。

六　道徳に関する講座、講演会、研究会を開催する。

七　学生自治会活動を指導援助し、自主独立の精神を育成するとともに将来社会人としての深い教養を積ましむ。

八　家庭との連絡を密接にし、学生生活を指導す。そのため父兄会およびＰＴＡに協力する。

九　体育を振興して心身の練磨をはかり、大いに志気を鼓舞する。

第二条　本学園は東洋の学問、思想、技術の普及振興をはかるいつぽう、アジアおよび国際政経の学問人事の交流を盛んにするため、活発なる対外活動をおこなう。

一　学界および東洋研究所の人事機構を改組し統一ある活動を実施する。（大学）

二　アジアおよび国際関係文化団体との連絡提携（大学、医専）

三　講師、留学生の交換（大学、医専）

四　研究、調査団の派遣（大学、医専）

五　出版活動（新聞、雑誌、パンフレットの発行）

六　講演会、研究会、展示会、各種競技会の随時開催

第三条　本学園は本年度より財政五ヵ年計画を採用し経常部面の安定を期するとともに建設資金導入のため後援団体および篤志家の協力をもとめる。

一　経常部（一般会計）確立のためには極力学生の大量募集をおこない、収入の増大をはかるを旨とし、必要以外の支出を制して財政の健全化をはかる。

二　臨時部（特別会計）においては寄附金、学債の消化に重点をおき、金融機関との折衝を持続しつつ借入金の調整をなす。これがため、同窓会協力委員会、後援会、父兄会、ＰＴＡ等の積極的協力を期待する。

第四条　本学園は本年度内に第二期工事としての建物および施設、設備を完了するよう努力する。

一　大学校舎……四月上旬まで

二　道場、食堂……四月上旬まで

三　運動場……四月上旬まで

四　医専校舎……八月末まで

五　図書館……八月末まで

六　校地周辺植林……八月末まで

七　学内道路……八月末まで

八　学生寮：：

イ　西台寮（委託）……四月上旬まで

ロ　富士見ヶ丘寮（委託）……四月上旬まで

ハ　川越寮（研究中）

九　一般体育施設（逐次整備）

第五条　本学園は前四条の事業を推進するため諸規定の改廃をおこない遵法、責任、権限の確立を期す。

一　諸規程は現在の組織機構を基準として暫定的に定める。

二　業務の能率、成果を挙ぐるためには、つねに遵法精神を堅持し法規に熟達し、脈絡一貫、支障なきよう努むるとともに各々の立場において責任をとること。

（昭和三八年三月一九日　大東文化学園理事会承認）

## 8　昭和三八年度における反省と三九年度運営の基礎要件

昭和三八年度における反省と三九年度運営の基礎要件

一、昭和三八年度における運営上の眼目としては、

一　教育部面の機構整備と内容の充実

二　アジアおよび国際政経の学問、人事の交流と対外活動

三　第二期工事の完成

四　財政五ヵ年計画中

初年度の達成を掲げ、鋭意努めた結果、第二項においてやや不十分の点があったが、全般としてはほぼその目的を達成し得た。すなわち第一項においては、大学、高校、医専および附属機関等の機構を改組し、各機関の業務を法文化し、有機的連携のもと、適切なる処置がとられた。とくに学生の学習ならび補導については、専任教授のもち時間を多くして学生との接触に努めかつ、父兄会、ＰＴＡとの連携、学生自治活動の指導等によって不祥事件もなく、学生の気風大いに見るべきものがあった。

第二項においては、学界および東洋研究所を通じアジアおよび国際関係文化団体との関係において講師、学生の交換を企図したが、ようやく中近東一名を派遣するに留まった。また出版活動や各種催し物も予算に制約され不調におわったことは、まことに遺憾であった。

第三項の第二期工事については、Ａ棟（大学）、Ｂ棟（医専、大学院、研究室）、図書館、道場、食堂等が予定通り完成し、また運動場ならびに校地周辺の植林造成工事も整備され、去る一〇月三〇日創立四〇周年記念式典ならびに落成式をめでたく終了し得た。これらは学園創立以来の盛事であって、関係官庁、政財界はもちろん対外的に非常な信用と期待をもたれてきた。また多年の懸案であった「川越寮」は鉄筋三階建、六百坪、工費約一億の建物で、学生二百名を収容し得る。大学の学生対策上有力なる施設となった。

第四項、財政部面は三八年四月、経常費において一応収支相償うごとく計画されたが、臨時費においては建物、施設、設備資金の未払い、および金融機関その他からの借入金合計六億二五二二万五千円を残した。

このうち、建物費未払い分は、飛鳥土木建設（株）二億五九一七万円なり（ただし五ヵ年間払い、含利息）、田久建設（株）六五八九万円なり（三九年四月三〇日払い）、その他改装費二〇〇万円なり。借入金：朝日銀行ほか二億八九九九万二千円なり（ただし年払い計画）。その他図書館ほか八一七万三千円なり。以上のごとき状況であって、五ヵ年計画としてはつぎのごとくなる。昭和三九年度（学生総数二七一〇名）一億四七〇〇万円（赤）、昭和四〇年度（学生総数三六五〇名）六七〇〇万円（赤）、昭和四一年度（学生総数四二〇〇名）一三〇〇万円（黒）、昭和四二年度（学生総数四五〇〇名）八〇〇〇万円（黒）。これによって判断するに、昭和三九

年度ならび四〇年度の二ヵ年を突破し得れば、本学園の財政は一応安定し得るものと思われる。

二、そこで昭和三九年度の運営方針としては、前年度の成果より判断し左記のごとく提案したい。

一　大学、高校、医専および附属機関については、従来の組織、人事を基礎として、これを強化する。

二　対外活動部門において他の機関の協力も得、これを推進する。

三　工事関係としては、四〇年度学生の増大を考慮し、左の工事を完遂する。

イ　講堂（体育館）の建設

ロ　教室の増設（講堂に附設するか、四階上に増設か）

ハ　運動場の整備（買収または借用）

ニ　学生寮（委託、現在三ヵ所を予定）

ホ　大学院の開設（申請中）

四　財政については五ヵ年計画第二年度として、内にありては緊縮政策を断行するとともに一億五千万円なりの外資導入を実施する。

（昭和三九年一月一八日　大東文化学園理事会承認）

## 2　大東文化大学学部増設（文学部・経済学部）認可申請の件（大東文化学園・文部省）

### 1　昭和三六年一月二〇日　大東文化学園理事会決議録

（場所：大東文化大学会議室）

昭和三六年一月二〇日　大東文化学園理事会決議録

出席理事：尾張理事長、平島学長、堀田太郎、坂本通、小林元　㊞

議　案：

一、学部増設認可申請に関する経過報告（堀田太郎）

二、後援会について

三、大東文化研究所について

議　事：

午後四時、尾張眞之介氏議長となり、開会を宣して議案の審議に入つた。まず堀田太郎常任理事から、議案について詳細な説明がなされ、ついで協議を重ねた結果、全員異議なくつぎの通り可決した。

一、学部増設認可申請に関する事後処置について

このことについて、堀田常任理事から私立大学審議会ならびに大学設置審議会の審査経過の報告と経済学部設

置認可の至難であることの説明がなされたのち、今後の処置について協議された結果、申請書類は取り下げるも、一応一月二五日の実地視察については延期願を提出し（申請中）のまま募集活動を続けるという結論になつた。なお取り下げの時期は、各審議会の合否決定前の適当な時期とする。

学部増設認可申請に関する経過報告（堀田太郎）

昭和三五年九月三〇日文部大臣へ設置認可申請書を提出し、大学設置審議会ならびに私立大学審議会の審査をうけてまいりました。大学学部増設（文学部・経済学部）の件につきましては、一二月中に一応の書類審査がおわりました。その結果、私立大学審議会にあっては、とくに問題とされるところなく、引き続いて実地視察をきたる一月二五日午前九時三〇分より、友岡、吉田、小野、中原の四委員および文部省係員来校のうえ、実施されるよう決定通知をうけております。また大学設置審議会においても、文学部の教員資格審査では全員合格判定というきわめてよい結果を見たのでありますが、経済学部においては専門分科会、合同分科会ともに、その資格審査がことのほか厳しく専任教員二二名（教授一〇名、助教授六名、講師六名）について書類審査をうけましたところ、最終的にわずか四名（教授二名、講師二名）のみ合格の判定をうけ、あとの一八名については業績不足等々の理由により不適格と判定されました。もちろん経済学部については当初から審査が厳しいという情報を得ておりましたので、そのつもりで人選を進めてまいったのでありますが、当然合格するであろうと考えられた既得権者についても資格取得後の業績等再審査され不適格と判定されたという異例の厳重さには、長年文部省当局においてこの事務に携わってきた係員においてすら〝驚いた〟といったような状態であります。なおこのほか大学設置審議会においては板橋校舎の建築工事の進行状況につき、竣工期日（書類上五月三〇日）の点で若干問題になったようであります（三月三一日竣工でなければならないということであります）が、その他図書、雑誌および機械器具等についてはなんら問題になるようなことはなかったということです。

以上が学部増設認可申請にかかる各審議会の審査経過でありますが、このままの状態で放置しておきますと当然最終結論として不認可ということになります。そこでこのことにつき、どのような対策を講ずればこれを認可なさしめることができるかということにつき、その後審

議会委員および文部省係員等と折衝し検討を重ねてまいりました結果、申請書類を取り下げ、さらに充実した態勢を整えて今年九月再申請することがもっとも望ましいという結論に到達しました。なおこの間において文学部のみ認可をうけ、現文政学部のうち、日本文学、中国文学を廃して政治経済学専攻のみを残し、文政学部政治経済学専攻とできないだろうかと考え、文部省係員と種々検討いたしたのでありますが、このことについても文政学部政経学専攻そのもの自体絶対的基準に達しないということで、到底不可能であろうという結論になりました。なお申請書を取り下げ再申請した方がよいということについて、別紙のような意見がありましたので報告いたしておきます。

別紙　文部省係員等の意見

学部増設認可申請については、書類審査の結果、校舎の建築状況等を除き、一応文学部は難点がないと思われるが、経済学部にあっては教員組織のうえで相当困難な状況にあるように思われる。なぜならば、専任教員最低基準一四名（教授七名、助教授講師七名）が必要なところ、審査の結果合格と判定されたもの、教授において二名、講師において二名、計四名という非常に少なく微弱な結果になっている。したがって、これを充実させるべくさらに教員を補充するということは、とくに経済学関係の教員が不足している。折から短期間において困難なことであろうと考えられる。またこの困難を克服して、教員が組織充実できたと仮定しても、果たして板橋校舎の現在の建築進行状況を見ていて難なく認可になるとは思われない。そこでむしろこれから併せて十分検討充実させ、きたるべき今年九月の申請に万全を期されることがもっとも賢明な方法であろうと考えられる。さらに大東文化大学の現状からして文学部のみを独立させ、文政学部に政経学専攻課程を残し、文政学部政経学専攻とするには、全体の規模があまりにも絶対的基準から見て不足しているといわざるを得ない。あくまで文政学部は、三専攻課程が互いにささえあって成立しているものであると見るべきであろう。

二、後援会について

学校法人大東文化学園の外郭として後援会を結成し、建設資金の寄附募金にあたる。後援会に事務局を設け村田克巳氏を事務局長とし、経理担当に笹井達一郎氏を採用する。なお笹井達一郎氏は法人事務職員（会計担当）として採用、正式取扱は四月一日付とする。

三、研究所について
大東文化大学に、左記のごとく研究所を設置する。
一　名　称：大東文化研究所（仮称）
二　開設年月日：昭和三六年四月一日
（昭和三六年一月二〇日　大東文化学園理事会決議）

**2　昭和三六年九月三〇日　大東文化大学学部増設認可申請書**

大東文化法総務発第四一号　昭和三六年九月三〇日
学校法人大東文化学園
理事長　南條　徳男　㊞
文部大臣　荒木　萬壽夫　殿

大東文化大学学部増設認可申請書
このたび大東文化大学学部を増設したいと思いますから、学校教育法第四条の規定によつてご認可くださるよう、別紙書類を添えて申請いたします。
第一　大東文化大学学部増設要項
一、名称　大東文化大学
二、位置　東京都板橋区志村西台町一九〇二番地
三、目的および使命
本大学は建学の精神に基づき、東方文化を根幹として、文・経諸学の理論応用を研究し、その蘊奥を究め真髄を明らかにし、もつて人格の陶冶と知識の涵養に努め、真理と正義を愛する自主的精神に充ちた穏健中正なる国民を育成し、国家および社会文化の進展に寄与するとともに、人類の福祉と世界の平和に貢献し得る人材を養成することを目的とする。
四、校地
総坪数　一五七二八坪／専用　九一四〇坪／共用　六五八八坪
内訳　板橋校地　七六二八坪／徳丸運動場　八一〇〇坪
五、校舎等建物
総坪数　二九六七坪八勺／専用　二七四一坪八勺／共用　二二六坪
内訳　本館　二六九坪七合八勺／校舎　一六四〇坪／図書館　一七九坪七合／寄宿舎　六五一坪六合／講堂兼体育館　二二六坪
六、図書、標本、機械、器具等設備概数
一　図書　総数　三五二三四冊／一般教育科目　三三九三冊／外国語科目　三七八七冊／保健体育科目　三〇一冊／専門教育科目　文学部　一七二七八冊、経済

学部　一〇四七五冊
二　学術雑誌　文学部一八六種、経済学部一〇九種
三　標本　一八四点
四　機械器具　二六二一点

七、学部および学科の組織並びに附属施設
一　文学部　日本文学科・中国文学科
二　経済学部　経済学科
附属施設　運動場、図書館、東洋研究所、講堂、体育館、寄宿舎

八、学部および学科別学科目または講座概要ならびに教職課程
一　一般教育科目　イ．人文科学系列　哲学、倫理学、歴史、文学、地理学　ロ．社会科学系列　法学、社会学、政治学、経済学　ハ．自然科学系列　数学、物理学（含実験）、化学（含実験）、生物学（含実験）、地学、統計学
二　外国語科目　英語、中国語、独乙語
三　保健体育科目　講義、実技
四　専門教育科目
一　文学部
イ　日本文学科　国語学概論、国語学史概論、国語学特殊講義、言語学（含音声学）、日本文学概論、日本文法論、日本文学特殊講義、国文学史概説、日本文学史特殊講義、欧米文学概論、中国文学概論、中国文学講読、日本漢文学史、国語学演習、日本文学演習、作家作品研究、書道、卒業論文
ロ　中国文学科　中国文学概説、中国文学史概説、中国韻文通論、中国現代文学、中国文学特殊講義、漢籍解題、日本漢文学史、漢文法、中国哲学概論、中国哲学史概説、中国哲学特殊講義、日本文学概論、国語学概論、言語学（含音声学）、国文学史概説、中国哲・文学演習、日本文学講読、書道、卒業論文
二　経済学部
イ　経済学科　経済地理、国際経済論、近代経済学、工業立地論、経済統計、交通論、商学総論、証券市場論、経営経済学、会計学、原価計算論、簿記学、商品学、民法、商法、工業所有権法、労働法、東南アジア経済事情、中国経済論、中近東事情、アジア経済比較論、低開発地開発理論、外国書講読、経済学演習
五　教科に関する専門科目　哲学、日本史、外国史、地理学（含地誌）、職業指導、産業概説、工業概説、

書道史、美術史

六　教職に関する専門科目　教育原理、教育心理、青年心理、教育史、教育行政、国語科教育法、書道科教育法、社会科教育法、商業科教育法、職業科教育法、道徳教育の研究、図書館学、教育実習

九、修業年限、履修方法および学士号

一　修業年限　四年

二　履修方法　授業科目は四年間に配分して授け、第一、第二年次は主として一般教育科目、外国語科目および保健体育科目を履修させ、第三、第四年次に主として専門教育科目を履修させる。

三　学士号　四年以上在学し所定の試験および審査に合格し、所定の単位を修得したものは卒業とし、卒業証書を授与する。卒業したものはその専攻した学部の課程にしたがいつぎのように学士と称することができる。

文学部　文学士、経済学部　経済学士

一〇、職員組織概要

学長　一名／教授　三五名／助教授　九名／講師　三九名／助手　五名／図書館長　一名／司書　二名／事務局長　一名／事務局次長　一名／課長　三名／課長補佐　一名／事務職員　一〇名／技術員　一名／雇用員三名／校医　一名

一一、学部および学科別学生入学定員、総定員

文学部：日本文学科　入学定員四〇名　収容定員一六〇名／中国文学科　入学定員四〇名　収容定員一六〇名　計　入学定員八〇名　収容定員三二〇名

経済学部：経済学科　入学定員一五〇名　収容定員六〇〇名

総定員　入学定員二三〇名　収容定員九二〇名

一二、設置者

東京都板橋区志村西台町一九〇二番地　学校法人大東文化学園　理事長南條徳男

一三、維持経営の方法概要

大学の経費は入学金一万五千円、授業料三万円、入学検定料三千円等をもつて支弁すると同時に施設費二万円を学生から徴収、併せて理事長、理事、法人の特別縁故者ならびに大学後援会組織を通じて一般篤志家、有志者、法人後援者より相当の寄附金をあおぐとともに三千五百名からなる同窓会会員より一口一万円の寄附金を募集（このことについては九月一七日におこなわれた同窓会総会において決議された）。むこう三年間にわたつて

巨額の建設資金が調達できる見込みである。またこのほかに在学生父兄、卒業生、一般有志に対し学校債を発行し、本学発展のため強く協力をもとめると同時に、昭和三六年度より私立学校振興会から施設費ならびに経営費等を借入建築資金等の一助とする計画である。なおこのほか東洋研究所において学術的な研究論文等や定期刊行物の発行ならびに教科書用図書をも発行して収益をあげ設備費等にこれをあてる計画である。

一四、大学学部開設の時期

昭和三七年四月一日（予定）

一五、開設年次

一、二、三、年次

一六、併設学校、附置研究所等の概要

一　大東文化大学第一高等学校　昭和三七年度四月一日開校予定、定員九〇名

二　附属文政幼稚園　昭和三一年一〇月附近の人びとの要望により東京都の認可を得て設置されたが、昭和三六年四月大学移転にともない休園中である。

三　大東柔道整復専門学校　定員三〇名（夜間開講）

四　東洋研究所　所長、管理委員、顧問、研究局第一部、研究局第二部

一七、学部増設の理由

本大学は現在文政学部をもち、その内容は日本文学、中国文学、政治経済学等各専攻で、昭和二四年四月大学設置認可の際、文学関係においては日本文学、中国文学ともそれぞれの特色をもつておつたことはいうまでもないが、政治経済学においてはとくに経済学に重点をおき学生の卒業時における学士の称号は経済学のみその許可を得るに至つたのである。しかし元来系統の異なつた分野の学問が同じ学部のなかにおいて授業するということはまつたく非合理的なことであり、これを分離することによつてそれぞれの学問体系を整えその特色が十分発揮でき大いに社会のため貢献し得る優秀な学生を養成することができる。したがつて本学においては必要な施設、設備をさらに拡張充実して現在の文政学部を分離し、文学部と経済学部を設置したい。

［第二～第一一　略］

第一二　維持経営の方法

一、学部増設にともなう計画大要

一　昭和三五年度学部を増設いたすべく校地の買収拡張、校舎の新増築ならびに図書、雑誌、機械器具等の充実をはかり、学部増設認可申請をいたしました

ところ諸般の事情により昨年度は途中にあつてはすでに八千九〇坪所有いたしておりますが、さらに今年度中に隣接地を買収し、これを拡張すべく地主と交渉を続けております。また、きわめて大学に近い場所（徳丸町）に呉場氏という篤志家が所有する土地八千一〇〇坪を本学の運動場として無償で貸与したいとの申し出がありさつそく使用させていただくべく貸借契約を締結いたしました。

二　大学用校舎として昨年建築着工し、このたび竣工いたしました一〇七七坪の建物（現在文政学部で使用中）は当初の予定を変更して高等学校（本年八月二五日設置認可）で使用いたすことになりましたが、さる六月これに代わり大学用校舎としての建物一六四〇坪の建築に着工いたしました。なお併せて図書館一〇七九坪七合、講堂体育館二二六坪の工事にも着工、これらすべてが来年二月末日までには完全に竣工することになつております。

三　図書は従来すでに相当巻数整備されておりましたが、さらに昨年度学部増設を計画いたしましてより逐次購入し、いつそう充実してまいりました。機械器具等にあつても新たに相当数購入し、自然科学の諸実験等に支障のないよう整備されております。

二、大学維持経費の方法

大学の経費は入学金一万五千円、授業料三万円、入学検定料三千円等をもつて支弁すると同時に拡充費二万円を学生から徴収、併せて理事長、理事、法人の特別縁故者ならびに大学後援会組織を通じて一般篤志家、有志者、法人後援者等より相当の寄附金をあおぐとともに三千五百名からなる同窓会会員より一口一万円の寄附金を募集（このことについては九月一七日におこなわれた同窓会総会において決議された）むこう三年間にわたつて巨額の建設資金が調達できる見込みである。またこのほかに学生父兄、卒業生、一般有志に対し学校債を発行し本学発展のため強く協力をもとめると同時に昭和三六年度より私立学校振興会から施設費ならびに経営費等を借入建築資金等の一助とする計画である。

（国立公文書館：大東文化大学・東京　第五四の二冊
昭和三七年）

**3　昭和三六年一一月二八日　大東文化大学学部増設認可申請書　一部訂正届**

昭和三六年一一月二八日

学校法人大東文化学園
理事長　南條　徳男　㊞

大学設置審議会会長　殿

校地使用計画（第三）訂正届

昭和三六年九月三〇日学部増設認可申請書を提出しておりますが、そのうち第三（校地）について、一部下記の通り訂正いたします。

大学校舎敷地　七二〇坪（専用）板橋区志村西台町一九〇二
本館敷地　二〇〇坪（専用）板橋区志村西台町一九〇二
図書館敷地　一二〇坪（専用）板橋区志村西台町一九〇二
講堂体育館敷地　一二〇坪（専用）板橋区志村西台町一九〇二
西台運動場　四二八六坪（専用）・一二五九坪（共用）板橋区志村西台町一九〇二
徳丸運動場　五〇〇〇坪（専用）・三一〇〇坪（共用）板橋区徳丸町一四七
その他　九二三坪（共用）板橋区志村西台町一九〇二
合計　一〇四四六坪（専用）・五二八二坪（共用）、一五七二八坪（専用・共用）

（国立公文書館：大東文化大学・東京　第五四の二冊　昭和三七年）

## 4　昭和三七年度文学部・経済学部の専門科目

文学部・経済学部の専門科目学科目および単位数

㈠　一般教育科目

人文科学関係（つぎのうち、三科目必修）
哲学四、倫理学四、歴史四、文学四、地理学四
社会科学関係（つぎのうち、法学を含む三科目必修）
法学（日本国憲法二単位を含む）四、社会学四、政治学四、経済学四
自然科学関係（つぎのうち、三科目必修）
数学四、物理学（含実験）六、化学（含実験）六、生物学（含実験）六、地学四、統計学四
外国語科目（つぎのうち、二ヵ国語一六単位必修）
英語一〇、中国語一〇、独乙語六
保健体育科目
講義二、実技二

㈡　専門教育科目

文学部日本文学科

必修科目：国語学概論四、国語学史概論四、言語学（含音声学）四、日本文学史概論四、日本文法論四、国文学史概論八、中国文学概説四、中国文学講読四、日本漢文学史四、日本文学演習六、卒業論文六
選択科目：国語学特殊講義四、日本文学特殊講義八、日本文学史特殊講義四、欧米文学概論四、国語学演習二、作家作品研究一二、書道八
文学部中国文学科
必修科目：中国文学概説四、中国文学史概説八、中国現代文学四、漢文法四、中国哲学概論四、中国哲学史概説八、国語学概論四、言語学（含音声学）四、国文学史概説四、中国哲・文学演習六、日本文学講読四、卒業論文六
選択科目：中国韻文通論四、中国文学特殊講義八、漢籍解題四、日本漢文学史四、中国哲学特殊講義八、日本文学概論四、書道八
経済学部経済学科
必修科目：経済原論四、経済学史四、経済史概論四、日本経済史四、経済政策四、財政学四、金融論四、統計学総論四、社会政策四、経済地理四、外国書講読四、経済学演習六
選択科目：国際経済論四、商学総論四、経営経済学四、証券市場論四、経済統計四、工業立地論四、財政政策四、近代経済学四、交通論四、商品学四、会計学四、簿記学四、東洋経済史四、東南アジア経済事情二、中国経済論二、中近東事情二、アジア経済比較論四、低開発地開発理論四、民法四、商法八、労働法四、工業所有権法四

㈢　教科に関する専門科目
哲学四、日本史および外国史六、地理学（含地誌）六、職業指導四、産業概説四、工業概説四、書道史および美術史四

㈣　教職に関する専門科目
教育原理四、教育史・教育行政四、教育心理・青年心理四、教科教育法（国語）四、教科教育法（書道）四、教科教育法（社会）四、教科教育法（商業）四、教科教育法（職業）四、道徳教育の研究二、図書館学八、教育実習三

（国立公文書館：大東文化大学・東京　第五四の二冊
昭和三七年）

## 5　昭和三七年度担当科目の教員配置

一般教育科目人文科学関係

教授（専任）市野沢寅雄（東京帝国大学文学部卒、文学士）哲学／教授（専任）小林元（東京帝国大学文学部卒、文学士）歴史学／教授（兼担）高田眞治（東京帝国大学文科大学卒、文学博士）倫理学／教授（兼担）岩田九郎（東京帝国大学文学部卒、文学博士）文学／助教授（専任）奥田義雄（東北帝国大学理学部卒、理学士）地理学

一般教育科目社会科学関係

教授（専任）山岡通暲（明治大学法学部卒、法学士）法学／学長平島敏夫（東京帝国大学法科大学卒、法学士）憲法／教授（専任）山内一雄（東京商科大学本科卒、商学士）経済学／講師（専任）村田克巳（早稲田大学政治経済学部卒、政治学士）政治学／講師（兼任）井上博二（大東文化学院本科二三期、東京大学文学部卒、文学士）社会学

一般教育科目自然科学関係

教授（専任）向坂義太郎（東京帝国大学理科大学卒、理学博士）物理学（含実験）、数学／教授（専任）倉橋治助（東京帝国大学理学部卒、理学士）化学（含実験）／教授（兼担）友安亮一（東京帝国大学農学部卒、農学士）統計学／助教授（兼担）奥田義雄（東北帝国大学理学部卒、理学士）地学／講師（専任）和田優（東京教育大学大学院理学研究科修了、理学修士）生物学（含実験）

外国語科目

教授（専任）武井亮吉（東京高等師範学校本科卒）英語／教授（専任）吉村五郎（大東文化学院本科七期）中国語／教授（専任）野口正之（大東文化学院高等科八期）中国語／教授（兼任）宮島貞亮（慶應義塾大学文学部卒、文学士）中国語／教授（兼担）市野沢寅雄（東京帝国大学文学部卒、文学士）独乙語／助教授（専任）山本千之（東京教育大学大学院文学研究科修了、文学修士）英語／助教授（専任）王傑（京都大学法学部卒、法学士）中国語／助教授（専任）青木宰敏（上智大学大学院修了、文学修士）独乙語／講師（専任）中山常雄（東京高等師範学校文科卒）英語／講師（兼任）熊野正平（東亜同文書院商科卒）中国語

保健体育科目

教授（兼任）桐野一文（東京帝国大学医学部卒、医学博士）保健衛生／助教授（専任）内藤宏（大東文化学

院高等科二〇期）実技／助教授（専任）豊田直平（東京高等師範学校体育科卒）体育理論、実技／助教授（兼任）金子昇（大東文化学院本科一一期）体育理論、実技

文学部日本文学科

教授（専任）佐伯梅友（京都帝国大学文学部卒、文学博士）国語学概論、国語学史概説、国語学演習、日本文法論／教授（専任）岩田九郎（東京帝国大学文学部卒、文学博士）日本文学概論、作家作品研究、日本文学演習／教授（専任）松浦貞俊（東京帝国大学文学部卒、文学士）日本文学特殊講義、国文学史概説、作家作品研究／教授（兼任）藤森朋夫（東北帝国大学法文学部卒、文学士）日本文学特殊講義、作家作品研究、日本文学演習／教授（兼任）安田喜代門（国学院大学高等師範部国語漢文学科卒、文学博士）国語学特殊講義／教授（兼担）武井亮吉（東京高等師範学校本科卒）欧米文学概論／教授（兼任兼担）猪口篤志（大東文化学院高等科一三期）中国文学概説、日本漢文学史／助教授（兼担）小島政雄（東京文理科大学研究科修了）中国文学概説／講師（専任）丸山諒男（東北帝国大学法文学部卒、文学士）国文学史概説／講師（専任）須田哲夫（早稲田大学大学院、文学士）日本文学演習／講師（専任）武石彰夫（大東文化大学専攻科日本文学専攻四期、文学士）日本文学演習／講師（兼任）今井卓爾（早稲田大学文学部卒、文学博士）作家作品研究／講師（兼任）松尾靖秋（早稲田大学文学部卒、文学士）日本文学史特殊講義／講師（兼任）新井寛司（早稲田大学文学部卒、文学士）日本文学演習／講師（兼任）徳永康元（東京帝国大学文学部卒、文学士）言語学（含音声学）

文学部中国文学科

教授（専任）高田眞治（東京帝国大学文科大学卒、文学博士）中国哲学史概説、中国哲学演習、中国哲学概論／教授（専任）下斗米晟（大東文化学院高等科二期、文学博士）中国哲学史概説、中国哲学演習、漢籍解題／教授（専任）真田但馬（大東文化学院高等科一一期）中国文学演習／教授（専任）影山誠一（大東文化学院本科一期、文学博士）中国哲学特殊講義、中国哲学演習、漢文法／教授（兼任）猪口篤志（大東文化学院高等科一三期）中国文学概説、日本漢文学史／教授（兼担）佐伯梅友（京都帝国大学文学部卒、文学博士）国語学概論／教授（兼担）岩田九郎（東京帝国大学文学

部卒、文学博士）日本文学概論／助教授（専任）小島政雄（東京文理科大学研究科修了）中国文学史概説、中国文学演習／講師（兼担）丸山諒男（東北帝国大学法文学部卒、文学士）国文学史概説／講師（兼担）須田哲夫（早稲田大学大学院、文学士）日本文学講読／講師（兼任）竹田復（東京帝国大学文科大学卒、文学博士）中国文学特殊講義／講師（兼任）中澤希男（京城帝国大学法文学部卒、文学士）中国文学史概説、中国韻文通論／講師（兼任）長瀬誠（大東文化学院本科一期）中国現代文学／講師（兼任）鈴木由次郎（大東文化学院高等科一期）中国哲学特殊講義／講師（兼任兼担）徳永康元（東京帝国大学文学部卒、文学士）言語学（含音声学）

経済学部経済学科

教授（専任）古屋美貞（コロンビア大学大学院博士課程修了、経済学博士）経済原論、経済学史／教授（専任）高橋梵仙（専修大学法学部卒、経済学博士）日本経済史、社会政策／教授（専任）井上貞蔵（東京帝国大学経済学部卒、商学博士）経済政策、財政政策／教授（専任）中村佐一（早稲田大学政治経済学部卒、経済学博士）金融論、経済原論／教授（専任）友安亮一（京都帝国大学農学部卒、農学士）統計学概論、経済統計／教授（専任）佐藤弘（東京帝国大学理学部卒、理学博士）経済地理、工業立地論／教授（専任）深見義一（東京商科大学本科卒、商学士）商学総論、証券市場論／教授（専任）須山卓（法政大学文学部卒、経済学博士）東洋経済史、東南アジア経済事情／教授（兼担）山内一雄（東京商科大学本科卒、商学士）国際経済論／教授（兼担）小林元（東京帝国大学文学部卒、文学士）中近東事情／教授（兼担）山岡通暲（明治大学法学部卒、法学士）民法／教授（兼任）國松久弥（東京帝国大学経済学部卒、経済学士）商品学／教授（兼任）石村暢五郎（神戸商科大学卒、商学士）財政学／助教授（専任）河野善隆（早稲田大学大学院経済学研究科修了、経済学博士）近代経済学演習／講師（専任）檜田信男（早稲田大学大学院商学研究科修了、商学修士）簿記学、外国書講読／講師（専任）桝田光（東京帝国大学法学部卒、法学士）商法一部、商法二部／講師（専任）中平栄一（中央大学大学院経済学研究科修士課程修了、商学修士）外国書講読／講師（専任）栗本弘（東京帝国大学法学部卒、法学士）アジア経済比較論、低開発地開発理論／講師（専任）土井章（大阪

外国語専門学校中国語部卒）中国経済論／講師（専任）古賀規矩之（早稲田大学法学部卒、法学士）商法、工業所有権法／講師（専任）永田元也（早稲田大学大学院経済学研究科修士課程修了、経済学修士）交通論／講師（兼任）藤村通（大東文化学院本科一五期、中央大学経済学部卒、経済学士）経済史概論／講師（兼任）都筑栄（東京帝国大学経済学部卒、経済学士）経営経済学／講師（兼任）稲垣正明（日本大学法学部卒、法学士）労働法／講師（兼任）芳野国雄（明治大学法科専門部卒）簿記学／講師（兼任）木村栄吉（明治大学大学院商学研究科修士課程修了、商学修士）会計学、原価計算論

教科に関する専門科目

教授（兼担）市野沢寅雄（東京帝国大学文学部卒、文学士）哲学／教授（兼担）小林元（東京帝国大学文学部卒、文学士）日本史／講師（兼任）桑田六郎（東京帝国大学文科大学卒、文学博士）外国史／助教授（兼担）奥田義雄（東北帝国大学理学部卒、理学士）地理学、地誌／講師（兼任）栩木功（東京帝国大学農学部農業教員養成所卒）職業指導／教授（兼任兼担）國松久弥（東京帝国大学経済学部卒、経済学士）産業概説／教授（兼担）井上貞蔵（東京帝国大学経済学部卒、商学博士）工業概論／講師（兼担）真田但馬（大東文化学院高等科一一期）書道史／講師（兼任）井上章（東京大学大学院人文科学研究科修了、文学修士）美術史／教授（専任）松井郁次郎（秋田県教員養成所卒）書道／教授（専任）青山文雄（私立芝中学校卒）書道／講師（専任）熊谷恒子（京都府立第二高等女学校本科補習科卒）書道／講師（兼任）宇野武夫（兵庫県御影師範学校卒）書道

教職に関する専門科目

教授（専任）樫村勝（広島高等師範学校徳育専攻科卒）教育原理、教育史、教育行政／講師（兼任）加藤隆勝（東京教育大学大学院教育学研究科修了、文学修士）教育心理、青年心理／講師（兼任）武石彰夫（大東文化大学専攻科日本文学専攻四期、文学士）教科教育法（国語）／講師（兼任）上條周一（大東文化学院高等科一六期）教科教育法（書道）／講師（兼任）宮原免一（東京文理科大学卒、文学士）教科教育法（社会）／教授（専任）田中千代松（慶應義塾大学経済学部卒、経済学士）教科教育法（商業）／講師（兼任）栩木功（東京帝国大学農学部農業教員養成所卒）教科教育法

（職業）／教授（兼担）下斗米晟（大東文化学院高等科二期、文学博士）道徳教育の研究／講師（兼任）武田虎之助（南郷小学校卒）図書館学／講師（兼任）和田吉人（東洋大学文学部卒、文学士）図書館学
（国立公文書館：大東文化大学・東京　第五四の二冊昭和三七年）

## 6　昭和三七年度経済学部の開講科目時間表

昭和三七年度開講科目時間表
月曜一時限　一年：中国語（吉村）、社会学（井上）、東南アジア経済（中島）／二年：中国語（李）、三年：職業教育法（栩木）、四年：工業立地論（奥田）
月曜二時限　一年：中国語（吉村）、文学（岩田）、文学（小島）／二年：東南アジア経済（中島）、民法（山岡）／三年：商品学（國松）、社会科教育法（宮原）／四年：職業指導（栩木）、低開発地開発理論（栗本）
月曜三時限　一年：東南アジア経済（今井）、数学（向坂）／二年：産業概説（國松）／中国語（熊野）／三年：工業所有権法（古賀）、アジア経済比較論（栗本）／四年：商業教育法（田中）
月曜四時限　一年：統計学（友安）／二年：東南アジア経済（今井）、中国語（熊野）／三年：日本経済論（藤村）／四年：近代経済学（河野）
火曜一時限　一年：簿記（芳野）／二年：会計学（木村）／三年：商業実習（都筑）、中国語（宮島）／四年：商法二部（桝田）
火曜二時限　一年：歴史学（小林）／二年：商法一部（桝田）／三年：財政学（石村）／四年：外書講読（中村）
火曜三時限　一年：経済学（中村）、生物学（和田）／二年：物理学（向坂）／三年：国際政治（小林）、交通論（永田）／四年：道徳教育の研究（樫村）、商業政策（石村）
火曜四時限　一年：体育男子（五十嵐、仙波）、簿記（芳野）／二年：教育原理（樫村）／三年：経済学演習（中村）／四年：中近東経済事情（小林）
水曜一時限　一年：体育男子（黒田）、体育女子（伊与田）、歴史学（石田）／二年：地学（奥田）、政治学（村田）／三年：図書館学（武田）、原価計算論（檜田）／四年：国際法（青野）
水曜二時限　一年：体育女子（黒田、伊与田）、倫理学（高田）、地理学（奥田）、哲学（市野沢）／二年：化学（倉橋）／三年：社会政策（高橋）／四年：中国経済論（土

井）
水曜三時限　一年：英語（矢島）／二年：化学実験（倉橋）、教育心理（加藤）／三年：教育行政（樫村）、経済学演習（高橋）、外書講読（田中）／四年：東南アジア経済論（青野）
水曜四時限　一年：経済史総論（高橋）、生物実験（和田）／二年：中近東経済演習（矢島）／三年：教育史（樫村）、時事英語（田中）／四年：経済学演習（山内）
木曜一時限　一年：体育男子（黒田、伊与田）／二年：中国語（李）／三年：哲学（市野沢）／四年：工業経営論（都筑）
木曜二時限　一年：体育女子（黒田、伊与田）／二年：体育（小沢）／三年：国際金融論（中村）／四年：商業経営論（井上）
木曜三時限　一年：体育（黒田、伊与田）、英語（山本）、英語（中山）、英語（矢島）／二年：日本経済史（高橋）／三年：金融論（中村）／四年：経済統計（友安）
木曜四時限　一年：英語（山本）、英語（中山）、中近東経済演習（矢島）／二年：統計学総論（友安）／三年：英語（武井）／四年：経営経済学（井上）
金曜一時限　一年：中国語（宮島）、ドイツ語（平野）、英語（中山）／三年：英語（山本）、外国史（桑田）
金曜二時限　一年：中国語（宮島）、ドイツ語（平野）、経済学演習（高橋）／二年：英語（山本）／三年：国際関係論（板垣）、経済学演習（河野）／四年：経済学演習（永田）
金曜三時限　一年：法学（山岡）／二年：英語（山本）／三年：証券市場論（深見）、工業概論（井上）／四年：国際関係論（古屋）、日本史（小林）
金曜四時限　一年：体育理論（桐野、金子）／二年：商学総論（深見）／三年：地誌（國松）、経済学演習（古屋）、労働法（稲垣）／四年：財政政策（井上）、外書講読（山内）
土曜一時限　二年：経済原論（古屋）／三年：外書講読（檜田）、外書講読（中平）
土曜二時限　一年：体育男子・女子（金子、五十嵐、黒田、江田）、生物学（和田）、経済学（古屋）／二年：簿記学（中平）、東洋経済史（岸）／三年：地理学（國松）、東南アジア経済（今井）／四年：工業政策（井上）
土曜三時限　一年：経済地理（國松）／二年：経済政策総論（井上）／三年：経済学史（古屋）／四年：経済学演習（檜田）
土曜四時限　一年：体育（仙波、小沢）

（国立公文書館：大東文化大学・東京　第五六の三冊
昭和三七年）

### 3　寄附行為の一部変更

#### 1　昭和二八年　学校法人大東文化大学寄附行為

学校法人大東文化大学寄附行為　　昭和二八年

（名称）
第一条　この法人は、学校法人大東文化大学と称する。
（事務所の所在地）
第二条　この法人は、事務所を東京都豊島区池袋三丁目一三八五番地におく。
（目的）
第三条　この法人は、教育基本法および学校教育法にしたがい、東洋文化ならびに一般政治・経済の研究と教育をおこなうため、私立学校および私立各種学校を設立することを目的とする。
（設置する学校）
第四条　この法人は、前条に規定する目的を達成するため、左に掲げる学校を設置する。
一　大東文化大学
二　東京文政学院
（役員）
第五条　この法人は、左の役員をおく。
一　理事　七人以上一〇人以内
二　監事　二人
2　理事のうち一人は、理事の互選により、理事長となる。
（理事会）
第六条　この法人の業務の決定は、理事をもつて組織する理事会によつておこなう。
2　理事会は、理事長が招集する。
3　理事会に議長をおき、理事長をもつてあてる。
4　理事長は、理事の三分の一以上から会議に附議すは、その請求のあつた日から一四日以内に、これを招集しなければならない。
5　理事会は、理事の過半数の出席がなければ、その議事を開き議決をすることができない。ただし、当該議事につき書面をもつてあらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。
6　理事会の議事は、法令に特別の規定がある場合およ

びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、理事の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

（理事長の職務の代理または代行）

第七条　理事長に事故があるとき、または理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名するほかの理事が、順次に理事長の職務を代理し、または理事長の職務をおこなう。

（理事の選任）

第八条　理事は、大東文化大学長のほか、評議員会において選任された左の各号に掲げるものとする。

一　この法人の職員たる評議員二人以上三人以内

二　この法人の設置する学校の卒業者たる評議員二人以上三人以内

三　この法人に関係のある学識経験者二人以上三人以内

2　学長たる理事および前項第一号に規定する理事は、学長、法人の職員、または評議員の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。

（監事の選任）

第九条　監事は、評議員会の意見を聞いて、理事会において選任する。

（役員の任期）

第一〇条　役員（学長たる理事を除く）の任期は三年とする。ただし欠員が生じた場合の補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2　役員は、再任されることができる。

3　役員は、その任期満了の後でも、後任者が選任されるまでは、なおその職務をおこなう。

（評議員会）

第一一条　評議員会は、二一人以上三〇人以内の評議員でもって組織する。

2　評議員会は、理事長が招集する。

3　評議員会に議長をおき、評議員の互選で定める。

4　理事長は、評議員総数三分の一以上の評議員から会議に附議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合は、その請求のあつた日から二〇日以内に招集しなければならない。

5　評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ、その議事を開き議決をすることができない。ただし、当該議事につき書面をもつてあらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。

6　議事は、出席評議員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

（諮問事項）

第一二条　第二三条第一項に規定する場合のほか、左に掲げる事項については、理事長においてあらかじめ評議員会の意見を聞かねばならない。

一　予算、借入金（当該会計年度内の収入をもつて償還する一時の借入金を除く）、基本財産の処分ならびに運用財産中の不動産および積立金の処分

二　予算外の新たな義務の負担または権利の放棄

三　寄附行為の変更

四　合併

五　目的たる事業の成功の不能による解散

六　解散（合併または破産による解散を除く）した場合における残余財産の帰属者の選定

（評議員の選任）

第一三条　評議員は、大東文化大学長のほか、理事会において選任された左の各号に掲げるものとする。

一　この法人の職員（この法人の設置する学校の教員その他の職員を含む）七人以上一〇人以内

二　この法人の設置する学校の卒業者で年齢二五年以上の者七人以上一〇人以内

三　この法人に関係のある学識経験者六人以上九人以内

（任期）

第一四条　評議員（学長たる評議員を除く）の任期は二年とする。ただし欠員が生じた場合の補欠評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2　評議員は、再任されることができる。

3　評議員は、任期満了後でも後任者が選任されるまでは、なおその職務をおこなう。

（資産）

第一五条　この法人の資産は左の通りとする。

一　別紙財産目録記載の財産

二　授業料、入学金および試験料

三　資産から生ずる果実

四　寄附金品

五　その他の収入

［略］

（経費の支弁）

第一九条　この法人の設置する学校の経営に要する費用は、運用財産中の不動産および積立金から生ずる果実、

授業料、入学金、試験料、その他の運用財産（不動産および積立金を除く）をもつて支弁する。

（予算）

第二〇条　予算は、毎会計年度開始前に、理事長において編成し、理事の三分の二以上の同意がなければならない。

（決算）

第二一条　決算は、毎会計年度終了後二月以内に作成し、監事の意見をもとめるものとする。

2　決算は、毎会計年度終了後二月以内に理事長において監事の意見を附して評議員会に報告し、その意見をもとめなければならない。

3　決算上余剰金を生じたときは、その一部または全部を基本財産もしくは運用財産中の積立金に編入し、または次年度会計年度に繰り越すものとする。

（予算外の新たな義務の負担または権利の放棄）

第二二条　予算をもつて定めるものを除くほか、新たに義務の負担をし、または権利の放棄をしようとするときは、理事の三分の二以上の同意がなければならない。借入金（当該会計年度内の収入をもつて償還する一時の借入金を除く）についても同様とする。

（解散）

第二三条　この法人が私立学校法第五〇条第一号の規定によつて解散しようとする場合には、理事の三分の二以上の同意および評議員会の議決がなければならない。

2　前項の事由による解散は、文部大臣の認可をうけなければその効力を生じない。

3　目的たる事業の成功の不能による解散は、理事の三分の二以上の同意がなければならない。

［略］

（合併）

第二五条　合併しようとするときは、理事の三分の二以上の同意がなければならない。

2　合併は、文部大臣の認可をうけなければ、その効力は生じない。

（寄附行為の変更）

第二六条　この寄附行為を変更しようとするときは、理事の三分の二以上の同意がなければならない。

2　寄附行為の変更は、文部大臣の認可をうけなければ、その効力は生じない。

［略］

（国立公文書館：大東文化学園・東京　第三四冊　昭和

二八年）

## 2　昭和三六年度教員調査表

昭和三六年度教員調査表

大東文化大学

専任教員

教授二〇名（学長を除く）

佐伯梅友（京都帝国大学文学部卒、文学博士）国語学概論（週二時間）、日本文法論（週二時間）、国語学演習（週二時間）、国語学特殊講義（週二時間）／岩田九郎（東京帝国大学文学部卒、文学士）日本文学概論（週二時間）、日本文学演習（週二時間）、文学（週二時間）、国語科教育法（週二時間）／松浦貞俊（東洋大学卒、文学士）中世文学史（週二時間）、日本文学演習（週二時間）／高田眞治（東京帝国大学文科大学卒、文学博士）中国哲学史概説（週二時間）、中国哲学講読演習（週二時間）／中国哲学特殊講義（週二時間）、倫理（週二時間）／下斗米晟（大東文化学院高等科二期、文学博士）中国文学概説（週二時間）、中国哲学講読演習（週二時間）、道徳教育の研究（週二時間）／真田但馬（大東文化学院高等科一一期）中国文学演習（週二時間）、書道史演習（週二時間）、書道史鑑賞（週二時間）／松井郁次郎（秋田県教員養成所卒）書道（週四時間）／山崎弥兵衛（東京府立第三中学校卒）書道（週二時間）／青山文雄（私立芝中学校卒）書道（週二時間）／田中千代松（慶應義塾大学経済学部卒、経済学士）社会思想史（週二時間）、経済学演習（週二時間）、社会科教育法（週二時間）、商業科教育法（週二時間）／小林元（東京帝国大学文学部卒、文学士）国際政治（週二時間）、中東経済論（週二時間）、歴史学（週二時間）、日本史（週二時間）／井上貞蔵（東京帝国大学経済学部卒、商学博士）経済政策（週二時間）、財政学（週二時間）、経営経済学（週二時間）、経済学演習（週二時間）／友安亮一（京都帝国大学農学部卒、農学士）統計学（週二時間）、経済学演習（週二時間）、統計学（一般）（週二時間）／古屋美貞（コロンビア大学大学院博士課程修了、経済学博士）経済原論（週二時間）、経済学史（週二時間）、経済学演習（週二時間）、国際経済論（週二時間）／佐藤弘（東京帝国大学理学部卒、理学博士）経済地理（週二時間）、工業政策（週二時間）、外書講読（週二時間）／須山卓（法政大学文学部卒、経済学博士）ア

ジア経済事情（本年度は休講）／向坂義太郎（東京帝国大学理科大学卒、理学博士）物理学（週二時間）、数学（週二時間）／宮澤裕（東京帝国大学法科大学卒、法学士）政治学（週二時間）／武井亮吉（東京高等師範学校研究科修了）英語（週八時間）、欧米文学史（週二時間）／吉村五郎（大東文化学院本科七期）中国語（週六時間）

助教授七名

影山誠一（大東文化学院本科一期）中国哲学講読演習（週二時間）、中国文学入門（週二時間）、漢文典（週二時間）／小島政雄（東京文理科大学研究科修了）中国文学概説（週二時間）、中国文学講読演習（週二時間）、文学（週二時間）／王傑（京都大学法学部卒、法学士）中国語（週四時間）／山本千之（東京教育大学大学院文学研究科修了、文学修士）英語（週八時間）／金子昇（大東文化学院本科一一期）体育実技（週四時間）、体育理論（週一時間）／内藤宏（大東文化学院高等科二〇期）体育実技（週四時間）／須田凞（東京文理科大学教育学部卒、文学士）教育原理（週二時間）、教育史（週二時間）

講師一二名

丸山諒男（東北帝国大学法文学部卒、文学士）作家作品研究（週二時間）／須田哲夫（早稲田大学大学院、文学士）日本文学演習（週二時間）／宇野武夫（兵庫県御影師範学校卒）書道（週二時間）／熊谷恒子（京都府立第二高等女学校本科補習科卒）書道（週四時間）／土井章（大阪外国語専門学校中国語部卒）経済名著研究（週二時間）／中平栄一（中央大学大学院経済学研究科修士課程修了、商学修士）簿記（週二時間）、外書講読（週二時間）／今井和郎（法政大学社会学部卒、社会学士）東南アジア経済演習（週四時間）／和田優（東京教育大学大学院理学研究科修了、理学修士）生物学（週二時間）／村田克巳（早稲田大学政治経済学部卒、政治学士）政治学（週二時間）、政治学【一般】（週二時間）／奥田義雄（東北帝国大学理学部卒、理学士）地学（週二時間）／中山常雄（東京高等師範学校文科卒）英語（週六時間）／清田清（大東文化学院本科一期）国語科教育法（週二時間）

教授（兼任）八名

安田喜代門（国学院大学高等師範部国語漢文学科卒、文学博士）国語学史概説（週二時間）／藤森朋夫（東北帝国大学法文学部卒、文学士）近代文学史（週二時

間）、作家作品研究（週二時間）、日本文学演習週二時間）／猪口篤志（大東文化学院高等科一三期）日本漢文学史（週二時間）、中国文学講読演習（週二時間）、中国文学演習（週二時間）／國松久弥（東京帝国大学経済学部卒、経済学士）産業概説（週二時間）、地誌（週一時間）、地理学（週二時間）、地理学（一般）（週二時間）／宮島貞亮（慶應義塾大学文学部卒、文学士）中国語（週四時間）／桐野一文（東京帝国大学医学部卒、医学博士）保健体育（週一時間）／中村佐一（早稲田大学政治経済学部卒、経済学博士）金融論（週二時間）、経済学（週二時間）／中西旭（東京商科大学本科卒、商学士）会計学（本年度は休講）

講師（兼任）三三名

松尾靖秋（早稲田大学文学部卒、文学士）近世文学史（週二時間）、日本文学演習（週二時間）／今井卓爾（早稲田大学文学部卒、文学博士）日本文学演習（週二時間）／新井寛司（早稲田大学文学部卒、文学士）作家作品研究（週二時間）／中澤希男（京城帝国大学法文学部卒、文学士）中国文学史概説（週二時間）、中国韻文通論（週二時間）／長瀬誠（大東文化学院本科一期）中国現代文学（週二時間）／鈴木由次郎（大東文化学院高等科一期）中国哲学演習（週二時間）／竹田復（東京帝国大学文学部卒、文学博士）中国劇曲小説（本年度は休講）／和田正俊（東京帝国大学文学部卒、文学士）中国哲学演習（週二時間）／都筑栄（東京帝国大学経済学部卒、経済学士）商業実習（週二時間）／桝田光（東京帝国大学法学部卒、法学士）商法一部（週二時間）、商法二部（週二時間）／藤村通（大東文化学院本科一五期、中央大学経済学部卒、経済学士）日本経済論（週二時間）／稲垣正明（日本大学法学部卒、法学士）労働法（週二時間）／栗本弘（東京帝国大学法学部卒、法学士）東南アジア経済論（週二時間）／矢島文夫（学習院大学文政学部卒、文学士）中国経済論演習（週二時間）／河部利夫（東北帝国大学法文学部卒、法学士）東南アジア経済論演習（週二時間）／高橋梵仙（専修大学法学部卒、経済学博士）経済史（週二時間）、社会政策（週二時間）／芝崎寛（専修大学大学院修了、法学修士）民法一部（週二時間）、民法二部（週二時間）／小川清太郎（早稲田大学法学部卒、法学士）法学（週二時間）／橘高倫一（東京帝国大学文学部卒、文学士）哲学（教職）（週二時間）哲学【一般】（週二時間）／山内一雄（東京商科大学本

科卒、商学士）経済学（週二時間）／井上博二（大東文化学院本科二三期、東京大学文学部卒、文学士）社会学（週二時間）／熊野正平（東亜同文書院商科卒）中国語（週四時間）／青野博昭（九州大学法学部卒、法学士）英語（週二時間）／李竹樵（北京大学経済学院卒）中国語（週二時間）／堀田太郎（大東文化学院本科七期）体育実技（週四時間）／豊田直平（東京高等師範学校体育科卒）体育実技（週四時間）／上條周一（大東文化学院高等科一六期）書道科教育法（週二時間）／栩木功（東京帝国大学農学部農業教員養成所卒）職業指導（週二時間）／桑田六郎（東京帝国大学文科大学卒、文学博士）外国史（週二時間）／加藤隆勝（東京教育大学大学院教育学研究科修了、文学修士）教育心理（週二時間）／和田吉人（東洋大学文学部卒、文学士）図書館学（週二時間）／武田虎之助（南郷小学校卒）図書館学（週二時間）／井上章（東京大学大学院人文科学研究科修了、文学修士）美術史（本年度は休講）

（国立公文書館：大東文化学園・東京　第三四の一冊　昭和三七年）

## 4　板橋校舎への移転と創立四〇周年記念事業

### 1　昭和三六年五月三〇日　大東文化学園理事会決議録

（場所：大東文化学園役員室）

昭和三六年五月三〇日　大東文化学園理事会決議録

出席理事：尾張理事長、平島学長、堀田太郎、坂本通、小林元　猪口篤志　㊞

議　案：

一、池袋校地売却について

二、学校法人大東文化学園ならびにこれが設置する学校の移転に関する件

議　事：

午後一時三〇分、尾張眞之介氏議長となり、開会を宣して議案の審議に入つた。まず堀田太郎常任理事より、学園振興建設計画の進行状況につき一般説明がなされたのち、これにともなう本議案の詳細な説明がなされ、ついで協議を重ねた結果、全員異議なくつぎの通り可決した。

一、池袋校地を左記により売却すること
処分物件　豊島区池袋三丁目一三八五番ほか二筆
面　積　公簿　一五三一坪五合
　　実測　一五三八坪二合七尺
価　格　一金九九二〇万円なり
売却先　東京電気通信局
売却金の使途　板橋区志村西台町に買収せる校地ならびに新築せる校舎の建築費にこれをあてる。
売渡条件　昭和三六年九月三〇日までに建物撤去のうえ引き渡すこと
二、学校法人大東文化学園ならびにこれが設置する学校は新校舎完成と同時に現在地より板橋区志村西台町一九〇二番地の新しい場所に移転すること。なお校舎は遅くとも八月末日までに竣工できるよう請負者と緊密な連絡をとり万全を期すること。したがつて位置変更の時期を昭和三六年九月一日とする。移転についての業務いつさいは堀田常任理事に一任する。
（昭和三六年五月三〇日　大東文化学園理事会決議）

**2　昭和三六年八月二〇日　大東文化大学位置変更届**

大東文化法総務発第三一号　昭和三六年八月二〇日

東京都豊島区池袋三丁目一三八五番地
大東文化大学設置者　学校法人大東文化学園
理事長　南條　徳男　㊞
文部大臣　荒木　萬壽夫　殿

位置変更届

このたび大東文化大学の位置を変更いたしたく学校教育法施行規則第二条の規程によつてお届けいたします。
一、位置変更の理由、位置および変更の時期
一　変更する理由
大東文化大学は大正一二年九月財団法人大東文化協会によつて創立された旧制専門学校（六年制）大東文化学院がその前身であり、爾来幾多の変遷を経て今日をなしてきたのでありますが周知の通り昭和二〇年八月第二次世界大戦が終結するまでの間、多額の国費が補助された比較的恵まれた環境のなかで青年学徒の教育に専念できたのであります。しかし終戦後、我が国一般社会情勢の極度の変化にともないこれら国庫補助が打ち切られたのと併せ、昭和二〇年の春にうけた戦災（池袋校舎全焼）の復旧ならぬ状態のままに文部省の温情ある処置のもとに昭和二四年四月三〇日新制大学に昇格し、たいへん苦境の多いなかで完全なる私立学校として独立したのであ

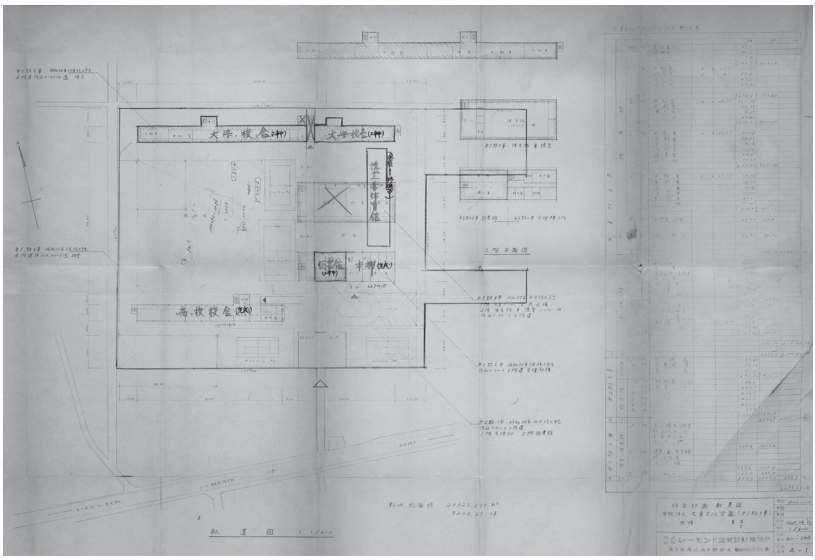

ります（このときまでの学校運営については官私合同による方法であつた）。本学が新制大学として設置認可されるにあたつてその施設設備は前記した事情からおして申すまでもなく教員組織までも認可基準に達せずこれら諸事項について拡張、整備、充実することという「期限附」条件を附されたのであります。しかるに教員組織の充実を除いてはいずれもその条件が履行できず、とくに校地については土地の暴騰が年々甚だしく現在まで到底買収拡張するにいたりませんでした。また校舎増築にあつてもけつして容易であつたとは申せませんが、私立学校振興会の融資等によつて逐次その基準に近づけてまいりましたが、これとて狭隘なる池袋の現在校地にはすでに増築する余地なくどうすることもできない状態になつてまいりました。したがつてこの悪条件から脱皮すべく、昭和三四年秋本学園役員の一部改選にともない人事の刷新を行うと同時に学園振興についての抜本的検討が加えられた。その結果従来の悪循環を断つべく五ヵ年間にわたつての建設計画を立案、理事会、評議員会において学部増設、高校設置等の諸問題について決議され、それにともなう校地の拡張、校舎の新増築、機械器具、ならびに図書、雑誌の整備充実の年度別計画が樹立され今日ま

で着々とそれの具体的実現に努めてきたのであります。その結果このたび板橋区志村西台町に第一期計画として八〇九〇坪の校地買収、そしてその校地に約一三五〇坪の鉄筋コンクリート四階建の新校舎の建築が完成いたしました。よつて現在の豊島区池袋三丁目から新しい板橋の地に移転いたします。なお新しい校舎への移転に際し池袋校地、校舎はともに売却し、その売却費を第二期校舎建築とさらに校地買収の費用にあてる計画であります。

二　旧位置　東京都豊島区池袋三丁目一三八五番地
　　新位置　東京都板橋区志村西台町一九〇二番地
三　変更年月日　昭和三六年九月一日

（国立公文書館：大東文化大学・東京　第五四冊　昭和三六年）

### 3　昭和三六年四月一日　大東文化大学創立四〇周年記念事業趣意

大東文化大学創立四〇周年記念事業趣意

大東文化大学（旧大東文化学院）は、大正一二年九月、貴衆両院の建議に基づき、第四六回帝国議会の決議によつて開校されたものであります。

当時大正の末期は、国民道徳の腐敗、社会思想の混乱ことにはなはだしく、社会に深刻な不安と動揺をあたえ、その結果、三千年来培われた我が日本民族の伝統を軽視して徒に新奇を好み、軽佻詭激の風が流行するありさまで、あたかも我われが身をもって体験した終戦直後の国状に彷彿たるものがありました。こうした世相を憂慮して時の有識者たちは大木遠吉氏（鉄相）を中心として、幾度か協議の末日本文化の根底をなす漢学ならびに国学を振興するとともに、国内外に活躍する人材を養成し、もつて時弊を匡救し国民精神の安定を計らんとしたのであります。

かくしてこの趣旨を建学の理想とする大東文化学院が、二一二万円（現在の約一〇億円）の国費をもつて、東京九段の地に設立されました。その経営母体となつた大東文化協会は、平沼騏一郎（首相）、江木千之（文相）、山本悌二郎（農相）、小川平吉（鉄相）、大島健一（陸相）、鈴木喜三郎（法相）、水野錬太郎（内相）、島田俊雄（農相）、酒井忠正（農相）、木下成太郎（代議士）、加藤政之助（貴族院議員）等の人びとがもつぱらその運営に当たり、教育部門では、井上哲次郎、鵜澤總明、服部宇之吉、小柳司氣太、市村瓚次郎、中村進午、松本愛重、深作安文、内藤虎次郎、狩野直喜、加藤虎之亮、國分高胤、

安井小太郎、古城貞吉、松平康國、牧野謙次郎、宇野哲人、鹽谷温の諸教授が精魂を傾けて学生の指導に任ぜられた。

昭和一三年二月、時の貴族院議長松平頼壽氏が、大学の第八代総長に就任されるや、新たに東亜政経科を創設し学問研究の領域を拡大するとともに、大陸に活躍する人材の育成に努められた結果卒業生は相ついで満蒙、中国、東南アジア各地に進出し、時勢の要望に応えたのであります。昭和一六年二月、学生の急増にともない、校舎を豊島区池袋に移転しましたが、このころは政界、財界、学界の諸名士がこぞつて教育および運営に参加され、「大東文化」の名の下に全国的教化運動を展開されました。

当時の役員としては、藤山雷太、清浦奎吾、古島一雄、牧野伸顕、犬養毅、徳川圀順、細川護立、前田米蔵、川村竹治、竹越與三郎、山本悌二郎、小川平吉、郷誠之助、徳富猪一郎、水野錬太郎、安達謙蔵、山崎達之輔、平沼騏一郎、伊澤多喜男、三土忠造、若槻禮次郎、松本烝治、近衛文麿、山岡萬之助、市來乙彦、岡田忠彦、倉富勇三郎、宮澤裕、濱田國松、馬場鍈一、江木衷、金杉英五郎、阪谷芳郎、堀田正恒、牧野良三、鵜澤總明、鳩山一郎氏等で、これらの人びとは、道義日本の建設、アジア民族の復興、ひいては世界平和の確立を目途とし、これを達成するためには、名節道義に徹した人材の育成こそ、刻下の急務であるとして、本学園の発展に力をいたされたのであります。

昭和二〇年四月、今次大戦の戦禍は遂にこの学園にもおよび、校舎、施設はもちろん、貴重な数万巻の古典籍は烏有に帰し、加うるに占領政策によつて政府の補助を断たれ、ために経営は深刻なる打撃をうけました。しかしながら、三千の卒業生、在校生父兄および一般有志はこれが復興に一丸となつて尽力し、遂に昭和二四年五月、新校舎を建設し、もつて今日に至つております。省みるに戦後の日本は、思想は混乱し、道徳は頽廃し、就中、国家の将来を担う青年学徒は、そのなかにあつて徒に過激化せんとしており、このまま放置すれば誠に国家の重大事となるやはかり難い状況にあります。

この時にあたり、本学園はここに創立四〇周年を迎え、いよいよその建学の精神を発揮し、人材教育に専念するとともにさらに先覚、同憂の記念事業後援会のご支援により現規模を拡張してなおいつそうの発展をはかり、新しい時代の要請に応えるべく、ここに記念事業の趣意を表明し、諸賢のご協力をお願いいたす次第であります。

昭和三六年四月一日

大東文化大学創立四〇周年記念事業委員会委員長

理事長　南條　徳男

同委員会副委員長

学長　平島　敏夫

記念事業の目標

現在の教学ならびに研究部門の内容を充実強化し、一貫せる人材教育を徹底せしむるとともに学生生活の向上を期するため、左の諸条項をおこなう。

一、大学学部を増設し学科の充実をはかり、施設設備を拡充す。

二、総合一貫教育のため、附属高等学校を設置する。

三、現在の附属大東柔道整復専門学校に衛生検査技師科を併せ大東医学技術専門学校とする。

四、東洋研究所、大東書道研修所を確立強化する。

五、図書館を拡充して研究習学の向上を期す。

六、講堂、体育館、運動場の設備を充実する。

七、学生寮を拡充して学生の厚生補導を助長する。

記念事業の大要

一、校地の獲得　東京都板橋区志村西台町　七二〇〇坪：九千五百万円（測量ボーリング整地費等を含む）

二、校舎の建築

第一期工事　高等学校・大東医学技術専門学校　鉄筋四階　管理室・東洋研究所・書道研修所　鉄筋二階　一三五〇坪：一億四千万円（設計、管理費を含む）

第二期工事　大学　鉄筋四階　図書館・学生寮　鉄筋二階　二〇〇〇坪：二億一千七百万円（設計、管理費を含む）

第三期工事　講堂・体育館　鉄筋二階　八六〇坪：九千一百万円（設計、管理費を含む）

三、諸設備

機械、器具、図書、雑誌、教具、校具等：四千万円

総経費　五億四千三百万円なり

（法人負担額：二億四千三百万円なり　募金額：三億円なり）

備　考

一、校地買収は昭和三六年二月完了。

二、校舎のうち、一三五〇坪は昭和三六年七月完成。

三、諸設備は別途に計画す。

## 4　昭和三六年七月二八日　大東文化大学後援会趣意書

後援会趣意書

大東文化大学は大正一二年、第四六回帝国議会において、貴衆両院の建議に基づき開校され、爾来四〇年、真乎たる日本人教育をなすとともに、世界の人びとと交流して信頼と尊敬をうける世界人教育をなすことを本旨とする独自の学風をもつて幾多の人材を育成してきました。

日本人たるの誇りを護持し、東洋の学術文化の伝統を愛し、これが伝承に大いなる関心をもつものにとつては、この大学の存在は誠に貴重なものであると信じます。

いまや大東文化大学が創立四〇周年を迎えるにあたり、飛躍的な振興建設計画を推進されることは、時宜を得た試みであり、心から賛意を表わします。先覚同憂の遺業を継承、発展せしめるためにこの大学を後援することは、邦家のため大いに意義あることと確信いたします。

ここに大東文化大学後援会を結成し、各位のご賛同ご後援をお願い申し上げる次第であります。

昭和三六年七月二八日

後援会長：岸信介（前総理大臣）

副会長：椎名悦三郎（前通産大臣）／司忠（丸善社長）／福田赳夫（元農林大臣）／足立正（東京商工会議所会頭）／綾部健太郎（衆議院議員）／石井光次郎（元通産大臣）／牛島辰弥（帝都高速度交通営団総裁）／賀屋興宣（元大蔵大臣）／河合良成（小松製作所社長）／清瀬一郎（衆議院議長）／小菅宇一郎（伊藤忠社長）／五島昇（東急社長）／坂信弥（大商証券社長）／佐藤喜一郎（三井銀行会長）／佐野隆一（鉄興社社長）／鹽谷温（文学博士）　菅礼之助（前東京電力会長）／杉道助（前大阪商工会議所会頭）／高碕達之助（元通産大臣）／高木幹夫（東京海上火災社長）／飛島斉（飛島土木社長）／永野護（元運輸大臣）／中部謙吉（大洋漁業社長）／永野重雄（富士製鉄社長）／新関八洲太郎（三井物産会長）／挾間茂（住宅公団総裁）／檜垣文市（安田火災社長）／藤山愛一郎（国務大臣）／藤山勝彦（大日本製糖社長）／藤井崇治（電源開発総裁）／俣野健輔（飯野海運社長）／松野鶴平（参議院議長）／諸井貫一（秩父セメント社長）／安岡正篤（文学博士）／山岡荘八（作家）

監事：中島慶次（王子製紙社長）／高城元（日本商工会議所専務理事）

賛助会員：石橋正二郎（ブリジストンタイヤ社長）／曾志崎誠二（第一信託社長）／萩原吉太郎（北海道炭鉱汽

船社長）／本田弘敏（東京ガス社長）

## 5　大東文化大学後援会活動報告

大東文化大学後援会だより

大東文化大学後援会事務局長　村田　克巳

一、大東文化大学後援会の誕生

戦後、多くの私立大学が、戦災から立ちあがり、豪壮なビル建築をおこない、教育のマス・プロ化をおこなつていたとき、大学は目白西北方の旧来の地でひつそりと家庭的環境のなかで塾的教育をモツトーにして敗戦後の激動のなかを建学の伝統を維持してきた。しかるに昭和三五年ころから、建学の精神を現代に活かして拡大発展すべきだという意見が学校当局、卒業生、学識経験者の一致するところとなつて、三六年に入るや急速に後援会結成の段取りとなり数度の会合をへて、遂に前総理大臣、岸信介氏を会長にして後援会が誕生するに至つた。上の写真［略］は七月一一日後援会結成当時の記念写真である。前列左からユースホテル副会長中山正男氏、そごう副社長長法学博士水島廣雄氏、岸前総理、南條元農相、堀田太郎学園常任理事、後列左から金子昇学園事務局長、教授小林元学園理事、村田克巳後援会推進委員、太田亥十二元東京ガス会長。

二、大東文化大学後援会発会式挙行（昭和三六年七月二八日）

岸前総理を中心にして、大東文化大学の振興建設計画の遂行を援助し、その建学の精神を現代に活かそうとする大東文化大学後援会は、大東文化大学後援会趣意書をひろく政界、財界学界におくつて、同憂の士の協力を懇請し後援会役員を委嘱していたところ、さつそく多数の方がたのご承諾を得たので、酷暑の候のこととて大半の人びとが外遊出張等で在京されなかつたが、諸般の都合上七月二八日にホテル・ニユージヤパンで発会式をおこなつた。

当日までに後援会役員を承諾された方がたは左の通りであつた（敬称略、順不同）。

イ　政界：清瀬一郎（衆議院議長）／松野鶴平（参議院議長）／藤山愛一郎（国務大臣経済企画庁長官）／石井光次郎（元通産大臣）／高碕達之助（元通産大臣）／賀屋興宣（元大蔵大臣）／福田赳夫（元農林大臣）／綾部健太郎（衆議院議員）／椎名悦三郎（前通産大臣）

ロ　財界：足立正（東京商工会議所会頭）／石橋正二郎（ブリジストンタイヤ社長）／牛島辰弥（帝都高速度交

通営団総裁）／菅礼之介（前東京電力会長）／五島昇（東急社長）／曾志崎誠二（第一信託社長）／坂信弥（大商証券社長）／佐野隆一（鉄興社社長）／佐藤喜一郎（三井銀行会長）／杉道助（前大阪商工会議所会頭）／高木幹夫（東京海上火災社長）／飛島斉（飛島土木社長）／中島慶次（王子製紙社長）／小菅宇一郎（伊藤忠社長）／新関八洲太郎（三井物産会長）／俣野健輔（飯野海運社長）／諸井貫一（秩父セメント社長）／藤井崇治（電源開発総裁）／河合良成（小松製作所社長）／本田弘敏（東京ガス社長）／檜垣文市（安田火災海上社長）／中部謙吉（太洋漁業社長）／司忠（丸善社長）／藤山勝彦（大日本製糖社長）／永野重雄（富士製鉄社長）／挟間茂（住宅公団総裁）／高城元（日本商工会議所専務理事）／萩原吉太郎（北海道炭鉱汽船社長）

ハ　学界言論界：鹽谷温（文学博士・東京大学名誉教授）／安岡正篤（文学博士）／山岡荘八（作家）／藤澤親雄（日本大学講師）

発会式は、岸会長、清瀬一郎衆議院議長、藤山愛一郎国務大臣、藤井崇治電源開発総裁、坂信弥大商証券社長、鹽谷温博士、藤澤親雄元九州大学教授、飛島斉飛島土木社長、大学側から南條徳男理事長、平島敏夫学長（参議院議員）および水島廣雄理事（法学博士・そごう副社長）、寿原正一理事（代議士）、中山正男理事らの新任理事および堀田、金子、坂本理事、大学父兄会会長下島儀貞、東洋研究所事務局長野尻哲二、私大協会の矢次専務理事らの出席を得て挙行された。定刻村田後援会事務局長の司会によつて開会。岸会長の挨拶に引き続いて議事にはいり、座長の選任がおこなわれた。その結果、座長に、最年長者でありかつ大東文化大学開設の基となつた大正一二年国会に対する建議案の提案者の一人であつた清瀬一郎衆議院議長が推されて議事にはいつた。清瀬座長の議事進行のもとに後援会趣意書、会則を審議、後援会役員は会長一任として、議事を終了。引き続き昼食をともにして懇談会にうつり、平島学長の感謝の辞、鹽谷博士の激励の詩吟、藤井電源開発総裁、坂大商証券社長、飛島土木社長らの挨拶、矢次私大協会専務理事の私学の実態に対する陳情があり、盛会裏に終了した。

岸後援会長の挨拶

ただいま司会者から本日の会合の趣旨について、申し述べた通りでございますが、たいへんお暑いところであり、またお忙しいにかかわらずお集まりをいただきまして厚くお礼申しあげます。大東文化大学のことに関しま

しては、その目的とするところ、内容等についても、みなさま十分ご承知のことと思いますが、大正一二年に当時の貴衆両院の建議に基づいてつくられたものであり、また当時はもちろんのこと、その後も引き続いて我われの先輩が、この大学の使命を達するために非常なご努力があつたんでありますが、戦後こうした社会教育、万般の非常な変革にあつて、いろいろの点において困難な状態にあつたわけであります。私、現在の学長からこの状況を承りまして、なんとか我われ後進のものが一つ大東文化大学建設の趣旨を十分に到達するようにお力添えもし、またご協力申しあげるということは、我われの責任であり、また現在の情勢、あるいは将来の日本の発展を考えてみるというと、この大東文化大学の内容を充実し、その本来の目的を十分に達成せしめるようにすることが必要であるということを痛感いたしまして、微力ではありますが大東文化大学の後援会の会長を引きうけ、同志である南條君に大学の理事長を引きうけてもらいまして、相ともに協力して、各方面の同憂の士にお願いをしてみなさまのご協力とご支援のもとにこの大学の内容を充実し、大学本来の目的を達するために後援をいたしたいと、かように存じてご案内申しあげたところが、我われに対して快く役員をお引きうけ願い、ご支援をいただくことになりましたことを、心からお礼申しあげます。なかなか学校の問題に関しましても、学校もたくさんございますし、また他の大学と違いまして、卒業者が最後的に学校を支援するというような人が非常に少ないのでございまして、したがつてどうしても財界その他の方がたのご支援をいただかなければならんということでありますし、このことに関しまして、今後格段のご支援をいただきますようにお願い申しあげます。

南條理事長の挨拶

それでは私から今日の発会式につきまして、みなさまにひと言ご挨拶申しあげたいと思います。おかげさまでただいまお聞きのように発会式はめでたくおわりました。理事者側といたしまして、まことに感謝にたえない次第でございまして、岸会長はじめご列席のみなさま方に対して、厚くお礼の言葉を申しあげる次第であります。私は不肖な身でございますが、このたび大東文化学園の理事長を引きうけるにいたりました経過でございますが、実はこの大東文化学園が、先ほど来お話のように、大正一二年にときの貴衆両院の建議により決議によつて、学校が国の補助金によつて、当時約一二万円、現在に換算

すると一二億だそうですが、全部国費でできたんです。そのときに大木伯、あるいは山本悌二郎、小川平吉、大津淳一郎とか、加藤政之助とか、いろいろな政界の先輩の方がこの学校の会長、理事長を引きうけられたわけであります。たまたま私の北海道の政界の先輩でありました木下成太郎氏がこの協会の副会長をしておりまして、さような関係で私が昭和一一年に当選いたしましたその翌年でございますが、大東文化学園もだんだん発展して、九段にあつたんでございますが、狭くなつたし、一つどつかへ拡張したいというので、たまたま松平頼壽さんがそのときの会長でございましたが、私もその建物に協力いたしまして、ただいまの池袋の場所を選定して、そこに学校ができたことを承知いたしておるのでございます。さような関係で、自分の政界の先輩の木下成太郎氏の関係で、この大東文化学園に縁故ができたわけでありますが、その後私もいろいろ聞いておつたのであります。しかるところ、今回岸さんがこの大東文化学園の学校の性格また日本の教学刷新という建前から、ぜひこういう特殊な学校というものは大いに発展させなければならんというご趣旨のもとに後援会長を引きうけてくださつた。したがつて、前から縁故のあるお前も一つ理事長を引きうけてやつたらどうだということで引きうけることになつたようなわけであります。先ほど来ご承知のように、この学校の創立の趣旨というものは、まつたくこの当時の思想の混乱のときにあたりまして、先輩が非常に日本の前途を憂慮して、日本の民族の将来のために起こされたもので、この和魂漢才と申しますか、日本魂を基礎にした漢学、あるいは洋学というようなものを身につけて、国際的に日本民族が伸びるような学風をつくるということで発足したのでございます。今日終戦後におきまする日本の教学を見ますときに、ちょうどその当時とまつたく同様の感がするのでありまして、今日、日教組がますます盛んになり、今日の日本の教育というものが、何人も考えますように、なんとか改善しなければならんという声は巷に満ちておる次第でございます。こういうときにあたつて、とくに日本の民族の骨となり、血液となるべきところの学風は、なんと申しましても全学連というような、官学―政府が大きな国費を費やしておる学校に、非常に容共的な思想が多いということは、国民ひとしく遺憾に思う次第でございます。この大東文化学園だけは、少なくとも、私学であつて、そして足りない費用で学校を経営するについても、学生の思想だけは、全学連など

というものは一人も出さないような方向にもつていきたいと私ども考えるような次第でございます。幸いに今日まで見ますと、他の私学には全学連の会があるけれども、この学校にはさような芽生えがないということは、まことに私どもは意を強うしておるようなわけでございますので、今後もそういう方針に基づいて学校の経営を進めていきたい。また私どもの先輩、友人の財界の人に聞きましても、先輩の人に聞きましても、このごろうつかり学校の推薦だけで就職、入社試験などをしても、入つてからあとにおいて労働組合の幹部になつたり、あるいはストライキのリーダーになつたりして、非常に会社の経営上不安が多い、そこで入社する学生養成等についても、安心して入社できるような学生がほしいということを聞く次第でございます。かような点を考えますときに、この大東文化学園を卒業したものは、今後普通の試験がなくても安心して入社させられるような思想の堅実なる卒業生を出したい。このことは日本の経済の発展のうえに、また日本の民族の発展のうえに、非常に大事なことではないかと考える次第でありまして、そういう教育をすることによつて、財界からも大きな支援を得るのではないかと考えますので、この辺も今後お集まりのみなさま方から、十分いろいろなお知恵を拝借しまして運営を考える次第でございます。まことに今日はこういう立派な後援会の発会式をつくつていただきまして、我われ理事者といたしまして、ほんとうに感謝にたえない次第でありまして、ひと言お礼を申しあげて、今後のみなさま方に対するご協力をお願いする次第でございます。ありがとうございました。

当日承認された会則は、左の通りである。

大東文化大学後援会会則

（名称）

第一条　本会は大東文化大学後援会と称する。

（事務所）

第二条　本会の事務所は大東文化大学内におく。

（目的）

第三条　本会は大東文化大学の経営を後援し大学の振興発展に寄与することを目的とする。

（事業）

第四条　本会は右の目的を達成するためにつぎのことをおこなう。

一　寄附金の募集

二　大学振興に有効なる事業

（会員）
第五条　本会の目的事業を協賛するものをもつて会員とする。会員は一口金五万円以上を寄附する。会員は大東文化大学の研究調査を利用することができる。
（会長）
第六条　本会に会長・副会長をおく。会長は本会を代表し、その事務を総理する。副会長は会長を補佐する。
（運営委員）
第七条　本会の企画、運営、会務執行のため運営委員若干名をおく。運営委員は会長が委嘱する。
（監事）
第八条　本会の業務ならびに会計を監査するために監事二名をおく。監事は会員中から選ぶ。
（事務局）
第九条　本会の業務遂行のため事務局を設ける。会計に関しては学校法人大東文化学園事務局にその事務を委嘱する。
（会費の使途）
第一〇条　本会の会費は本会の運営に必要な経費のほかは大東文化大学の振興のために支出する。
（会計年度）
第一一条　本会の会計年度は、毎年四月一日から翌年三月三一日におわる。

三、後援会役員の組織

発会式において、役員組織を会長に一任されたのでその後の役員承諾書を加えて人選の結果、左のようにお願いすることとなった。

後援会役員名（一〇月一日現在）

会長：岸信介

副会長：椎名悦三郎、司忠、福田赳夫

運営委員（◎は常任委員、アイウエオ順）：

足立正、綾部健太郎、石井光次郎、牛島辰弥、賀屋興宣、◎河合良成、清瀬一郎、小菅宇一郎　五島昇、◎坂信弥、佐藤喜一郎、佐野隆一、鹽谷温、菅礼之助、◎杉道助、高碕達之助、高木幹夫、飛島斉、永野護、中部謙吉、◎永野重雄、新関八洲太郎、挟間茂　檜垣文市、藤山愛一郎、藤山勝彦、藤井崇治、俣野健輔　松野鶴平、諸井貫一、安岡正篤、山岡荘八

監事：中島慶次、高城元

賛助会員：石橋正二郎、曾志崎誠二、萩原吉太郎、本田弘敏、安西正夫、石光栄、市川忍、藤澤親雄

四、募金計画の策定

後援会事務局では後援会監事、東京商工会議所専務理事高城元氏の協力を得て、ほかの学校法人宗教法人などの募金の実情を比較検討した大東文化大学振興建設資金の募金目標額三億円達成のため、業界ごとおよび各法人に依頼する額の詳細な案を策定した。

五、第一回後援会総会

一〇月四日、岸会長が帰朝されたので後援会発足後、最初の会員総会を一〇月一二日正午ホテル・ニユージヤパンで開催した。当日は政財界の当代一流の後援会員の方がたが出席された。出席者は左の通りであつた。

岸会長、椎名悦三郎、司忠、福田赳夫の副会長、杉道助、河合良成、永野護、永野重雄、賀屋興宣、本田弘敏、安西正夫、市川忍、坂信弥、挟間茂、飛島斉、鹽谷温、曾志崎誠二、石光栄の諸氏、大学側からは南條理事長、山地常任理事、太田亥十二、水島廣雄、中山正男、金子昇、坂本通、小林元の諸理事、村田事務局長の司会で開会、岸会長、南條理事長がこもごも立つて挨拶がおこなわれ、大東文化大学振興計画の現状が述べられ、財界の強力な協力を懇請された。引き続き岸会長の外遊所感を述べられ、昼食をともにし、懇談後散会した。

六、募金活動の開始

一　一一月二日、ホテル・ニユージヤパン岸事務所にて、後援会から岸会長、椎名、福田両副会長、高城元監事、村田事務局長、大学側から南條理事長、山地常任理事、金子理事、出席のもとに先に策定した募金計画書に基づき募金活動について検討。岸会長、椎名、福田両副会長、南條理事長の間にそれぞれ業界および各会社に対する募金依頼の担当を申しあわせて、募金活動の実動に入ることになつた。

二　右申しあわせに基づき南條理事長は、精糖工業会、製薬団体連合会、紙パルプ連合会等に募金の協力方を依頼した。

三　岸会長、南條理事長は一一月二二日、八幡製鉄、富士製鉄、日本鋼管各社長と会談。募金趣旨の説明をおこない協力懇請、一二月一五日には、日本鉄鋼連盟常務懇談会の席上で募金趣旨の説明協力を懇請した。

四　岸会長、福田赳夫副会長は日本銀行総裁山際正道氏に募金を依頼した。

五　水島理事、中山理事は銀行融資、長期借入金の運動をおこなつた。

六　太田理事は東京ガスをはじめガス関係会社および

百貨店業界の募金懇請をおこなつた。

七　中山正男理事は大阪商工会議所朝田専務理事に関西財界の募金協力方を懇請、また森永製菓、森永乳業より募金した。

八　山地理事、村田事務局長は、硫安工業協会、紙パルプ連合会、東京商工会議所、建築工業会、百貨店協会、土木工業会、マツチ工業、ガス協会、銀行協会等にそれぞれ募金趣旨を説明、寄附協力方を懇請した。

九　岸会長は、経団連植村甲午郎、大谷重工業社長、佐藤三井銀行会長、杉道助前大阪商工会議所会頭らに協力を懇請した。

寄附者御芳名（受付順）

金一五〇万円　日本甜菜製糖株式会社取締役社長　長野善三／金一五〇万円　大日本製糖株式会社取締役社長　藤山勝彦／金五〇万円　中外製薬株式会社取締役社長　上野十蔵／金一〇〇万円　名古屋精糖株式会社取締役社長　横井広太／金五〇万円　芝浦精糖株式会社取締役社長　大波信夫／金一〇〇万円　株式会社小松製作所取締役社長　河合良成　金五万円　日本銀行総裁　山際正道／金七〇万円　台糖株式会社取締役社長　武智勝／金一〇〇万円　森永製菓株式会社取締役社長　森永太平

追記　一月一六日、日本鉄鋼連盟（会長小島新一）は、本大学の募金依頼額二五〇〇万円に協賛することを承認した。その各社負担額は、左の通りである。

金六六五万円　八幡製鉄株式会社取締役社長　小島新一／金五二三万円　富士製鉄株式会社取締役社長　永野重雄／金三二八万円　日本鋼管株式会社取締役社長　河田重／金二六一万円　川崎製鉄株式会社取締役社長　西山弥太／金一七六万円　住友金属工業株式会社取締役社長　広田寿一／金一〇九万円　株式会社神戸製鋼所取締役社長　外島健吉／金一〇〇万円　日新製鋼株式会社取締役社長　岡田儀一／金八九万円　株式会社中山製鋼所取締役社長　中山育雄／金八七万円　尼ヶ崎製鉄株式会社取締役社長　町永三郎／金三九万円　東都製鋼株式会社取締役社長　藤川一秋／金三二万円　淀川製鋼株式会社取締役社長　浜田正信／金三〇万円　大同製鋼株式会社取締役社長　石井健一郎／金二〇万円　株式会社日本製鋼所取締役社長　柳武／金一九万円　久保田鉄工株式会社取締役社長　小田原大造／金一二万円　特殊製鋼株式会社取締役社長　石原正美／金一〇万円　日本特殊鋼株式会社取締役社長　大河原正太

（『大東文化大学後援会報』創刊号、昭和三六年度）

## 5　経済学部経営学科増設申請の動き

### 1　昭和三七年六月一四日　大東文化大学文学部学科増設委員会

昭和三七年六月一四日　大東文化大学文学部学科増設委員会
出席者：高田、佐伯、下斗米、武井、真田の各教授、山本助教授（文学部）
参加者：野口教務課長、田川補佐
議　長：高田文学部長
　学科増設に関し、文学部としては左のように理事会へ要請することを決定す。
　一、文学部としてはなるべく近い将来において英文科の増設を要望する。なお美術学科の増設についても要望あり。以上

### 2　昭和三七年六月一五日　大東文化大学経済学部学科増設委員会　第一回

昭和三七年六月一五日　大東文化大学経済学部学科増設委員会　第一回
出席者：中村、古屋、井上、友安、小林の各教授（経済学部）
参加者：野口教務課長、田川補佐
［議事記載なし］

### 3　昭和三七年六月二二日　大東文化大学経済学部学科増設委員会　第二回

昭和三七年六月二二日　大東文化大学経済学部学科増設委員会　第二回
出席者：中村、井上、友安の各教授（小林教授は中村経済学部長へ委任）
参加者：野口教務課長、田川補佐
議　長：中村経済学部長
　経済学部としては別紙資料［略］のとおり最少の経費をもって、相当の結果を上げ得ると思料せられるので、三八年度より経営学科を是非増設されるよう理事会へ要請することを決定す。

（昭和三七年七月九日　大東文化学園理事会決議録）

**4　昭和三七年七月九日　大東文化学園理事会決議録**

（場所：東京グランドホテル）

昭和三七年七月九日　大東文化学園理事会決議録

出席理事：南條徳男理事長、手塚誠、金子昇、坂本通、小林元　㊞

理事現定数：一一名

委任状：堀田太郎、平島敏夫学長

議　案：

一、昭和三六年度決算について

二、人事に関する件

三、学校債発行について

四、磯ヶ谷悦兼、ゑい両氏の表彰について

五、経済学部に経営学科を増設することについて

六、その他

一　昭和三八年度の学費について

二　借入金に対する担保差し入れについて

三　七、八月分の収支について

四　学生寮建設資金借入辞退に関する件

議　事：

午後一時、南條理事長議長となり、開会を宣し議案の審議に入つた。まず金子事務局長から議案について詳細な説明がなされ、続いて協議を重ねた結果、全員異議なくつぎの通り可決した。

一、昭和三六年度決済について

昭和三六年度の決算については、昭和三七年六月二八日別紙決算書により、梅原、福島両監事に会計監査をうけた結果、適正なものと認められた。

二、人事に関する件

［中略］

三、学校債発行について

再審議事項原案通り承認する。

四、磯ヶ谷悦兼、ゑい両氏の表彰について

原案通り承認する。ただし、本人と協議のうえ功労金決定額のうち、五万円程度のものを記念品で贈呈するよう話しあうこと。

表彰の時期　昭和三七年九月二〇日（創立記念日）

方法　賞状を授与し特別功労金を与える。

五、経済学部に経営学科を増設することについて

教員等新たに補充する必要がなければ原案通り承認し、その申請の手続きをすること。

別紙　経営学科増設の目的

現代社会が経済学部の卒業生に強く要望していること

は、実社会に出て直ちに役立つ経営に関する諸学を身につけることである。本学において経営学科を増設せんとするゆえんは、本学の建学の精神を体得し、民族の主体性を堅持した穏健中正な、立派な経営者となるべき国民を育成し、国家社会の福祉と進展に寄与せんとするものである。なお本学科を増設することによって現在の経済学部が、一応学部としての形態を完成することになり、ひいては今後飛躍的に学生を多数収容し得る態勢が整うわけである。したがって再度にわたる委員会においても、教授会においても満場一致本学科を増設することを決議したものである。

文学部長　高田眞治　　経済学部長　中村佐一　㊞

理事長　南條　徳男　殿

（昭和三七年七月九日　大東文化学園理事会決議）

### 5　経営学科の専門教育科目

経営学科の専門教育科目（開講年次、単位数）

経済原論（二年次、四単位）、経営学総論（四年次、四単位）、経営管理論（三年次、四単位）、経営財務論（三年次、四単位）、経済史総論（一年次、四単位）、簿記学（一年次、四単位）、会計学（二年次、四単位）、原価計算論（三年次、四単位）、企業形態論（四年次、四単位）、商法一部（二年次、四単位）、商業経営論（四年次、四単位）、工業経営論（四年次、四単位）、経営工学（三年次、四単位）、生産管理論（三年次、四単位）、市場調査（三年次、四単位）、経営分析（四年次、四単位）、税務会計（三年次、四単位）、管理会計（三年次、四単位）、会計監査論（四年次、四単位）、財政学（三年次、四単位）、金融論（三年次、四単位）、貿易論（三年次、四単位）、民法（二年次、四単位）、経済地理（一年次、四単位）、工業政策（立地論）（四年次、四単位）、商業政策（四年次、四単位）、国際経済論（四年次、四単位）、国際金融論（三年次、四単位）、商業総論（二年次、四単位）、商品学（三年次、四単位）、交通論（三年次、四単位）、経営統計（三年次、四単位）、商法二部（四年次、四単位）、労働法（三年次、四単位）、工業所有権法（三年次、四単位）、日本経済論（三年次、四単位）、東南アジア経済論（四年次、四単位）、商業英語（三年次、二単位）、時事英語（三年次、二単位）、外国書講読（二年次、二単位：三年次、二単位）、経営学演習（二年次、二単位：三年次、二単位：四年次、二単位）

（国立公文書館：大東文化大学・東京　第五六の三冊

昭和三七年）

## 6　大東文化大学大学院文学研究科（修士課程）の設置認可申請

### 1　設置要項

設置者　学校法人大東文化学園

名称　大東文化大学大学院文学研究科

日本文学専攻（修士課程）　中国学専攻（修士課程）

位置　東京都板橋区志村西台町一九〇二番地

学部・学科等の名称ならびに、修業年限、学士号、入学定員および収容定員

文学部日本文学科、四年、文学士、四〇名、一六〇名（既設）、

文学部中国文学科、四年、文学士、四〇名、一六〇名（既設）、

経済学部経済学科、四年、経済学士、一〇〇名、四〇〇名（既設）、

経済学部経営学科、四年、経済学士、一〇〇名、四〇〇名（既設）、

大学院文学研究科修士課程日本文学専攻、二年、文学修士、五名、一〇名（新設）、

大学院文学研究科修士課程中国学専攻、二年、文学修士、五名、一〇名（新設）

校地　大東文化大学校地一三三三八坪うち、専用七二九五坪、共用六〇四三坪

校舎等建物　大東文化大学校舎等建物二九一五坪四合八尺うち、専用二六八九坪四合八尺、共用二二六坪

設備・図書　大東文化大学図書四〇五八二冊うち、文学部専門図書　日本文学専攻四九四〇冊（文学部日本文学科と共用）、中国学専攻一三七一一冊（文学部中国文学科と共用）　学術雑誌　大東文化大学学術雑誌四七〇種類うち、文学部学術雑誌　日本文学専攻二八〇種類（文学部日本文学科と共用）、中国学専攻四九種類（文学部中国文学科と共用）

機械器具　大東文化大学機械器具二八九三点（一般教育関係のみ）

標本　大東文化大学標本三一二点うち、文学部標本　日本文学専攻七点（文学部日本文学科と共用）、中国学専攻三二点（文学部中国文学科と共用）

開設の時期　昭和三九年四月一日

開設年次　修士課程第一年次

（国立公文書館：大東文化大学・東京　第五六の三冊　昭和三七年）

## 2　履修方法および修了の要件

大学院文学研究科（修士課程）は全日制の修業年限二年とするものとし、規定の単位科目を修得すれば、日本文学専攻者または中国学専攻者には「文学修士」の学位を授与するものとした。

一、履修方法

一　文学研究科修士課程は全日制とし、修業年限は二年とする。在学年限は四年をこえることはできない。

二　入学者は指導教員のもとに研究科各専攻に配置された学科目の履修および研究に関するすべてのことについて指導をうけなければならない。

三　単位の修得については配置された学科目について、三二単位以上（うち演習一二単位以上）を履修しなければならない。

二、修了の要件

一　文学研究科修士課程に二年以上在学し、専門科目について三二単位以上（うち演習一二単位以上）を修得し、学位論文を提出して委員会の審査に合格し、かつ最終試験に合格したものに対して修士課程修了と認め、文学修士の学位をあたえる。

（国立公文書館：大東文化大学・東京　第五六の三冊　昭和三七年）

## 3　開講学科目

大学院文学研究科日本文学専攻（修士課程）：上代文学特講（四単位）、中古文学特講（四単位）、中世文学特講（四単位）、近世文学特講（四単位）、近代文学特講（四単位）、国語学特講（四単位×二年）、上代文学演習（四単位×二年）、中世文学演習（四単位×二年）、近世文学演習（四単位×二年）、国語学演習（四単位×二年）、以上専門科目。中国文学特講（四単位）、以上関連科目。

大学院文学研究科中国学専攻（修士課程）：中国哲学特講一（四単位）、中国哲学特講二（四単位）、中国哲学特講三（四単位）、中国文学特講一（四単位）、中国文学特講二（四単位）、中国文学特講三（四単位）、中国音韻論特講（四単位）、中国哲学演習一（四単位×二年）、中国哲学演習二（四単位×二年）、中国哲学演習三（四単位×二年）、中国文学演習（四単位×二年）、以上専門科目。中国経済思想研究（四単位）、以上関連科目。

（国立公文書館：大東文化大学・東京　第五六の三冊
昭和三七年）

### 4　教員組織

大学院文学研究科日本文学専攻（修士課程）：藤森朋夫（専任教授、文学士）上代文学特講・上代文学演習、今井卓爾（兼任講師・早稲田大学大学院教授、文学博士）中古文学特講、杉浦貞俊（専任教授、文学士）中世文学特講・中世文学演習、岩田九郎（専任教授、文学博士）近世文学特講・近世文学演習、稲垣達郎（兼任講師・早稲田大学教授、文学博士）近代文学特講、佐伯梅友（専任教授、文学博士）国語学特講・国語学演習、竹田復（兼担教授、文学博士）中国文学特講。

大学院文学研究科中国学専攻（修士課程）：高田眞治（専任教授、文学博士）中国哲学特講一・中国哲学演習一、影山誠一（専任教授、文学博士）中国哲学特講二・中国哲学演習二、下斗米晟（専任教授、文学博士）中国哲学特講三・中国哲学演習三、中澤希男（兼任講師・群馬大学教授、文学士）中国文学特講一、竹田復（専任教授、文学博士）中国文学特講二・中国文学特講三・中国文学演習、河野六郎（兼任講師・東京教育大学教授、文学博士）中国音韻特講、熊野正平（兼任講師・外務省嘱託、経済学博士）中国経済思想研究。

（国立公文書館：大東文化大学・東京　第五六の三冊
昭和三七年）

# Ⅷ　東松山校舎の開校と板橋校舎の整備

## 1　東松山校地の開発および板橋校舎の拡充計画（大東文化学園理事会）

### 1　昭和四〇年四月一七日　大東文化学園理事会決議録

（場所：東京グランドホテル）

昭和四〇年四月一七日　大東文化学園理事会決議録

出席理事：南條徳男理事長、金子昇、水島廣雄、坂本通、岩澤巖、芳野国雄、神立時三郎、佐伯梅友　㊞

理事現定数：一四名

委任状：桐野一文、中山正男、大塚伴鹿

議　案：

一、昭和四〇年度学園運営要領について

二、昭和四〇年度人事・給与の決定について

三、昭和四〇年度収支予算審議について

四、講堂・体育館の建設に関する件

五、建設資金等借入について

六、国有林野（埼玉県東松山市所在）賃貸借契約および払い下げに関する件

七、大東文化大学第二高等学校設置認可申請およびこれにともなう寄附行為変更認可申請について

八、学生寮賃貸借契約について

議　事：

午後一時、南條徳男議長（理事長）が開会を宣して、議案の審議に入つた。まず金子昇常任理事から議案について総括的な説明がなされ、続いて担当者による詳細な説明に基づいて審議を重ねた結果、全員異議なく左記の通り可決された。

一、昭和四〇年度学園の運営については、別紙一の運営要領に基づき実施することを承認する。

二、昭和四〇年度人事・給与については、別紙二およびつぎの通り承認する。

イ　専任教授（経済学部長兼経済学科主任）中村佐一氏の辞職を承認（昭和四〇年三月二〇日付）し、専任教授古屋美貞氏を経済学部長および経済学科主任に任命すること。

ロ　評議員中村佐一氏の辞職にともない、古屋美貞教授を寄附行為第一五条第一項二号評議員に選任する。

ハ　安全互助会理事中村佐一氏の辞職にともない、後任として専任教授高橋梵仙氏を任命すること。

ニ　金子昇総務局長の東洋研究所所長兼務を解き、専任教授高橋梵仙氏を所長に任命すること。

三、昭和四〇年度予算については、別紙三学校法人大東文化学園昭和四〇年度収支予算案の通り暫定的に承認することとし、学生・生徒数の確定ならびに臨時部支出金の予算額が決まり次第、これを更正するものとする。

四、講堂・体育館の建設については、別紙四の通り承認する。

五、建設資金等借入については、別紙五の通り承認する。

借入先：イ　私立学校振興会　ロ　東京都私立学校振興資金（第一銀行志村支店）　ハ　板橋農業協同組合

六、国有林野（埼玉県東松山市所在）賃貸借契約については、別紙七の通り承認する。なお大東文化大学第二高等学校設置認可後、速やかにこれの払い下げ申請の手続きをとり、払い下げをうけること。

別紙七　国有林野賃貸借契約書および払い下げに関する件

従来、払い下げをうけるべく東京営林局と協議をいたしてまいりました。左記、国有林につきましては、営林局と大蔵省等の話の結果、学校等の設置認可後でなければ、これを減額払い下げすることは、国有財産特別措置法の精神からいつてもよくないということで、その前提として、昨年一〇月二二日付で国有林野貸借契約をいたしました（立木の伐採、造成工事および建築工事等ができるという条件で）。なおこの期限はすでに過ぎましたので、契約更新の手続きをいたしておりましたところ、四月一五日所轄庁であります秩父営林署長から更新のための書類がまいりました。この更新後の期間は、一応五月末日までとなつております。

所在：埼玉県東松山市大字岩殿字長坂国有林

地番：五六〇の一

面積：一一四、八二〇㎡（三四、四六〇坪）

用途：学校敷・建物用地

貸付料：一日二六九四円×一六一日＝四三三、七三四円

期間：昭和三九年一〇月二二日～昭和四〇年三月三一日

特別条件：学校の設置認可があつた日から一週間以内に、買受申請書を東京営林局に提出し、速やかに買いうけるものとすること。

七、大東文化大学第二高等学校設置については、つぎの

通り承認する。
イ　大東文化大学第二高等学校を設置し、全日制課程をおくこと。
ロ　位置　埼玉県東松山市岩殿五七八―九
ハ　開設の時期　昭和四〇年四月一日
ニ　入学定員　三〇〇名
ホ　大東文化大学第二高等学校設置認可申請に関する準備は、総務課においてその事務をおこなう。
大東文化大学第二高等学校設置にともなう寄附行為の変更については、つぎの通り承認する。
イ　第四条（設置する学校）第四号に「四　大東文化大学第二高等学校全日制課程」を加えること。
ロ　寄附行為変更認可申請の手続き準備は、総務課においてその事務をおこなう。
別紙八　大東文化大学第二高等学校設置認可申請およびこれにともなう寄附行為の変更認可申請について
　このことは、第七号議案との関連において、大東文化大学第二高等学校の設置認可およびこれにともなう寄附行為変更認可申請をおこなうもので、左記によりそれぞれ所轄庁へ書類を提出した。
一、申請書類提出先：イ　大東文化大学第二高等学校設置認可申請書　埼玉県、ロ　寄附行為変更認可申請書　埼玉県を経て文部省
二、申請書類提出年月日：昭和四〇年三月二三日
（昭和四〇年四月一七日　大東文化学園理事会決議）

## 2　昭和四〇年四月一七日　昭和四〇年度運営計画書

昭和四〇年四月一七日　昭和四〇年度運営計画書
学校法人　大東文化学園

指　針

一、本学創設の精神は東洋古典の深奥かつ雄大なる思想と、西洋科学の広範かつ精緻なる知識とよく融合併用し、内にありては国民思想の健全なる発展をはかり、外に対しては、その成果を提示して世界文化の興隆を寄与せんとするにあり。したがつて、本学園はつねに進歩的政策を断行し、豊かにして堅実なる学園を形成するとともに、まず国民思想の教導に任ずべき教職者相互の研究と、青年学徒教育の徹底に重点をおくものとす。
一、当該教職者の担当すべき任務は創設の精神に則り、逐次その研究成果を発表し、新時代に即応すべき全国的教化運動を展開し、祖国愛を振起して我が民族の発

展と興隆をはかり、かつ国際道義を宣揚して、世界の平和確立に努むるとともに青年学徒の教育にあたる。

一、青年学徒の教育については知育、徳育、体育の本旨をよく調和し、つねに明るい希望と正しい方向を与え、日本人としての自主独立の精神を涵養し、民族の誇りと自覚を堅持せしめ、世界の人びとより尊敬と信頼をうけ得る人物を育成す。

昭和四〇年度運営要領

一、教育内容の充実と向上

本学園は大学、大学院、高校、医専それぞれの教育方針を基調とし、よく学生生徒を指導し、もつぱら教学および研究の内容充実に重点を施行するとともに、学力の向上、人物の練磨をはかり、学園の権威と実績を挙げるものとする。

一　学科目の編成および教員組織は設置基準によるも、内容によりては増減を考慮する。

二　講座のもち時間については、専任教員を主として学生生徒との接触を密接にし、親近感をもたしめる。そのため、受講者少数の場合は特殊な学科目を除き廃止する。

三　図書館の施設設備を充実し、学生生徒の習学を向上せしむる。

四　学生の厚生指導にはとくに留意し、研究室、生活相談室を整備し、かつクラスごとに担当者を定め、堅実なる校風を確立する。また道徳講座、講演会等を随時に開設するとともに、クラブ活動における部長制を確立して、これを指導援助し、志気を鼓舞し、教養を高める。とくに学生寮は、一般学生に与える影響大なるをもつて、これが指導には万全を期す。

五　父兄会、後援会、同窓会をよく指導し、家庭との緊密なる連絡を保持しつつ、豊かなる学生生活を体験せしむる。

六　医専の短大昇格を期し、認可に関する諸準備を進める。

二、対外活動の積極化

本学園は各機関の有機的連絡の下、東洋の学問、思想、技術の振興普及をはかるいつぽう、アジアおよび国際政経の学問、人事の交流を深め、対外的な広報活動を期す。

一　学会および東洋研究所の人事機構を改組し、統一ある活動の下、成果を期待する。

二　アジアおよび国際関係文化関係との連携

三　講師学生の交換派遣
四　出版活動
五　公開講座の増設
六　講演会、研究会、展覧会競技会等の随時開催

三、財政の調整と確立

本学園は財政五ヵ年計画の三年度として、内にありてはもつぱら財政の合理化を期し、経常部面の安定をはかりつつ旧債を消化し、臨時部面において建設設備資金導入に努力する。着眼としては、一般の施設・設備を制限し、不急のものはこれを節し、主として人事関係の待遇を伸長す。

一　極力、学生の大量募集をおこない、収入の増大をはかる。
二　寄附金、学債の募集

四、建設事業の推進

本学園は、今後における学生の増大を考慮し、左記の建設を進める。

一　講堂（体育館）の建設
二　教室の改装および増設（講堂に附設）
三　管理棟内改装
四　荒川における運動場の獲得、整備
五　校地周辺の植樹および美化
六　一般体育施設（テニスコート、洋弓、ゴルフ、バレーボール、バスケット）
七　公有地の払い下げ、整地（埼玉県）
八　附属第二高等学校建設準備

組織ならび人事

一、学園法人関係

一　理事：理事長　南條徳男（衆議院議員・学長）／理事　金子昇（総務局長・教職員）、川西正鑑（教授・学識経験者）、中山正男（日本ユースホステル協会副会長・学識経験者）、水島廣雄（そごう社長・学識経験者）、山地寿（岸事務所・学識経験者）、赤尾好夫（旺文社社長・学識経験者）、芳野国雄（教授・教職員）、古屋美貞（教授・教職員）、佐伯梅友（教授・教職員）、岩澤巖（会社重役・卒業生）、神立時三郎（三愛石油重役・卒業生）、大塚伴鹿（越谷市長・卒業生）、坂本通（高校長・学校長）、桐野一文（医専校長・学校長）

二　監事：梅原保（公認会計士）、福島豊松（公認会計士）

三　顧問：賀陽恒憲（皇族）、酒井忠正（華族）、尾張眞之介（元理事長）、須藤喜三郎（元理事）、平島敏夫（元学長）

四　評議員：南條德男（衆議院議員・学長）、桐野一文（医専校長・学校長）、坂本通（高校長・学校長）、山地寿（岸事務所・理事）、中山正男（日本ユースホステル協会副会長・理事）、水島廣雄（そごう社長・理事）、川西正鑑（教授・理事）、赤尾好夫（旺文社社長・理事）、芳野国雄（教授・理事）、藤野岩友（国学院大学教授・卒業生）、河田常吉（錦城高校校長・卒業生）、岩澤巖（会社重役・卒業生）、猪口篤志（教授・卒業生）、藤村通（茨城大学教授・卒業生）、神立時三郎（三愛石油重役・卒業生）、大坂泰（高校教諭・卒業生）、大塚伴鹿（越谷市長・卒業生）、佐伯梅友（教授・教職員）、下斗米晟（教授・教職員）、古屋美貞（教授・教職員）、武井亮吉（教授・教職員）、山内一雄（教授・教職員）、金子昇（総務局長・教職員）、野口正之（庶務部長・教職員）、大西経信（総務部長・教職員）、福田赳夫（衆議院議員・学識経験者）、綾部健太郎（衆議院議員・学識経験者）、永野護（実業家・学識経験者）、臼井皎二（実業家・学識経験者）、長又寿夫（前営林局長・学識経験者）、村田克巳（助教授・学識経験者）、川船勲（会社重役・学識経験者）

五　参与：韮沢房一郎（書道教授）、堀江知彦（書道教授）、佐々木泰南（書道教授）、徳野大空（書道教授）、高橋盤城（書道教授）、清水昆莞（会社社長）、宮田雄介（日本精神文化研究所長）、井上延太郎（元教育委員長）、畠山裕（高校教諭）、荒井長三郎（実業家）、山口長政（板橋農協会長）

六　大東文化大学創立四〇周年記念事業委員会：委員長　南條德男（理事長）／副委員長　金子昇（常任理事）／委員　村田克巳（後援会事務局長）、岡田本（大学父兄会会長）、藤野岩友（同窓会長）、佐伯梅友（教授）、古屋美貞（教授）、坂本通（高校長）、桐野一文（医専校長）

七　常務審議会：南條德男（学長・理事長）、金子昇（総務局長・常任理事）、川西正鑑（教授・常任理事）、古屋美貞（経済学部長・理事）、佐伯梅友（文学部長・理事）、坂本通（高校長・理事）、桐野一文（医専校長・理事）

八　法人総務局：（総務局長）金子昇、（秘書室室長

［部長待遇］）笹井達一郎、（医務室室長［兼］）桐野一文、（総務部部長）大西経信、（総務課課長）下田博一、（用度管理課課長）新家乙三郎、（経理部部長）寺師勝則、（会計課課長）荒井民吉

九　安全互助会：（理事長）金子昇、（理事）高橋梵仙、坂本通、桐野一文／（運営審議会委員）佐伯梅友、山内一雄、武井亮吉、笹井達一郎、大西経信、寺師勝則、野口正之、田川一巳、下田博一、成田勝太郎、寺尾正一、有山宗六、影山誠一、佐々木勝男／（監事）岡田本、斎藤芳一

二、大東文化大学関係：（学長）南條徳男

一　学部学科長：（文学部長）佐伯梅友、（日本文学科主任［兼］）佐伯梅友、（中国文学科主任）下斗米晟、（経済学長）古屋美貞、（経済学科主任［兼］）古屋美貞、（経営学科主任）友安亮一

二　教授会：（文学部）佐伯梅友、下斗米晟、高田眞治、竹田復、影山誠一、真田但馬、樫村勝、吉村五郎、小沢準作、岩田九郎、松井郁次郎、松浦貞俊、藤森朋夫、小島政雄、（経済学部）古屋美貞、友安亮一、高橋梵仙、武井亮吉、田中千代松、市野沢寅雄、倉橋治助、山内一雄、山岡通暲

三　大学院：（委員長）高田眞治、（事務室長［兼］）田川一巳、（室長補佐）小沢誠

四　図書館ならび図書運営委員会：（館長［兼］）武井亮吉、（課長）笠原謙二郎

図書運営委員会：（図書館長）武井亮吉、（人文）市野沢寅雄、（社会）山岡通暲、（自然）和田優、（英語）小沢準作、（中国語）吉村五郎、（教職）樫村勝、（教職）渡辺正亥、（教職）和田吉人、（日本文学）佐伯梅友、（中国文学）小島政雄、（経済学）高橋梵仙、（経済学）山内一雄、（経済学）中平栄一、（事務局長）金子昇

五　学会：（国文学会）佐伯梅友、（漢文学会）高田眞治、（経済学会）古屋美貞

六　東洋研究所：（所長［兼］）高橋梵仙、（次長）村田克巳、（事務長）大久保達正

七　大学事務局：（事務局長［兼］）金子昇、（教務部部長［兼］）友安亮一、（教務課課長）田川一巳、（学生部部長［兼］）山内一雄、（学生課課長）成田勝太郎、（学生課補佐）鏡光昭、（就職課課長）佐藤邦彦、（庶務部部長）野口正之、（庶務課課長［兼］）野口正之、（広報課課長）渡辺功一

三、高等学校関係：
一　（校長）　坂本通
二　（教頭）　寺尾正一
三　教務主任
四　部（係）長
（総務部部長）降旗修、（教務部部長）大木得三、（教科・授業係）遠藤輝紀、（文書・公簿係）長江鋭郎、（生活指導部部長）山田富郎、（生活指導係）山田富郎、（生徒会指導係）久久湊靖夫、（進路指導部部長）中山幸三郎、（進学指導係）中山幸三郎、（就職指導係）松下右輔、（保健・体育部部長）森健、（体育指導係）森健、（保健指導係）波多野伸、（図書部部長）鈴木宏、（図書室係）中村正、（視聴覚教育部部長）渡辺勲、（事務部部長）前田三治、（庶務係）、（用度係）、（会計係）、（整備係）

四、大東医学技術整復専門学校関係
一　学校組織：（校長）桐野一文、（副校長）有山宗六、（衛生検査科長［兼］）桐野一文、（教務主任）和田浩、（柔道整復科長）宮本朝之助、（教務主任）仙波忠雄
二　事務組織：（部長［兼］）有山宗六
イ　衛生検査科事務：一　教務係主任（兼）和田浩、田中和雄、小島恵子　二　庶務係主事　飯塚光子、金子昌代　三　生徒補導係主任（兼）有山宗六、（兼）和田浩
ロ　柔道整復科事務：一　教務係主任（兼）仙波忠雄、小山覚次郎　二　庶務係主事（兼）小山覚次郎、（兼）飯塚光子　三　生徒補導係主任（兼）宮本朝之助、（兼）仙波忠雄
三　衛生検査科運営委員会：（学園代表・常任理事）金子昇、（順天堂大学病院中央検査部）小酒井望、（日大板橋病院中央検査科）伊藤武雄、（日大駿河台病院中央検査科）土屋俊夫、（昭和医科大学病院中央検査科）石井暢、（東京第二病院中央検査科）倉光一郎、（東京医科大学病院中央検査科）福武勝博、（講師代表・順天堂大学）林康之、（講師代表・日本大学）山口康夫、実習病院検査科技術者代表・各一名
後援会関係（アイウエオ順）
後援会長　岸信介（前総理大臣）
副会長　椎名悦三郎（前通産大臣）、司忠（丸善社長）、福田赳夫（元農林大臣）
運営委員　足立正（東京商工会議所会頭）、綾部健太郎（衆議院議員）、石井光次郎（元通産大臣）、牛島辰弥

（帝都高速度交通営団総裁）、賀屋興宣（元大蔵大臣）、河合良成（小松製作所社長）、清瀬一郎（衆議院議長）、小菅宇一郎（伊藤忠社長）、五島昇（東急社長）、坂信弥（大商証券社長）、佐藤喜一郎（三井銀行会長）、佐野隆一（鉄興社社長）、菅礼之助（前東京電力会長）、高碕達之助（元通産大臣）、高木幹夫（東京海上火災社長）、飛島斉（飛島土木社長）、永野護（元運輸大臣）、中部謙吉（大洋漁業社長）、永野重雄（富士製鉄社長）、新関八洲太郎（三井物産会長）、挟間茂（住宅公団総裁）、檜垣文市（安田火災社長）、藤山愛一郎（国務大臣）、藤山勝彦（大日本製糖社長）、藤井崇治（電源開発総裁）、俣野健輔（飯野海運社長）、諸井貫一（秩父セメント社長）、安岡正篤（文学博士）、山岡荘八（作家）

監事　中島慶次（王子製紙社長）、高城元（日本商工会議所専務理事）

賛助会員　石橋正二郎（ブリジストンタイヤ社長）、曾志崎誠二（第一信託社長）、萩原吉太郎（北海道炭鉱汽船社長）、本田弘敏（東京ガス社長）

（昭和四〇年四月一七日　大東文化学園理事会承認）

### 3　昭和四〇年九月二一日　大東文化学園理事会・評議員会（合同）決議録

（場所：東京グランドホテル）

昭和四〇年九月二一日　大東文化学園理事会・評議員会（合同）決議録

出席理事：南條徳男理事長、金子昇、古屋美貞、坂本通、岩澤巖、神立時三郎、芳野国雄、桐野一文 ㊞

出席評議員：南條徳男、金子昇、古屋美貞、坂本通、岩澤巖、神立時三郎、芳野国雄、桐野一文、綾部健太郎、長又寿夫、臼井皎二、河田常吉、大西経信、山内一雄、高木栄三、武井亮吉 ㊞

委任状（理事・評議員）：赤尾好夫、佐伯梅友、山地寿、水島廣雄

委任状（評議員）：村田克巳、大坂泰、下斗米晟

（理事・現定数一五名、評議員・現定数三三名）

議　案：

一、昭和三九年度決算について

二、昭和四〇年度臨時部予算について

三、講堂・体育館建築請負契約内容一部変更について

四、運営資金借入について

五、授業料等学費変更について

六、国有財産買収について
七、大型バス売却について
八、就業規則一部変更について

議　事：

一二時四〇分、南條徳男議長（理事長）開会を宣し、挨拶、続いて金子昇常任理事および担当者から議案についての詳細な説明があり、逐次審議を重ねた結果、それぞれつぎのように決定した。

一、昭和三九年度決算については、別紙一の通り承認する。ただし、芳野国雄理事から質疑のあつた科目名「当期利益金」は、「当期剰余金」にすべきかどうかについて、所轄庁等の意見を聞いて処置すること。

二、昭和四〇年度臨時部予算については、別紙二の通り承認する。

三、講堂・体育館建築請負契約内容変更については、別紙三の通り承認する。

四、運営資金借入については、別紙四の通り承認する。

五、授業料等学費変更については、別紙五の通り承認する。

六、国有財産買収については、別紙六の通り承認する。

別紙六　国有財産買収について　先に秩父営林署と賃貸契約をいたしておりました国有林野について、昭和四〇年九月六日付払い下げが決定、東京営林局と国有財産売買契約を国有財産特別措置法第三条の規定に基づき、左記の通りおこなうこと。

一　買収物件　埼玉県東松山市大字岩殿字長坂　五六〇―一　四反四畝一一歩　五六〇―三　四町八反八畝六歩　五六〇―四　六町一反六畝二歩　計　一一町四反八畝一九歩

二　買収代金　金二六二〇万円

三　契約保証金　金二六二万円

四　買収代金の支払い年月日　昭和四〇年九月二一日

五　所有権の移転および登記　昭和四〇年九月六日買収代金、金二六二〇万円完納にともない、所有権学園に移転。昭和四〇年九月一四日保存登記完了。

六　用途の指定　学校施設用地

七　指定用途に供すべき始期　昭和四二年六月三日までに学校施設用地として供じ、七年間引き続いて学校施設用地に供ずる。

七、大型バス売却については、別紙七の通り承認する。

八、就業規則一部変更については、別紙八の通り承認する。

（昭和四〇年九月二一日　大東文化学園理事会・評議員

会合同決議）

**4　昭和四一年七月四日　大東文化学園理事会・評議員会（合同）決議録**

（場所：東京グランドホテル）

昭和四一年七月四日　大東文化学園理事会・評議員会（合同）決議録

出席理事：南條徳男理事長、金子昇、山地寿、水島廣雄、中山正男、古屋美貞、坂本通、佐伯梅友、芳野国雄、桐野一文　㊞

出席評議員：南條徳男、金子昇、山地寿、水島廣雄、中山正男、古屋美貞、坂本通、佐伯梅友、芳野国雄、桐野一文、下斗米晟、野口正之、臼井皎二、村田克巳、長又寿夫、藤野岩友、大西経信　㊞

委任状：赤尾好夫、岩澤巖、神立時三郎、福田赳夫、永野護、武井亮吉、大塚伴鹿、川船勲、高木栄蔵、綾部健太郎、河田常吉

（理事・現定数一四名、評議員・現定数三六名）

議　案：

一、大学学部・学科等の増設および学生定員の変更ならびにこれにともなう東松山・板橋開発について

二、昭和四二年度授業料等学費について

三、昭和四一年度私立学校振興会借入申し込みについて

四、寄附申し込みについて

五、東京都私立学校教育助成金申請について

六、大東文化大学第二高等学校廃止について

七、旅費規程の一部変更ならびに旅費規程細則の制定について

八、第二回後援会による寄附募集について

九、医専特待生選考について

議　事：

正午、南條徳男議長（理事長）が開会を宣し、議案の審議に入つた。まず金子昇常任理事から議案についての総括的な説明がなされ、続いてそれぞれ担当者による詳細な説明に基づいて審議を重ねた結果、全員異議なく下記の通り可決された。

一、大学学部・学科等の増設および学生定員の変更ならびにこれにともなう東松山・板橋開発については、別紙一の通りこれを承認する。

別紙一の一　大学学部、学科等の増設および学生定員の変更ならびにこれにともなう東松山、板橋開発につい

て

一　学部・学科等の増設（定員変更を含む。以下、同じ）計画案

イ　学部・学科の学生定員を、つぎの通り変更（増員）する（昭和四二年度）。

文学部日本文学科　入学定員四〇名、収容定員一六〇名／変更後入学定員一〇〇名、収容定員四〇〇名／増員数　入学定員六〇名、収容定員二四〇名

文学部中国文学科　入学定員四〇名、収容定員一六〇名／変更後入学定員四〇名、収容定員一六〇名／増員数　入学定員〇名、収容定員〇名

文学部（計）　入学定員八〇名、収容定員三二〇名／変更後入学定員一四〇名、収容定員五六〇名／増員数　入学定員六〇名、収容定員二四〇名

経済学部経済学科　入学定員一〇〇名、収容定員四〇〇名／変更後入学定員二〇〇名、収容定員八〇〇名／増員数　入学定員一〇〇名、収容定員四〇〇名

経済学部経営学科　入学定員一〇〇名　収容定員四〇〇名／変更後入学定員一五〇名、収容定員六〇〇名／増員数　入学定員五〇名、収容定員二〇〇名

経済学部（計）　入学定員二〇〇名、収容定員八〇〇名／変更後入学定員三五〇名、収容定員一四〇〇名／増員数　入学定員一五〇名、収容定員六〇〇名

文・経済学部（計）　入学定員二八〇名、収容定員一二〇名／変更後入学定員四九〇名、収容定員一九六〇名／増員数　入学定員二一〇名、収容定員八四〇名

ロ　文学部に英米文学科を増発する。

開設時期：昭和四二年四月一日／学生定員：入学定員五〇名、収容定員二〇〇名

ハ　大学院文学研究科に博士課程を増設する。

開設時期：昭和四二年四月一日／学生定員：入学定員二名、収容定員六名

ニ　大学院に経済学研究科を増設する。

開設時期：昭和四三年四月一日／専攻課程：経済学専攻修士課程／学生定員：入学定員五名、収容定員一〇名

ホ　法学部を設置する。

開設時期：昭和四三年四月一日／学科組織：法律学科／学生定員：入学定員一五〇名、収容定員六〇〇名

ヘ　学部・学科等増設にともない、つぎの通り教員を補充する。

一般教育科目（教員定員）教授九名、助教授・講師九名　現員数　教授四名、助教授・講師三名、補充すべき

人数　教授五名、助教授・講師六名、計一一名
　人文科学系（教員定数）教授三名、助教授・講師二名／補充すべき人数　教授一名、助教授・講師一名／現員数　教授二名、助教授・講師一名、計三名
　社会科学系（教員定数）教授二名、助教授・講師二名／現員数　教授一名、助教授・講師一名／補充すべき人数　教授一名、助教授・講師一名、計二名
　自然科学系（教員定数）教授四名、助教授・講師四名／現員数　教授二名、助教授・講師〇名／補充すべき人数　教授二名、助教授・講師四名、計六名
　外国語科目（教員定数）教授五名、助教授・講師五名／現員数　教授一名、助教授・講師八名／補充すべき人数　教授四名、助教授・講師〇名、計四名
　保健体育科目（教員定数）教授一名、助教授・講師一名／現員数　教授〇名、助教授・講師二名／補充すべき人数　教授一名、助教授・講師〇名、計一名
　一般教育・外国語・保健体育科目計（教員定数）教授一五名、助教授・講師一五名／現員数　教授五名、助教授・講師一三名／補充すべき人数　教授一〇名、助教授・講師六名、計一六名
　専門教育科目・文学部日本文学科（教員定数）教授三名、助教授・講師三名／現員数　教授四名、助教授・講師六名／補充すべき人数　教授〇名、助教授・講師〇名、計〇名
　中国文学科（教員定数）教授三名、助教授・講師二名／現員数　教授五名、助教授・講師〇名／補充すべき人数　教授〇名、助教授・講師〇名、計〇名
　英米文学科（教員定員）教授三名、助教授・講師三名／現員数　教授二名、助教授・講師四名／補充すべき人数　教授一名、助教授・講師〇名、計一名
　文学部計（教員定数）九名、助教授・講師八名／現員数　教授一一名、助教授・講師一〇名／補充すべき人数、教授一名、助教授・講師〇名、計一名
　専門教育科目・経済学部経済学科（教員定数）教授六名、教授（修士）一名、助教授・講師六名、助教授・講師（修士）一名／現員数　教授四名、助教授・講師一名／補充すべき人数　教授二名、教授（修士）一名、助教授・講師五名、助教授・講師（修士）一名、計七名（修士）二名
　経営学科（教員定数）教授五名、助教授・講師五名／現員数　教授四名、助教授・講師一名／補充すべき人数　教授一名、助教授・講師四名、計五名

経済学部計（教員定数）教授一一名、教授（修士）一名、助教授・講師一一名、助教授・講師（修士）一名／現員数　教授八名、助教授・講師二名／補充すべき人数　教授三名、教授（修士）一名、助教授・講師九名、助教授・講師（修士）一名、計一二名（修士）二名

専門教育科目・法学部法律学科（教員定数）教授七名、助教授・講師七名／現員数　教授〇名、助教授・講師〇名／補充すべき人数　教授七名、助教授・講師七名、計一四名

合計（教員定数）教授四二名、教授（修士）一名、助教授・講師四二名、助教授・講師（修士）一名／現員数　教授二四名、助教授・講師二五名／補充すべき人数　教授二一名、教授（修士）一名、助教授・講師二二名、助教授・講師（修士）一名、計四三名（修士）二名

ト　学部学科等増設にともない、つぎの通り図書および学術雑誌（マイクロフィルムを含む）を補充する。

図書（基準数）一般教育科目　人文科学系一〇〇〇冊以上、図書（現員数）一四八二冊、不足数〇／図書（基準数）社会科学系一〇〇〇冊以上、図書（現員数）一三七九冊、不足数〇／図書（基準数）自然科学系一〇〇〇冊以上、図書（現員数）一四二三冊、不足数〇／図書（基準数）一般教育科目計三〇〇〇冊以上、図書（現員数）四二八四冊、不足数〇／図書（基準数）外国語科目、英語一〇〇〇冊以上、図書（現員数）一九五九冊、不足数〇／図書（基準数）中国語一〇〇〇冊以上、図書（現員数）一八〇〇冊、不足数〇／図書（基準数）独逸語一〇〇〇冊以上、図書（現員数）一五九七冊、不足数〇／図書（基準数）外国語科目計三〇〇〇冊以上、図書（現員数）五三五六冊、不足数〇／図書（基準数）保健体育科目、三〇〇冊以上、図書（現員数）一〇七一冊、不足数〇／図書（基準数）専門教育科目　文学部八〇〇〇冊以上、図書（現員数）二二一二〇冊、不足数二〇〇〇冊以上、学術雑誌（基準数）三〇種以上／図書（基準数）日本文学科二〇〇〇冊以上、図書（現員数）七五九八冊、不足数〇／図書（基準数）中国文学科二〇〇〇冊以上、図書（現員数）一四五二二冊、不足数〇／図書（基準数）英米文学科二〇〇〇冊以上、図書（現員数）〇、不足数二〇〇〇冊以上／図書（基準数）経済学部二〇〇〇〇冊以上、図書（現員数）一六一五五冊、不足数三八四五冊、学術雑誌（基準数）五〇種以上、学術雑誌（現員数）一四九種、不足数〇／図書（基準数）経済学科五〇〇〇冊以上、図書（現員数）一一三〇九冊、不足数〇／図書（基

準数）経営学科五〇〇〇冊以上、図書（現員数）四八四六冊、不足数一五四冊以上／図書（基準数）法学部一〇〇〇〇冊以上、図書（現員数）〇、不足数一〇〇〇〇冊以上、学術雑誌（基準数）五〇種以上、学術雑誌（現員数）〇、不足数五〇種以上／図書（基準数）法律学科一〇〇〇〇冊以上、図書（現員数）〇、不足数一〇〇〇〇冊以上、図書（基準数）合計四四三〇〇冊以上、図書（現員数）四八九八六冊、不足数一五八四五冊以上、学術雑誌（基準数）一三〇種以上

二　学部・学科等増設にともなう東松山、板橋開発計画（案）について

学部・学科等の増設計画を実施するにあたり、つぎの通り校地・校舎等一般施設が設置基準と比べて不足してくるので、これをさらに整備、充実する。なお校地・校舎の関係において、一般教育課程（主として一、二年）を東松山、専門課程（三、四年）を板橋でそれぞれ授業をおこなう。

イ　校地：最低基準面積　二四九〇〇坪、現有面積　六七三八坪（板橋校地高校校舎敷地分を除く）、差引不足面積　一八一六二坪

㈠　この不足面積を補うため、東松山校地三四四五九坪を、別紙一の二計画書（案）の通り造成、整備する。なお、板橋校地の植樹・造庭等計画を立案実施する。

ロ　校舎：最低基準面積（講堂、体育館は含まれない）四一五〇坪、現有面積　二五八七坪四六、差引不足面積　一五六二坪五四

㈠　この不足面積を補うため、東松山に別紙一の二校舎等建築計画書（案）の通り建築工事をおこなう。なお、実際には学生定員の約三倍近くの学生数を収容する予定で計画されているから、最低基準面積では授業に支障が生じる。したがつて、当該校舎建築等計画においては、当然このことが考慮されている。

㈡　昭和四一年六月一六日、文部省から視学委員来校、とくに本学の経済学部について実施視察がなされた。そのとき、とくに教員研究室および図書館の不備を指摘されて、使用中の木造建物（二二五坪九九）が老朽化しており、非常に危険な状態になつてきている。したがつて、これを取り壊し、この後に食堂・売店等を含めた厚生施設と教員研究室、その他大学院用教室等考慮のうえ、鉄筋コンクリート造四階建、建物の建築をおこなう。建築予定面積約一

二〇〇坪、建築の時期は全体計画を考慮のうえ、適当な時期を選ぶこと。

別紙一の二　東松山校舎等建設計画（案）：建物

イ　校舎（第一講義棟）　一四〇〇坪　一四七〇〇〇千円

ロ　校舎（第二講義棟）　一〇九九坪　一一一五三九五千円

ハ　校舎（実験室）　一九七坪　二三六四〇千円

ニ　校舎（英語演習室）　一二一坪　一四五二〇千円

ホ　校舎（教員研究室）　一五一坪　一五八五五千円

ヘ　管理棟（本部）　三四七坪　三八一七〇千円

ト　図書館　二七七坪　二九〇八五千円

チ　体育館　六〇〇坪　三九〇〇〇千円

リ　厚生センター　三一七坪　三三二八五千円

ヌ　独身職員および学生寮（大食堂および浴場を含む）　六九〇坪　六九〇〇〇千円

ル　職員宿舎（世帯向け）　二二五坪　二二五〇〇千円

ヲ　運動部合宿施設　五五〇坪　五五〇〇〇千円

ワ　ボイラー室　一八坪　一〇八〇千円

カ　電気室　七〇坪　四二〇〇千円

計　面積六〇六二坪　所要経費六〇七七三〇千円

校地造成および体育施設　東松山校地三四四五九坪の造成工事をおこない、そのうち、校舎等建物敷地部分を除いて、つぎの通り体育施設を整備する。

イ　野球場　一点　四六八四坪

ロ　ラグビー場　一点　共用（ハ・ニ）

ハ　サッカー場　一点　共用（ロ・ニ）

ニ　陸上トラック　一点　共用（ロ・ハ）　四八四〇坪

ホ　テニスコート　四点　一〇八九坪

ヘ　バスケットコート　二点　六〇五坪

ト　バレーボールコート　四点　一〇五九坪

チ　バドミントンコート　六点　七二六坪

リ　洋弓場　一点　九九八坪

ヌ　土俵　一点　四三七坪

三　東松山・板橋開発計画実施にともなう財政計画（案）について　学部・学科等増設にともなう東松山・板橋の開発をおこなうための財政計画（案）は、別紙一の三［略］の通りである。

四　学部・学科等増設計画（案）、東松山・板橋開発計画（案）ならびにこれにともなう財政計画（案）等を

研究審議するため、理事会の諮問機関として別紙一の四の通り委員会を設置し、それぞれの事項について答申させる。これらの事務は、総務課（一部、教務課）において取り扱うものとする。なお、学部・学科等の増設申請および届出の準備はこれを速やかにおこない、かならず期日までに書類が提出できるようにする。

別紙一の四　学園振興発展ならびに施設・設備の充実計画の立案に関し、総務課（二　教育計画委員会は教務課）において事務をつかさどることとなるが、理事会および常務審議会の諮問機関として、つぎの委員会を設け、これら計画の審議をおこない答申させることとする。

一　建設委員会

東松山校地開発と板橋校舎拡充との総合計画の審議をおこなうために、建設委員会に東松山開発委員会および板橋校舎拡充委員会をおく。委員長および委員を、下記の通りとする。建設委員会委員長：金子昇／委員：佐伯梅友、古屋美貞、坂本通、有山宗六、小島政雄、村田克巳、芳野国雄、笹井達一郎、大西経信、寺師勝則、野口正之、下田博一　計一三人

イ　東松山開発委員会：東松山校地の開発全体計画の立案に関する審議をおこなう。委員長および委員を、つぎの通りとする。東松山開発委員会委員長：大西経信／委員：有山宗六、寺師勝則、村田克巳、和田優、下田博一、渡辺功一、田川一巳、成田勝太郎、田島侃光　計一〇人

ロ　板橋校舎拡充委員会：板橋校地における東側木造建物の取り壊しとその後に建てる建物とを考慮して、建築物の利用計画および造成、植樹等造庭計画の立案に関する審議をおこなう。なお、現食堂等建物のあとに建築するものについては、聞き取りその他設計について相当研究をすること。板橋校舎拡充委員会委員長：村田克巳／委員：笹井達一郎、大西経信、寺師勝則、野口正之、下田博一、新家乙三郎、荒井民吉、渡辺功一、佐藤邦宏、田川一巳、成田勝太郎、田島侃光、佐伯梅友、古屋美貞、岩田九郎、竹田復、高橋梵仙、田中千代松、坂本通、有山宗六　計二一人

二　教育計画委員会

大学学生の急増に備えて、今年度は大幅に定員を増加しなければならないので、大学設置基準を参照に、現在の学部学科の教育計画の立案について審議をおこなうため、教育計画委員会を設ける。委員長および委員を、下

記の通りとする。教育計画委員会委員長：小島政雄／委員：佐伯梅友、岩田九郎、竹田復、古屋美貞、高橋梵仙、田中千代松、武井亮吉、小沢準作、市野沢寅雄、吉村五郎、村田克巳、樫村勝、和田優、石田保昭、小沢誠、真田但馬、田川一巳、下田博一、笠原謙二郎　計二〇人

三　博士課程増設委員会

大学院文学研究科博士課程の増設計画の立案について審議をおこなうため、博士課程増設委員会を設ける。当該博士課程は、昭和四一年度届出（協議のうえ）、昭和四二年度開設とする。したがつて、一一月三〇日までに届出書を提出できるようにすること。委員長および委員を、下記の通りとする。博士課程増設委員会委員長：竹田復／委員：影山誠一、下斗米晟、佐伯梅友、岩田九郎、松浦貞俊、田川一巳、笠原謙二郎、下田博一　計九人

四　英米文学科増設委員会

文学部に英米文学科を増設するので、これが計画の立案について審議をおこなうため、英米文学科増設委員会を設ける。英米文学科は、昭和四一年度届出（協議のうえ）、昭和四二年度開設とする。したがつて、九月三〇日までに届出書を提出できるようにすること。委員長および委員は、下記の通りとする。英米文学科増設委員長：武井亮吉／委員：小沢準作、宗片邦義、田川一巳、下田博一、笠原謙二郎　計六人

五　経済学研究科修士課程設置委員会

大学院に経済学研究科修士課程を設置するので、これが計画の立案について審議をおこなうため、経済学研究科修士課程設置委員会を設ける。経済学研究科修士課程は、昭和四二年度申請、昭和四三年度開設とする。したがつて、昭和四二年一一月三〇日までに申請書を提出できるようにすること。委員長および委員を、下記の通りとする。経済学研究科修士課程委員会委員長：古屋美貞／委員：高橋梵仙、田中千代松、佐藤良輔、田川一巳、下田博一、笠原謙二郎　計七人

六　法学部設置準備委員会

大学に法学部を設置するので、これが計画の立案推進について審議をおこなうため、法学部設置準備委員会を設ける。法学部は昭和四二年度申請、昭和四三年度開設とする。したがつて、昭和四二年度九月三〇日までに申請書を提出できるようにすること。委員長および委員を、下記の通りとする。法学部設置準備委員会委員長：古屋美貞／委員：高橋梵仙、田中千代松、山岡通暲、村田克巳、佐藤良輔、田川一巳、下田博一、笠原謙二郎　水島

廣雄　計一〇人

二、昭和四二年度大学・医専の授業料等学費については、別紙二（原案の内、大学授業料七〇、〇〇〇円を六〇、〇〇〇円に修正）の通り承認する。なお大学授業料の原案七〇、〇〇〇円を六〇、〇〇〇円としたために生じる当該年度の財政不足は、大学後援会において募金してこれを補う。

三、昭和四一年度私立学校振興会借入申し込みについては、別紙三［略］の通り承認する。

四、東松山校地に隣接する東武鉄道株式会社所有の三一四五坪の土地については、別紙四［略］の通り寄附申し込みをすることを承認する。

五、昭和四一年度東京都私立学校教育助成金申請については、別紙五［略］の通り承認する。

六、大東文化大学第二高等学校は、別紙六によりこれを廃止する。

別紙六　大東文化大学第二高等学校廃止について

昭和四〇年一月三〇日付で申請し、昭和四〇年四月一七日付で認可になつております大東文化大学第二高等学校（生徒定員九〇〇人）は、昭和四〇年四月一日開設の予定で準備をしてきましたが、諸般の事情により開設しないまま今日に至つております。その後種々調査・研究した結果、これから当該地区（東松山市岩殿）における高校の開設は、高校生徒の減少が激しくなつております折柄、きわめて財政的に困難を予想せざるを得ない状況になつてまいりました。したがつて、大東文化大学第二高等学校を廃止し、これに代わつて、この場所に大東文化大学教養部を設置する。なお廃止認可申請の時期は、大学の学生定員変更届出の時期と同じにする。

七、旅費規程の一部変更ならびに旅費規程細則の制定については、常務審議会に審議決定することを一任する。

八、大東文化大学後援会により第二回寄附募集をおこない、これを建設資金に充てる（募金目標額一億円）。

九、医専校長桐野一文氏より推薦のあつた特待生について、別紙推薦書の通り承認する。

（昭和四一年七月四日　大東文化学園理事会・評議員会合同決議）

## 2　東松山校舎開設後の学生および教職員

### 1　昭和四二年五月三一日　スポーツ課長の所見

学生スポーツ雑感

スポーツ課長　岡　大路

現在、体育局の管下にある体育各部は二五部の多数にのぼっている。もとより、これでスポーツの全種目を網羅しているわけではない。ともあれ、スポーツの種目は、まことに多種多彩である。ところで、ここで注意を喚起したいことは、この数多くの種目のなかで、我が国伝来のものといえば、わずかに柔道、剣道、空手道、弓道、相撲等の数種目でしかないということである。水泳について見ても、なるほど日本には磨きに磨かれた伝統の泳法があった。この伝統の泳法があったればこそ、今日、日本の水泳が世界の水準を抜くことができたに違いない。しかし、現代の水泳は、日本固有の泳法そのものではなく、むしろ外国の技術と理論とを取り入れて現代化したものであることは争う余地がない。こう考えてくると、ごく少数の例外を除けば、現在おこなわれている運動競技のほとんどすべては、外来のものばかりである。そして、この特殊事情と経営のうちに、大学における学生スポーツの特別の任務と功績があることを見逃してはならないであろう。およそスポーツには、各種目についてそれぞれ複雑なルールと微妙なテクニックがある。そこで、これを単に形だけの模倣にとどまらず、真に魂と気品の備わったものに育てあげるには、時と場所との外、それに相応しい雰囲気と多くの人との情熱、忍耐、精進がともなわなければならない。日本は、多くの外来スポーツを取り入れながら、すでに世界的な水準に達している面も少なくない。スポーツをこれほどまでに普及且つ向上させるについては、多大の犠牲が払われているわけであるが、この大役を果たしたものとしては、なんとしても大学における学生スポーツを筆頭に挙げなければならないであろう。

スポーツの国際的交流は、単に技術の交流にとどまらない。民族相互の理解を深め、友好関係の増進のために貢献するところが大きく、それゆえにもっとも効果的な国民外交とさえいわれる。なお、スポーツを論ずるにあたって見逃してならないことは、ジャーナリズム、殊に新聞の功績と影響力の偉大性についてであろう。ジャーナリズムは、スポーツにとっては、単にその宣伝者であるばかりでなく、厳正な批判者であると同時に、大会や試合についての、もっとも有力な企画者若しくは後援者でもある。スポーツが国民の間に浸透し、今日の隆盛を見るに至ったことは、ジャーナリズムに負うところが絶大である。人も知る通り、ギリシャ文化はスポーツを尊

び、とくに公人の嗜みとしてこれを重視した。この伝統を継ぐ欧米諸国においても、スポーツは一般国民の生活のうちに溶け込んでおり、そこで国民のために、スポーツの施設を整備することは、一般政治の重要課題とされている。この点においても、我が国のスポーツには後進性の悩みがあるが、大学における学生の体育でさえ、あまりにも選手制度の偏重に傾き、路行的に発達した嫌いがある。スポーツの理想からすれば、すべての学生がひとしくこれに親しむべきものであって、演ずる人と見物する人、選手はグラウンド、一般学生はスタンドと、両者が画然と分業化することは、けっして学生スポーツの健全なあり方とはいえない。元来、スポーツは自ら演ずるところに教育的価値があるのであって、ただ他人の演技を見て楽しむだけでは、アミューズメントの域を出ない。一般学生も、よろしく観覧席からグラウンドへ降りきたるべきである。また、選手とはいっても、学生生活の一環として、スポーツをするのであって、けっしてそれが職業であるわけではない。そこに、学生スポーツの限界がある。新制大学において、体育実技が正課に加えられ、すべての学生が、これを履修しなければならないように改められたことは、この観点から、まことに意義が深い。たしかに、学生スポーツの理想への一歩前進である。

すでに半世紀の歴史を有する大東文化大学においても、けっして三流の国立大学に伍するつもりではなく、天下第一流の私学として、学問・体育両面に若人を駆り立て、体育各部と一般学生の正課としての体育との融合を究極の狙いと、学生スポーツの精神が育成され、年とともにいよいよ強固となり、選手は単に運動競技の技術に優れているばかりでなく、立派な学生としての教養と人格を備える。このことこそ、大学体育の真髄であって、この気風が漲溢しているところに、大学体育部の面目があり、その意義はさらに大きく、その責務はきわめて重いのである。

（『大東文化大学新聞』第一八七号、昭和四二年五月三一日）

### 2　昭和四二年六月三〇日　教養部学生課長の所見

学生部は悩む

教養部学生課長　鏡　光昭

戦後しばらく、学生運動が華やかに展開されたころの学生部と言えば、〝泣く学生も黙る〟激しい存在であっ

たところが多い。実際、私なども学生部は学生運動弾圧機関と思っていたこともある。ところが、今日の学生部は至って親切である。下宿の世話からはじまり、身のうえ相談、借金の申し入れ、月賦屋の保証人、クラブ活動の世話等々、学生生活全般にわたることまで窓口を広げて学生のための奉仕に明け暮れしている。

まさに、奉仕型・相談型学生部出現の時代である。なにも、これは世のなかが落ち着き、一般的に学生運動が下火となり、学生が比較的おとなしくなったためではなく、見方によれば、大学が大学らしい教育のプログラムを果たすための当然の変わり方なのかもしれない。しかし、それよりも大きな原因は、最近の学生に対する保護過剰型に起因するのではあるまいか。激しい進学競争に勝ち抜くため、受験勉強以外は目も向けないし、手も出さない。外のことは、すべて親たちがやってくれる。こんな保護過剰に慣れきった子どもが、晴れて大学生になると、親に代わって世話を焼かねばならないのは大学であり、学生部である。そのために、最近の学生部は至って親切で、縁日のように雑踏するのである。それにしても、最近の学生の被保護過剰型にはいささか驚くばかりである。平然と帽子をかぶって、部屋に入ってきて、〝チョット用事があるんだけどサァー〟と話しかける学生。煙草をくゆらしながら、悠然と部屋に入ってくる疑似大物学生。最低の礼儀一つ知らないことの自覚もない彼らにしつけ教育からやらねばならない。まさに、受験勉強偏重の高校教育の欠陥を、大学の学生部が肩代わりしているといっても、けっしてオーバーな表現ではないであろう。さらにいえることは、集団生活のなかで、自分を処理していく自己決定の能力のない学生。また、集団のなかで、個人を見失ってしまう学生、さらには自主性をまったくもたない学生が年々増加しているように思う。

もっとも、今日の教育制度上に問題がないとはいえない。今日は、とかく画一教育の弊に流れ過ぎてはいないだろうか。すべて多勢を標準とした平均化教育で、大衆本位にのみ重点をおき、真の個性を発見し創造するということを忘れてはいないだろうか。群集の教育をおこなって、一人をつくることを忘れているように思えてならない。ましてや、現代は「人ごみ」の文明におどり、たった一人の孤独な世界に帰ることを忘れている。自分一人だけの足跡を見つめるような、自分で自分を左右する自由独自の世界を知らない。ここからのみ、人は理想を見出し、彼岸へと進むことを知るべきであるのに。それは

ともかく、少なくとも大学へ入るまでには、ある程度の自主性を育てておくのが家庭教育の責任というものではないだろうか。ここでも、大学の学生部は肩代わりを余儀なくされるのである。私は、親切で世話好きな学生部の繁盛は、果たして学生たちの将来にとって幸せかどうか、迷ってしまうのである。

学生の管理とか規制とかを考えるのではなく、学生たちのよき相談相手となり、助言はする。しかし、甘やかしはしない。私は、これが学生部のあり方ではなかろうかと思う。学生一人ひとりの人格を認め、愛情をもって突き放す。そして、学生たちから相談されて、相談しがいのある、頼りにされて頼りがいのある夢のある学生部、これが私の念願なのである。それは、道険しく、遠いかも知れない。しかし、私はあえてこの道をいきたい。

（『大東文化大学新聞』第一八八号、昭和四二年六月三〇日）

### 3　昭和四二～四三年度の教養部学科目担当

哲学：市野沢寅雄、小林茂
倫理学：牧野信之助、小林靖昌、五十嵐明宝
歴史：横山七郎
文学：内山知也、萩原恭男、大久保典夫
美術：山本民二、清水乞
地理学：吉田義信、奥田義雄
法学：村田克巳、山岡通暗、井上恵行
社会学：高橋精一、井上博二
政治学：村田克巳、青野博昭（四三年二月退職）
経済学：田中千代松、高橋淨蔵
心理学：矢田部順吉
数学：高松鶴吉、御子柴修（四三年三月退職）
統計学：友安亮一、安藤鎮正
自然科学概論：倉橋治助、早崎謙次郎
生物学：和田優、酒井清六、遠山益、錦織保夫、永戸健
物理学：御子柴修（四三年三月退職）、中山文夫
化学：倉橋治助、早崎謙次郎、酒井清六
地学：吉田義信、田中元之進
英語：勝村満、五十嵐明宝、田原節子、中山幸三郎、遠藤福太郎、中田保、今井けい、清水乞、諸留寛、雨宮栄一、武井亮吉、小沢準作、荒川龍彦、三上紀史、木野嘉明、森田孟、大森載和、三浦敏明、成田勝太郎、菅沼晃、大間知千代、増田与（四三年三月退職）、安中章夫、曽我部学、関根應之、山室武甫、田中実、佐

藤和男、三好郁夫、フィリップス・ジョージ、フィリップス・ローライン、後藤安雄、藤岡武好

独語：岡清志、木村岩蔵、篠原武英、小林茂、清田寛、折井朝江、小林靖昌、平野耿、馬場喜之（四三年三月退職）、新田義弘（四三年三月退職）、渡辺貴美子（四二年一一月退職）、市野沢寅雄、斉藤繁雄、本多喜三郎

仏語：杉沢和雄、後藤文子（四三年三月退職）、末木友和（四三年八月退職）、秋枝茂夫

中国語：吉村五郎、井上隆一、楊名時、岡田脩、宮島貞亮、林耕三、野口正之

インドネシア語：前田和子

体育理論：田島侃光、黒田信寛、江田昌佑

保健衛生：桐野一文、園口忠男、八木良平

体育実技：依田熊三郎、小沢誠、岡田悦哉（四二年一二月退職）、石塚繁美（四二年一一月退職）、斉藤貢、加藤礼子、小林克明、秋葉盛夫、波多野伸、佐藤明弘、武内政幸、池田正徳、白石剛達（四三年三月退職）、工藤孝一（四三年三月退職）、仙波忠雄、五十嵐晴一、広岡了哉、黒田信寛、江田昌佑、山口忠芳、井上孝

（昭和四一年九月一〇～四四年二月二一日　合同教授会承認）

## 4　昭和四三年四月の外国人留学生内訳

日本文学科：教養部（一～二年次）台湾女性二名・韓国女性一名　計三名／本部（三～四年次）韓国女性一名　計一名

中国文学科：教養部（一～二年次）台湾男性一名・中国男性一名・中国女性一名・韓国男性一名　計四名

外国語学科：教養部（一～二年次）韓国女性一名　計一名

経済学科：教養部（一～二年次）台湾男性四名・中国男性三名・中国女性一名・韓国男性一名　計九名／本部（三～四年次）台湾男性四名・台湾女性一名・タイ国男性二名　計七名

経営学科：教養部（一～二年次）台湾男性二名・中国男性一名・韓国男性六名・タイ国男性二名　計一一名／本部（三～四年次）タイ国男性三名　計三名、大学院・中国学修士：本部（修士課程）台湾男性二名・中国男性五名・韓国男性一名　計八名

国別合計：台湾男性一三名・台湾女性三名・中国男性一〇名・中国女性二名・韓国男性九名・韓国女性三名・

タイ国男性七名
教養部合計：二八名、本部合計：一九名
（昭和四三年六月七日　合同教授会規程等改正委員会報告）

### 5　昭和四六年四月一日　文学部講師から新入生へ提言

大学生になった諸君のために　明確な目的意識と強固な意志で貫け

文学部講師　矢田部　順吉

新入生のみなさん、ご入学おめでとうございます。私たち大東文化大学の教職員一同、みなさんを心から歓迎いたします。ここ数年間、吹き荒れた大学改革の嵐もようやく収まり、大学は再び「学問の府」としての落ち着きを見せはじめています。我が大東文化大学においても、教学の充実、学内の民主化などの改革作業も進み、私学独自の教育体制を完成しつつあります。ご存知のように、大学は「教え育む」という意味での「教育の場」であると同時に、「学問研究の場」でもあります。真理の探求は、自分から進んで学びおこなうべきものであって、他からの干渉や強制によっておこなうものではありません。こうした意味で、大学の学生は自発的に、また主体的に学問に関わらなくてはなりません。教えられるものをただ覚えるというのではなく、それを自分のものとし、活用し、かつ展開していかねばならないのです。大学は、「教える場」ではなく「学ぶ場」なのです。大学は、その〝場〟を提供しているに過ぎません。「人間形成の場」という大学のもう一つの役割についても同じです。これとても、大学がおこなう事業としてではなく、大学という一つの社会的条件の下で、一人ひとりの学生が自己を開発し、有用な人材としての自己を認識するための場を与えているだけなのです。「教育」「学問研究」「人格形成」という三つの役割をもつ大学に生活するものは、最高学府に学ぶものとしての誇りと自覚のうえで行動しなければなりません。新入生のみなさんも、大学人としてのスタートにあたり、決意を新たにし、明確な目的意識と強固な意志をもって、自己の完成を目指していただきたいと思います。

さて、学問研究があらゆるものに対して、中立の立場でなされなければならないとする観点から、大学にはそれを構成する人びとの手によって、自らを治める権利、すなわち「自治権」が認められています。あらゆる思想的あるいは政治的権力に対して、中立の立場をとって、

真理を探求する姿勢こそが、大学の本当の姿なのです。もし、真理を探求すべき学問研究が、特定の思想や特定の政治的権力の下でおこなわれるならば、それらの権力の目的意図にしたがって、真理が歪められてしまうことは火を見るより明らかです。それゆえ、学園内における大学人は、大学自らが課する以外のいっさいの拘束に対して自由です。また、その自由こそが大学人の唯一の権利だともいえます。この場合の自由とは、各人の自発的な意志決定、主体的な行動に対しては、直接的な権力介入をいっさい認めないということです。しかし、自由には責任がつきものです。自由を主張するものは、つねにその言動に対して責任をもたねばなりません。「自由」に対する「責任」は、自由を主張するものの「義務」でもあるのです。たとえば、講義の選択や授業を受ける権利は、同時に修学の責任や出席の義務をともないます。自由と責任、権利と義務の相互関係は、あるときは同時的に、あるときは継時的に、またあるときは対立的に、さまざま場において現象します。自由と権利の単独の主張は、利己主義的な無能力として排除されるでしょう。この関係は、一般社会のそれとなんら異なるところはありません。ただ、学生の特権として考えられるものは、義務の遂行を第一義とすることによって、適応的と見なされる一般市民とは異なり、あくまでも自由の主張を優先させ得るということにあります。各人の潜在的能力を開発し、実現させていく過程は、この大学という場においてこそ開化するものであると思われます。それは、たんに学問研究ということにとどまらず、スポーツや文芸などの点においても同様です。研究の自由、修学の義務、そして特殊能力の開発という三本の柱のうえに、高邁な人格が形成されていくとき、学生は青春を謳歌しつつ、社会に有用な人材となり、社会の重要な役割を担うべき人間となって行くでしょう。

今日、大学はマス・プロ化にともなう質的低下を指摘され、学士の肩書きを与えるのみの機関であると酷評され、あるいは革命的な政治運動勢力の〝巣窟〟と指摘されるなど、さまざまな問題を抱えていることはたしかです。しかし、それらの問題はつねに大学に生活するものの、本質的な自己意識のあり方によって解決し得る問題であると思われます。どのように解決されるかは、それぞれの大学によって異なるところがあると思われますが、ともかくも大学人が大学の、そして大学人としての自己意識に目覚めることが、先決の問題であるといえます。

新しく大学人となる新入生のみなさんも、大学というものの本質について、正確な判断をもったうえで、これからの学生生活を楽しんでいただきたいと思います。

（『大東文化』第二二八号、昭和四六年四月一日）

## 3　大東文化大学体育連合会『スポーツ大東』および大東文化大学体育連合会東松山支部『たいれん』の創刊

### 1　『スポーツ大東』創刊に寄す

大東文化学園理事長・大東文化大学長　南條　徳男

今般、大東文化大学体育連合会が、各部部活動をまとめ、『スポーツ大東』を編纂することは、新しいスポーツムードのなかに、大きく飛躍しようとしている全運動クラブに、大いなる刺激を与える意味においてたいへん意義あることに思われ、ご同慶に堪えません。

大東文化大学は、創立四六年の光輝ある歴史を有しているが、スポーツに関しては従来、柔、剣、弓の武道関係のみであった。しかし一年前に体育部を設置して以来、近代スポーツとくに陸上競技、スキー、スケート、野球等に急激な進歩を遂げ、一躍大学の名を高らしめている。

元来スポーツの成果は、一日で果たせるものではなく、長年月をかけた研究、努力により、体力、技術、人格の向上をもって成果と言える。人類社会の進展が寸時の休止もなく、わずか一〇年前に描いた空想科学絵巻が、近代社会に現実に現わされているのと同様に、記録の更新も驚くべきものがあるわけで、高い理想を掲げ、計画的に未来を踏破していかねばならない。そのため、学生諸君は日夜勉学を怠ることなく、スポーツマンとしての誇りと自覚を保ちつつ技術を練磨し、人格修養に精進しなければ、いつの日か時代に取り残されてしまう。

栄光への道は、なみなみならぬ努力、己の限界の拡大、技術、体力、品位の向上によってのみ獲得されるものである。スポーツの伝統に乏しい本学において、これからの学生諸君は、この栄光への道を走る非常な努力を続けなければならないが、しかしまたいっぽうにおいて、名誉な立場にもいるとも言える。なぜならば、諸君たちはその手、その足、その体で本学の輝ける伝統をつくっていけるからである。

今年度のスポーツ界は、大東文化大学を大きく注目し、これからのスポーツ界進出に大いなる期待の念をもって見つめている。諸君たちはこの期待に対し、裏切ること

なく、大いに奮起し、闘志を駆り立て明日の日本、ひいては全世界を背負う若者たらんことを信じている。

『スポーツ大東』の創刊を祝し、かつ体育連合会の発展を祈る。

（『スポーツ大東』創刊号、昭和四三年）

## 2　祝創刊

大東文化大学体育後援会長　綾部　健太郎

私は長年政界にあり、正しい政治を通じて日本の興隆をはかるべく、誠意をもってその職をまっとうしてまいりました。先年運輸大臣の職を辞してより、その後はなるべく役職をお断りいたしておりましたが、昭和四二年度をもって、大東文化大学体育後援会長をお引きうけしております。ご承知のように、大東文化大学は大正の末期、日本の激しい思想混乱期に際し、あくまで日本の民族精神の自主性を確立するとともに、東洋の学術を振興し、西洋文明との融合をはかり、もって真の世界人教育をなすべく、先輩政治家が国会に建議し、貴衆両院の決議を得てつくられた特殊な大学であります。

このような伝統に輝ける大学において、昨年より体育を盛んにして中道精神を養成し、心身ともに堅実なる教育をなすべく、これを強力に推進することになりました。私はかねてから、祖国の再建を担当すべき青少年の教育について、同志諸君ともしばしば会合をもち、また活動もしておりますが、若い人たちが健全なる身体と正しい思想をもって世に処するよう、ただただこれを念願としておりましたので、本学の趣旨は時宜を得たものであると思います。

最近、全学連を中心とする一部学生の暴力事件や非行青少年の激増を見ますとき、またそれら正しからざるものに付和雷同する不安定な精神状態にあるものの、あまりに多き点を知った今、いよいよ体育振興の重大さを思い、私の仕事の意義と責任を痛感しています。本誌創刊にあたり、体育連合会は全学運動部の先達として全体を把握しつつ、つねに学生スポーツの正しいあり方を目指して頑張ってくれるよう期待します。なお本誌を仲介に、後援会会員諸兄との連絡の絆ともなれば幸いです。

（『スポーツ大東』創刊号、昭和四三年）

## 3　祝創刊

大東文化大学後援会長　岸　信介

最近、種々のマスコミを通じて、〝スポーツ大東文化〟

の名を聞くことは、心から慶びに堪えぬところであります。と同時に、体育振興計画の二年目にあたる各運動部の活躍を期待しております。教育の目的は、知育、徳育、体育の三原則をその大本としておりますが、本学におきましても、その教育を旨とした、〝人づくり〟を志してまいりました。しかるに、日本全般の情況を見ますと、まことに憂うべき青少年の様相でありまして、これはあまりにも知の偏重と、徳の欠如からきているものであり、社会面を賑わす諸々の不祥事件も、実にここに起因すると思われます。したがって、これを補う方法は、体育を盛んにし、中正なる思想と質実剛健の気風を養う以外にないと思います。幸いにも本学は、建学の精神をよく堅持し、マスプロ化の傾向もなく、諸方面の施設も充実に向かっているわけでありますから、学生諸君が確固たる信念のもと、強健なる肉体を鍛練し、努力を積んでいけば、かならずや不退転の勇気と、心を一にして戦う協同精神を培うことが可能であります。今回、ここに体育連合会が主催で、スポーツ大東を刊行することは大いに意義があり、また全日本の大学スポーツに確固たる位置を占めんとする、本学各運動部発展の源泉たらんことを祈るものであります。

（『スポーツ大東』創刊号、昭和四三年）

### 4　昭和四二年一一月一日　体連行事　第一回体育祭

体連行事　第一回体育祭　教職員と学生のスポーツ祭典!!

日時：一一月一日　九時半

場所：東松山教養部ラグビー場

大東文化大学創立四五周年を迎えるが、全学生、教職員らとのスポーツに興ずる機会がなかったことは、体育連合会発足独立した現在、なにか物足らないような気がし、執行部内で、全学生、教職員、来賓らとの親睦を目的とし決定いたしました。いざやるといっても、執行部にそういう経験者もなく、九月ごろまで他大学への資料集めに奔走いたしました。一〇月一一日の主将会議において、体育祭実行委員会を結成、企画、広報、広告、会計、文書等の部門設立。

一〇月一四日：プログラム作成案、予算見積案、作業日程。

一〇月一九日：西台を本部として広報、広告、文書等の人員を残し、企画、会計は東松山教員宿舎にて合宿。東松山方面・招待状の配布方法。プログラム学内掲示板

作成。団体事務局へアーチ、塔借用公文書作成。作業分担表作成。材料納入状況一覧表作成。借用品管理状況一覧表作成。用具・施設の確保。自動車部より車二台借用。材料納入。マラソンコース決定。ポスター配布方法。

一〇月二一日：業者選択。企画員の作業開始。管理課より工具借用。出場チーム人員確認。当日の医務依頼。ポスター貼り。駅前アーチの取り付け場所借用。案内書作成、配布。ムシロ購入。

一〇月二二日：買入業者発注完了。工作物プラカード完成。買入金支払い検討。ポスター貼り完了。本部との合同会議。西台校舎より用具輸送。賞品契約。プログラム時間割り細部検討。聖火ランナー決定。放送協会へ予定書提出。万国旗、国体旗借用。オリンピック事務局へホールド借用。花火申し込み。

一〇月二三日：招待状発送完了。大会後の整理方法。ポスター回収。用具返済。会場整理。

一〇月二四日：菓子注文。出場団体締め切り。大会運営役員早見表作成。売店へ当日の依頼。施設作業、全クラブ動員し作業にあたる。本部との合同会議。

一〇月二五日：施設再確認。造花完成。各団体へ競技説明会を開く。

一〇月二六日：開会式の細部検討。各役員経過報告。幼稚園児の輸送検討。花笠音頭、民謡部に協力依頼。

一〇月二七日：作業続行。大会運営会議。ホールド借用。説明会（西台）。プログラム配布。

一〇月二八日：プログラム配布終了。カップ、賞品納入。アーチ、塔借用。東武バス増発再確認。幼稚園児の最終打ち合わせ。説明会（東松山校舎）。

一〇月二九日：各当日役員の全員を招集、打ち合わせ。花笠踊り講習会。施設造作完成。

一〇月三〇日：案内板、塔、得点板、プラカード、万国旗取り付け。会場コース作成。各役割の細部検討。用具の最終点検。

一〇月三一日：運動部員全員招集し、当日のリハーサル。全役員により最終打ち合わせ。会場飾り付け。施設全部完了。

一一月一日：体育祭挙行。九時半予定より少々遅れ、晴天の下に華々しく開会式を挙行し、同時に大東祭も開催されました。号砲とともに国旗、体連旗を先頭にクラス、一般文連、体連入場、大会宣言、聖火入場・点火、国・校・体連旗掲揚、常任理事祝辞、大会委員長の言葉、選手宣誓、退場の順序で開会式を終わり競技スタート、

途中幼稚園児の踊りや鼓笛隊演奏、花笠踊りなどのマスゲームを取り入れ、みな楽しくスポーツに興じてくれたことと思います。閉会式は、村田先生の学生歌の音頭で合唱、会場全員が一体となり、来年のこの日を約束し解散いたしました。ポスター一〇〇〇枚。招待状七〇〇枚。プログラム五〇〇〇枚。案内書一五〇〇〇枚。賞品四〇〇組。盾三個。お菓子三〇〇個。アーチ二個。案内塔四個。案内板三五個。万国旗四。花笠一〇〇個。聖火台一。ポール三本。ムシロ三〇〇枚。プラカード一〇〇個。以上等の物を借用および作成し、大会に臨みました。参加人員は、大東文化大学全学総人員の過半数以上の人たちが参加してくれたことは、大会実行委員として心から感謝いたしております。この大会は、時間的に少々遅れましたが、自他ともに許す成功におわり、目的達成をなしたことと思います。

（『スポーツ大東』創刊号、昭和四三年）

### 5　昭和四七年五月一〇日　『たいれん』創刊号発行にあたって

大東文化大学体育連合会東松山支部会報編集室

創刊号発行にあたって（会報編集室）

体育連合会東松山支部では、このほど体育連合会関係のニュース報道および各運動部の相互理解を深めるため、このような会報を発行する運びとなりました。この会報が、運動部交流の場となれば幸いです。

東京学生柔道　体重別選手権に優勝

さる四月二三日、講道館にて行われた第一一回東京学生柔道体重別選手権、中量級の部で本学の恵谷正椎（経済四年）が見事に優勝した。優勝戦は、強敵日本大学であった。

恵谷（大東大）――――高木（日大）

腕挫十字固（うでひしぎじゅうじがため）

○　●

フレッシュマン・キャンプ（五月二一～二二日）

フレッシュマン・キャンプをおこないますので、かならず出席してください。一〇〇〇円。

場所：読売ランドにて。

春季首都大学リーグ戦スタート

四月五日から春季首都大学リーグ戦の火ぶたが切って落とされた。第一戦・教育大と戦い、二二対〇と大勝、二試合目七対一と幸先よいスタートを切り勝ち点一とし

た。第二戦、昨年のうっ憤を晴らすかのようにストレートで帝京大を降し四連勝、勝ち点二としトップに立ち、優勝の望みをつくった。第三戦・明学大に一四対〇と楽勝したのに、どういうわけか、二対一、八対二と二敗してしまい、大事な勝ち点を落としたが、第四戦・東海大、五月三日祭日（憲法記念日）というせいもあってか、流石このシーズン実質上の決勝戦といわれるだけあってスタンドも、回を重ねることにより、観客が増えるいっぽうだった。観客に応えるかのように両チーム素晴らしい試合を展開し、三対二と逆転で勝ち、まず一勝し、一歩優勝に近づいた。

ゴルフサークル誕生（昭和四七年四月二一日）

　我われ体育連合会に仲間が一つ増えました。四月二一日の主将主務会議おいて、ゴルフサークル（二二名）が承認され、体育連合会も一段と大きな輪となりました。

陸上競技部紹介！

　我われ陸上競技部が、今年で部発足以来六年目を迎えました。すでに四年目、関東学生選手権で一部昇格し、一部校として活躍しています。今年も本大会を目指して、リズムトレーニング、パワートレーニングをおこない、数多くの入賞者をと頑張っています。また箱根駅伝では、第四四回大会に全員新入生にもかかわらず、予選会で勝ち初出場、最下位におわったものの、以後着実に力をつけ、今春の第四八回大会では三強の一角を崩し、堂々と三位になりました。その躍進は著しいものであります。このような短期間に一流校に肩をならべるように成長しましたが、残された優勝を勝ち取るようこれまで以上の練習をしています。継続は偉大なる力なりというように、近い将来かならず優勝するチームができると思います。この東松山教務部の大自然を最大限に利用したトレーニングで成長した我が部は、この自然にも負けない大きな成績を目指して努力精進しています。

器械体操部紹介！

　我われの部は、四年四名、三年五名、二年二名の計一一名（女性二名）です。体操というだけでむずかしいと考える人が多いためか、一年は一人もいませんが、本学に学んでから体操をはじめ上達した人もいます。我がクラブは、友情を深め楽しく和やかなクラブ活動を根本としています。私たちの練習は、主に本校体育館でおこなっ

ていますが、現在、六月に開かれる東日本体操競技会の準備中です。

あとがき

この会報は、みなさまでつくる会報です。ご意見その他、編集室へお寄せください。

（『たいれん』創刊号、昭和四七年五月一〇日）

## 4　学部学科の増設

### 1　新設の文学部英米文学科教育課程

専門教育科目

英米文学概論　四単位必修／イギリス文学史概説一　四単位必修／イギリス文学史概説二　四単位必修／アメリカ文学史概説　四単位必修／英米近代詩研究　二単位選択／英米近代小説研究　二単位選択／英米現代詩研究　二単位選択／英米現代小説研究　二単位選択／英米評論随筆研究　二単位選択／英米演劇研究　二単位選択／イギリス浪漫主義文学　四単位選択／イギリス文学特殊講義　四単位選択／特殊題目研究　四単位選択／シェイクスピア　四単位選択／聖書とキリスト教文学　四単位選択／英文学と東洋思想　四単位選択／英語学概論　四単位必修／英語発達史　四単位選択／英語学特殊講義　四単位選択／英語発音学　四単位必修／英語学演習一　二単位必修／英語学演習二　二単位必修／英語学演習三　二単位必修／英語学演習四　二単位選択／英語学演習五　二単位選択／日本文学概説　四単位選択／中国文学概説　四単位選択／国語学概説　四単位選択／ギリシヤ語　二単位選択／ラテン語　二単位選択／卒業論文　六単位必修

ただし英米近代詩研究、英米近代小説研究、英米現代詩研究、英米現代小説研究、英米評論随筆研究、英米演劇研究のうち、四科目八単位以上を選択必修とする。

一般教育科目

人文科学：哲学　四単位選択／倫理学　四単位選択／歴史学　四単位選択／文学　四単位選択／美術　四単位選択／地理学　四単位選択

社会科学：法学　四単位選択／社会学　四単位選択／政治学　四単位選択／経済学　四単位選択

自然科学：数学　四単位選択／統計学　四単位選択／自然科学概論　四単位選択／生物学　四単位選択／物理学　四単位選択／化学　四単位選択／地学　四単位選択

（国立公文書館：大東文化大学・東京　第五四の四冊
昭和四一年）

## 2　英米文学科専門教育科目担当

英米文学科専門教育科目担当

英米文学概論：武井亮吉／イギリス文学史概論一：谷口里次／イギリス文学史概論二：武井亮吉／アメリカ文学史概説：三上紀史／英米近代詩研究：宗片邦義／英米近代小説研究：三上紀史／英米現代詩研究：荒川龍彦、長沢順治／英米評論随筆研究：荒川龍彦、長沢順治／英米演劇研究：木野嘉明／イギリス浪漫主義文学：武井亮吉／イギリス文学特殊講義：谷口里次／特殊題目研究：谷口里次／シエイクスピア：宗片邦義／聖書とキリスト教文学：谷口里次／英文学と東洋思想：宗片邦義／英語学概論：小沢準作／英語学特殊講義：小沢準作／英語発音学：小沢準作／英語学演習一：木野嘉明／英語学演習二：小沢準作

教員略歴

武井亮吉（一九二〇年・東京高等師範学校研究科卒）：一九六七年四月配置転換（専任教授）、一九六九年三月定年退職（のち非常勤）。

谷口里次（一九二八年・東京高等師範学校文科第三部英語卒）：一九六八年四月専任教授。

小沢準作（一九二五年・京都帝国大学文学部卒）：一九六七年四月配置転換（専任教授）、一九六九年三月急逝。

荒川龍彦（一九二九年・早稲田大学文学部英文科卒）：一九六七年四月専任教授。

宗片邦義（一九六四年・東京教育大学大学院文学研究科修士課程修了、文学修士）：一九六六年四月専任助教授、一九六七年四月静岡大学へ転出。

長沢順治（一九六六年・南山大学大学院英米文学研究科修士課程修了、文学修士）：一九六七年四月専任講師。

三上紀史（一九六五年・早稲田大学大学院文学研究科修士課程修了、文学修士）：一九六七年四月配置転換（専任講師）。

木野嘉明（一九五三年・東京文理科大学英語英文学科卒）：一九六七年四月配置転換（専任講師）。

中田保（一九六一年・東京教育大学大学院文学研究科修士課程修了、文学修士）：一九六七年四月専任講師。

萩原登（一九二七年・青山学院大学英米文学部卒）：一九六六年四月専任講師、一九六七年四月兼担講師。

中山常雄（一九二九年・東京高等師範学校文科第三部

卒）：一九六七年四月兼任講師。
　平野耿（一九五二年・東洋大学文学部卒）：一九六七年四月兼任講師
（国立公文書館：大東文化大学・東京　第五四の四冊
昭和四一年）

### 3　新設の文学部外国語学科教育課程

専門教育科目
中国語学演習一　二単位必修／中国語学演習二　二単位必修／中国語学演習三　二単位必修／中国語学演習四　二単位必修／中国語学演習五　二単位必修／中国語学演習六　二単位必修／中国語学演習七　二単位必修／中国語学概論　四単位必修／中国語学特殊講義　四単位選択／中国文化史　四単位必修／中国文学概説　四単位必修／中国文学特殊講義　四単位選択／中国文学史概説　四単位必修／中国哲学特殊講義　四単位選択／英語学演習一　二単位必修／英語学演習二　二単位必修／英語学演習三　二単位必修／英語学演習四　二単位必修／英語学演習五　二単位必修／英語学演習六　二単位必修／英語学演習七　二単位必修／英語学概論　四単位必修／英語発達史　四単位必修／英語学特殊講義　四単位選択／英米文学概論　四単位必修／英米文学特殊講義　四単位選択／時事英語　四単位必修／商業英語　四単位選択／社会思想史　四単位選択／金融論　四単位選択／貿易論　四単位選択／商品学　四単位選択／会計学　四単位選択／簿記学　四単位選択／民法　四単位選択／商法　四単位選択／経済学特殊講義一　四単位選択／経済学特殊講義二　四単位選択／経済学特殊講義三　四単位選択／経済学特殊講義四　四単位選択
一般教育科目
　人文科学：哲学　四単位選択／倫理学　四単位選択／歴史学　四単位選択／文学　四単位選択／美術　四単位選択／地理学　四単位選択
　社会科学：法学　四単位選択／社会学　四単位選択／政治学　四単位選択／経済学　四単位選択
　自然科学：数学　四単位選択／統計学　四単位選択／自然科学概論　四単位選択
生物学　四単位選択
物理学　四単位選択
化学　四単位選択
地学　四単位選択
（国立公文書館：大東文化大学・東京　第五四の五冊

昭和四二年）

### 4　外国語学科専門教育科目担当

外国語学科専門教育科目担当

中国語学演習一：吉村五郎／中国語学演習二：吉村五郎／中国語学演習三：杉村勇造／中国語学演習四：杉村勇造／中国語学演習五：楊名時／中国語学演習六：楊名時／中国語学演習七：楊名時／中国語学概論：吉村五郎／中国語学特殊講義：杉村勇造／中国文化史：杉村勇造／中国文学概説：内山知也／中国文学特殊講義：内山知也／英語学演習一：諸留寛／英語学演習二：遠藤福太郎／英語学演習三：谷口里次／英語学演習四：諸留寛／英語学演習五：雨宮栄一／英語学概論：谷口里次／英語発達史：諸留寛／英語学特殊講義：雨宮栄一／英米文学特殊講義：谷口里次／時事英語：遠藤福太郎／商業英語：遠藤福太郎

教員略歴

吉村五郎（一九三三年・大東文化学院本科卒、一九三六年・北京大学大学院中国文学系選科卒）：一九六八年四月配置転換（専任教授）。

杉村勇造（一九一七年・開成予備学校卒）：一九六八年四月配置転換（専任教授）。

諸留寛（一九三〇年・京城帝国大学英文科卒）：一九六八年四月配置転換（専任教授）。

谷口里次（一九二八年・東京高等師範学校文科第三部英語卒）：一九六八年四月専任教授。

内山知也（一九五一年・東京文理科大学漢文学専攻卒）：一九六八年四月配置転換（専任助教授）。

楊名時（一九四八年・京都大学法学部卒）：一九六八年四月配置転換（専任講師）。

遠藤福太郎（一九三七年・南カリフォルニア大学大学院英文科修了・文学修士）：一九六八年四月配置転換（専任講師）。

雨宮栄一（一九六五年・早稲田大学大学院文学研究科英文科修了・文学修士）：一九六八年四月配置転換（専任講師）。

（国立公文書館：大東文化大学・東京　第五四の五冊
昭和四二年）

### 5　昭和四三年度の教養科目担当

一般教育科目

人文科学系列：教授・市野沢寅雄、教授・牧野信之助、

教授・横山七郎、助教授・山本民二、講師・小林茂、助手・矢田部順吉

社会科学系列：教授・山岡通暲、講師・高橋精一

自然科学系列：教授・倉橋治助、教授・和田優、教授・酒井清六、教授・早崎謙次郎、教授・吉田義信、教授・田中元之進、助教授・遠山益、実験助手・永戸健

外国語科目

英語：教授・勝村満、講師・五十嵐明宝、講師・中山幸三郎、講師・今井けい、講師・清水乞、講師・田原節子、講師・成田勝太郎、講師・曽我部学、講師・関根應之

独語：教授・岡清志、教授・木村岩蔵、教授・篠原武英、講師・清田寛、講師・折井朝江、講師・小林靖昌

仏語：講師・杉沢和雄、講師・秋枝茂夫

中国語：教授・野口正之、教授・井上隆一、講師・岡田脩

保健体育科目

体育理論：教授・田島侃光

体育実技：講師・小沢誠講師・依田熊三郎、講師・斉藤貢、講師・加藤礼子、助手・小林克明、助手・秋葉盛夫、助手・波多野伸、助手・佐藤明弘、助手・武内政幸

一般教育科目・非常勤

人文科学系列：兼任講師・大久保典夫

社会科学系列：兼任講師・井上博二

自然科学系列：兼任講師・高松鶴吉、兼任講師・安藤鎮正、兼任講師・中山文夫

外国語科目・非常勤

英語：兼任講師・大森載和、兼任講師・三浦敏明、兼任講師・菅沼晃、兼任講師・山室武甫、兼任講師・田中実、兼任講師・佐藤和男、兼任講師・三好郁夫、兼任講師・ジョージ・フィリップス、兼任講師・ローライン・フィリップス、兼任講師・藤岡武好

独語：兼任講師・平野耿、兼任講師・斉藤繁雄、兼任講師・本多喜三郎

仏語：兼任講師・末木友和、兼任講師・後藤文子

中国語：兼任教授・宮島貞亮、兼任講師・林耕三

インドネシア語：兼任講師・前田和子

保健体育科目・非常勤

保健衛生：兼任講師・桐野一文、兼任講師・園口忠男、兼任講師・八木良平

体育理論：兼任講師・黒田信寛、兼任講師・江田昌佑

体育実技：兼任講師・池田正徳、兼任講師・仙波忠雄、兼任講師・広岡了哉、兼任講師・五十嵐晴一、兼任講師・山口忠芳

（国立公文書館：大東文化大学・東京　第五四の五冊　昭和四二年）

## 6　昭和四三年度の学部専門科目（教職科目を含む）担当

文学部日本文学科

教授・細川清、教授・佐伯梅友、教授・中村義雄、助教授・武石彰夫、助教授・須田哲夫、助教授・石川潤二郎、講師・小内一明、講師・萩原恭男、講師・森直太郎、講師・村上清一、講師・小泉浩一郎

中国文学科

教授・影山誠一、教授・小島政雄、教授・下斗米晟、教授・竹田復、助教授・内山知也、助手・萩庭勇、助手・倉田信靖、助手・永井敏男

英米文学科

教授・武井亮吉、教授・小沢準作、教授・荒川龍彦、講師・三上紀史、講師・木野嘉明、講師・中田保、講師・長沢順治

外国語学科

教授・吉村五郎、教授・杉村勇造、教授・諸留寛、教授・谷口里次、講師・楊名時、講師・遠藤福太郎、講師・雨宮栄一

経済学部経済学科

教授・高橋梵仙、教授・田中千代松、教授・友安亮一、教授・村田克巳、教授・江副邦英、教授・吉田義信、助教授・永田元也、講師・大久保達正、講師・古川勝信、助手・前川邦生

経営学科

教授・佐藤良輔、教授・中平栄一、教授・河野一英、教授・井上恵行、助教授・岩崎庄一、講師・藤井誠一、講師・大津弘、講師・渡辺行男、講師・鈴木孝明、助手・加藤瑛子

教科教職科目

教授・樫村勝、教授・松井郁次郎、講師・今関茂、講師・庄司他人男

日本文学科・非常勤

兼任講師・稲垣達郎、兼任講師・平岡敏夫、兼任講師・今井卓爾、兼任講師・新井寛司、兼任講師・鈴木康之、兼任講師・野元菊雄、兼任講師・森野宗明

中国文学科・非常勤
　兼任教授・高田眞治、兼任教授・猪口篤志、兼任教授・中澤希男、兼任講師・河野六郎、兼任講師・飯田吉郎、兼任講師・栗原圭介
経済学科・非常勤
　兼任教授・石村暢五郎、兼任教授・國松久弥、兼任教授・芳野国雄、兼担教授・金子昇、兼任講師・増田重喜、兼任講師・山内一雄、兼任講師・藤村通、兼任講師・土井章、兼任講師・栗本弘、兼任講師・稲垣正明、兼任講師・難波勝二、兼任講師・高瀬浄、兼任講師・青野博昭
経営学科・非常勤
　兼任講師・向後良文、兼任講師・都筑栄、兼任講師・鈴木直二、兼任講師・青谷和夫、兼任講師・山中二郎
教科教職科目・非常勤
　兼任講師・桑田六郎、兼任講師・栩木功、兼任講師・菅原藤也、兼任教授・青山文雄、兼任教授・熊谷恒子、兼任講師・有山宗六、兼任講師・石田恒好、兼任講師・上條周一、兼任講師・宇野武夫、兼任講師・和田吉人、兼任講師・渡辺正亥、兼任講師・安藤正男、兼任講師・佐々木清、兼任講師・西林昭一、兼任講師・三田和平、兼任講師・石井勲

（国立公文書館：大東文化大学・東京　第五四の五冊　昭和四二年）

### 7　新設の文学部教育学科教育課程

専門教育科目
　教育学原論、教育史概説、教育社会学、教育行・財政学、教育心理学、教育方法論、教育学特殊講義一、教育学特殊講義二、教育学特殊講義三、教育心理学特殊講義一、教育心理学特殊講義二、講読一、講読二、講読三、演習一、演習二、演習三、教育課程論、生活指導、教育工学、学校経営論、初等教育原理、道徳教育の研究、児童心理学、青年心理学、臨床心理学、幼児教育原理
　また教育学科学生は、教育学科で指定する他学部他学科の専門科目を三科目まで履修することができる。教育学特殊講義および教育心理学特殊講義中、二科目八単位以上選択必修とする。講読中、一科目二単位以上選択必修とする。演習中、一科目二単位以上選択必修とすることとされた。
教職専門科目
　教育実習、教材研究（国語）、教材研究（社会）、教材研究（算数）、教材研究（理科）、教材研究（音楽）、教

材研究（図工）、教材研究（体育）、教材研究（家庭）
教科専門科目
　国語学概説、日本文学史概説、書道、日本史概説、地理学概説、社会学、経済学、数学概論、物理学概論、化学概論、生物概論、地学概論、器楽一、器楽二、声楽一、声楽二、絵画、工芸、体育一、体育二、学校保健、家政学概論
教職専門科目
　保育内容の研究（言語）、保育内容の研究（社会）、保育内容の研究（自然）、保育内容の研究（音楽リズム）、保育内容の研究（絵画製作）、保育内容の研究（健康）
（国立公文書館：大東文化大学・東京　第五四の一二冊
昭和四七年）

### 8　教育学科の専門教育科目担当

　教育学原論、初等教育原論、演習一：専任教授・神蔵重紀（一九三五年・東京帝国大学文学部卒）／教育史概説、教育学特講一、道徳教育の研究：専任教授・小杉巖（一九三一年・東京帝国大学文学部卒）／教育心理学、児童心理学、演習三：専任教授・河内二郎（一九二七年・東京帝国大学文学部卒）／教育心理学特講一、講読三、臨床心理学：専任教授・山根清道（一九三八年・東京帝国大学大学院［学位記載ナシ］）／教育社会学、教育学特講二：兼担教授・清原道壽（一九三五年・東京帝国大学文学部卒）／教育方法論、教育学特講三、講読二：専任助教授・庄司他人男（一九六七年・東京教育大学大学院教育学研究科修了、教育学修士）／教育学原論、講読一、演習二、幼児教育原理：専任助教授・諏訪義英（一九六五年・名古屋大学大学院教育学研究科修了、教育学修士）／教育心理学特講一、青年心理学：兼担講師・谷葉子（一九六〇年・お茶の水女子大学家政学部卒）／教育行政・財政学、青年心理学：兼任講師・太田卓（一九五二年・東京大学大学院人文科学研究科［学位記載ナシ］）／教育学特講三：兼任講師・松崎巖（一九五七年・東京大学大学院人文科学研究科修了、教育学修士）／教育課程論：兼任講師・今野嘉清（一九五六年・東京大学大学院人文科学研究科修了、教育学修士）／生活指導：兼任講師・竹内常一（一九六四年・東京大学大学院人文科学研究科修了、教育学修士）、教育工学：兼任講師・井上光洋（一九六七年・東京工業大学理工学部卒）
（国立公文書館：大東文化大学・東京　第五四の一二冊
昭和四七年）

## 9　新設の外国語学部教育課程

中国語学科の専門教育科目

　中国語学概論、中国語音声学概論、中国語学特殊講義一、中国語学特殊講義二、中国語演習一、中国語演習二、中国語演習三、中国語演習四、中国語演習五、中国語演習六、中国語演習七、中国語演習八、中国文学特殊講義、中国哲学特殊講義、中国文化史、中国政治経済論、地域研究一、地域研究二、言語学概論、時事中国語、商業中国語、会計学、簿記学、経営学特殊講義一、経営学特殊講義二、経営学特殊講義三、英語特殊講義一、英語特殊講義二

英語学科の専門教育科目

　英語学概論、英語発達史、英語音声学概論、英語学特殊講義一、英語学特殊講義二、英語演習一、英語演習二、英語演習三、英語演習四、英語演習五、英語演習六、英語演習七、英語演習八、英米文学概論、英米文学特殊講義、イギリス文化史、アメリカ政治経済論、地域研究一、地域研究二、言語学概論、時事英語、商業英語、会計学、簿記学、経営学特殊講義一、経営学特殊講義二、経営学特殊講義三、中国語特殊講義一、中国語特殊講義二

教職専門科目

　教育原理、教育史、教育行政、教育心理学、青年心理学、教科教育法（中国語）、教科教育法（英語）、道徳教育の研究、教育実習一、教育実習二、教育方法論、視聴覚教育、教育社会学、教育課程論、学習心理学特殊講義、教育心理学特殊講義

（国立公文書館：大東文化大学・東京　第五四の七冊　昭和四七年）

## 10　外国語学部の専門教育科目担当

中国語学科

　中国語概論、中国語音声学概論、中国語演習二：専任教授・吉村五郎（一九三三年・大東文化学院本科卒）／中国語学特講一、中国語学特講二、中国文化史：専任教授・杉村勇造（一九二七年・北京大学文学部考古学科聴講生）／中国政治経済論、地域研究一、商業中国語：専任教授・土井章（一九二七年・大阪外国語大学中国語学科卒）／中国語演習一、中国語演習二、中国語演習六、時事中国語：専任講師・楊名時（一九四八年・京都大学法学部政治学科卒）、中国語演習一、中国語演習五、中国語演習六、中国語演習七：専任講師・林耕三（一九三一年・早稲田大学政治経済学科卒）／中国語演習三、中

国語演習五、中国語演習八：専任講師・江文種（一九四四年・大東文化大学院東亜政経科卒）／中国語演習三、中国語演習四、中国語演習六、中国語演習七：専任講師・藤井明（一九六六年・台湾大学大学院哲学科修了、文学修士）／中国語演習二、中国語演習四：専任講師・田川一巳（一九四九年・大東文化大学院東亜政経科卒）／中国哲学特講：兼担教授・影山誠一（一九二八年・大東文化学院本科卒、文学博士）、会計学：兼担教授・河野一英（一九四三年・明治大学商学部卒）／英語学特講一：兼担教授・谷口里次（一九二八年・東京高等師範学校文科第三部英語卒）／英語学特講二：兼担助教授・関根應之（一九六八年・国際基督教大学大学院教育学研究科修了、教育学修士）／簿記学：兼担助教授・大津弘（一九六六年・中央大学大学院商学研究科修了、商学修士）／経営学特講三：兼担講師・小林元仲（一九三〇年・東京商科大学卒）／経営学特講二：兼任講師・津田昇（一九三三年・東京帝国大学法学部卒）／経営学特講一：兼担講師・早川勲（一九六七年・早稲田大学大学院法学研究科修士課程［学位記載ナシ］）／言語学概論：鈴木康之（一九五七年・東京教育大学文学部言語学科卒）／中国文学特講：兼任講師・竹田復（一九一七年・東京帝国大学文科大学卒、文学博士）／地域研究二：兼任講師・下条英男（一九二九年・東京商科大学本科卒）

英語学科

英語発達史、英語学概論、英語演習六、英語学特講一：専任教授・谷口里次（一九二八年・東京高等師範学校文科第三部英語卒）／英語演習二、英語演習三：専任教授・諸留寛（一九三〇年・京城帝国大学法文学部卒）／英語演習一、英語演習七、英語演習八：専任教授・荒井愛子（一九三〇年・デンバー大学卒）／英語演習四、英米文学概論、英米文学特講：専任教授・梅崎秀雄（一九三〇年・東京帝国大学文学部卒）／英語音声学概論、英語学特講二、英語演習五：専任助教授・関根應之（一九六八年・国際基督教大学大学院教育学研究科修了、教育学修士）／英語演習三、時事英語、商業英語：専任講師・遠藤福太郎（一九三七年・南カリフォルニア大学大学院英文科修了、文学修士）／英語演習二、英語演習四、英語演習六：専任講師・曽我部学（一九六八年・早稲田大学大学院文学研究科修了、文学修士）／英語演習一、英語演習五：専任講師・ジンジャー・ミギタ（一九四二年・カリフォルニア大学経済学部卒）／アメリカ政治経済論：兼担教授・篠原武英（一九三三年・東京外国語学校独語

部法科卒）／地域研究一：兼担教授・吉田義信（一九四一年・東京高等師範学校研究科地理学科卒、理学博士）／イギリス文化史：兼担教授・荒川龍彦（一九二九年・早稲田大学文学部英文学科卒）、会計学：兼担教授・河野一英（一九四三年・明治大学商学部卒）／中国語学特講一、中語語学特講二：兼担教授・杉村勇造（一九二七年・北京大学文学部考古学科聴講生）／簿記学：兼担助教授・大津弘（一九六六年・中央大学大学院商学研究科修了、商学修士）／経営学特講一：兼担講師・早川勲（一九六九年・早稲田大学大学院法学研究科特殊研究生、法学修士）／経営学特講二：兼任講師・津田昇（一九三三年・東京帝国大学法学部卒）／経営学特講三：兼担講師・小林元仲（一九三〇年・東京商科大学卒）／言語学概論：兼担講師・鈴木康之（一九五七年・東京教育大学文学部言語学科卒）／地域研究二：兼任講師・下条英男（一九二九年・東京商科大学本科卒）

（国立公文書館：大東文化大学・東京　第五四の七冊
昭和四七年）

### 11　新設の法学部法律学科教育課程

法律学科の専門教育科目

法哲学、法制史、外交史、政治学原論、経済原論、憲法、行政法一部、行政法二部、国際法一部、国際法二部、民法一部、民法二部、民法三部、民法四部、民法五部、社会保障法、商法一部、商法二部、商法三部、商法四部、民事訴訟法一部、民事訴訟法二部、破産法、国際私法、刑法一部、刑法二部、刑事訴訟法、裁判法、労働法、税法、無体財産法、外国法、刑事学、行政学、経済政策、社会政策、財政学、国際経済論、会計学、演習、外国書講読

（国立公文書館：大東文化大学・東京　第五四の一四冊
昭和四八年）

### 12　法学部の専門教育科目担当

法律学科

外交史、演習、外国書講読：専任講師・藤木登（一九七〇年・神戸大学大学院法学研究科修了、法学修士）／政治学原論、演習、外国書講読：専任助教授・安世舟（一九六三年・明治大学大学院政経学研究科政治学専攻修了、政治学博士）／憲法、演習：専任教授・服部秀一（一九三五年・九州帝国大学法文学部卒）／憲法、行政法一部、行政法二部、演習：専任講師・越路正己（一九七〇

年・早稲田大学大学院法学研究科［学位記載ナシ］）／行政法一部、行政法二部、演習：専任教授・相原良一（一九三七年・東京帝国大学大学院［学位記載ナシ］）／国際法一部、国際法二部、演習：専任講師・田中忠（一九七一年・東京大学大学院法学政治学研究科［学位記載ナシ］）／国際法一部、国際法二部、外国法、演習：専任講師・大西公照（一九六五年・バージニア大学大学院比較法専攻修了、法学修士）／民法一部、民法二部、演習：専任教授・大場茂行（一九二六年・東京帝国大学法学部卒）／民法一部、民法二部、民法四部：専任講師・小野幸二（一九六五年・日本大学大学院法学研究科［学位記載ナシ］）／民法五部、演習：専任教授・飯島要（一九三四年・九州帝国大学法文学部卒）／商法一部、商法二部、演習、外国書講読：専任講師・早川勲（一九六七年・早稲田大学大学院法学研究科修士課程修了、法学修士）／商法一部、商法二部、演習：専任教授・三東三司（一九三七年・東北帝国大学法文学部卒）／商法一部、商法四部、演習、外国書講読：専任助教授・浅野裕司（一九六一年・中央大学大学院法学研究科民事法専攻修士課程［学位記載ナシ］）／商法一部、商法二部、演習：専任教授・坂本雄三（一九四一年・東北帝国大学法文学部卒、法学博士）／民事訴訟法一部、民事訴訟法二部、演習、裁判法：専任教授・三宅正雄（一九三四年・京都帝国大学法学部卒）／民事訴訟法一部、民事訴訟法二部、演習、外国書講読：専任講師・梅本吉彦（一九七三年・法政大学大学院社会科学研究科私法学専攻修了、法学修士）／刑法一部、演習、外国書講読：専任助教授・杉藤忠士（一九六七年・中央大学大学院法学研究科［学位記載ナシ］）／刑法一部、刑法二部、演習、外国書講読：専任講師・河原崎弘（一九七一年・一橋大学大学院法学研究科修了、法学修士）／刑法一部、刑法二部、刑事訴訟法：専任教授・植松正（一九三五年・東北帝国大学法文学部卒、文学博士）／刑事訴訟法、刑法一、刑法二、演習：専任教授・城富次（一九二七年・東京帝国大学法学部卒）／労働法、演習：専任教授・佐藤時次郎（一九六一年・専修大学大学院法学研究科修士課程修了、法学修士）／税法、演習：専任教授・波多野弘（一九六一年・立命館大学大学院法学研究科修了、法学修士）／民法四部、民法三部、演習、無体財産法：専任講師・尾中普子（一九七一年・日本大学大学院法学研究科［学位記載ナシ］）／刑法二部、刑事学、演習：専任教授・正田満三郎（一九三一年・東京帝国大学法学部卒）／刑事学、演習、外国

書講読、刑法二部：専任助教授・関力（一九五六年・早稲田大学大学院法学研究科公法学専攻［学位記載ナシ］）／商法三部：兼担教授・佐藤良輔（一九二三年・専修大学経済学部卒、経済学博士）／税法：兼担助教授・藤井誠一（一九五一年・早稲田大学経済学部経済学科卒）／経済原論：兼担教授・遠藤潔（一九六五年・東京大学大学院社会科学系理論経済学専攻［学位記載ナシ］）／社会政策：兼担講師・神谷謙（一九五五年・専修大学大学院経済学研究科［学位記載ナシ］）／財政学：兼担教授・七海吉郎（一九二四年・東京帝国大学経済学部卒）／国際経済論：兼担教授・斎藤一夫（一九四一年・東京商科大学卒）／会計学：兼担講師・河野一英（一九四三年・明治大学商学部卒）／法哲学：兼任講師・原秀男（一九六五年・慶応義塾大学大学院法学研究科民事法学専攻博士課程修了、法学博士）／法制史：兼任講師・島田正郎（一九三九年・東京帝国大学文学部卒、法学博士）／外交史：兼任講師・石田栄雄（一九四〇年・早稲田大学大学院国際法専攻［学位記載ナシ］）／政治学原論：兼任講師・堀豊彦（一九二四年・東京帝国大学法学部卒）／国際法一部、国際法二部：兼任講師・神谷龍男（一九四一年・九州帝国大学大学院［学位記載ナシ］）／民法二部：兼任講師・林寿二（一九三七年・九州帝国大学法文学部卒）／社会保障法、商法四部：兼任講師・青谷和夫（一九三〇年・早稲田大学法学部卒）／民事訴訟法一部、民事訴訟法二部、破産法：兼任講師・石川明（一九五六年・慶応義塾大学大学院法学研究科修士課程修了、法学博士）／国際私法：兼任講師・桑田三郎（一九四九年・中央大学法学部卒）／無体財産法：兼任講師・豊崎光衛（一九三三年・東京帝国大学法学部卒）／外国法：兼任講師・砂田卓士（一九四九年・専修大学法学部卒）／行政学：兼任講師・杉山逸男（一九四七年・日本大学大学院［学位記載ナシ］）／経済政策：兼任講師・石村暢五郎（一九四一年・神戸商業大学卒）

（国立公文書館：大東文化大学・東京　第五四の一四冊　昭和四八年）

## 5　大学院

### 1　新設の大学院文学研究科中国学専攻博士課程の教員組織

大学院文学研究科中国学専攻博士課程

中国哲学特殊研究、中国哲学演習一、中国哲学演習

三：専任教授・下斗米晟（一九二八年・大東文化学院高等科卒、文学博士）／中国哲学特殊研究、中国哲学演習二：専任教授・影山誠一（一九二七年・大東文化学院本科卒、文学博士）／中国文学特殊研究一、中国文学特殊研究二、中国文学演習一：専任教授・竹田復（一九一七年・東京帝国大学文科大学卒、文学博士）／中国哲学特殊研究三：兼任講師・高田眞治（一九一七年・東京帝国大学文科大学卒、文学博士）／中国文学特殊研究三、中国文学演習二：兼任講師・中澤希男（一九二九年・京城帝国大学法文学部卒）／中国音韻学特殊研究：兼任講師・河野六郎（一九三七年・東京帝国大学文学部卒、文学博士）／国文学特殊研究：兼担教授・岩田九郎（一九二五年・東京帝国大学文学部卒、文学博士）／仏教史特殊研：兼担教授・高橋梵仙（一九三四年・専修大学法学部卒、経済学博士、文学博士）

（国立公文書館：大東文化大学・東京　第五四の四冊
昭和四二年）

**2　新設の大学院文学研究科日本文学専攻博士課程の教育課程**

専門科目

上代文学特殊研究一、上代文学特殊研究二、上代文学演習、中古文学特殊研究一、中古文学特殊研究二、中古文学演習一、中古文学演習二、中世文学特殊研究一、中世文学特殊研究二、中世文学演習一、中世文学演習二、近世文学特殊研究一、近世文学特殊研究二、近世文学演習一、近世文学演習二、近代文学特殊研究、近代文学演習、国語学特殊研究一、国語学特殊研究二、国語学演習

関連科目

中国文学研究、文化史研究一、文化史研究二、比較文学研究、中国哲学研究、日本社会史研究

（国立公文書館：大東文化大学・東京　第五四の一〇冊
昭和四七年）

**3　大学院文学研究科日本文学専攻博士課程の教員組織**

大学院文学研究科日本文学専攻博士課程

上代文学特殊研究二、上代文学演習：専任教授・細川清（一九二五年・国学院大学卒、文学博士）／中古文学特殊研究二、中古文学演習二：専任教授・萩谷朴（一九四三年・東京帝国大学大学院修了、文学修士）／中古文学特殊研究一、中古文学演習一：専任教授・中村義雄（一九五五年・東京大学大学院修了、文学修士）／中世文学

特殊研究二、中世文学演習二：専任教授・佐々木八郎（一九一九年・早稲田大学高等部国語漢文科卒、文学博士）／中世文学特殊研究一、中世文学演習一：専任教授・武石彰夫（一九五八年・大東文化大学専攻科修了、文学博士）／近世文学特殊研究二、中世文学演習二：専任教授・飯田正一（一九二七年・早稲田大学文学部国文学科卒、文学博士）／近代文学特殊研究一、近代文学演習：専任教授・稲垣達郎（一九二七年・早稲田大学文学部卒、文学博士）／国語学特殊研究二、国語学演習：専任教授・佐伯梅友（一九二八年・京都帝国大学文学部文学科卒、文学博士）／上代文学特殊研究一：兼任講師・太田善麿（一九四一年・東京帝国大学文学部国文学科卒）／国語学特殊研究一：兼任講師・馬淵和夫（一九四二年・東京文理科大学文学科卒、文学博士）／文化史研究二：専任教授・森直太郎（一九三二年・早稲田大学文学部卒）／中国文学研究：兼担教授・内山知也（一九五一年・東京文理科大学文学部文学科卒）／文化史研究一：兼担教授・高橋梵仙（一九三四年・専修大学法学部卒、経済学博士、文学博士）／中国哲学研究：兼担教授・影山誠一（一九二七年・大東文化学院本科卒、文学博士）／日本社会史研究：兼担教授・芳賀幸四郎（一九四一年・東京文理科大学史学科卒、文学博士）／比較文学研究：兼任講師・藤野岩友（一九二七年・大東文化学院高等科卒、文学博士）

（国立公文書館：大東文化大学・東京　第五四の一〇冊　昭和四七年）

### 4　新設の大学院経済学研究科経済学専攻修士課程の教育課程

専門科目

理論経済学特殊講義、理論経済学演習、経済成長論特殊講義、経済成長論演習、経済学方法論特殊講義、日本経済史特殊講義、日本経済史演習、外国経済史特殊講義、経済政策特殊講義、交通政策特殊講義、交通政策演習、交通経済論特殊講義、交通経済論演習、地域経済論特殊講義、農業政策特殊講義、産業政策特殊講義、中国経済論特殊講義、東南アジア経済論特殊講義、低開発国経済論特殊講義、財政学特殊講義、財政学演習、金融論特殊講義、金融論演習、国際金融論特殊講義、国際金融論演習、数理統計特殊講義、数理統計演習、社会統計特殊講義、社会統計演習

関連科目

経営学特殊講義、会計学特殊講義
（国立公文書館：大東文化大学・東京　第五四の一一冊　昭和四七年）

## 5　大学院経済学研究科経済学専攻修士課程の教員組織

大学院経済学研究科経済学専攻修士課程
理論経済学特殊講義、理論経済学演習：専任教授・大野弥曾次（一九二五年・京都帝国大学経済学部卒）／日本経済史特殊講義、日本経済史演習：専任教授・高橋梵仙（一九三四年・専修大学法学部卒、経済学博士、文学博士）／交通政策特殊講義、交通政策演習：専任教授・大森一二（一九二五年・京都帝国大学経済学部卒）／交通経済論特殊講義、交通経済論演習：専任教授・永田元也（一九五四年・早稲田大学大学院経済学研究科修了、経済学修士）／経済成長論特殊講義、経済成長論演習：専任教授・江副邦英（一九四一年・中央大学経済学部卒）／金融論特殊講義、金融論演習：専任教授・佐藤良輔（一九二三年・専修大学経済学部卒、経済学博士）／数理統計特殊講義、数理統計演習：専任教授・堤光臣（一九四八年・九州大学理学部数学科卒）／社会統計特殊講義、社会統計演習：専任教授・友安亮一（一九二八年・京都帝国大学農学部農林経済学科卒）／低開発国経済論特殊講義：専任教授・斎藤一夫（一九四一年・東京商科大学卒）／中国経済論特殊講義：兼担教授・土井章（一九二七年・大阪外国語大学中国語科卒）／外国経済史特殊講義：専任講師・西川進（一九六〇年・立教大学大学院「学位記載ナシ」）／農業政策特殊講義：兼任講師・鈴木直二（一九三九年・東京農業大学農学部卒、農学博士）／産業政策特殊講義：兼任講師・高木健次郎（一九三九年・東京帝国大学経済学部卒）／地域経済論特殊講義：兼任講師・國松久弥（一九二六年・東京帝国大学経済学部卒）／経済学方法論特殊講義：兼任講師・高瀬浄（一九五三年・東洋大学経済学部卒）／東南アジア経済論特殊講義：兼任講師・真保潤一郎（一九五〇年・専修大学経済学部卒）／経済政策特殊講義：兼任講師・石村暢五郎（一九四一年・神戸商業大学卒）／会計学特殊講義：専任教授・河野一英（一九四三年・明治大学商学部卒）
（国立公文書館：大東文化大学・東京　第五四の一一冊　昭和四七年）

## 6　附設研究所

### 1　昭和四四年二月二八日　大東文化大学書道文化センター設立趣意書

大東文化大学書道文化センター設立準備委員会

大東文化大学書道文化センター設立趣意書

大東文化大学書道文化センター設立準備委員会

大東文化大学は建学以来、四十有七年東洋学術文化の研鑽に努め、異色ある学府として、青年学徒の育成にあたってまいりました。ときに、東洋数千年の伝統芸術である書道に関してはその重要性を痛感し、学内にあっては、斯道の権威を網羅して書道教育講座の充実をはかり、数多くの人材を養成してまいりました。また、学外にあっては、一般公開講座の開講、全国展、書道学会等を実施し、斯道振興のため傾注し、幾多の成果を挙げております。従来、本学には、大東書道研修所が設置されており、前記の対外活動を企画していたのでありますが、このたび、該研究機関を改革充実するために〝大東書道文化センター〟として再出発する運びとなりました。ご承知のごとく、日本民族教育の根幹たる書道は、戦後一時、軽視されておりましたが、さきの中教審発表にも示されている通り、その必要性が再認識され、逐次隆盛の一途を辿らんとしております。この好時期に臨み、本学はここに〝書道文化センター〟を開設し、国内外を通し、斯道発展のため努めたいと決意しております。なにとぞ、この趣旨をご理解のうえ、設立に格別のご協力のほどをお願い申し上げます。

学校法人大東文化学園　理事長　南條　徳男　殿

（昭和四四年三月三一日　大東文化学園理事会承認）

### 2　昭和四五年四月二八日　大東文化大学幼少教育研究所設置に関する趣意書

大東文化大学幼少教育研究所設置に関する趣意書

一、目的

本学の歴史的経過を基礎として、従来本学のとつてきた、社会教育ならびに教員養成部門の充実を資するため、国内的にこれまでややもすれば等閑視されていた、児童・幼児教育についてその未開発面を研究し、実験する場として本研究所を設置し、将来の日本の教育指導体系に貢献せんとの意図から発想されたものであります。幸いに、盈進学園が本学の有機体のなかにあり、その発達段階ご

との研究がなされること、および財団法人幼児開発協会等の支援も得られることになったので、環境的にも好都合であり、別に企画している本学短期大学部の設置にも有力なる裏づけとなるので、これに加えて、教育研究機関として本研究所を設置する。

二、研究内容

一　幼児教育についての基礎研究　とくに、〇歳から学齢前までの幼児に対する教育のあり方についての研究

二　母親教育について　母と子の学級開催

三　児童心理研究

四　幼児教育相談所の開設

五　講演会・講習会の開催

六　幼児の発達段階における学校体系の改革についての研究

三、開設場所　研究所は三鷹盈進学園内とする。

四、開設の時期　昭和四五年五月一日

五、人事構成　所長　石井　勲

研究室員　男子　一名　女子　一名

研究員　若干名（兼職）

六、経費等予算の概算　昭和四五年度　専任者諸給

所長（月額）五〇〇〇〇円

職員（月額・二名分）七〇〇〇〇円

年間合計　一八二四〇〇〇円

別　紙　大東文化大学幼少教育研究所人事について、下記により発令すること。

所長　氏名　石井　勲（大正八年生まれ）大東文化学院高等科卒業

職歴　本大学文学部非常勤講師・東洋研究所研究員

発令　昭和四五年五月一日付

室員　氏名　小山田　公子（昭和五年生まれ）岩手師範学校本科卒業

職歴　幼稚園教諭

発令　昭和四五年五月一日付

（昭和四五年四月二八日　大東文化学園理事会承認）

### 3　大東文化大学幼少教育研究所長石井勲の「文字教育」論

幼児は漢字が好き　固定観念で進路誤るな　早いほど効果は顕著

大東文化大学幼少教育研究所長　石井　勲

決定を迫られる「文字教育」論

今や我が国の幼児教育界も、いよいよ決定的な岐路にさしかかった、という感じがする。というわけは、最近おこなわれる幼児教育の研究会で、かならず問題になり、しかも白熱的に論じ合われるのが「文字教育」である。数年前までは、幼児教育に「文字教育」はタブー視されてきた。「幼児に文字を教えることなど、有害無益なことに決まっている」というのが、大方の一致した意見だった。それが、ここにきて、急に「文字教育」是非論が活発化しているからである。

古い「文字教育」否定論

幼児教育について、古い権威の一人である某氏は「幼年期には、豊かな感情、驚く心、鋭い疑いの心が新鮮に動いています。それをどう育てていくか、ということが人間発達の第一義の問題です（ここまでは同感）。それに対して、文字を教えるのは反対の動きをもつものです」（この結論が飛躍的であり、独断的なのである）といっているが、このいい方が実によく古い考え方を代表していると思う。

抜きがたい固定概念

古い考え方の教育者たちは、「文字教育は情操教育と相反するものである」という誤った固定概念にとらわれている。また、頭から「文字教育は無味乾燥な勉強であり、我慢してやる苦行である」と決めつけていて、それが誤った固定概念だということに気がつかない。そこに、「文字教育」という言葉を聞いただけで直ちに「とんでもない」と頭から否定する理由がある。彼らは、幼児が目を輝かして文字を読んでいる事実を知らないばかりではない。その事実に目を向けようともしないのである。幼児は文字に関心をもつ

もっとも、今までの文字教育には、「書き取り練習」など、詰め込み式のものが多かった。しかし、今幼児の文字教育を進めている人たちのなかには、そのような詰め込み式の教育を認めている者はただの一人だっていない。幼児は、文字に対して驚くほどの関心をもっている。早い者は生後八ヵ月くらいから、遅い者でも二年以内に、文字に対して関心を示すようになるものである。今までは、幼児が文字に関心を示しても、けっして教えてやろうとはしなかった。だから、幼児は文字を覚えることができず、したがって、せっかく芽生えた関心もそのまま消滅して育たなかったのである。

幼児は文字が覚えられる

ところが、この数年間に、どんなに能力の低い幼児で

も、一、二歳で文字（ただし漢字がもっとも有効）が覚えられる、ということがわかった。彼らが文字に関心を示したときに、これをやりさえすれば、たとえ知的障害児でも容易にこれが覚えられる、ということがわかったのである。文字は、その本質からして、言葉よりもとらえやすいものでありとりわけ、幼児にはやさしく覚えられるものなのである。今まで、「幼児は言葉をよく覚えるのに、文字はまったく覚えなかったわけは、言葉がやさしくて文字がむずかしかったためだ」と考えられていたのは、まったくの誤りだった。それは、幼児は絶えず言葉を耳にしているのに反して、文字は目にすることがなかったためである。いや、目にすることはあっても、けっしてそれを教えられることがなかったためである。

文字は言葉より覚えやすいもの

引き続いて、発音される音声を一まとめにして、言葉として耳でとらえることは、よく考えてみると、たいへんにむずかしい仕事であることがわかる。発声されるや否や消えてしまう言葉をとらえるためには、一瞬の油断も許されない。それに比べたら、文字の固まりを目でとらえることは、問題にならぬくらいやさしいことである。私たちが、外国の文章を読み取ることはできても、外国語を耳で聞き取ることはなかなかできないのも、「言葉が文字よりむずかしい」ことのよい例である。今、幼児のために設けた私の教室で、二歳から三歳までの幼児たちが、喜々として漢字を学習している。それは、学習というよりも「遊んでいる」といういい方があたっている。幼児たちは、漢字を覚えて読むのが楽しくて仕方がないのである。一歳から二歳にかけての幼児では、明らかに言葉よりもそれを表わした漢字の方が覚えやすいことが看取できる。言葉の方は、またカタコトの幼児たちが、漢字はどんどん覚えるのである。発音はできないが、その漢字がなにを意味するかは、ちゃんと理解できるのである。

言葉を覚えない子が文字を覚えた

このことをもっとも明瞭な形で証明したのは、アメリカのフィラデルフィア人間能力開発協会のグレン・ドーマン博士である。先天的な重い脳障害のため、一生言葉を覚えて話すことができるようにはならない、と現代医学で診断された幼児［略］をはじめ多くの脳障害児を、文字を学習させることにより言葉を覚えさせ、話すことができるように治療し教育した。その実例は一千例をくだらない。すでに述べたように、言葉を耳でとらえるこ

とはむずかしい仕事であり、したがって、重い脳障害児にとっては、言葉を覚えることは不可能だとされていたのである。しかし、けっして消えてなくなることのない文字は、脳障害児でも目でとらえることができる。そして、その文字がなにを意味するかを教えてやれば、それを理解することができるのである。そのうえで、その文字を繰り返し繰り返し読んでやれば、文字が読めるようになり、言葉が覚えられるのである。

視聴連合の効果

ある学者の記憶の実験によれば、（一）目、（二）耳、（三）目と耳との連合、この三つによる経験の記憶の効果を数字で表わすと、二対一対六・五になったと言う。耳だけで覚えたものより、目と耳とで覚えたものは、六・五倍もの効果があったと言うのである。今までは、耳に働きかけるだけだったから、重い脳障害児には言葉が覚えられなかったのである。目で文字を捉えさせ、そのうえでこれを読んで耳に聞かせれば、六・五倍の効果が生まれて、文字を覚え言葉をも覚えられるのである。私も重度の知的障害児を指導してみたが、漢字を提示し、これを目で捉えさせながら話を進めていくと、子どもたちの注意が集中し、それが長く持続することがわかった。話だけでは五分間と注意して聞くことのできない子どもたちが、ときどき提示される漢字に注意を集中させるので、四〇分間も熱心に話を聞き続け、しかも提示した数個の漢字まで覚えてしまったのには、指導した私の方が驚かされたほどである。

幼い者ほどよく覚える

今、私の提唱する漢字教育を実践している幼稚園は、全国で二、三百園はあろう。園児数にして三万人は下るまいと思う。はじめは、年長児（五歳児）に対してこわごわ実施していたが、あまりにもたやすく楽しそうに覚えるので、年少児（四歳児）に下げて実施してみた。すると、年少児の方がかえってよく覚える、という結果が出た。そこで、三歳児のいる園では三歳児に、最近では二歳児を収容している保育園で、二歳児にこの教育を実施するまでになった。そこでは、二歳児が一番よく覚えるという報告がある。幼い者ほどよく覚え、効果が著しいのである。記憶の原理は、第一が〝関心〟、第二が〝反復〟である。幼い者ほど、漢字に対する関心が強いということであろうか。

鳩と鳥と九と

三歳くらいの幼児に〝鳩〟と〝鳥〟と〝九〟の三字を

教えてみる。すると、意外にも一番よく覚えるのは〝鳩〟で、一番覚えの悪いのが〝九〟である。このことは、記憶には〝関心〟がもっとも大きく働いていることを証明している。幼児にもっとも親しみのある〝鳩〟は、もっとも関心が深いのでよく覚え、関心のもてない〝九〟は覚えられないのである。〝鳥〟は抽象的な言葉なので、実在を表わす〝鳩〟のような鮮やかなイメージが得られない。それが〝鳩〟よりも覚えが悪い理由であろう。幼児には、漢字よりもカナがむずかしいのは、単なる音声しか表わさない文字には関心がもてないからである。〝鳩〟→〝鳥〟→〝九〟→〝かな〟……文字はこのように、具象度の高いものから低いものへ、具象的なものから抽象的なものへ、と進めていくのが効果的なのである。

MOUTHはMやOよりも覚えやすい

六月に来日したドーマン博士との対話で知ったのだが、アルファベットは五、六歳にならなければ覚えさせることがむずかしいが、mommyやmouthというwordなら、二歳児、一歳児にも覚えさせることができる、ということである。無意味なアルファベットは五、六歳にならなければ関心がもてないからであり、mommyやmouthは、一、二歳児でも関心がもてる言葉なので覚えられるのである。したがって、まずアルファベットを教えるという今までの教育法は誤りで、幼児の関心の深いwordから教えていく、というのが新しい効果的な教育法なのである。この点で、石井方式とドーマン方式とはまったく一致する。そこで、この原理に基づく教育法を、〝石井・ドーマン方式〟と呼ぶことをドーマン博士と約束したのである。

効率の悪い今の公教育

今、小学校で年間に学習する漢字は、もっとも多くても二百字に過ぎない。それでも、五、六年生には平均百字の習得がやっとである。二百字全部習得できる児童は、クラスの五分の一いたらよい方である。ところが、就学前の幼児なら、年間に五百字の漢字を学習させることも容易である。戦後、九年間に八八一字の教育漢字を学ばせていた教育が、昭和三六年から六年間に縮められ、昨年からは六年間に九九六字の漢字を学習させることになった。しかし、記憶力の衰えた小学生では苦労ばかり多くて効果は少ない。六年間に習得できる漢字は、平均すれば五百字程度であろう。就学前の幼児たちなら、三年間の保育期間に一千字の漢字を覚えさせることも容易である。幼児は漢字を覚えてこれを読むこと自体に喜び

を感じているのである。だから、いくら覚えてもまったく負担にならない。ところが、今の公教育では、そういう時期にまったく漢字を教えないでいて、漢字学習がつまらなく、苦痛に感じられる時期になってから詰め込もうとしている。まったく愚かなことをしている、といわれても弁解の余地はないであろう。

漢字力はあらゆる教育の基礎

先ごろ（六月末）、国語審議会が建議した「国語教育の振興について」で、国語は人間活動の中枢をなすものであり、教育の全体を貫く基本をなすものであるから、「学校教育にあっては、国語科はもとより、各教科その他の教育活動全体のなかでおこなわれるよう、教育方法の改善をはかる必要がある」と述べている。いかなる教育も、〝話す・聞く・読む・書く〟という活動を通して進められる。とりわけ、書物を読む力を必要としている。できるだけ早い時期に「漢字を読む」力をつけさせてやることは、いかなる能力にもまして必要なことなのである。その意味で、先ごろの国語審議会の建議は、教育の核心を突く重大な建議である。問題は、これをいかに実践に移すかである。それは、幼児期に漢字教育をおこなうこと以外に方法はない。

幼稚園の漢字教育に期待するもの

すでに述べたように、幼児は漢字に非常な関心をもっている。漢字を覚えて読むことにたいへんな喜びを感じているのである。だから、今までのただ〝話す〟だけの教育のなかに、漢字を提示して〝読む〟教育を加えるだけで、幼児の学習意欲は向上し、精神の集中、注意の持続する能力が高まり、あらゆる教育活動が向上するのである。その面における効果の著しさだけでも、幼児に漢字を提示することは絶対に必要だと思う。「漢字など一字だって覚えてくれなくてもよい。ただ提示するだけで、幼児の学習態度や学習意欲が向上する。だから、漢字教育を進めているのだ」と明言する幼稚園もあるほどである。「漢字など一字だって覚えてくれなくてもよい」と、そう思っていても、幼児は漢字をどんどん覚える。覚えたくって仕方がないからである。覚えて読むのが楽しくて楽しくて仕方がないからである。だから、「漢字を教えてやろう」と思わないでちょうどよいくらいである。漢字教育は詰め込み教育であり、幼児を痛めつけるものであり、情操教育とは相容れないものであるというような固定概念にとらわれている先生には、「漢字を取り入れておこなう石井方式漢字教育」の実際を是非見ていた

だきたいものである。漢字を読む幼児の目の輝きを見たなら、漢字教育に対する誤った先入観はいっぺんに吹き飛んでしまうであろう。

（『大東文化』第二四二号、昭和四七年九月一日）

## 7　本学創立五〇周年の関係者祝辞

### 1　昭和四八年一一月一日　大東文化大学長の祝辞

五〇周年にあたって　見えない面に努力

大東文化大学第四代学長　佐伯　梅友

五〇周年を迎えたということは祝賀すべきことに違いない。とくに、本学の場合はそう思われる。今から一三年ほど前では、夢としか思われなかったであろうと思われる今日の状態に到達したのだから。それにしても、戦火に焼けただけでなく、純然たる私立学校になったあとの二〇年ばかりは、どんなにしてもちこたえてきたのであったろうか。ほんとうに、たいへんなことだったろうと思われる。私が専任となったころも、その名残は見えて、ある程度は推測されるのであるが、とにかく、これを潰してはと、歯をくいしばってもちこたえてきてくださった方々のことを、まず思わなければと思うのである。板橋の地を卜しての新しい出発が決断・実行されたのも、そうした苦しい時期があったればこそ、ということになるだろう。そのあとの当事者の労苦、それは一般には目に見えないが、それと、教職員・学生・父兄・卒業生の協力があって、今日の状態が得られた、ということになる。だからと言って、これをただ祝えばよいものではないだろう。われわれは、われわれの大学をいっそう素晴らしいものに成しあげるべく、努力しなければなるまい。今までの努力のあとが、誰の目にも見えるような面での発展であるとするなら、今後は、むしろ、あまり人々の目には見えない面で、ますます素晴らしくなっていくように、努力しなければならないと思うのである。

（『大東文化』第二五三号、昭和四八年一一月一日）

### 2　昭和四八年一一月一日　大東文化学園理事長の祝辞

五〇周年にあたって　道義の国づくりへ

大東文化学園第五代理事長　金子　昇

〝徒に欧米の個人主義を玉条とし、ロシアの過激主義を模範とすれば、日本は遂には外国の奴隷とならん。……はたまた、国民に対していかなる申し開きをするか。我々は、ここに国民の指導者となるべき青年を教育する

ため、大東文化学院を設置した。この学院の成否は、まさに日本及びアジアの興亡に関する重大なる問題である。どうかこれを成功せしむるため、奮起していただきたい〃。これは、大正一三年一月、大東文化学院開校式後、平沼騏一郎初代総長が関係者一同に対し、声涙をもって訓示された内容の一節である。私は、この言葉を寸時も忘れたことがない。この話は、今から五〇年前のことであるが、今日なお、歴々として生きている。当時、大正の末期は社会的な事件が次々に起こり、日本全般が……混乱していた時で、平沼総長の話の通り、日本人として真乎の精神を忘れ、享楽にうつつを抜かす風潮が弥漫し……恐怖と不安を与えていた。大東文化学院が設立されたのは、このような崩壊された日本人の「魂」を復興し、道義の国をつくるにあった。今日、五〇年前の国情と現在のそれと比較してみると、あまりにもよく似ていることに気がつく。そうしてみれば、我々は再び当時に立ち返り、平沼総長の遺志を顕現し、万難を排して起きあがらなければならぬ。これが、大東に課せられた〃天の声〃である。

（『大東文化』第二五三号、昭和四八年一一月一日）

# Ⅸ　キャンパス再開発と新学部の設立

## 1　一九七〇年代後半の学園運営方針（大東文化学園理事会）

### 1　昭和五一年度　学園管理運営指導要領

昭和五一年度　学園管理運営指導要領

学校法人　大東文化学園

○建学の三綱領

一、本学は東洋の深厚にして、雄大なる思想と西洋の広範にして精細なる知識とをよく調和融合し、ここに新たなる総合文化を確立するため、独自の学問、研究を啓発する。

二、本学は教育の基本たる知育、徳育、体育の一体化をはかり、中正思想を根幹とし、高邁なる識見と円満なる情愛を剛健の気象を養わしむるとともに日本人としての誇りと自覚を堅持し、全世界の人々より尊敬と信頼を得る人物を育成する。

三、本学は常に時世の推移を明察し、豊かにして堅実なる学園を維持し、内に在りては、国民精神の健全なる発展をはかり、外に対しては、その成果を提唱して世界人類の平和と興隆に寄与する。

○学園管理運営の指導方針

一、学園は法人組織を強化し、各機関の実施する業務をして円満かつ合理的に推進するよう指導する。

一、学園は常務審議会をして各専門委員によりて構成する法制審議会、建設委員会、財務委員会を統制し、事項を理事会に上申する。

一、学園は外郭団体たる大学後援会、体育後援会、安全互助会、同窓会、父兄会その他関係機関と密接なる連携を保持し、社会活動を伸張する。

一、学園は本部に左記機関を設置する。

一　国際文化センター（語学センターを包含する）

二　事業企画センター（嬬恋ゼミセンター（ママ）委員会、大東文化会館委員会［第一部］、鵜川開発委員会、盈進推進委員会［第二部］）

三　体育会

（備考：本部の出版センターは大学広報部内に従属する）

一、学園は現在大学、大学院、高、中、小、幼稚園、医

学技術専門学校を経営し、それぞれの教育方針を定めているが、さらに学力の向上、人格形成の徹底を期し、全学園としての権威と実績を挙ぐるものとする。そのためには、建学の大理想を鼓舞し、一貫教育の実を挙げ、理事者、職員、学生・生徒間の意志の疎通をはかり、平和にして整々たる環境を形成するものとする。

一、学園は関係官庁および社会各層に対し絶えず本学の精神を披瀝し、さらに広くアジア、アフリカ、欧米諸国に対し名節道義を明らかにし、国際関係に重厚なる役割を果たすよう努む。このためには、つねに優秀なる人材を登用し、学問・研究の成果を積み、かつスポーツを盛んにして対外交流を期するものとする。

一、学園は法の定むるところにより、管理業務を遂行する責任を有する。したがって、特定かつ偏向せる政治活動はいっさい認めない。

一、学園の事業については諸種の計画中、大学、学部・学科の新設は文部省の指示に基づき、時期に至るまで停止する。ただし、高校以下については、時期と場所を慎重審議のうえ建設を推進するものとする。また、建物、施設、設備についても財政上の不如意により、緊急やむを得ざるものについてのみ実施するものとする。本年度の重なる事業、左のごとし。

一　一号館の補修（板橋）
二　校庭の整備（板橋）
三　宮鼻グラウンドの整備（準備中）
四　東松山グラウンドの補修
五　盈進校移転にともなう校地設定（準備中）
六　大東文化会館整備（板橋）
七　嬬恋ゼミセンター整備
八　第一高等学校ラグビー場整備（区よりの借用）

一、学園の財政は異常なるインフレにより深刻なる情況に立ち至っているので、人件費については従来通りの法則を堅持するも、物件費については適正なる資料に基づき徹底せる緊縮政策をおこなう。その内容は、別紙予算書による。

一、学園は右各条を執行するため、左のごとく組織、人事を定める。

○学園組織構成

A、法人関係

一　理事
二　評議員

三　監事
四　常務審議会（理事長、常務理事、学長、各学部長理事、校長理事）：情況により、教職員を同席せしむる。
一、専門委員会（イ　法制審議会：（長）服部／ロ　建設委員会：（長）沖田／ハ　財務委員会：（長）神立）
五　国際文化センター：（長）村田
六　事業企画センター：（長）神立（副）沖田
七　体育会：（長）金子
八　法人本部：（長）神立（イ　秘書室：（長）石塚／ロ　庶務部（兼）：（長）下田／ハ　財務部：（長）広岡／ニ　建設部（兼）：（長）佐藤邦）

B、大東文化大学関係
一　学長（池田末利）
二　部長・主任・大学院研究科委員長
一、文学部長（清原道壽）日本文学科主任（永山勇）
中国文学科主任（栗原圭介）
英米文学科主任（　　）教育学科主任（　　）
二、経済学部長（河野一英）
経済学科主任（斎藤一夫）　経営学科主任（　　）
三、法学部長（服部秀一）法律学科主任（村田克巳）
四、外国語学部長（吉村五郎）
英語学科主任（梅崎秀雄）中国語学科主任（土井章）
五、大学院　文学研究科委員長（萩谷朴）
経済学研究科委員長（吉田義信）
三　東松山教養課程委員長（井上隆一）
四　図書館長（中嶋敏）
五　東洋研究所長（土井章）
六　法学研究所長（城富次）
七　幼少教育研究所長（石井勲）
八　書道文化センター所長（青山文雄）
九　事務局（板橋）
一、局長（大西経信）
二、部長（イ　総務部　下田博一／ロ　管理部　佐藤邦宏／ハ　経理部　杉原洋／ニ　就職部　渡辺功一／ホ　広報部　渡辺功一／ヘ　学生部　飯塚昭／ト　教務部　武石彰夫）
一〇　東松山事務所長（井上隆一）部長（鏡光昭）
一一　第一高等学校長（坂本通）
一二　盈進高等学校長（毛利和美）

一三　盈進中学校長（毛利和美）
一四　盈進小学校長（酒井田景三）
一五　盈進幼稚園長（青柳吉登）
一六　青桐幼稚園長（神崎雅楽正）
一七　大東医学技術専門学校長（桐野一文）
（昭和五一年三月二四日　大東文化学園理事会承認）

## 2　昭和五二年度　学園管理運営指導要領

昭和五二年度　学園管理運営指導要領

学校法人　大東文化学園

○建学の三綱領

一、本学は東洋の深厚にして、雄大なる思想と西洋の広範にして精細なる知識とをよく調和融合し、ここに新たなる総合文化を確立するため、独自の学問、研究を啓発する。

二、本学は教育の基本たる知育、徳育、体育の一体化をはかり、中正思想を根幹とし、高邁なる識見と円満なる情愛を剛健の気象を養わしむるとともに、日本人としての誇りと自覚を堅持し、全世界の人々より尊敬と信頼を得る人物を育成する。

三、本学は常に時世の推移を明察し、豊かにして堅実なる学園を維持し、内に在りては、国民精神の健全なる発展をはかり、外に対しては、その成果を提唱して世界人類の平和と興隆に寄与する。

○学園管理運営の指導方針

一、学園は法人組織をさらに強化確立し、その経営する大学、高等学校、大東医学技術専門学校、幼稚園をよく指導し、学問研究の向上、人格形成の徹底を期し、学園としての権威と社会的貢献を宣揚するものとする。

一、学園はあくまで建学の大理想を堅持し、理事者、職員、学生・生徒間の意志の疎通をはかり、平和にして整々たる環境を形成するとともに、さらに国際的文化の交流を盛んにし、つぎの新しい時代を啓発する使命を有する。このためには、現職員の決意と努力を促進し、かつつねに優秀なる人材を登用するものとする。

一、学園は常務審議会をして、専門委員による法制審議会、建設委員会、財務委員会、教学委員会を指導し、企画・調査その他、重要なる案件を理事会に上申するものとする。

一、学園は外郭諸団体と密接なる連携を保持するとともに、関係官庁および文化関係（内・外）と交流を盛ん

にし、成果を挙ぐるよう努める。そのために、理事会の直轄機関として、企画調査部、情報処理センター、国際文化センター、体育会を設置する（備考：従来の事業企画センターを、企画調査部とする）。

一、法人本部は、秘書室、庶務部、財務部、建設部を直轄指導するとともに、大学、高等学校、幼稚園、大東医学技術専門学校の実施する各事務に関し、つねに密接なる連絡をとり、会議を起こし、万事円滑かつ合理化を任とする。

一、学園は法の定むるところにより、過激にして偏向せるいっさいの政治活動を禁止する。

一、学園は財政上の立場より、建物、施設、設備等、緊急やむを得ざるもののみ実施する。本年度の主要事業、左のごとし。

一　宮鼻グラウンドの整備完了
二　東松山グラウンドの整備
三　嬬恋ゼミセンターの整備（父兄会関係）
四　第一高校ラグビー場、野球場整備（区より借用）
五　盈進の分離にともなうもの（別法人として計画）
六　高校その他の施設上、上福岡校地の買収（研究中）

一、学園は教育部門の確立強化のため、左記の件につき、準備を進めるものとする。

一　経済学部・後期課程設置（同年一一月末までに申請）：大学
二　法学部・後期課程設置（研究中）：大学
三　国際関係（研究中）文部省との交渉による。
　イ　国際農林学部（ジヤワ―日本）
　ロ　国際医科大学（カイロ―日本）
　ハ　大東文化研究所（カイロ、クエイト）
四　体育大学（北海道鵡川：研究中）

備考：

イ　経済学部、法学部の後期課程は許可（文部省）
ロ　国際関係は現地からの申し出であり、内地においては当分困難とみられるので、研究中とする。
ハ　体育大学については、文部省の意向を聞くこと。北海道における大学間の協定により、体育学部のみとなり、また、文部省の許可の問題があるので、本年度は研究調査をおこなうに留める。
ニ　なおその他、教育学科の昇格、国際関係学科の問題も含めて、文部省の考え方により決定されるので、研究中とする。

一、学園は現今の異常なるインフレにより、深刻なる財

政難にあるので、人件費関係は従来通り維持するも、なし得る限り人事採用を合理化し、学科・業務の適切なる按配をおこなうものとする。本件については、文部省関係者の意見を基とし、本年中に研究調査をおこない、昭和五三年より実施する。

一、学園は右条項を執行するため、左のごとく組織を定める。［略］

（昭和五二年三月三一日　大東文化学園理事会承認）

### 3　昭和五五年度　予算編成の基本方針

昭和五五年度　予算編成の基本方針

一、基本方針

昭和五四年一二月一四日、大学設置審議会大学設置計画分科会は「高等教育の計画的整備について」を発表し、昭和五六年度以降、六一年度までのいわゆる「後期計画」の考え方、計画の内容および推進の方策を打ち出した。今後、国の高等教育計画がこの方向に指向される以上、本学としても十分この線に沿いながら、主体的に特色ある計画運営がなされなければならない。ついては、昭和五五年度学園運営の基本方針を、つぎの通りとしたい。

一　昭和五五年度を長期教育計画・長期財政計画樹立の年度とする

二　教育・研究の内容充実と特色化の推進

三　財政基盤の確立と財政運営の永続的安定への指向

四　省力・省エネルギーによる経営の合理化と経費の節減

五　国際性豊かな学園への発展

六　スポーツ振興策の充実

二、長期計画樹立

現在、学園は確立した長期教育計画をもたない。したがつて、長期財政計画も樹立されていない。このことは、本学園のウイークポイントである。このため、教職員の定員法もできず、組織的人事計画もおこなわれがたい。そこで、昭和五五年度を学園の長期教育・財政計画樹立の年度として、可及的速やかにその成果を見たい。

三、教育・研究の内容充実とその特色化への推進

一　学生数の減量

大学入学者数を、定員の一・五倍（二一七五名）として水増し率を下げ、実力ある学生をうけ入れるとともに、教育濃度を高めることにより成果を挙げたい。

二　東松山校舎の整備

新制大学における一般教育の重要性については論を

またない。しかし、その具体策においては、大いに検討の余地をもつている。東松山校舎整備については、各種な意見があるが、研究室・図書館・教室などの建物関係は、長期計画の実現を見てから実施するべきであり、昭和五五年度は、隣接地の土地を買収して校地の拡充をはかるべきだというのが学内公論である。よつて、まず校地の拡大をはかりながら、東松山キヤンパスの教育環境の向上に努めるとともに、教学組織の改善と符号させその実を挙げたい。

三　教員研究活動の積極化の促進

本学が、特色ある学問・研究の府として世に問うとき、教員の研究活動の状況がきわめて重要である。昭和五五年度においては、教員研究活動への財政裏打ちを十分配慮したい。そして、国内はもちろん国際的にも人材豊富な大学としたい。

四　「建学の精神・学風」の高揚

私学には、私学の「建学の精神」や「学風」がある。これを失つては、私学の存在価値はない。本学においても、その具体化を探究し学灯を輝かすべきである。

四、財政基盤の確立と財政運営の永続的安定への指向

一　財政基盤の確立

本学園貸借対照表を見てわかるように、その資産の部の「その他の固定資産」の構成比がきわめて脆弱である。昭和五三年度、全国平均構成比一六％に比し、本学のそれは三・五％である。昭和五五年度において、この点配慮したい。

二　財政運営の永続的安定への指向

文部省会計基準の要求の趣旨は、学校法人の教育・研究と財政の調和の永続的維持である。本学財政運営の主眼もこれでなければならない。このためには、本学の消費収支計算において、帰属収入と消費支出の差の帰属収入に対する比率（いわゆる収支係数）は、＋一五％以上であることが望ましい。昭和五五年度は、この比率を＋一六％として、予算の編成をしたい。人件費比率（帰属収入に対する比率）が全国平均に対し高い、今後は極力これを五〇％に近づける努力を必要とする。このため、教職員とくに事務職員の自然減をはかるべきである。給与の上積を避けて、格差の是正に重点をおかなければならない。

五、省力・省エネルギーによる経営の合理化と経費の節減

一　学園事務の全コンピューター化

昭和五六年四月一日を期し、学園事務の全部を機械化する方針で、昭和五五年度は、その準備調整年度とする。

二　省エネルギーによる経費の節減

原油価格の上昇は、第二次石油シヨツクを惹起している。このため、本学の管理経費は膨大なものになろうとしている。このことは、教育研究の費用を圧迫する。しかし、これを防ぐためには、各自が自覚した行動をとるよりほかにない。よつて、昭和五五年度においては、その二〇％節約を目標に一大キヤンペーンを起こす必要がある。東松山キヤンパスにおいては、「中水」使用を実現したい。

六、国際性豊かな学園への発展

今日の世界は狭くなつた。外国の情勢を無視して、本学の発展はあり得ない。このため、外国との交流を盛んにするとともに、最近漸く盛り上がつてきた海外研修を促進し、国際性豊かな学園として世に問いたい。このことは、たんに大学教員だけでなく、全学の教職員学生が機会あるごとに参加し、その実を挙げるよう配慮したい。

七、スポーツ振興策の充実

学校教育におけるスポーツの占めるウエイトは大きい。それは、学生生徒の教育訓練の場であり、学生生徒の学校への求心力の源泉であり、青春の血のたぎるところであり、社会のニーズや評価に応え得るものである。本学のスポーツは、率直なところの中弛みの観がある。五五年度は、財政面においても大いにスポーツの振興をはかりたい。

（昭和五五年三月四日　大東文化学園理事会承認）

### 4　昭和五五年度　学園運営方針・事業計画

昭和五五年度　学園運営方針・事業計画

一、昭和五五年度学園運営の基本方針

一　昭和五五年度を長期教育計画、長期財政計画樹立の年度とする。

二　教育・研究の内容充実と特色化の推進

三　財政基盤の確立と財政運営の永続的安定への指向

四　省力・省エネルギーによる経営の合理化と経費の節減

五　国際性豊かな学園への発展

六　スポーツ振興策の充実

二、昭和五五年度事業計画

一　長期教育・財政計画の樹立

運営基本方針に基づく長期教育・財政計画を樹立するために、企画調査室を新設し、練達の職員を配置し、可及的速やかに両長期計画および関連諸計画を立案し、機関決定を経て具体化をはかる。

二　教育・研究の内容充実と特色化の推進

イ　大学研究研修費を大幅に増額する。

ロ　大学研究振興基金として八億円を特定預金し、今後この果実を研究費に充当させ、研究の計画性と永続性をはかる。

ハ　大学の特色を発揮する附置研究機関である東洋研究所、書道文化センターの事務室長に次長職を充て、機構の整備・合理化をはかるとともに、予算を増額して効果を挙げる。

ニ　東松山校地を拡充するため、用地を買収する。

本大学の校地は、実人員に照らし設置基準に満たない。昭和五五年度において、二万坪を買収するため、六億円の予算を計上する。

ホ　新入生全員に嬬恋研修を実施する。

新入生二泊三日の研修は、大東文化学院時代からの伝統である。昭和五五年度より、これを復活して教育効果を挙げるため、予算を計上する。

三　財政基盤の確立と財政運営の永続的安定への指向

イ　貸借対照表における「その他の固定資産」の比重を増加させ、財政基盤の確立をはかるため、学校債返済引当特定預金一億五千万円、校舎改築引当特定預金二億円、大学研究振興基金特定預金八億円、体育振興特定預金三億円を固定化する。

ロ　財政運営の永続的安定への指向

今後本学園の財政運営の長期安定のためには、つねに消費収支計算において、帰属収入と消費支出の差の帰属収入に対する比率（いわゆる収支係数）が、＋一五％以上であることが望ましい。昭和五五年度においては、この比率を＋一六％とする。

四　省力・省エネルギーによる経営の合理化と経費の節減

イ　教職員の増員に歯止めをかけ、人件費の過大化を防止する。

大学教員の増加は、必要最小限度に留める。事務職員の新規採用はせず、自然減をはかる。とくに賃金（アルバイト）は、三千万円以下に縮小をはかり、人件費の比率を下げる。帰属収入に対する人件費の

比率は、昭和五四年度予算五八％から、昭和五五年度予算案において、五四・五％と下降させる。

ロ　学園事務の全コンピューター化をはかる。

事務職員の自然減に対処するため、学園事務の全コンピューター化を計画する。すなわち、昭和五五年九月に大型コンピューター（一五〇〇ＫＢ）を導入し、昭和五六年一月より一部稼働し、昭和五六年四月より全学機械化をはかる。このためのレンタル料として、一千五〇〇万円を予算計上する。

ハ　省エネルギーによる経費の節減

学園運営において、所要エネルギー経費は毎年膨大になり、教育研究の費用を圧迫しようとしている。しかし、これを防ぐためには各自の自覚的使用をまつよりほかにない。昭和五五年度においては、その二〇％節約を目標に一大キャンペーンを展開する。東松山校舎においては「中水」使用が可能であるので、このための施設費用として、一千万円を計上する。

五　国際性豊かな学園への発展

本学園が、国際交流や海外研修を厚くして、国際性を高める必要性については、論を俟たない。このため、学務局に国際部を設け、その部門の開拓をはかるとともに、教育研究経費における海外研修費の一千万円増額をする。

六　体育振興策の充実

本学のスポーツの現状は、中弛みの感が深い。今後スポーツ振興の計画的・安定的運営のため、体育振興基金を設立し、毎年基金の増加をはかりながら、その果実で運営していく途を拓くため、昭和五五年度において、三億円の特定預金を固定化する。

（昭和五五年三月三一日　大東文化学園理事会承認）

### 5　昭和五六年度　学園運営方針

昭和五六年度　学園運営方針

一、昭和五六年度学園運営の基本姿勢

昭和五五年度の学園運営の基本方針の筆頭に掲げたものは、学園の長期事業計画の作成であつた。この作業は、向後一〇ヵ年にわたる指針として打ち出され、目下その具体的内容を盛り込むべく、積極的な努力が続けられている。しかし、このことは本学園が大学法人として、国の文教政策の高等教育計画に沿う方向で、一般的な大学スタイルをもとめているものである。新制大学として十

分整備されるということは、もちろん大切なことであるが、いつぽうで、私学の重点はその特性、自主性と公共性にあると私立学校法第一条に定められている。本学園においても、この特性を欠いて、無視して本学園の存在はない。したがつて、この長期計画の中核をなすものは大東の特性であり、これこそが経営哲学であり、路線でなければならない。

昭和五六年度を長期計画の初年度とする本学理事会は、まず本学の経営路線を明示することが肝要である。こうした主導性のもとに、長期計画のスケジュールを具体化することによつて、近代大学としての不動の基盤を築かなければならない。昭和五六年度は、上述の基本姿勢のもとに、次の方針で学園運営にあたりたい。

二、昭和五六年度学園運営方針

一　特色ある私学として確立のため、経営路線の明確化をはかる。

イ　建学の原点に還り、経営目的を明示し、全学的浸透をはかる。

本学にとつて、その特色とか特性ということは、それは建学の方途であり、学風や伝統である。しかし、こうしたものはとくに強制されるべきものではなくて、学園環境のなかで自然に身につき、馴染み、会得されるべきものでなくてはならない。しかし、キャンパスのなかにこうしたものが欠如していて、希薄であつては問題である。近時、質的向上をはかるため、なにがしかの具体性が学内で胎動しはじめている。学園理事会は、つねに「建学の原点」に還り、固有の学風や、伝統が育つていくような教育環境を醸成していく義務と責任がある。このため、理事を中核とする委員会を設置し、「建学の精神」の今日的咀しやくを通して具体性を打ち出し、全学的求心作用が可能な状態を招来できるようにする。

ロ　本学園が東洋学のメツカたるべき方途を考える。

昭和五八年に、本学は創立六〇周年の記念日を迎える。こうした面を踏まえ、本学が東洋固有の文化や芸術のメツカとなり得るよう組織の整備や、スタツフの充実をはからなければならない。今日の新制大学の学部組織で、このようなダイナミツクなものを消化することは、おそらく不可能であろう。本学には、幸い大学附置の東洋研究所や書道文化センターがある。これらの附置機関の構造や体質を改革することにより、建学の先人たちの希求した目的に

近づいていくことができるのではなかろうか。こうした学問・研究は、もちろん一朝一夕にできるものではない、長い時間をかけ、学際的研究を通してこそ実を結ぶものである。このため、昭和五六年度においては少なくともその準備をする。

二　法人基盤の確立

イ　寄附行為の改正

現在の寄附行為は、改正を必要とする多くの問題点をもつている。このため、数年前から、この改正案が検討されながらも決着を見ていない。昭和五六年度においても、すでに設定をおわつている「寄附行為改正検討小委員会」の作業を通して、年度内にこの改正を完了する。

ロ　学園長期計画の早期樹立

昭和五五年度に予定された学園長期計画は、残念ながら年度内にその全体を完了することができなかつた。昭和五六年度においては、その残されたものを可及的速やかに整備し、諸計画の基準として対応できるようにする。

ハ　東松山校地拡張のための用地買収の推進

すでに理事会においては、東松山キヤンパスの隣接地二一万平方メートルの用地買収を決議している。昭和五六年度においては、年度内にこの全部の買収が完了するよう鋭意努力する。

ニ　停年(ママ)制の若返りを含む給与体系の抜本的改訂

学園給与は、国家公務員の給与法に準拠している。しかし、昭和五三年以来の組合との団交を通した改訂により、現実には多くのギヤップやはみ出しが出ている。さらに、年齢構成の高年齢者層からくるアンバランスによる財政圧迫が学園運営を困難にする傾向にある。理事会執行部においては、すでに「給与改訂素案作成委員会」なるプロジエクトチームを発足させ、その検討に入つているが、昭和五六年度には組合との団交を通しながら、停年(ママ)制の若返りを含めてこの実現を期したい。

ホ　教職員定員制度の確立

学園長期計画の成立を見ることにより、教職員の定員が明確となる。これにより、従来のように、現員を定員と見なすという考え方から脱却して、正常な定員制度を確立する。

ヘ　財政の合理化

学園の一般的な経常支出以外、昭和五六年度にお

ける大きな財政支出は、東松山における用地買収費である。しかし、長期事業計画を実現するためには、施設設備において、将来短年月に多額の資金を投入しなければならないことが予想される。そこで、昭和五六年度の財政運営にあたつては、もちろん予算編成方針に基づく運営をはかるが、基本的には今後必要とする、多額の資金導入に対応できるよう十分な配慮と合理化をはかることである。

ト　施設・設備の整備

昭和五五年度の施設関係の遅れを、昭和五六年度にもち越したブリツジ工事、郵便局、宮鼻グラウンド工事等の早期完成を実現する。板橋校舎における学生・生徒部室の改築以外は、学園長期計画との関連において、昭和五六年度とくに大きな工事は必要としない。よつて、既設施設について整備と美化をはかる。

三　大学の質的向上と基盤の確立

私立大学において、その特性の重要なことは冒頭において強調したが、今日の新制大学はそれだけでなるものではない。とくに、狭くなつた現代の国際社会に対応できる大学としての基本的なものを備えられなければならない。この基盤確立のため、昭和五六年度、大学の管理運営のために、理事会はつぎの方針で臨む。

イ　国の高等教育計画の線にそう大学組織整備をはかる。

国の文教政策は、高等教育計画を実現するため、行政指導を促進している。それは、大学の質的向上と地方分散と、私学における学生数の水増し規制である。本学においても、この線に沿い、長期計画においては、財政上の損益分岐点からの必要性を含め、学生数一万名を保持しながら、昭和六一年度において、定員の一・三倍の実員学生数となるよう企画されている。今後、大学においては、学部の適正規模を配慮しながら、この長期計画の具体的実現をはかるよう要請する。とくに、学部・学科の定員増は、昭和五七年六月に申請できるよう、昭和五六年度中に準備する。

ロ　大学の最高決定機関である合同教授会の改善をもとめる。

ハ　大学協議会の法制化をはかる。

ニ　教学組織整備委員会の作業の促進。

ホ　大学の研究活動の促進。

A　教員の研究・研修の義務化

最近、学内において引用される教育公務員特例法（教特法）第一九条には、教員の研究研修が義務づけられている。本学においても、法的にこれを義務化する必要がある。

B　学部における教学体系と研究体系区分の明確化

学部においては、研究活動についての管理的配慮が足りない。学部において、授業を中心とする教学部門だけでは十分ではない。学部所属の教員は、つねに研究活動をしなければならない。このため、現在学部学科がもっている「学内学会」等を研究母体の芽として育み、助成措置を通して成果の挙がるよう管理職は配慮する必要がある。将来、学部附属の研究所が誕生することが望ましい。

C　研究区分の整理

現在、大学における研究は、つぎの三つに分かれる。

一　東洋研究所における研究

二　特別研究費による研究

三　個人研究費による研究

上記、三種類の研究の実態は、その内容区分が明確でない。このため、混乱や偏向が生じてもやむを得ない。とくに、個人研究費については、予算未消化が多く出ている。昭和五六年度においては、その全額を学部に予算化し、プール制にすることによつて、学部の自主的配分をはかる。これにより、予算の未消化を解消するとともに、特別研究費中の個人研究分を、ここで配分することを可能とする。特別研究費については、主として学部における共同研究や大きな研究を主眼とする。東洋研究所や書道文化センターにおける研究は、本学の特色ある路線にそうものを原則とする。

D　大学海外出張規程の改正をする。

現行の大学海外出張規程は、のちに制定された学園海外研修規程との間に矛盾をもっており、さらには国内研修規程をもたない点からしても改正を急がなければならない。

ヘ　国際交流の促進

昭和五五年度においては、北京外国語学院との交流契約が実現した。今後は、中国だけではなく、全

世界を対象に提携校を増加する必要がある。とくに、東南アジアや英語圏に拡大し、教員交換、学生交流、共同研究等を通じて国際交流をはかる。

ト　学生スポーツの振興

今日の大学におけるスポーツは、教育の観点からも必要である。学生スポーツにおいて、とくに集団スポーツを重視したい。この充実振興のために、本大学においては「体育センター」をもつている。最近における本学のスポーツは、いささか停滞気味である。集団スポーツの成否は、その指導者の能力にかかつている。現在、体育センターが重点指向をしているスポーツクラブは、陸上（駅伝）、ラグビー、アイスホツケー、野球、柔道、剣道、レスリング等がある。これらの強化のため、現在優秀なヘッドコーチを欠いているものについては、専任のコーチをおき、不動のものにしたい。

チ　学園奨学金制度の合理化と拡大

現在の学園の奨学金制度は、貸付条件が厳しく、金額も少ないため、学生にとってメリットが少なく、利用者が激減している。この制度を合理化・拡大し、学生の厚生福利面の活用をはかる。

四　高校・医専・幼稚園について

イ　高校について

学園長期計画のなかで、解決していかなければならないものに、高校のキャンパス問題がある。昭和五六年度においては、この面の調査・検討をはからなければならない。また、現在一高は大学の完全なる附属の形態をなしていない。附属高校としての形態を整えるよう準備を進める。

ロ　医専について

昭和五六年度においては、短大昇格について検討する。

ハ　青桐幼稚園について

学園傘下の学校のなかで、経営上もっとも困難な実情にあるのは青桐幼稚園である。現在、多くの私立幼稚園が経営難に陥つている原因は、保育所に園児をくわれ募集難だからである。しかし、青桐幼稚園はその地理的条件・ネームバリユーからも、園児募集が困難ということは異常である。この問題を、幼稚園だけで解決はできない。理事会は、積極的にその原因究明をし、振興発展をはからなければならない。

（昭和五六年三月二日　大東文化学園理事会承認）

## 2　大東文化学園長期事業計画の策定（大東文化学園理事会）

### 1　学校法人大東文化学園長期事業計画（昭和五六～六五年度）

学校法人大東文化学園長期事業計画（昭和五六～六五年度）

学校法人　大東文化学園

まえがき

昭和五五年四月、新しく学園の事務組織・分掌・権限基準等が制定されるとともに、学園の長期事業計画・長期財政計画の企画・立案を主たる分掌とした企画調査室が設置され、将来に向けての計画性ある学園運営の体制つくりが確立された。企画調査室では、その分掌に則り、発足当初より委員二〇名からなる事務レベルの協議会形式による企画調査懇談会を設置し、この組織を核として長期事業計画の企画・立案の作業に取り組んできた。

その過程において、昭和五五年度の諸事業（昭和五五年度以前からの懸案事項も含む）についても、長期事業計画との関連において見直しの作業をおこない、その結果については、昭和五五年六月、同年八月、「東松山キャンパス当面の諸問題」、「板橋キャンパス当面の諸問題」として、それぞれ具申された。長期事業計画の企画・立案については、最初の作業として、最近における長期事業計画に関連するさまざまな学内世論を集約・整理し、国の「高等教育の計画的整備について」の報告内容の検討、本学の現状分析等の作業を通して、これらを多面的に再検討、「長期事業計画の骨子（案）」として取りまとめられた。以後、この骨子（案）をもとに、企画調査懇談会において、各担当部署の指導・助言を得つつ討議・検討を重ね、昭和五五年一二月二二日「長期事業計画概要（案）」（昭和五六～六五年度）として報告された。

これをうけ、同月二五日開催の理事会は、同概要（案）の基本的方向を了承し、これに基づいて東松山キャンパス開発計画基本構想書が策定され、五六年八月、東松山市長ならびに埼玉県知事宛てに東松山キャンパス拡張用地の立地に関する伺いがなされた。この間、昭和五六年六月、学園の振興発展と管理運営組織の改善を目的とした全学組織のプロジェクトが編成された。このうち、学園の長期事業計画については、学園振興発展計画特別委

員会の長期事業計画小委員会にその検討が附託され、同年一二月答申されたところである。ここに、学園長期事業計画にかかる「長期事業計画の概要（案）」、「学園振興発展計画特別委員会答申」、「東松山キャンパス開発計画基本構想書」のそれぞれの内容を比較・検討・整理・統合し、「学校法人大東文化学園長期事業計画（案）」として提案する。

一　「長期事業計画」策定の考え方

「長期事業計画」策定にあたり、つぎの諸点について検討を加えた。

一、国の高等教育の後期計画期間における計画的整備の方向と内容に関する対応

大学の将来計画を策定するにあたり、大きくその方向を指し示すものとして、国の高等教育の計画的整備に関する諸施策があり、まずそのこととの対応を検討しなければならない。戦後、我が国の高等教育は、目覚ましい経済復興のもとに量的面において飛躍的な発展を遂げてきたが、昭和五〇年代に入り、一八歳人口に対する大学の収容力がほぼ安定した状況になるとともに、大学進学志願率、大学進学率ともに横ばいの傾向を示すようになり、これ以上の量的拡充を積極的にはかる必要のない局面に立ち至ってきた。この状況をうけて、国は高等教育政策の計画的策定を重視し、昭和五一年三月、高等教育懇談会より「高等教育の計画的整備について」をまとめ、昭和六一年度を目標年度としつつ、まず昭和五一年度から五五年度までの前期計画期間における計画的整備の方向と内容が示され、ついで昭和五四年一二月、大学設置審議会大学設置計画分科会より、昭和五六年度から六一年度までの後期計画期間における方向と内容が報告されたところである。

近時、科学技術的にも社会経済的にも、複雑かつ高度化した現代社会において、高等教育機関にもとめられる多種多様な要請に対応するため、同計画は高等教育の柔軟化、流動化、地域的に均衡のとれた質・量の充実、私学の教育研究水準の向上などを、その柱として打ち出している。このうち、私立大学に関する諸施策の主たるものは、概ねつぎの通りである。

イ　前期計画に引き続き、量的拡充よりは質的な水準向上に施策の重点をおくとともに、大都市における新増設抑制の方針を維持し、地域の収容力、専門分野構成の不均衡の是正等に資するものの進展を期待

する。また複雑、高度化し、かつ国際化した社会の要請に対応する積極的な大学教育の改善や人材養成が、とくに必要な分野等に留意して整備が進められることが望ましい。

ロ　新増設その他実員増をともなう定員増の認可の目途は、後期計画期間中、合計二万人程度を見込むものとする。

ハ　学生の定員超過の現状については、教員組織、施設設備を充実して実員の定員化がおこなわれること等により、後期計画期間終了時には一・三倍程度まで改善されることを期待する。

ニ　大都市圏における私立の大学、短期大学の移転で大都市集中の緩和、地域格差の是正に資するものを促進する。

以上の国の高等教育に対する考え方および諸施策との対応において、本学が考慮しなければならない問題点として、つぎの諸点が考えられる。

一：教育研究体制の質的充実と特色ある発展の促進

このことは、国が高等教育整備計画の基調としているところであり、私立大学については、とくに重点施策として指摘しているところでもある。本学にとっても、また教育研究体制の質的充実と特色ある発展の促進は、もっとも大きな課題として取り組まなければならない問題であり、創立以来六〇年になんなんとする歴史的経過のなかで培われてきた建学の精神のいっそうの発揚を期するためにも、社会の要請に十分応え得る、特色ある私立大学としての方向を模索するとともに、積極的に教育研究体制の改善を推し進めなければならない。このためには、既設の学部・学科にあっては、教員組織、カリキュラムの再検討をおこなうなど、いっそうの質的充実をはかるべきであろうし、また将来への展望も含め、ますます複雑高度化し、かつ国際化しつつある社会の要請に対応し得る、新しい教育研究体制を増設することにより、文科系総合大学としていっそうその完成の度合いを深めることも検討されなければならない。とくに、本学にあっては、研究体制について格段の拡充を期する必要性が強いと思われ、これら教育研究体制の質的充実と特色化促進のため、早急に全学的規模で積極的な審議・検討の態勢が必要である。

二：将来における本学の組織的拡充について

高等教育機関が、人類の歴史とともに発展を続ける

ものであり、とくに私立大学の標榜するものが自主・独立の精神である以上、本学の将来において、何度か組織的拡充を画されつつ発展していくことは想像に難くない。しかし、国の高等教育整備計画における規模的拡充に関する考え方からして、本長期事業計画概要（案）期間中（昭和五六～六五年度）における本学の組織的拡充はきわめて厳しい制約下にある。国の施策は、一定の枠内において、大都市集中の抑制と地域配置の適正化を促進する方向であり、内容的には、専門分野構成の不均衡の是正に資するもののみを促進することとしている。したがって、本学が近い将来組織的拡充を考えるとした場合、地域的には「首都圏の既成市街地における工業等の制限に関する法律」との関連において、また大都市集中の抑制、地域格差の是正の方向に沿いつつ、現東松山キャンパスを中心に想定せざるを得ない。

三：定員超過の是正について

私立大学の定員超過の是正に関しては、国の施策として後期計画期間終了時の昭和六一年度までに、定員超過率を一・三倍程度にまで改善するよう示されている。本学の定員超過率は、現時点で一・四九倍（昭和五六年度入学生一・三四倍）であり、長期事業計画との関連において、計画的是正案を策定する必要がある。確保すべき学生実数を一万名として考えた場合、定員超過率を一・三倍に抑え込むためには、現行収容定員五八〇〇人（入学定員一四五〇人）を収容定員八一二〇人（入学定員二〇三〇人）程度にまで増加させる必要があり、かつ目標年度である昭和六一年度までに是正計画を完了させるためには、逆算して昭和五八年度入学生より調整を開始しなければならない。他方、近い将来、学生実数一万名の枠内において学部増設を見込むとして、その定員を既設学部の変更後の新定員に上乗せすることにより、さらに定員を実員に近づけ最終的には、完全な実員の定員化を実現させる方向をとる必要がある。

二、大学の将来的規模の策定

一：学生定数

国の施策により、量的拡充が抑制されていること、また現在の学部・学科組織の規模と定員超過（一・四九倍）の実情等から考えて、現学生実数一万名を将来とも量的リミットとして想定することは、きわめて妥当性のあることと思われる。また一歩進めて、現学生

実数一万名を将来における学生実数として、つまりは本学の基本的規模として想定することも、またかなりの妥当性を有すると思われる。

イ　現在の本学の教員組織が、数だけを基準とした単純計算のうえでの比較であるが、学生定数を一万名とした場合の設置基準上の必要定数を十分に満たしていること。

ロ　教育研究体制の質的改善、特色化の促進をはかる過程で、若干の新学部増設が実現した場合、ある程度の学生定員の増加が見込まれること。

ハ　一八歳人口が、昭和五五年度一五九万人であるが、昭和六七年度まで漸増し、それ以降減少に転ずるものの、昭和七〇年代には概ね一七〇万人台で推移するものと予測されている点、ほかに多少流動的な側面はあるものの、学生数の確保に一応の安定性がうかがえること。

ニ　現在の校地・校舎等施設設備の規模が、現学生実数一万名に対応したものとして整備・拡充されてきていること。

ホ　本学の教育研究の現状が完成されたものではなく、また将来における基本的構想も確立されていない現在、将来計画策定後の諸々の事業遂行のための財政的基盤を確立するうえで、ある程度の融通性を確保しておく必要性が予測される。

以上のことなどを、その理由として掲げることができよう。

二：学部組織

学部の新増設は、量的拡大をともなうものである点、当分の間は、さまざまな制約をうける状況下にある。しかし、本学が文科系総合大学としての完成を目指し、真にその存在意義をまっとうするためには、既設の学部・学科のいっそうの充実を画するほか、過去の専門分野の分類概念に囚われない、より総合的、かつ柔軟な発想に基づいて新しい学部の増設を構想する必要があると思われる。それらは、その設置の趣旨について十分な説得力をもち、また教育研究面において社会的要請に対応し得るものでなければならないが、なによりも、既設の組織と相互補完し合うものであるべきであろうし、本学の建学の精神をさらに明確化するものとして検討されなければならない。

三：研究組織・大学院組織

本大学の将来における発展は、研究活動の飛躍的発

展の促進を抜きにしては考えられない。本学の研究組織体制を抜本的に再検討し、将来の本学の在るべき方向に則した研究体制を、総合的かつ統一的に確立する必要がある。それらは、すべての学部・学科、大学院組織および図書館等と有機的に連結しつつも、研究機関独自の研究計画を自由に展開できるだけの自主性をもったものでなければならない。そのためには、学内における研究機関の制度的・組織的位置づけ、研究員の構成、学部教育のサバティカル制度との関連等についても検討する必要がある。

大学院については、高度の専門性を備えた職業人の養成と高等教育機関の教員を含めた優れた研究者の養成確保の両面にわたって、その重要性がますます増大していくと思われる。既設研究科のいっそうの充実をはかり、優れた人材養成を主眼としつつ、社会人の再教育にも心をおくべきであろう。また将来、より自由な発想により、本学の教育研究活動が展開されていく過程において、学部に基礎を置かない独立大学院の設置を検討すべき局面も生じてくる。

三、東松山キャンパスの拡張ならびに板橋キャンパスと東松山キャンパスの利用区分

すでに述べた通り、現状においては、新学部の設置は東松山キャンパスをおいて考えられない。既設学部・学科の定員増申請にかかる施設設備の拡充分も含み、新学部増設に要する校地・校舎等教育環境の整備を考えた場合、校地の不足が問題となってくる。五学部・学生数一万名の規模で考えた場合、設置基準上の不足数はともかくとして、高等教育機関として一応満足と思われる教育環境をもとめるとするならば、相当規模の校地の拡張をはからなければならない。これらの計画の現有キャンパス隣接地を対象地として考えた場合、その立地条件からして板橋キャンパス隣接地において考えられず、東松山キャンパス北側隣接地をその対象とせざるを得ない。

土地の拡張については、すでに理事会において、昭和五五年度事業として取り組みを開始しており、昭和五五年度予算として六億円を計上していることは周知のところである。新増設の学部を東松山キャンパスに開設するとした場合、本学の教育部門の比重はかなりの程度東松山に偏ることとなる。また、教養課程と専門課程が地理的に二分されていることからくるさまざまなデメリットについては、東松山キャンパス開設以来、折りにふれ繰り返し指摘されてきたところである。学園の長期事業計

画策定に際し、本学の将来の教育活動の在り方を抜本的に検討するならば、同一キャンパスにおいて四年間の教育課程を連続的・系統的に編成し、四年間の教育効果が年次をおって確実に積み重ねられていくことが可能な方途がとられるべきであろう。このことから、既設の学部も含めた教育部門の全面移転について、十分に検討を進める必要がある。いっぽう、板橋キャンパスについては、将来研究組織の拡充にともなう諸施設の建設を見込む必要があり、また大学院の諸施設の拡充も考えなければならない。このほか、その立地する環境を考慮し、周辺地域の文化的レベルの向上に資するためにも講堂等公共性の濃い施設の建設も考える必要があり、これらを総合して考えると将来の板橋キャンパスは、研究施設、大学院施設、公共的施設を中心に構成する方向が考えられよう。

以上述べてきたことから、将来の板橋キャンパスと東松山キャンパスの利用区分については、板橋キャンパス＝研究部門、東松山キャンパス＝教育部門という基本的な利用区分の構想が考え出される。このことについて、長期事業計画小委員会の板橋校地における研究教育に関する施設等充実のための研究班の報告は、板橋における専門教育科目履修の現状を踏まえたうえでの研究教育施設の拡充についての提案になっているが、これは、既設学部学科の定員増および新学部設置計画との関連において不可能なことである。なぜならば、この場合、新たに増加する学生の教育にかかることは、前記国の「高等教育の計画的整備について」に指導されているように、すべて東京都二三区（板橋キャンパス）以外の場所で計画されなければならないこととなり、本学園の現状からして、これは東松山キャンパス（埼玉県）でのみ実現可能なことである。仮に、このことを収容する学生数により考慮するとすれば、板橋キャンパスの収容定員は、現行定員の二九〇〇名（一四五〇名×二）で制限されるので、定員増および新設学部設置の計画の完成年次における板橋・東松山キャンパスそれぞれの収容定員は、つぎの通りである。

板橋キャンパス：既設学部・学科（旧定員）
三・四年　一四五〇名×二＝二九〇〇名
東松山キャンパス：既設学部・学科（新定員）
一・二年　二〇三〇名×二＝四〇六〇名
東松山キャンパス：既設学部・学科三・四年
（増加分）　五八〇名×二＝一一六〇名
東松山キャンパス：新設学部一～四年

三五〇名×四＝一四〇〇名
東松山キャンパス計：六六二〇名
収容定員合計：九五二〇名

板橋キャンパス三〇％、東松山キャンパス七〇％の配分となる。これは、あくまでも数のうえでの配分であるが、たとえば、これを学年別に配分するとすれば、一学年の定員が二三八〇名（定員増学部新設後）であるから、一〜三年は東松山キャンパス、四年は板橋キャンパスという教育課程の編成にしなければならないことになる。この場合、三年次と四年次との間で、キャンパスが分断されることは、教育面において大きな支障があると思われるので、早期に全面移転に踏み切らない限り、なんらかの方策を考えこれに対処しなければならず、十分検討を加える必要がある。

四、高校・医専の将来構想

一：高校

大学板橋キャンパスに隣接して設置される高校は、開設以来、量的にはかなりの拡大をおこなってきているが、キャンパス周辺の立地条件等との関連から、校地の拡張ができず、教育環境的にはきわめて劣悪な状況下にある。また、都内に位置する高校でありながら、生徒の居住分布としては、約半数が都外居住者であり、都内に位置することからくる種々のメリットはあるものの、継続して現在地において、教育活動を展開していくとした場合、きわめて徹底性を欠いた条件を数多く抱えている。また、大学との関連を考えてみても、地理的に隣接しているべき絶対的必要性はない。そこで、高校が大学の完全なる附属高校としての、新しい教育計画が展開し得る理想的な教育環境をもとめて、将来の発展を画する方向で、検討すべき段階にきていると思われる。

二：医専

医専は、昭和五一年度、各種学校から専修学校（専門課程を有する）に昇格、順調な発展を示してきているが、過去積極的な内容改善がはかられてきていないため、内部的には一部形骸化をきたしつつある部分もあり、現状を打破し、抜本的な発展等を考えるうえからも、同校の専門課程の臨床検査科（三年制）を短期大学に昇格させることを、長期的展望に立って検討する必要がある。また将来の構想として、社会的要請に対応しつつ、種々の専門技術者養成の課程を加えていくことも考えられよう。

五、創立六〇周年記念事業としての取り組み

昭和五八年度、本学園は創立六〇周年を迎える。我が国の高等教育の全般的展望のうえからも、本学園の現在までの歴史的経緯のうえからも、この六〇周年を含む前後一〇ヵ年間が、本学将来の死命を制する一つの大きな節目となることは想像に難くない。この節目を将来の飛躍的発展のための強力な契機とするため、昭和五六年度を起点とする、この一〇年間の長期事業計画を六〇周年記念事業として位置づけ、もって全学園規模の実行態勢を確立し、また計画を公表することにより、関係各方面の理解と協力を仰ぐなど、この計画遂行に万全を期することが至当と考える。また、計画期間内の諸事業のうち、学部増設事業をメイン・プロジェクトとして取り上げ、シンボライズすることが適当と思われる。

二　長期事業計画の内容

一、計画の期間

昭和五六年から昭和六五年までの一〇年間とする。六〇周年を迎える昭和五八年度に、メイン・プロジェクトとする学部増設の事業を構えることが適当であると考えると、その前提となる東松山キャンパスの開発計画についての目途を、少なくとも前年度末までに立てておく必要がある。つまり、土地買収と開発行為許可申請の作業を昭和五七年度末までに完了しておく必要があり、土地買収一年、開発行為許可取得一年と考えた場合、長期事業計画開始年度は昭和五六年度となる。これを起点とし、昭和六五年までの一〇ヵ年間に計画表の通り、関連諸事業を遂行することとする。

二、計画の内容

一：大学

①　組織等拡充計画

イ　学生定員変更（増）申請

収容定員二三二〇名（入学定員五八〇名）増加にかかる学則変更認可申請手続きをおこなう。昭和六一年度段階で、定員超過率を一・三倍にまで是正する必要があるのであるから、逆算して、昭和五八年度調整開始年度とし、同年度の入学者数から定員比一・三倍に抑え込んでいく必要がある。しかし、現行学生定員のままで一・三倍に抑え込んでいくとした場合、調整完了の昭和六一年度の時点では、総学生実員七五四〇名となり、きわめて財政的基盤が脆弱となる。したがって、調整開始の昭和五八年度ま

でに現行定員の増加をはかり、入学者数の減少を抑える必要がある。つまり、定員変更（増）申請は、一年審査であるから、昭和五七年度において、既設学部・学科の収容定員を二三二〇名（入学定員五八〇名）増加させるために認可申請をおこなう。定員増認可後においては、新設学部開設予定の昭和六〇年度まで新定員二〇三〇名の一・三倍、二六三九名を入学者数とする。この間の具体的な学生数の推移については、資料の学生数推移の欄を参照されたい。

文学部　日本文学科　現行・入学定員（収容定員）
二五〇（一〇〇〇）名
変更・入学定員（収容定員）
二五〇（一〇〇〇）名

中国文学科　現行・入学定員（収容定員）
一〇〇（四〇〇）名
変更・入学定員（収容定員）
一五〇（六〇〇）名

英米文学科　現行・入学定員（収容定員）
一〇〇（四〇〇）名
変更・入学定員（収容定員）
一三〇（五二〇）名

教育学科　現行・入学定員（収容定員）
一〇〇（四〇〇）名
変更・入学定員（収容定員）
一五〇（六〇〇）名

小計　現行・入学定員（収容定員）
五五〇（二二〇〇）名
変更・入学定員（収容定員）
六八〇（二七二〇）名

経済学部　経済学科　現行・入学定員（収容定員）
三〇〇（一二〇〇）名
変更・入学定員（収容定員）
四五〇（一八〇〇）名

経営学科　現行・入学定員（収容定員）
二〇〇（八〇〇）名
変更・入学定員（収容定員）
三〇〇（一二〇〇）名

小計　現行・入学定員（収容定員）
五〇〇（二〇〇〇）名
変更・入学定員（収容定員）
七五〇（三〇〇〇）名

外国語学部　中国語学科　現行・入学定員（収容定員）

八〇（三二〇）名
変更・入学定員（収容定員）
一二〇（四八〇）名
英語学科　現行・入学定員（収容定員）
一二〇（四八〇）名
変更・入学定員（収容定員）
一八〇（七二〇）名
小計　現行・入学定員（収容定員）
二〇〇（八〇〇）名
変更・入学定員（収容定員）
三〇〇（一二〇〇）名
法学部　法律学科　現行・入学定員（収容定員）
二〇〇（八〇〇）名
変更・入学定員（収容定員）
三〇〇（一二〇〇）名
合計　現行・入学定員（収容定員）
一四五〇（五八〇〇）名
変更・入学定員（収容定員）
二〇三〇（八一二〇）名

ロ　学部設置認可申請

国際政治経済学部の設置認可申請手続きをおこなう。

一　設置の趣旨

建学の精神の具現化を通して、特色ある私学としての位置づけを確立するため、旧東亜政治経済科の伝統をうけ継ぐものとして構想し、日本人としての確固たる倫理観、価値観をもち、かつ豊かな国際感覚と教養とを備え、国際社会で活躍し得る実践的人材の養成をおこなう。

二　組織・学生定員

国際政治経済学部
国際政治学科一五〇名・国際経済学科二〇〇名
小計三五〇名

三　カリキュラム

主として、開発途上国を含めたアジア・アフリカ圏を中心としつつ、より広い視野でのカリキュラム編成を特色とする。

四　教員組織

国際政治学科　一四名（うち、教授七名以上）
国際経済学科　一四名（うち、教授七名以上）
小計　二八名（うち、教授一四名以上）

五　校地・校舎・設備

キャンパスは、全学年東松山キャンパスとする。校舎諸施設は、長期事業計画に基づくが、語学ラボ設備の充実をはかる。長期事業計画のメイン・プロジェクトとして、本学創立六〇周年を迎える昭和五八年度に申請手続きをおこなう。学部の設置認可は二年審査であるから、昭和六〇年度が開設予定年度となる。つぎに、新設学部の学生定員を含み、五学部組織となった場合の学生定員の状況を現状と対比させてみる。入学定員三五〇名、収容定員一四〇〇名の増加となり、開設予定年度である昭和六〇年度には、入学定員は既設学部の二〇三〇名と合わせて、計二三八〇名となる。

［略］

（昭和五七年一月二七日　大東文化学園理事会承認）

## 3　大東文化大学特別研究費交付要領の策定（大東文化学園理事会）

### 1　大東文化大学特別研究費交付要領

昭和五五年七月一八日　合同教授会
昭和五五年九月一一日　大東文化大学学長
昭和五六年一月二二日　常務審議会

大東文化大学特別研究費交付要領

一、目的および性格

本学における学術の研究を促進するため、本学専任教員が自発的に計画する基礎的研究のうち、とくに重要なものを取り上げて特別研究費を交付し、高度の研究成果を期待するものである。

二、研究種目

一般研究および共同研究の二種とする（文部省科学研究費の研究二に該当するもの）。

一般研究：単独でおこなうもの（含む補助者）

共同研究：複数の専任教員が共同でおこなうもの

三、交付の対象となる経費

研究計画の遂行に必要な経費ならびに研究結果の取り

まとめに必要な経費。ただし、建物に関する経費、外国出張旅費給与および机・椅子等の什器類の購入経費は含まない。

四、申請方法

つぎに掲げる書類を添えて、前年度の一〇月二〇日までに学長宛て申請する。

一　研究費申請書
二　研究計画総括表
三　研究計画書
四　研究業績書

五、交付審査の機構

交付審査をおこなうため、学長のもとに常任委員会をおく。学長は四学部長および大学院研究科委員長と協議のうえ、若干名の常任委員を任命する。常任委員会は審査のための専門委員を選考し、学長がこれを委嘱する。

六、交付の決定

四月、学長より申請者（申請代表者）宛て文書で通知する。通知をうけたものは定められた時期までに、別に定める様式により交付申請書を学長に提出する。

七、辞退・計画変更

やむを得ない事由により、交付を辞退する場合は、交付決定通知日から七日以内に辞退届を学長に提出する。また研究内容および経費の配分の変更は、原則として認めない。やむを得ず変更を必要とする場合は、学長の承認を得るものとする。

八、研究の期間

研究期間は三年を限度とする。ただし、交付額五〇万円未満のものについては一年を越えないものとする。

九、研究費の使用

研究費の使用は、本学園規則によって使用する。使用に際しては、その都度支払い請求書を教務部学務課に提出する。

一〇、設備等の帰属

研究費により購入した設備等（含む図書）は、学園に帰属する。

一一、研究成果の報告

研究期間終了後三〇日以内に、別に定める様式による研究成果報告書を学長に提出する。

一二、研究成果の公表

研究成果は、かならず公表するものとする。

一三、規程の準用

この要領に定めるもののほかは、科学研究費補助金取

扱規程（昭和四〇年三月三〇日文部省告示第一一〇号）および本学園諸規程を準用する。

一四、事務の所管

本要領による事務は、教務部学務課がこれにあたる。

一五、科研との関連

文部省の科学研究費助成に採用されたものは、本学の申請を辞退するものとする。

一六、海外研究員との関連

本学海外研究員として、研究中のものについては、この特別研究費の対象としない。

一七、審査結果の公表

採用決定したものについては、学長名により当選理由および審査の経過を公表するものとする。

（昭和五六年二月六日　大東文化学園理事会承認）

## 4　創立六〇周年を迎えた教職員らの思い

### 1　中国語大辞典の編纂を引きうけて

外国語学部中国語学科主任　教授　香坂　順一

中国語大辞典の編纂を引きうけて本学は、創立六〇周年を迎えようとしている。人で言うと、還暦に相当する。近ごろは、日本人の寿命が延びたためか、還暦祝いというものをあまりやらなくなったとか。しかし、とにかく、六〇年という風雪に耐えてきた、本学の歴史、その間何度か存亡の危機にさえ逢着したそうであるから、いっそう祝福されてよいのではないか。由来、お祝いには行事がつきものである。関係者一堂に会して祝うのもよし、功労者に感謝の意を表す催しをするもよし、また後の代に記念するものを残すもよし、さまざまなものが考えられよう。しかし、大学は、教学研究の場である以上、直接それに関係があり、対社会的にもその存在を主張し得るものがあれば、まさに錦上花を添える贈り物になるのではなかろうか。

私は、いささか気負い気味かもしれないが、その贈り物―六〇周年記念事業の一つとしての中国語大辞典の編纂出版の仕事を引きうけたのである。中国においての字典歴史は古い。紀元前、すでに許慎が〈説文〉を出している。しかし、辞典の歴史はまだ百年にも満たない。たしかに、〈爾雅〉の類のものは多く見られるが、これらは近代的な意味での辞典という名には耐えられないもので、分類語彙集に似たものにしかすぎない。なぜ字典だけが発達し、辞典がそれに続かなかったのか。中国の封

建時代には読むもの書くものは、すべて文語文であった。文語が正統な地位を占めていたことに起因している。もちろん、中国語が一音節一語というところから発達してきていることにも根本的にはかかわるが、一文字を原則として、一単語として使用している以上、文字だけを対象にすれば、それが即辞典の役割を十分とはいかなくとも、果たせたわけなのである。

字典と辞典は未分化でよく、本来はこの二つは一つのものであったわけである。しかし、中国語の口頭語のなかには複音節の単語が多く生まれ、また一音節の語でも死語と化したもの、新しく生まれるものなど、新陳代謝がおこなわれ文字だけの解釈では、とてもこの変化に適応し得ない面が大きくなっていた。民国になると、正統な地位を文語は口語に明け渡さなければならなくなった。いわゆる、「国語連動」の成功によって、口語が主流になった。国語を普及するため、口語の語彙を対象にした辞典が編まれた。〈国語辞典〉これは、中国がはじめて生んだ近代的な辞典である。日本でも、中国の古文、文語文を対象にして、いわゆる漢文界と、中国語の口頭語を対象にした中国語界との二つの世界がある。前者は漢和字典を、後者は中国語辞典を生んでいる。古くから、中国の古文、文語文それ自身の研究、またそれを通しての研究は、日本のそれぞれの時代の「体」をなすものであったから、当然字典が多く編まれており、なかには現在世界的な名声を博しているものもある。

しかし、口頭語の方、つまり中国語という言葉はつねに狭義にしか用いられず、古文、文語文との間には厚い堅い壁で仕切られていた。徳川時代の一時期唐語字が勃興し、中国語の研究がおこなわれた。しかし、これは傍流であり、やはり漢文学の方に入ることは許されなかった。明治以後、中国語はより広く取り上げられた。しかし、それはあくまで「用」であって、「体」におよぶことはなかったのである。日本では、中国の言語の研究は、このような歴史的経過をたどったため、今日に至っても、中国古文、文語文は一つの世界、中国の口頭語は、別な一つの世界をつくっている。しかし、言語という観点に立てば、この二者は明らかに同一のものであり、そこに新旧雅俗の別はあっても、同一の場で論じられるものでなければならない。とくに長い歴史をもち、しかも記録されたものが車載斗量もただならぬ中国の言語は、現代語といえども、文語文と馬耳東風の関係にあることは許されない。現代語の中の七〇％近くは、古語にその源を

もとめ得るのである。中国語の辞典が、文言と無関係なところで編まれるのは、まことに不思議なことである。

漢和字典が、中国語の口語語彙を排除するのは十分に理解できる。しかし、中国語辞典が古語を顧みないのに、私は奇異の感を抱かざるを得ない。私が現在進めている中国語大辞典は、古語、中世・近世・近代語を、現代中国語の立場から統合的に収めようとするもので、けっして従来の漢和字典との折衷したものを指向しているものでもないし、また時代を限定して、現代語だけを念頭においているものでもない。辞典の編纂には、人的物的二方面の準備がなければ成功しない。人を得ても金がなければできない。金があっても、人を得なければ問題にならない。私に、その双方ともにあるのかという問いは愚問であろう。一つはあるが、一つはない。ある一つは、人的準備だけである。

私は、一九六五年頃から〈現代中国語辞典〉の編纂に着手、今年ようやくその仕事をおわった。壮年に、それを手がけ、斑白の今日それをなしおえた。この間、私の周囲には多くの協力者がいた。この人たちのなかには、当時私の学生だったものもいる。彼らの多くは、今壮年期にある。また本学は、多くの中国語教員を擁している（その数は日本一であろう）ばかりか、北京外国語学院との交流契約による中国人教員が五名もいる。人的には望み得る最高の条件を見えている。また私には、中国に「財産」がある。この財産は、私が長い間かけて培ったものである。この「財産」も、もちろん物的なものでない。人的なものである。中国に私を理解し、私の仕事に協力を惜しまない多くの学者、研究者がおり、彼らの協力を得られる条件があるのである。このように、恵まれた条件を「利用」しないのは、いかにも惜しい。私がこの世を去れば、これらの条件は皆無にひとしくなるであろう。私は、私の人生の最後を、この「利用」にかけているわけである。私が、長い間に蓄えた無形の「財産」すべてを、六〇周年記念事業に一挙につぎ込もうとしているわけである。幸い、理事、学長をはじめ、教職員の温かい配慮のもとに、私は毎日精神的には若いが、年齢的な老骨に鞭打ちつつ、私なりに力を傾けている。

（『大東文化』第三四二号、昭和五七年一二月一五日）

## 2　創立六〇周年にあたりて

大東文化大学第六代学長　清原　道壽

創立六〇周年にあたりて

今から六〇年前の九月二〇日、本学の前身である大東文化学院の設立が認可され、翌年、開院式がおこなわれた。ここに、本学の前身である大東文化学院が、東洋文化の振興を目的とする高等教育機関として発足したのである。このように創設された大東文化学院は、日本文化の基幹をなす東洋の思想・文化を研究教育して、その振興に努めて道義を高揚し、さらに東洋文化を基盤とし、西洋文化の枠をとってその短を補い、東西の文化を融合した新たな文化の創造をおこない得るような人材の育成を、建学の理念とした。

この建学の理念は、そののち六〇年にわたって継承され、研究と教育が続けられてきた。しかし、六〇年という歳月は、日本の社会が激動の歴史であったことを反映し、本学の歴史にとって、けっして坦々とした道ではなかった。とくに、第二次世界大戦後の数年間の本学は、存亡の危機に直面した。そうしたなかで、同窓会の人たちのなみなみならぬ努力によって、大学は漸次復興していった。昭和三七、三八年を期にして、本学はその規模を拡大しはじめ、それから一〇年間に、二学部三学科から四学部九学科、それに大学院を併設した文科系総合大学となり、その教職員数・学生数・施設設備は著しく拡大したのである。そして、本学の使命は、学則に示すように、先に挙げた建学の理念に基づいて、真理と正義を愛する自主的精神に充ちた良識ある人材を育成し、文化の発展と人類の福祉に貢献するところにある。こうした使命を達成するためには、今後さらに教育および研究面における質的充実をはかる必要がある。

それでは、大学の質的向上、その中心を占める研究と教育の質的充実は、どうすればできるか。研究と教育の物的諸条件の整備・充実は当然のことであるが、さらに研究と教育の主体である教員・学生の自覚がもっとも必要である。言いかえると、教員は明確な専門家意識をもつ研究者であり、学生は専門教育をうける学習者であることを、それぞれ主体的に自覚して行動しなくてはならない。現在の本学の量的拡大を質的向上に転換し、とくに研究と教育の質的充実に努めなくてはならない。

（『大東文化大学創立六〇周年記念　軌跡』昭和五八年）

### 3　六〇周年記念日を迎えて

大東文化学園第八代理事長　大西　経信

六〇周年記念日を迎えて

本学の母体である大東文化学院が、東京・九段の地に

設立を見てから、この九月二〇日は満六〇周年の記念日にあたります。その創設は、第四六回帝国議会の「漢学振興に関する建議案」の決議に由来し、国費をもって賄うという、極めて異色な六年制の専門学校でありました。その建学の理念とするところは、我が国の思想・文化の中心であった儒学の振興をはかるとともに、東洋固有の文化を出発点として、西洋文化を探求・吸収し、もって世界文化の創造に寄与するところであります。

昭和二〇年四月、当時、九段から池袋に校舎を移していた学院は、B29の空襲により、そのもてる総てを失い、さらに終戦とともに、国の助成金も打ち切りとなりました。本学の経営の長い苦闘は、ここからはじまりました。焼け跡から酒井伯邸へ、そして青砥校舎へと授業を絶やすことなく、真摯な努力が続けられました。とくに、昭和二四年には、きわめて困難な条件のなかで、新制大学に昇格をし、池袋旧校舎に復帰しました。昭和三六年八月には、現在の板橋高島平に移転をおこないましたが、その当時の大学は、一学部・三学科、学生数五〇〇名という小さなものでありました。その後、逐次学部・学科の増設をはかり、それに附随して、施設・設備も拡張されました。昭和四二年開設した東松山校舎は、その顕著なものであります。今日における本大学の組織・規模は、四学部・九学科、大学院博士課程三、修士課程五、学生数も八六〇〇名を数え、人文社会科学系の総合大学としての整備がなされております。

今日、社会の大学に対する評価は、きわめて厳しいものがあります。このため、各大学は質的向上に多大の努力を払っております。本学も、この創立六〇周年を契機として、一〇ヵ年計画を策定し、もっか着々とその実績を挙げております。この計画の企図するところは、東松山校舎を中心として、教育施設の拡充整備をおこない、これによって、優れた教育環境を整え、本学がその真価を世に問うための体質転換をはかることにあります。建学の先覚者たちがもとめたものは、今日もっとも渇望されているものであり、世界の客観情勢は、その機の熟していることを示しています。今、私たちは、この歴史の流れを感得するとともに、人類の発展と、幸福のために、本学に負荷された使命を痛感するものであります。おわりに、関係各位の本学園に対する、これまでのご協力に心から感謝いたしますとともに、今後いっそうのご指導、ご鞭撻、ご協力を賜わりますようお願い申し上げます。

（『大東文化大学創立六〇周年記念　軌跡』昭和五八年）

## 5　昭和六一年度入学試験問題の傾向と対策

### 1　入試問題ワンポイント・アドバイス（傾向と対策）

入試問題ワンポイント・アドバイス

〈外国語学部中国語学科を除く全学部・学科対象〉

国　語

国語の昭和六一年度の出題基本方針は、例年と同じく、高校までの学習内容が偏ることなく全体的に身についているかどうかを問うとともに、大学教育をうけるのに必要な基礎学力をも有しているかを判定することにあった。したがって、読解を中心として多角的な設問を設け、国語の学力を全般的にみることができるように配慮した。

出題範囲は、国語一・国語二程度とし、問題内容は論旨や展開の把握、表現細部の読み取り、文法、文学史、語句の理解、漢字の読み書き等にまでおよぶが、設問の大半は客観テスト方式である。結果を見ると、選択肢が正確に選べない受験生には、設問箇所の字句にのみこだわり過ぎ、全体と部分の関係にまで目が届かない傾向がみうけられる。解答に際しては、文章を繰り返し丁寧に読み、理解を深めるようにすれば容易なはずである。

なお昭和六一年度からは、日本文学科・中国文学科において、試験時間が九〇分と変わり、国語の力をより厳しく問うことになった。現代文・古文・漢文ともに、文章の展開をしっかりおさえ、要点を把握するかが必須である。

〈外国語学部中国語学科対象〉

国　語

㈠は中本正智「日本語の系譜」、㈡は萩原朔太郎「絶望の逃走」からの出題で、いずれも読解力を試すものである。㈠は全体の論旨を的確に把握しないと、個々の選択肢の選び方があいまいになる。日ごろの読みこなし具合が反映されるところである。また、慣用的な言い回しにも、つねづね留意しておくこと。㈡は代表的な作家とその作品についての基礎知識も併せてみようとするものである。㈢は何語であれ、語学を専攻しようとするものは、国文法についても、少なくともこの程度の知識や理解力をもっていることが望ましいという立場から、ごく基本的な内容や用語について問うたものである。以上、総体的に言うなら、入学後の言語研究、言語活動にかか

わるものを重視していると言えるだろう。漢字の読み書きを問うものは記述式、他は選択肢によるマーク方式である。

〈外国語学部・文学部英米文学科・国際関係学部を除く全学部・学科対象〉

英　語

英語の基本的な構造や機能が、日常の言語境地に運用されている各段階を把握して、理解と表現ができるかをみようとした。長文の主題は、直読直解を目標とする。文中の空所に補充される前置詞、副詞、接続詞など機能語の用法、パラフレーズされた語句によって文中の単語を指摘する問題、文中の語句のパラフレーズの適不適、内容一致不一致文の選択などによる内容把握など、多面的なアプローチがなされたが、主題や内容の展開を十分に把握できたかどうかには疑問が残った場合があった。

発音の問題は、もっとも重要な基本であるが、綴りと発音の関係、アクセントの音節の所在などに正確な理解をもつものとそうでないものに分かれた。発音を疎かにしてはならない。あたえられた単語をならべて、短文をつくり、特定の順位を問われる問題は、短文であるがゆえに、語の順位が固定していればこそ可能なのである。常時、基本的な文の組み立てを身につけておくことが必要である。

〈外国語学部英語学科対象〉

英　語

英語学科では、実務にも適応できる幅広く高度な英語力をつけるのが基本方針であり、そのような教育内容に相応しい総合的な学力を判定することが入試の出題方針となった。㈠は発音問題、㈡はアクセント問題で、いずれも高校英語でよく用いられる単語のみが与えられている。㈢は頻出単語、熟語の意味を問うもの。㈣基本文法範囲内の語法に関するもの。㈤は材料（単・熟語）を与えて、英文を作成させるもの。㈥は会話を読んで、その理解程度を英語の使用で確かめるもの。㈦も㈧もともに、与えられた英文について総合的に質問されるもの。

普通に勉強してさえいれば、誰でも正解できるはずの素直なものばかりであるが、量的には、他と比べて少しばかり多いと言える。英語を謎解きのように見直して、ゆっくり考えて理解するのではなく、聞いたり読んだりしたものを即座に理解できることこそ、英語学科の出発

点であるからで、これをさらに引き上げて、考えたことを即時に話したり書いたりできるようにさせる訓練の前座みたいなものと考えて差し支えない。

〈外国語学部中国語学科対象〉

英　語

長文読解、語彙、文法、発音、空所補充、選択など、多方面から受験生の基礎的な語学力を試したものである。長文はたまたま中国に関係のあるトピックであったが、平易な文章であり、限られた時間内での内容把握を目指したものである。短文の並べ替えや、短文完結の問題は読解・表現両面の基礎力をみるものであり、語彙・文型ともに日常的な英語である。空所補充は、前置詞・動詞の活用であるが、ともに基礎的なものである。発音問題も、アクセントの位置が同じ語を選ぶのと、同音語を選ぶ問題であったが、これもまた、基礎的な難易度以上のものではない。高校で基礎的な英語力が身についているかどうかをみるものである。

〈全学部・学科対象〉

日本史

日本史の出題にあたっては、標準的な教科書にしたがって、全時代にわたる偏りのない問題となるよう配慮している。したがって、教科書さえ十分マスターしていれば、合格点に達することは間違いない。記述式問題の採点に際し、不注意な言葉遣い、誤字・脱字、不正確な文章構成による減点が目につく。受験生諸君は、徒に難解な問題に挑戦するよりも、基礎的な問題を完璧に解けるよう勉強するほうが得策であろう。

世界史

昭和六一年度の出題方針は、基本的に例年と変わらず、基礎学力をみることに目標とした。学部によって、多少は異なるものの、西洋史と東洋史とのバランス、時代的なバランス、政治史・経済史・文化史などの分野別のバランスをも配慮して出題しているつもりである。したがって、受験生は山をかけずに教科書に記述されている基本事項をしっかりと理解するように心がけてほしい。記述式の問題は、ほとんどが歴史的に重要な固有名詞が出題されてきているが、漢字、カタカナを問わず、日ごろから確かな表記を記憶しておかなければならない。いつ頃の出来事であるかという時代（年代）を問う設問は、世界史的には不可欠であるがよく出題されている。地理的

な理解を問う設問の出題の有無にかかわらず、地図をみておくようにしよう。また、恐慌の歴史、科学技術史、東西交渉史のようなテーマを設定した長文が、近年はよく出題される傾向がある。

地　理

今日、国際化時代を迎えて、世界に目を向けなければ国家としても、また個人としても、十分な対応ができなくなっている。たとえば、新聞・テレビのニュースを見たり聞いたりしても、いかに世界各地の地名が多く飛び出してくることか。したがって、本学では世界地理に重点をおいて出題した。内容では、分野別の系統地理と、地域別の世界地誌を混ぜた問題である。程度は、ほとんどの教科書にあり、地図帳にも明示してあるもので、人文地理的内容が全体的に多いが、環境の基礎としての自然地理的知識も少し加味した。地図を中心に考える問題、貿易問題に関連して、各国の重要な産物を表にして考える問題、最後に自然関係より一、人文関係より二の割合で記述式の問題を出したが、とくに記述式の解答はできがよくなかった。地理としては、用語の解説をしただけでは不十分で、かならず関連する地域名を書かなければ十分と言えない点を注意すべきであろう。

政治・経済

昭和六一年度の政治・経済も、例年と同じく法律・政治分野から二題、経済・経営分野から二題、計四題を標準問題数としている。出題形式は、マーク・シート方式と記述式を併用しており、両者の比率はおおむね三対二くらいと考えてよいだろう。

出題のポイントは、政治・経済の教科書の内容を正確に理解しているかどうかにおかれ、法律では憲法、政治では政治史などとなる。いっぽう、経済は国内・国際経済にかかわる理論に主眼がおかれるが、教科の性質上、時事的な問題についての関心度を問うたり、これを題材に基礎知識や理解力を評価したりする問題も出題される。たとえば、貿易摩擦、ボン・サミット、高齢化社会など、本年度の問題はテレビや新聞で当該年度に連日報道された政治・経済にかかわるニュースを題材にして出題されたものである。

受験生は、まず教科書に載っている事項を正しく理解することが必要である。誤字はもちろんのこと、本来漢字で記入すべきところが平仮名であったりすれば誤答とみなされるから、正確な知識の習得に努力を傾けるとよい。採点のとき気づくことだが、用語や固有名詞が正確

に書けていないために、理解はしていても、それが得点に結びついていないのが残念である。暗記本位の学習だけに偏らず、社会現象を鋭く見つめる姿勢をもたれるとよいだろう。

数　学

昨年度より新課程入試となり、数学は数学一と代数・幾何、または数学一と基礎解析の、いずれかを選択して受験することになった。いずれを選択するにせよ、二問ずつ四問を解答する形式である。出題にあたっては、高校教科書の基礎的事項を十分理解しているならば、適当な思考力を働かせることによって正しい解答が得られるように努力したつもりである。出題の形式は、共通一次のようなマーク・シート方式はとらず、全問記述式である。数学においては、計算結果のみが重要であるのではなく、推論の立て方を紙面に書いて、はっきり説明できるかどうかも同じく重要だからである。本年度の問題は、採点後に検討してみて、例年通りけっして難しいことはなかったようではあるが、ある程度の答案作成練習はしておいたほうがよいように思われる。その際、上述のように、推論の順序をはっきりとしかも要領よく簡潔に書くこと、そして答案を読む人が素人でないことを考慮に入れることは大事である。なお、計算結果が間違っていても、答案が正しい推論の形式をとっていれば、高い評点が与えられるものであることを銘記すべきである。一解答が間違っていれば、〇点というわけがない！文系志望の諸君が数学を選択することはたいへんなこととは思うけれども、将来は文系の学問といえども、数学が重要になることはもはや自明のことであり、勇気をふるって挑戦されることを望んでいる。

簿記・会計

経済学科・経営学科とも、四問中第一・第二問は高校の簿記会計一から、第三・第四問は同二（前半）から出題している。ともに、第一問は基礎的な取引の仕訳、第二問は帳簿組織、第三問は特殊取引の処理、第四問は総合問題を出題したのも例年通りである。とくに、第四問（経済学科は伝票記録より日計表の作成、経営学科は本支店合併の財務諸表作成）は、様式と勘定科目および一部金額が解答用紙に印刷され、答えやすくしてある。経済学科の第二問は仕入帳・売上帳記録から商品有高帳への記帳をもとめ、第三問は簡単な会社の合併仕訳と合併貸借対照表の作成をもとめる問題である。経営学科の第二問は、受取手形記入帳記録から取引の推定をもとめ、

第三問は期末商品棚卸データから、決算修正仕訳とT字式勘定記入をもとめる問題である。いずれも高校の教科書を十分にマスターしておけば、容易に答え得るものであり、本年度の平均点も、経済学科七一・五点、経営学科六九・〇点となっている。

（『大東文化大学　八七　受験ガイド』大東文化大学入試センター）

## 6　国際関係学部の教員編成およびカリキュラム

### 1　国際関係学部の昭和六一年度カリキュラム

一、基礎共通部門（国際関係学科・国際文化学科：共通）

国際関係学部の教育をうけるために、必要な基礎知識を与え、方法論的訓練を課するためのもので、国際関係論・比較文化論・文化人類学・比較宗教学・アジア地域概論・地域研究方法論・基礎演習を含む。

二、地域研究部門

（一）地域研究関連科目

東アジア（日本を除く）・東南アジア・南アジア・西アジアの各地域について、それぞれ政治・経済・社会（以上、国際関係学科学生を対象）・文化・歴史・芸術（以上、国際文化学科学生を対象）に関する科目を開講する。学生は、自身が所属する学科の科目、他学科の科目から、それぞれ二科目を履修する。

（二）演習（国際関係学科・国際文化学科：共通）

国際関係学部所属の教員の多くは、アジア地域その他の教育機関で教育をうけてきて、調査活動をおこなっているものが多い。彼らは、この演習を通じて自らの海外体験を直接学生に伝達、伝授することができる。演習は、一（二年次）、二（三年次）からなり、演習二には現地研修が含まれている。

三、地域言語部門（国際関係学科・国際文化学科：共通）

学生は、一年次から三年次にわたり、中国語・コリア語・ベトナム語・タイ語・インドネシア語・ヒンディ語・ウルドゥ語・ペルシア語・アラビア語の、いずれかを履修学習しなければならない。

四、関連専門部門

このほか、学生は左記の関連専門部門から、九科目を履修しなければならない。

（一）国際関係学科の学生対象

法律・政治学部門：国際政治論・国際機構論・国際公法・国際私法

経済学部門：国際経済論・比較経済体制論・国際経済史・国際経営論・国際金融論・国際開発経済論・国際市場論
社会学部門：比較社会論・社会学方法論・社会人類学・社会思想史
（二）国際文化学科の学生対象
文化部門：比較言語学・比較民俗学・日本文化論・儒教文化・キリスト教文化・仏教文化・イスラム文化・ヒンズー文化
歴史部門：文化交流史・東洋思想史・日本思想史・民族史
芸術部門：美術概論・美術史・比較文学概論・比較芸術学・東洋美術論
五、自由選択部門
（一）国際関係学科・国際文化学科：共通
アジアをよりよく理解するために、アメリカ・ヨーロッパ事情概説、ソ連・東欧事情概説の二科目を開講している。
（二）国際関係学科の学生対象
このほか、国際資源論・政治外交史・安全保障論・開発行政の各科目が開講されている。
（三）国際文化学科の学生対象
コミュニケーション論・言語政策・人間関係論・日本語学概論・日本語学演習・日本語教授法・文章表現法の各科目が開講されている。
六、卒業論文（国際関係学科・国際文化学科：共通）
以上、学生は四年間の講義・演習・現地研修を踏まえ、世界的な内外の舞台で輝くための登龍門として、卒業論文をまとめ提出しなければならない。
（国立公文書館：大東文化大学・東京　第三八冊　昭和六〇年）

**2　国際関係学部国際関係学科の昭和六二年度教授要項**

国際関係学部国際関係学科・国際文化学科共通　地域言語
アラビア語（一年・後期）　四戸　潤弥
教授内容：
文字・発音、書体、基礎的な文法体系を学ぶ。名詞、形容詞、規則動詞を学習するとともに、名詞文を中心とした基本文型を修得する。簡単な日常会話を通して、日常的あいさつに見るアラブの風俗習慣について、折りにふれて紹介し、アラブ文化に慣れ親しむようにする。

テキスト・参考書等：
　黒柳恒男・飯森嘉助『アラビア語入門』秦流社
アラビア語（二年・前期）　四戸　潤弥
教授内容：
　規則動詞、不規則動詞を中心に学習する。動詞文を中心にした基本文型を学び、表現に慣れ親しむ。基本語彙や基礎的文章表現を、例文を通して修得する。また、日常会話における簡単な意思表現も学習する。アラブの風俗習慣、宗教や政治、経済、文化などを折りにふれて紹介し、中近東に対する一般的知識を養う。
テキスト・参考書等：
　黒柳恒男・飯森嘉助『アラビア語入門』秦流社
アラビア語（二年・後期）　四戸　潤弥
教授内容：
　不規則動詞や、動詞、前置詞の表現にあらわれる意味の変化を中心に学習する。基本語彙を増やして、基礎的読解力を向上させる。簡単な意思表現ができるようにする。アラブの風俗習慣、宗教や政治、経済、文化などを折りにふれて紹介し、中近東に対する一般的知識を身につける。
テキスト・参考書等：
　黒柳恒男・飯森嘉助『アラビア語入門』秦流社
国際関係学部国際関係学科　専門教育科目
国際関係論　竹中　重寿
教授内容：
　入試準備一本の中・高等教育をうけてきた、我が国の学生の政治に関する関心、自覚、知識はきわめて低い。したがって、この是正を主眼におきながら、米中ソ三大国を主軸として、冷戦→緊張緩和→新冷戦→緊張緩和再構築と推移してきた、戦後の国際政治の流れを概説する。
テキスト・参考書等：
　不用
国際関係論　林　武
教授内容：
　最初の授業時に説明する。
国際関係論　臼杵　英一
教授内容：
　国際関係論とはなにか、率直な考え方を述べたうえで、つぎの事項につき適宜講述する予定。
A　国際関係論の歴史と理論―国民国家、外交、国際システム：国際機構の発展、国益、国力、勢力均衡の概念。

B　現代国際法とその発達―武力衝突の法、紛争の平和的解決。
C　日中米ソ各国の政策決定の仕組み、時事問題。
D　戦略論―軍備管理、抑止理論。
テキスト・参考書等：
　原正行編『現代国際事情』北樹出版
　斉藤孝編『国際関係論入門　新版』有斐閣双書
比較文化論　大野　盛雄
教授内容：
　特定の民族を支えている文化の特性を明らかにする仕事は、つねにその文化を他民族の文化との比較においておこなわれなければならない。しかし、かつて西欧人がアジアを西欧との文明比較という一見科学的な旗印のもとで取り上げ、しかし、アジアの貧困・後進性を宿命論によって片づけ、アジアの民族と文化を蔑視してきたことは、まだ記憶に新しい。在来の比較文明論をこえ、現地調査をもとにした実践的な比較文化の方法が望まれる。
比較文化論　北見　俊夫
教授内容：
　日本文化を基軸にして、アジア世界におよびヨーロッパ世界の基本的な世界観・人間観を概観する。以上のような比較を通して、異文化理解を深めることを目標に講述する。前半では文化論、比較の理論上の枠組みや手続きなどについて、身近な事例に基づきながら述べる。後半は応用編として、個別テーマを取り上げて展開する。
文化人類学　飯島　吉晴
教授内容：
　文化人類学の学説史をたどりながら、この学問の特徴や考え方について講義し、併せて日常生活におけるさまざまな行為や行事がもつ潜在的な意味についても随時述べていく。前期は学説史を中心とし、後期は人類学上のトピックについてテーマ別に解説する。
テキスト・参考書等：
　テキストはとくに指定しないが、講義のなかで紹介したもののなかから各自が興味をもったものを読んでほしい。
文化人類学　加治　明
教授内容：
　文化人類学とは、人類の文化を研究する学問である。ただし、ここで言う文化とは広い意味で使われ、人類の生活様式全般をさしている。この学問の特色は、いままで「未開」民族の文化や社会を実地に調査・研究し、さ

らに理論化してきたことだが、近年は次第に文明社会も取り扱うようになり、いわば人類全体の文化や社会を研究対象にしていると言える。講義では、人間と文化、経済生活、親族組織、宗教、文化の動態等の基本的分野について説明する。

テキスト・参考書等：

　蒲生正男・祖父江孝男編『文化人類学』有斐閣双書

比較宗教論　　松本　照敬

教授内容：

　最初の授業時に説明する。

アジア地域概論　　小島　麗逸

教授内容：

　アジア諸国がもつ共通点はただ二つ。一つは、歴史的にきわめて高い文明を築いたということ、他の一つは、近代において欧米・日本に支配されたという二点のみである。他の諸事項は、それは多様性の極といってよいほど、複雑である。したがって、アジア地域概論という講義はできないという内容を講義する。具体的には、度量衡、暦、労働リズム、経済の富裕度・貧困度など。

アジア地域概論　　林　理介

教授内容：

　アジア全域の概要について、基本的な知識と客観的・多角的な見方を養うのがねらい。アジアが直面する東西、南北両問題や、第三世界の特質にふれ、東北、東南、南、西各アジアや太平洋地域の政治体制、経済発展段階、社会制度などを比べて、日本との関係も検討する。多発する地域紛争や相互依存的な地域協力など、今日的な諸問題にもふれ、今後の実際的活動にも役立てるようにする。一貫して相対的な比較考察の立場をとりたい。

参考書：

　林理介『東南アジアと中東　第三世界の紛争と近代化』勁草書店

　林理介『アジアのなかの日本　平穏のなかの不安』秦流社

地域研究方法論　　柳澤　雅一

教授内容：

　地域研究が社会科学の一分野として、その必要性および重要性が認識されるに至ったのは、ごく最近のことである。この講義では、地域研究の成立過程を歴史的に展望し、その課題と役割、方法論特質を理解させることを目的とする。本講では、一：地域研究の展開過程と方法論、二：学際的接近、地域言語修得、地域研究のための

専門領域の理論的訓練、等の重要性について、これまでの研究事例を中心として論考していく。

地域研究方法論　林　武

教授内容：

最初の授業時に説明する。

地域研究方法論　大野　盛雄

教授内容：

アジア諸民族の生々しい実態をダイナミックに知り、その仕組みを理解することが目的である。そのためには、従来のような政治学、経済学、社会学等々といった、いわば縦割り的な分業の方法では不可能である。諸民族がその生産と生活を繰り広げる地域に光をあてる新しい方法が必要である。そして同時に、日本人である私たちが、その地域といかにかかわるかの反省がもとめられる。講義は抽象的な理論に迷い込むことなく、身近な問題から出発したい。

テキスト・参考書等：

大野盛雄『フィールドワークの思想』東京大学出版会

地域研究方法論　高橋　保

教授内容：

この講義では、学生に新しい外国研究学としての地域研究（Area Studies）の重要性とその具体的研究方法を理解させることを目的として、A　地域研究とはなにか一：学問体系としての地域研究の発生と展開過程　二：地域研究の内容と学的意義、B　地域研究の方法　一：地域言語習得の意義と方法　二：地域知識の獲得とその方法　三：現地調査の意義とその実施方法、C　地域研究の現状と将来　一：日本や諸外国における研究状況二：地域研究の諸専門理論確立への寄与についての将来展望　三：学際研究（Interdisciplinary Research）の重要性、などについて紹介・検討する。

テキスト・参考書等：

田中直吉編『国際関係論』有信堂

河部利夫『外国学ことはじめ』玉川大学出版部

Julian H. Steward “Area Research : Theory and Practice” Social Science Research Council

Lucian W. Pyeed “Political Science and Area Studies : Rivals or Partners?” Indiana University Press

地域研究方法論　多田　博一

教授内容：

地域研究は、第二次世界大戦後に生じた植民地の相つぐ独立、南北問題の顕在化、社会経済開発の必要性、開

発援助のあり方などの問題に対応して、とくにアメリカを中心に発達してきた社会科学の新しい分野である。読むべき文献は、その都度指示する。

基礎演習　柳澤　雅一

教授内容：

新しく地域研究を志す学生にとって、社会科学の発展史を時代的背景とともに、把握しておくことがぜひとも必要である。本演習では、社会科学の生成、近代および現代における展開について、主要な社会科学上の諸理論を取り上げて討議していくことによって、地域研究に入るための前提となる理論上の予備知識を涵養することを目的とする。授業は、学生の報告、共同討論を中心に進めていくこととしたい。

テキスト・参考書等：

高島善哉編『現代の社会科学』春秋社

木本幸造編『社会科学概論』日本評論社

基礎演習　林　武

教授内容：

最初の授業時に説明する。

基礎演習　大野　盛雄

教授内容：

アジア諸民族の生々しい実態を把握するためには、従来の学問の枠をこえた地域研究に光をあてなくてはならない。そのためには、傍観的な、机上的な立場からとび出し、現場に参加する立場を考えた勉学の方法が要求される。本演習は、その基礎的な訓練をおこなう。座して考えるのではなく、行動しながら考え、体力があり、忍耐力のある学生が望ましい。

基礎演習　多田　博一

教授内容：

多くの発展途上国において、英語がいまだに公用語または準公用語として用いられる。したがって、国際開発問題の調査・研究にあたっては英語文献に依存するところ大である。本演習では、発展途上国が直面している諸問題の全般的現状を把握しながら、開発論の基礎的諸概念を習得するために、やさしい英文テキストを輪読する。併せて、英語の社会科学文献の整理法・読解力の向上をはかる。

テキスト・参考書等：

Andrew Reed “The Developing World” London, Bell and Hyman, 1983

J. P. Dickenson an Others “A Geography of the World”

London, Methuen, 1985

東アジアの社会　古島　和雄

教授内容：

東アジア諸国、中国・北朝鮮・韓国を対象として、日本と比較しつつ、考察をおこないたい。講義の前半では、主として、歴史的に東アジア社会の特徴を明らかにし、後半では、現代の東アジア諸国の状況を、社会的な考察のなかで理解を深めるよう講義する予定である。

テキスト・参考書等：

参考書は、講義中に必要に応じて指示する。

東アジアの社会　新納　豊

教授内容：

日本には、東アジア地域の社会全般にわたる戦前来の相当な調査・研究の蓄積がある。これら調査・研究の歴史をふり返り、その歴史的性格を知ると同時に、今日我われに必要とされる当該社会認識の基本的枠組みを検討する。主たる対象地域を朝鮮半島とし、必要に応じて他地域にも言及する。

テキスト・参考書等：

参考文献等は、随時紹介する。

演習一　竹中　重寿

教授内容：

アジアは地理的、資源的、民族的、宗教的にきわめて複雑かつ重要な地域で、各種紛争あるいは戦争の策源地となってきた。とくに、一九七〇年代の英国の撤退後は、米ソ両超大国の激しい角逐の場となってきた。なかでも、長大な国境線をもつ張大な共産主義国ソ連との関係は、帝政ロシア以来伝統的に密接で、しばしばその軍事侵略の対象ともなった。講義では、アジアを主体にソ連のアジア外交の目標と理念、歴史を究明し、それに対するアジア諸国の対応を考察する。

演習一　林　武

教授内容：

最初の授業時に説明する。

演習一　柳澤　雅一

教授内容：

最初の授業時に説明する。

演習一　多田　博一

教授内容：

南アジア地域研究の基礎となる同地域の近・現代史に関する基本文献を輪読しながら、とくに次のような問題について話し合う。一：植民地化以前の南アジアの社会

経済状態、二：イギリスによる植民地化の過程、三：イギリス統治下で生じた社会経済の変化、四：独立運動の担い手と形態、五：独立後の社会経済の変化。

テキスト・参考書等：

下記の本を中心にするが、必要に応じて読むべき論文・単行書を指示する。

P. Sper “A History of India 2” Pelican Books, 1984
大内穂他訳『インド史　三』みすず書房　一九七五
S. Wolpert “A New History of India” Second ed. Oxford University Press, 1982

演習一　三尾　忠志

教授内容：

ベトナムは、社会主義国である。社会主義とはなにかについて基本的な認識を、主として理論的な面で、初歩的にもつようにする。ベトナムは、社会主義への過渡期の初め段階にある。つまり、発展途上の社会主義国である。ソ連などの発達した社会主義国とは、どこが違うかについて考える。ベトナムは、中国と同じ儒教の国である。同時に、世界で最初の東南アジアの社会主義国でもある。ベトナムは、資本主義の発展段階を経験しないで、社会主義の国づくりをしている国である。こうした条件が、現在ベトナムの政治、経済、社会、文化にどのような影響を及ぼしているかについて考える。

テキスト・参考書等：

講義の内容と進行状況に応じて、三尾の著書・論文を教材として使用する。これは購入の必要なし。その他の参考書については、適宜指示する。

演習一　鳥羽　嶺次郎

教授内容：

最初の授業時に説明する。

演習一　広瀬　崇子

教授内容：

南アジアの政治　アジアの視点から、南アジアの政治を考える。主な対象諸国は、インド、パキスタン、バングラデシュ、スリランカ、ネパールの五ヵ国であるが、アジア諸国の政治をどう捉えたらよいかを考えるのが主目的であるから、他の地域に興味のある学生が参加してもかまわない。前期は共通のテキスト（英語）を全員で講読しながら、専門書の読み方を学習し、政治学の基礎を学ぶ。後期は各自が興味をもつ国の政治形態、国内・外交政策を調べ、ゼミでの討論を通じてアジアの政治の特徴、問題を考察したい。

演習一　新納　豊
教授内容：
　アジア諸国の都市化と農村開発の経験を、庶民生活の変化に接する次元で幅広く考える。
テキスト・参考書等：
　開講時に指示する。
演習一　篠田　隆
教授内容：
　本演習の目的は、日本を含めたアジアの多様性とまとまりについて、人びとの生活の実態にそくして考えることにある。衣・食・住にはじまり、経済・社会・文化・宗教等を幅広く見ていきたい。前期は基礎文献の輪読、後期は受講生のレポートを中心とする。本演習の性格上、専攻コースをこえて多彩な受講生の集まるのが望ましい。
演習一　中堂　幸政
教授内容：
　西アジア地域と現代の問題をユーラシア諸地域との相互関係のなかで考える眼を育てていく。前期ではユーラシア大陸規模での政治・経済的な交流・対抗の歴史をたどることによって、また後期ではパレスチナ問題、レバノン問題、イラン・イラク戦争など現代の問題をテーマとしながら、西アジアに凝縮される現代世界システムとそのなかでの人びとの生きざまについて考える。
テキスト・参考書等：
　随時指示する。
演習一　臼杵　英一
教授内容：
　第三世界と国際法。国際法に対する第三世界諸国の態度を検討する。年度前半は、スタンダードな国際法のテキスト（田畑茂二郎『国際法講義　上・下』新版）を参加者の分担報告をもとに読み、基本的知識を修得する。後半は、国際法の特定分野に関する第三世界の国際法学者の論文または著書の一部（英語など）を取り上げて報告してもらい、国際法に対する考え方やその特徴を一緒に考えてみたい。
演習一　小島　麗逸
教授内容：
　中国経済につき、演習をおこなう。中国経済の重要な諸問題（たとえば、国民所得の成長率、人口動態など）につき、教師が資料を用意する。それを素材に学習する。学習の方法は、一般原論で当該問題を勉強する。たとえ

ば、国民所得とはなにか、成長率とはなにかを経済原則の本から学ぶ。そのうえで、中国の当該問題につき、学習する。経済を見る眼を養うために、この方法をとる。したがって、参加者は経済原論を学ぶつもりできてほしい。

演習一　林　理介

教授内容：

アジアへの対応を中心にして、基礎的・客観的な対外認識を養うために、これに必要な著書、雑誌論文、新聞解説などを選び、輪読かつ討論させる。アジアの共通語が依然英語という事情に鑑み、テキストはできるだけ英文を使い、とくに時事英語の読解力を向上させたい。今日的なテーマをめぐる輪読・討論によって、アジア・太平洋全域の発展と安定への道を、教員ともども探っていきたい。

演習一　内田　知行

教授内容：

現代中国の経済と社会について取り上げる。中国のサラリーマンや農民はどのように暮らしているのか。個人経営の商人たちはもうかっているのか。マチやムラに住む普通の人びとの就職・進学・結婚はどうなのか。こうした現実を知ることを通じて、中国経済の現状と将来とを考えてみたい。随時、関係資料を配布し、演習参加者全員に対して、定期的に課題レポート・文献要約・中英文資料和訳などの提出を義務づける。

テキスト・参考書等：

竹内宏・孫尚清『路地裏の中国経済』日本経済新聞社

演習一　大内　力

教授内容：

帝国主義論の古典としてのレーニンの『帝国主義論』の購読をおこなう。その内容の当否、方法論上の問題点、事実認識の成否を検討し批判することを課題とする。その批判の材料として、拙著を参考とする。

テキスト・参考書等：

レーニン・宇高基輔訳『帝国主義論』岩波書店

大内力『帝国主義論　上・下』東京大学出版会

演習一　奥村　皓一

教授内容：

アメリカ国籍企業と日本の大企業がアジア太平洋経済圏に向けて、七〇年代以後新たな展開を開始した。他方、アジアの新興工業諸国ＮＩＣＳや豪州、カナダの工業的発展も新たな成長期を迎えている。台頭する三つの勢

力がぶつかり合うアジア・太平洋圏における国際関係が、どのような構造となり、どのような協力・相互依存と矛盾・抗争をつくり出しているかを解明し、調和的・平和的な協力関係のあり方を攻究していきたい。

演習一　大野　盛雄

教授内容：

アジアの農村と農民―比較社会・文化の視角から―長い歴史のなかに、つねに支配者の手によって抑圧され、とくに近代以降においては先進諸国の経済的・政治的圧力（戦争を含めて）のもとにさらされてきたアジア諸地域の農村の仕組みを、比較社会・文化的視角から理解してみたい。そして、農村に住みつき営々として働く農民たちの生々しい人間像を浮き彫りにしたい。

演習一　磯崎　定基

教授内容：

はじめに各種の基本文献を紹介しながら、イスラムの教義、歴史、法律大系などを概説して全般的知識を涵養する。その後はイスラム世界のさまざまな事象について、各自が関心のある分野の勉学を進めるよう助言し、それらの成果の発表や討議を通じ、いっそうの理解が深められるよう指導していく予定である。

テキスト・参考書等：

必要に応じて、その都度指示する。

演習一　中島　慰

教授内容：

インドシナ地域研究。インドシナ地域固有の基層文化、インド化、中国化、西欧化のインパクトによる文化変容の多様化を、順次に分析していく。そのうえで、タイを中心とするインドシナ地域の特質を解明する。とくに、第二次世界大戦後の政治的独立、経済的自立にともなう対外的、内在的矛盾の露呈に介在する問題を提起し、中国系住民（華僑）、ＡＳＥＡＮに関連させながら、参考資料を中心に分析・検討を加えていく。

演習一　片岡　弘次

教授内容：

南アジアの現代文学を読む。作品を通して、インドやパキスタンの人びとの生活、文化、歴史を考察する。テキストは当方にて用意する。

参考書等：

クリシャン・チャンダル『現代インド文学選集　一』

めこん

謝秀麗編『ペシャーワル急行』

演習一　　小笠原　良治
教授内容：
　最近我が国においても、イスラームのアラブに対する理解が深まってはいるが、それ以前のアラブとなるとあまり知られていない。しかし、イスラーム興起の必然性、すなわち、イスラームが解決しなければならなかった社会矛盾も、そしてイスラームの原型自体も、ジャーヒリーヤ社会のなかにあったのであり、この時代を知ることはイスラーム理解に欠くことはできないと考えている。そこで、最初の一年度はこの時代の研究に力を注ぎたい。
テキスト・参考書等：
　小笠原良治『ジャーヒリーヤ詩の世界』至文堂
　井筒俊彦『イスラーム生誕』人文書院
演習一　　臼井　佐知子
教授内容：
　本演習は、中国近代史を学び研究するうえでの基本的な知識と技術とを身につけることを目的とする。その具体的内容としては、一：辞書等工具類の使い方、二：研究論文や史料の検索方法、三：史料の読み方等である。中国近代史に関する英文または中文のテキストを読み進めるのと並行して、これらのテキスト中に引用されている当時の人びとが記した史料を読む。以上の作業を通して、中国近代史上における諸問題について考えていく。
テキスト・参考書等：
　授業時に指示する。
演習一　　松本　照敬
教授内容：
　最初の授業時に説明する。
演習一　　鐵井　慶紀
教授内容：
　中国思想の特質はなにか。おおまかに言えば、中国はユダヤ・キリスト教のような唯一絶対なる創造神をもたず、あらゆる存在の根拠は天・道であることを基底として、いわゆる陰陽的世界観、循環的世界観が構成され、西洋的思考様式と対照している。また儒家、道家などの思想も、これを基底として展開していく。これらのことを主眼として、中国思想の独自性を考えていく。
テキスト・参考書等：
　吉田賢抗『経子精粋』明治書院
演習一　　服部　匡延
教授内容：
　この演習では、東アジアの美術に関する理解や研究を

深めていくための、情報学とでもいうべきものを、まず学習する。情報源ネットワークをなしているので、必要な情報を的確に引き出すためには、そのネットワークの構造を知っておくと有益である。そうしたうえで、つぎに適当なテーマによって、その学習成果を具体的なものにしていく。課題として、さしあたり情報（たとえば、図書・論文）目録の作成や情報の収集法・整理法などが挙げられる。

演習一　生田　滋

教授内容：

東南アジアの歴史を理解するためには、概説書を読み、講義を聞くことも必要であるが、それ以上に生の史料をできる限り多く読むことが必要である。この演習では、東南アジア史の史料をできる限り多く読むことに努力してみたい。もちろん、言語的な制約があるので、原文だけでなく、翻訳を利用する場合も多くなると思われる。教材は必要に応じて配布する。

演習一　樋口　桂子

教授内容：

文学において、なぜある表現はおかしく、ある表現はおかしくなく、それどころか意味深く感ぜられるのかを考える。このため、具体的な東西の文学作品を修辞学的に比較しながら分析・検討する。

テキスト・参考書等：

グループ・ミュー『一般修辞学』大修館書店

演習一　田辺　清

教授内容：

本演習は、国際関係学科二年次の比較芸術学の補足的役割を果たすものと三年次の美術史の準備段階として目論むものである。したがって、本演習では比較芸術学と美術史の内容を踏まえて、わかりやすい作品例によって基本的な諸問題を考察していきたい。前期はスライドやビデオを用いながら、担当者が講義をおこない、前期に生じた課題に基づいて、後期に学生が研究発表をおこなうか、関連の英文献を講読するかを前期終了時までに判断していく。

テキスト・参考書等：

とくになし。担当者が講義ごとに重要な文献を紹介する。

演習一　原　隆一

教授内容：

最初の授業時に説明する。

演習一　　風間　禎三郎

教授内容：

　この演習では、まず企画経営のあり方を経営学的な見地にたって総体的に把握し、ついで、企業経営の国際化の進展、多国籍企業の活動、日本企業の海外進出、といった問題を検討したうえ、各自の地域研究との関連で国際的な企業経営問題について研究する。

テキスト・参考書等：

　おって指示するが、原書講読が中心となるので高度の英語力が不可欠である。

東南アジアの社会　　鳥羽　嶺次郎

教授内容：

　最初の授業時に説明する。

東南アジアの社会　　田川　一巳

教授内容：

　モンスーン風土で統一された東南アジア社会の種族・文化および宗教的に、それぞれ異質な地域社会の歴史性と人間像をもとめ、各族の近代社会への対応を見ていく。

テキスト・参考書等：

　松本重治『東南アジア』講談社

南アジアの社会　　篠田　隆

教授内容：

　インド亜大陸の近・現代社会経済史を、農業および農村社会構造のありようを中心として、講義する。土地、労働、資本の組織形態とこれに対応する農業技術にふれ、農業の展開が農村社会構造におよぼした影響を検討する。対象とする時期は、一九世紀以降現在に至るまで。途中数度にわたり、上記の関連で、農村調査の結果を報告する予定である。

西アジアの社会　　磯崎　定基

教授内容：

　西アジアは、だいたい東はアフガニスタン、西はモロッコ、北はトルコ共和国、南はアラビア半島、スーダン、サハラ地域を包含する広大な領域で、中東、あるいは、オリエントとも呼ばれている。本講義では、イスラームを軸に複雑ではげしい変転を重ねてきたこの領域の政治、宗教、社会、文化面での主要な歴史事象を説明し、もって現代の全般的動向を理解するうえにも役立てるようにしたい。

テキスト・参考書等：

　板垣・佐藤編『概説イスラーム史』有斐閣

　前嶋信次『西アジア史　新版』山川出版社

国際政治論　　広瀬　崇子
教授内容：
　第三世界の理解に重点をおく。一：歴史的考察：ヨーロッパ政治からグローバル政治へ、二：第三世界の国々：イ　ナショナリズム、ロ　国家建設と政治発展、三：冷戦と第三世界：イ　非同盟運動と南北問題、ロ　地域統合、四：国際紛争の諸要因：合理的紛争と非合理的紛争
国際政治論　　近藤　重克
教授内容：
　最初の授業時に説明する。
国際公法　　内田　久司
教授内容：
　国際公法の全容を、以下の次第により重点的に概説する。一：序論、二：法源、三：主体、四：管轄権、五：国際責任、六：紛争処理
参考書：
　小田・石本・寺沢編『新版現代国際法』有斐閣
　皆川・内田編『講義　国際法』青林書院新社
国際経済論　　大内　力
教授内容：
　この講義では、主として第一次世界大戦後から今日に至るまでの世界経済の発展・変化をあつかい、それを通じて国際経済の構造とそれを動かす動因を明らかにする。その前提として、国際経済論の課題と方法について、若干の考察をおこなって序論とする予定である。
テキスト・参考書等：
　教科書は使わない。参考書は講義の際挙げる。
国際経営論　　奥村　皓一
教授内容：
　現代は国際化の時代であり、経済の国際化は進み、政治・外交は国際政治でもある。情報通信が発達し、光のスピードで巨額のマネーが国境をこえて移動できるようになり、巨大企業は多国籍企業となり、大銀行は国際的巨大銀行となり、国際機関も急成長している。これら国際システムの経営機構や体制はどのように発展し、どのような構造をもち運営されているのか。アメリカ、日本、ヨーロッパの国際経営システムを具体例に論じていきたい。
テキスト・参考書等：
　リチャード・ロビンソン『国際経営戦略論』文真堂
国際経営論　　風間　禎三郎
教授内容：

　このところ、我が国の企業経営は内外の圧力で著しく国際化が進んでいる。大企業ばかりでなく、中小企業までが好むと好まざるとにかかわらず、国際化せざるを得なくなっている。それらの圧力とはなにか?現実に企業はどのような対応策をとっているか?今後のあるべき企業経営の姿は?といった点を、本講座では検討していきたい。

テキスト・参考書等：

　おって指示する。

国際開発経済論　柳澤　雅一

教授内容：

　いわゆる第三世界が、世界の政治・経済体制の一翼をになうものとして、その政治的・経済的・社会的発展が、当然ながら重視されてきたのは、戦後のことであった。これまで、これら諸国の開発の諸方策をめぐって、多くの理論的・実証的文献が世に出ているが、現実には問題領域はひろがりを増し、かつ深刻の度合いを深めている現状である。本講では、経済学的アプローチを中心として、第三世界の発展の問題を論考していくこととする。

国際開発経済論　近藤　正臣

教授内容：

　開発途上国の開発問題を概観する。貧困の実相、貧富の格差、戦後開発論の推移、開発問題理解のための諸枠組みなどを把握しつつ、日本で特異な発達を遂げた経済学史・比較経済史から示唆をうけて、農業の産業化、経済発展と人間の問題などを考える。

参考書：

　小野・吉信編『南北問題入門』有斐閣　一九七九

　鳥居『経済発展理論』東洋経済新報社　一九七九

　Gerald M. Meier “Leading Issues in Economic Development” Third ed. Oxford University Press 1976

　近藤「開発論における Industrialization 再検討」「開発途上国における小農業の合理性について」

比較社会論　井上　博二

教授内容：

　現代は国際化の時代である。とくに、アジアをはじめ新興諸国の国際社会への登場は、今世紀後半の注目すべき歴史的現象である。現代の人間はそういう社会に関心をもち、そこを自らの生活・活動関連の場としなければならない。その際、それら諸社会の特質を把握しておくことが必要である。本講義は、その観点からとくに中国、インド、東南アジア、イスラム圏その他の諸社会の類似

と差異を中心に比較を試み、それらの特質の把握をめざす。

テキスト・参考書等：

　講義中に指示する。

アメリカ・ヨーロッパ事情概論　奥村　皓一

教授内容：

　アメリカとヨーロッパは世界資本主義国の中心であり、日本をはじめアジア・太平洋諸国にも重大な影響力をもつ。アメリカ・ヨーロッパの政治・経済・外交・軍事戦略は、現代世界の基本的な潮流をつくり出し、第三世界（アジア・アフリカなど）やソ連・中国との抗争と相互依存関係を形成している。本講では、現代アメリカ・ヨーロッパの実情の科学的な分析を経済ベースにおこない、歴史的発展の方向と世界平和のための国際関係を追求する。

テキスト・参考書等：

　奥村皓一・松井和夫『米国大企業の買収・合併』東洋経済新報社

ソ連・東欧事情概論　竹中　重寿

教授内容：

　アンケート調査によると、常時、日本人の六〇～八〇％以上がソ連に対して、嫌悪感ないし脅威感を抱いている。この傾向は、ソ連軍のアフガン侵攻によっていっそう強まった。しかし、この共産大国ソ連が我が国の隣国として存在し、我が国とさまざまなかかわりをもっている以上、ソ連およびその支配下にある東欧諸国の実体を把握することは、我が国の国益とくに安全保障上不可欠である。講義は、これら国々の各種事情を平易に解説する。

国際関係学科　地域言語［略］

### 3　国際関係学部の教員編成

一九八六年度

国際関係学科：教授五名・助教授二名・講師四名

国際文化学科：教授四名・助教授二名・講師一名

教養課程：教授三名・助教授一名・講師二名

合計二四名

一九八七年度

国際関係学科：教授一〇名・助教授一名・講師五名

国際文化学科：教授七名・助教授四名・講師二名

教養課程：教授三名・助教授一名・講師二名

合計三五名

一九八八年度

国際関係学科：教授一二名・助教授一名・講師五名
国際文化学科：教授九名・助教授四名・講師二名
教養課程：教授三名・助教授一名・講師二名
合計三九名

一九八九年度
国際関係学科：教授一三名・助教授六名・講師〇名
国際文化学科：教授一一名・助教授四名・講師〇名
教養課程：教授三名・助教授二名・講師〇名
合計三九名

（『国際関係学部二十五周年記念誌』平成二三年）

## 7　臨時定員増申請にあたる経済学部・外国語学部・法学部

### 1　昭和六〇年度経済学部・外国語学部・法学部の教員担当科目

経済学部経済学科（経済学部長：永田元也、経済学科主任：大久保達正）
永田元也・教授：外国書講読・経済学演習・交通論・交通政策特殊講義・交通経済論特殊講義・交通政策特殊研究・交通経済論特殊研究・交通政策演習・交通経済論演習。
大久保達正・教授：経済史概論・経済学演習・日本経済史特殊講義・日本経済史演習・日本経済史特殊研究
斎藤一夫・教授：経済学演習・東南アジア経済論・国際経済論・低開発国経済論特殊講義・低開発国経済論演習・低開発国経済論特殊研究
高橋精一・教授：経済学演習・社会学・総合講義一・社会保障論特殊講義・社会保障論特殊研究・社会保障論演習
神谷謙・教授：外国書講読・経済学演習・社会政策
中村浩・教授：統計学原理・経済学演習・社会統計特殊講義・社会統計特殊研究・社会統計演習
鬼丸豊隆・教授：経済政策・外国書講読・経済学演習
中本博皓・教授：経済学演習・近代経済学・理論経済学特殊講義・理論経済学演習・理論経済学特殊研究経済学
三澤嶽郎・教授：経済学演習・日本経済史・経済学特殊講義・経済思想史特殊講義・経済思想史演習・経済思想史特殊研究
多田顕・教授：経済学演習・日本経済史・経済学特殊講義・経済思想史特殊講義・経済思想史演習・経済思想

史特殊研究
大沢博・教授：財政学・外国書講読・経済学演習
石垣信浩・教授：外国書講読・経済学演習・西洋経済史
小林昇・教授：経済学史・経済学演習・経済学史特殊講義・経済学史演習・経済学史特殊研究
三宅義夫・教授：金融論・経済学演習・金融論演習・国際金融論特殊講義・国際金融論演習・国際金融論特殊研究・金融論特殊講義・金融論特殊研究
石橋春男・教授：経済原論・経済学演習
藤塚知義・教授：経済原論・経済学演習・理論経済学特殊講義・理論経済学演習・理論経済学特殊研究
本台進・教授：外国書講読・経済学演習・統計数学・統計学
三上英俊・助教授：経済原論・経済政策・経済学演習・経済学
加藤瑛子・助教授：経済学演習・日本経済史・経済学特殊講義
斉藤真事・助教授：金融論・経済学演習・英語経済書講読一・英語経済書講読二
末繁宏造・助教授：経済原論・外国書講読・経済学演習・経済学
渡部茂・助教授（昭和六〇年度・長期海外研究員）：経済原論・外国書講読・経済学演習
永野慎一郎・助教授：外国書講読・経済学演習・国際政治論
佐藤順一・助教授：経済政策・外国書講読・経済学演習・経済原論
吉田憲夫・助教授：経済学史・外国書講読・経済学演習
藤原碩宣・助教授：財政学・外国書講読・経済学演習
遠藤宏・講師：外国書講読・経済学演習・中国経済論
上野健一・講師：経済地理・地理学概説・地誌・外国書講読・経済学演習
高瀬浄・兼任講師：経済学演習・経済学方法論特殊講義・経済学方法論特殊研究
石村暢五郎・兼任講師：財政学・経済政策特殊講義・経済政策特殊研究
遠藤潔・兼任講師：経済学演習・経済学特殊講義
堤光臣・兼任講師：数理統計特殊講義・数理統計特殊研究
大沢正・兼任講師：経済学演習・ソビエト経済論
山喜多時世志・兼任講師：金融論
西村光夫・兼任講師：経済学演習

土井章・兼任講師（名誉教授）：中国経済論・中国経済論特殊講義・中国経済論特殊研究
篠原武英・兼任講師（名誉教授）：経済学演習・欧州経済論
塩田長英・兼任講師：アメリカ経済論
井手文雄・兼任講師：財政学・経済学演習・財政学特殊講義・財政学演習・財政学特殊研究
山田貢・兼任講師：統計学原理
江副邦英・兼任講師：財政学・経済政策・経済学演習
経済学部経営学科（経済学部長：永田元也、経営学科主任：鈴木孝明）
高橋豊蔵・教授：簿記原理・会計学・経営学演習・公企業会計論
河野一英・教授：会計学・経営学演習・監査論・会計学特殊講義・会計学特殊研究・会計学演習
高松鶴吉・教授：経営学演習・電子計算機実習・情報処理一・経営数学
岩崎庄一・教授：経営学総論・生産管理論・経営学演習・経営学特殊講義・経営学特講
藤井誠一・教授：会計学・経営分析論・税務会計論・経営学演習・租税制度論特殊講義・租税制度論特殊研究・租税制度論演習・財政学特殊講義・財政学特殊研究、財政学演習
大津弘・教授：簿記原理・原価計算・上級簿記論・管理会計論・経営学演習
竹田志郎・教授：販売管理論・企業形態論・経営学演習・国際企業論・多国籍企業論特殊講義・多国籍企業論特殊研究・多国籍企業論演習
向後良文・教授：経営学総論・財務管理論・外国書講読・経営学演習
鈴木孝明・教授：経営管理論・経営史・経営学演習
中野敏雄・教授：経営学演習・経営学特殊講義・教科教育法（商業）
鈴木一道・教授：簿記原理・経営分析論・管理会計論・経営学演習
林田晃明・教授：経営管理論・経営学演習・事務管理論・管理情報システム論
荒木量雄・教授：経営学演習・情報処理二・電子計算機総論・経営統計論
前川邦生・助教授：簿記原理・税務会計論・経営学演習・税法
永林惇・助教授：経営管理論・外国書講読・経営学演習・

経営組織論
花岡正夫・助教授：経営学総論・労務管理論・外国書講読・経営学演習
岡田良徳・助教授：外国書講読・経営学演習・商学総論・商業英語・貿易論
黒田哲彦・助教授：経営管理論・外国書講読・経営学演習・経営学特殊講義
天笠美知夫・助教授：経営工学・経営学演習・電子計算機実習・情報処理一
今城光英・助教授：外国書講読・経営学演習・公益事業論・公企業会計論
松田猛・講師：簿記原理・外国書講読・経営学演習
松尾敏充・講師：簿記原理・上級簿記論・外国書講読・経営学演習
原修太郎・兼任講師：労務管理論・経営学演習
松尾憲橘・兼任講師：経営学演習・経営学史
都筑栄・兼任講師：経営学演習・経営学史
渡辺行男・兼任講師：企業形態論・経営学演習
木村幾也・兼任講師：原価計算・経営学演習
刀根武晴・兼任講師：経営学演習
上村淳一・兼任講師：証券市場論
坂井原良夫・兼任講師：経営学演習・中小企業論
長吉泉・兼任講師：監査論
石名坂邦昭・兼任講師：保険論
塚原博・兼任講師：貿易実務・商品学・広告論
篠康太郎・兼任講師：生産管理論・コンピューター基礎理論
高橋昭三・兼任講師：財務管理論
谷郷一夫・兼任講師：販売管理論
外国語学部中国語学科（外国語学部長：田桐大澄、中国語学科主任：川上久寿）
香坂順一・教授（学長）：中国語学概論
川上久寿・教授：現代中国文学概論・中国語演習一五・中国文学演習
大原信一・教授：中国文字学概論・中国語演習一六・中国語
田川一巳・教授：地域研究一・地域研究二・地域研究五・地域研究六
波多野宏一・教授：地域研究三・地域研究四・経済学演習・経済学特殊講義
宮田一郎・教授：中国語学概論・中国音韻学概論・中国文法演習

荒屋勧・助教授：中国語文法一・講読一・講読三・中国語二A・中国語二B
広瀬崇子・助教授：国際関係論演習一・国際関係論演習二・国際関係論・英語二
瀬戸口律子・助教授：中国語文法二・講読一・講読二・中国語音声学概論
中村浩一・助教授：中国語一A・中国語一B・中国語一C・講読二・中国語演習一五・中国語文法一を担当
大蔵親志・助教授：日本語学概論・日本語教授法・日本語話し方四・日本語表現一
柏木成章・講師：日本語学演習・文章表現法・日本語学演習・文章表現法・日本語話し方一・日本語表現二
金満生・客員研究員：中国語会話一・中国語会話二・中国語会話三・中国語作文一
朱春跃・客員研究員：中国語会話一・中国語会話二・中国語会話三・中国語作文二
許英淑・客員研究員：中国語会話一・中国語会話二・中国語会話三・中国語作文一
徐琼・客員研究員：中国語会話一・中国語会話二・中国語会話三・中国語作文一
張庸吾・兼任講師：日本語構文・日本語理解一
安念一郎・兼任講師：商業中国語・中国語作文二・中国語作文三
潘小菊・兼任講師：中国語会話一・中国語会話二・中国語会話三
魏鈡祺・兼任講師：中国語会話一・中国語会話二・中国語会話三
上野稔・兼任講師：時事中国語・中国語演習一三
坂根哲夫・兼任講師：経済政策・比較経済体制論
戸村静子・兼任講師：中国語四
小野快一・兼任講師：英語三・英語四
若林建志・兼任講師：中国語一・中国語二・中国語三
山口左熊・兼任講師：中国語作文三・商業中国語
閻紅生・兼任講師：中国語会話三・中国語演習一四
閻崇璩・兼任講師：中国文学特殊講義
片岡政雄・兼任講師：中国哲学特殊講義・中国文化史
外国語学部英語学科（外国語学部長：田桐大澄、英語学科主任：関根應之）
田桐大澄・教授：英語演習八・英語学特殊講義
関根應之・教授：英語音声学概論・英語演習一一
曽我部学・教授：英語演習八・英語演習一〇・英米文学概論・英米文学特殊講義

松本兼太郎・教授：英語学概論・英語演習四・英語演習一一・時事英語
草山友一・教授：英語演習一・英語演習一〇・教科教育法（英語）
菅野亮子・教授：英語演習一六・地域研究四・地域研究五・英語一B・中近東経済論
平林幹郎・助教授：英語学概論・英語演習二・英語演習七・英語演習八・言語学概論・英語学
奥田祥子・助教授：英語演習六・英語演習九・英語演習一一・一般音声学
阿出川祐子・助教授：英語演習三・英語演習七・英語演習一四
斉藤俊一・助教授：英語演習四・英語演習五・英語演習九・英語演習
アナベス・ラデック・講師：英語演習一二・英語演習一三
ロバート・ヒュー・コットン・講師：英語演習一三・英語一C
小池直己・講師：英語演習三・英語演習五・英語演習六・英語演習九
大和田政輔・兼任講師：フランス語三・フランス語四
宮地健次郎・兼任講師：地域研究一・地域研究三・地域研究五
塩浜秀夫・兼任講師：スペイン語
デール・ウイルキンソン・兼任講師：英語演習一五
武田文祥・兼任講師：地域研究二
嘉山秀夫・兼任講師：英語演習八
大澤銀作・兼任講師：英語二A・英語演習七・英語発達史・英語学概論
ヴァージル・J・フリーナー・兼任講師：英語演習一四
安藤計助・兼任講師：アラビア語
法学部法律学科（法学部長：小野幸二、法律学科主任：尾中普子）
小野幸二・教授：演習・民法演習一・親族、相続法・物件法・民法特殊講義一
尾中普子・教授：演習・著作権法・民法演習三・債権総論・民法・債権各論・民法特殊講義三
佐藤時次郎・教授：演習・労働法特殊講義一・労働法・労働法演習一
波多野弘・教授：外国書研究・行政法特殊講義二・演習・行政法演習二・税法
相原良一・教授：演習・法学・行政法各論・総合講義二・

外国書研究
関力・教授：刑法総論・刑事政策特殊講義・演習・刑事政策演習・刑事学
杉藤忠士・教授：刑法総論・刑法各論・外国書研究・刑事訴訟法・演習
安世舟・教授：演習・政治学・政治学原論・政治学特殊講義一・法学特殊研究・政治学演習一・外国法特殊講義
羽山忠弘・教授：外国書研究・演習・法学・刑法特殊講義一・刑法演習一
町井和朗・教授：外国法・演習・憲法・法学
越路正巳・教授：演習・行政法総論・憲法
藤木登・教授：外国書研究・外交史・演習
吉岡進・教授：演習・民法演習二・債権各論・民法演習四
楠正純・教授：憲法・憲法演習一・演習・憲法特殊講義二・憲法特殊講義一
杉本良吉・教授：演習・民事訴訟法演習・民事訴訟法一・工業所有権法演習・民事訴訟法二
早川勲・助教授：外国書研究・会社法・演習・手形法・小切手法・商法
大西公照・助教授：外国書研究・演習・国際法一・国際法二・国際法
田中忠・助教授：外国書研究・演習・国際法一・国際法二
野口昌宏・助教授（昭和六〇年度・長期海外研究員）：民法総則・法学・演習・民法
萩原貞正・助教授：外国書研究・演習・民事訴訟法一・破産法・法学
加瀬幸喜・講師：外国書研究・演習・保険法・海商法・法学・商法・会社法
林寿二・兼任講師：法学特殊研究・民法特殊講義四
犬丸秀雄・兼任講師：行政法特殊講義一・行政法特殊講義四
慶谷淑夫・兼任講師：民事訴訟法特殊講義
川内克忠・兼任講師：手形法・小切手法
飯島要・兼任講師：親族・相続法
堀内仁・兼任講師：民法特殊講義二・商法特殊講義三
望月礼二郎・兼任講師：法制史特殊講義・外国法特殊講義（英米法）
三宅正雄・兼任講師：裁判法・工業所有権法・工業所有権法特殊講義

青谷和夫・兼任講師：社会保障法・商法
原慎一・兼任講師：労働法
志賀直人・兼任講師：労働法
小林忠正・兼任講師：民法
桑田三郎・兼任講師：国際私法
奈川節子・兼任講師：債権各論
吉永榮助・兼任講師：商総則・商法行為法・商法特殊講義二・外国法特殊講義（仏法）
小林弘和・兼任講師：行政学
（国立公文書館：大東文化大学・東京　第四六冊　昭和六〇年）

## 8　資格・免許取得（平成元年度の教職課程・図書館学講座・社会教育主事講座等）

### 1　教職課程

文学部日本文学科：国語（中学一級免許状）、国語・書道（高校二級免許状）
文学部中国文学科：国語（中学一級免許状）、国語・書道（高校二級免許状）
文学部英米文学科：英語（中学一級免許状）、英語（高校二級免許状）
文学部教育学科：小学校・幼稚園一級免許状
経済学部経済学科：社会（中学一級免許状）、社会・商業（高校二級免許状）
経済学部経営学科：社会（中学一級免許状）、社会・商業（高校二級免許状）
外国語学部中国語学科：中国語（中学一級免許状）、中国語（高校二級免許状）
外国語学部英語学科：英語（中学一級免許状）、英語（高校二級免許状）
法学部法律学科：社会（中学一級免許状）、社会（高校二級免許状）
中学・高校教職課程科目：教職専門科目・必修：教育原理、教育心理学、青年心理学、道徳教育の研究、教育実習一（学内）、教育実習二（学外）、教科教育法（国語）、教科教育法（中国語）、教科教育法（社会）、教科教育法（商業）、教職専門科目・選択：教育史、教育行政、教育方法論、視聴覚教育、教育社会学、教育課程論、教育学特殊講義、学習心理学特殊講義、教育心理学特殊講義一、教育心理学特殊講義二、商業科教育法特殊講義、教科教育法特殊講義（漢文）、教科専

門科目・必修：書道、書道史、美術史、哲学、倫理学、日本史、外国史、地理学、地誌、職業指導、教科専門科目・選択：書道史演習、書道概論、美術概論、法帖題跋、文字学概論、金石学、漢字教育法、東洋書画論

幼稚園・小学校教職課程科目：教職専門科目：教育実習、教材研究（国語・社会・算数・理科・音楽・図工・体育・家庭）、保育内容の研究（言語・社会・自然・音楽リズム・絵画製作・健康）、教科専門科目：国語学概説、日本近代文学、日本古典文学、中国文学概説、書道、日本史概説、地理学概説、社会学、経済学、数学概論、物理学概論、化学概論、生物学概論、地学概論、ピアノ、管楽器、声楽、音楽、絵画、工芸、体育一～二、学校保健、家政学概論

**2　図書館学講座**

図書館学概論：司書・必修、司書教諭・必修／図書館資料論：司書・必修、司書教諭・必修／資料目録法：司書・必修、司書教諭・必修／資料分類法：司書・必修、司書教諭・必修／参考調査法：司書・必修、司書教諭・選択／公共図書館論：司書・必修、司書教諭・選択／学校図書館論：司書・必修、司書教諭・必修／大学図書館論：司書・選択、司書教諭・選択／情報管理：司書・選択、司書教諭・選択／視聴覚資料：司書・選択、司書教諭・選択／児童図書館論：司書・選択、司書教諭・選択

**3　社会教育主事講座**

必修：社会教育概論、社会教育方法論（総論）、社会教育行政

選択必修：教育史、教育原理、教育社会学、教育心理学、社会心理学（教育学科のみ開講）、社会教育施設（教育学科のみ開講）、図書館通論、視聴覚教育、職業教育および職業指導、成人指導および青少年指導（教育学科のみ開講）、教育調査（教育学科のみ開講）、社会教育実習

**4　取得可能な資格**

大学所定の課程を経れば、無試験で得られるもの：教員・図書館司書、学校図書館司書教諭／文学部・経済学部・外国語学部・法学部・国際関係学部（国際関係は図書館司書）

大卒後に実務経験を経て得られるもの：社会教育主事（実務経験一年以上）／全学部

大卒後に実務経験を経て得られるもの：身体障害者職業生活相談員（実務経験一年以上）／文学部教育学科
大卒後に実務経験を経て、受験資格を得られるもの：特殊教育教員（実務経験一年以上）／文学部教育学科
大卒が受験資格となるもの：税理士・社会保険労務士／経済学部・法学部
大卒が受験資格となるもの：国立国会図書館上級職員・警視庁警察官・消防官・自衛隊幹部候補生・地方公務員上級（自治体によっては、学歴不問もある）／全学部
大卒で一部試験免除となるもの：弁護士・検事・判事（司法試験）：第一次試験免除：法学部
大卒で一部試験免除となるもの：弁理士（予備試験免除）／法学部
大卒で一部試験免除となるもの：公認会計士（第一次試験免除）／経済学部
大卒で一部試験免除となるもの：不動産鑑定士（第一次試験免除）／経済学部・法学部
大卒程度で受験資格の不要なもの：国家公務員一、二種・防衛庁職員一、二種／全学部
大卒程度で受験資格の不要なもの：国税専門官・労働基準監督官／経済学部・法学部
大卒程度で受験資格の不要なもの：司法書士・裁判所事務官一種／法学部
大卒程度で受験資格の不要なもの：外務公務員上級（外交官）／経済学部・外国語学部・法学部・国際関係学部・文学部英米文学科
大卒程度で受験資格の不要なもの：外務省専門職員・国連職員（専門職員）・通訳案内業／経済学部・外国語学部・法学部・国際関係学部・文学部英米文学科
大卒程度で受験資格の不要なもの：旅行業務取扱主任者（一般・国内）／経済学部・外国語学部・法学部・国際関係学部
大卒程度で受験資格の不要なもの：家庭裁判所調査官補一種／法学部・文学部教育学科
大卒程度で受験資格の不要なもの：中小企業診断士・情報処理技術者二種／経済学部経営学科

（『大東文化大学』平成元年）

## 9　一九八〇年代の国際交流の充実

### 1　大東文化大学と北京外国語学院の相互交流に関する協定事項

大東文化大学と北京外国語学院の相互交流に関する協定事項

一九八〇年七月一一日

一、夏期中国語セミナー：

一九八〇（昭和五五）年から八四（昭和五九）年まで、夏休みに本学側の中国語学生を対象とし、北京外国語学院で中国語セミナーを開設する。

二、研修教員と研究生の交換：

（一）一九八一年（昭和五六）四月から八五（昭和六〇）年四月まで、双方で研修教員あるいは研究生の交換をおこなう。

（二）相手側が研修教員・研究生三～四名を派遣し、主として相手側の言語を学ぶ。派遣期限は二年。満期後も、双方が引き続き交換派遣する。

（三）北京側から本学へ派遣される教師は、主として日本語の研修に従事し、本学ではこれに対して、指導教師を決め研修に協力する。図書資料の閲覧や授業聴講の便宜もはかる。北京から派遣された教師は、本学の中国語学科において、毎週四時限に現代中国語（会話）の教育をおこなう。日本滞在中、本学は住居を無償提供し、医療保険（健康保険）にも加入させ、教材費および学費等は免除とする。現代中国語の教育指導にあたっては、本学の給与規定に基づき、相応の待遇を与える。

（四）本学から北京へ派遣する教師または研究生は、主に中国語の研修に従事し、北京側で指導教師を決めてその研修指導に協力するほか、図書資料の閲覧および授業聴講の便宜をはかるものとする。本学からの派遣教師または研究生は、北京日語科において、毎週六時限現代日本語の教育をおこなうことにする。中国滞在中、北京側では毎月一人につき、一四〇元人民幣を学習費および生活費として与えるものとし、授業担当の指導時間数に基づき、毎時間三元を月報酬で支給する。また、毎年別に旅行補助費として三〇〇元を支給し、学費・宿泊費・医療費および教材費は無償とすることにする。

（五）研究教員および研究生の往復の旅費費用については、それぞれの派遣する学校側が負担することにする。

三、専門家の派遣：

本学と北京外国語学院の双方は、日本語および中国語の専門家の相互派遣に原則的に合意同意し、その具体的な派遣方法は、一九八一（昭和五六）年四月の会談の折りに決定する。双方は、友好協力の精神に基づき、本学としては八一年四月に、日本語専門家一名を派遣することとした（派遣期間は二年間）。北京日語科において、日本語関係の教育活動に従事しながら、中国における外国人専門家の待遇をうけるものとする。往復の旅費費用は、派遣する側が負担する。

四、協定の実施：

（一）本協定中の各項については、満期後、双方が交流の継続を望む場合には、協議のうえで延長することができるものとする。

（二）本協定は、日・中の両国語でそれぞれ二部ずつ作成し、双方が一部ずつ所持する。二種の協定書は、同じ効力を有するものとする。

（三）本協定の解釈に不一致が生じた際には、あるいはその他協定上でなにか問題が生じた際には、双方が毎年四月の定期会議の場で、友好協力の精神に基づき、双方間の協議によって解決をはかることにする。

（四）本協定に記した各項のほか、双方はさらに図書・資料・教材等の面において、できる限りの交流をおこなうものとする。

（昭和五六年二月六日　大東文化学園理事会報告）

**大東文化大学百年史編纂委員会委員**（二〇一五年四月～現在）

委員長　中村宗悦

副委員長　谷本宗生（中巻五・六・七章執筆）

浅沼薫奈（中巻四章執筆）

荒井明夫（二〇一五年四月～二〇二五年三月）

石井寿美世

加藤普章（二〇二二年四月～二〇二五年三月）

澤田雅弘（二〇一五年四月～二〇一九年三月）

クリスティアン・W・シュパング

髙橋利郎（二〇一九年四月～）

宮瀧交二

吉田篤志（二〇一五年四月～二〇二三年三月）

事務局　一〇〇周年記念事業推進室

# 大東文化大学百年史　中

2025（令和７）年３月31日発行

編　集　　大東文化大学百年史編纂委員会

発　行　　学校法人 大東文化学園

住所　東京都板橋区高島平１－９－１

印刷　株式会社 ぎょうせい